

日野市議会会議録

平成7年第3回定例会

第18号～第26号

9月7日 開会

9月30日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1954903

平成 7 年 第 3 回 定 例 会 日 程

9 月 7 日	(木曜日)	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、 諸般の報告、議案上程、請願上程
9 月 8 日	(金曜日)	一般質問
9 月 11 日	(月曜日)	一般質問
9 月 12 日	(火曜日)	一般質問
9 月 13 日	(水曜日)	一般質問
9 月 14 日	(木曜日)	一般質問
9 月 18 日	(月曜日)	一般質問、請願上程
9 月 29 日	(金曜日)	審査報告
9 月 30 日	(土曜日)	議案上程

平成 7 年
第 3 回定例会 日野市議会会議録目次

○9月7日 木曜日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会 期 の 決 定	5
行 政 報 告	5
諸 般 の 報 告	7

（設置・選任）

日野市議会平成6年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選 任について	7
--	---

（議案上程）

議案第47号	東京市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の増減及び東京市町村総合事務組合規約の変 更に関する専決処分の報告承認について	7
議案第48号	平成6年度日野市一般会計決算の認定について	9
議案第49号	平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認 定について	10
議案第50号	平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算 の認定について	10
議案第51号	平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定 について	10
議案第52号	平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定 について	10
議案第53号	平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認 定について	10

議案第54号	平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定について	10
議案第55号	平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について	10
議案第56号	第3次日野市基本構想の制定について	12
議案第57号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第58号	日野市市民農園条例の制定について	34
議案第59号	平成7年度日野市一般会計補正予算(第1号)	41
議案第60号	平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	60
議案第61号	平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	60
議案第62号	平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第1号)	64
議案第63号	市道路線の一部廃止について	65
議案第64号	市道路線の廃止について	65
議案第65号	市道路線の認定について	65
議案第66号	消防ポンプ自動車の買入れについて	67
(報告)		
報告第7号	平成6年度日野市土地開発公社決算の報告について	74
報告第8号	平成6年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について	78
報告第9号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について	79
(請願上程)		
請願第7-10号	衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情	80
請願第7-11号	多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願	80

請 願 第 7 - 12号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情	80
請 願 第 7 - 13号	中ホール建設に関する陳情	80
請 願 第 7 - 14号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情	81
散 会		81

○9月8日 金曜日（第2日）

出 席 議 員	83
欠 席 議 員	83
出 席 説 明 員	84
議 事 日 程	84
開 議	85

（一般質問）

夏井明男議員

1. 信号機新設と改良の要望	85
2. 日野駅新改札口設置 —— 朝の通勤・通学者の動向を中心に ——	91
3. 多摩平団地附近の交通事故防止対策	94

橋本文子議員

1. 国まで巻き込んだ罰金騒動、ごみ処理の水質データ開示について問 う	98
2. 6月議会で行った西平山区画整理についての一般質問で生じた疑問 について再び問う	113
3. 在宅痴呆高齢者の24時間ケアシステムを急いでつくれ	116

小島 久議員

1. 市長は本当に組織改正をする意志があるのかを問う	120
----------------------------	-----

田原 茂議員

1. 高齢者の皆さんが安心して暮らせるように市の施策を問う！	134
--------------------------------	-----

散 会	151
-----	-----

○9月11日 月曜日（第3日）

出席議員	153
欠席議員	153
出席説明員	154
議事日程	154
開議	155

（一般質問）

奥住日出男議員

1. 多摩川苑福祉ゾーン計画の進捗状況について問う	155
---------------------------	-----

馬場繁夫議員

1. 容器包装リサイクル法への取り組み等について問う	164
2. いまだに進まぬ防災体制を問う	174

天野輝男議員

1. 街づくりの進め方で森田革新市政の誤りはないか？	187
2. 教育行政の進め方につき問う 教育指導要領・国際化への対応	199

沢田研二議員

1. 学校給食の運営について問う	204
------------------	-----

散会	227
----	-----

○9月12日 火曜日（第4日）

出席議員	229
欠席議員	229
出席説明員	230
議事日程	230
開議	231

（一般質問）

執印真智子議員

1. ごみ減量は“緊急課題” —— 誰もが週1リサイクルの町を！	231
2. 水は命 —— 災害時、市民が水を手にするために ——	239
3. 「日野市女性行動計画への提言」を受けて、市はどう変わるか	251

中谷好幸議員

1. 住み慣れたところで、安心して暮らしつづけることができるまちへ
—— 「高齢者保健福祉計画」の現段階と課題について —— 256

佐瀬昭二郎議員

1. 『容器包装リサイクル法』に対し自治体が言うべきこと 280
- 散 会 305

○9月13日 水曜日（第5日）

- | | | |
|-------|-------|-----|
| 出席議員 | | 307 |
| 欠席議員 | | 307 |
| 出席説明員 | | 308 |
| 議事日程 | | 308 |
| 開 議 | | 309 |

（一般質問）

竹ノ上武俊議員

1. 日野市の「生涯学習」の到達点と将来について 309
2. 歩道の草刈りの時期について 327

内田 勲議員

1. ゴミの自区内処理方法を提案する
—— 谷戸沢ゴミ処分場に頼るのも限界がある —— 330

鈴木美奈子議員

1. 多摩平団地の建て替えは、家賃問題をはじめ、住民の居住権を守
れと問う 355
2. 戦後50年・被爆50年とフランス、中国の核実験について市長の見
解を問う 370

板垣正男議員

1. 水害の解消にむけていっそうの努力を
 - (1) 多摩平6丁目の水害
 - (2) 新町姥久保都営住宅周辺の水害
 - (3) その他 375
- 散 会 397

○9月14日 木曜日（第6日）

出席議員	399
欠席議員	399
出席説明員	400
議事日程	400
開議	401

（一般質問）

菅原直志議員

1. ごみとどう付きあうか（その2）	401
2. 新たな防災システムを構築せよ！	416

土方尚功議員

1. 万願寺土地区画整理に関連して問う	423
---------------------	-----

米沢照男議員

1. 遊休地の有効活用について	434
2. 自転車置場の立体化について	439
3. 日の出町谷戸沢処分場問題について	441

旗野行雄議員

1. 西平山区画整理の諸問題について	451
--------------------	-----

散会	469
----	-----

○9月18日 月曜日（第7日）

出席議員	471
欠席議員	471
出席説明員	472
議事日程	472
開議	475

（一般質問）

小川友一議員

1. 七生土地改良区の解散事務の経過及び河川管理条例の必要性について	475
2. 当面する行政課題の進捗状況について	485

佐藤洋二議員

1. 西豊田駅誘致など、JRへの請願事項の一日も早い実現に向け 498
2. 西平山土地区画整理について 516

江口和雄議員

1. 雨水処理と下水道事業計画について問う 524
2. リサイクル事業と市民の協力について 538

渡邊馨鴻議員

1. 子どもたちの生活・教育環境の抜本的改善を 546
2. おとしよりや障害者にやさしい街路を 554
3. 防災体制を根本的に見直し、具体的な改善計画を 561

(請願上程)

請 願 第 7 - 15 号	J R 日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願	567
請 願 第 7 - 16 号	日野市に難聴教室の設置を求める請願	567
請 願 第 7 - 17 号	フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情	567
請 願 第 7 - 18 号	日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の募集の改善に関する請願	567
散 会		568

○9月29日 金曜日(第8日)

出 席 議 員	569
欠 席 議 員	569
出 席 説 明 員	570
議 事 日 程	570
開 議	575

(議案審査報告)

(総務・文教・厚生・建設)

議 案 第 59 号	平成7年度日野市一般会計補正予算(第1号)	575
	(総務委員会)	
議 案 第 1 号	日野市環境基本条例について	577
議 案 第 56 号	第3次日野市基本構想の制定について	611

議案第57号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について	611
議案第66号	消防ポンプ自動車の買入れについて	611
	(厚生委員会)	
議案第62号	平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算 (第1号)	612
	(建設委員会)	
議案第58号	日野市市民農園条例の制定について	613
議案第60号	平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正 予算(第1号)	621
議案第61号	平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	621
議案第63号	市道路線の一部廃止について	622
議案第64号	市道路線の廃止について	622
議案第65号	市道路線の認定について	622
	(一般会計決算特別委員会)	
議案第48号	平成6年度日野市一般会計決算の認定について	623
	(特別会計決算特別委員会)	
議案第49号	平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認 定について	641
議案第50号	平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算 の認定について	641
議案第51号	平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定 について	641
議案第52号	平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定 について	641
議案第53号	平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認 定について	641
議案第54号	平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定に ついて	641
議案第55号	平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算	

	の認定について	641
(取り下げ)	(総務委員会)	
請 願 第 6 - 51号	永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求め る陳情	647
	(建設委員会)	
請 願 第 6 - 61号	多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野 市「調整部会」に反映させるための請願	648
(請願審査報告)	(総務委員会)	
請 願 第 6 - 12号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情	648
請 願 第 6 - 13号	真に国民のための公共事業を求める陳情	648
請 願 第 7 - 7号	定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する 議会決議を求める陳情	648
請 願 第 7 - 10号	衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に 関する陳情	649
請 願 第 7 - 15号	J R日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関す る請願	650
請 願 第 7 - 17号	フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実 験の中止を求める決議に関する陳情	650
	(文教委員会)	
請 願 第 7 - 12 号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫 負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める 陳情	651
請 願 第 7 - 14 号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳 情	651
請 願 第 7 - 16 号	日野市に難聴教室の設置を求める請願	651
	(厚生委員会)	
請 願 第 6 - 22 号	日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施 設の建設に関する請願	652
請 願 第 6 - 37 号	犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対 する助成金制度の確立のための陳情	653
請 願 第 6 - 44号	保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもと	

	める陳情	653
請 願 第 6 - 63号	日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める 請願	654
請 願 第 7 - 3号 (継続審査)	トレーニング室設置に関する請願 (総務委員会)	654
請 願 第 6 - 34号	日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情	655
請 願 第 7 - 9号	大震災発生時に直ちに緊急出動し得るよう、 飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要 員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置すること に関する請願 (文教委員会)	655
請 願 第 6 - 46号	学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願	656
請 願 第 7 - 18号	日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の 募集の改善に関する請願 (厚生委員会)	656
請 願 第 6 - 54号	診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の 経営基盤安定化のための陳情	656
請 願 第 7 - 1号	障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善 と充実を求めている意見書提出等に関する陳情	656
請 願 第 7 - 2号	お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願	656
請 願 第 7 - 13号	中ホール建設に関する陳情 (建設委員会)	656
請 願 第 6 - 15号	程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関 する請願	657
請 願 第 6 - 47号	豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する 請願	657
請 願 第 6 - 57号	減歩の諸点について見直して下さいの陳情	657
請 願 第 6 - 58号	住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補 償を主とするようにして下さいの陳情	657
請 願 第 6 - 59号	3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を 確保してつけ換地に充当して下さいの陳情	657

請 願 第 6 - 64号	清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願	657
請 願 第 7 - 11号	多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市 「調整部会」に反映させるための請願	657

(継続審査議決)

議会運営委員会の継続審査議決に関する件	657
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	658
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	658
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	658
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件	658
会 期 の 延 長	659
延 会	660

○9月30日 土曜日(第9日)

出 席 議 員	661
欠 席 議 員	661
出 席 説 明 員	662
議 事 日 程	662
開 議	665

(議案上程)

議 案 第 67 号	日野市教育委員会委員の任命について	665
議 案 第 68 号	人権擁護委員の推薦について	665
議員提出議案第10号	日の出町谷戸沢処分場に関する意見書	666
議員提出議案第11号	中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求め る決議	666
議員提出議案第12号	定住外国人への地方参政権を求める意見書	667
議員提出議案第13号	真に国民のための公共事業推進を求める意見書	667
議員提出議案第14号	日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施 設の建設を求める意見書	667
議員提出議案第15号	保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求め る意見書	668
議員提出議案第16号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国	

	庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求め	
	る意見書	668
閉	会	669

9月7日 木曜日 (第1日)

平成7年 第3回定例会 日野市議会会議録 (第18号)

9月7日 木曜日 (第1日)

出席議員 (29名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

27番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
水 道 部 長	土 方 重 男 君	病院事務長	高 野 英 男 君
教 育 長	園 田 匠 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
社会教育部長	加 藤 侃一郎 君	代表監査委員	星 野 幸 夫 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 田 中 住 枝 君

議 事 日 程

平成7年9月7日(木)

午 前 10 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 諸般の報告

(設置・選任)

日程第 5 日野市議会平成6年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任
について

(議案上程)

日程第 6 議案 第 47 号	東京市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び東京市町村総合事務組合規約の変更に 関する専決処分の報告承認について
日程第 7 議案 第 48 号	平成6年度日野市一般会計決算の認定について
日程第 8 議案 第 49 号	平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定 について
日程第 9 議案 第 50 号	平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の 認定について
日程第 10 議案 第 51 号	平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定に ついて
日程第 11 議案 第 52 号	平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定に ついて
日程第 12 議案 第 53 号	平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定 について
日程第 13 議案 第 54 号	平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定につ いて
日程第 14 議案 第 55 号	平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の 認定について
日程第 15 議案 第 56 号	第3次日野市基本構想の制定について
日程第 16 議案 第 57 号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 17 議案 第 58 号	日野市市民農園条例の制定について
日程第 18 議案 第 59 号	平成7年度日野市一般会計補正予算(第1号)
日程第 19 議案 第 60 号	平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号)
日程第 20 議案 第 61 号	平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第 1号)
日程第 21 議案 第 62 号	平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第 1号)
日程第 22 議案 第 63 号	市道路線の一部廃止について

日程第 23	議案	第 64 号	市道路線の廃止について
日程第 24	議案	第 65 号	市道路線の認定について
日程第 25	議案	第 66 号	消防ポンプ自動車の買入れについて
(報告)			
日程第 26	報告	第 7 号	平成 6 年度日野市土地開発公社決算の報告について
日程第 27	報告	第 8 号	平成 6 年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について
日程第 28	報告	第 9 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
(請願上程)			
日程第 29	請願	第 7 - 10 号	衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情
日程第 30	請願	第 7 - 11 号	多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願
日程第 31	請願	第 7 - 12 号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情
日程第 32	請願	第 7 - 13 号	中ホール建設に関する陳情
日程第 33	請願	第 7 - 14 号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 33 まで

午前10時16分 開会

○議長（福島盛之助君） これより平成7年第3回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

15番 土 方 尚 功 君

16番 天 野 輝 男 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る9月4日、午後2時から議会運営委員会を開催いたしました。議案・請願の取り扱い、日程などを協議の結果、会期は本日より9月29日までの23日間と決定いたしました。

議案、日程の状況につきましては、お手元に配付しました資料のとおりであります。

なお、理事者側より追加議案の上程を予定しているとのことであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月29日まで期日23日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日より、本年第3回定例会をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

行政報告を申し上げます。

先の定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より4件の報告を行い、他は提出資料をもって代えさせていただきます。

1 消防署多摩平出張所の移設先について

多摩平四丁目3番地に所在する日野消防署多摩平出張所を、市立病院建替用地の確保と消防施設の適性配置を目的として移設するため、西平山土地区画整理地内の市有地を予定し、地元説明を進めてまいりました経過はこれまで議会に報告したところであります。

この度、東平山三丁目1番地の旧国鉄官舎跡地約1,100㎡を当てることで、地元の了解が得られたことを改めてご報告いたします。

すでに、東京消防庁には庁舎建設の予算計上につき申し出を行いましたが、今後も緊密に連絡をはかりながら移設事業を進めてまいります。

2 日野ケーブルテレビ株式会社の設立情報について

先般、日野ケーブルテレビ(株)の代表者より本年6月9日付けで、郵政省から有線テレビ放送施設の許可を受け、来年7月の開局に向け事業を開始する旨の報告と挨拶を受けました。

マルチメディア時代に向かい、日野市域を特定する情報サービスの役割を果たす民間事業として、今後要望事項等についても検討を進める考えであります。

3 教育委員会に検討を託した事項について

(1) 生涯学習部の組織改正

社会の成熟にとともに、生きがいや自己実現など人間性豊かな生活を求める市民意識の高まりとともに、生涯学習社会への対応が求められております。

このような社会変化に応じるため、現在の社会教育部を生涯学習部に変更することについて、検討を進めてまいります。

(2) 日野第四小学校の将来像について

日野第四小学校の学区は、万願寺土地区画整理事業の進行と交通路の整備により、人口増に伴う児童生徒の増加が予想され、その対応を早くより検討する必要があります。

このような背景のなかで、区画整理地内の換地によって予定されている校地に第四小学校を改築し、現在の校舎と運動場を一般市民の文化・スポーツ施設として活用することが考えられます。

全市的な視野から将来像を展望し、検討すべき課題と考えております。

4 商工会事務所の対策について

現在の日野市商工会事務所の指導対策につき検討してまいりましたが、都市計画道路 3・3・4号線、多摩平陸橋通りであります、沿いの新都市建設公社所有地多摩平七丁目23番地の2を移設先に当てることにより、関連する施策を同時に解決する目途が立ちました。

それは、本市が当該地番の宅地1,612㎡を公共用地として確保することを予定し、その中の528㎡を平成8年度予算で取得して商工会に貸与することとし、その土地に商工会は自前で設計・建築を行う方法であります。

併せて、東豊田二丁目に所在する現在の商工会事務所の土地・建物は、市が買収して東豊田地区センターとして活用する考え方であります。

以上、主要な行政事項4点につきご報告申し上げ、議会のご理解、ご指導をお願いする次第であります。

○議長（福島盛之助君） 収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第5、日野市議会平成6年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑・討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、日野市議会平成6年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、東京市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び東京市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました議案第47号について提案理由を申し上げます。

本議案は、組合を組織する地方公共団体のうち、「秋川市」と「五日市町」の合併により、同市町が脱退し、新市「あきる野市」が加入するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成7年8月10日付けをもって専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） それでは議案第47号、東京市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び東京市町村総合事務組合同規約の変更に関する専決処分の報告承認について御説明申し上げます。

本議案は、東京市町村総合事務組合を組織いたします地方公共団体のうち、秋川市と五日市町が合併し、新しいあきる野市の誕生に伴いまして、組織する地方公共団体の数の増減と規約の変更をいたすものであります。

規約の一部改正につきましては、新旧対照表により御説明させていただきたいと思っております。

4ページ、5ページをお開き願います。4ページの第1表でございますけれども、別表の第1でございますけれども、これは組合を組織する地方公共団体の数といいますか、が示されてございます。秋川市及び五日市町を削りまして、あきる野市を挿入するものでございます。これによりまして、旧では27市6町8村でございましたのが、27市5町8村になるわけでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。別表第3は、この組合の議員となる市町村長の選挙区の内訳でございますが、第2区及び第3区の組織市町村を改めるものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきたいと思います。規約の附則でございますけれども、施行日の東京都知事の許可の日を、平成7年9月1日といたしておりました。したがって、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分とさせていただきます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第47号、東京市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び東京市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員　登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君）　議案第48号、平成6年度一般会計決算審査の結果について御報告申し上げます。

平成6年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書及び関係附属書類等について、板垣監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め、関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め、関係附属書類の係数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成6年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適性に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適性に執行されているものと認めました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定をお願いするものであります。

議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上7議案につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君） 決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第49号、平成6年度日野市国民健康保健特別会計決算、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上7件の特別会計の決算審査につきましても、一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書及び関係附属書類等について、板垣監査委員とともに慎重に審査を実施いた

しました。また、部課長を初め、関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め、関係附属書類の係数は関係諸帳票及び証書類といずれも符号し、また年度末及び出納閉鎖日における平成6年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適性に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適性に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第56号、第3次日野市基本構想の制定、議案第57号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第56号、第3次日野市基本構想の制定について。

本議案は、第2次基本構想の目指す都市像、「緑と文化の市民都市」の理念を引き継

ぎ、21世紀を展望する総合的な政策の展開を図るため、地方自治法第2条第5項の規定に基づき、第3次日野市基本構想を制定するものであります。

議案第57号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市職員の定数を1,608名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは議案第56号、第3次日野市基本構想について御説明申し上げます。

第3次基本構想につきましては、平成6年第1回定例会に提案させていただき、御審議をいただいたところでございますが、その制定するに至らなかったところでございます。このため、基本構想案の見直しを行いまして、ここに改めて御提案申し上げるものであります。

見直しに当たりましては、旧案の構成を基本としつつ、これまでの議会の審議をとおり、いただいた御意見等に留意し、福祉問題や環境問題などに重点を置き記述いたしましたところでございます。

また、日野市としての特色をできるだけ表現できる記述に心がけたこと、それから最近の社会経済の急速な変化に対応した行政課題についても記述を補ったこと、それから基本構想の構成の冒頭部分に当たります策定の背景、あるいは基本構想の目的等についての記述を整理をし、全体の、それぞれ背景・目的に沿った内容に記述を整理いたしました。また、文章につきましては、できるだけわかりやすい表現となるように留意をするということで見直しをいたしました。

さて、日野市では1971年、昭和46年、第1次基本構想を、1982年、昭和57年に第2次基本構想を策定をいたしました。第2次基本構想では目指す都市像を、「緑と文化の市民都市」と定めまして、施策の展開の基本的な指針としてまいりました。この第2次基本構想も10年を経過し、今、既に目標年次を経過しているところでございます。この間オイルショックを初め、いろいろな社会情勢の急速な変化があり、経済の高度成長から安定成長へと移るなどしてまいり、これに伴いまして市民の意識も、また価値観も、量から質へ、あるいは物の豊かさから心の豊かさへと変化をしてまいりました。また、生活水準の向上とか、自由時間の増大といったことに伴い、市民ニーズは多様

化し、高度化をし、さらに市民生活においてもゆとりや潤いを求める声が一段と高まってまいりました。さらに、日野市を取り巻く社会情勢も見てみますと、高齢化社会の進展、あるいは地球規模の環境問題、それから国際化社会の進展、高度情報化社会の進展など、新たな施策の展開が求められているという状況にもございます。

今回の第3次基本構想では、第2次基本構想で定めました目指す都市像、「緑と文化の市民都市」の理念が、市を取り巻く情勢の中でますます重要な意味を持つものと考え、第3次基本構想においては、この都市像を引き継ぎつつ、時代にふさわしい新たな視点に立ちつつ検討を進め暗闘いたしました。

それでは、基本構想の中身について、概略、御説明をさせていただきます。

議案第56号の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページから第1章、第3次基本構想に向けて、ということで、第1節は第3次基本構想策定の背景、ということで、現在の市の状況における基本構想を制定する上での背景について記述をさせていただいております。

高齢化社会の進展について、につきましては、高齢者の生きがい対策、医療・福祉対策、生涯学習対策など、広い分野における新しい施策の展開が必要だということでございます。

それから、地球規模の環境行政、につきましては、地球規模の環境問題といえども、一般の市民の日常消費生活からの影響が少なくないということから、いわゆるライフスタイルの転換等が求められているというふうなことで述べさせていただいております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。国際化社会の進展についてでございます。我が国の外国との交流は、いろいろな方面で非常に広まってきておるところでございますけれども、先進国としての国際貢献、人権や平和を尊重した国際交流が求められているということでございます。

それから、高度情報化社会の進展につきましても、いわゆるニューメディアと言われるものが産業界の分野だけではなく、一般の家庭にも大きなかわりを持つようになりつつあると。そうした中でプライバシーの保護等にも配慮をしていかなければならないということで述べさせていただいております。

第2節は、基本構想の目的についてでございます。5ページの中ほど、第2節の最終の段落に目的を要約してございますが、先ほども冒頭で申し上げましたとおり、第3次基本構想は、21世紀初頭に向けて、目的とすべき将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものですが、第2次基本構想で設定された都市像の理念は、当市を取

り巻く状況の中ますます重要な役割を担っています。第3次基本構想の策定にあたっては、この都市像の理念を引き継ぎ、総合的な展開を図ることを目的といたします、ということでございます。

目標年次と想定人口については、そこに記載のとおりでございます。

6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。第2章が目標とする都市像でございます。第1節、日野市の都市像と三つの要素ということで、目指す都市像とそれを支える三つの要素を定めております。都市像として、「緑と文化の市民都市」、三つの要素といたしまして、「緑と清流と太陽の都市」、「文化とうるおいの都市」、「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」ということでございます。それぞれ三つの要素について6 ページ、7 ページにかけて都市像を支える三つの要素の意義づけについて述べていただいているところでございます。

7 ページの下の方になりますが、第2節、都市像の実現をめざす5本の柱、ということで、第1の柱「生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち」、第2の柱「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」、それから第3の柱「自然と調和する安全・快適なまち」、第4の柱「活気ある産業と豊かな生活のまち」、第5の柱「参加と連帯でつくる市民自治のまち」というふうに定めさせていただいております。この中で第4の柱「活気ある産業と豊かな生活のまち」の部分につきましては、第2次基本構想といいますか、旧案の中で「豊かな消費のまち」というふうになってございましたものを「豊かな生活のまち」というふうに変更をさせていただいております。

第3章、施策の大綱の部分でございますが、この部分はそれぞれ五つの柱に沿った基本的な方向を示すものでございます。第一節の部分につきましては、8 ページの中ほどから、一つに、人権を保障する地域福祉をめざして、ということで、次に2 番目としまして、社会的に弱い人々の生活と権利をめざして。ここでは高齢者、子供、心身に障害を持つ人々といった方々の生活と権利を目指しての基本的方向について述べていただいているところであります。

9 ページ、3 番目が、健康で安心して暮らせる保健・医療をめざして、ということで、保健・医療の分野についての方向を示したものでございます。

9 ページ中ほどから第2節、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」の部分でございます。一つに、子供たちが楽しくのびやかに育つ幼児教育をめざして。それから2 番目に、すこやかな発達と明日をひらく小・中学校教育をめざして。ここでは幼稚園教育、あるいは小・中学校教育等についての方向性を述べております。

次の10ページに移らせていただきます。10ページ、3、地域の教育文化を高め豊かな人間形成をめざして、ということで生涯学習体系の確立、それから社会教育等の充実発展、そういったことについての基本的方向を示すものでございます。4番目に、身近で楽しめるスポーツ・レクリエーション、ということで、スポーツ・レクリエーション機能の施設が重要であり、そうした施設等の整備を進めてまいりたいという方向を示したものでございます。

それから第3節、「自然と調和する安全・快適なまち」でございますが、10ページの少し下の方になりますが、1番目に、水と親しみ、緑あふれるまちをめざして、ということで、自然との触れ合いを重視した施策の展開についての方向を示すものでございます。2番目に、地域性を活かし調和のとれた土地利用計画をめざして、という部分でございますが、ここにつきましては日野市の土地利用の状況から大きく三つに地域を分け、それぞれの方向性について述べるとともに、主要駅の、当市の三大ターミナルという性格を持っており、ということで、こうした整備の方針について述べたものでございます。

それから3番目に、住みよいまちへの基盤づくりをめざして、ということで、道路の建設、あるいは区画整理事業等の面的な開発、そうしたもの等についての基本的な方向を示したものでございます。次に、4番目としまして、災害のない安全なまちをめざして、ということで、地域のコミュニティや近隣同士による防災体制といったものが、災害時の初動体制として有効な組織であるという観点からの基本的な方向を示してございます。それから5番目、公害のないリサイクル型の快適なまちをめざして、ということで、環境保全といいますか、資源のリサイクル、あるいはごみの減量化と、そうしたものについての基本的な方向を示したものでございます。

それから第4節、「活気ある産業と豊かな生活のまち」の部分でございます。13ページに移らせていただきますが、1番目に、市民の豊かな食生活と快適なまちをめざして、ということでございます。それから2番目に、地域の活性と市民生活にねざした商工業・観光を育てるまちをめざして、ということでございます。それから3番目、勤労者と生活者の権利の確立をめざして、という部分でございます。この部分では、近年、いわゆる生活者の視点での行政ということが注目されてきておるところですけれども、いわゆる消費者行政の観点につきましても、ここに示してございますとおり、単なる消費者としてではなく、生活者として行動する市民といいますか、そうした中で消費生活をとらえていくべきだという方向で示してございます。

第5節、「参加と連帯でつくる市民自治のまち」の部分でございますが、ここは、1番目に、市民自治に基づくまちづくりを進めるために。それから、民主的・効率的な市政の運営をめざして。それから、自治権の確立をめざして、という3点について基本的方向を示させていただいております。ここの部分では、コミュニティ関係から市の行財政への考え方まで、ちょっと幅広くなっておりますが、そうしたものの基本的方向を示してございます。

それでは、15ページ以降は第4章ということで、施策の体系という形で、それぞれ5本の柱に対応いたします施策を体系的にお示ししたものでございまして、この中で16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。ここの、16ページの3、「自然と調和する安全・快適なまち」の3-1のところの、幾つか項目がございまして、その中で、水と緑のネットワークづくり、という項目がございまして。これにつきましては、従来の案では、水辺のネットワークづくり、というふうになっておりましたが、やはり生物の生育環境といいますか、そうしたものは水辺のみならず陸との一体化といいますか、そうしたネットワーク、そうしたものをとらえていかなければならないということで、このような表現にさせていただきました。

それから、同じ16ページの下の方の4のところにつきましては、先ほど御説明させていただきましてとおり、豊かな消費のまち、とあったものを、豊かな生活のまち、というふうに変えております。

17ページに行きまして、それに伴いまして4-3の、勤労者と生活者の権利の確立をめざして、というのがございまして。ここも従来の案では、勤労者と消費者の権利、というふうになっていたところでございまして。それから、そのすぐ下に、2行ほど先、安心できる生活環境、という言葉がございまして。ここにつきましては、旧案では、安心できる消費生活、というふうに記述をいたしていたところでございまして。それから、さらに、5の「参加と連帯」の部分ですが、5-1の、各項目がございまして、4番目の、男女共同参画社会の推進、というものがございまして。これにつきましては、旧案では、女性の社会参画の促進、というふうになっていたものを、男女共同参画社会、ということに表現を変えているところでございまして。

以上、簡単ですが、御説明にかえさせていただきます。よろしく御審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） それでは議案第57号、日野市職員定数条例の一部を改正

する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、平成9年度に予定されます保健所業務の市への移管に伴う病院の確保及び児童館の新設、また市立病院における医療サービスの改善など、市民要望に即した行政の計画的執行を図るため、職員定数の増員をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。職員定数でございますが、現行職員定数は1,598名でございますが、これに10名を追加いたしまして1,608名に改めるものでございます。

内容的には、行政部門の職員の増員では、平成9年4月1日から予定されます母子保健法及び栄養改善法に基づく保健所業務の移管及び（仮称）神明児童館の新設に伴います要員でございます。

この保健所業務の移管に伴う要員につきましては、5名の増員を予定しております。また、新設の児童館につきましては3名でございます。合わせて8名の増員が必要でございますが、このうち2名につきましては、現在の数の中から病院建設担当職員を病院部門への定数に振り替えいたしまして、なお残る3名につきましては、現行定数内でやりくりしてというものでございます。

次に、病院部門の増員でございますが、医療サービスの向上のため、医師及び医療技術職員の増員と、さきに申し上げました、病院建設担当職員の振り替えによります増員でございます。

次に、付則の改正でございますが、これまで医師、看護婦等の慢性的定数不足のため、病院部門の職員の定数の特例といたしまして、いわゆる弾力条項を設けておりましたが、現在労働条件の改善等を図った結果、看護婦職が常時定数を確保できる状況になっておりますので、これを削除しまして特例措置を廃止するものでございます。

次に、改正の条例の付則について御説明申し上げます。恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思います。付則の第1項は施行期日を定めたものでございますが、この条例は、さきに申し上げましたように、平成8年4月1日から施行します病院部門の職員の定数の特例条項を除いて、公布の日から施行するように定めたものでございます。第2項につきましては、経過措置でございます。病院部門の職員の定数の特例につきましては、平成8年3月31日をもって時限が切れるということになっております。しかし、平成8年4月1日の時点で、なおこの特例措置のために定数を超えている場合には、助産婦・看護婦等が退職などをするることにより、この定数を超えなくなるまで、現在の超えた定数をもって定数とするという経過措置でございます。

なお、この定数条例の改正の取りまとめでございますが、全庁的な各部ごとに部長を中心といたしまして、部内の現状と今後の事務量等の把握に努めまして、総務部におきましてヒヤリングを行い、集約をし、最終的には職員組合とも協議を行って提案いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　まず、第56号の基本構想に関してなんですが、登記資料がこの資料の中で合わせて出てきているんですが、今後ともこの資料については、この、今出されている資料だけで、だけでというか、別冊のような形では考えておられないのかどうか、まず1点目確認したいと思います。

それから、あわせて、前回以降いろいろ改正した部分が、口頭で今説明されたわけなんですけれども、ほかの項目でいろいろ改定があった場合には、この部分を変えました、というようなことのアンダーラインを引いてわかりやすくするとか、これは両方見比べて熟読すれば十分理解できることかもしれませんが、基本構想という非常に大事な分野でございますので、もし、そういうことが可能であれば、そういうふうにして、まず討議する側にも十分理解できるような形で進めるべきではないのかなと。そして、できることならば、きょう一部説明がございましたけれども、変更された部分についての表示とあわせて、その若干の解説なども加えるぐらいな慎重な取り扱いがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、この辺について、どのようなお考えをされているのか。

それから、もう1点、前回提案をされて、そして今回新たに提案という形になったわけなんですけれども、当然前回否決をされたには、それなりの指摘事項もあったわけなんです。庁内として、それらの指摘事項に対してどのような調整がされたのか。それからあわせて、当然いろいろな指摘があったわけなんですけれども、それらの議会との調整といいましょうか、問題を指摘された部分に対しての調整といったものは、それなりの時間をかけてやられてきたのかどうか。以上について、まず確認をしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　資料につきましては、この議案の形のものを別冊にということですので、可能だというふうに思います。

それから、新旧対照ということで、条例等の改正ですと、そういった形の、いわゆ

る新旧といえますか、そういう対照ができるわけですが、今回につきましては、この部分をこういうふうに改正という形にちょっとおりませんので、両方の文を左右に対照して見れるといえますか、そうした資料については可能でございますので、用意をいたしたいというふうに思います。

文面につきましては、かなり全面的に変わっている部分が多いものでございますから、アンダーライン等でこの部分がこう変わったというふうな表示をすると、結果的に非常に見にくいといえますか、それほどわかりやすくないということがございますので、それぞれに位置を合わせた資料は可能だというふうに思います。そのような用意をさせていただきたいと思います。

それから、その後の、今回提案をさせていただいております案の内容についての調整につきましては、私どもも第3次基本構想はできるだけ早く制定をして、今後の行政運営に支障がないようにしてまいりたいというふうに考えまして作業を進めたわけですが、その中で、これまで審議の中でいただいた御意見、そうしたものはその審議の過程の中でも検討といえますか、内部での検討もし、進めてきておりまして、さらに今回案をお示しするに際しまして、事務局側で用意しました案について、それぞれもとの案を作成をいたしました推進チーム、あるいは調査チーム等にも、短期間ではございましたけれども、議論をしていただき意見を求め、庁内の部長職を初め、組織を通じての意見照会もさせていただき、調整をしたところでございます。そうした中で、この部分がこれ、という個々の御意見ごとの1対1対応的な御説明は難しいわけですが、全体としまして、行政側としましてはその立場で、それぞれの立場で見直しを図り、議会の中の委員会等でいただいた御意見も反映して案を用意させていただいたということでございます。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

1点目、2点目につきましては、その方向で準備可能ということでございますので、ぜひ、わかりやすい、議論ができるような資料として提出していただければと思います。

それから、3点目につきましては、何といたしまして、この基本構想的なものが何年とも言ったら語弊がありますが、空白が長ければやっぱりおかしい状況でありますので、できるだけこれから委員会に付託されて論議をされると思いますが、そういった論議がスムーズにいくためには、やはりそういう事前の調整といいたしめようか、取り組みが必要ではないかということで、改めて確認をさせていただきました。ぜひひとつスー

ズな論議を期待したいと思います。

それから、第57号も一緒によろしいんですか、議長。

○議長（福島盛之助君） はい、どうぞ。

○11番（沢田研二君） 第57号の職員定数の関係でございます。これは従来も、この職員定数条例の改定のときには再三申し上げているんですが、今、口頭での説明でもその趣旨なり、それなりの努力をしたと、全庁的な討議をした結果、こういう形での提案をするんだということの説明もございました。ただ、今、世の中全体の動きを見ましても、とても人ひとりたりともふやすような方向ではなくて、むしろいかにして人を減らして、そして中身をよりアップさせるかという、そういう事態なわけです。これはもう行政といっても、まさにその財政背景からすると言うまでもない話だと思うんですが、それぞれの理由は十分理解できるとしても、全体の1,600名近い、今までの定数1,598名ですが、この枠の中で本当にこれだけの調整ができないのかどうか、トータル定数の中で、それは職種が違いますので頭数だけではもちろんうまくいかないことは十分承知しておりますけれども、この時期に増はないんじゃないの、と言いたいのが本音でございます。

いろいろこう工夫、努力をした結果だと言うんですが、こういう部門あいう部門でこれだけ人の調整をした、そしてその結果がこうなんだというのを前回の定数増のときにも申し上げたと思うんですが、そういうものをやっぱり議会にも理解してもらうように、また、それはひいては市民に対しての理解ということになるわけですから、ぜひ、そういう必要で今回の定数増がどうしても必要なんだということの説明をしていただきたいと思うんですね。今、この内容がともあれ、今、この時期に増ということが出回りますと、一体市は何を考えているんだということの以前に、議員、お前たちは一体何を考えているんだ、ということにもなりかねませんので、ぜひ、その辺の資料が準備できるのであれば、それを添えて論議していただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問にございましたように、現況の中では定数増、つまり人件費の増というのは、なかなか難しいという状況でございます。そういう背景が当然あるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、新しい事務等につきまして、これは増になるわけですが、これを吸収する、1,600からの人員で吸収するということに努めてきております。これまでの事務量の見直し等を行いましてやってきており

ます。

行政サービスは、どちらかというと、やはりマンパワーでございます。したがって、人の数が必要とされておりまして、今回につきましても90名からの人が行政サービスには追加・必要ではないかというような議論も出たわけでございます。しかし、できるだけ効率的にしていこうというようなことの中で、部門によってはマイナスをさせていただいたりして、それで結果的には定数増をしないで済ますことができれば一番よかったんですが、どうしてもこの一般行政部門3名、病院部門7名ということは、最終的な結果として出たわけでございます。

また、総務委員会におきまして、その内容についての資料等は御提出したいと、こういうふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） それでは、質問をさせていただきます。

昨年の12月の定例会で、日野市の第3次基本構想は認定ができなかったわけです。その後、行政側におきましては議会の、当然、先ほどの答弁の中でも委員会の質疑は踏まえてというような形で答弁がございましたが、否決した理由意見を述べた上で認定をしなかったわけですが、そういう部分を踏まえて、どう検討をされてきたのか。と同時に、具体的に、いつから検討を進めてきたのか、検討状況のプロセスをもう少しわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 今回御提案をさせていただいております基本構想の案につきましては、今、議員の方から御指摘がありましたとおり、昨年の12月の議会で既に提案をさせていただいた案を制定できなかったという経過でございます。その中で否決をするについては、それぞれ御意見をいただいております。先ほども申し上げましたとおり、基本構想の記述内容につきましては、それぞれ御指摘があった点を考慮して、可能な限り記述を改めるといいますか、表現をより適切にしていってまいっております。そうした検討の作業をということにつきましては、私どもも平成7年度に入りまして内部の人事等の異動もあり、そうした中でこの作業をしていってまいったところでございまして、正直申し上げて長時間の時間がとれなかったという事情はございます。ただ一方で、できるだけ早く成立もさせていかなければならない必要のものだというふうにも考えておりまして、今年度に入りまして新しい体制の中で、この基本構想の文案についての検討を進めてまいりました。その中で大変たくさんの御意見をいただいております。

し、また、たまたまここ数年の、例えば関西方面での大震災とか、そうしたことを初めとして急激な変化というふうなこともございました。それから、先ほど申し上げましたように、いわゆる行政の分野でも生活者の視点に立った行政というふうなことが急速にクローズアップをされてきているという状況がここ、旧案を御審議いただいている間、あるいはその前の案を検討している間にもそうした状況がやっぱり進んできていたということで、行政的に見ましても、やはりそうした視点をとらえた観点からの方向というのを示していくべきであるというふうなことから記述等を改めた部分もございます。

そうした中で8月に入りまして、先ほども申し上げましたように、基本構想・基本計画推進チーム、あるいは調査チーム等に短時間ですが検討をいただき、庁内各組織にも御意見を照会をさせていただいて取りまとめたという経過でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

そうしますと、いろいろと急激な変化等があったり、また、人事の新体制等もありましたので実質的には8月から推進チームで検討をしたんだと。そして、9月定例会に議案として提出したということでよろしいのか、1点目は。2点目としましては、当然その基本構想につきましては、議会の議決案件であると。当然この基本構想を審議する場合については、当然基本構想に伴う基本計画、実施計画、この総合計画があって初めて議会も内容が十分審議できる状況であります。

昨年の第1回定例会で初めて第3次基本構想が提案されたときにも、残念ながら実施計画は添付されていませんでした。今回の、新たに出されたときも案は当然ないわけです。やはりこの急速な変化が激しい中では、当然この実施計画及び基本計画、そしてその基本となる、上位計画となりますこの基本構想、これが、三つが一緒になって初めて本当の内容も審議できると思うんですけれども、これについてはどう考えているのか、まず、この2点、ちょっとお考えをお伺いします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 第1点目の、今回改めて御提出をさせていただきました案の検討でございますけれども、私ども基本構想・基本計画につきましては、企画財政部企画課が事務を所管しておりまして、新たに基本構想を修正をした形での案を考えるという過程では、やはり主管課としての案を検討しなければならないということになりますので、そうした中で新年度に入りまして、組織の中でこの基本構想案についての見直し案を検討をさせていただきました。その案がまとまった段階で推進チームなり

調査チームへの検討をお願いしたということで、ちょっと8月に入ったということで十分な時間がとれなかったんですけれども、そこから検討を始めたということではなくて、お諮りするための案は、部内で検討をさせていただいてきていたということで御理解をいただきたいと思います。

それから、基本構想、基本計画、実施計画の関係についてでございますが、確かに御指摘のとおり、それぞれの計画が一体となって御用意できれば一番いいというふうには思います。今回につきましては、基本構想の表現・内容等については再検討をさせていただいておりますが、基本計画につきましては、基本的な内容を改めなければならないということは、ないというふうに考えておまして、従来の案をもって考えているところでございます。ただ、もちろん基本構想の、今回の御提案させていただいた修正の中で、基本計画の中に部分的には文言等の統一を図ると、そうした部分については調整もしなければなりませんし、記述を補ったりする部分があるかとは思いますが、事業設定等の考え方等については、基本的に従来のものでいけるというふうに考えているところでございます。さらに実施計画につきましては、もちろん策定してお示しできるのが一番いいというところでございますけれども、旧案の御審議をいただいたときもそのような説明をさせていただいているかと思いますが、大変に財政の見通しが厳しい中で、大きなプロジェクトといえますか、そうした形でのものがなかなか設定がしにくいというふうなこともございまして、案がお示しできないで経過をしているところでございます。

もちろん基本構想が制定でき、基本構想が正式に決定できれば、早急に実施計画についても検討して策定をしなければならないというふうに思っておりますが、この部分につきましては、今後可能な限り、今後の基本構想等の成立の時期に合わせて、早急に策定をする準備を進めなければならないというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 今の答弁ですけれど、調査チームに審議していただく前に、既に担当ではもう着手をしていたんだというような御答弁でございましたが、実は、ことしの3月の一般会計の委員会の中でも質問をさせてもらったんですけれど、そのときには具体的に、この問題についていろいろと内部検討をしているというような答弁はいただいていないんですね。ですから、今の部長の答弁と3月の委員会とのずれがありますね。ちょっとその辺よくわかりませんので、具体的に実際どうだったのか、その

辺1点、お尋ねいたします。

それから、2点目として、大きな、重大な内容がありましたけれど、基本計画については、原則的にはこのままであると。そして文言の整理等を行っていくんだと、そういう内容でございます。ということは、逆に言えば、この基本構想は文言の整理だけで、体制的には何も変わっていないというふうな解釈でよろしいかと思えますけれども、それについて確認をまずしておきます。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 3月の時点で、この件につきまして御質問いただき、特段の検討はしていない、という答弁をしているということにつきましては、当時、実際に12月の議会で制定を見なかったという経過の中で、具体的な文言上の検討はしていないということで、そのような答弁をしていたんではないかというふうに思います。したがって、私どもが今回の具体的な御提案を申し上げる案につきましては、新しい年度になりましてから、先ほども申し上げましたとおり、事務担当をする職員の異動もございまして、体制が整った以降という具体的な本案の検討をしておりますので、3月の答弁との食い違いといいますか、その時点に応じた答弁だったのではないのかなというふうに思うところです。

それから、基本構想についての、今回こうした形で見直しをして提案をさせていただいて、基本計画については基本的に変わらないという御質問でございますが、確かに基本構想につきましては、市政の全般にわたる基本——文字どおり構想を示すもの、あるいは行動指針となるものというふうなものでございまして、ここに記述される文言というのは、非常に重要な内容をもっているというふうに認識をいたしております。そうした観点から、いろいろ審議の中で御指摘いただいた点も含め、行政側としましても、そうした内容について再度検討し、よりよいものをつくってまいりたいということで、改めているところでございます。それに伴いまして、ただそれぞれ基本的な事業の柱といたしますか、そうしたものにつきましては、これまでの第2次基本構想の中で培ってまいりました行政をさらに引き継いでいくという観点から、基本計画についても当時十分に庁内で検討をして積み上げたものでございます。したがって、この際、例えば、次の基本構想の案を出すために、基本計画まですべて積み上げをし直さなければならないということではないというふうに考えさせていただきました。その結果、基本構想の制定をとにかくして、そのよりよい指針として制定をさせていただくということで、まずはお願いをいたすところでございます。したがって、今後もちろん基本計画につ

いても、今後正式な制定作業という手順がございますので、その中で可能な限りの配慮といえますか、修正等はしてまいりたいと思いますが、現在の時点では、すべてを積み上げ直すというふうな形での作業は、実際にもなかなか、チェック的にも不可能ですし、そこまでしなければならないということはないというふうに判断をしまして、このようにさせていただいておるところでございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 要するに基本構想というのは、当然10年を単位として第2次、3次というふうにくっているわけです。それで、少なくとも第3次基本構想につきましては、議会の議決の中で認定できなかったんだと、そのときに意見として理由が、意見が述べられて、それに基づいて認定できないという、否決をしたと、そういう議会としての過半数以上の反対により否決されたんだと。少なくとも議会は議決権、執行側はそれを、議会の議決に従って執行していくんだと、そしてこの議会と行政が成り立っていくと。そのことをどう受けとめるか、そこが非常に重要な部分だと思うんですね。ですから、その受けとめ方があって、その過程までのプロセスを踏まえて、また新たに出すんだと。そのプロセスが今回も大変に欠如されていると。だから、もう少し違う言い方をすれば、いろいろなことが聞こえてくるんですね。その一つは、市長は、また同じものを出せばいいんだと。こういう発想というのは非常にいけないなと。少なくとも議会には一度認定しなかった問題に対して、どう行政執行側はどうそれを受けて、どう努力をして、それが十分ではなくても、その議会側に認めていただけるようにプロセスを踏んでいく。そして、その上で議会に上程をして認めてもらうんだと。その議会と執行部の関係が余りにも一方的であると。この問題が、今回はさらに明確になったわけですね。だから非常に今、私たちが苦しんでいるのは、今回の基本構想の内容を見ても否決もできない、このまま認めることもできない。非常に難しい。まして、この基本構想という内容から見ると、意見が修正する範疇ではないんだと。この難しさ。これが非常に苦しい、苦渋に満ちたところなんですね。じゃあ否決すればいいかといいますと、否決しても、では次の段階でよりいいものが出てくるか。今の体制下で見ますと、また第3次基本構想をつくった平成5年度当時からのプロセスを見ましても、これは望めそうもない。そして混乱だけが起きてしまう。この難しさがあるわけですね。ですから、行政が執行側と、執行側は議会で一度結論が出た、否決されたものについては、もう少しプロセスを大事にしながら、どうすれば議会に認めてもらえるのか、そして言い方を変えると、地方行政というのは執行側と議会の車の両輪であ

ると。両方がそれぞれを尊重しつつ、協議しながら進めていくんだと。そこに一方的な論理が入ってしまったら、これはなかなか複雑になるだけで、決まるものも決まっていかないと、この悪循環になるわけですね。例えば、今回の第3次基本構想をつくる過程の中で、日野市は、確かに庁内では推進チーム等をつくりました。しかし、実質的には外部委託であり、これを審議する審議会制度がありながら、この審議会制度さえ使っていない。これが今の第3次基本構想をつくった背景なんですね。

例えば、町田市においてもいろいろな市民参加をやり、庁内の意見もいろいろなことを反映していく。議会も議員が7人かな、そういう委員に入って一緒になってつくり上げていくと、こういういろいろなプロセスを踏んで、ひとつの町田市としての基本構想をつくり上げていくんですよ。三鷹市も同じですよ。で、それぞれの市は議会とともに、一緒になってつくり上げていく。そこに市民の参加、いろいろな形の参加があるわけです。そして、その市の一番上位計画である基本構想をつくり上げていくんだと、この姿勢が大事だと思うんですね。

日野市の場合は、行政のほんの一部がつくり上げていく。そして審議会制度もない中で第3次基本構想をつくってしまったと。市民参加もあったもんじゃないですよ。今までの質問の中でも、アンケート調査したものは市民参加だとか、できたものを一度広報を通じて市民に問うたものが市民参加であると、こういう言い方をしているんですけども、それは全然趣旨が違うわけです。ですから、もう少しプロセスを大事にしていきたい。

昨年12月に否決をした後、その後は行政側はどのような対応をしていくか待ちに待っていたわけですね。何ら動きがないわけですよ。ですから、非常にそれは、出てきた内容はともかくとして、そのプロセスがしっかりしていれば、たとえ内容がいまいち、いろいろな種々問題点があったとしても、プロセスがあれば、その先にも内部的にも、また、私ども議会としていろいろな問題点を指摘したものを行政がみずから手直ししていくと、そういうシステムさえあれば、かなり受け入れられる、同情は持っているわけなんです。ところが、残念ながら日野市は、いろいろなところで聞こえてくるように、市長みずからそれを拒否してしまっている。このままで出せばいいんだ、という暴言を吐いてしまっている。言い方を変えれば、議会への挑戦になってしまう。これでは結論は出ないし、一層混乱を招くだけなわけです。そうすれば担当者もその範疇でしか見直しはできないと。ですから、いろいろな問題点があったとしても、言葉じりしか直せないんだと、こういうことになってしまうわけですね。ここは改めなけれ

ば、何らいいものでないわけですよ。

ましてや、第2次基本構想から第3次基本構想へ移行する過程の中で、この都市像及び3本なり5本の柱については、何ら検討もしていないわけですから。そのままそれを前提としてつくるということですから、この時代の新しい変化というものは、当然組み込まれるわけじゃないわけです。例えば、新聞をつくるにしても、見出しはその内容を網羅した見出しにしていける。そうすれば、見た人が見出しを見ても大体予測できる。そして中見出しというふうにしてつくっていくわけですね。ですから、この都市像をどういう表現をしていくか。また、3本なり5本の柱をどういう文章の形態にしていけるか、これによって中身が見えるわけですよ。この形態が変わらないということは、中も変わらないわけですよ。ですから、そういう時代の変化のおくれというのは、何ら今回の中でも変わっていない。文言の一部修正・整理しただけですから。もう少し、そのことに気がついていただきたいんですよ。

今回、やっと消費を生活に変えたわけですが、これはもうずっと前から指摘しているわけですよ。今ごろになって、その感覚がみっともないですよ、言っておくけれど。そのぐらいに今出てきちゃっているんですよ。そのことをもう少し反省していただきたいかったですよ。そういう意味から考えると、本当に苦渋に満ちているんですよ、この第3次基本構想の取り扱いにつきましては。ですから、もう少し行政みずから時代に即応した、少なくとも10年に及ぶ、長期に及ぶ、日野市としても一番大事なもととなる基本構想ですから、もっと問題がないような、議会も尊重して、議会制民主主義のルールを守った対応をしていただいて、やはり議会も安心してゴーサインができる対処をしてほしいんですよ。そうすれば、こんなもめることはないんですよ。すべてそうですから、今まで日野市の、森田市政の対応の仕方というのは。ちょっとそれについて、市長の考え方をお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昭和40年代という時期だったわけですが、地方自治法が改正をされて、各自治体で基本構想を持てと、概ね10年間を目途とする行政施策について文言で示せと、こういう条文の趣旨になっておるわけでありまして、第1次基本構想がつくられ、それから目指す都市像という市民に共通理解のいただけるテーマを設けて、第1次基本構想の場合は、「連帯する市民・住宅都市」というふうなイメージで定められておりました。

私が担当いたしました、昭和50年代の半ばという時期は、ちょうど国内の高度成長

が非常に進みまして、地方自治という、特に都市に集中をする人口変化があった時代でもありますし、いわゆる地方都市の新しい発想が生まれてくると。地方の時代という言い方もあったわけでありまして、私どもは日野市という人口の急増した、つまり都市に大きく変貌する、しかも首都圏の近郊都市ということで、大変な意欲を持ってまちづくりに取り組んだということにつきましては、市民どなたも御理解がされているところだと思っております。

第1次基本構想、第2次基本構想で一定の時代の変化に沿い、第3次基本構想を定めるという時期に遭遇したわけでありまして、私は、その第2次と第3次の時期に、そう理念的に大きく変更しなきゃならない理由はないのではなかろうかと。したがって、「緑と文化の市民都市」という、日野市の市民共通のイメージでまちづくりを進めると。また、市民生活の内容を整えていくと、こういうことでございますから、第3次基本構想で提案をさせていただいた形式、あるいは手順、あるいは内容につきまして、そうその、今お言葉にありましたような、市民の御理解に大変背いたということはないのではなかろうかと、こんなふうに思っておるわけでありまして、定める手法はいろいろあるわけでありましょうが、行政組織という一番、それぞれの行政に詳しいといひましょるか、認識の高いそういう機関に、いろいろな意見を徴しながらまとめたという方式でございますから、これも決して手順として、何か例外的な方法ではないだろうと、こんなふうに思っております。

文言等でいろいろな御指摘をいただいたということも承知をしておりますので、今、部長がお答えをいたしましたとおり、かなりの表現の内容を、なるべく御指摘にかなうような趣旨で改正案をつくったと、こういうことでございます。

議会の御審議あるいは認識と、私はかけ離れたというようなことは全くないだろうと、こんなふうに確信をしておる次第でございます。どうかひとつ寛容な立場で、あいまいのない市政を遂行する立場で、どうか、御指摘は御指摘として十分拝聴させていただきながら、市政の方向づけをしていくと、こういうことでございますので、よろしくひとつ御理解、あるいはまた御指導もお願いしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 非常に残念な市長の発言であります。まるで言い方を選ぶと独善というか独裁というか、「そんなことあるわけないでしょう」と呼ぶ者あり）そういう内容にしかとれない。

市長、これわかりますよね、「緑と文化の市民都市」。これを見ますと、市長が就任

した当時から、市長、助役が発言したスピーチが全部載っているんですよ。で、市長は昭和48年初当選している。そのときには市長は何を言われたかということ、市民参加の民主的市政を市民の皆さんへ、こういう趣旨の発言をしているわけですよ。ずうっと全部目を通しますと、基本的には民主主義とか市民自治とか、やっぱり市長の一番のものは市民参加であり、市民自治であり、これが市長のキャッチフレーズの根幹なんですね。

少なくとも市長、市長が就任してもう23年たちますよね。そうした場合、市長がこの市民参加、市民自治を訴えていた市長が、日野市の最高責任者としての市長をずっとやてきたと。当然そういう考え方がお持ちであれば、当然日野市の市政の運営というのは、こういう市民参加であり、市民自治であり、民主主義の体制が当然できているわけですね。しかれども二十二、三年間も市長をやれば、そういう考え方を持てれば、当然そういうシステムになりますよね。ところがどうですか、今回の基本構想の策定でも、そういうシステムがあらわれていますか。いや、そういうことを主張していない町田市や三鷹市の方が市民自治は進んでいますね。その基本構想をつくるプロセスはしっかりしていますよね。やっぱり私たちは賛同できますよ。日野市はそういう、市長は就任以来そういうことを一貫として言っていますけれど、そういうシステムができていないんですよ、システムが。これは、どういうことなんですかね。

また、いろいろな新聞報道を通して、市長がそういう趣旨の発言があちこちであります、何らそれが、市長の発言したことが制度化していないんです、制度化。そうすると、市長の言っていることは虚妄になりますよ。少なくとも市民参加というものを、職員参加というものを、この中でも、議会を尊重します、ということを言っているわけですよ。議会を尊重するどころか、私が決めたことは従えと言わんばかりの行政運営ですよ、これは。これが今の実態なんですよ。これは問題ですよ、市長。

いいですか、地方自治の精神というのは、議会は議決機関としての権限を固く守りながら、執行機関に対する批判、監視機能を十分活用し、執行機関は議会の決定した意思に基づき、みずからの判断と責任のもとに与えられた執行権限を行使、相互円滑な関係を確保する議決執行機関の均衡をその要諦とする、と。これが地方自治の精神であるというふうに言われているわけですよ。ですから、少なくとも日野市の一番重要である基本構想。これを策定するについては、議会を軽視しないで、議会とともに、一緒になってつくっていくんだと、そういうつくり方をしていただきたいんですよ。そうすれば議会もこんな否決なんかしませんよ。好きで否決しているのではないから、やむを得

ず。

ましてや、先ほど市長は、大変な問題点の一つでも、大きく、行政組織を深く理解しているところに委託をしてやっているんだから問題はないんだと、そういうような部分の発言がありました。なぜもっと、この庁内の活用をしないのか。いいですか、特に、こういう大きな、日野市の中心的となる大きな仕事をする、また基本構想をつくる場合については、いかに市の職員の資質を活用してプロジェクトを組んだり、いろいろな手法を持ちながら、みんなでつくり上げていく。そこで多くの職員たちは勉強もするし、意欲を燃やしていく。それを通して、市の職員が大きく向上していくんですね。それが行政運営にどんどんまた波及していくわけです。極力考える機能は外に出さないで、極力この庁内で、多くの市の職員の皆さんの知識を活用していく、これが大事なんです。ですから、先ほど独断的な市長のこの発言は問題発言ですよ。

それと、市長は、第3次基本構想をつくるに当たって、第2次基本構想の理念が大きく変化する理由がないからと。これは市長、勝手に決めちゃ困りますよ。そのこと自身もみんなで考えなくては。自分はこう考えているけれども、職員の皆さんどうですかと考えていく。そこで論議をしながらいくわけです。そしていいものをつくり上げていく。自分で初めから大きな変化はないと決めつけること自身が、これは独善ですよ。また、その大きな変化が気がつかないこと自身が、もう時代の流れを認識していないんですかね。ましてや、これからますます地方主権の時代になっていくわけです。今までは国や東京都の、悪く言えば、一部下請け的な要素もありましたが、これから行政みずからが、みずからで考えて市民のサービスをつくり上げていく。それも市民とともにつくり上げていくんだと。そういう新しい変化。そのためには、ますます行政の中の知恵を出し合っていく。そして行政機関が力を合わせないとできない、そういうような大きな、今、変化があるわけです。これでは、今の市長のこの処方ofやり方では、その芽をつぶして時代の流れに逆行しているんですよ。そのところを市長、もっと認識してくださいよ。

初めから市長が、そのままで第3次基本構想を出せなんて、そんなことを言っているようじゃ、行政の人たちは、部長や助役も何もできないですよ。みんなかわいそうだよ。もっと、やっぱり市長という最高責任者は、いかに部長や課長や助役が仕事がやりやすいような環境を整備するかが一番大事ですよ。それをやれば、市長は何もしなくなっていていい仕事はできるんです。そのことを改めない限り、日野市はますます追い越され、取り返しがつかないところに、ますます深みに入ってまいりますよ。

市長、何かあれば答えてください。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことに反論することは別段ございませんが、庁内の英知を絞って、そして集約をした作品だというふうに御理解いただいて、この行政組織が生き生きと機能して、そして行政の展開ができるということでございますので、現実には市民から大きな御不満を聞いたというふうにも受けとめていないわけでありまして、したがって、御認識をいただく、御指摘は十分反省をしなければなりません、特に過ちを犯しているというふうには思っていないというふうに申し上げる以外にございません。（「そのとおり」「当然」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　いつものパターンにきましたね、市長、またね。

それで、「組織の衰退」という本があるんですね。それは堺屋太一氏が書かれた本ですけれど、この中で、まず一般的に、よい組織とはどういうものか、とかいろいろと指摘もしているんですけれど、その辺のいろいろなことは全部割愛しまして、問題は、一番大事なことは、そういう組織の論理には腐敗と退廃というのがあるんだと、腐敗と退廃。要するに腐敗というのは、悪と知りながらも悪らつな行為が横行する現象であると。一つは汚職や権限の濫用ということを指しているようなんですけれど、退廃というのは、何が悪いかわからなくなる現象であると、こういうものが言われている。まあこれはオウムなんかその典型的な例になってまいります、一般的には悪というものであっても、その組織に入ってしまうと、それが悪でなくなってしまう。こういう現象がわからなくなると。これが退廃の恐ろしさなんです。特に、これを通して官僚の退廃は著しいという指摘をされているんですけれど、そういう論調からみますと、日野市もそういう部分にいよいよ入ってきたな、ということを実感するわけです。本当の市民サービス、また新しい時代の変化の中で、将来的な、いろいろな大きな問題を抱えながら、それをどう行政が市民の皆さんから貴重な税金をいただき、それをどう、サービスとして、適用していくかだと。それが行政のサービス機関であるわけですね。その論点を忘れて、何かその権限を強化して、いろいろな対応をしていくと。そしてそれが、まるで退廃そのものかなと思うんですね。そのことさえ気がつかないという、一番恐ろしい現象になってしまいます。ですから、これがだから一番、組織の中で一番問題であり、一番始末も負えないわけですよ。みずから浄化作用ができない、みずから問題をとらえ、みずからそれを改革できない。これが一番日野市の現状になってしまった。ですから、何

を議会が言っても、先ほど言った、地方自治の基本的な部分のルールさえ無視するかの
ような、横暴な振る舞いをしていく。これが今の実態なんですよ。ですから、活性化
もしないし、新しい変化の情報も入らないし、それがいろいろな意味で想像豊かな行政
になっていかない。だから、このような基本構想そのものもいいんだというふうに言っ
ていける。これは申しわけない、恥ずかしいという観念さえわいてこない。

例えば、今回の直接請求がありました。この直接請求が、話があった時点で、賢明
な市長であれば、ちょっと待ってくれと、おれたち行政が皆さんの声を十分踏まえなが
ら、まず私たちがつくりますと、これが行政の本来の責任ある、責任はそれがやっぱ
り言えて、みずからつくっていく。それができないゆえに、やむを得ず直接請求が出
てきたと。そして、直接請求はあくまでも市長に出されたわけですよ。執行機関の市
長に出されたわけですよ。ですから、それを受けてどんどんみずから、それに対応で
きるものを率先してつくり上げて、どうか議会の皆さん、私たちはつくれるですよ、
つくりましたから、どうか皆さん認めてくださいと、これが行政の姿なんですよ。そ
れができない、どうしようもなく、やむを得ず、内田議員が必死になって修正案を
考えているわけですよ。これはもう、まるっきり行政のおくれ、行政の本当にお粗末
な結果の一つのあらわれですよ。そのことすら感じない行政というのは恥ずかしいです
よ。（「権利はどうなるのよ」と呼ぶ者あり）ですからもう少し、そういう実態をよく
見てくださって、そうして初めて、この基本構想のプロセスの間違いがわかってきま
すし、間違いも確かに認めにくいというのはわかりますよ。だから、いろいろと指摘さ
れたら、それを少しずつ直してくださいよ。そういうのが、少なくとも否決された
ときに、認定されなかったときに、次の段階で出てくるかなという多少期待もあったん
ですけれど、残念ながら期待外れですよ。市長は地方自治や民主主義という資格が疑問視
されますよ。これはもう歴史が証明しますよ、市長。改めて二十数年間市長をやっ
てきて、日野市が少なくともそういう論点を持っている市長であれば、当然そういうシ
ステムができて当たり前。システムも何もないわけですから。これが今の実態ですよ。

そういう視点から内容を見ていくと、問題だらけなんですよ、基本構想が。それを
一々、それだけを指摘したらもう3時間、4時間かかっちゃいますから。ですから、
これについては、大枠では前に指摘をしました。今回はもう指摘もしません。あと委
員会付託ですから、委員会の中でまた審議をしていただきたいと思います。

まことに残念であります。特に執行側のプロセスに対しては、うんと不満があります。
以上述べて終わりにいたします。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第56号、第3次日野市基本構想の制定、議案第57号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後12時10分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第58号、日野市市民農園条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第58号、日野市市民農園条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活を豊かにするため、日野市市民農園条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 議案第58号、日野市市民農園条例の制定についてであります。

農地の持つ機能というのは、生産の機能にとどまらないで緑の空間、オープンスペース等としましての環境機能も持った貴重な公共性の高い土地でもございます。この農地の持つ機能を有効に活用する農地保全の施策といたしまして、農地所有者が高齢などで耕作できない、あるいは土地や遊休地を市が確保しまして、市民農園として使用してい

ただく耕作。これは農地の保全、緑の保全と都市環境の保全に寄与することになるというふうに強く感じます。

市といたしましては、これまで、昭和58年だったでしょうか、消費者農園というような名称をもって、こうした寄与を図ってもまいりました。特に、農地につきましては、平成4年度の中で、御存じのとおり、三大都市圏の市街化区域内の農地につきましては住宅供給を目的に、生産緑地法の一部改正によりまして、農地は都市計画で決定をする生産緑地、それと宅地化農地の二つに区分をされました。

生産緑地は、御存じのとおり、都市計画法上、恒久性を持った農地の位置づけにございます。しかし、宅地化農地につきましては、恒久性のある農地という位置づけにないわけであります。以降、農地の持つ機能を重視し、農地の保全の必要から、日野市特定農地貸付要綱、これを平成5年の3月10日の制定をもちまして、農地の保全に努め、市が農地を借り受けまして市民農園事業をしまいったわけであります。ここで宅地化農地につきましても、基本的に生産緑地と同様な考え方を持ち、都市環境の保全の上からも、市民農園事業の展開と相まって保全に努めるべく、条例に確たる目的と市の責務等の規定を盛り込みまして、農園を公の施設として位置づけ、使用料につきましても規定化し、より積極的に市民農園事業を展開していく考えから、要綱による条例化を考えるものであります。

2ページの第1条の目的であります。これは市民農園事業の有効性、必要性と、それから、その事業が都市環境の保全に寄与することをうたっております。

第2条の市の責務であります。農園用地の確保、それと、借り受けたりする確保した農地についての有効な活用であります。これについての務めをうたっております。

第3条の名称及び位置でありますけれど、これは4ページの別表のとおりでございます。今現在、総面積は1万781平方メートル、これを借り受けの契約が済んでおります。この面積の中に、1区画20平方メートル、約6坪であります。これを市民の皆様方に使っていただくということでもありますけれど、この区画は、全部で441区画であります。

それから、6条につきましても使用料でありますけれど、ただいま申し上げました、1区画20平方メートル、これを年額2,000円の使用料といたすものであります。

その他農園の管理・運営につきましても基本事項は、示しております条例で規定いたしまして、詳細につきましては、参考資料として配付しております、日野市市民農園条例の施行規則をもちまして運用していく考えでございます。条例の施行日は、平成8年4月1日とするものでございます。

なお、施行日の経過措置といたしまして、ただいま既に市民の方に使用の承認を、要綱をもって、いたしております。その貸付の使用期間が平成9年の1月末というような農園もあります。したがって、そうした農園につきましては、この条例の使用の許可を受けたものとみなすと、こういう位置づけで継続していきたいという考えであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　1点だけ伺っておきたいと思いますが、日野市市民農園条例施行規則（案）を参考資料として御提示いただいておりますが、使用期間の第3条2項にあります、特に必要があると認めるときは、使用期間を変更することができる、って規則にうたってありますが、この、特に必要があると認めるとき、ということは、どういうことを指して変更使用期間を認めることができるのでしょうか。その点、1点伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　使用期間につきましては、表示してありますように、原則として2年と、こういう考えであります。しかし、2年と言えども、整理の期間がございます。したがって、実際に使用していただくというのは、年度の中で1月31日までと、こういうような考えで運用していくことになりますけれど、その1月31日で切れるわけですが、先ほど申しました、使用料につきましても年度幾らと、こういう規定をしておりますけれど、そうなったならば2月、3月はどうなのかと、こういう問題も出てまいります。したがって、原則的には、1月31日に置いておりますけれど、都合上2月いっぱいというようなことも考えられるということで、必要に応じて期間の変更ができるというような項を設けたわけでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　今のことは理解できますけれども、市民の要望といたしまして、お借りをしたときに大変荒れ地のために、耕作をして自分たちが農園として利用できるまでに、大体耕作を、何回かこう荒れ地を耕していくものですから、整地というか、使えるまでになるのに若干期間がかかるようなんですね。やっとでき上がったときに、次年度に何かこう植えるとしますと、3年目くらいに収穫できるような状況のものもあるわけなんですね。ですから、農地の状況に応じて、若干必要があると認めるとき、その使用期間の配慮というか、ことができるのかどうか、その辺はいかがなもの

为什么呢。伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 継続性のある使用というのが、まず大切だと思っております。これを、とりあえず原則的に、2年という区切りがあった中で多くの方に順番にといいですか、使っていただくという方法をとっておるわけですが、ただいま申しあげましたように、作物の状況だとかというようなものによって、いろいろな要望が出てまいるとは思っております。

使用期間は1月の末と、こういうことで、2月、3月の中で、市の方で一たん引き受けた中で、整地なりして次の方にお貸しすると、こういうような方法をとりますので、作物のそうしたつくり具合によって、その期間の中であるならば可能なというふうには考えます。以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 何点かお尋ねしますが、今、非常に詳しい説明をしていただいたんですが、非常に市民の方の関心も高く、評判もいいことも聞いているんですが、場合によっては、その農園の近隣の方の苦情というのも多少出ているということも聞くわけですが、今までの議会でのいろいろな推移を見ていると、この市民農園というのは随分発展をしてきているというふうに、要するに育ってきているというふうには認識しているわけですが、今のお話ですと、最終的な問題点というのは、その用地の確保というんでしょうかね、農地をどんどんつぶしていった都市化をさせないというんでしょうか、そこら辺の調和をどういうふうに図るかということだと思んですが、その辺長期的な見通しになるんでしょうけれども、どういうふうにとらえているか。最終的には衰退していった、農地というものがなくなっていく一つの過程の中の工夫というふうにとらえるのか、今の部長のお話ですと、そうではなくて、もう少し雄大な計画があるように受けたわけですが、私もそれに賛成なわけですが、その辺どういうふうな見通しをとられているかなという点を1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1点は使用料のことなんですが、平成5年度の仕組みの中で、農地の借り上げというんでしょうか、市の方でもバックアップをさせてやっていくという、そこら辺の財政負担とその使用料の兼ね合いですね、この辺は大体どういうふうなお考えなのか、それが2点目です。

それから、周辺の苦情等もあるわけですが、それも含めて第13条の方で、農園の管理を公共的団体に委託することができる、というふうにあります。これはかなり具体的

な話なのか、もう少し時間をかけて、そういうふうな方向に持っていくというぐらいの話なのか、その辺のお話をお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり、現在市内に残っております農地も、農家のそれぞれの事情によって宅地化すべき農地、あるいは長期にわたって生産緑地として維持する農地、こういう区分になりました。

都市環境といたしましては緑の一つの意義と、それから、大きく言えば防災上の意義などを含めて、なるべく緑の空間が欲しいところでございますが、このまま放っていきますと、ますます農地は存在しがたくなるという必然性も伴っておるわけであります。そこで、行政が農地の公共性ということを位置づけまして、なるべく生産農地も地主さん、地主さんというか農家の事情で存続をしがたいというようなのは、積極的に市が借り受けて、そうして仲介の場に立って市民に提供すると、こういう仕組みをつくらうという考えであります。

将来構想といたしまして、公共的団体というのは、農協がそういう役割をしていただくのも一つの手だと思います。もっと考え方を拡大すれば、市民農園公社というふうなものでもつくって、そういう意味のものを設けて、そして供給と農地の確保と、こういうことを努める仕組みを設けていくことが、存続させる一番有効な趣旨ではなかろうかと、こういう考え方でございます。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 2点目の使用料でありますけれど、借り上げております農地につきましては、一定の借り上げ料をお支払いをしているわけでありまして、この2,000円というのは、その割合の中では3割程度のものでございます、2,000円というのは。これは参考でございますけれども、各市の状況を見た中でも、27市の中でこうした事業をしておりますのは21市であります。その中で9市につきましては、無料という取り扱いもしております。12市が有料というような関係にありますけれど、大部分の市が、私どもの方でとりあえず提案してあります、2,000円程度というような額にはなっております。こうしたものにつきましてはのバックアップでありますけれど、これは今でもとりあえずのバックアップといいますか、借り上げ料に対する3割の負担と、こう言うふうな関係でありますので、そんな考えから2,000円というような設定をしたわけであります。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 1点お尋ねをもう一度しますけれど、農地をこれから、いろいろな農地の公共的な性格を重視をしていこうと。できるだけ、それをこの町の中に展開をしていこうということなのですが、単に農家をおやめになる方も借り上げの金銭的なことで存続させるかさせないかという単純なことではないと思うんですが、今の市長のお話ですと、要するに長期的に立って市民農園という一つの形態が、一つの変形な形態なんだろうけれども、そういう形にしても現実に農地が残っていくと、そういうふうな手法だというふうに思うんですが、それは、何と言ったらいいんでしょうね、長期的にはかなり、しっかりそれを根づかせて宅地化していくことを、このぐらいに歯どめをしていきたいといいますが、各地域の中で、そういうことを具体的にかなり積極的に展開していくぐらいの施策なのかですね。まあ、農家の方の事情によって、暫定的に、10年なら10年ぐらいはどうぞというお付き合いみたいな中での話なのか、そこら辺のところがちょっと見えませんので、もう少しお話をしていただきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり、生産緑地は30年間の耕作を継続すると、こういう原則が伴っております。したがって、税制にもいわゆる宅地並みではなくて、農地税制を存続させていくと、こういうことになっております。ただ、農家の家族の構成自身で、どうしてもその存続が難しいというケースも出てくるわけでございますので、なるべくそういうようなものを積極的に市民農園として市が受託をする形で、市民に提供していくと、こういうことで、なるべく将来とも相当量の農地が都市計画的にといいたいでしょうか、そういう位置づけで存続ができると、この可能性を期待するための考え方であります。

それから、農地も皆、固定資産税の課税対象でありますから、その税金は持ち主から納入をしていただかなければなりません。したがって、納税の財源にもなり得るということで、借り料を支払いをすると。農家に、また、お貸しする場合にも一定の料金をいただくという考え方に立ちまして、なるべく感情としては、プラスマイナスがない形でいけるぐらいな仕組みになれば幸いだと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） それでは要望なんですが、私も都計審にいて、その生産緑地の指定された緑地側の事情によって宅地になっていくという、そういう報告をいただくたびに、どうなのかなというふうに疑問を持つわけですね。ですから、生産緑地の指

定がされていても、なおかつそれで維持できない、存続できないという現象が都計審の中で毎回こう出てきて、どんどん農地がなくなっていくことを数字的に見ているわけですが、ですから単にこの条例がつくられたから、そういう歯どめはなくなるということは毛頭思いませんが、今の市長のお話ですと、そういうことの減少というんでしょうか、そういうことに対して、もう少し積極的に取り組んでいきたいというふうに意欲を感じたわけですが、ぜひ、その施策は、単なる条例の制定だけではいきませんが、いろいろな角度から、それを進めていただきたいなと、積極的に進めていただきたいなというふうに要望して終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今のやりとりを聞いておりまして、質問で手を挙げなかったものですから、やりとりをしている範囲の中でわかったことは、宅地化をするべき農地でなくて、生産緑地として残す農地を、今の市長の説明からすると、市がそれを存続させるために受託をするというような制度にもっていくということで、説明がありました。もし、それが間違いでないとすれば、農地はその生産緑地にかかる農地の税金が、例えば、今の20平米について年間、要するに2,000円が3割程度だとすると、要するに20平米にかかる税金は6,000円になるということです。仮にですよ。そうすると、1反1,000平米について30万円の税金がかかるということが出てくるわけですよ。生産緑地にかかる農地が30万円なんていう税金は、今の段階では払っていないということが実態としてはわかると思うんですね。だとすると、逆に裏返せば、私は、これから宅地化を進めようとする農地を少なくとも借りておいて、宅地化をとめておこうとするのが正しい説明であって、今のやりとりをすると、まるっきりうそですよ。市長が言っていることはうそになっちゃうんですよ。そんなに税金かからないんですから。余りにもこういう本会議場でやりとりを黙って聞いていて、単純に計算したって、これ年間30万円なんていうことは出ちゃうんですから、それは管理するための土地や何だかんだっていうことがあったとしても、少なくとも1反1,000平米という数字はあって、20平米の区画をつくるとする、道路も入れるとしても、それまでできないとしても、単純にこういうふうにやると、ちょっとおかしいなという話になるんですけれども、いずれにしても、これはこれから委員会に付託をされますから、そういう視点でこの審議に当たってもらいたいということを意見として述べておきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第58号、日野市市民農園条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成7年度日野市の一般会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億2,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を447億3,240万とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 歳入歳出の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条にございますとおり、歳入歳出それぞれ3億2,340万円を追加するものでございます。

それでは2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出補正予算額でございます。今回の補正額を款項別にお示ししたものでございます。以下、内容につきましては、事項別明細書に沿って御説明を申し上げたいと思いますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料につきましては、土木手数料の補正でございます。これは、自動車等放置防止条例の改正条例の施行に伴いまして、放置自転車撤去料の手数を徴収するための歳入を計上したものでございます。

次に、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、目の民生費国庫補助金。これはシルバーハウジング推進計画報告書策定費の国庫補助についての補正をさせていただくものですが、これにつきましては、補助率について制度の改正がございました。従来国の補助が2分の1ということだけでございましたが、今年度から、国が3

分の1、都が3分の1の補助ということにかわりましたので、それに伴いまして、補正をさせていただくものでございます。さらに、当初では大坂上都営住宅分を計上してございましたが、その補正と同時に南平都営住宅分を追加をして補正をさせていただいております。

次に、土木費国庫補助金でございます。これにつきましては、都市計画道路3・4・14号線の用地取得について、国庫補助及び都補助の内示がございましたので、新たに計上を追加させていただくものでございます。

10ページ、11ページに移らせていただきます。都支出金でございます。都支出金のうち、民生費負担金、それから、都補助金の民生費都補助金等につきましては、対象人員等の実績に伴う増によるものでございます。

次の、20目の農業費都補助金でございますが、これにつきましては減額補正をいたしてございますが、歳出の方でも説明をさせていただきますが、新井用水樋門撤去工事のために、当初予算で東京都の補助を受け、工事をいたすことになっておりまして、この工事契約が整いました結果、実績に基づく減でございます。

次に、土木費都補助金でございますが、11ページの方の道路橋梁費補助金で、幹線市道Ⅰ-12号線舗装補修ということで、東京都から追加の内示がありましたので、補正をさせていただくものです。

それから、続きまして、都市計画費補助金につきましては、先ほど国庫補助金でも御説明させていただきました3・4・14号線の用地取得について、都補助金と連動をして補正をさせていただくものです。

12ページ、13ページに移らせていただきます。まず、繰越金でございますが、平成6年度から7年度への一般会計の繰越額は、ここに記載してございますとおり、8億661万2,000円ということになっております。このうち今回の補正の財源といたしまして、特定財源等を差し引いた一般財源の所要額を2億2,471万2,000円充当をいたすものでございます。

諸収入につきましては、雑入として、都道の拡幅工事に伴いまして、消防団の第7分団第1部の詰所の移転をいたすことになります。これにかかわる補償料を計上したものでございます。

次に、14、15ページに移らせていただきます。ここからは歳出でございます。まず最初、総務費でございます。総務費の総務管理費の中の65目の諸費に幾つかの項目が上がってございますが、これは平成6年度それぞれの事業を実施した結果の実績に伴

いまして、返還を要するものを、例年どおり、計上したものでございます。

次は16、17ページに移らせていただきます。民生費の関係でございますが、民生費の5項社会福祉費の中の5目社会福祉総務費の中でございますが、説明欄の事業の2番目の下の行でございますが、社会福祉法人施設整備補助金、750万円でございますが、これは、東京光の家の増築に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

それから、少し飛びまして、同じページの下から二つ目の目、25目の老人福祉費のところで、先ほども歳入でもちょっと出てまいりましたが、シルバーハウジングプロジェクト推進計画策定経費が計上してございますが、これは南平都営分にかかわるものを新たに計上させていただくものでございます。

次に、18ページ、19ページに移らせていただきます。上の方の、40目のコミュニティ費でございますが、工事請負費として、上田地区センター解体工事の経費が計上してございます。これは上田地区センター用地を借り上げてこれまでおりましたが、用地の返還に伴いまして、全般建物を解体する工事に要する経費でございます。

次に、20ページ、21ページに移らせていただきます。衛生費の清掃総務費でございますが、ストックヤード敷地整備工事ということで、520万円の計上をさせていただいておりますが、これはクリーンセンターのございます南側に国有地がございまして、この用地を建設省から占用許可を受けまして、ストックヤード等の整備を今後進めてまいりたいということでございまして、この借り受けました2,466平方メートルについての当面管理上必要な整備の工事を行うものでございます。

次、22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。農業費でございますが、農地費の中で、まず、先ほど歳入でもちょっと触れさせていただきましたが、13の委託料で新井用水樋門撤去委託料というものがございまして、これを実績に伴いまして1,000万円の減額をさせていただいております。それと同時に、当事業につきまして、東京都が事務費等の計上を認めていただくことができるということになりましたので、若干の事務経費を計上させていただいております。

次に、24ページに移らせていただきます。土木費の関係でございます。土木費の10項、道路橋梁費でございますが、道路維持費では修繕料を計上してございますが、これは8月22日に集中豪雨等がございまして、こうしたものの被害箇所の修繕等にかかわる経費を補正させていただくものであります。それから次の、道路新設改良費。これにつきましても、道路新設改良費のうち（2）の舗装改良経費につきましても、集中豪雨等の災害に伴う復旧工事費等を計上させていただいているところでございます。

逆にその上の、(1) 番の道路新設改良経費につきましては、これは南平駅北側の霞堤のところの道路改良に伴う工事を予定しているところですが、一部測量を行い、設計等の変更を考えなければならないということで、経費を計上したものでございます。

それから、続きまして、交通安全対策費でございますが、これにつきましては放置自転車等の条例改正をいたしまして、これの施行に伴う所要の経費を計上するものでございます。それから、2 番目の駐輪場新設経費につきましては、(仮称) 豊田駅南第 4 駐輪場の設置を行うということで、面積にして 360 平方メートル、台数 250 台を予定しているところでございます。

それから、続きまして、20 項都市計画費でございますが、街路事業につきましては 3・4・14 号線の築造経費につきましては、歳入でも説明させていただきましたとおり、補助の内示に伴いまして、土地開発公社で先行取得しておりますものを、用地を購入するものでございます。

次に、26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと思います。消防費、移設の関係でございます。

消防費につきましては、15 目の消防施設整備費のところの説明欄をごらんいただきたいと思います。さきほど歳入でも触れさせていただきましたとおり、第 7 分団第 1 部の消防団器具置場の移設をしなければならないわけですが、それに伴いまして、仮設の器具置場の設置をいたしますが、その借上料及び既存の置場の解体にかかる経費を計上しているものでございます。

次に 20 目、災害対策費でございますが、1 番の災害対策経費の中では防災マップの作成をするための印刷経費、折込委託料等を計上してございます。

それから、2 番目の急傾斜地崩壊防止工事につきましては、これは当初予算にも計上しているところですが、落川 1,099 番地で東京都の行っております工事の市負担分でございますが、平成 6 年度工事一部繰り延べがされましたので、その工事を追加するための不足分を計上させていただいているところです。

それから、次、28、29 ページでございますが、教育費の小学校費の学校建設費でございますが、滝合小学校の床構造調査の委託料ということで、この小学校の床等について一部クラック等が見えるということで、耐震等についての強度等を調査するために経費を計上するものでございます。それから、次の、社会教育費の公民館費につきましては、これは当初予算でも、3 月の議会の際に御意見もいただきましたが、従来公民館で行ってまいりました、外国人のための日本語教室の事業を国際交流協会の事業の中で

進めていただけたらということで予算措置をいたしたところですが、これまでの公民館と事業等の中で、国際友好クラブの事業として行われていたことについて、実際にこの事業を行っております国際友好クラブ等の御意見もありまして、従来どおりの方法で、ぜひさせていただきたいという申し出がございました。私どもと国際交流協会、それから国際友好クラブともいろいろ話し合いました結果、従来の方法に戻して執行していただくということで、今年度につきましては下半期分の20万円を計上をさせていただくことといたしました。

次に、最後になりますが、30ページ、31ページ、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算編成の際、一部の予算を措置をするために、予備費を財源として調整をした経過がございますので、当初予定しておりました3,000万円の予備費になるよう、1,813万3,000円の補正をお願いするところでございます。これから秋を迎えまして、既にこれまでも集中豪雨等で災害等も起きておるところですが、今後の不時の歳出等を考えますと、この補正をお願いしたいということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　今回の資料を見まして、この中に平成8年度から開設をするという市長の答弁に基づいて、休日歯科診療の補正予算が組まれているかなと思って見たところ、これが入っていないものですから、先日、生活文化部長にお尋ねしたんですが、まだソフトの分で、特に補助金について話がついていないんで、今回予算に載せていないんだと、こういう話だったんですが、これでいきますと、チャンスとしては、今度は12月議会になるわけですね。12月議会に補正が載ってこないで平成8年度の開設が難しいわけでございますけれども、しかし12月議会の補正予算で組んだとしても、工期その他考えますと非常に厳しい期間になると思うんですね。本当にこれで平成8年度に開設できるのかどうか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　御答弁願います。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　休日歯科診療所でありますけれど、これは前々から平成8年度の中で実施したいと、こういう計画を常々持っておりました。また、この場でもそのようなお話もいたしたところでもあります。それで、その関係でございますけれども、場所の設定、それから備品のお約束といいますか、どうしたものかというようなことでそろえるかというようなことにつきましては、企業をなさります八南歯科医師会との話し合いもすべて終わりました。それで残るのは上澄み分であります。と

いいますのは、東京都の委託料だけでは実施が難しいと、こういうような中で、それに対応する相当額を市が上澄みをする考えであります。その上澄み分についてのお話し合いというものが、まだ定まっていないという現状にあります。それが補正を12月の中で間に合うというようなことになった場合、問題なのは、一部その実施場所を改修をいたします。改修の工期が、とりあえず私どもの方の建築課とも協議した中で、5カ月はかかると、こういうような状況でございます。したがって、12月までに補正が組めた場合でも、5カ月という中では、本年度の中では難しいと、こういうようなことになりますということも先方には伝えてはあるんですけど、そうしますと、8年度の当初の中で予算化ということになりますと、5カ月かかった場合に、8月までにはそうした改修工事も可能と、こういうことで9月の開設ということになるだろうと、こういうような話まではしてあるわけであります。

こんなような中で、今、対応をしております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 内田 勲君。

○21番（内田 勲君） そこまでの事情は、私も承知しているつもりなんですけれども、そこで、平成8年度に開設できるのかどうかということなんです、私が問題にしているのは。要するに、たしか市長の答弁では、平成8年度4月からとはたしか言っていないんですけども、平成8年度には開設をしたいと、こういう答弁を一般質問の中でいただいていますので、1年前からの話なんです。去年の9月議会で、私、最初の質問をしていますから、当然努力としては4月開設に向けて行政の方は進めてくると思っていたわけですね。ですから私、あえて4月当初にスタートできるのかどうか確認しませんでしたけれども、私はそういうふうに理解していたんですね。で、進め方として見ていますと、確かに小野部長の方で非常に、積極的に話し合いをしてくれまして、ハードな部分についてはきちっと話が進んでいるんですけども、補助金のことでちょっとおくられているんですね。これ、なぜおくられているかということ、平行してやっていないからなんです。ハードの面はハードの面でずっとやってきて、その間全くそれをやっていないんですよ。で、大体ハードの話がついたら今度は補助金の話になっていますから、おくれちゃうんですよ。ですから、当初から平成8年度の4月に開設するためには、いつまでに何を終わらせてなきゃいけないか、逆算して計画を立ててくれれば、当然9月には補正予算を組める状態まで持ってこれるはずなんです。このままですと、補助金の話がつかないからと言えば、12月議会も補正予算を組まない。また、さらにそれが話つかなければ予算でも出ないと思うんですよ。もう市民は平成8年

度から開設できるだろうと期待しているわけですよ。ですから、まず平成8年度から開設するということを念頭に置いて事を進めてもらわないと、まずそのとおりにはいかないと思うんです。結果的にできましたというんじゃないくて、やるつもりがあるかどうかなんです、問題は。ですから、恐らくこのままでいきますと、今のお話のように、工期が5カ月かかるとなると、12月議会に補正を組んだとしても、年度をまたがっちゃうわけですから、12月議会の補正が出しにくいんじゃないですか。そうしますと、新年度の予算ということになりますと、もう来年の下期以降ですよ、開設が。私の一般質問していることが2年もかかるんですよ。こんなのんびりしたことで本当にいいんでしょうか。何とか、今回もう間に合いませんから、12月議会には補正を組んでいただいて、4月に、あるいは工事が若干4月にかかっても、5月なら5月に開設できるように、補正ではきちっと組んで、12月に補正を組んで、期をまたがってもいいような補正を組んでいただいて、少しでも早く開設していただきたいと思っているんですけども、その点については市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、部長が説明いたしましたように、多少手間取っておるという状況がありますので、一層努力をして、御指摘のとおり、なるべく早く実現のできるように取り組んでいきたいと、こう申し上げておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 最初に歳入を聞こうかと思ったけれど、これはやめておいて、19ページの上田の地区センターの解体工事ということに絡んで、ちょっと様子を伺っておきたいと思います。

このことについては、上田の地区センターが、いずれ借りているところを返すというようなことの事態で、その問題にかかわって地元の方々は、ぜひ地区センターの問題を考えてほしいというようなことで、請願が過去にありました。それから、前回の定例会でも条例の廃止というようなことがありまして、本会議場で夏井さんの質問なり、私も中途半端な質問——質問というより意見みたいな形で、まことに申しわけなかったんですけども、絡んで、このことがその後どういうふうに解決をされ、こういった解体の状況に至ったのか。また、今後この上田の地区センターについて、どのような考え方でいらっしゃるのか、その考え方を伺っておきたいと思います。

それから、続いて、21ページのストックヤードの、これについても東京都から使っていたものが返還をされて、日野市が借りられるということにはなってきたという報告

を受けていますけれども、今回、先ほどの説明では2,260平方メートルの部分の整地だけを、整備をするということで説明がありました。いずれにしても、視点とすれば有効な資源の回収というような形で対応がされていくと思いますけれども、今後このストックヤードの整地が終わった後、どのような展開で進める予定でいるのか、この点について伺っておきたいと思います。

それから、とりあえずもう一点は、最後の予備費の関係ですけれども、確かに当初予算で動いた部分で3,000万円云々というようなことがありました。災害でそれぞれ出てきて、今後、今の説明でも、不時の支出に対する対応を考えておくために3,000万円に合わせたということであります。本来前々から私も繰越金については、今の内田議員のあれではありませんけれども、12月程度になりますと、なかなか新規のものの取り組みというのは厳しい状況というのはあるわけで、極力早い時点で繰越金については開いてしまいなさいと。今回も約2億8,000万円なりの金額が、まだこれ残っているわけですね。そこら辺と合わせて3,000万円にあくまでこだわっての根拠、ここら辺の御説明をいただければというふうに思います。以上3点です。

○議長（福島盛之助君） 御答弁願います。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 上田の地区センターにつきましては、変更の土地契約というのが本年いっぱいということであります。したがって、来年の1月中には解体をして、更地としてお返しをしてほしいと、こういうようなことになっております。

その以降の上田地区センターに対応のことでありますけれども、市としましては、上田の方にも、とりあえず川辺堀之内の青年研修所を立派な施設に改築をして、上田の自治会、あるいは川辺堀之内の皆さんに同時にお使いできるような施設でどうだろうか、というようなお話を投げかけております。その実現に向けて、今後とも努力をしてみたいと、こういうふうに考えております。以上であります。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 2点目についてお答えいたします。

2,466平米の敷地を建設省京浜工事事務所の方から占用の許可がおりたと。従来は、これは東京国道工事事務所が植木の苗圃として使用していたところでございますが、それを私どもの方へ地続きの部分を、これだけの面積をお借りするということになりました。

御承知のように、ごみ行政は包装廃棄物リサイクル法もできましたし、これからさらに分別の種類がふえていくであろうというふうに思いますし、また、分別の作業をする

場所も必要になってまいります。したがって、この今回借りました敷地は、一応クリーンセンタートータルの中の、クリーンセンター用地としての借用ではございますけれども、当面ストックヤードの用地として使用していくということになろうかと思えます。

今後につきましては、総体的な設備計画の中で整備をしてみたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは、予備費及び繰越金等についての質問にお答えさせていただきたいと思います。

予備費につきましては、例年当初予算で3,000万円をめどに計上をさせていただくということを、これまで最近は続けさせていただいております。予備費は、申すまでもなく、当初予算で計上し切れない不時の出費といいますか、突発的な出費等で、緊急を要するもの、あるいは小額で予算措置がつくもの、そうしたものについて流用その他の方法がつかない場合に、予備費を充当させていただくという措置をとらせていただいているわけです。

この金額につきましては、3,000万円にあくまでもこだわっているのかというふうなお話もございましたが、これまでの大体の目安として3,000万円ということで、一般的には、この範囲で処理ができてきているということで、お願いをしているところでございます。

実は、既に今年度は、参議院議員選挙の際の候補者が予定をかなり上回ったというふうなことから、掲示板の拡大を急遽しなければならなくなったと。そのような経費等もございまして、既に、それも含めまして、560万円弱の金額を予備費充当をさせていただいているところでございますので、今後、ここの8月にもいろいろ集中豪雨等もございました。今後もそうしたことがないとは言えませんが、また、平成6年度の例でも、そうした災害への対応、そういうふうなものもございまして、この程度の額は、ぜひお認めをいただくということで、支障のないようにしておきたいというふうをお願いをしているところでございます。

それから、繰越金につきましては、できるだけ早く開いて、その事業化といいますか、そういうのを図っていくべきであるということについては、御指摘のとおりかというふうに思います。

既に今年度は当初予算で、こうした最近の財政状況もございまして、既に3億円の開

きを当初予算でさせていただいているという状況でございまして、今回の開きの部分を合わせますと、既に5億2,400万円以上という金額になっております。したがって、6年度から7年度への繰越金が、残りは3億円に満たない金額ということで、2億円台でございまして。

今後の補正状況、それから歳入歳出の状況に応じまして、この程度の額は今後の財源としても見込んでおきたいということもございまして、今回の補正につきましても、財政状況下は大変厳しい中ですので、可能な限り必要最小限の歳出予算を組んでいきたいということの中から、一般財源としての所要額が2億2,470万円程度になったということで、差し引きの、残りの繰越金につきましては、今後の財源とさせていただいたところでございます。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 再質問でありますけれども、まず、上田の地区センターの関係については、堀之内に同時に使えるような施設をとというようなことを、この点については、もう前回もやりとりをしていますからいいんですけれども、実は、果たして生活文化部長が十分承知をしているかどうか別といたしまして、当面、前回のときに厚生委員会で修正をかけて、要するに条例は存続をさせたと、こういった結果がでました。その後、様子を聞いてみると、行政側からの報告は、こういった議会でないと行政報告なり出てこないとわからないんですけれども、実態としては、既に12月まで所有者の方が、結構ですよ、というようなことになったということで、これについてはいいと。その話を総合すると、今、1月いっぱいにはお返しをすると、解体をすると、その日を出したということでもありますけれども、それはそれで流れですから結構ですけれども、実は、午前中のやりとりでもありませんけれども、行政の基本姿勢としては、やはり新たに堀之内へつくといたしまして、上田の人たちにとれば、今まであった地区センターがそこで消えてしまうという現実が起きるわけですね。で、もう上田の人たちは十分そこをわかっている、消えるというよりはお返しをしなきゃいけない、そのいい方法をやってほしいからこそお願いなりが出たと、こういう背景があるわけなんですけれども、どうも今の話からすると、新しい地区センターに移行するんだと。それは、地域の人たちがそれでいいとすれば、我々が口を挟む問題ではないかというふうに思います。ただ、どうも行政の手続き上、そういったことが欠けていたからこそ、ああいった条例もすぐに処分も廃止をしていっちゃうということが出たんだというふうに、私は見ているんですね。

その後、実は、今、都の日野工区の建物が、要するにあそこの駒形公園の一連から立ち退いて、要するに万願寺の区画整理地内に新しい事務所ができた。それを、要するに東京都は更地にして京浜工事事務所に戻すということの事態が発生していることは承知をしておりますが、地域の人たちにとりますと、上田の地区センターが早急になくなってしまふんでは困るんで、暫定的に、その工区の建物の母屋といいますか、本体の事務所部分だけでも残してもらって、そして手だてが見えてきたときに、そちらに移行するなり、何なりの形をとったらいんじゃないかということで、住民の方から私のところへ申し出がありました。これにつきましては、私も余り市長とは直接お話をする機会というのはないわけですが、殊住民のそういった、今ある建物を取り壊してしましますと、それではもう、また新たに建てるということは大きな問題になりますが、今ある建物を、確かに日野市がつくろうとする公園で用途地域の変更やら何やら、それはそれで進んでいただいていいわけですから、少なくとも何年かの間の暫定で東京都がそこを放棄する、要するに壊してしまうわけですから、そういったこともあるし、地域の人たちにとってもその施設がちょうどいい施設だというようなことで、市長にお会いをして、そのときの市長の話としては、地区センターとして開放することには問題があるだろうし、特に堀之内、上田を含めて、まちづくりのために事務所なり、それからその公園等の整備等も含めて、十分対応が可能であろうと。そして職員を推して対応をさせようと。だから土方議員としては、だれあたりがいいだろう、というような話も具体的には出ました。しかし、そのことは市長をして職務命令として対応してもらうんですから、私が口を挟むものではありませんと。そして、そのやりとりの後、とにかく庁内で検討をさせ、1週間以内に返事を調整しますと。ですから、議員としては、その窓口となる人を、ぜひ地域として、出してもらいたいと、こういった申し出を受けまして、私はその地域に戻って、ぜひそういった窓口の対応を、それから今後のまちづくりも含めて、市長と折衝する窓口として設定をしてほしいと、こういう申し入れをしました。その結果、地域の代表で、たまたま名前を上げますと、過去にそういう地区センターに請願をした内田さんという方が代表となりまして、そして、これに当たりましょうと。とにかく私とすれば、そういう市長も会って、そういう話もし、それはあくまで表面的にはいろいろな、総合的な計画はあるにしろ、十分その話までしたということ、これは事実市長が、この部分は違うんだ、と言えば、やりとりは二人だけの話ですから何とも証明のしようはありませんけれども、少なくともそういったことを地元伝えて、地元もそれを受けて、実は市長の方が何曜日に会うというようなこ

とで、地元の方が会ったと。その結果たるや、市はこういう計画であるから、一切そのことについては対応できんと。全く私が地元に対してお願いをし、代表を出したにもかかわらず、私と話をしたこととまるっきり、180度以上の逆展開で、結果は要するに堀之内の話なんかをしていたと。ただ、地元としては、聞き及んできました、という報告は私にはありました。しかし行政側からは、私に対しては、何のあれもありませんでしたから、地元の方のその意向を受けただけで、市長にもお会いをしたところ、改めて私は、それで、全く地元の方に対してはうそを言ったということの結果になるわけです。そういう見込みがあって、市長が少なくともまちづくりの事務所みたいな形で、そういう対応でもしておきましょう、というようなことでありながら、全く違う話で、土方さん何だよ、ということになるわけです。それはそれでいいですよ、私がおさめておけば。これからのまちづくりがちゃんとできれば。しかし、余りにもひど過ぎるんじゃないの。私は市長に会う前に東京都へも行って、その工区の関係を管轄する担当者ともお会いをし、市はそういう姿勢で、土方さん、市はこういう計画があって、確かに壊さなければいけないと、こういう一面があります。しかし、日野市からまた、それに合った話が来れば、このお盆明け、8月の終わりに、流れとしては業者を選定をし、9月には更地にするんだと。しかし、そこら辺のことについては、私は議員としてではなくて、地域のそういった意向を踏まえて都へ行ったわけです。後は更地にして、京浜工事事務所に返さなきゃいけない現実がありますから、ということを受けて、京浜工事事務所の所長にもお会いしました。政治的に決着を見るのは、あくまで行政との対応があるでしょうから、私はやはり東京都にお話ししたとおり、これは一市民の要望としてそういうことがありますと。しかし、そこには行政のいろいろな問題があるけれども、クリアをさせていい方向を見出す。これは、あくまで市長の政治的な判断を仰がなければいけないからと、こういう一言を残し、いずれ調整をさせていただいた後によりしくお願いをしますと、こういうことで戻ってきた後に市長に会っているわけです。こういう現実があったわけですよ、私。ですから、そういったことからすると、市長は、今回の問題は私がお会いをして、そしてその以下、助役なり、あるいは生活文化部長なり、また大きな目では都市計画、要するに都市整備上の問題、あるいは企画調整、こういったところに、どのように、今の市の実態が流れているのか、全く疑問であります。つまり、市長の腹で私に答えたことと、果たしてそれが下部へどのように伝わっているのか。また、状況によって職員も、私からすれば一計の命令を、職務命令を受ければ、それに伴っていい方向を見出すべく、少なくとも私のところへ、

どんなような話なんだろうかと、そういう打診があってこそ、それに向けた解決が図られると、こう思うわけです。しかし、短期間の間の話でしたし、地元の方からもそういったことで、土方さんの話していたこととまるっきり違うじゃない、と。この実態はどういうふうになっているのか、せっかくここでこの予算が、解体工事が出るわけですから、この予算は、いずれにしても第三者にお返しをするということですから、それは別としても、血の通った行政を求めたり、市民の意見を云々だと言いながら、果たしてどこでどういう事務作業が流れたり、市長の命令系統がなっているのか、この際、明らかにしてもらった方が、今後の審議のためにもよろしいかと思しますので、ひとつその点はよろしく願います。

続きまして、ストックヤードの問題は、確かに今の部長のお話のとおり、そのことについては十分承知を、要するに面積にしろ、流れにしろ、わかっておりますけれども、特に今の説明の中にもありました、分別をして、これから資源として回収するには種類もふやしたりというような話もありました。当然その作業場所だということでもありますけれども、今の状況からして、果たして市側は、ストックヤードと言いながら、どの程度までの規模の建物なりをつくる、あるいは機能をつくっていくのか、これはここで求めても無理かなという部分もありますけれども、少なくともこれは平地にする整備費ですから、ただ、日野市に定着をさせ動いている7品目の分別の問題等にしても、これから決算委員会がありますから、その場で詳しく聞くつもりでいますけれども、市の考え方として、例えば缶のプレス機やそういったものですか、あらゆる、そういう各市の進んだ状況を取り入れてストックヤード——単なるストックヤードと言ったって、どの程度の、この間のガラス瓶のカレットとか、ああいった問題の程度のもをつくるのか、あるいはそういった機械的なものまで上屋を、一定のものを対応していくのか。聞かんとするのは、総体的なその計画で云々というのはありましたけれども、私に聞かんとしたのは、その総体の概略程度は少なくとも聞いてみたいと、こういうことで質問したので、もしそこら辺がありましたらお答えをいただきたいと思います。

予備費あるいは繰越金の問題については、今の部長で、根本的なあり方が果たしているか悪いかというのは、それぞれその人の認識の仕方によって違ってきますから、今の説明程度でよろしいかと思いますが、前段の2点についてお話をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 助役。

○助役（坂口泰雄君） 1点目につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

今、御質問ございました、市長と土方議員さんとのいろいろな協議の内容につきましては、十分、私、認識しておりませんが、いずれにいたしましても、今御質問のありましたような食い違いということでございますか、そういうことに対しまして、土方議員さんに大変御迷惑をかけたことにつきましては、申しわけなく思っております。

上田の地区センターの問題につきましては、地元の建て替え建設委員会の会長さん、ただいまございました内田さん、この方と急遽お会いいたしまして、今後の対応につきましては、先ほど担当部長が答弁いたしましたように、何とか川辺堀之内の自治会と、また上田の自治会と十分話し合って、ひとつその地域の地区センターを堀之内の青年研修所跡地に建設して御利用いただきたいということで、お願いしているところでございます。

私も、地域に出向きましていろいろお願いしておりますが、そのような方向で、これからも進んでいけるのではないかとということで、期待をしているところでございます。

なかなか地区センターの用地の確保が非常に難しい状況でございますので、今回はそういうことで、本来ならばもともとございました上田に地区センターができるのが一番ベターでございますけれども、そういうようなことで両方の自治会の協力のもとに、理解のもとに建設に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 2点目についてお答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたが、現在のリサイクル行政は、毎年毎年、去年とことしは決して同じ状態には続きません。法律は改正になり、政令は改正になりということでございますが、たまたまこの6月16日に法案が通りまして、6カ月以内に法が施行されます。したがって、12月15日に包装廃棄物の法律が施行になる予定でございます。その施行を待って、厚生省令、あるいは通産省令のところから政令が出てまいります。それで分別の種類、あるいは細かな基準と申しまししょうか、出てまいります。私ども、今その辺がはっきりとどんな方向でいくのか、およそのところではつかんではおりますけれども、かなり詳しいところではつかみ切れない状態にございます。

私ども今思いますのは、今回のこの工事費は、あくまでも敷地の確保、今、東京国道の方では、もうフェンスの工事を始めております。で、敷地の区画を明確にしてほしいという申し出もございまして、あちらのフェンスの基準に合ったものとして、私ど

ももそのフェンスの基準の中で、そのフェンスの設置をいたしましょうと。それと、中に東京国道の財産の域がございまして、何本かの移設の条件がついてございますので、それはフェンスをつくる前に奥の方へと申しましょうか、向こうの指定した場所に移設をします。この費用が、今回お願いした予算でございます。

したがいまして、今後この敷地につきましては、私どももおおよそのところでは、ペットボトルがこれからは分別が入ってくるのではなかろうかと。そうなりますと、ペットボトルは、かなり強度のプラスチックでできておりますので、圧縮をして、減容をして運搬すると。おおよそ10トン程度を目標に、国ではといいましょうか、政令では引き取るというような仕組みもあるようでございますので、ペットボトルをどのような形で回収し、それをストックをし、減容をして運ぶかというようなことが、まだ具体的に見えてまいりません。したがいまして、この用地につきましても含めまして、クリーンセンターにも別の用地もございますけれども、その辺も含めた中での総体的な整備の計画は、本年度ぜひつくっていききたいと、このように思っているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 2番目の点は、これから計画の中でということでありますから、それを待つということにいたします。

1番目の関係については、今助役の方からの発言がありました。助役については、内容を十分認識をしていないという前提の中で、食い違いが発生をしたというような程度の認識はいただいているかもしれませんが、助役が申しわけないという話で、助役に謝ってもらうつもりは毛頭ありません。このことは、やはり、そういったことがあったなしやということは、先ほどから申し上げているとおり、第三者に全然わからないことで、あくまで姿としては大きな期待を寄せ、地元にも市長の意向を持って、その折衝窓口を出し、現実にはそういった人たちが、少なくとも折衝が始まったということでもあります。私にとっては、大変地元の人たちから見れば、私は全く不名誉な仕事をしたということになると思います。つまり、脈があるからというような見込みの中でやったわけで、あくまでそれが見込み違いだったということで見れば、そういうことになるわけです。しかし、現実納税をし、私も東京都へ税金を納めているし、国や何かにも納めているんだからという人がいっぱいいるわけですね。その人たちが、せっかくその目の前にある建物を市長の最後の、東京都が何百万、ストックヤードの土地にしたって520万円かかる、まあ、あそこは約七、八百万で終わっちゃうのかどうか知りませんが、少なくとも、それは総体を工事をしてそういうことであって、その

中の一建物だけをそっと使う。将来的には、それは公園計画なりあるわけですが、まだまだあそこの土地には隣の問題も、要するに不法占拠と言えば不法占拠で、そういった土地もあって、すぐに都市計画の網をかぶせたから、そちらに向けて工事ができるということではありません。現実にはプールだって1期、2期分けた、もうそれこそ流れるプールやなんか子供が夢に思っていたものもストップしちゃっている状況であるし、これから公園占拠をする中にも、そういった大きな問題を一つ抱えているその隣の土地の、本当の暫定的に開放したらどうかというようなことからすれば、全く市民の方が言う方が、市長が、ひとつそういうことでよろしく、というようなことになれば、それぞれ建設省だって、こういうことだって一定の話は民間レベルとして通したという事実があるわけですから、ぜひそこら辺を市長の決断が欲しかったというふうに思うわけです。

いずれにしても、私はこれ以上、もっと市長に近い議員であれば、話をきいたのかなということを反省をするところですけれども、少なくとも市長と私が、真摯な姿で私は対応してもらったというふうに最終理解をしたわけですから、それが幾日も寝ないうちに、全く違うんだと。自分が行ったら、こういう計画に決定しましたから、だめですよ。そんなことで我々もどんな仕事をしたらいいのかと思うわけです。

結論はわかるわけですが、市長をかえるしかないわけですから、それはそれで結構ですが、少なくとも第三者が入っている話については、ぜひ、もうちょっと我々に言ったことと市民に言ったことがまるっきり違うということでは、立つ瀬がないですね。ぜひ、やりとりがあった、ない、というようなことの引き続きはしませんが、私は、坂口助役はかばって、そういう発言をされたかと思いますけれども、私は市長の口からぜひ聞きたかったことがあるわけですが、特段に答弁は求めませんが、「求めなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）そういう姿だけは見せてもらいたいというふうに思います。ぜひ、そこら辺の対策があればということで。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えをしておく必要があろうかと思っております。

今、御質問を聞いて、主眼の報告と申しましょうか、説明が不十分であったということを感じて、この点は申しわけなく思っております。

御承知のとおり、駒形公園計画を日野市は推進しておるわけでありまして、これも用地はすべて浅川河川敷、つまり京浜工事事務所が所管をしておる用地であります。日野市の過去の特殊事情のことをよく説明をして、河川敷のまま今日まで存続をし、また市

がすっかり借りて、市の都市計画事業として駒形公園をつくると、こういう対象の場所になっておるわけでありまして、図面なり地形なりで頭に描いていただきたいわけですが、今の京浜工事事務所が東京都に貸していた土地が多分一番東だと思います。不法占拠という形になっておる地籍が間にあるわけでありまして、それらを積極的に解決をして、ようやく東京都も別の場所に工区の事務所を開いて、あそこをあけてもらおうということになりました。工区で事務所という建物があるわけですが、これは当然、京浜工事事務所との契約の中で、返還される場合には、原形に復して返すというのが行政間の建前であります。したがって、一つの知恵ではあるわけですが、私どもとしては、なるべく早く原形に復して、そうして日野都市計画が具体的に土地をあけていただくと、こういうことを今まで進めてまいっているものですから、建物を当分の間残してくださいということは言えない関係だというふうに申し上げたというふうに思っておりました。内田さんには、よくそのことをお話をいたしまして、市長の言うこととしては了解をするというふうにお答えをいただいた経過がございます。

なるべく早く、積極的に地元に、代替施設としての地区センターの提供が望ましいわけでございますので、従来考えておりました青年研修所を改築して、早く地元の施設として提供したいと。来年の予算に間に合わせるようにということで、内部的には指示をし、その役に、たまたま坂口助役が当たってくださったという経過がございます。

今いただいている資料によりますと、地元では、役員会としては、市の考え方に了承すると。これを内部にまたよく伝えて了解をとっておくからと、こういうふうに進んでおるというふうに承知をいたしております。堀之内にも早く出向きまして、用地の確保を確実にして、建て替えが着実にできますことをお約束をして、ひとつ御了解をお願いをしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 最後に、ちょっと一言だけ、言わせていただいて終わりにしたいと思います。

根本的にやりとりを見て、市長から直接のあれはありませんでしたけれども、今後に向けての発言はありました。しかし、やはり、やりとりをしてわかるとおり、先ほど助役も認識をされているような中に発言がありました、その話し合って、というのが今ありました。市長もあるようでしたけれども、そのことが行政としては先に手だてがされていないからこそ、こういった問題が発生をするんだと、こういうことであります。

ぜひ、今後やっぱり、ものを起こす前に、その障害なりが予測をされるんだとすれ

ば、やっぱり先にそういった、言葉が悪いかもしれませんが、根回しといいますか、前段の調整がされて、初めて上田の人たちも、そういうことならばよろしいでしょうと。堀之内の地域の人も、それならよろしいでしょうと、こういうことに合意をしているならばいいわけですが、あくまでこれ行政主導の先行的な形で、あくまで進んでしまったと、こういう結果があるわけです。これは、この問題に限らず、いろいろなところで発生をしていることは、十分各議員も承知をしていらっしゃると思います。今後そういったことのないように、ぜひこれを機会に、そういう方向には留意を図っていただくようお願いをして、終わります。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） それでは、1点だけ伺っておきたいと思います。

長い間懸案になっておりました、いわゆる高幡不動の前の第7分団第1部の消防の詰所の件でございます。先ほど補正予算の御説明がございました。歳入で1,670万3,000円の、いわゆるこれが補償金だろうと思います。歳出の方の説明を伺いますと、いわゆるこの施設に対する建物の取り壊し、それから、仮設詰所の借り上げですか、これは、の予算が計上されておるわけでありますけれども、仮設施設、建物自体ですね。これはこの補正予算に載っていないわけですが、どういうお考えなんでしょうか。伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 御答弁願います。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 高幡に所在します、第7分団第1部の消防詰所の件でございますが、この詰所につきましては、御案内のように、都市計画道路の拡幅にかかるといことで、以前から移転を請求されておったわけでございます。これまで移転先につきまして探索といいますか、探しておりまして、また、一部市の土地につきまして地元消防団にも提案しておりますが、なかなか合意が得られないということでございます。

本格的な建物を建てますには、最低半年は必要かと思えます。したがって、9月の補正予算がリミットでございますけれども、現在まだ移転先につきましては協議が整っておりません。したがって、地元の代表の方にもお話しいたしまして、正式な場所、また、ちゃんとした建物が建てられるまで若干費用がかかりますけれども、あるいは不便を来しますけれども、仮設でいきたいというようなお話しもして申し出ております。そして、来週11日には、また地元の自治会や消防団の方ともお話し合いを進めようとしておるところでございます。さきに申し上げましたように、本格的なものについ

ては時期的に間に合いませんので、ここで仮設をお願いしたいということでございます。

特に、来年3月までということに東京都とはなっておりますけれども、できるだけ東京都は早く道路の工事にもかかりたいということで、一月でも二月でも早くあけてほしいというようなこともございましたので、取り壊しと仮設の費用ということで計上させていただきます。今後本格的な建物、場所や建物につきましても、より努めてまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 理解したいと申し上げたいんですけれども、総務部長ね、この27ページの御説明ですと、14番の使用料及び賃借料、197万円、これは仮設器具置場の借上料なんですよね。建設費じゃないわけでしょう。それから、15番の既存器具置場解体工事。これは現在ある建物を解体する費用ですよね。ですから壊すのはわかるんですよ。仮設をつくるこれは借上料なんですよ。これが197万円なんですよ。まあ何坪借りるかわかりませんけれども。だから建物の費用は、工事請負費の中に載っていないければ、仮設のものが建たないんじゃないですか。そこを聞いているんですよ。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問の内容をよく理解しないで大変恐縮でございました。

建物といいますか、消防器具置場につきましては借り上げるということでございます。したがって、貸してくださる方が建物を建てまして、それでこちらが借りるということでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 先ほどの公民館費の方なんです、29ページのところで、外国人のための日本語教室委託料ということで、企画財政部長の方から率直なお話がありまして、なるほどなというふうに思ったわけですが、担当の方と、市長の方に特にお願いをしておきたいんですけれども、これは前回の私の一般質問の、外国人の人権、ということで質問をさせていただいたときに、市長だと思んですが、国際交流協会、これがいろいろな窓口になって、いろいろな対応をしていただく展開の部門です、というお話があったわけですが、企画財政部長の先ほどの説明ですと、この事業の執行については国際交流協会がこれを実施するだけの現状においては、実行できるだけの条件がなかったというふうに私は読んだわけなんですけれども、そういうふうに理解しているわけなんですけれども、率直なところ国際交流協会の方に、私も一般質問をした後でお聞きしま

したならば、いろいろな事業を展開するだけの實力というんですか、体力というか、そういうものがまだまだ不十分なんです、ということを具体的な例を通してお話をしていただいた経緯がありますと。市長、その辺の認識が、やはり期待の方が先行してしまっていて御答弁されたのではないかなというふうにも感想として持っていますので、ぜひ、先ほどの説明のような事態にならないように配慮していただいて、諸団体の方にこういうふうなお願いをする場合には、十分その団体の条件等に、当然ボランティアですから、そういう方の意向も喜んでできるような体制があるかどうかを見きわめた上で、ぜひやっていただきたいということを要望しておきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、総務費、消防費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち、農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第60号、平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第60号、本議案は、平成7年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億8,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億6,784万3,000円とするものであります。

議案第61号、本議案は、平成7年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,519万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81

億1,320万5,000円とするものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 議案第60号、平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億8,550万円を追加補正するものでございます。事項別によりまして御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。今回の補正につきましては、モノレール事業にかかわりまして、都市計画道路3・4・8号線、ここのモノレールの導入空間を確保するというために必要な予算を計上させていただいているわけです。これは、この万願寺、それから東町地区でございますけれども、東京都の交付金対象地区でございますので、交付金からの対象にならない部分、これを東京都の建設局が負担をするという形で、言い換えれば区画整理事業費以上の工事の部分は東京都の建設局が全額負担するということになっておりますので、その分の今年度の該当する分の負担を計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

まず、万願寺第二でございます。委託料でございますが、これは新都市建設公社に委託をするものでございます。都市計画道路3・4・8号線の用地の借り上げ、それからこの道路の中にあります建物の移転の補償、今年度は一応7棟を予定をいたしておるところです。

それから、この建物の移転に絡みまして、水道の布設も19節で計上させていただいております。

次に、東町でございます。東町につきましても、13節の区画整理事業業務委託料、これは新都市建設公社に委託をするものでございます。土地の借り上げ、それから建物の移転、一応8棟を計上させていただいているものでございます。

それから、19節の水道負担金、これも建物移転に伴いまして、水道の布設をお願いするものでございます。電柱等の補償も、都市計画道路にかかわる部分の電柱の移設ということでございます。

続きまして、議案第61号、平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額を1億4,519万2,000円追加補正するものでございます。

第2条でございますけれども、債務負担行為の補正でございます。後ほど詳細について申し上げます。

それでは、18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。歳入につきましては、全額前年度の繰越金でございます。

次に、20、21ページ、歳出でございます。まず、下水道費のうち、管理費の維持費でございます。工事請負費といたしまして、管の更生工事。これは、管がもう老朽化してきておりますので、これを更生する公費でございます。場所につきましては、多摩平の五丁目、六丁目の一部を考えております。金額は記載のとおりでございます。

続きまして、建設費の公共下水道費のうちの15節、工事請負費でございます。秋川処理区管渠埋設工事でございますが、これは旭が丘地域での管の布設工事でございます。一部金額に不足を来しましたので、補正をお願いするものでございます。それから、東豊田排水区管渠埋設工事でございますが、これは多摩平六丁目、今回の集中豪雨でも浸水を来した箇所でございます。この上流の雨水管を延長して、約120メートルほど上流に延ばすということでございます。

続きまして、ちょっと前に戻っていただきまして、13ページをお開き願いたいと思います。債務負担行為の補正でございます。これは浅川処理区管渠埋設工事の限度額をここで補正をお願いするものでございます。これは、今年度の事業がいろいろな調査、そういうものに手間がかかっておりまして、一部施行が困難になってまいりました。そこで8年度の施行分とするための補正でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　21ページ、東豊田排水区管渠埋設工事ですが、多摩平六丁目上流に120メートルほどの延長という御説明でございました。

五小に入る歩道橋がございますが、あそこから駅の方に向かう道が非常に、川のような、集中豪雨で歩けないほどの川になったわけですが、その辺の解消が、この工事によってできるんでしょうか。お尋ねいたします。そういう大水があのだをどうどうと流れるようなことが、この工事でなくなるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、多摩平でございますけれども、現在の雨水管

関係につきましては、多摩平団地の事業の中で管を布設しておるわけです。それで、当時の雨水の降量、それから流出係数というのが相当、当時のと現在は違っております。したがって、通常の雨でもちょっと集中的に降ると、部分的にはあふれるという現象が出る箇所があるわけです。ただ、今回のこのルートは、その中で泉塚の方から市役所の方へ曲がってきて下へおる、要するに黒川都市下水路系統ということになっておりますので、直接五小の方の周辺の雨水のそこまでは影響しないと思います。ただ、この工事をやることによりまして、国道の周辺から来る水、上流の、高台の方から来る水は、できるだけ上流で管に落とすような措置をしていきたいと、そういう考え方でございます。したがって、五小とか多摩平支所の裏の公園の方、こちらの方につきましては、これによって直接救済することはできません。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 集中豪雨の日、豊田の駅の周辺からあのあたりにかけて、私もつぶさに見て回ったんですけれども、余りの深い水が流れ、池ができ、という感じで、今回のこの工事では、全くその辺の救済ができないということになりますと、将来的にこういう事態が起きたとき、あの心配がないような形は、将来いつごろ、きちっとやっていただけるのでしょうか。もし、その辺の計画があればお聞かせください。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 多摩平の排水系統は、今説明しました、黒川排水系統と、それから豊田の排水系統、この2カ所に、将来的には、分かれる計画となっております。その豊田の排水区というのが、今考えているのが、そこの一番橋通りに、あの陸橋の下にも管、あの道路の下だけは管がもう既に入っているわけですが、それから上流へずうっと持っていくような計画になっているわけです。ただこれは、現在のところ、その上流につきましては、まだ具体的な計画は持っておりませんので、これをできるだけ早く促進しない限り、多摩平の上流と六小の方ですか、周辺の、向こうからの水の処理はできないと。ある程度その期間集中豪雨があれば、部分的にはあふれる箇所が出るというふうに考えておると。ただ、これをできるだけ早く、これから詰めていきたいという形で、内部的には今検討を始めている段階です。以上です。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第60号、平成7年度日野市土地区画整理事業

特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成7年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第1号であります。

補正予定額は、資本的支出に7,539万6,000円を追加するものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） それでは、議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、省略をさせていただきます。第2条、資本的支出でございます。7,539万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、過年度損益勘定の留保資金を充てるものでございます。当初予算におきまして1億2,956万7,000円をお認めいただいておりますので、今回補正でお願いいたします7,539万6,000円をプラスしていただきまして、留保資金の方は、2億496万3,000円と相なります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、詳細につきましては、実施計画において説明をしたいと思いますので、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、MRI——磁気共鳴断層撮影装置、日本名では申しませんが、この器械を導入いたしたく、そのための部屋を確保するために、設計委託料と工事請負費をお願いするものでございます。

御案内のとおり、CTはエックス線による断層撮影でございますけれども、このMRIにつきましては、磁石と電波により人体を撮影する装置でございまして、体に害がな

く、任意の断面が撮影できるものでございます。そこで、工事請負費でございますけれども、まずMRI室シールド工事でございます。3,203万3,000でございますけれども、これは電波磁気シールド工事と変動磁場対策工事というのが器械に備えつけるわけでございますけれども、この工事を併せて行う費用でございます。

それから、MRI室新設工事でございます。3,666万8,000円でございますが、約60平米の増築工事を行いまして、専門の部屋を確保するものでございます。

なお、本体につきましては、来年度予算におきまして賃借料——リースをお願いしたいと、このように考えております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時20分　休憩

午後3時48分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第63号、市道路線の一部廃止、議案第64号、市道路線の廃止、議案第65号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第63号、市道路線の一部廃止について。

本議案は、N7-2号線路線について、現況が廃滅しており公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線の一部廃止をするものであります。

議案第64号、市道路線の廃止について。

本議案は、N7-4号線路線について、現況が廃滅しており公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものであります。

議案第65号、市道路線の認定について。

本議案は、H62号線他1路線について、開発行為の完了に伴う道路の帰属等により、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定をするものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） それでは御説明をいたします。

議案第63号、一部廃止路線、市道N7-2号線。起点、程久保四丁目1番74地先。終点、程久保四丁目1番13地先。延長、155.12メートル。幅員、1.82メートル。

議案第64号、廃止路線、1路線、市道N7-4号路線。起点、程久保四丁目2番7地先。終点、程久保四丁目2番7地先。延長、45.89メートル。幅員、1.82メートル。

上記路線は、明星大学の敷地内にあり、現況が廃滅して公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき、今回市道路線の一部廃止並びに廃止をするものでございます。

なお、廃道後の財産は、明星大学所有の道路用地——整備済みでございます、と交換処理を行う予定でございます。

議案第65号、認定路線でございます。市道H62号線。起点、西平山五丁目42番34地先。終点、西平山五丁目42番26地先。延長、44.98メートル。幅員、5.50メートル。本路線は、大和田運動広場への進入路として、開設ときに築造された道路ですが、過去の市道路線認定から漏れていたことが判明したため、道路法第8条第2項の規定に基づき、今回新たに市道路線として認定するものです。また、当該路線は、八王子行政区域内に日野市所有地があり、両市にまたがる日野市道認定のため、道路法第8条第3項の規定に基づき、平成7年第2回八王子市定例市議会の議決を経て、八王子市長の承諾

を得たものです。

次に、市道〇2-19号線。起点、三沢三丁目35番41地先。終点、三沢三丁目35番33地先。延長、44.73メートル。幅員、5.00メートル。本路線は、日野市三沢三丁目35番地先の開発行為によって新設された道路の用地が、日野市に帰属されたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、今回市道として認定するものです。

図面につきましては、それぞれの議案の2枚目に添付しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第63号、市道路線の一部廃止、議案第64号、市道路線の廃止、議案第65号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れの件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、消防ポンプ自動車の買入れをするもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもので、2,295万8,700円で日本機械工業株式会社から買入れるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れについて御説明申し上げます。

本議案は、日野市消防団配備用の消防ポンプ自動車の買いかえのための買入れでござ

います。種類及び数量でございますが、消防ポンプ自動車 2 台でございます。買入れの予定額でございますが、2,295万8,700円でございます。消費税を含んだ金額でございます。買入れ先は、東京都中央区京橋三丁目 1 番 2 号、日本機械工業株式会社代表取締役 浜光春様でございます。

買入れます消防ポンプ自動車の仕様書でございますが、別紙で資料として提出してございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） それでは、質問させていただきます。

今回の消防ポンプ自動車の買入れにつきましては、これは入札制度の活用ではなく、随意契約かと思いますので、その辺につきまして、もう少し具体的に、御説明をまずお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 本議案につきましては、財産の取得処分ということで御提案申し上げました。この取得につきまして、消防ポンプ自動車 2 台につきましては、地方自治法施行令第167条の 2 に基づきまして、随意契約をいたしております。

この随意契約の理由でございますけれども、現在ある消防ポンプ自動車は、提案いたしました、日本機械工業のものを現在使っております。消防団員が通常消防活動に行って操作しておりましたり、あるいは訓練で操作しておる中で、この日本機械工業の機種に慣れておるというようなこと。また、一斉にいろいろ消防のポンプの操法についての訓練等を行います場合に、同一機種の方が教育といいますか、訓練ができるというようなこと。さらには会社が、この件では、本社は都内ですけれども、工場が八王子にあるというような、最寄りにあるというような、アフターサービスの件等も考えまして、機種の指定がございました。機種の指定がある中で、指名委員会におきまして、それを一応妥当と認めまして、随意契約にいたしましたわけでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） そうしますと、主に、会社が近いとか、同一の機種の方が訓練がしやすいんだと。そしてまた、今までの消防車両がメーカーの消防車両であるということが随契約の主な理由であるということになりますが、ちょっとよくわからないんですね。随意契約の場合、当然、そうしますと、この場合、2 社以上から、通常随意契約の場合についても、2 社以上から見積もりをとるということに規定はなっておるんで

すけれど、そうしますと、これは当然随契であっても、同趣旨の内容の仕様書に基づいた他のメーカーから、見積もりは当然とっているわけですね。ちょっとその辺をお尋ねします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 先ほど申し上げましたように、この機種を選定するというの中では、1社随契ということで行いました。随意契約の方法には、少なくとも2社以上から見積もりをとることが一つの原則にはなっておりますが、この機種を決めたことによりまして、これを取り扱っている会社は、この日本機械工業というようなことで、1社ということの見積もりでございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 消防車両は、いろいろなメーカーが幾つもあるんですから、当然この、先ほど随意契約の大きな理由の三つについては結局、例えばメーカーがかわっても仕様書を、そのような仕様を出せば、各メーカーも同じような操作方法ができるんじゃないですか。そのメーカーだけしかできない、どうしても特殊性がある場合については、随意契約とういのは成り立つわけです。これは技術的とか本当に特殊で、そのメーカーしかつくっていないんだということであれば、当然随契は理解できるんですけれども、結局この3点については、ちょっと随契の根拠性については理解できないですね。

特に、今、会社が近いという点。この点については、会社が近いことが随契の視点になるのであれば、日野市が購入するものはみんな、その周辺に全部限られてしまう問題点が出てきますね。

2点目の、この同一の機種であったものが使い勝手がいいんだということは、これは使い方については、仕様書で明確にうたって、同一の機械の使い方の、それは仕様書で規定すれば十分できる問題ですから、この辺については、この随意契約の根拠にはならないと思うんですね。ですから、そういう面からいきますと、その機械に慣れているからということ、これは随契の意味から外れるんじゃないですかね。その辺ちょっと理解できないですね。ましてこれだけの金額の消防車両を買うんですから、やっぱり競争入札をして、より金銭的にも、サービスにおいても、より条件のいいものを購入するんだというのが本来の競争入札の趣旨ですから、それにこの随契というのは理解できません。もっとその辺よく理解できるように説明をお願いします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） この契約につきましても、仕様書に基づいて見積もりを徴収してございます。その仕様書がゼロからスタートというような建築工事、あるいは土木工事のような仕様書ならばよろしいんですけども、一通り消防ポンプとしての機能のある程度標準的に備えた機械がございます。それにいろいろ手を加え、あるいは改造をして、それでつくり上げていただくというような仕様でございます。それで、先ほど申し上げました、日本機械工業が一応使い勝手がいいというようなことでございますので、その会社を指定したということでございますと、ほかの業者といたしますか、からは見積もりをとりましても、やはり日本機械を通じて納入することになります。そのようなことから、直接製造元であります日本機械工業を選定したということでございます。

能力等につきまして、ゼロからつくっていただくということであれば、いろいろな入札もできようかと思いますが、一応全国的にも機械としての実績がございます会社、日本では大手が2社ございますが、そのうちの一つでございます。そういう会社として、その会社の技術力、それから操作しやすいということに主眼をおきまして、選定させていただいたわけでございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 今、大手2社ありますと言いましたね。確かに何社かありましたうちの2社が、やっぱり三多摩27市を見ましても数多く入っていることはよくわかるんですけど、ですから、その2社を選定する場合、その選定委員会等の中で公正に車種を選定をまずやってきているんですかね。それでまた、その仕様書を、その仕様書に基づけば使い勝手も、各メーカーの車両も同じような使い勝手ができるんじゃないですか。ですから、1社に絞ること自身が——仕様書に基づいて、何社からも競争入札をして、その仕様にあった車両を購入すればよろしいんじゃないですかね。そうすれば使い勝手も同じに使えるし、そうしますと、この随契ということが、少なくとも済むんじゃないですか。この日本機械工業でなければできないんだという根拠性というのがはっきりしないんですよ。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 機種といたしますか、機械につきまして、やはりそれぞれ特徴がございます。メーカーによって違うわけでございますが、あくまでも、これまで同一の機種をそろえてきたと。それから購入につきましても、従前から日本機械工業と随意契約をしてきたということがございます。契約の方法といたしまして、競争入札

を適用できないかということにつきましては、競争入札をしても、指名をいたしました会社が辞退をするとか、あるいは、やはりその日本機械工業のものを直接扱っていないというようなこともございますので、今までの経緯、使い勝手等、いろいろ状況を踏まえまして、指名委員会では1社随契でよろしいというような結論に至ったわけでございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） だから、そこがわからないんです、そこが。要するに消防ポンプは、いろいろなメーカーがあると。その中で1社だけに随契しなくちゃいけないという、どうも根拠性がはっきりわからないんですよ。

要するに、先ほど言われた、使い勝手の問題であれば使い勝手に基づいて同一、従来の、同じような操作をするように、仕様書をその部分だけ変更した車両を、そこを改造してもらって、それで入札すればいいんじゃないんですか。それで競争入札すれば。そうすれば使い勝手については、何ら問題ないわけですから。で、今回導入したCD-1型というのは、従来と車種が変わってくるわけですね。もっと大きい形の車種に変わるわけですね。そうすると、今までのとは変わってきますよ。それと同時に、消防の詰所というか、車庫の問題も全部いろいろな面で問題にはなってくると思うんですけど、そうしますと、もっと競争入札の原理に従っていった方が、もっと安く、公平に車種が入ってくるんじゃないですかね。何でこんなところに限定するんですかね。限定するような理由も理解できないんですよ。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 自動車であれば、最近の自動車メーカーにおきましては、かなり同一の操作をするギア、オートマ、あるいはそういうような同一の操作が多いわけでございますが、消防のポンプにつきましては、かなり独自性があるわけでございます。消防ポンプ車という車自体は、どこの車であってもシャーシーといいますか、台の方は一般的で操作できるわけでございます。それで、今回はボンネットではないわけですが、あくまでも80%から90%のウエートを占めております消防のポンプの能力や、あるいは会社の持っている特徴等につきましては、かなり会社によって違いがあるわけでございます。したがって、よその市町村でも、初めから日本機械というふうに指定したり、あるいは森田ポンプというような、大手のもう1社の方ですけれども、そういうふうに指定して随契をしているところが多いわけでございます。

先ほど来、御説明申し上げておりますように、やはりこれまで購入してきた日本機械

工業に、特に支障がなく、また、慣れたところというようなことが、これは消防団の方の意向でもございますので、それで機種を決めさせていただいたということで、機種を決めていただきますと、先ほど申し上げましたように、もうこの会社きりございませんから、1社随契ということで契約を進めさせていただきました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） どうも理解できないんですけども、三多摩の中でも、今まで随契にあったところも、随契はやっぱり問題があるんだということで、随契をやめて競争入札しているところが、もう随分ふえてきているんですね。また、今年度から競争入札にしようとか、非常にこう、今までの随契のあり方について問題であると、こういう今流れになってきているわけですよ。ですから、やはり購入の仕方については、もう少し競争入札制度を活用しながら、いかにその競争原理に基づいて、金額も極力安い金額で、かつサービスも伴っていくと、そういう選び方というのが非常に大事だと思うんですね。また、消防団からそういう意向があったとしても、その中でどういう競争入札の方法をとれば一番いいのかということをもう少し詰めた形の中で、行政が対応しなきゃいけない問題じゃないかと思いますよ。非常に今の部分はどうも不明瞭で、納得しにくい部分ですよ。

今までもずっと、確かに競争入札ではなく、随契でずっときているわけですよ。ましてや今、非常に入札制度について、いろいろな指摘がされている時代ですから、ますますそういう部分に神経をとがらせながらやるべきじゃないかと思うんですけども。ですから、この随契というのは、非常に納得しにくいんです。

例えば、消防のポンプ操法ですか、そういうものをいろいろ年1回やっておりますけれど、それは車両そのものよりも、そこの消防団が規則とか迅速とか——スピードとかですね、チームワークとか、そういうものを評価して、一つの協議をしていくということですから、消防車両そのものについての能力とかなんかの協議ではないわけですね。ですから、そういうのを見ても、今の、この機械に慣れているとか、そういう部分が果たして随契の根拠になるかということ、非常に疑問を感じるわけです。

他市の例を見ても、森田ポンプがあったり、また別な機種が入っていたり、いろいろなことをやっている市も幾つもあるんですね。ですから、その辺の見直しを、もう一度すべきじゃないですかね。どうもこれは、最初からもう決めてしまうということは、どうも理解できないんですよ。（「委員会付託」と呼ぶ者あり） ちょっとその辺、

もう一度お願いします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 一般的に、消防ポンプに限らず、庁用者あるいはピアノとか、いろいろな物品を買う場合に、なかなか自動車ならどこでもいいというような、もし自動車に例えれば、どこでもいいというようなことでなく、やはりこういう条件でというようなことの中で、一つの機種を決めていきますと、一定のものに限られてくることが多いわけでございます。その中で、なおかつ競争原理が働くということであれば、入札にもかけておりますし、また見積もり合わせもしておるところでございます。

競争といいますか、ポンプをつくるそれぞれの特徴が十分生かせるような仕様でございますと、そのような、御質問のようなこともできるわけです。どこの会社のものでもいいと、これだけの能力があればいいというような仕様書でやれば、その業者からの一般競争入札はできようかと思いますが、先ほど来、その理由について御理解が難しいわけでございますが、やはりこれまで扱ってきた機種に、特に問題がないというような中で、その機種を決めさせていただいた中では、随意契約の方法きりないということでございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 別の視点からちょっとまたお伺いしたいと思うんですけれど、今まで消防の車両を購入をしているときに、今回、たしか初めて議会の議決にかかっているんですね。今までも3台まとめて、昭和58年ですか、3台購入して、2,523万円ですか。それから、57年にも3台購入していると。これも合計で2,535万円。これは、2,000万円以上は、議会の議決を経るんだということになっておるんですけれど、たしか、これは議会の議決を経ていないで対応したかと思うんですけれど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問にありました、これまでの消防ポンプ車、8台ございます。やはり2台買ったとき、あるいは3台買ったときでございます。その1台当たりの金額は、800万円というような金額がこれまでは多いわけでございます。

自治法の規定によります財産の取得ということで、議会にお諮りするということであれば、2,000万円以上につきましては議会にお諮りますと。もう一方、工事等で1億5,000万円以上の契約にあるものについても議会に、これは契約の議案として議会にお諮りすると、二通りございます。今回は、財産の取得ということでお願いしておるわけで、

2,000万円以上ということで、大きな金額だということでお願いするわけですが、過去について財産台帳を見てみますと、昭和57年、58年代に2台、あるいは3台というふうを買っておところがございます。3台にいたしますと、2,000万円を超えるということでございますが、ちょっとこの点につきましては、私どもの方も調べたわけですが、当時の資料がもうございませんので、議会にお諮りしたかということがちょっと不明でございます。

なお、今回につきましては、自治法並びに条例に基づきまして、契約担当課で議案として出すというのが手続きとして進めたわけでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） そうすると、では57年、58年のときには、資料がないからわからないという形になりますね。

ただ、この「財産に関する調書」によりますと、例えば、57年12月22日、これが3台、同じ日付で購入年月日、57年12月22日、845万円を3台購入しているわけですね。そしてまた、58年の11月4日の購入ということでも3台。金額が、841万円が3台、消防車両を購入しているんですけど、議会の議決は経ていないということは確認をしたんですけど、今回、初めて議会に議決案件として出てきまして、初めてその辺が今回わかったわけなんですけれども。

ともかく、もう少し具体的に、随意契約については、ちょっと私も理解できませんので、また委員会の中でよく審議していただいて、今後もう少し、競争入札も含んだ中での、入札制度のあり方をよく審議をしていただきたいと思いますので、以上で終わりにいたします。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れの件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第7号、平成6年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第7号、平成6年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成6年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく願います。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） それでは、報告第7号、平成6年度日野市土地開発公社決算の内容について御説明申し上げます。

お手元にございます、平成6年度日野市土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。初めに、第1ページでございますけれども、事業報告でございます。事業の概要でございますが、平成6年度に取得いたしました用地は、面積で5,871.41平方メートルでございます。また、処分いたしました土地につきましては、面積で590.64平方メートルでございます。

なお、事業資金の年度末の借入金額は、235億544万円となっております。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。ただいま事業概要で申し上げました、平成6年度の用地取得の明細でございます。件数にしまして10件、金額にしまして13億6,666万8,861円でございます。

次のページに移らせていただきます。7ページ、8ページでございます。この欄は、平成6年度におきまして、処分した用地の明細でございます。件数にしまして6件、金額にしまして3億2,823万6,496円でございます。

続いて、2枚めくっていただきまして、9ページでございます。このページからは、決算の財務諸表でございます。この9ページにつきましては、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの事業会計の損益計算書でございます。表の一番下にありますように、平成6年度の当期は純損失として1,630万5,034円となっております。

次に、10ページ、11ページでございます。このページからは収支計算書でございます。

まず、収益的収入及び支出として、平成6年度の事業活動により発生しました収益と、すべての費用が発生の事実にもとづきまして計上してございます。

収入でございますが、事業収益として、用地の売却代金3億2,823万6,496円。事業外収益が、受取利息15万8,075円と、雑収益として31万2,000円となっております。

つぎのページ、12、13ページでございます。収益的支出でございます。売却しました用地の事業原価としまして、3億3,036万5,823円。販売費及び一般管理費が1,369万5,782円。そして事業外費用として、日野市から平成元年度に借りました5,000万円の支払利息が95万円で、合計いたしまして3億4,501万1,605円となっております。

14ページから16ページは、ただいま御説明いたしました、収益的収入及び支出の明細でございます。省略させていただきます。

次に、17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。ここでは資本的収入及び支出でございます。

1. 収入でございますが、市からの運営費補助金7億7,684万5,045円と、銀行等からの長期借入金13億5,273万4,000円で、合計21億2,957万9,045円になっております。

一方、支出につきましては、用地取得事業費及び借入金の償還金で、25億8,869万5,906円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたします4億5,911万6,861円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、19、20ページでございます。このページは、資本的収入及び支出の明細でございます。省略させていただきます。

次に、21ページでございますが、このページは損益勘定留保資金の残高等の資料でございます。

次に、22、23ページに移らせていただきます。財務諸表のうち貸借対照表でございます。公社の財政状況を明らかにするため、年度末現在の資産及び負債と資本を表にあらわしたものでございます。資産の合計と負債・資本の合計は、それぞれ296億1,851万1,879円で、貸借は一致しております。

次に、24ページでございますが、この24ページ以降は、公社の用地の明細、有形固定資産の明細、長期借入金の明細等、附属資料となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で平成6年度日野市土地開発公社決算の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） どこに該当するのか、ちょっとあれなものですから、お伺いいたしますが、公社が、要するに収益的収入、あるいは資本的収入のどこで対応しているのかなとということが、1点ちょっと不明確なものですから、それは要するに、現在持っている公社の土地の管理委託といえますか、そういった形でそれなりに除草な

り、いろいろ対応しているということは承知をしているところですが、特段にどこの支出の部分、要するに収益的収入であるのか、資本的収入で対応されているのか、そこら辺のことがちょっと明確でないし、この中であえて見れば、委託料の中にあるのかなということになるわけですが、その部分がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問の件でございますが、ページで申し上げますと15ページになるわけでございます。資本的収入及び支出の明細の中の支出に、販売費及び一般管理費というのがございます。先ほどは説明を省略させていただきました。大変恐縮に存じております。この中に一般管理費的なものが含まれておるわけでございますが、特に節の5、役務費等につきましては、土地の鑑定、自動車保険料、あるいは借入金の手数料等が含まれております。

それから、委託料の764万8,980円につきましては、管理する土地の鉄線さくの設置、あるいは測量等によりました石ぐいの設置、あるいは看板の設置、一番大きく金額が張りますのは561万円ほどですが、草刈り——除草でございます。

こんなところが一般管理費の内訳でございます。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 特に、ここで質問している趣旨としては除草——草刈りということで、一番視点としたいところですが、明細がないわけですからわからない。その一つの視点として私が質問するのは、要するに企業公社の駐車場、要するにこの土地開発公社が持っている土地を企業公社に貸し付けをし、管理をしているという名目で貸して、そこから企業公社は利益を上げていると。この問題の指摘を前にしているわけです。つまり、今、561万円の草刈りの中に、要するに全部が全部企業公社にしているか私もよくわかりませんが、除草の名目でそれだけの金額が出ていって、片や、これはそっくりした金額じゃないと思うんですが、今の説明の中では、まだわかりませんから、例えば、そのうちの幾らかが企業公社の駐車場に充てている部分で、一定のお金が払われているとすると、前に理論展開をしたとおり、企業公社からは委託料という名目でお金をいただきながら、まあ駐車場にしちゃって、そして、現実には除草やそんなものは、もう車が入っていればさほどかからない。片や、その企業公社は、そこで重益——相当の金額を上げていると、ここのところを指摘したいなと思ったんで、今質問したんですが、ある程度この駐車場で貸している部分で、幾らだ

というような明細というのは、わかりますか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 土地開発公社の土地を企業公社に管理委託ということでお任せしております。これによりまして、除草等の費用は、直接土地開発公社ではかからないというようなことで、管理委託、それと駐車場の収益、それが相殺できればというようなことで、企業公社に貸しております土地については、除草は、土地開発公社としてはやっておらないというふうに理解しております。また、明細につきましては、手持ちがございませんので恐縮ですが、もし御必要ならば、後ほど御説明申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） いずれにしても、この場でやりとりをするわけには、資料がないんでいかないし、私の方は、報告は報告として受けておくとしまして、これからそこら辺にかかる問題は、前にも指摘をしている事項の一部ですから、この際資料をまた後ほど十分に見せていただくなりさせてもらって、その点だけは明らかにしておきたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君） これをもって報告第7号、平成6年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第8号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第8号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会決算を報告をするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） それでは、御報告申し上げます。

平成6年度財団法人日野市環境緑化協会の内容について御説明申し上げます。お手元の資料、財団法人日野市環境緑化協会事業報告書・決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

昭和64年1月に財団法人として発足して以来、市の施策等の連携を図り、自治会、

老人クラブ、子供会などの協力を得て、市民と一体になって、緑の愛護運動を努めてまいりました。おかげさまで当協会の緑化活動に、多くの方々の協力も得られ、事業内容を充実させることができました。

平成6年度は、特に、理事会、評議員会等の意見を反映させながら、緑化推進に関する普及啓発事業、事業活動、調査研究及び受託事業を柱に実施いたしました。事業実績は、6ページから13ページに記載のとおりでございます。理事会及び評議員会の開催状況は、14ページから17ページのとおりでございます。

次に、決算についてであります。20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。当期収入合計は、6,883万1,269円で、前期繰越収支差額927万3,893円と合わせて、収入合計7,810万5,162円で、これは前年対比いたしまして、8.5%の減でございます。執行率は、101.2%でございます。

基本財産運用収入は698万2,601円で、対前年比にいたしまして、39.5%の減でございます。市からの補助金収入は、当初予算3,594万5,000円に対し、決算額は3,474万1,194円で、対前年比14%の増でございます。

次に、支出の方でございます。22ページから25ページにかかる部分でございます。当期支出合計7,341万2,902円。前年対比で3.7%の減でございます。執行率は95%でございます。当期収支差額は、マイナス458万1,633円で、前期繰越収支差額を加えて、時期繰越分は469万2,260円で、49.4%の減となっております。

なお、26ページ以降は、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等、その他の資料でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第8号、平成6年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第9号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第9号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） それでは、報告第9号の御説明を申し上げます。

報告第9号は、議会の指定議決に基づき専決処分いたしました事項の報告についてでございます。恐れ入りますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事故の名称でございますが、日野市高幡733番地金剛寺駐車場内の事故でございます。

和解の相手方は、稲城市坂浜459番地の5、田村直樹様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成7年6月7日午後2時30分ごろ、生活課職員が業務を終え高幡金剛寺駐車場より帰庁するため後進した際、不注意により、右側に駐車中の車両の後部ドアに接触し損傷を与えたものでございます。

損害賠償額は、10万6,502円で和解が成立いたしましたので、平成7年9月7日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第9号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件をおわります。

これより請願第7-10号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-10号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第7-11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-11号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第7-12号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-12号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第7-13号、中ホール建設に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7－13号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第7－14号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7－14号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時46分 散会

9月8日 金曜日 (第2日)

平成7年 第3回定例会 日野市議会会議録 (第19号)

9月8日 金曜日 (第2日)

出席議員 (28名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	9番	佐瀬昭二郎君
10番	中谷好幸君	11番	沢田研二君
12番	田原茂君	13番	宮沢清子君
14番	執印真智子君	15番	土方尚功君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (2名)

8番	森田美津雄君	27番	小山良悟君
----	--------	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	松 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
水 道 部 長	土 方 重 男 君	病院事務長	高 野 英 男 君
教 育 長	園 田 匠 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
社会教育部長	加 藤 侃一郎 君	企画財政部参事	平 井 忠 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橋 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成7年9月8日(金)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時11分 開議

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、信号機新設と改良の要望の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員 登壇〕

○23番（夏井明男君） それでは何点かにわたって質問をさせていただきます。

まず、信号機の新設の方ですが、場所は多摩自動車練習場いわゆる上田ですが、いわゆる日野工区の前にあるところの付近の交通状況の話であります。事故の件数としては市内の中でもそれほど多いところではありませんけれども、東豊田陸橋ができた関係もありまして、信号機もないということで、1カ所ぐらいしかありませんが、その都道を利用される自動車の台数が多くなっております。さらに、歩行者もそれほど多くありませんので、かなりスピードを出してしまうというふうな道路形態にあります。したがって、一度事故がありますと、かなり大きな事故になるというふうな特色を抱えたところであります。日野市の方でも毎年、信号機の設置等については危険度、要望事項、地形等踏まえて、各ランクづけをしまして、所管官庁の方をお願いをしているという事情があります。そういうふうな資料も私どもいただいておりますが、この辺の状況をどういうふう考えるか。特にカーブミラーを設置されていますが、カーブミラーのマイナス面、いわゆるカーブミラーを頼りに車を移動してきますと、速度、それから距離感等の狂いが生じて事故が起きるという特色を抱えたところではありますが、この辺、信号機の設置を含めて対策が考えられるかどうか、第1点のお尋ねであります。

第2点は、これはかなり有名な話になっておりますから、また日野警察署の方でもかなり積極的な姿勢で取り組みをしていただいたという経緯もありますが、第三小学校前の信号機の設置の問題であります。ここは小学校へ行く子供たちのためには、横断歩道橋がありますので、一つの対策としては既にあるわけですが、この辺の状況、非常に困難な状況があるということは重々承知しておりますが、これからもこのままの状態、長期計画の10年の中にも入らないぐらいの話なのか、その辺の考えを、市としての考えですが、お聞きしたいと思います。

それから第3番目が、東豊田の四丁目21番地付近、神明二丁目の交差点を坂を下っていったところですが、下って左折をすると、東豊田陸橋に出る道になるわけですが、ここも東豊田陸橋が開通をして以来、自動車の台数かなりふえております。

東豊田四丁目21番地付近での若干の調査の報告なのですが、参考までにちょっとお話をさせていただきますと、朝の7時から8時40分の時間帯ですけれども、ここで見ますと、車の往復ですけれども、20分置きの単位で見ますと、7時から始まって8時40分までの数字を若干申し上げますと、自動車を含めますが、195台、457台、849台、1,316台、1,554台ということで、かなり朝の時間帯の車両が思ったほど多く入ってきております。特に、東豊田陸橋を渡って堀之内踏切を渡っていくよりも、むしろ吹上の神明二丁目の交差点に入って左折するという車の方がかなり多いということが実態的に言えるかと思います。

この道路を、信号がないわけですが、どういうふうに通勤・通学の人が移動しているかということですが、思ったよりも多くないというふうに思いますが、7時から8時40分台で158人の人が横断をしているというふうな状況がありました。

特に、この辺で気がついた点は、小学校の方、それからお年寄りが横断をするについて、非常に難儀をして渡られているということがわかりました。しかし、それ以外の中学、高校生以上の方は、かなり車の車両の動きをよく見ながら渡られているというのが実態でありました。ただ、危険だなというふうな事情がありましたのは、意外に通勤・通学の自転車がはすに横断して渡っていくというケースがありましたけれども、その辺の危険度はありました。

特に問題があるなと思いましたが、神明二丁目からすぐ坂へ下っていった、おりたあたり地点が、ちょうど横断歩道を渡る白線がありますので、その白線があるということは、そこをどうぞお渡りくださいというふうな表示になっています。で、ここには循環バスの停留所がすぐ5メートルぐらいのところにあるものですから、この横断を渡られる方が結構います。しかし、坂が急坂で、おりてくる車両との関係で、非常に位置的にはどうかなという問題があるかと思います。それからこの坂を意外に上りおりする高校生の自転車が多いということも気がついた点であります。

さらに、よくわかった点は、ここで、いざ信号機をつけるとなっても、場所の問題が出てくるわけですが、横断歩道する場所が主なところで3カ所あります。地域の人によっては意見が違いますが、明らかになったのは、横断歩道を、横断帯を渡るところがどこの場所が多いかということは歴然といたしました。そういう意味で、きょうあすというふうなことではないでしょうが、こういう数字を踏まえてどういうふうに市の方ではお考えになるのか。特に過去に、東豊田陸橋が開通されることを予測した調査を市の方でも予算計上してやっておりますが、その予測ともほぼ一致しております。い

わゆる堀之内踏切を渡らないで東豊田陸橋から右折をしていく車両が多くなるだろう、また、そういうふうにしていきたいというふうな市の考えがほぼ証明されたわけですが、その点も含めて今後の対策というものが考えられるかどうかお話を承りたいと思います。

それから、改良の話であります、質問要旨の方ではちょっと間違えまして、神明の二丁目ということで答弁の方には事前にお話ししてありますが、お答え願いたいんですが、日野市の消防署の次の信号、右折をすれば泉塚方向という、非常に車両台数の多くなっているところですが、これは前にもちょっと指摘をさせていただいております。市役所から神明二丁目の交差点へ来ますと、右折をする矢印方向の信号がありませんので、吹上の方から上がってくる、坂から上がってくる車両との衝突の危険性の問題であります。

これも若干ですが、夕方の時間帯になりますが、3時40分ぐらいから6時までの時間帯ですけれども、調べた経緯を若干申し上げます。9月4日でありますが、市役所方向から多摩平方向へ右折をしていく車の台数が526台でありました。この数字が多いか少ないかという議論はあると思いますが、こういう数字であります。それから吹上の坂下の方から直進をしてくる車、これがオートバイも含めますが、902台という数字であります。ここで少しわかりました点は、吹上から直進をしてくる車と、それから消防署方向から来た車の右折が衝突の危険性があるだろうというふうに見たわけですが、それだけではなくて、吹上から坂を上がってきて左折をする車、この車との衝突の危険性も十分あるということが目視できたわけでありましてけれども、この点を含めて、この辺の交通事故防止対策として市の方も対策を打たれている点であります、今後の対策の見通しについてお話を承りたいと思います。

それから、第2点の改良の問題ですが、第七小学校の矢頭橋のところの交差点の問題であります。これは実践女子大、四年生の大学校舎の方ですが、そこから市役所へ渡ってくるときに、青信号になっていることが多いわけです。運転者とすれば、青信号ですから、そのまま直進をして、若干の徐行はするかもしれませんが、そのまま通り過ぎるということになりますけれども、ところが左側の方から矢頭橋に出てくる方にとっては、赤の点滅灯が出ていますので、注意をしながら出るというふうな信号になっています。ここには歩行者用のためにさくが設けられておりますが、これが逆に自動車の流れを見ることができないというふうな形態にもなっておりまして、根本的には信号機のあり方を改良することが根本的な解決ではないかというふうに私は見えていますけれども、

その点、市の方も何回か事故がありましたので、そのたびに現場の方も見ておられて、対策も考えられていると思いますので、この辺の状況をお聞きたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） それではお答えいたします。

交通安全事業というのは、本当に大きな事業でありまして、ことしもこの秋の日野市交通安全運動、こうすることで、9月21日から9月30日まで、安全運動が実施されます。

そこで、交通事故の原因というのは、今議員さんの御質問にありましたようなことを含めて、結局、人と車、道路、それから環境、こういったものが絡み合っただけで事故が起きます。その一つの法律を守らないということばかりとはいえずに、運転技術の問題、あるいは道路の構造の問題、あるいは道路交通の環境の問題、あるいは車両の構造の問題、それから運行管理、これは自動車を運転している運転手さんの運行管理、こういったような問題が総合的に集まって、それぞれの事故が起きている、こういうふうなことが実態でございます。

そこで、今回の場合は、その中の道路の構造の問題が一部、それから信号機等の設置によつての交通事故を防止する、こういったことの問題が今提起されたわけですが、まず信号機の設置について申しますと、一つの基準がございまして、この基準を東京都の公安委員会が必要と認めた場合に設置されていく、こういったことが実態でございます。例えば、一つの基準を例に挙げますと、道路の幅員が10メートル未満の交差点、こういったものにつきましては、自動車の交通量が時間当たり、ピークで650台以上、あるいは横断歩道を渡る歩行者の人数が200人以上、こういうふうに数字的に基準が設けられているわけでございます。そういうものを一つの基準にして、先ほど申しましたように、東京都の公安委員会が信号機を設置していく、あるいは横断歩道を設置していく、こういうふうになるわけでございます。

そこで、ただいま御質問の多摩自動車練習場西側の交差点、これは都道の159号線と市道のⅡ-59号線との丁字路でございます。両方とも幅員が6メートルということで、非常に幅員を考えますと、それほど幹線的な意味合いはないというふうな意味でございます。それで、いずれにしても、あくまでも人の命というものが大事ですから、私の方から、いわゆる道路管理者の方から、まず交通管理者に対して要望すると同時に、カーブミラー等についての設置をしたのは、あれは東京都の道路管理者でございますの

で、そちらの方に改善してもらうように申し入れをしたい、こういうふうに考えております。それが第1点目でございます。

それから第2点目の、第三小学校の前の横断歩道のところにある交差点、これは両方とも市道でございまして、日野坂から日野台の方へ上がっていくバイパス、これが幹線市道のI-17号線、幅員が18メートルでございます。それから日野自動車の東側の道路、これは甲州街道から今問題提起されておりますバイパスまでの間、これが市道のF-8号線、幅4メートルでございます。一部歩道が日野自動車の方の側についている、その道路でございます。この問題は、先ほど御質問の中にもございましたように、もう既に交通管理者と現地の立ち会いが終わっております。それで非常に信号機の設置が難しいと。それは道路の構造上、難しいと、こういうふうに今の段階では話が来ております。と申しますのは、幹線市道の幅18メートルの方は広いんですけども、そこへ出ていく4メートルの道路、これが信号機を待つ間の待機する場所がない、車を待つ位置が設定できない、こういうことで信号機の設置が非常に難しいというふうに今、そういう回答を得ております。そこで、それを解決するには、その4メートルの方の市の日野自動車東側の道路の交差点に接続する部分を拡幅をして、それで自動車が右折なり左折なりして進入してくる車をそこで待てる空間、スペースを持たないといけない、こういうことが伴いますので、その方の地主さん、道路のわきにある土地の所有者にもお話は過去にしてあるんですけども、なかなか協力が得られない、こういうふうなことでございます。したがって、現段階では、少しそういった面で行き詰まっている、こういうことでございます。

それから3番目、東豊田四丁目付近でございますけれども、これは道路の位置的には、日野消防署の前から吹上の方に下がっていくあの幹線道路I-9号線、幅16メートル、この道路を坂を下っていったから3本目の交差点だろうと思います。先ほど議員さんの方から言われたように、確かに交通量の数字を提示されました。これについてやはり、少しそういった、先ほど私が申しましたような信号機の設置基準からいきますと、はっきりここでもって、つけられる基準をクリアしていますよとは言いきれないものですから、あくまでもこれは交通管理者、公安委員会の所管になる問題なので、そちらの方に実態をきちんと説明をして、それで要望していきたい、こういうふうに思います。

それから、既に設置をされております信号機の改良でございますが、その第1点目の神明二丁目交差点、これは日野消防署の前の道路、それから多摩平の市立病院の前が延びてきている道路、これは国道日野バイパスでございます。そこにつきましては現在、

今年度の事業といたしまして歩道の新設、これは歩道の新設は、当然市道の方の幹線Ⅰ－Ⅸ号線でございます。吹上に下がっていく坂の部分でございますけれども、その部分には、幅２メートルの歩道を両側につけると。ちょうど坂が終わる部分まででございます。そして交差点部分につきましても、交差点改良をする、そういうふうな設計になっております。と同時に、あそこに信号機がございますので、信号機についても御質問にありましたように、利用者の実態に合わせたような形態で交通管理者と調整をしております。

それからもう一つ、第七小学校の矢頭橋のたもとにできている信号ですけども、これは今年度の改良河川に予定されておまして、一応12月までには完了すると。点滅式の信号を停止式信号に直すと、こういうことで交通管理者から連絡を受けております。これは、ですから、ことしじゅうにできる、こういうことでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございます。今のお話で、都の公安委員会の基準があって、この基準というのは、さまざまな経験の中ででき上がった基準だと思います。それを踏まえて今お話をいただいたわけですが、その中で一番基準を満たしてこれから取り組まなければいけないという新設の方の話ですが、それは何をにおいても、やはり第三小学校の前のところの信号の問題だろうというふうに思うわけです。過去にも奥住議員も何回もここで指摘をされてきているわけですけど、これは道路の形態を根本的に直さなければ解決をしないということも重々お話しいただいているわけですが、そうすると、道路を改良してまでやる必要があるのか、まだそれほど——それほどという言い方はおかしいんですが、事故が何遍も起きていますから、御承知のはずなんですが、このままいってしまうのか、行政としてどのぐらい力を入れるかという話になるんですが、その辺どうなのか。特に日野警察の方でも、これは信号機を設置する必要性の高い、一番市内でもトップだということは認識しているわけですね。それが、そういうような形態でできないということは、それでそのままいいのかどうかということなんですけれど、市長の方から、その辺の決意のほどをお話を承りたいというふうに思います。その1点です。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 交通安全のために、道路構造と申しましうか、いわゆる交差点の信号機がつけいい場所と、つけにくい場所とある、こういう問題に当面をして

おるというふうに受けとめております。今すぐ道路改造手段をとるという考え方も当面はないわけではありますが、何か工夫をして、いい信号の機能を有効に活用するというこ
とだと思いますので、一層当局と十分検討を重ねまして、一定の方策を見出し、どう
しても何か徹底的に問題点があるとすれば、その問題点もまた改善をするということに
結論としてやるべきだと考えております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今、市長の方から御答弁いただきましたが、特に交通事故の
高いところ、しかも信号機の設置でなければ対応できないところ、そういうことがほと
んどの方から意見の一致を見ている。これはいずれ事故が——それにしても絶えず事故
が起きています。自転車とオートバイ、それから自転車と車、データを見ていただくと
わかると思うんですが、そのままの状態を続けるということは、行政としても積極的
に対応を立てなければいけないのではないかと。対策の方法としては二つあるわけす
から、それは既に議会でも御答弁いただいた過去の経緯がありますので、御承知だと思
いますが、今市長がおっしゃっていただいた、自動車駐車場をお持ちの土地所有者の方
の協力を得られるかどうかという条件の問題、それから三角地帯の中にある国有地、こ
れは農地という非常に変わった形態で残存しているわけですが、農地の実態はないとい
うことで、難しい法的な問題があるということは聞いておりますが、知恵を絞ればかな
り解決策も得られるのではないかとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） これをもって1の1、信号機新設と改良の要望の質問を終
わります。

一般質問1の2、日野駅新改札口設置——朝の通勤・通学者の動向を中心に——の通
告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君） この問題はもう何回か質問させていただいています。ただ、
この中で私も重要な点がまだまだ抜けているということを気がつきましたので、その点
から訴えたいということでお話をさせていただきたいと思います。

前回のお話で、JRの方には、この新改札口を設置する長期計画はない、いわゆる
長期計画10年の中に入っていない、というお話でした。ですから、今後10年間はあ
のままの状態だと。じゃあ、次の10年間の長期計画の中に新改札口の設置が入るか。
入る保証はない。ですから、今の状態は、行動を起こさなければ、20年あのまま過ぎ

てしまうということになります。それでいいのかということでもあります。市の事業ではありませんから、渉外関係が絡みますから、難しい問題は重々承知しているわけですが、市の方でアクションを起こさないと、20年先あのままの状態。あのままの状態がいいかということは、いろんな角度から話をさせていただきました。

一つ大きな問題は、JRの方は、あそこを通勤・通学等で利用される方の気持ちといえますか、熱意というものが余りそれほど伝わっていないんじゃないかということもお聞きをするわけですが、最大の問題は、要するに日野駅の改札を統一的にあの地形に合わせたようなものをつくるにしても、場所の問題がある。候補地としては、地元の人の意見等を聞きますと、新しい駐輪場ができたところですね、の方に欲しいという方もいらっしゃる。それから、もう既に新改札口を設置してもいいということで準備をした場所ですね。新しい道路ができたところですが、その場所。もう1カ所は、彫刻の像が立っていますが、あそこら辺をぶち抜いて真ん中につくるという三つぐらいの案があるわけですが、やはり、これをJRの方にこの必要性を認めていただくのであれば、市民の方にそこら辺の意志統一をしていただく作業というのはどうしても私は必要ではないかと。初めに改札口をつくってほしいということを言って、それで、その後には、どこへつくるかという手法は、この日野駅の改札の場合にはとれないんじゃないか。むしろ日野市の方が、いろいろ異なる市民の方の意見を調整をしていただいて、最終的な場所を特定する必要があるんじゃないか。で、それについて賛否両論あるわけで、それに対して不本意な方もいらっしゃると思いますが、意外にこの改札口の設置の位置については、まとまる下地というのは十分でき上がってきているんじゃないかというふうに思うんです。ですから、それが一つまとまれば、そこを利用されている方の総意というものが一つに、分散をされないで、一点に集約されますから、それを背景にしてJRと交渉する。その集約をし、市民の方に納得をしていただくための素材というものは、市の方では過去に隧道をつくったところの調査結果報告書しかありませんので、そのための予算をとって、その作業をしていただきたいなと、こういうことでお話をさせていただいております。

特に問題なのは、1日の乗降客の数、それから駅の構造等、デスクの上での比較というのは無理がありますから、その辺、一番大事な朝の通勤・通学帯の動向というものが大事になってくるんじゃないかということで、私もこの辺は調べておりませんでしたので、若干、途中経過ですけれども、特に新改札口の設置を強い地域から来られるであろう地点に立って、若干調べてみました。これは非常に不十分なものですので、単

なる参考程度にしかありませんが、例えば9月の6日、つい先日の話なんですが、神明方向、いわゆるいなげやがある方から来る人たちの動向なんですが、朝の6時半から大体9時ぐらいの単位ですけれども、トータルすると約1,160人ぐらいの方、これは自転車の方、それから自動車の方は入っていません。1,600人ぐらいの人が利用するために下ってきているというところですね。それから、恐らくこれは大坂上の一番駐輪場の方に欲しいという方の動向だと思うんですが、こちらの方の方は、6時半からやはり9時までの間、これは7日の調査ですが、1,020人ぐらいというふうな形になっています。

意外に気がついた点は、要するに宇津木台団地と日野駅のピストンバス、これが非常に満員のバスでして、かなり多くの人利用されている。宇津木台だけではないということはわかるんですが、ということは、新町、栄町方面からの方も利用されているということはわかるんですが、それにしてもかなりな乗降客、バス利用者が多いということも意外にわかった点であります。

この動向調査については、JRの方で資料がないということで私も意外だったんですが、というのは、1日の乗降客の中でどの時間帯が一番多いのか、要するに殺到してくるのか、その辺のデータがないということは、JR側の危機管理能力という問題に当たるとは、それについてのデータがないということですが、そうしますと、各駅でどのぐらいの朝の通勤・通学帯の動態が各駅で比較ができないというものがあるんですが、その辺、日野駅だけで申し上げますと、ほかの駅との比較になりませんので、この点では私の質問も中途半端に終わっている結果になっております。そういう意味でも、日野市の方で今のまま10年、20年先で、あの改札でいいんだという結論であれば別ですが、前回の市長からの答弁でも、重々日野市としても考えていると。で、実際に大きな事故的なものが生まれる前に手を打っていき、というふうなお話が市長からもされたわけですが、そうしますと、私と同じように、一日も早く改札口を改良するという前提に立っていると思いますので、その点を含めてお話を市長の方からいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） たびたびにわたって御指摘をいただいている課題であります。日野駅というのは、線路が高いわけでありますので、島のような形で東西南北といますか、いろいろな利用客の方向が現実の状況にある。一番素直に考えますと、今の甲州街道、あるいはガード下、また線路の方角、こういうことに沿って、現状で打開できる方策を詰めていくと。そして改札口のことではありますが、少なくとも出札口

を統一的に考える、可能にすると、こういうことが一番手近な方法ではなかろうか、というふうに従来も考えてまいっております。ＪＲ当局の駅改造と申しましょうか、駅舎、駅ビル、あるいは駅の構内、これらのこともあわせ考えまして、当面、一番有効といいたいでしょうか、効果のある方法を、詰めていく課題だと、こんなふうに思っております。少し集中的に利用の方も含めて意見統一といいたいでしょうか、考え方の集約をする必要があるというふうには考えておりますので、そのような対応を、予算を計上してと、御指摘もありますので、取り組んでいきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今、全体的なところからのお話をいただいたわけですが、つけ加えて申し上げれば、ホーム自体の幅の問題も、ほかの駅から比べてどうかという問題があります。ホーム１本に対して左右に車両が入ってくるわけですから、あのホームの幅自体も、ほかの駅から比べていいのかというところまでくるわけなんです。そうしますと、長期的に見ると、乗降客の通勤・通学の人の利便を図るには、もう少し違う角度からの議論も必要かもしれませんが、現在の状態ですら、非常に難儀性があるわけですから、ぜひ取り組んでいただきたい。特にこれは旧甲州街道、大坂上の方から下がってきますときに、左側の方には歩道があって、右側の方には、ついこの間までなかったわけですが、東京都の補助もいただいて、あそこに歩道をつくったわけですね。しかし、あの歩道は非常に狭い。確かに乗降客の利用者が通勤で上がっていく場合、それから下ってくる場合を見ると、完全に車道にはみ出している。特に左側の方にはＪＲの土地が十分にとってある。市の方もＪＲの方に、その土地を借用して、何とか歩道を広げてしたいというお願いもしていただいた経緯があるようですが、ＪＲ側は、これは駅の構内です、という１点で一蹴をしたという経緯があります。市の方ですと、現実には市民の人と接していますから、生活感情等もよく共有できて、ぎりぎりのところまで努力していただいくわけですが、ああいうふうに組織体が大きくなってくると、駅の構内というだけで突っぱねてしまうという非常に、いわゆる何といったらいいたいですか、組織体の弊害的な冷たさが出ているわけですが、それと取り組むということで、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいということも要望しまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって１の２、日野駅新改札口設置——朝の通勤・通学者の動向を中心に——の質問を終わります。

一般質問１の３、多摩平団地附近の交通事故防止対策の通告質問者、夏井明男君の質

問を許します。

○23番（夏井明男君） それでは質問させていただきます。

まず第1点が、これはほかの議員の方からも指摘をされておりますので、市の方も重々承知している点であります。未解決の問題ということで質問させていただきます。かなり市の方でもいろいろな難しい渉外関係も交渉していただいて、具体的にこういうところをやっていただきました、ありがとうございました、という場面もかなりあるわけですが、最終的に残ってくるのは難しい場所にならざるを得ないということで、これからの取り組みの場所というのは、そんなに簡単にいく問題ではないということも重々承知をしておりますが、そういう点で、しつこいなと思われなくて御答弁を願いたいと思います。

一つは、市立病院の付近の問題であります。これは前に私も、駐車場の確保を含めて質問させていただいた経緯があります。実際に危なく、事故に巻き込まれそうになった30代の男性のバイクの目撃もありました。その一つの原因としては、市立病院の一番込む時期、午前中ですが、あの周辺にとまらざるを得ないというか、そういうふうな運営形態があるというふうになっております。この辺の流れといいますか、見通しといいますか、利用者との兼ね合いを含めて日野市の今の現状をお話をさせていただきたいと思います。

第2点目が、多摩平六丁目の10番地、もう少し具体的に申し上げますと8号棟、220号棟前の横断歩道帯の不備の問題であります。前にもこれは指摘をさせていただきました。特にここは、五小へ通う多摩平団地の子供たち、さらには、五小方面から団地を抜けて行かれる通勤・通学の人の問題ということで、現在信号機があるわけですが、その信号機のある下の歩道帯が不完全ですので、歩行者にとっては、また自転車の利用者にとっては奇異な信号標識になっていますので、お聞きをするわけです。この辺、どういうふうに市の方としてはお考えになっているか。改良の必要性があるのではないかという私の話ですが、その辺のお話を承りたいと思います。

それから第3番目は、これと類似した内容の問題であります。これは、何もほかの地域にはないということではなくて、意外にこの問題は多いわけですが、多摩平二丁目3番地先、92号棟前のところの横断歩道帯がないという話であります。この横断歩道帯の白線するについても、やはり基準等があるというふうに思うんですが、この問題は、先ほどの吹上の坂の下に、直前に白線が引かれていて、逆に危険ではないかということ指摘しましたけれども、こちらの方では、逆に白線が必要ではないかということで質

問させてもらっていますが、これをどういうふうに市の方ではお考えになるのか。実際には利用者はそこを頻繁に渡っているところです。実際そこに立って、もう少し認識を深めなければいけないのかもしれませんが、市の方のお話を承りたいと思います。

これに類似した問題で、京王ストアの前、多摩平の商店街の中央ですが、ここに路上駐車場の白線がありまして、これが左折するについて不便をしているということは、前にお話をさせていただいて、市の方もそれを理解していただいて、解決をしていただいた経緯があります。自動車の流れはそれでよくなったということも意味しているんですが、それよりもむしろこちらの方がかなり必要性が高いんじゃないかということも含めて取り上げさせていただいております。

4 番目に、これは放置自転車条例の施行との関係が密接に関係をしておりますので、その見通しも含めてお話をさせていただきたいと思います。多摩平の4 団地の歩道、都道の部分ですが、これは豊田駅周辺の放置自転車を仮に移転をしている場所になっています。この形が条例施行後もこういうふうな状態が続くのかどうか。特に、放置自転車を移動させる方のところでは、管理がかなり行き届いて整然とあるんですが、後で取りにきた人が、ほかの自転車等もよけて、場合によっては倒したまま行くということになってしましまして、特にことしの夏は、その自転車が歩道の方に広がって、三、四人けがをしたということも聞いているわけです。夜ですけれども。そういう状態がこれからも続くのかどうかということも含めてお話を承りたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） それではお答えいたします。

今、議員さんの方から、道路管理者の交通安全に対する仕事に対して、いろいろ御理解をいただきまして、ありがとうございました。そこで、確かに、道路管理者として、交通安全につきまして、いろいろな市民要望を解決することが直接できないものですから、道路の改良とか、そういった市の実際に手を下せるものは直接解決できる分野が多いんですけれども、あくまでも信号機の設置とか、横断歩道の設置、こういったもの、あるいは都道に係るもの、こういったものにつきましてはお願いをする、要望するというふうなものが多いので、なかなか歯がゆいんじゃないかなというふうに理解しているわけです。そこで、今回のこの市立病院付近につきましても、ああいった駐車場の問題、これも含めて交通管理者の方と調整する以外はない、というふうに一応考えております。

それから、第五小学校の入り口の交差点、これは日野バイパス、日野3・3・4号線ということで、これも東京都が実際には現在管理をしております。そういうことで、大変あれですけれども、この問題につきましても、市の方から東京都に対して、それから交通管理者であります日野警察署に対しまして、きちんとした形でもって解決できるように要望していきたい、こういうふうに思っております。

それから、次の多摩平二丁目の横断歩道の問題ですけれども、これは横断歩道を設置をするというふうな御質問内容かと思います。これも現在、ここで即答ができませんので、よく実情を把握した中で、現地の方も立ち会っていただいて、それで同じように要望していきたい、こう思っております。

それから4番目の、現在、いわゆる自転車条例が改正される以前は、確かに保管場所がなかったということもありまして、ああいったような状態に自転車が放置されていることは本当にそのとおりでございます。そこで、今回、自転車条例が改正され、10月1日から施行されますので、その中できちんとした保管場所が準備をされております。これは中央高速道の下に1,500台分の自転車の保管場所が確保され、そしてきちんとしてこのまま保管した自転車について条例に基づいた処理をする、こういうことになっておりますので、この部分について、かなりそういった意味の整理ができるんじゃないかと思っております。と同時に、ここの、都道ですので、東京都に対しまして、場合によったら、歩道の幅員が5メートルありますけれども、その車道側を何らかの形できちんとした臨時の駐輪場、こういったものができるかどうか、その辺も含めて、道路管理者であります東京都とお話し合いを進めていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございました。今の最後の放置自転車条例、いわゆる放置自転車条例対策のことを含めてきちんとした管理の場所をつくるというお話ですから、確かに条例の性格からいっても、きちんとした場所に保管するということになるので、今の仮の都道を使つての利用というのはなくなるというふうに理解したわけですが、そうしますと、ですから、いつごろからそれがそうなるかということは、性格的にはっきり言えるだろうと思うんですけれども、時期的なめどを、何月何日からというふうにびしっといかないかもしれませんが、時期的なものをここで明示できれば明示をしていただきたいというのが第1点です。

それから、今最後に部長の方からお話があった、自転車の駐輪場としてのというお話がありましたが、距離との問題もあるんでしょうが、それは今までの構造上の管理では

なくて、有料にするのか、無料にするのかという問題、当然あるんですが、どういうふうな、今案として浮上しているところですが、車道側の方に駐輪場として設置するというのは、きちっとした管理ができる形態のものを意味しているのか、今多摩平の交番がある周辺のように、あそこも大体、整然と並んでいます、大体あの程度を予想したらいいのか、その辺、御答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 第1点目の問題ですけれども、これは既に3月の定例会でもって条例改正をしたわけでございまして、それから現在までに広報等を通じまして、市民の皆様方に3回ほどPRをしております。そこで今度、今回の定例議会の中で多少、さらにもう少し徹底するという意味で、予算の計上をお願いしてあります。そういったものを含めてこれからピラなり、あるいは告示の幕なり、そういったものをきちんと法的な手続を含めてもう1回措置をしたい、こう考えております。ですから、時期的に何月からというふうにはちょっと申し上げずらいんですけれども、1カ月間ぐらいはそういったものにかかりますので、10月いっぱいぐらいそういう準備的な時間が必要だろう、こういうふうに思っております。その後、状況を見ながら、放置自転車の処理をしていきたいと考えております。

それから、今のこの場所の問題でございすけれども、これはこれから東京都やなんかとも詰めなきゃならないんですが、放置禁止区域の中の問題と、それから一部、ああいった形でもって駐輪場化しているという問題もありますので、その辺を踏まえて、場合によったら、自転車整備センター等のようなああいった有料ですね、きちんとした機械を設置して、それで自転車をそこへ置いて、はみ出さないように、5メートルある歩道の中で2メートルぐらい自転車のスペースに使うというような方法、そういうものも案としてはあるわけでございまして、そういった形で協議をしていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって1の3、多摩平団地附近の交通事故防止対策の質問を終わります。

一般質問2の1、国まで巻き込んだ罰金騒動、ごみ処理の水質データ開示について問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（橋本文子君） 本来であれば、このような質問は本当はしたくないんです。しかし、どうしてもしなければならぬ社会状況があるという中で、できることなら、市民と行政が同じ思いで支え合うという形がこのまちの中につくられてほしい、そんな願いを込めてきょうの質問を行わせていただきます。

東京の水源地にある日の出町の谷戸沢処分場から汚水が流れ出して、地下水が汚染されています。

8月30日付の読売新聞の夕刊によりますと、昨年度までの2年間に計554カ所も汚水の地下浸透を防ぐ合成ゴム遮水シートの修理が行われたということが、都が公開をした立入検査表から明らかにされました。公式文書で補修記録が明らかになったのは初めてだということで、汚水漏れの疑惑はますます濃厚になりました。この補修記録は目に見えるところだけのことで、ごみに埋まった地下部分の破損は、相当ひどいということが推測できます。

また、8月2日の毎日新聞では、電気伝導度を除いて公表された水質データについて、日本環境学会の会長の本間慎先生の見解を次のように報じています。1. 処分場直下にあるモニタリング井戸の水と比べ、蒸留残留物が20倍から30倍になっていること 2. 過去3年間で、亜硝酸性窒素が0.62から1.21ppm、全窒素が17.3から48.7ppm、BODが6.0から8.7ppmと、極めて高い濃度で検出されている。3. 大腸菌群数が規制基準を大きく超えている、などの点から、地下水がごみの浸出水に汚染されている危険性を指摘された、という内容でございます。

この件でさらに大きな問題は、住民側が処分場からの汚水漏れを判定する指標として最も重要視している電気伝導度について、組合側が、データがないと言って明らかにしない点だと思います。電気伝導度の数値が重要なのは、重金属がどのぐらい含まれているのかどうかを知るために、欠かすことのできない検査項目だからでございます。

ちなみに、浅川の本流や平山橋の下水の流入口、あるいは豊田用水の何か所かの拠点を決めて、毎月、同時刻、同拠点で水をくみ上げ、水質検査をしてきた日野消連の活動を参考までに申し上げますと、生活・保健センターのテスト室にくみ上げた水を持ち寄り、アンモニアとか、BODとか検査をするわけですが、まず最初に調べるのは、いつも電気伝導度からなのです。これを調べる道具は、御指導をお願いしている農工大の小倉紀雄先生から拝借していますが、このように素人でも大事な項目として検査記録を保存している電気伝導度について、日本最大のごみ処理場の処分組合がデータを持ち

合わせていないなどということは、どうしても信じられません。

前置きはこのぐらいいたしまして、昨年11月29日、住民側は、水質データの開示を求めて仮処分の申し立てをしました。続いて12月8日、証拠保全の手続が認められ、その決定を見て、裁判官と弁護士と一緒に現地に乗り込みました。しかし、待たせること4時間、そのあげく、組合側は言を左右にして、データを見せませんでした。住民側の証拠保全と、閲覧、謄写を求める仮処分の申請が、東京地裁八王子支部によって認められたにもかかわらず、処分組合は、その決定を無視して拒否をしたわけです。その結果ついに、ペナルティーの間接強制金という賠償金を支払う羽目になりました。その額は積み積み1,755万円、処分組合の予備費から支出されました。賠償金を支払ってまで見せたくない水質データということになりますと、疑問はますます募ります。

聞くとおっしゃるとおりで、当然の話ですが、一般的に、証拠保全の手続の申し立てをするときの理由は、「資料の隠匿や改ざんのおそれのあるとき」だそうです。証拠保全手続のために出向いた裁判官と弁護士を延々4時間も待たせたあげく、拒否という高姿勢に出た処分組合、拒否の理由は「汚染がないので、見せる必要がない」ということでした。このとき、「データがない」とは一言も言わなかったそうです。これは弁護士の報告から明らかです。

そこで、お尋ねいたします。8点ばかり一気に質問を申し上げますので、後でまとめてお答えいただきたいと思います。

質問1. 水質汚染がないのであれば、住民の疑惑を晴らすためにも堂々と電気伝導度のデータも含めて開示すべきだったと思うのですが、これについての見解をお聞かせください。

質問2. 既に支払われた1,755万円の賠償金は、日野市を含む27市町民の血税から出されたものです。データさえ開示すれば払わなくてもよかったお金です。私たちの納めた貴重な税金をこのような形でむだ遣いされたことを残念に思います。日野市の見解をお聞かせください。

質問3. 日野市は処分組合が取得しているデータをお持ちではないのでしょうか。分担金を払っているのですから、何も情報を持たないというのは、何もチェックしていないことになります。取得しているデータがあれば積極的に開示すべきだと思いますが、お考えを聞かせてください。

質問4. 処分組合が支払ったペナルティーの1,755万円は予備費から支出していると

聞きましたが、このような目的で予備費を使うことを許されているのでしょうか。

質問5. 処分組合に住民が求めている水質データについて、日野市長として、すべて開示するように勧告すべきではないでしょうか。

環境部からちょうだいした「日野市一般廃棄物処理計画」の中で、19ページの「ごみ最終処分方法の言及」というところでは、将来的には「自区内処理」という言葉が使われていますけれども、10ページの「市民事業者参加促進プログラム」の中では、自区内処理の発想が一言も見えてきません。

そこで、お尋ねをしたいのですが、

質問6. ごみの自区内処理を実現するために、また事業基本計画の整合性を図るためにも、住民と専門家、学者、行政によるプロジェクトチームをつくり、今から取りかかることが重要だと考えますが、そのようなお考えはないのでしょうか。

質問7. 処分組合の事務局に出向している職員や、議会に参加しておられる議員の役割について教えてください。

質問8. 去る7月20日、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の管理者、臼井千秋さんから提案された議案第5号「谷戸沢廃棄物広域処分場浸出水処理施設改造工事請負契約の締結について」は提案どおり4億9,440万円の契約金額で議決しました。この工事は、1996年3月15日までの工期で行われるそうですが、処理施設の改造を今行う理由は何ですか。ひどい水質汚染が発覚して、改造せざるを得なくなったということでしょうか、お尋ねいたします。

以上、8問についてまずお答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

それでは、大変たくさんにわたっておりまして、答弁が落ちましたら、また再度お願いしたいと思いますけれども、順を追って御答弁申し上げます。

まず1点目の、電気伝導度を含めて開示すべきと思うが、市の見解をとということでございます。この電気伝導度の存在の可否ということにつきまして、これは8月の22日に、東京弁護士会館におきまして、処分組合側から、当事者を含めて、代理人も含めまして6名の出席。相手方からは、訴訟当事者を含めまして、代理人も含めまして4名の方によりまして、資料閲覧について協議をしたと承っております。その際、最近、盛んに新聞紙上等でも報道されております、電気伝導度の常時観測値につきまして開示すべきだとの相手方の主張に対しまして、処分組合側といたしましては、計器を設置し、

毎日、目視による観測を行っており、記録計は設置せず、記録もしていない、という主張をしております。相手方は納得いたしませんので、この件につきましては、今後、裁判で決着をつけるといいたしましょうか、結論をつけたい、このような報告を受けております。したがって、電気伝導度の常時観測データは存在していない、というふうに承っているところでございます。

それから2点目でございますが、既に支払われた1,755万円の賠償金ということでございます。これにつきましては、私どもの考え方といたしましては、裁判所の仮処分及び間接強制の決定に対しまして、異議の申し立てを行い、現在係争中である、というふうに聞いております。また、この間接強制の支払いは、裁判所が決定したものでございまして、見解は差し控えさせていただきたい、このように思うところでございます。

それから3点目でございますが、日野市には処分組合の取得している水質データはないのかということでございます。この水質データは、処分組合、あるいは日の出町、及び第3自治会が所有しているものということでございまして、日野市では所有をしておりません。そのようなお答えをさせていただきたいと思います。

それから4点目の、予備費からの支出についてでございますけれども、この賠償金を予備費から支出することの可否についての御質問についてでございますけれども、処分組合の議会は、本年の2月に当初予算の審議をし、4月1日から新年度の予算が可決し執行されているわけでございますが、ちょうど統一地方選に当たりまして、議会構成が各市からの選出議員ということで構成されておりまして、その辺の改選議員がおります。そのような関係で、議会を開催するいとまがなかった、そこで予備費を充当した、このように承っております。

それから5点目の、処分組合に住民が求めている水質データについて、すべて開示するように日野市長から勧告すべきではないか、こういう御質問でございます。このことでございますが、日野市は、この処分組合の一部事務組合の一構成員ということでございまして、処分組合で意思を決定いたしましたものにつきましては、連帯して責任を負うという立場にございます。したがって、開示するように勧告するというような立場にはない、と考えております。

それから6点目の、自区内処理ということでございますが、この自区内処理につきましては、プロジェクトをどうかということでございます。はっきり申し上げて、ごみの自区内処理は、ごみ処理の理念としては理想である、というふうに思っております。

しかし、日野市のような場合に、市内のほとんどが市街化されておりまして、最終処分場を市内に設けるということは非常に困難でございます。現在、谷戸沢処分場には、6年度ベースで、焼却灰を約7,500トン、それから不燃ごみ、これを3,500トン、合計いたしまして1万500トンほどの最終処分を谷戸沢処分場をお願いをしているという状況でございます。で、これらのものを今後どのように処分して処理していったらいいのかということになろうかと思いますが、一つには、やはり徹底して市民お一人おひとりがごみを減らしていただくということ、それからいま一つには、徹底したリサイクルをし、循環型社会を構築していただく。そして、そこで、過去に、縄文や石器時代の貝塚に見られますように、最終処分はいつの時代でも必要でございますが、その最終的に出てきたごみ、これを市の方でどのような形で適正に処理をしていくかということになろうかと思います。どうしても焼却灰、あるいは最終的なものが出てくるわけでございますが、最近におきます技術の開発では、いろいろ廃溶融、高温溶融とかいう方法がございます。それらにつきましても、まだ技術開発途上でございますが、何市かでは採用しておりますけれども、この高温溶融と申しますのは、廃油を一定のかなり高度、1,500度というふうに伺っておりますが、この高温でスラグ化をするというような内容でございます。ただ、それには、1,500度に上げるエネルギー、かなりのエネルギーを必要とするわけでございますが、電気エネルギーを使用するということになれば、これもまた自然の、環境のという問題も出てまいりますし、コークスを使うというのが一般的な話でございましたけれども、このコークスもその後の灰がどうなのかというような問題も出てまいりますし、この辺の技術的なものの研究はこれからも進めていくわけでございますが、自区内処理は最終的には、やはり理想として私どもも追求していく必要があらうかと思います。一朝一夕に解決できるものではございませんけれども、逐次先ほど申し上げました三つの要素をどのような形でかみ合わせながら自区内処理に向けて行政を進めていくかということになろうかと思います。したがって、当面、プロジェクトチームをつくりということは、現在考えておらないということでございます。

それから7番目に、処分組合に出向している職員、議会に参加している議員の役割、これについて御説明いたします。処分組合は、普通、地方公共団体に準ずる団体として位置づけられておりまして、組合には各構成団体の議会から選出された議員並びに長で構成する理事会、そしてさらに、収入役、監査役、事務局を置く執行機関によって執行されておるということでございますので、議員さんも、普通、地方公共団体の議員さんと同じ権利を有しますし、職員も、地方公務員として事務に従事するという義務

があるわけでございます。そのような役割になろうかというふうに思っております。

それから8点目に、この7月20日、臨時議会が、組合議会がございまして、その際に、谷戸沢廃棄物広域処分場浸出水処理施設改造工事請負契約という形で、4億9,440万円の契約をいたしました。工期は、来年の3月15日までということで工事をいたしまして、せんだっても、ある市民の方から、急にここで工事をする理由は何なんだというような御質問、お電話をいただいたことがございます。私どもも、これについては、当初予算にもこれらにつきましては計上されておりました、この内容について、私どもの得ている範囲で御説明申し上げます。

この工事は、平成5年の6月に、国におきます中央公害審議会、この答申によりまして、窒素と磷の海位置といいますが、海の位置ですが、及び湖沼——沼ですね——これにおける環境基準というものが改定されました。これを受けまして、平成5年の、同年の10月でございますけれども、建設省は、下水道につきましても窒素及び磷に対する排水基準を定める下水道法施行令を改正をいたしました。そこで、谷戸沢処分場につきましても、窒素の除去に対応できるように改造を行うものである、こういうことでございます。これは現在、浸出水あるいは地下水につきましては、谷戸沢処分場で水処理をいたしまして、現在ポンプアップをして、青梅市の下水道で処理をしていただいている、こういう状況でございます。それが来年の4月から、日の出町の下水道が供用開始になりますので、そちらへつなぎ合わせもでございます。現在、この下水道法施行令の改正では、一定の期間の猶予はございましたんですが、この日の出町につなぎ変える。この機会に、新しい管理者の方へ申請を出す際には、やはり窒素や磷は基準の中で制限されますので、それらについて除去する工事を行った、こういうふうに承っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 御答弁いただいた内容について再度質問させていただきます。

まず、電気伝導度、目視だけでそのデータをつくっていない。とても素人が考えても信じられない、それが本当なら。事実だと思うんです。少なくともほかのものはすべて記録に残していながら、一番重要と思われる電気伝導度が記録に残されていないこと自体が非常に不自然な御答弁のように思います。これはいずれまた明らかになってくるだろうと思いますが、どこまでもそういう御答弁でお逃げになるとと思いますので、これ以上お話ししても、恐らく、ありました、とはお答えにならないでしょう。

また、2番目に、裁判所で決定したことだから、というふうにおっしゃっていますが、裁判所で決定したことがそんなに軽いものでしょうか。裁判所で決定するということは、非常に、まあ、何もなければ裁判にかけるといえることはないわけで、大変重要な問題だから裁判するわけです。で、1,755万。データを出しさえすれば払わないで済んだお金なんです。データを出さないから、払わざるを得なかった。本当におかしいと思われませんか。1,755万と軽くおっしゃいますが、私ども庶民感覚からいくと、非常に大金です。本当、この目の前で1,755万積み上げて見せてほしいです。手にすることのできないような、そういう金額を平気で市民の血税で払ってしまっているという感覚、裁判所が決めたことで、何の見解もないという、そういう御答弁には、私は大変不満です。

また、予備費について、今、私は初めて明らかにされたなと思っているんですが、議会も開催しないで払われたという、それは統一地方選ですか、あったという御答弁ですが、それだったら、そんなところから出しちゃいけないんです。議会で決定もしていないのに、議会にかけてもいないのに、そんなものを使ったということは、これは大変な越権行為です。どうしてそれが許されたんでしょう。不思議です。この件については再度御答弁いただきたいと思います。

それから、構成員連帯責任ありと。一構成員であるから、日野市も連帯責任があるから、という逃げのお答えをされました。しかし、私は人道的に考えて、これだけ汚水が流れているわけですから、Sさんというお宅の井戸水、ごらんになった方あるでしょうか。水道のような形で地下水をくみ上げてこれまで飲み水にしてこられたんですけども、それをひねると、出てくる水は色つき、においつき、あげくの果てに、バケツにたまった水の上にあぶくが山のように盛り上がります。これがかつてのきれいな地下水で、最高の飲み水だった水がこれほどまでに汚染されたという現実を、私はこの目で見てきました。一昨年「消費生活展」でも、たしかその水が展示されていたように記憶しています。非常に汚い水になったというこの現実、私は許されることではないと思っています。連帯責任だったら、人道的になぜ、日野から声を上げていただけないんですか。皆さんに声をかけて、みんなで連帯責任だから、一緒にきれいにする方向で、それぞれが自区内処理を考える方向で、ごみを減らす方向でやりましょうと、どうして声かけられないんでしょうか。これは決して部長の責任だと私は思っておりません。私どもごみを出している市民みんなの責任でもあるわけです。だから、一緒に考えていきたいんです。行政も市民も一緒になって考えていきたいと思っています。

もう1回、そこのあたりも再度お答えをいただきたいと思います。

それから、議員1名、職員1名出られているんですが、私は、一つにはパイプ役があるのではないかな、というふうにも考えていたんですが、そういう役割というのはないんでしょうか。これも3点目の再質問です。

また、改造工事は、今年度の当初予算で計上されていたということなんでしょうけれども、建設省の排水基準が変わったと。じゃあ、変わるまでは、窒素・リン垂れ流し、非常に甘い基準で垂れ流していたというこれは実証にもなったわけですね。何で今さらと。こういう窒素・リンが本当にたくさん流れていたんならば、最初からその手だてをしておくべきだったと思います。プロがそこにかかわっていらっしゃるんですから、私たち素人が考えても、そのように思いますので、何で今なのかなと、やっぱり不思議です。

以上、お答えください。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） それでは順にお答えいたします。

まず1点目の、予備費の件でございますけれども、これにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、予備費から22の賠償金の方へ予算を充当して支出をしたというふうに承っておるわけでございまして、一般論というよりも、処分組合の事務も当然、地方自治法あるいは地方財政法に基づいての処理をなされておるわけでございますが、これらにつきましては、最終的に理事会の承認、あるいは後日、議会への報告というような形でなされているわけでございますので、特に処分組合の事業につきまして、私どもで、これは違う、あれは正しいということは、申し上げるまでもなく、条例規則にのっとった支出をとっているというふうに信じておりますので、これについては妥当であろう、というふうに考えております。

それから2点目でございますけれども、これは、先ほどちょっと水質の問題が出ていました、Sさんというお答えがありまして、一昨年だったでしょうか、確かに目視しても泡が出るというような状況がございました。それはその後、今度の水質検査で、私も大変関心がございましたので、見させていただきましてところ、そのお宅がここで改築をいたしまして、今までは洗濯水も全部そこへ流しておったのが、大分家の構造を直しましたことによって、かなり水質が正常になったというような報告を受けております。したがって、垂れ流しとか、そういう問題でなくて、いろいろな要素が絡んでの水質の基準ではなかろうか。そこで、私ども、このごみの自区内処理、あるいは

水質データの開示ということになりましたが、処分組合、自治体としての事務を実施しているわけですので、日野市としては、先ほど申しましたように、連帯責任という形でこれからお願いをし、お世話になっていくということになろうかと思えます。

それから3点目でございますけれども、これは御答弁申し上げるまでもなく、日野市からも議員1名……（「だれだ」「はっきり名前言っちゃった方がいいよ」と呼ぶ者あり）内田議員です。21番議員が構成員としておりますけれども、この議会活動も、やはり市町村の各議会と同じように審議をし、理事会は市長の方のものですから、提案した議案、あるいは報告、あるいは質問という形で構成されております。特に役割については、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから4点目でございますけれども、この工事につきましては、垂れ流しという言葉がございましたので、それを一言私の方でフォローさせていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、地下水あるいは浸出水、これらにつきましては汚水処理施設で、私も施設の谷戸沢の処理施設で一たん処理をいたしまして、それをすべて下水道へ放流をしているということですので、垂れ流しということではございません。次には青梅の下水道処理施設で窒素等の除去をしている、こういうことでございます。ここで下水道法の施行令が改正になりましたのは、下水道への放流も窒素を除去しろと、こういう基準が設けられましたので、ここで一たん放流する、前段で窒素を除去しよう、こういう工事でございますので、その辺の御理解を賜りたい、このように思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　恐らく、何度再質問しても、すれ違いの御答弁しかちょうだいできないというふうに感じております。しかし、最後の窒素・磷を取り除いて下水道の処理施設へ流す、という御答弁ですが、私の聞るところによりますと、今の日本の技術で、流されているその窒素・磷をを完全に取り除く方法はない。第3次処理をしても、まずとれないんだ、というふうな学者の声を聞いております。ですから、5億これからかけようとしている処理施設、私は完全に取り除けるというふうには思っておりません。格好だけは5億円もかけて格好つけるのかなというふうに疑問を持っております。

ことしの8月20日なんですが、朝日新聞の社説でこんなふうに言っています。

公的機関が、金を払ってまでデータを隠そうとする姿勢は尋常ではない。

日の出町でも隣接地に次の建設が始まる。要するに第2処分場のことです。しかし、10年余りでまたいっぱいになる。休む間もなく「次の次」を心配しなければならない。こんな使い捨てをいつまで続けていられるだろうか。

多くの自治体が、効率よくごみを集め、焼却し、捨てる、といった長年続いたやり方から抜け出せないでいる。ごみ処理の見直しこそが必要なのに、依然として処分場の確保に目の色を変えているのだ。

狭い国土に住む私たちにとって、緑と水に恵まれた空間は、貴重な「有限の資源」である。その意味で、資源循環型社会の実現へ向け、遠くを見据えた広い視野に立たねばならない。

今必要なことは、最終処分場をこれ以上つくらないぐらいの決意で、廃棄物行政を大胆に見直すことである。

以上、朝日新聞のこれは社説でございます。御披露いたしました。

それでは、少し角度を変えて質問をいたします。日の出町につくろうとしている第2処分場のトラスト運動に対抗して、売却交渉のために、各自治体の職員が動員されました。日野市からも2名の職員が出向して家庭訪問をされました。土地を売ってくださいと交渉に当たられたそうです。私も3名の市民の方から報告を受けましたが、このような行動を起こすために、だれが、どこで決めたのか、その決めた経緯をお聞かせください。これが1点。

2点目、2週間という短期間とはいえ、本来の業務を離れてまでやるほどのことだったのでしょうか。それともそんなに仕事がお暇なののでしょうか。

第3点、土地売却交渉で他県の市民の家まで出向いたそうです。日野市の職員もそのようなことをなさったのでしょうか。そのための必要経費はどこから出たのでしょうか。

以上、3点お答えください。

○議長（福島盛之助君） 御答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問全体を通じまして、ごみ問題の矛盾がまさに頂点として噴き出しているというふうに認識をいたしております。我が日野市が、多摩地域広域処分場組合の1構成団体としてごみの処分地を共同設置をし、また共同利用しておるということは御承知のとおりであります。日野市は、比較的搬入量の自治体規模といたしましては、今まで努力の結果もありまして、搬入量としては比較的何といえますか、優等生の方に位置しておることは、今までの実績に出ておるわけでありすけれど、処分場に相当量を搬入せざるを得ない自治体の立場であるということでもあります。そして、

管理組合は、いわゆる一部事務組合でございますから、管理者、それから副管理者、そして一般構成市の市長が理事として参画をいたしております。また、一部事務組合の建前上、議会も構成されて、各構成市の議会から議員さんが1名ずつ選出をされて、議会への構成役をされておる。そして、一般の自治体と同じように、執行機関、あるいは議決機関という役割を持って仕事を推進をしておる、こういうことであります。

今御指摘のことに對して、日野市が一部事務組合の構成市であり、また連帯責任を持つ立場でございますから、本来、そのような立場と認識をもってお答えをすることは言うまでもないわけでございますけれど、冒頭に申し上げましたとおり、まさにいろいろごみの問題で一つの矛盾の頂点にある。一番今大きな目標は、第2処分場を日の出町にお願いをし、行政当局ではそれが了承されて、用地もほとんど買収できておる、こういう状況でございます。

たまたま私も過去に、9市という立場で当時の羽村町の砂利を採取した大きな穴があちこちにありまして、その穴に廃棄物業者を通じて搬出し、埋め立ての事業が進んでおったわけではありますが、やはり同様に地元から、関係市9市と搬入をした廃棄物業者すべてが八王子地検に告発をされて、数カ月間、それに対応した苦い経験がございます。その際は、判決をなるべく裁判所当局は、法廷を開かないで、利害関係という観点から、調停をすると、こういうことで一応の了解ができて、そして一定の負担もしたわけではありますが、一つのおさまり方の成果があったわけでありました。今回の日の出町の現在の谷戸沢処分地の場合は、利害関係者という、広い意味ではありましようが、いわゆる環境運動の一つの大きなこの問題を解決をするテーマとしていろんな議論をする形になっておりまして、行政執行する実務の側と、それから環境問題を解決しようとする団体の側と全く目標は私は同じだというふうには思っておりますけれど、当面の問題でかなりの具体的な論争の形があると。そのことが間接強制というような形でペナルティーを科せられておると。これは自治体側の全くまともな答弁や解説のできない窮状でございます。我々理事会の各関係市の責任者といたしましては、管理者がどのように苦労しておられるか、また事務当局がどのように対処しているか、そのことを理解をすればするほど、責任の立場を多少同情的に理解をしなきゃならない面もございまして、構成市がお互いが、いろんな意見はないわけではございませんが、なるべく結束をしてといひましようか、管理者に責任を押しつけない形で連帯責任でやっていこう、こういう状況でございます。

したがいまして、一つひとつの御指摘につきまして、納得してもらえる解説が今はで

き得ないというのが、私は矛盾のいろいろ噴き出している現状の実態だろうというふうに思っております。しかしながら、解決は何とか図らなきやなりません。その解決というのは、まだ完全解決にはいかないわけでありまして、第2処分場をどうしても9年から使用できるように用意を進めなけりゃならない、こういう窮状でございます。そのために、またいろいろ今御指摘の、1坪地主運動でありますとか、樹木を分かち持つ運動でありますとか、いろいろな手段はあるわけでございます。これらもすべて私は、この問題を解決する大きな手だてになっていく一定の苦しいプロセスだというふうに感じておるところであります。

今橋本議員さんから、組合側の対応につきまして、間接強制でありますとか、あるいは用地確保のために土地収容を行うという一つの行政手順がございまして、1坪運動、あるいは樹木運動という方々に対して、すべて納得をいただく努力をするという仕組みを設けたという経過がございまして。日野市でも2名の職員が、大切な仕事を持つ職員でありますけれど、各市が分担をして、そして事務組合の職員としての発令を受けて、いわゆる自治体の職員としての一定の手順なり、作業といったらかえってよくないと思っておりますけれど、事務に当たった、こういうことでございまして、運動側から見ると、中央突破と言えるような強制収容にまっしぐらに進んでおると一面がございまして、また許せないというお立場ももちろん出てくるわけだろうというふうに思っております。今の御指摘、我々も責任もございまして、また一々納得のしていただける回答ができないといううらみも持つわけでございますけれど、今回の矛盾を一つの大きな契機として、ごみ問題全体を前進をさせる、矛盾を少しでも少なくする、こういう努力の大きな役割には必ずなるに違いない、このように取り組まなければならないと思っております。

以上のようなことをお答えをして、不十分ではございますが、ごみ処理問題がいかに困難であるか、このこととあわせて、自治体は、その処分を責任をもって果たさなければならない役割を持つのは当然でございますので、そのためのあらゆる努力をするということで今後も取り組んでいきたいと思っておりますし、解決の大きな見通しを立てなければならない、こう感じております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 納得のいく答弁にはならないということを承知なさりながらの御答弁でした。本当に納得できない御答弁だったと私も感じております。

9月4日の、これはサンケイ新聞です。処分組合、本当にろくなことをしないんで

すよね。間接強制金を増額したのは不服だということで訴えているんです。東京高裁第12民事部、そして、それは見事に棄却されているんです。組合側は、間接強制金が高額と主張するにもかかわらず、データを開示しないということは、高額とは言えないんだという棄却理由を、裁判所は述べています。さらに、これは7日、きのうですね。これは何新聞でしょうか、朝日新聞ですね。地裁八王子支部、処分組合が「仮処分を申し立てている住民にはデータ閲覧の権利がない」などと異議を申し立てているようです。しかし、裁判所側は、そうじゃなくて、やっぱり見る権利はある、というふうな内容のことが新聞記事になっています。

ですから、もうこれ、ばたばたと最後のあがきを処分組合がしているというふうにしかならないわけです。あの手この手で裁判所に駆け込んでみても、処分組合の方はいつも負けている。そして、住民側の方の申し立てに、すべて裁判所は軍配を上げているという、これまでの新聞の長い間の経過を読み比べてみますと、一貫してそんなふうになっています。本当に責任がとりきれない。だから第2処分場を早くつくりたいと。それは本当に矛盾なんですよ、市長。だから、つくろうということじゃなくて、どうやってごみを減らそうかという方向で、みんなでこれはやらなきゃいけないんです。

谷戸沢処分場の漏水問題が発覚して、もう3年半以上たったんです。そして、ごみからの浸出水に含まれた重金属やダイオキシンが、土壌や地下水や河川を汚し続けているんです。それは調べた住民たちの手によって明らかになっています。にもかかわらず、処分組合は、そのデータである地下集水管の電気伝導度を開示しようとしていない。私たちは、本当は今の現状をありのままに知りたいんです。本当に知りたいんです。知ることによって初めて次の対策を立てることができるからです。住民と専門家と学者と行政が同じテーブルについて、原因を究明しなければいけないと思います。サリンであれば騒がれましたけれども、サリンの数倍から10倍の毒性を持つダイオキシンが地下水に漏れている可能性が非常に濃厚になりました。水俣病の原因となった水銀とか、イタイタイ病の原因となったカドミウムが大量に含まれているということなんです。

私たちは、これ以上ごみをふやすわけにはいきません。そして日の出町にごみを捨ててくれるわけにもいきません。そこで、早急にごみを減らす対策をぜひ立てていただきたいんですが、小さなまず最初にできることとして、オレンジボックスやグリーンボックスは、もう時代おくれだと思います。やめましょう。府中では、可燃ごみ週3回収していたそうですが、最近の新聞で見ますと、2回に減らしたと。減らす方がごみが減るそうです。そのかわり、リサイクルの資源回収の回数をふやした、という記事があ

りました。日野市でも現在、2週間に1回の資源回収ですけれども、今後、少なくとも毎週行ってください。資源回収は、できるだけ足しげくやってほしい。そのかわり、可燃ごみの方の回収は、ボックスをやめて、それぞれがごみを減らしながら、それぞれが責任を持つ捨て方を工夫して実行していくという方策に切りかえてください。

また、さらにもう一つ、小さな試みかもしれませんが、前にも申し上げました。コンポストを庭に埋められる市民はそんなに多くはいません。庭が狭過ぎたり、アパートなどで庭のない御家庭では、とてもコンポストは利用できません。だとしたら、バケツを使う方法で、台所から出てくるその残飯を、野菜のくずを全部堆肥につくり変える、ごみにしない、そういう方策のためにも、どうぞバケツの購入にもコンポストと同じように助成金を出してください。とにかくリサイクル社会をこれから目指さなければどうにもなりません。市長が非常に心苦しい御答弁をなさいましたけれども、市長一人の責任でもなければ、行政だけの責任でもなければ、これはすべての市民の責任なんです。ですから、最初の何番目かに提案いたしました、自区内処理の本当の研究グループをすぐつくっていただきたい。この自区内処理の研究グループをすぐつくってもらえるかどうか、ということの御答弁を再度いただきたいと思って質問をして、私の質問、このごみについては終わりたいと思いますので、いい御答弁をください。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 環境行政の地方自治体におきましての課題、ごみ問題はミクロの環境問題であります。そしてまた、地球規模の酸性雨でありますとか、あるいは地球の温暖化でありますとか、あるいは気象現象の変化、これらをマクロな環境の課題というふうに言えるかと思っております。今回、我々の行政の諮問機関といたしまして、環境行政調査会というのを、専門の方々の委員を委嘱申し上げ、また市民参加のメンバーにも入っていただく方法で、そういった構成を発足させようとしております。その中で、ある程度の議論もしていただき、いわゆるミクロの環境問題、つまりごみ問題についての一定の知識を集約いたしまして、可能な方策を集約していこうと、こういうふうに考えております。そのことをお答えとし、また必要な手だては、どのような努力をしてもやっぱり大きく解決をしなきゃならんという課題につきましても大きな課題をまた追求し続けることに努力をしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 環境行政調査会で追求してくださるという。もう本当に第一に自区内処理の研究というテーマを掲げていただきたいと希望いたします。

都の清掃局によりますと、組合は昨年の秋、東京都を通して厚生省に第2処分場建設への補助金交付を申請したそうです。通常ならば、4月、5月に出る交付決定の内示が、まだ出ていない。厚生省環境整備課は、水質データ開示問題がどう決着するか見守る必要がある、そのような理由で交付決定をしていない、と説明しています。また、都の補助についても、国の補助と連動しているため、まだ決まっていないそうです。

そんなわけで、ショッキングな「国まで巻き込んだ罰金騒動」というタイトルをつけてこの質問をさせていただいたわけですが、この質問によって、自区内処理の方向が、今まではもう少し先にしようと思っておられたこの日野市の中で、最初の大事なテーマとして取り上げられて、一気に突き進んでくださることを強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の1、国まで巻き込んだ罰金騒動、ごみ処理の水質データ開示について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の2、6月議会で行った西平山区画整理についての一般質問で生じた疑問について再び問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君） それでは質問をやらさせていただきます。前回の6月議会で幾つか質問させていただいたわけですが、一つ大きな疑問になったのは、旭が丘の区画整理のとき、100坪までは減歩がなかったというふうな話で、そのなかった理由というのは、工場誘致という非常に特殊な事情があったから、100坪までは減歩されなかったと。そのとき、何となく納得したのは、ああ、そうか、隣接地は少し御苦労さんということで、100坪までは減歩しませんよ。隣接地というので、私も簡単に納得していたんですが、その隣接地が一体どこまでを隣接地とされていたのか、ちょっと疑問になってきましたので、その点を一つ伺いたい。

それから、けさから水問題で、環境問題で私もずっと質問をしていたわけですが、用水、これは昨日、いろいろとわかってきたことがありまして、上村用水、川北用水、

今、2本大きいのがあるわけですが、川北用水を残すと。で、その残す平米はどのぐらいなのかと伺ったとき、1万6,852平米が1,500平米になると。ということは、ああ、10分の1以下になるんですね、それは大変だというふうに、そんなに水辺がなくなったら、環境も悪くなるなあと考えていたんです。そんな話をしていましたら、いや、ことしが7年、再来年（1997年）には、多分、事業計画を変更するだろうと。すると、変更するその内容については、もっと水面を残そうじゃないかという話も出て、これについては再来年のことですから、都市計画審議会の決定も見ずして、うかうかしやべれませんよということかもしれませんが、決定という話でなくて結構なんです。いや、そういう気持ちがあるよと。3,500から4,500ぐらいまでは水面を残す計画を持っているよ、ぐらいのことは、部長としてもおっしゃれるんじゃないかというふうに思いますので、まずそれをお聞きしたいと思います。

二つ、御答弁願います。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず第1点目の、工場地域のお話でございますけれども、この旭が丘一帯でございますけれども、これは昭和38年にこの事業に着手しております。平山台土地区画整理事業という形で着手いたしておるわけでございます。区域の面積が128ヘクタールということで、完了が48年の7月に完了しておる。こういう日野市の区画整理事業の中で一番最初の事業でございます。そういうことでございまして、当時のこういう具体的な、そういう詳細な資料というものは、今のところございません。したがって、この竣工記念史の中から、ある程度分析等をいたしまして見ますと、この39年当時、事業認可をとる時点でのこの地域の状況でございますけれども、約区域の3分の2が、用途としては工場地域になっておる、こういうことでございます。その後、この地域の皆さんと話し合いの中で、この用途地域が一応見直しをされたということでございます。それで、現在の用途地域は、通称6-4ブロックと市営住宅、それから学校等が建っているあのブロックでございますけれども、この1ブロックを除いて、現在の用途の形と同じように変わったと、こういう経緯があります。

そこで、御質問の減歩の話でございますけれども、この時点では、この工場地域の中に残る住宅、これに対して、ある一定の緩和がされた、こういうふうな状況でございます。それ以上の詳しい資料等はちょっとございません、今のところ。状況としては、以上でございます。

それから、西平山の用水のお話でございますけれども、これは事業計画が今のところ確定はいたしておりませんが、現在、換地の作業をしておるわけでございます。その換地の作業の中で、換地を割り込む上で、どうしても新しい道路を設定しなければ、各宅地が道路に接しないと、こういう状況が出てくる場合がございます。こういうものを含めて、今事業計画上でなっております、資金的に非常に厳しいと、こういうものも含めて、全体を再度見直しながら、事業を進めていこうという、こういう計画でございます。どこのところがどういうふうにというふうな内容につきましては、まだ全く固まったものはございません。できるだけ現状の建物等を、現状を生かした形で事業を進めていきたい、こういう基本的な考え方で現在、そういう作業を進めておると、こういう段階でございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 旭が丘の場合、わからない、資料がないとおっしゃいますが、例えば五丁目全部だとか、六丁目も含めてとか、四丁目も三丁目もそうだよとか、そういうこともわかりにならないんですか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） ですから、ただいま説明したとおり、現在の用途地域の中の工場地域でございますね、この区域の中にある住宅がそういう扱いをされておると、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 旭が丘の現在のというと、例えば五丁目なんかは、全部じゃないにしてもそうですね。私はもっと広い範囲が、100坪までは減歩されなかったんじゃないかというふうに、資料がないとおっしゃるから、これはこれ以上、水かけ論ですね。非常に資料がないというのは残念です。昭和38年ですか、じゃあ、またこれはゆっくりと膝突き合わせてお話をさせてもらいたいと思っています。

川北用水、できるだけ残そうということで、3,500とか4,500の水面はとりたいという、庁内でいろいろ御希望も職員の間でも出ているというふうに思うんですけれども、その辺、出ているのかどうかお聞かせください。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 検討の段階では、いろんな意見が出ていることは私も十分承知しておりますし、そういう話し合いをしていることも事実でございますけれ

ども、ただ、最終的には、資金、それから減歩率、こういうものが総合的に最終的に判断して、数字が固まってくるものでございまして、現時点で、希望としては、そういう希望を持っていろいろ話をしているわけでございますけれども、それがこういう数字というふうな、現段階ではそこまでいっていないと、こういうことでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） なかなかはっきりと御答弁いただけないので、非常に残念なんですけれども、でもそういう希望を持っている、そういうふうな事業計画をしたいという気持ちを部長自身がお持ちなんですか。資金的に厳しいとか、見直した方がよりよくなるだろうということの変更というのがあるんでしょうけれども、部長自身が事業計画はやっぱりしなくちゃいけないというふうにお考えかどうかお聞かせください。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 部長としての立場から申しますと、区画整理をし、環境を整備するわけでございますので、水路はできるだけ親水性を持った水路で、それである一定の幅員はとれるということが一番住宅地の住環境からいきまして理想でございますので、できればそういう方法ということは、これはまちづくりの上で、常にそういう考え方を持っております。ただ、現実には、最初の決める段階では、それに伴う、先ほども申し上げております資金的なものが一番大きく比重を占めてまいりますので、そういう関係で、現在検討をしている、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） きょうは西平山について、そんなに多く質問できない、時間の関係できょうはできないということで残念なんですけど、どうやら、資金的に厳しい事情だけではなく、さまざまな意味で環境を、よりいい形で残すという意味でも、事業計画は当然変更し得ると、するであろうと。今後、それは課題になっているということはよくわかりました。この西平山の区画整理については、住民の皆さんがさまざまな御意見を持っていっぱいますから、そういう御意見をしっかりと組み込みながら、今後の事業計画変更にあたっても、部長が中心となられて、しっかりと民意を取り入れ、生かしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の2、6月議会で行った西平山区画整理についての一般質問で生じた疑問について再び問うの質問を終わります。

一般質問2の3、在宅痴呆高齢者の24時間ケアシステムを急いでつくれの通告質問者、

橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君） 急速に増加している痴呆性高齢者の問題、前回は質問をさせていただきました。その家族を支えようとして、今、厚生省では、小学校区などの小さな地域社会での支援システムを充実させることを決めたそうです。これは朝日新聞8月26日の記事で出ています。来年度からモデル事業として、痴呆性高齢者を抱えた家族らでつくる団体やボランティアなどの活動費を助成する方針だと。さらに、痴呆性高齢者は現在、約100万人だという推計が出ておりまして、2000年には65歳以上の痴呆性高齢者は約156万人、2020年には300万人近くになると試算されています。というわけで、来年度から、全国33カ所でモデル事業を始めるそうですが、この日野市におきましても、既に民間の皆さんが、痴呆性の高齢者を抱えておられる御家族の方、お嫁さんであったり、娘さんであったり、立場はさまざまですが、前回は42人も集まったという御報告をさせていただきました。その会はその後も続いておりまして、いろんな御意見が出てくるわけですが、いずれにしても、こういう会をつくっていく中心は、やはり行政であってほしい。どうしても行政に中心になってもらわなければ、家族はダウンしてしまう、というふうなお訴えがございます。

というわけで質問するわけですが、高齢者人口の増加に伴って、年々ふえ続ける痴呆性高齢者に対する問題解決は、家族にかかる負担をいかに軽くできるかということになります。ですから、痴呆性高齢者については、ケアシステムの充実を最優先してつくるべきだと私は考えています。

つい先ほどのテレビで、いろいろやっておりましたが、そういう家庭的な雰囲気の中で、痴呆性のお年寄りが集まったとき、症状が非常に和らぐそうです。痴呆性の方であっても、その痴呆性が出にくくなる、そして症状もやわらくなる。で、人との付き合いも優しくなる、というふうな報告がされておりました。そんなことも踏まえて、市側で一刻も早くそのケアシステムを、まず痴呆性高齢者をターゲットにしながらシステムづくりに取りかかってほしいと思うんですけども、市側の認識を伺いたと思います。

今質問したことと同時に、在宅高齢者の実態調査をまずしなければいけませんので、その実態調査はいつから始めますか、ということと、実態調査には、行政を初め、多くの理解ある市民の協力が当然必要と考えられますが、その腹案があればお示しくささいということで三つ質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ただいまの３点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず２番目、３番目の御質問でございますが、先般も御質問がございましたが、この痴呆性高齢者の実態調査の関係でございますけれども、これは東京都で抽出調査を行うということで先般もお答え、それに便乗といいたいでしょうか、工夫をするというようなことでお答えをしたというふうに記憶しておりますが、この東京都の整合性を考えまして、平成８年度中に実施する方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、高齢者の著しい増加、一昨日の敬老会の席でも、７０歳以上の方が１万人を超えている、また６５歳以上の方は１万７、０００人を超えているというような状況でございますが、こういう中での調査、大変内容の問題や、また調査の方法に相当な費用もかかりますし、またいろいろと検討しなきゃならない問題があると思いますので、そのことをあわせて８年度にできるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、この調査に当たりましては、高齢者にもプライバシーがございますし、いろいろと配慮する問題があります。高齢者の在宅福祉に携わっている方や、地域福祉に携わっている方々を中心に協力をお願いして、調査に協力をしていただきたい、こういうふうに考えています。

それから、家族の負担を軽く、ケアシステムをどういうふうに進めていくかというような最初の御質問でございます。また、認識がどうであるかというようなことでございますが、今、厚生省の方でも、介護の問題に、先ほどもお話がありましたような補助の体制、また２４時間ケアシステムというようなことで、巡回型といいたいでしょうか、そういうようなことだとか、それから今現在でも、一般的には平日の９時から５時というようなことで行っているわけですがけれども、さらに前後２時間ずつの時間延長、または日曜日・祭日等に出た場合の割り増しの補助とか、こういうようなことが出ていて、実際に行っております。また、特例としては、１人の方に１カ月間以内というような期限はございますけれど、毎日泊り込みでそこに介護に行くというようなことまで進めてきております。しかし、効率のいい、しかも経済的な介護もしなきゃならないというようなことで、この巡回型とか、そういうようなことに今、第一歩といいたいでしょうか、動き出しておりますので、こういうことに少しでも早く手が打てるようなことを検討していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○１８番（橋本文子君） ありがとうございます。本当にケアシステム、お年寄り全般にとにかく急いでつくらなければということがあるんですが、その中でも特に痴呆性

のお年寄りを抱えた方の問題は、前回でも申し上げましたが、包丁を持ち出したり、きりを持ち出したり、あるいは1人で逃げ出してしまって大騒ぎしたり、というさまざまな、24時間、家族は一時も目を話せないという状況の中で、もうだれがダウンしてもおかしくないという、その御家庭が一体日野で何人あるかなあということは、一刻も早く調べる必要があるでしょうし、集まりに出てこられる方はまだいい方なんです。そこにも出てこれないひどい状況の痴呆性のお年寄りがもっともっとたくさんいらっしゃるということで、私は、一刻も早くという気に、この痴呆性の高齢者のところにターゲットを絞ってほしいという希望があるわけです。

もう一つは、地域福祉に携わっている方々に御協力を願おうと、8年度中に何とか実施をしたいというお話でございしますが、町田市等の成功した例を伺わせていただきますと、民生委員さんに非常にお世話になったと。民生委員さんは日ごろからいつもお年寄りと接していますので、お年寄りから見ると非常に信頼が厚いわけです。民生委員さんが行くと、心の内にためてあることも、心を開いて訴えてくださって、実情もよく話してくださるというふうなことがございまして、このあたりをしっかりと、民生委員さんは別に100%皆さんにじゃなく、やっていただけそうな、本当に心ある方々をお願いをして、実態を一刻も早く調べる必要があるだろうなと思いますが、そういうふうなことまでお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 先ほど申し上げました、地域福祉に携わっている方ということの中では、社会福祉委員さん、民生委員さん、そういうことを一応考えております。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 町田市では大変成功したそうですから、多分、日野市でも、そういう形でおやりになると成功すると思います。厚生省でこれから試みようとしている33カ所というのが、札幌とか函館とか秋田とか奈良とか出雲とか立川とか——あ、立川は至誠ホームのようですね。そういうところでもろもろやって、その実績を見てというふうなことでございますが、既に至誠ホームでも発足しています。その辺で十分知識もちょっだいしながら、日野の計画づくりは進めていかれると、少しでも早くつくれるんじゃないかと思うんですけれども、もっとせっぱ詰まった話は前回も、ベッドを何とか確保できないかと。八王子で600万ぐらいでずっとお貸しできますよというふうな施設もあるというふうに聞いていますが、一方では在宅のお年寄り、痴呆性の高齢者の

ために必要な制度と、もう一方では、どうしても施設へという方のために、ベッドの方も当然早急に用意すべきだと思うんですが、その辺は少し進みましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ベッドを確保するという事で前にもお答えしましたが、その後も、特養老人ホームをお訪ねしたりして、いろいろ内容も聞いたりしているところでございます。なおかつ、60床を増床する中で、約20床ぐらいは痴呆も含めて考えている、というふうに向こうの理事長さんがおっしゃっております。そういう面で、その確保ができた暁には、そういう部分も含まれるんじゃないかと思います。

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 今、実際に調査をなさっているということで、こういう福祉の問題というのは、さまざまな選択肢が本当に必要だと思うんです。障害を持っている方の福祉にしても、高齢者の問題にしても——高齢者の問題も、年老いたために出てくるハンディをどうカバーできるかということで、やはり障害の問題になってくると思います。で、家で暮らせるのか、施設で暮らしたいのか、それは本当に個々の自由の判断に任せられるべきだし、選べるさまざまな選択肢が必要だということは、私も再三申し上げています。ですから、痴呆性高齢者のそのシステムをつくっていただくことと、ずっと家族から開放されて、施設で暮らしたいというお年寄りのためには、そういうベッドも一刻も早く用意をしていただく。本当にできることならば、補正予算でも組んでいただいて、1ベッドでも、2ベッドでも、まずできるところからやっていただいて、今すぐ入りたいと。だって、あそこの日野の浅川苑でも108名ですか、前回お聞きしたときは、待っていると。その中で物すごい数の痴呆性のお年寄りが含まれているということもわかりました。ですから、一刻も早く入所を希望しているそういう御家族のためには、今すぐベッドも必要だということを今回も強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって2の3、在宅痴呆高齢者の24時間ケアシステムを急いでつくれの質問を終わります。

一般質問3の1、市長は本当に組織改正をする意志があるのかを問うの通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（小島 久君） 議長のお許しをいただきましたので、通告質問に従いまして

質問をさせていただきます。

まず、平成6年、昨年の第1回の定例会の開催に当たりまして、市長から日野市政に対する所信表明が行われました。概略を申し上げます。まず市長の市政に取り組む基本姿勢、このことから述べられております。「すなわち憲法を市政に生かし、16万市民の命と暮らしを守ること、緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくること、これらを市政運営の基本姿勢として、人間尊重の理念のもとに一貫して市民本位のまちづくりに専念、努力してまいりました」、このように述べられております。

また、当面する行政課題につきましては、「第2次基本構想、基本計画、それらに基づきまして、将来展望に立つ、都市基盤の整備と人間性豊かなまちづくりの諸施策に取り組んできたところであります」、このように述べられております。

さらに、将来を展望する都市整備事業、あるいは高齢化社会に対応する福祉社会、また行政運営の能率を目指してということで、「日ごろ職員に対して、親切、清潔、能率これらのことをモットーとする、職員意識の高揚を呼びかけて、効率のよい行政サービスに努めております」、このように述べられております。

また、平成6年度の主要事業と予算については、「生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち、豊かな人間性を育てる教育と文化のまち、自然と調和する安全・快適なまち、活気ある産業と豊かな生活のまち、参加と連帯でつくる市民自治のまち」、このように述べております。

特に、この市長の所信表明に対し、その場で幾つか質問をさせていただきました。その項目は、市長が先ほど冒頭に申しましたように、行政運営の能率化を目指して、常日ごろから、親切、清潔、能率、このように職員に申し述べられているということを述べられております。しかし、その時点で私が市長に、市長が思っている能率と、それから部課長並びに職員が思っている能率とは必ずしも一致していない、このように指摘をいたしました。一方、市長からは、組織についてのこともあわせ問いただしたところ、「一般的に言われている言葉として、行政当局というのは、組織が肥大すればするほど、能率が悪くなる。一たん肥大した組織を簡素化することは極めて難しい」、このようにも述べられております。

そこで、質問をいたします。私は、効率のよい行政運営を行うためには、何としても日野市にある、この例規集で定められている行政組織が最も重要であると認識をいたします。そこで市長は、現組織で定められている、この例規集で定められている組織で十分、先ほど市長の方針のとおり行政が行われていけると、十分判断できるのかど

うか、まず第1点、お伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 小島久君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 行政執行に当たりまして、いわゆる組織の能率化と、あるいは効率化という言い方もあるわけでありますが、私は特に、能率化という言い方を日ごろ、庁内で使っております。規模によりけりということでございますし、日野市は人口比率で考えますと、職員数は決して少ないという状況ではなくて、かなり各般にわたって一応行き届いているというふうに言っているのではなかろうかと思うわけであります。

ただ、一、二のまちづくり行政という範疇、つまり都市整備関係であります、あるいはハードなまちづくりという領域におきまして、例えば都市整備部という名称の部をもって総括しているわけでありますけれど、一番、区画整理事業、それから公共下水道事業、これがまた大変大きな領域を占めておりますので、本来ならば、もう少しわかりのいい組織の形を考えるべきだというふうには思っております。

今の御質問に対しまして、私は十分ではありませんが、80％程度は市民の期待にこたえる能率の高い行政が行え得ておるといふふうには内心考えておる状況であります。なお一層精神的にも、あるいは行政組織の上でも、職員の気持ちの意欲が高まり、また具体的に行政執行によりよい効果の仕組みのことについては、絶えずいろいろな意見を徴しながら進めていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、80％程度は能率の高い仕事ができ得ていると、こういう御答弁でございました。企画財政部長に伺います。現在の組織、これは教育委員会、病院、議会事務局、これらを除いた現組織の中では、何部何課の体制で行われているかお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 現在の市長部局につきましては、ちょっとすみません、数はあれですけれども、組織的に申し上げますと、企画財政部、総務部、市民部、生活文化部、環境部、都市整備部、建設部、福祉部、水道部、このようになっておまして、申し添えますと、教育委員会につきましては、学校教育部……（「教育委員会は結構です」と呼ぶ者あり）それぞれの部につきまして、9部にそれぞれ所要の課を設置して、組織を形づくっているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 課はどうですか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 課につきましては、企画財政部におきましては、企画課、課を省略させていただきますが、財政、広報、電算管理。総務部につきましては、庶務、秘書、職員、管財、用地、公害防災。市民部につきましては、市民課、七生支所、多摩平支所、市民税、資産税、納税、保険年金。それから生活文化部につきましては、産業経済、健康、生活のそれぞれの課、加えて市民会館、女性センターとなっております。環境部につきましては、環境部の下に施設としましてのクリーンセンターというのがございますが、その中にリサイクル課、クリーン課を設置してございます。都市整備部につきましては、都市計画、それから区画整理につきましては1課から3課、下水道普及課、下水道計画課、それから現在、来年度からの事務の準備をしております建築指導の準備室。建設部につきましては、管理、土木、水路清流、建築、公園緑政の5課でございます。福祉部につきましては、社会福祉、老人福祉、児童福祉の3課でございます。水道部につきましては、業務、工務の2課となっております。以上です。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ありがとうございます。今お尋ねしたところによりますと、企画財政部から始まりまして水道部まで、一般行政職の部門は9部あるというお答えでございます。また課につきましては、企画財政部4課、以下水道部まで2課、合わせまして36課1室2支所2館、このような御報告を受けたわけであります。先ほど市長の答弁で、80％は今企画財政部長からお話がありました、9部36課1室2支所2館、これで80％方効率のよい行政が運営されていると、またそう思うと、このような御答弁でございました。それでは一体、今あるこの組織の中で、何か矛盾点があるとか、この部をこのように変えたいとか、そういう意志があるのかどうか、まず企画財政部長から伺ってみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 現在の組織につきましては、もちろんそれぞれの時点で、事務を効率的に、かつ効果的に処理ができるよう体系的に構成するように努めてまいってきているところでございます。現状の組織につきましても、時代の変化に応じた見直し、そうしたものは当然必要だというふうには考えております。現在、この組織についての、今後のどう考えるべきかということにつきましては、行政改革の一環の

中でも、組織についての見直しもしてまいりたいというふうに考えているところでございます。その中でどういう部分をというのは、これから議論をしてみるところではございますが、先ほど市長の方からもお話がありましたように、都市整備部等につきましては、ここらあたりを中心に組織のあり方といいますか、機構等については検討しなければならないのかなということは考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 市長、いかがですか。企画財政部長と食い違う点はございますか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的に言えば、保健行政を福祉に置くか、今のような生活文化部に置くかというようなことはあろうと思っておりますけれど、いわゆる行政の分量という言い方はちょっと当たらないかもしれませんが、配分のある程度均衡も保たなければなりませんので、そのあたりに外から見て、少しわかりにくい点もあるんではなかろうか、このようには感じております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） それぞれ市長、企画財政部長からお答えをいただきました。私は今、市長、企画財政部長がお話申し上げたほかに、問題点がかなりあるというふうに踏んでおります。つまり、私の考え方を市長に申し上げて、また御見解を伺いたいと思いますけれども、私はまず、今の9部36課の中で、問題となる部はどの辺にあるのかなあと、このように思いました。まず一つは、従来から大勢の議員から指摘されております、総務部の中にある公害防災課であります。公害防災課の中には、係が公害係と防災係と2係あるわけであります。阪神・淡路大震災に見られるような大きな災害、これに対応するためには、どうしても日野市は防災課という一つの課を組織すべきが、さらによくなる方法だと、このように私は思うわけであります。また、一方の公害係は、環境基本条例など、かなり変化をしております。したがって、これらのものは、いわゆる公害係と称するのは、新しくつくる環境課、そういうような方向に合致して、単独にすべきだろう、このように思うわけであります。

さらに続いて申し上げます。環境部の現在の課、クリーンセンター、リサイクル課とクリーン課と2課になっております。これは名称は環境部でありますけれども、実質的な仕事は、私は清掃部、旧来清掃部と呼んでおったわけでありますけれども、資源

の再利用の問題とか、ごみの処分の問題とか、こういうようなことを行っている部であります。したがって、この環境部という名称は、現時点の組織の名称に必ずしもそぐわないのではなかろうかと、このように思うわけであります。

さらに都市整備部、これは企画財政部長並びに市長からもお答えしていただきましたけれども、各部の中の課は、最小の課が2課であります。最大の課は、この都市整備部であります。6課1室になるわけであります。これは市長、企画財政部長ともに、組織の見直しが必要だろうと、この辺にあるのかなあと。つまりハード面な事業がこれからも拡大されていくというお考え方でありますから、この件は、区画整理の1課から3課まであるものを、独立をさせて、区画整理部に昇格させる、さらに残された課を整理統合する、こういうお考え方であろうと思うわけであります。

問題は、この都市整備部の今、単に区画整理を独立させるということだけでなく、これから始まろうとする建築指導の事務が携わってまいるわけであります。聞くとところによりますと、1カ月当たり1,000件ぐらいの……（「1年間」と呼ぶ者あり）1年間で、1,000件ぐらいの事務処理を行うと、このように説明を受けております。したがって、この今の組織ですと、都市整備部の中に建築指導準備室というんですか、それが入るといふことの組織のようでありますけれども、私はむしろ、独立させて、建築指導行政に当たるのが、より好ましい方法ではないのか、このよう思うわけであります。

さらに、建設部にある5課、管理、土木、水路清流、建築、公園緑政、これらの5課があるわけでありますけれども、先ほど指摘いたしました、総務部公害防災課の公害係が環境課として独立するためには、どうしてもこの建設部にある公園緑政とか、あるいは水路清流とか、これらのものを整理統合させて、別の名称で、例えば水路清流を環境課に変えて、水路清流の中に、従来ある係と、そのほかに環境係をその中に組み込む、それらも一つの方法ではないのかなと感ずるわけであります。

私の考えはそういう考えで、ぜひひとつ、今80%程度の能率の高い行政とおっしゃっておりますけれども、これを100%にするためには、私が指摘したような方向で組織を見直していただけるというお考え方があるのかどうか、この点について御意見を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災行政という、新しいというわけではありませんが、ウェートの高い行政指導を持たなければならない。これは必要なことだというふうには考えております。ただ、庁内の職員を組織的に災害発生時に動員をする、あるいは業務

配分をする、そういう意味合いで総務部に並列をさせておけるという理由も一つあるわけでありまして、そのあたりを適切に機能できる、あるいは職員自身が自分で自分のポジションを積極的に理解をする、こういう立場からの検討は大切だというふうに思っております。

ただ、例えば水路清流課を環境行政の中にと、こういう御提案もあるわけですが、日野市は、特色のある行政として、水路清流でありますとか、あるいは公園緑政というような言い方をしてまいりました。かなり各方面でも評価をいただいております、こういうふうには受けとめておける一面がございます。そういう施策を強調するという意味のことも名称の中に込めてあってもいいのではなかろうかという感じもしないわけではありません。一番何といいましょうか、くりにくいのが、いわゆる環境という範囲といいましょうか、あるいは行政としての一番難しい、取り組みにくい範疇に新しい重要な課題が生まれておるわけですので、特に御指摘の、清掃部を環境部にしたというのは、むしろ内部の職員意識ということで、希望に沿ってつけた名前でもある理由もございます。御指摘を十分尊重したり、またあるいは、御趣旨を検討させていただきまして、あるべき一番能率もよく、また市民からごらんになって大変わかりがいいという形はつくっていく必要があるというふうに感じておりますので、組織の膨大という観点からではなくて、行政の能率化という意味で、ひとつ取り組んでみたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ありがとうございます。ほぼ大きな違いはないというふうに、今の御答弁で解釈したわけでありますけれども、私はやっぱり、今指摘しましたことをさらに充実させることによって、日野市が市民要望に大いにこたえられるというふうに判断をしております。ぜひひとつ、早い時期にそれらのことをまとめていただいて、口先だけではなくて、実施をしていただきたいということを要望しておきます。

さらに次の質問に入らせていただきます。いわゆる昨年の3月の時点で質問をいたしました。そのときに、今四つばかりの部課に対する指摘を行ったわけでありますけれども、そのときに、何としてもハード面の仕事の区画整理事業、下水道事業、これらはまだまだ日野市の事業として当分続く事業である、このように市長は申されておりました。そこで、私は、少なくとも今の都市整備部にある区画整理の1課から3課まで、これは別組織で部に昇格させたらいかがでしようかと、端的に市長の御見解を伺ったところであります。市長、その回答をどういうふうに私に申し述べましたか覚えています

か。どうですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 区画整理3課というのをちょっと、日野市の仕事量のいかに多いかを意味することになっておりますが、1部としてまとめることができれば、組織としては大変明確になるわけでございます。あるいは上下水道というような形でまた一つまとめる方法もあるのでなからうか、こんなふうには思っておりますが、特に水道の場合は、都水道という都に委託をしている面もあるものですから、一元化されている面もあるものですから、そのあたりのことも多少気にかかるわけでありまして、総合的に内部的な意見調整も行いまして、また御指導もいただきながら、なるべく早い時期に新年度に向かうあたりで、ひとつ一定の方向づけをしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 市長、端的にということをお願いしたんですけれども、つまりいろんな組織改正の関係があるうとは思いますが、少なくとも都市整備部の中にある区画整理の1課から3課まで、これは組織改正ということを含めまして、部に昇格する意志があるのかどうかというふうに市長に尋ねたんです。ここに議事録があるんですが、市長が思い出せないようでございますので、読み上げてみますからね、市長。こういうふうに言っているんです。部に昇格する意志があるかどうか、端的にお答えください。市長はこう言っているんです。「そのような考えを持っております。簡単にお答えしました」、このように言っているんです。いいですか、市長。それは去年の3月の定例会なんです、第1回の。今、平成7年の9月なんです。そのような考えを持っていて、なぜ1年半も放置しているんですか。おかしいじゃないですか。その辺、ちょっとお答えください。約束事は、やっぱりやらなきゃいけないんですよ。どうですか、市長。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 部内に参事制をしきまして、一番私、組織の膨大を期さないという範囲で、ひとつ組織の締めくくりをしたい、こういうふうに考えているものですから、そのあたりに何といいますか、お答えどおりの結果になっていないという面があるかもしれませんけれど、一応組織の上には、配慮をしておるという考え方でございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 視点を改めて申し上げます。つまり、今現在、組織がそのよ

うになっていないわけでありますから、逆にいつの時点でそれらのものをお考えいただけるのか、予定で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 新年度に向かってというふうに申し上げたつもりであります。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） つまり平成8年の4月を目途ということでよろしゅうございますか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろな調整がございますので、私の考えということで申し上げておるわけでございますので、そのあたりを御理解をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 市長、やっぱり市長は行政の最高責任者ですから、市長がそういうふうに申せば、助役以下企画財政部長はついていくんです。いいんじゃないですか。先ほど市長が言っている、80%を100%から120%の行政の能率を上げるというお答え、大いに私は結構だと思うんです。自信をもってやってください。要望しておきます。

次に移らせていただきます。先ほど市長から、参事という職務権限、あるいは職層名、そういうお言葉がございました。一体日野市は今、参事というのは何名市長が任命をしているかということであります。もちろん、職層名と職名がダブルわけありますから、部長さんも参事であられます。またそれと並行して、部長相当職の参事という方もいらっしゃいます。（「参事半」と呼ぶ者あり）今は2時半です。（笑声）で、お伺いしたいんですけれども、つまり部長相当職の参事というのは、今何名任命されておりますか、総務部長にお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） お答えいたします。

参事は、市長部局といいますか、に3名でございます。それから選管とか教育委員会等にもございます。市として定数の中でおるとというのは6名でございますが、1名福祉事業団で、参事待遇ということで出向している者もございます。合計で7名おるということでございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 7名いらっしゃると。いわゆる部長相当職でございますね。

私は、この参事の部長相当職の中で、執行権限を持つところの参事と、それから市長特命の参事と、課長を兼務されておる参事と、同じ参事でも、幾つかの何というんでしょうか、権限が違う参事がいらっしゃると、このように判断をいたします。

まず、この例規集の組織規則、きょう持っていますか。（「ありますよ」と呼ぶ者あり）ありますか。組織規則を見えますと、まず4条に職制というのが書いてあるんです。これは「部に部長、クリーンセンターにセンター長、課に課長、会館及びセンターに館長を置く」、このようになっております。さらに「部の業務の一部を所管するために、部に参事を置くことができる」、このように4条には示されております。

さらに5条には、その参事の権限として、「部長は上司を補佐し、所属職員を指揮監督して、所管業務の円滑な遂行に努めるものとする」。また、センター長及び参事は、同様のことが書かれております。

さらに6条には、事務の専決ということで、「市長の事務の一部を助役または部長、センター長、課長及び館長に専決させることができる」、となっております。また「参事は、部長の専決事項の一部を参事に専決ができる」というふうに、この例規集の中ではうたわれております。

いいですか、企画財政部長。そういうふうにうたわれているんですけれども、日野市の事務決裁規定の9条には、「部長とセンター長及び課長の専決事項」というようなことがうたってございまして、この中の職務権限は、いわゆる部長とか課長、センター長の職務権限というのは、明らかにこの事務決裁規定の中にうたわれておりますけれども、参事という項目は出てこないんです。さらにまた、支出負担行為の決裁区分、ここに回議書を持ってまいりました。つまり決裁区分にも参事という例規集がないんです。ですから、それらは整理をして、はっきりすべきではないのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 職層名としての参事の権限、組織上の権限、位置づけ等につきましては、今議員の御指摘になったとおりの内容で規定されております。ここで、先ほどの組織規則の第6条第2項で「市長は、前項の規定にかかわらず、部長の専決事項の一部を参事に専決させることができる」、このように規定をしていますが、この際の決裁の区分は、部長の専決事項の一部を参事に専決させておるということとなりますので、事務決裁規定上の当該の事務の決裁区分の部長の欄を参照して決裁

区分を判断するということになっておりますので、この決裁区分の各欄に、特段の参事という表示はございません。部長の欄を専決の一部をおろしたものです、そのものについて部長の決裁権限の欄で判断ができるということで、ないということでございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） わかっているんですよ、部長、それは。なぜ質問しているかということです。書くべきが至当じゃありませんかと、こう言っているんです。どうですか、それは。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 決裁の職務権限につきましては、組織上、助役、部長、センター長、課長ということについて原則として定めておりまして、それぞれこの原則に基づき、例外の措置としてそれぞれの要綱を持っているものでございます。したがって、決裁区分につきましても、それぞれただいま私が申し上げましたとおり、専決事項の一部を参事に専決させることができるという措置をとった場合には、部長の専決事項の一部を参事に専決をさせているわけですので、決裁区分においては、部長の欄を参照すれば、足りるというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 恐らくこれは平行線でしょう、お答えは。それはそれで結構です。質問の視点を変えます。今ここに回議書があります。この回議書は毎年作成しているものなんですか、それとも何年かまとめて回議書はつくるものなんですか、そのお答えをいただきます。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 市の事務を遂行する中では、ほとんどが文書形式でございます。そういう中では、この回議書が意思決定の主体となりますので、件数としては年間10万枚を印刷しております。年に2回印刷しておりまして、5万程度を2回印刷しております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 確認なんです、年2回といいますと、春の例えば4月から始まる、いわゆる前期と後期というような形で2回、10万枚ずつ印刷しているというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 特に春と秋とか、冬と夏という意味ではなく、使用状況、

在庫を見て、様子を見て5万ずつ印刷するということでございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ありがとうございます。それでは引き続いて伺います。この回議書というのは、この例規集の中の文書管理規定ですね、の中に、「起案は原則として回議書の用紙を用いて、平易明確に行わなければならない」。で、この要式のスタイルは、略となっているんです。だから、この要式のあれは載っておりません。それはそれでいいんでしょう。じゃあ、決裁区分、まず起案者の氏名、部課の氏名が入りますね。係長、課長補佐、課長、部長、助役、助役、市長、こういう決裁欄になっています。今お伺いしましたら、年に2回、この印刷物をつくる。印刷しています、年間20万枚。10万枚ずつ2回ですから……（「5万ずつ」と呼ぶ者あり）あ、5万枚ずつ。失礼しました。時々間違えますので、ありがとうございます。10万枚。つまり、この用紙を用いて、10万件の決裁のうち、どのぐらい市長までいくかわかりませんが、恐らく8割ぐらいは市長決裁でしょう。後は助役……（「9割」と呼ぶ者あり）9割方ですか。数えたことありませんので、その辺は……。

つまり、今御説明がありました決裁区分に従って、それぞれの担当者が印をつくわけです。そのときに、先ほど市長や企画財政部長から説明がありました。参事という決裁欄がないんです。しかもこの例規集の中には、「文書管理規定からすべての規定にわたって部長の権限の一部を参事に委任することができる」と一方ではうたわれているわけです。この印刷どおりだとすれば、参事は部長のところの欄のところに押せばいいんだと、企画財政部長はそうおっしゃっております。冗談じゃありません。企画財政部長、そういうところを直すのが、市長の事務の補助責任者じゃないですか。そういうことが直せないなら、要らないわけです。市長に進言をして、例規集はこう定めてありますけれども、回議書はそれと違った稟議書を回しておりますと。しかも年2回もやって、これ何十年続いているんですか、この稟議書は。改正する意志があるかどうか、これは市長にお伺いいたします。どうですか、市長。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 役所の事務ですから、規定に整合することが当然だと思いますが、私はむしろ、部長さん方が、ひとつ横の連絡をきちんとやってほしいということを日ごろ言っているわけでありまして、精神的に理解をする面と、形式的に整える面と、両方だろうというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 私も、そういう指摘を余りしたくないわけでありすけれども、一向に直らないわけです。市長の威厳が通じなくなったんじゃないでしょうか。その辺は、ぜひひとつ、言いつ放し、聞きつ放しではなくて、即実行に移していただく。これから印刷する回議書については、小島議員、新しい印刷ができました、そういうふうに見せるようお願いをしておきます。

それでは最後の質問に入らせていただきます。これは庁議の問題にちょっと触れさせていたきたいと思います。まず、例規集の中に、日野市庁議等に関する規則がございます。庁議につきましては、「市の行政全般に関する基本方針の策定、重要施策の審議、各部課間の総合調整を行い、もって市行政の適切かつ能率的執行を図ることを目的とする」、こういうことで庁議が設立されております。また、構成員につきましては、「市長、助役、収入役、教育長、部長及び部長相当職にある者」、これらが庁議メンバーとなっております。

そこで、これは市長に伺います。恐らく庁議は毎月、あるいは毎週かわかりませんが、どのくらいの頻度と申しますか、ということで庁議は開催されているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 庁議の開催につきましては、庁議規則にもございすけれども、毎月第1火曜日に開催することを原則といたしております。ただし、日程の都合等いろいろございますので、この第1火曜日というのは、適宜変更して開催をいたしますけれども、原則として月1回の庁議は持つということになっております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 月1回庁議を開くと。それでは再度お伺いいたしますけれども、この庁議の招集者は恐らく市長だろうと思うんですけれども、その事務は恐らく企画財政部長がとっておられることだろうと思います。先ほど参事のお話が出ました。この庁議は、先ほど総務部長からお話がありました、7名の参事の方がいらっしゃる、つまり部長相当職がいらっしゃる、こういうお話でしたね。この庁議にこの7名の参事というのは出ていらっしゃるんですか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 7名全員について出ているということではございません。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） なぜ、出ていらっやらないんでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 庁議につきましては、確かに庁議の規定には、先ほどお話がありましたとおりの規定になっているところでございますけれども、各組織の長であります部長を中心に従来から招集といいますか、出席を求めて行っていたところでございますが、その結果、その他関連のある項目について参事の出席を求めるというふうな実務的な運用といいますか、開催の方法がとられておりまして、従来の組織の長としての部長を中心とした出席要請ということでございましたので、正直申し上げまして、必ずしもこの規定の形どおりにはなっていないということでございます。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 企画財政部長、何度も指摘いたしますけれども、日野市の例規集というのは、市の職員、市長も含めてでございますけれども、憲法なんです、日野市の。みずから破ってはいけません。自分が決めた規則を自分が守らないでだれが守りますか。それなら規則を変えなきゃいけないんですよ。市長、いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 原則的にはそうでありますし、たまには変則もあるということであります。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 市長、余り開き直らないで、以後からは規則どおりにちゃんとやります、それでいいんですよ。どうですか、もう1回。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そのとおりです。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ぜひひとつ、私は、日野市にある立派な例規集でございますので、この例規集が守られて、しかも組織改正のことを主議題に質問させていただいたわけでありまして、本当に組織改正をする意志があるのかどうか疑いたくなくなってしまいます。ですから、疑いたくならないように、ぜひひとつ、組織改正に向かって考えていただきたい、そのことを強く強く申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって3の1、市長は本当に組織改正をする意志があるのかを問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように市の施策を問う！の通告
質問者、田原 茂君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（田原 茂君） それでは通告に従いまして、穏やかに一般質問をさせていただきますと思います。（「にこやかに」と呼ぶ者あり） あ、にこやかですね。わかりました。にこやかにやっていききたいと思いますけれども、平成2年6月、老人福祉法等の一部が改正され、住民の身近な自治体である市町村が責任を持ち、保健福祉サービスを一体的に提供する市町村主義が打ち出されたのであります。こうした背景には、高齢化の急速な進展に加え、要介護高齢者の急増とともに、核家族化が進み、従来の家族介護が自主的に機能なくなり、社会的介護の必要性が急速に高まってきたことにあると言えます。同時に、地域社会が高齢者の健やかな生活を支え、たとえ介護を要する状態になっても、自立した生活が保障されるべきであるとする新たな課題が提起されているとも言えるのであります。このように、家族介護にかわり、社会的介護が今後は中心になるといっても、家族の持つ意味が軽減されるものでは決してありません。社会的介護を質・量ともにふやし、家族が介護に余裕を持つことによって初めて在宅介護の展望が開けてくると思うのであります。このような観点から、日野市としての高齢者福祉、今回の一般質問のタイトルのとおり、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、市の施策を問うていききたいと思います。

まず初めに、在宅福祉の最大の担い手でありますホームヘルパー派遣事業からお聞きしていききたいと思いますけれども、この件につきましては、これまで何回か一般質問でも取り上げさせていただいている問題であります。しかしながら、なかなか進展していないというのが実態であるようであります。今後も続けていきたいとは思いますが、いわゆるホームヘルパーの24時間派遣体制について、どれだけ市の施策が近づいているのかという、こういう観点での質問でございます。

平成5年9月から、秋田県鷹巣町で、日本で初の24時間ホームヘルプサービスが開始されました。この町の特徴としては、高齢化率が19.5%であり、また介護している人の約半数が60歳以上であること、また4人に1人の介護者自身が病弱であるという大変特徴的な町であるということと、人口が2万4,000人ということで、比較的実行しやすかったということも言えるかも知れませんが、それにしても大変な決断だったと思うわけであります。きっかけは2年前、町長みずからデンマークを訪れ、福祉の充実度に感動し、福祉行政に対する熱意と実行力、そして住民の意欲が一つの形に結集した、とのことであります。この場合、ヘルパーを常勤とパートで雇うということでもありますので、その財政負担を考えますと、そのまま当然日野市に当てはめるということはできないだろうとは思っております。しかし、最近、コムスンとかいう事業委託方式で、24時間巡回型サービス事業が全国各地で本格的に始まりました。都内においても、ことしの6月から足立区、7月から荒川区・千代田区・品川区の各区で、この24時間ホームヘルプ派遣事業がスタートをしているところでございます。

そこで、お聞きしたいのですが、このような事業委託方式での巡回型24時間ホームヘルプ事業、当然、この事業につきましては情報等も得ていると思いますので、まずこの事業のメリットやデメリットや、あるいはこのような事業を参考に、どのような日野市としてのホームヘルパー24時間体制に向けての施策を展開しようとしているのかという、このような観点からまずお聞きをしていきたいと思っております。以上。

○議長（福島盛之助君） 田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ホームヘルパーの24時間派遣体制についての御質問でございます。今、議員さんの方から例でも示されたような情報を私どももキャッチしているわけですが、コムスンという会社が委託を受けて、試行して始めたというようなことでございます。また、都内では、今年度に入ってから、足立区、品川区とか、また荒川区が7月からとか、その他の区でも今検討中というような情報を得ておるところでございます。この内容は、今までヘルパーの派遣を、通常、9時から5時の間に3時間単位とか、そういうようなことで派遣し、さらにそのほかには、前後の2時間の延長、朝の7時から、また午後の7時までとか、そのほか、休・祭日、日曜ですか、こういうようなものに対しても、時間外というようなことをやっておりますが、これはそういう制限の中では、まだ24時間体制という形とはちょっと違っているわけでございます。

この24時間体制というような方式でございますけれども、これは委託方式で今やられ

ているわけですが、共通している点は、この巡回型で時間設定だとか、ケアの内容などが決められて、さまざまではございますが、一つの学区といえましょうか、中学校区程度エリアに、10名とか20名程度を対象にして、夜間及び早朝の介護をしておるものでございます。巡回の回数は必要に応じて変わるようでございますが、2人1組のヘルパーが1回15分から20分程度の訪問ということでございます。業務の内容は、オムツの交換とか、トイレの介助が一番多くて、そのほか着がえとか、起床、洗面等の介助も含まれているというふうに聞いておるわけでございます。

この巡回型在宅ケアでございますけれども、これは今行っております滞在型とは異なりまして、サービスを分解した方法で行う。時間のかかるサービスだとか、また孤独感の解消など精神面での援助には適した方法でない、というふうに伺っております。非常に短時間でその一つのチームが、1日のうちに予定をしたものをとんとんと回って歩くような形のものだというふうに思います。家族介護の睡眠の保障などには非常に効果があるというふうに言われております。滞在型とうまく組み合わせて行えば、より効果的な在宅ケアができるのではないかと考えています。今後、他市の状況、そういうものを調べたり、研究させていただいて、また聞くところによりますと、厚生省でも補助の方向に動いているというようなこともちょっと伺っていますので、調査研究させていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） どうもありがとうございました。メリット、デメリットという観点でもお聞きしたわけですが、概してメリットが当然、財政的なものも、負担は当然出てくるんでしょうけれども、かなりのこれは画期的な一つの事業だなということで、私も注目をして見ているわけでございますが、検討ということでお話をいただきましたので、さらに財政的な面も含めて実施に、日野市としてもこれを取り上げていくような方向でぜひ検討をお願いしたいと思うんですが、いずれにしても平成7年の4月1日現在で、居宅の寝たきり老人ですか、寝たきりの高齢者の方々が251人もいらっしゃるというふうに聞いております。この数字はふえこそすれ、決して減る数字ではありません。この方々とは、恐らく24時間のヘルパー派遣を待ち望んでいらっしゃる方々だろうと思います。また現在、特養老人ホームの待機者も120人ぐらいですか、いらっしゃるというふうに聞いておるわけですが、もしこの24時間のホームヘルプ事業が実現すれば、この老人ホームにあえて入る必要性もなくなるかもわかりません。また、介護する人の事情で、どうしても家にいることができずに、高い料金を払って老人病院等に入院せざる

るを得ない、いわゆる社会的入院、このような方々も減らすことができる。

このようなことを考えますと、本当にこの事業というのが、大きな今の福祉行政の在宅福祉の転換をなし遂げるのではないかということを強く思うわけでありませうけれども、先ほど、最後の方に部長の方から出ていましたが、私もいろんな情報を見てみますと、かなり厚生省も本腰を入れて、この事業というものに取っかかろうとしていると。取っかかっているというんでしょうか、モデル事業としてスタートしておりますので、かなり本腰を入れてきていると。また、東京都議会でもかなりこの問題は取り上げられておりまして、かなり都知事自身も試行的な姿勢を打ち出しているということがありますので、これはもう一度、財政的なものとしての国や都の動きという、最後、ちょっとおっしゃっていただいたんですが、もう一度その辺、詳しくわからないんでしょうか。財政的な国や都の財政支援の話が具体的にどうなっているか、これはどうでしょうか。もう一度その辺をお聞かせいただけませんか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） まだ試行の段階で、具体的な線が決まっていない。また、私たちもまだ、にわかには勉強しているところで、詳しいことわかりませんので、大変恐縮ですが、勉強させていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） かなりこれは国や都でも、いろいろ情報を集めてみますと、本格的なスタートに向けて準備しているようでありませうので、ぜひアンテナを高く、またこちらから情報を待つのでなくして、情報収集をしながら、他市に先駆けてこういったような事業をぜひ進んで取り入れていく方向でお願いをしたいと思うんですが、市長についてこれは最後に、この問題についての市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。24時間ホームヘルプ派遣事業についての市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 高齢化が進むにつれて、また新しいいろいろなアイデアが必要となってくる情勢が明確に我々は実はあるという認識でございます。いろいろなアイデア、工夫が必要だというふうに思っておりますので、我々の地域社会として一番適合できるそのような仕組みを工夫する努力は必要だと考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ちょっと何か市長の決意が弱いような感じを受けるんですけど、実際にかなりこれをスタートし始めておりますので、市長もどうか、この事業

については、格段の注目というんですか、そういったようなものを持ちながら、ぜひ担当部局としっかりと話し合っていていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、2番目にお聞きしたいのは、ことしの5月の1日より業務を開始いたしました訪問看護ステーションについてであります。この制度は、御承知のように平成4年の老人保健法改正の折に盛り込まれた事業であります。自宅療養者を対象に、ホームドクターの指示によって、看護婦が出向き、看護サービスを提供する国の制度によるものであります。先ほどのホームヘルプ事業と連動することによって、まさしく福祉と保健、医療が結びついたものとなって、地域の在宅ケアを強力に推進するものと思われます。そこで、この訪問看護ステーション事業をより充実をさせていく観点から質問をいたしますが、まず現状はどう運行されているのでありましょか。5月1日よりスタートして、利用患者数や、また今までやった中での問題点と感想とか含めて、その辺の現状についてまずお話しいただけますでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） ただいまの訪問看護ステーションでございます。本年の5月1日を事業の発足と、こういうことで、日野市医師会の実施事業による看護ステーションでございます。現在、東京都内でこの施設というのは65カ所設置されております。多摩地区におきましては21カ所というような状況にもございます。それで実施主体でございますけれど、医療法人が圧倒的に多く、55％程度であります。それから医師会が事業の主体となるというのが25％程度でございます。我が市におきましては、医師会の積極的な御理解によりまして発足をさせていただいておりますけれど、早期の事業の発足であります。医師会といたしましては、三多摩地域の中で早かった国分寺、調布、町田に続いて4番目の早期の開設でございます。27市の中におきましても、設置を済んでおります区域は14市であります。まだ設置がされていないというような地域は13市と、こんな状況でございます。

5月1日をもちまして、事業の開始がございました。管理者1名と、それから看護婦4名、計5名の職員体制をもって発足しているわけですが、看護婦4名につきましては、午前・午後の勤務体制ということで分かれております。そうした中で、2.5人という配置になるわけでございます。早期の実施につきまして、常々、医師会に対しましては敬意を表しているところであります。この事業につきましては、国の制度でありまして、ある程度の援助、整備費、備品というような指針というものが出てくるわ

けですけど、そうした中で、5月1日から開始されまして、5月の中では利用者が19名でございます。6月で28人、7月で33人、8月で34名と、こういう、月を追うごとにふえておるといような状況で、運営の方につきましても順調な滑り出しをしておるということでございます。今後、この需要に応じたことに対しましては、職員増であるとか、また事業主体というような、事業を開始なさる体制というものが必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） どうもありがとうございました。医師会の開設ということで、おおむね順調にスタートしてきていると。1カ月平均30名前後でしょうか、最終8月の34名ということで、月ごとにふえてきているということで、この事業の重要性というか、また必要性というか、そういったものもかいま見ることができるわけでありすけれども、この事業をスタートしたのはいいんですけれども、やはりもっともこの事業は拡大していかなければ、私はならないだろうというふうに強く思っているところであります。

先ほどのホームヘルパーの中でも話が出ましたように、寝たきり老人が251人現在いるという中では、これらの方々の中にも、この訪問看護事業というものを恐らく必要とされる方も多々いらっしゃるだろうというふうに、今後ますますふえていくことは当然予測できるわけであります。そういった意味で、陣容として、今後利用者がふえた場合、対応できるのかどうか。今、看護婦が5人、実質2.5人体制というような話もしておりましたが、ここで事業を運営していく上で、今後どうなっていくのかどうか。市はどの程度こういったものについて、バックアップというんでしょうか、この事業を大きく膨らませていくために、どういう形で市がバックアップできるのかということがまた、大きな課題になってくるんじゃないかというふうに思っているわけであります。

また、先ほどのお話の中では、医療法人が結構、55%ということで多いという話です。ということは、ほとんど老人病院が運営されているんだろうと思うんですが、日野市にもたまたま二つの老人病院があります。そんなことを考えますと、片や医師会、片や医療法人ということで、ちょっと主体が違くと、なかなかやりくりに面もあるんでしょうけれど、いずれにしてもそういった意味では、市がある程度音頭をとっていく中では、医師会だけじゃなくて、そんな方向でも展開ができる可能性があるのかなというようなことも考え合わせますと、非常にこれからの行政側の一つの音頭取りというも

のが大きな、この事業の展開について重要なポイントになってくるんだらうというふうに思っているわけであります。そんな意味で、今後の展開について、どういうふうに現時点で考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） この事業につきましては、先ほど申しましたように、2.5人で30ケースぐらいと。30人といいますか、というのが標準というふうに言われております。それによって経営といいます事業運営、要するにこの事業は多少の自己負担をもって医療行為として診療報酬で請求なされると、こういうような医療行為であります。そうした中で、現在2.5人という職員体制でもって30件ぐらいということで、一つの事業として標準というふうに見ておりますが、これからさらにふえるというようなことは当然であろうとは思っております。そうした中で、いろいろな法人を持ったこの事業をできる主体というのは、地方公共団体とか、自治体とか、医療法人とか、社会法人とかいうように限定はされておりますけれど、やってみたいというような方も現にございます。いずれにしても、この事業は医師の指示によって、看護婦さんが家庭に出向いて医療行為といいますか、サービスを提供すると、こういうような関係にございます。市としましても、医師会と十分調整した中で、対応していく考えでおります。申しましたように、医師の指示によって、要するに看護婦さんが出向くという関係にございます。うちの場合、市の場合には、医師会がまず音頭取りをして、この事業をなさっていただいたというようなことで、十分今後の対応につきましては、事業実施者の医師会の方とも調整を図りながら対応していきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） どうもありがとうございました。今回は医師会がかなり音頭取りということで、これは恐らく担当部局としても、よそよりもかなり早い時期にスタートしたんじゃないかなと、こういう、ある意味では驚きの念も持ちながらこの事業をスタートさせているのではないかと思うんですが、医師会として、東京都全域の医師会とか、そういったところでのかなりの進んだ話が持ち上がって、そして日野市としてもそういう大きな勢いに乗ってスタートしてきているという、こういう事情もあるようです。そんな意味では、こう言っては何ですが、かなり行政というよりも、医師会独自なんです、行政のバックアップという一つの考え方でかなり医師会の方針としてスタートしていると。これは当然ですけれども、今後やはり、それも当然ですけれど

も、行政側が先ほど申し上げたような、医療法人も含めて、どういう角度でこれを今度拡大していくのかということ、医師会と当然話し合いをしていく中でも、かなり日野市行政側がいろんな意味でかかわっていくとか、話し合いの中でもリーダーシップをとっていくという、そういったところが非常にこれは大きな事業展開のキーポイントだろうというふうに思っております。最後に市長について、この訪問看護ステーション、今後拡大については市長はどういうふうにお考えでしょうか。市長にお聞きます。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、担当部長がお答えをしたとおりでございますが、日野市医師会の意欲ということもございましたし、それから幸いに休日・準夜急患センターがそのセンターになり得たという行政側の提供が大変有効であったということも、条件が整った一つだと思っております。看護婦さんの確保がなかなか難しいという一つの隘路がこれから出てくるかもしれませんので、そのあたり、できるだけ積極的に御協力をする必要があらうかと、こんなふうに思っております。今後、ステーションのセンターの数をふやすといいでしょうか、こういうことにつきまして、十分医師会と御相談しながら、また他の法人施設等で意欲がある状況がございますれば、積極的に御支援をするということで進めていきたいと思います。仕組みそのものが日本医師会といいましょうか、いわゆる今後の医師会という社会的役割の中で、しかもそれが診療という形態で成り立ったというところに大変いいアイデアになったというふうに思っておりますので、その原則を拡大しながら発展をしていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ぜひ、先ほども申し上げましたように、これは本当に在宅福祉を支える大きな、先ほどのホームヘルプ事業と並んで大きな事業に当然なっていく、またなっていかなければいけない事業でもありますので、どうか医師会等と、また医療法人、二つぐらいの老人病院もありますので、その方々ともしっかりと話し合いをしていていただきたい、このことをお願いをして、次の質問に移ります。

3 番目になりますけれども、3 番目にお聞きしたいのは、先ほども話に出ておりましたが、痴呆症の高齢者に対する日野市としての施策でございます。現在、痴呆症の方々に対しての市の取り組みというのは、山水園という痴呆性高齢者の方々の老人ホーム、あるいは栄町のサービスセンターや、浅川苑のサービスセンター、至誠ホームにおけるデイホームというんでしょうか、高齢者の中での痴呆症の方々のデイホーム、こういうようなことが行われているわけですが、それでいいのかどうかということをいろ

いろと考えているわけですが、初めにこれらについて、現在どういう利用状況、痴呆症の方々が、その利用状況というんでしょうか、そういったものをまずちょっとお聞かせいただいて、それから次の話にいきたいんですが、その栄町サービスセンター、浅川苑、至誠ホーム、あるいは山水園の利用状況、これは現在の状況、これから教えてください。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 浅川苑のサービスセンターで10名待機者がございますが、今現在、利用者が10名、栄町サービスセンターが7名、それからショートステイで山水園が1床、日の出ホームが1床、それからミドルステイで山水園がさらに1床、このような状況でございます。それから実質的に入所している者の中には、軽度、重度も含まれて、そのほかに特養老人ホームの中には、痴呆を持っている者が入所していると。これは正確な数はちょっとつかめませんが、相当数いると、このような状況でございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 現状をお話しいただいたわけですが、全般的に今老人ホームの待機者は120名ぐらいいらっしゃるというふうにお聞きをしているわけですが、先ほどのお話の中にも、その中に当然痴呆症の方も含まれていて、特養老人ホームに入っておる方もいらっしゃるということですが、先ほど話が出たように、軽度の方はよいんですが、やはり重くなってくると、とても一般の特養ホームでは一緒にいることはまず不可能ですね。そんなことを考えますと、この痴呆症の高齢者の方々に対する市の施策というのは、まだまだ当然ですけども、行き届いていないというのが現実です。そんなことで、たまたま今、立川での事業として、グループホームですか、こういったものが始まっているわけですが、これは厚生省のモデルケースに指定されて、ことし始まったばかりのようではありますが、全国でも今5カ所ぐらい、こういうグループホームというのが始まっているというふう聞いておりますが、今後このような、いろんな事業というか、拡大していかないと、とてもじゃないけれど、寝たきりの高齢者とともに、この痴呆症の方々もふえることはあっては、決して減ることはないということですから、その辺の取り組みというものは非常に私は大事になってくるだろうと思うわけであります。

そんなことで、とりあえず隣の市でやっている、立川の至誠ホームでやっているグループホームなんていうこともあるわけですから、それについての日野市としてのお考えと

いうんでしょうか、まだ現実には立川の至誠ホームの中で行われているグループホームには市は参加していないようでありますが、これについて市長はどういうふうにお考えになっているのか、この辺からちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 今、立川にあります至誠老人ホームで、厚生省でモデルケースとして指定しましたグループホーム、これは入所が3カ月を限度としているわけですが、これを今、今年度試行しているわけでございます。このことについて至誠ホームからも、またこの至誠を5市でいろいろの面で活用させていただいております、従来から。同じ5市にそういう呼びかけがやはりございます。ベッドの確保につきまして、今検討中でございますが、まず一つは、これに対します負担が、前回のときに1床特養老人ホームで600万とか、こう言っていますが、この1床当たりの金額が、私どもの今考えるものでありますと、相当高いという感じを受けているわけなんです、この負担の問題に対して、厚生省がモデルケースとしてやっているの、もう少し先に行くと、結果として補助をどうするかというようなことが決まってくるんじゃないかというふうに今心待ちといいたいでしょうか、立川市さんとも、またほかの市とも、担当の課長会等でいろいろ話をしている段階の中で、そういうことを思っています。試行が今年度いっぱい終わりますので、来年度からの入所に向けて、10床あるわけですが、そのうちの何床かを確保したいというふうには考えているところでございますけれども、厚生省の補助体制とか、そういうようなことを見きわめたりしながら、さらに場合によっては、暫定的な考え方で使わせていただくとか、そういうようなことで今検討しているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） いろいろ私の聞く話だと、財政的なものがかなり負担があるということもあるようですけれども、いずれにしてもいろんな手だてを考えていかないと、この高齢者の中でも痴呆症の方々というのは、ある意味ではかなり待ったなしの状況にあるというふうに思っているところであります。先ほどのお話の中でも、八王子で何床でしょうか、確保できそうだという話もありますが、いろいろなところにやっぱり事業展開というんでしょうか、ものをやっていると、お金の問題も当然ありますが、これは恐らく各市でも、分捕り合戦という、変な話ですけど、各市でもこういう問題、当然抱えておりますので、ややもすると、先を越されてしまうというような事態にもなりかねないということを考えますと、かなり積極的な取り組みというものを今

から用意しておかないと大変なことになるなというふうに思っているわけですが、市長について、全般的にこの痴呆症の高齢者に対する市の施策という、グループホームという話も先ほどさせていただきましたが、全般的に市長のお考えというのは、要するにデイホーム的なところをふやしていくのか、あるいはそういう施設をふやしていく考えを今主に考えているのか、あるいは他市にそういったものを確保するということを考えておられるのか、それとも先ほどのグループホームみたいなことを考えておられるのかどうかということを含めて、市長はどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。この痴呆性高齢者に対する市の施策の目玉というのは。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ちょっとお答えにならないかもしれませんが、老人福祉法に一般的な対象にはなり得るわけでありましょうけれど、特別に痴呆に対する施策ということは確立できていない領域だと言わざるを得ないわけであります。そして、痴呆という症状が発生すると治らないという言い方では、私はいけないのではないだろうか。むしろやっぱり、発生をさせない、あるいは発生をしても、なるべく治すといえますか、元に戻る工夫を進めていかなきゃならない。処遇についてのいろいろなことがあるわけですが、家庭が非常にケアに対する疲れが伴うということにも当然なるわけでありますから、その手助けをする、たまたま立川にできましたグループホームという方式が一つの対策ではありますが、それがすべてではあり得ないだろうと。また、あの形を必要な数だけ確保するということがかなり難しいことになると思っておりますから、これまで橋本議員さんからもいろいろ御指摘をいただいておりますので、日野市内の地区センターでありますとか、憩いの家ももちろんありますが、何か施設を使って、ある期間、地域地域でごく小さなグループで対応のできる時間帯をつくるような手だてがないだろうかというようなことを詰めていきたい、こんなふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） わかりました。いずれにしても、これはという決め手となるような事業は恐らくないと思うんですね。いろんなところにいろんな可能性を探りながらこの問題というのは対処していかないと、なかなかこれは、需要がふえていく一方の中での行政側の対応というのは本当についていけない部分が当然出てくと思いますから、そんなことでの、先ほど市長が答弁なさったようなことの方角を、当然のことながら踏まえながら、積極的なまた対応をぜひお願いをしたいということをお願いをして、

この質問を終わります。次の質問に移ります。

次に4番目にお聞きしたいのは、情報提供及び相談センターとしての在宅介護支援センターが日野市にはまだありません。ちなみにお隣の立川市においては、既に2カ所設置されておるわけであります。情報提供及び相談センターということで、申請の代行というんでしょうか、いろんな高齢者福祉の施策の申請の代行をするということもこの支援センターでは受け持っておるということでありますので、そんなことで大変喜ばれているということを聞いておるわけでありますが、日野市の保健福祉計画によりますと、平成8年度までに1館、平成12年度までに、合計合わせて3館をつくりたいというような、こういう計画が書かれているわけなんです、これは予定どおり設置されるんでしょうか。まず、その辺の設置計画があるかどうか、これからお聞きしたいと思います。実際にあるのかどうか、絵にかいたもちなのかどうか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 今御指摘のとおり、日野の保健福祉計画の中では、平成12年度までに3館程度の設置をしたいということで考えているわけでございます。この考えの中には、最終的には各中学校区ぐらいいこういうようなものがつくれたらというような考えを持っているわけでございますが、栄町のサービスセンターがあるわけですが、こういうサービスセンターに併設をしていくというような考え方で進むのがいいのではないかというふうに模索といえましょうか、考えているところでございます。平成8年の問題がありますが、12年までに3館という予定につきましては、できるだけ努力をして、そういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 極力計画どおりという話ですが、まず難しいでしょうね、これは恐らく。努力目標はいいんですけども、実際の現実的な対応とすれば、部長さんがさっきおっしゃったように、現在ある栄町のサービスセンター、浅川苑とか、場合によったら、市立病院とか考えられるかもわかりませんが、既存のそういう施設において窓口を設けるということの方が、より現実的ですよね。ですから、そちらの方を私は積極的にむしろ進めるべきではないのかと。また、答弁にちょっと出てきたかどうかかわからないんですが、センター方式でのデメリットもいろいろあると。要するに、いろんな情報を得たとしても、実際にはもう一度市の方に行って、いろんな手続をしなきゃいけない。代行もできるんですが、本人が行く場合には、また二度手間になるということもあるという、そういうデメリットがあるというような話も聞いておるわけで

ありますので、そんな意味では、現在の浅川苑や栄町サービスセンター、そういったところに具体的な窓口を設置して、それで具体的には老人福祉課のケースワーカーとか、あるいは6人いらっしゃる市の職員としてのホームヘルパーと、かなり知識は豊富だろうと思っております。そういった方々が交代でそういう窓口で週3回とか対応するということの方が、より現実的ではなかろうかなというふうに思うんです。

そういった意味で、この窓口というのは、非常に一見、どうということのないような問題に映るかもわかりませんが、実際に相談をしたいという人については、身近にこういった窓口があるかないかで随分これは違うんですね。市に本当に思い切ってというんですか、意を決して行くというふうな、そういう形で来る方も中にいらっしゃるわけです。その意味でも、身近なところにそういう気楽に相談ができるという窓口があるかどうかというのは、大変お年寄りの方々からすれば、大きな力になるだろうというふうに思いますし、またそういう声も聞いておりますので、ぜひ、そんな現実対応としての取り組みをお願いをしたいというふうに思っているところであります。

次の質問に移りますが、5番目として、これは以前にもこのタイトルだけで質問したことがあるんですが、高齢者がアパートに入るときに保証人に市がなれないかという、いわゆる公的保証人制度の創設ができないかということであります。また、高齢者の方々への住宅相談窓口を市内の不動産業界と連携してできないかということでもあります。高齢者の方々が、アパートの改築や、何らかの理由でアパートを立ち退きをさせられる場合、せっかく次のアパートを見つけたとしても、保証人がいなくて契約ができないケースが結構あります。また、このような場合は、往々にしてひとり暮らしの高齢者や、子供のいらっしゃる高齢者夫婦などに多くあるわけではありますが、一方、保証人になってくれる人はいますけれども、不動産屋に行くと、高齢者と見ただけで、ろくに話も聞かずに、玄関払いをされるというケースも圧倒的に多いわけであります。そんな意味で、この公的保証人制度、いわゆる市長、あるいは市の行政としての対応をするという、具体的に区長がなっているという場合があるようですけれども、この問題については平成2年の第3回定例会で私は一般質問で取り上げさせていただきました。このときの答弁としては、当時の総務部長の前田さんが、「個々の民法上の契約に対し、市が保証人として責任を負うことができるかどうかは難しい問題です」と、こういうふうに答弁をされているわけであります。このときはまだ、実施している自治体もなかったので、私も難しいのかなと思っていたわけではありますが、昨年あたりから、区部の方で実施に移されているところが出始めました。具体的には、目黒区、港区等で実施し

ております。また世田谷区で準備中とのことでもあります。

ここで、昨年実施に移されましたところは目黒区でしょうか、の例を一例として紹介いたしますが、目黒区では、平成6年8月1日よりスタートいたしました。立ち退きを迫られている高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対し、区が転居先の住宅の賃貸借契約の保証人となる制度であります。要件としては、2親等以内の親族がいないこと、かつ保証人となるべき知人等がいないということでもあります。また、区が保証する内容は、1. 家主への滞納家賃の支払い、これは6カ月を限度としているようでもあります。2. 家主への賠償責任の二つであります。このうち賠償責任については、賃借人の過失による火災等には1,000万円まで、また他人にけがをさせたり、他人のものを壊した場合にも、1,000万円まで保証すると。さらに、賃借人の家財が火災等により損害を受けたとき、50万円までの見舞金を支給する、というような内容になっているわけであります。

一方、高齢者の住宅相談窓口については板橋区が、宅地建物取引業協会と連携をして、物件探しや、あっせんを行っているようでもあります。このような実際に行っている区も出始めておりまして、また住宅相談というものについても実際に始まっております。そんな意味で、いろんな方々から、高齢者の方々から相談される中でも、こういう問題が一番実は多いわけであります。そんな意味で、ぜひ日野市としてもこのような、いわゆる公的保証人制度の導入とともに、高齢者の住宅相談窓口についても、積極的に導入していただきたい、こういう角度で質問をさせていただくわけであります。まず、この辺のところからお答えください。同意する是非について。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 市で借り上げた住宅とか、またはシルバーハウジングとか、こういうもので今対応しているけれども、これも広報で募集して、大勢募集した中から、抽選とかというようなことで、たしか皆さんの全部の需要は満たせない状況です。今おっしゃるような状況があらうかというふうに私どもも思います。

また、最近、今お話がありましたように、目黒区、港区の方で、こういう事業を始めたとことを伺いました。内容はまだ詳しくわからないわけで、これから調べたいと思いますが、一定のどうしても条件があらうかと思います。また、今火災での保証とか、そういう問題については多分、保険を掛けるとかしなきゃこれは、市民の税金を全部これにつぎ込むということは相当難しい問題があるんじゃないかというふうにもちょっと想像できます。そんなことから、この一定の枠の制度、制限の必要とか、そ

れから保証の範囲など、またこれと後で影響を及ぼす関係が出るかどうか、この高齢者以外の問題をも多少は考えながら、こういう制度をどうするかというようなことを基本的に考えなきゃいけないんじゃないかというふうに感じておるところです。いずれにしても、少し調査して、検討させていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ぜひ、実施している区も幾つかありますので、実際に資料等を取り寄せていただいて、不可能ではないんだということをまず実証されたわけでありますので、民法上云々とか、いろんな問題もあったようではありますが、クリアした上での実施ということでありますので、可能ということでありますから、そんな前提に立っての調査及び検討をお願いしたいと思うわけではありますが、先ほど部長の方からも話があったとおり、全部保証するというのはこれはかなり無理があるわけですね。そんな意味で、先ほど例で挙げた目黒区のように、このようにするかどうかは別問題としても、具体的にはかなりの歯どめをかけながらやっていく必要は当然あるんだろうと思っています。どのような歯どめをかけるにしても、保証人があるかないかということが大きなやはり、高齢者がアパートを見つけて入るときの大きな障害になっていることはもう間違いのない事実でありますので、内容はともかく、保証人になるということが一番大きな問題、また課題というか、だろうと思っています。そんな意味で、早期の実現をお願いしたいと思うんですが、市長、これについてはどうでしょうか。いつごろやっていたいただけますか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 他市の例があるということでございますし、勉強したいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） ぜひ勉強してください。よろしくお願いいたします。

6 番目として、最後の質問に入ります。1 時間で終わる予定ですので、もうすぐで終わります。細かい問題で恐縮なんですけど、ちょっと気づいた点なんで、最後にお願いしたいんですが、福祉施設の利用のあり方なんです。特に、デイホームの利用の仕方についてもお聞きしたいんです。まず、デイホーム事業ですね、浅川苑、栄町、あるいは立川のデイホームを含めてなんですが、これについて先に、利用者と待機者がどのぐらいいらっしゃるんでしょうか、このところからお聞きしていきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 今現在、実施の状況では、浅川苑で2コースで40名、それから栄町で同じく2コースで40名、それから至誠ホームで20名を実施しております。それから栄町では痴呆性高齢者のデイホームを10名ほど実施しています。したがって、全体では110名程度の枠ということでございますが、しかし、待機者がまだそのほかに、申請が既に行われている者だけで44名、そのほかにも15名ぐらいが予想されております。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） わかりました。いずれにしても、40名・40名・20名ということで、ちょうど100名ですか、体制でやっておられるというにもかかわらず、待機者が大体59名、約60名ということであります。こんなことで、資料としてお示しいただいたわけですが、待機者が多いわけですね。当然、担当部局もこの辺は気にしていられないと思うんですけども、この辺、利用の方法にやっぱり問題があると思うんです。先日もある人からおしかりというか、要望というか、受けたわけなんです、その方のおじいちゃんが、栄町のサービスセンターができた折に、デイホームの事業の申し込みをしたと。ところが残念ながら、抽選から漏れてしまったということなんです。そこで、いつごろ利用できるのかと聞いたところ、今利用している人たちがやめないと利用できませんよということで、はっきり言っていつになるかわかりませんよということですよ。要するに回転がないわけです、はっきり言って。御本人がやめない限りは、今の方々がずっと続けている限りはできないという、これが現実の姿なんですね。

ですから、今入っていっちゃう、通っていっちゃう方々の受け皿の問題とかもあるとは思いますが、しかしながら、公平という角度というんでしょうか、より多くの方々が利用できるという角度で考えれば、やはり問題はあろうと思うんですね。こういう利用方法でいいのかどうか。恐らくほかにも、そういう形をとっている利用の仕方があると思うんです。これを端的な例としてひとつお示ししながら今後検討していただきたいのは、回転をしていくということと、より多くの方々に利用してもらいたいということと、あと、入っている方々の受け皿というんですか、どちらが重要かという角度かもしれないですよ。どちらかという、例えばできないかもわかりません。それで、私はやっぱり、どちらかという、公平という角度もかなり考えていかないと、これからふえていけば、余計回転していかないと、いつになったら私は行けるんだろうかという、そういう方々がふえてくるのは非常に申しわけないと。同じ税金を

払って、たまたま外れたとか、当たったとかいうことで、かなりの期間利用できる、できないということが出てくると、それでいいのかという、当然素朴な疑問として出てくると思うんです。そういうところでの利用の仕方についてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 田原議員さんから毎回の質問で、非常に市民に密着した質問をいつも受けまして、私たちが非常に勉強になっているところでございますが、この公平性という問題につきましては、私どもも、この特養老人ホームにしても同じことが言えるわけなのでございますが、一たんこの施設に入ったり、このグループに入りますと、どうしてもやむを得ない事情でおやめになるとすれば、施設に入るとか、または御不幸なことがあってか、どちらかぐらいいですね、実際には。こうすることで、これを1カ月置きにするか、または3カ月置きにするかとか、今立川の至誠の場合には3カ月というようなことで、厚生省のモデルケースというようなことで、痴呆の場合にあるわけですが、何らかの形を考える。その前に努力をして、この枠をふやすということは、これはもちろん、努力をしなきゃいけないわけですが、しかし、常に追い駆けっこに近い状態が続くんじゃないかと思しますので、この点を今ここで、こうしますとかということを申し上げられませんが、やはり抽選であったものが漏れた方については、その何カ月後にどうするかとかいうようなことを少し検討してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 先ほど、老人ホーム等との話でも比較として出たんですが、ちょっと老人ホームに入った方々と比較は難しいというか、次元が違うのかなという感じがするんですね。これはあくまでも居宅で通っている方々のそういうサービスですので、老人ホームなんかと一緒に考えてもらって非常に困るんですが、そんな意味で、非常にそういった意味では、現実には不公平感が出ているのが現実ですので、そういうところをじっくりと御検討をお願いをしたいということで、これは課題としてぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上、何点かにわたりまして、高齢者の方々が安心して暮らせるように市の施策を伺ってきたわけですが、どれもこれももちろん、お金のかかる事業ばかりでございます。したがって、今こそ発想の転換を図りながら、より必要な事業にお金を回すという柔軟な、かつ大胆な決断が必要だろうと思います。どうか優秀な職員の皆さんの英知

を結集し、他市におくれることなく、時代を先取りした施策を実現していただきたいことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって4の1、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように市の施策を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は9月11日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時19分 散会

9 月 11 日 月曜日 (第 3 日)

平成 7 年
第 3 回定例会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第 20 号)

9 月 11 日 月曜日 (第 3 日)

出 席 議 員 (29 名)

1 番	江 口 和 雄 君	2 番	佐 藤 洋 二 君
3 番	菅 原 直 志 君	4 番	渡 邊 馨 鴻 君
5 番	吉 富 正 敏 君	6 番	小 島 久 君
7 番	小 川 友 一 君	8 番	森 田 美津雄 君
9 番	佐 瀬 昭二郎 君	10 番	中 谷 好 幸 君
11 番	沢 田 研 二 君	12 番	田 原 茂 君
13 番	宮 沢 清 子 君	14 番	執 印 真智子 君
15 番	土 方 尚 功 君	16 番	天 野 輝 男 君
17 番	奥 住 日出男 君	18 番	橋 本 文 子 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	内 田 勲 君	22 番	馬 場 繁 夫 君
23 番	夏 井 明 男 君	24 番	黒 川 重 憲 君
26 番	旗 野 行 雄 君	27 番	小 山 良 悟 君
28 番	一ノ瀬 隆 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠 席 議 員 (1 名)

25 番 福 島 盛之助 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
業 務 課 長	山 田 政 男 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成7年9月11日(月)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時9分 開議

○副議長（宮沢清子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

日程第1に入る前に、理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（前田雅夫君） それでは、説明員の変更につきまして御報告を申し上げます。

土方重男水道部長でございますが、本日から病気のため、入院加療中でございます。

本会議を欠席いたしますので、よろしくお願いいたします。かわりとして、水道部山田政男業務課長が出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） これより日程第1、一般質問を行います。一般質問5の1、多摩川苑福祉ゾーン計画の進捗状況について問うの通告質問者、奥住日出男さんの質問を許します。

〔17番議員 登壇〕

○17番（奥住日出男君） 議長から質問のお許しが出ましたので、多摩川苑福祉ゾーン計画の進捗状況について質問いたします。

御案内のように日野市の保健福祉計画が平成5年度に作成されまして、現在、事業の実施に向けて作業が進んでいると思いますけれども、この中に日野市（仮称）多摩川苑福祉ゾーンを整備するという計画がのっております。この計画の進捗状況が保健福祉計画全体の推進にも大きく影響いたします。同時に福祉部の日常業務を考えますと、この進捗状況いかんによっては、好影響も与えますし、あるいは悪影響も及ぼすという、こんなことを考えながら、今回一般質問として取り上げたわけでございます。今回一般質問いたしますこの内容につきましては、平成4年の第4回定例会の中でも、基本的な考え方を聞いておりますけれども、あれから3年近くが経過をいたしまして、御承知のように日本経済の状況が余り芳しくない、こういうことから、財政危機が叫ばれている。果たして計画どおり進捗するのかどうか、こういった不安も感じながら取り上げたわけでございます。具体的には、3点に絞って質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、事業は計画どおり進められているのかどうか、お聞きをしたいと思います。前回質問したときには、平成5年度、平成6年の4月から事業の実施に入っていきたい、という福祉部長からの答弁がございました。当時は、いろんなネックがご

ざいまして、用地の取得の問題とか、あるいはその他、あそこはもう区画整理地域に入っていましたから、そういったところの見直し等々がございまして、用途地域の変更等が多くのネックとなっておったわけでございますけれども、どうやらクリアをされたようでございます。したがいまして、現在どんな形でもって進められているか。特にこの事業計画を推進している担当部署、これはどこがやっているのか。同時に、職員として、専従職員かなにかを置いているのかどうか。当時は、用途地域の変更とか、あるいは用地の買収等々がありましたから、庁内にそういったプロジェクトチームをつくって、推進をしていたという経過がございましたけれども、現在はどうなっているのか。それと、用地の取得状況がどの程度進んでいるのか。聞くところによると、3割程度進んでいて、あの土地は今、一部市民農園として活用されているように聞いておりますけれども、使用料等どうなっているのか、その他も含めてお答えをいただきたい。

それから2問目は、事業の実施に向けて、財政計画に支障はないかどうか、お聞きをしたいと思います。平成4年の質問のときには、用地の取得に約88億円かかりますと。さらにゾーンの中にいろんな施設をつくるのに約90億。完成した暁には、施設の運営管理に年間16億、これは概算ですけれども、こういった数字が示されたわけでございます。果たしていろいろと市の財政事情等考えまして見るときに、本当にこれは計画どおり進むことができるのかどうか。12年度までというタイムスケジュールはございますけれども、大変心配な面がございます。これを2点目。

最後の3点目は、こういったところを踏まえますと、事業計画について、もう見直しを迫られているんじゃないか。果たして計画どおりできるのかどうか。私は計画どおりできないんじゃないかというような気がいたします。そこで見解を伺いたいと思います。当時は、市長の方から緊急課題として、特別養護老人ホームを100ベッドどうしても確保したいんだ、という考え方が示されております。御承知のように、今120人程度の入所待ちの方がいらっしゃるというふうに聞いておりますし、500人ぐらいの寝たきり老人が市内には常時いるんだという、こんな情報も届いているわけでございますけれども、緊急課題ですから、2年も3年もほうばっておくわけにいきません。本当にできるのかどうか、この辺をお伺いしたいというふうに思います。それと、見直しを迫られているという状況の中で一番ネックになるのは、やはり財政的な面でございまして、ゾーン内の施設、いろいろと保健福祉計画の中では書かれておるわけでございますけれども、福祉事業団の事業運営を考えますと、果たしてどんな運営がいいのかどうか。公設公営で実施をするのかどうか、あるいは民設民営になるのか。土地は市が提供する

としても、すべて民間に委託するという、そういった考えがあるかどうか。私は、民設民営がベターではないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、考え方としては、これは本会議の中でも各議員の中からも、過去何人もお話がされていますように、民間施設のベッドを確保するという、これも一つの検討課題ではないか。1床当たりの価格が、これは永久的に使えるわけですが、高くても1,000万、かなり悪い言い方をすれば、値切れば七、八百万でできるというようなことも聞いております。50床ということになれば、これは5億というような数字でできるわけですし、果たしてその辺のところを勘案した場合に、こういった考え方があるかどうか、この辺をお答えいただければというふうに思います。

以上、3点について質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君） 奥住日出男さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 多摩川苑福祉ゾーンの関係で3点の御質問を受けました。順番を追って御回答申し上げます。

まず1点目の、計画どおり進められているのかという件でございます。多摩川苑福祉ゾーンにつきましては、平成3年8月に日野市老人福祉協議会から答申をいただきまして、平成4年3月には、多摩川苑福祉ゾーン計画整備構想調査が発表されております。またそれから、福祉部を中心に各関係課によります庁内の委員会で検討を重ねまして、平成6年3月に日野市多摩川苑福祉ゾーン基本計画を策定してきたところでございます。この中で、日野市多摩川苑福祉ゾーン建設基本計画といたしましては、用途地域指定の変更の問題、それから指定の容積率の変更の問題、それから周辺の道路体系の見直し、こういうような問題が基本的な課題として挙げられているところでございます。これらの課題につきましては、現在取り組んでいるところでございますが、まず用途地域の変更について、平成8年ごろを予定してまして、第一種中高層住居専用地域に変更するため、東京都への申請準備をしているところでございます。これと並行いたしまして、指定容積率も100%から200%へ指定変更いたしまして、施設建設の要件を満たす水準を確保する考えであります。道路体系の見直しにつきましては、用途地域の変更が済み次第、基本設計に入り、ゾーン内の道路の一部廃止及び外周道路の新設など整備事業関係の手続も合わせて行っていきたいというふうに考えております。

日野市保健福祉計画では、平成8年度までに設計を済ますこととなっております。そ

れに向けて最大限の努力をしていきたいと考えております。用地の取得につきましては、多摩川苑福祉ゾーンの総面積2.1ヘクタールのうち、現在4,226平米を取得しております。総体的には約20%という段階であります。それから、ここの担当課といたしましては、老人福祉課が担当しておりまして、特別にこれ専門の職員というものは、今現在はありません。準備が進む段階においては、そういうものが必要になろうかと思っております。

それから、市民農園というふうにおっしゃられましたが、実はあれは老人農園でございまして、今回118区画をつくりまして、この7月から老人に開放しておりまして、老人農園につきましては無料ということでやっております。

それから2番目の、財政計画はどうかという御質問でございますが、用地取得につきましては、今申し上げましたように、今後残りの約80%の取得については、地主さんの意向もありまして、経済状況の悪化などで若干おくれるかとも思いますが、現状では市の借地ということに今残りはありますので、事業の進めることについては、妨げにならないのではないか、進められるのではないかとというふうに考えております。

また、多摩川苑福祉ゾーンの特別養護老人ホームを初めとする各種の施設建設については、日野市保健福祉計画で、平成9年度から平成12年度までに、ということになっておりますので、この計画の実現に向けまして、これも努力をしていく考えであります。

最後の3番目の質問でございます。特別養護老人ホームについては、この日野市保健福祉計画との整合性を図る中で、当初100床ということでスタートしておりますが、待ちの人や、いろいろのことを考えた中で、もう少し規模を大きくしたいというふうには考えております。それから、特別養護老人ホームの建設整備にかかる経費につきましては、今現在では、42億2,000万円ほどを見込んでおりますが、この建設につきましては、また運営につきましても、今どんな運営がよいかという御質問でございますが、必ずしも公設公営ということではなく検討すべきというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。1点目の、計画どおり進められているかということについては、今の御答弁だと、計画どおり進めていくというようなお話ですが、担当部署も、老人福祉課の今の仕事量なんかを聞きますと、本当に大丈夫なのかなというような気がするんです。並行して日常業務とこういった大事業を専従を置かないでやるということが、いろんな職員から話を聞きますと、市内にはいろんな、

浅川苑だとか、栄町のサービスセンター等々があるわけですが、本来ならば、そういうところで相談等々が受けられるのが一番ベターなんですが、市民の方、そういうことわかりませんから、すべて老人福祉課の方に問い合わせが来るという、それで日常活動の中でも大変大きなウェートを占めているというようなことを聞いていますし、何としても早くこのゾーンを計画的に、例えば特養なら特養を早く100床、今部長のお話だと、100ベッド以上だということですが、そういったものをつくって、その中でそういった老人のこととか、あるいは市民の相談事業、こういったこともやらうことが、老人福祉課としては、また違った仕事にも手を出せるということで、何かお話を聞きますと、随分悩んでいるように私は受けとめました。ただ、担当部署は老人福祉課です、というだけじゃなくて、大きな事業ですから、ましてや国も都も大変社会的に大きな位置づけの中で進めている事業ですから、何としてもその辺のところを整理してやっていただきたいというふうに思います。

それから用地の取得状況、今20%ということですが、これが何とか大丈夫そうだというような今の御答弁でございます。ぜひ計画的に進めていただきたいというふうに思います。

ゾーン内の施設の建設費、これもまだ計画ですから、こういった形でやるということですが、問題は、3点目の事業計画の見直し、本当にこれ、できるのかなというような不安が先に立つんですが、これは再度また部長でも市長でも結構ですが、本当に今の事業計画でできるんですか、これをお聞きをしたいと思います。

それで、運営ですが、私は公設公営でというふうに言ったのは、浅川苑の特別養護老人ホームを建設するときに、委員会の中で附帯意見がつけました。これはどうしても公設公営では、将来、相当人件費がかかる、パンクしてしまいますよと。そういうおそれがあるから、何としても民設民営でやらしてもらえないかという、かなり委員会でも時間かけて審査をいたしました。その結果が、附帯意見をつけて、将来的にはというよりも、民設民営でやってくれという附帯意見だったんですが、結果的には、御承知のように公設公営になっている。当時のその不安が当たったと言ったら語弊がありますけれども、平成6年度の福祉事業団の決算を見ますと、支出の決算が10億869万というような数字になっております。このうちの人件費が、臨時を除いて58%を占めているんです。今職員が110名おります。1割が市の職員の割合ですが、全体で約58%を占めている。臨時職員が聞くと、110名に対して、46名いるということですから、それらの方々の人件費を入れますと、もう6割は超えてしまう。

人件費が6割を超えるという大変な数字になってきてしまっているわけです。職員の方は今、若い方が派遣をされております、出向という形で。これが5年たち、10年たちますと、それなりの年限に達しますから、人件費というのはどんどんアップするという。こういう将来のことを考えますと、果たして公設公営というのはどこまで続くのか。

ちなみに浅川苑の特別養護老人ホーム、それから栄町のサービスセンター、これだけの人件費を見ると、62%というふうな率になっております。しかも職員が全体の66%を占めているわけです。今部長の御答弁だと、公設公営がいいのか、民設民営がいいのか、あるいは公設民営がいいのか、それらも検討課題だろう、というような御答弁ですけれども、私どもが危惧をいたしましたこの人件費の問題が、不幸にもこういう形で今、財政を圧迫しているという、こういう状況下にあるわけでございます。日野市の今高齢化人口、9月1日現在で、65歳以上ですけれども、1万5,805名ですから、全体の比率としては9.6%ということで、まだ10%になっておりませんけれども、間もなく10%は突破いたしますし、70歳以上も6.6%というふうな率になっておるわけでございます。こういうことを考えますと、早くこの福祉ゾーンは整備をしてもらいたんですが、できました、ただし、運営するときにえらいお金がかかってしまうという、こうなりますと、大変なことになるわけですね。したがって、そういった基本的なことを市長が今どう考えているのか、果たして今のままでいいのかどうか。私は、この事業計画の見直しがされるんじゃないか、しなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点について御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の、特に集中されている部分であります、いわゆる今日、福祉事業団方式で運営を行ってまいっております、あるいはこれからまた多摩川苑福祉ゾーン等の計画のこともあわせ考えまして、土地を提供するという原則は、施設をつくる一番スタート要件でございますので、これをなるべく市が確保して提供すると。現在、日野市の福祉事業団、社会福祉法人ですから、本来は、一般法人並みにすべて公費、国費あるいは都費、いわゆる民間法人と同じ基準で給付されるということを私は大原則として考えてきた経過もございますし、またこれからもそうあるべきだというふうに願っております。二元的に経営方式を分けた理由は、そういうねらいであるわけでありまして、公設公営とか、公設民営とか、そういう言い方も伴っておるわけではありますが、将来は法人立の法人営である、こういう段階に到達することがねらいである、というふうに考えてきておる次第であります。

今御質問の、特に多摩川苑福祉ゾーン計画、これは用途地域上の課題解決もありますし、また区画整理事業としての事業計画の変更も伴っておるわけでございまして、私もなかなか進まないことに、本当にもっと何か方式を考えなければならない、こんなことを常に責任として感じておるところであります。事業計画の見直しという御質問でございますから、事業計画は絶えず現実に合うような形で見直していくということは、当然だというふうに思っておりますし、特に財政上の将来像を描いて、無理のないような運営方式を打ち立てるということは、すべての仕事に共通する大切な地方自治体としての課題である、というふうに考えております。したがって、事業計画の見直しも十分条件に沿って適切な変更を加えていくことはもちろんでありますし、将来の福祉社会を考えます場合に、せっかくいい制度として活用できる方法がいろいろあるのではなかろうか、こんなふうにも検討を続けておるわけであります。

具体的に、特に御指摘の、現在の公設公営というふうに言われる浅川苑の運営方式が、決して最善だというふうには考えられません。もっと意識の改革もしなければなりませんし、運営上の実現性についても手を加えるものが多々あるということは承知いたしております。抽象的ではございますが、それぞれのあるべき姿を目指して、また日野市として実施可能な条件もあわせ考えながら、具体的な取り組みに一步一步重ねていきたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。私ども、議員という立場で要求する側におりますから、こうしてほしい、ああしてほしい、というようなことを言うわけでございますけれども、市長も今御答弁されましたように、この多摩川苑福祉ゾーンを初めとする福祉事業団の事業運営そのものが、大変難しいところにきているなというような感じが受けとめられました。非常に難しい状況下にあるということは、これはだれでもわかるわけです。ただ、保健福祉計画が平成6年度から平成12年度までというタイムスケジュールの中で進んでいますから、これを今、わかりました、すぐ計画を変更しましょう、とかいうことは言えないわけでございますけれども、少なくとも多摩川苑については、平成3年ですか、土方英世さんからの土地の提供がありまして、かなりの年月もたっておりますし、周囲の承知をしている方々が、あの土地はどうなっているんだというようなことにもなりかねないし、市民というのは、計画を立てますと、すぐできるものだと思うし、つくってほしいという願いも含めて、そういう感覚になりますから、ぜひそういった進捗状況については、適宜タイムリー的な情報をいただきました

いというふうに思います。

福祉部長にちょっとお聞きしたいんですが、私ども議員サイドから言うことというのは、ある程度理想的なことも含めて、格好つけながら、こうだろう、ああだろうというようなことを言っているし、さらには、提言も含めて、こう言ったらどうだろう、こういうふうにしたらどうだろう、こうならないのか、ということも言っているわけでございますけれども、実際に担当課として担当課の職員が、この多摩川苑の福祉ゾーン計画についてどんなふうにお考えになっているのか、部長として、職員の今の感じ方ですね、どんなふうを受けとめているのか、で、仕事をしているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

と申しますのは、御承知のようにこの保健福祉計画というのは、多摩川苑福祉ゾーンの占めるウェートというのはかなり高いんですね。ですから、これの進捗によっては、大幅に進むこともできるし、大幅におくれてしまうことにもなる。大きなウェートを占めているわけでございます。私どもがというより、私が福祉部のそういった担当の職員等々に聞きますと、あるいは福祉事業団の方も含めて聞きますと、非常に難しいと。この多摩川苑福祉ゾーンの計画は、果たして12年度までできるのかどうか心配です、というふうなことを聞いておりますので、実際に上司として、職員の仕事ぶりを見ているだろうし、気持ちもつかんでいると思いますから、どんなふうにもこの問題を今担当課の職員が考えているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 先ほどの3点目の質問のときに、一つお答えをするのを忘れていましたが、民間のベッドの確保の件、これもこの計画とも何らかの関係があるわけですが、これにつきましても、できるだけ確保に努力をしていきたいというふうに当たっているところでございます。

担当課の職員がどのように考えているか、12年度までにできるのか、いろいろのこの考え方をということでございますけれども、この保健福祉計画に沿った形でとにかく最善の努力をしようということにつきましては、担当の課の職員も承知をしているところでございます。しかし、これが具体的に動き出すには、やはり準備委員と申しましょうか、担当の者を決めたり、そういうような形でいきませんと、なかなかこれは進められないというような話し合いをしております。こういうものの仕事だんだん多くなる状況に合わせて、準備委員といいましょうか、設立準備委員といいましょうか、

そういうようなものが必要ではなかろうかと。それから、この特別養護老人ホームなりを計画どおりに進めるということの中で、先ほども話のありました、公設公営でない方法の場合にはまた、その準備やなんかの状況も大分変わってまいります。公設民営の方法であればまた、変わります。それ以外の場合でもあるとすれば、またそれは相当内容が変わるというようなこともございます。それらの状況をできるだけ早く煮詰めまして、そして準備委員なりを置くようにして、この計画がスムーズに進められるように頑張っていきたい、こういうふうな考えでおるというふうにご考えております。

○副議長（宮沢清子君） 奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。多摩川苑福祉ゾーンの計画、計画どおり進められているかということについては、計画どおり進めていきたい。いろいろとネックもあるけれども、適宜ケース・バイ・ケースでもって、いろんな考え方を導入しながら、というような御答弁、あるいは市長が、見直し等についても、これは完全なものじゃないんだと、いろいろと途中で設計変更等々がありますから、そういったところも柔軟に考えていきたい、というようなことで、まだ計画途上ですから、今、できないだろう、できるのか、というような問答はしたくありませんから、私としては、きちっと計画どおりできるのかなという危惧を持ちましたので、いろいろと質問をしたわけでございます。ぜひ、実現に向けて御努力はもちろんのこと、先ほど申し上げましたように、タイムリーにこういった大きな事業等については、病院の問題もそうですけども、議会なり、あるいは委員会の中で聞く前に、いろいろと報道、あるいは報告をしていただきたい、こんなふうに、これは要望しておきます。

先ほど申し上げましたように、日野市の高齢化人口、9.6%という数字でございますけれども、70歳以上の方が1万800人を超えたというような、9月1日現在ですね、数字になっているわけです。今、お年寄りがかなり多くなって、市内どこへ行っても、留守番しているのはお年寄りかお子さんだという、こんな状況にあります。おとといですか、地震の予言だということで、かなり真剣に考えて、1万円札を一生懸命崩しているお年寄りがいたんです。何でそんなに細かくするんですか、と言ったら、お嫁さんから、1万円だと、地震があつてどこかへ行ったときに、スーパーへ行ってもおつりがない。だから細かくして、何かあったら、その細かいお金で買いなさい、こんなことを日常、いろいろ指導されているみたいなんですね、話がされている。お年寄りが外に出て、お年寄り同士の会話ができればいいんですが、なかなか今、外に出るお年寄りは少なくなっています。もう限られている。いろんな施設でもって、地区セン

ターかなんかでもって歌をやったり踊りをやったりする方は、ほんのもう一握りのお年寄りなんですね。だんだん外に出なくなる。それが進むと、口もきかなくなって寝たきりになる。こういう方を「閉じ込め症候群」と言うのだそうです。これが今、日本の大きな社会的な問題になっていまして、非常にふえてきているということです。こういう方が1人でも少なくなるように、こういうゾーン計画というのは、1日も早くやらなければなりませんし、当然都の方からの補助金が出れば、サービスセンターも併設しなきゃならないという義務づけがございますから、この間も質問がありましたように、今、浅川苑のサービスセンター、あるいは栄町のサービスセンター見ても、デイサービス、これも1年以上待たなければいけないというような数字が示されておるわけでございます。家族も何とかお年寄りのそういった話し合い、あるいはお年寄り同士のそういう触れ合いの場を設けてあげたい。でも地域ではなかなかできない。したがって、行政の方をお願いをする形になるわけですが、それさえもできないというような状況下でございます。在宅看護の保険の問題とか、今大きく国を挙げてのいろんな施策が講じられているわけでございますけれども、少なくとも市民に不安を与えないようなこういった計画はきちっと進めていただきたい。少しでも、我々が心配するならともかく、担当部署の方が、いや、難しいですよと、今の財政事情を考えますと、本当に12年度までにできるのかどうか心配になる、というような、こういった声が聞こえる昨今でございますから、それは担当部長としても、市長としても、そんなことはない、きちっと計画に従って仕事はやっています、というのは当たり前です。我々もそう信じておりますけれども、やはり本音がそういうところに出てくる。それだけ職員の方も、いいかげんであれば、大丈夫ですよ、というような形になると思うんですよ。心配をしているからこそ、早くこういった施設をつくらなければならない、こういう考えがあるからこそ、そういった本音が出るわけでございますから、どうかそういったところをよく把握しながら、具体的にきちっとしたものをを出していただいて、心配しなさんなど、福祉ゾーン計画についてはきちっとやるし、保健福祉計画も、計画にのっとって計画どおりに進めていく、というふうに理事者側の口から大きな声でもって言っていただいて、我々に安心感を与えていただきたい、このことをお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって5の1、多摩川苑福祉ゾーン計画の進捗状況について問うの質問を終わります。

一般質問6の1、容器包装リサイクル法への取り組み等について問うの通告質問者、

馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（馬場繁夫君） それでは質問をさせていただきます。

厚生省では、平成5年5月より、生活環境審議会、廃棄物減量化再利用専門委員会におきまして、廃棄物の減量化再利用の促進につきまして検討を行い、その報告書によりますと、一般廃棄物の中で、容積が6割、重量で約3割と、大きな割合を占めている容器包装物につきまして、事業者、消費者及び市町村の三者のそれぞれの適切な役割分担によるリサイクルシステムの導入を提言しているところであります。また、通産省の産業構造審議会からも、資源の有効利用を図る観点から、容器包装廃棄物について、市町村が分別収集を行い、事業者がリサイクルを行うことを提言してまいりました。そして容器包装ごみリサイクル法が可決され、6月16日に交付されたわけであります。容器包装廃棄物につきましては、消費者、市町村、事業者それぞれの責任を分担するシステムであります。消費者は、分別収集に協力していく。そして市町村は、分別収集を行っていく。そして事業者は、市町村が分別収集した容器包装廃棄物をみずから、または指定法人や、リサイクル事業者に委託し、再商品化するという内容でございます。そして、この交付の6カ月後に政・省令で基本方針が示され、その基本方針に基づき、市町村が分別収集計画を立案、実施するものであります。今後、このリサイクル法改正に伴う行政の取り組みについて、今後どのような方法で行っていくのか、今後の方針等について、まず1点目はお伺いいたします。

2点目としましては、日野市一般廃棄物処理計画でございますが、これは日野市が今後10年間で行うごみ事業を定めたものであります。平成7年より10年間、平成16年度を目標年度としておるところでございます。そして大きな施策の体系としては、発生の抑制を促進すると。そして二つ目には、リサイクルの推進によって、循環型社会を形成していくんだと。そして三つ目として、適切なごみ処理を行うと、この大きく三つの施策体系からなっているところでございます。この日野市のごみ事業基本計画の今後の具体化についてはどうお考えになっているのか、その今後の対応についてお伺いいたします。

そして第3点目としましては、多摩地域ごみ減量リサイクルの促進に関する広域的な取り組みのことでございます。三多摩地域の27市の市長で構成する都市市長会は、緊急課題となっているごみの減量と再資源化を進めるため、多摩地域ごみ減量リサイクル推進会議などを、広域的組合を設置することを決めたわけでございますが、今後、こ

れは市長にお伺いしたいんですけど、広域的なごみ行政の取り組みについて、市長の基本的なお考え方をお伺いいたします。

まず、以上3点についての質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、今後、容器包装リサイクル法にどのように取り組みを行うかということでございます。この法律は、正確には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」というふうになってございます。これを通称「容器包装リサイクル法」というふうに、わかりやすくいいまいしょうか、一般的なお話を進めているところでございます。この法律は、御質問の中にもございましたように、6月の16日に交付されまして、6カ月以内に施行するということでございますから、12月の15日までに施行されるであろう、このようになるところでございます。

この御質問の、この法律に市がどのように対応するのかということについてでございますけれども、現在、7品目の資源物の回収事業を実施いたしております。このうち、容器包装に係る品物といたしましては、缶、瓶、段ボール、牛乳パックなどがございます。法律の規定からは、法律に合わせて分別収集を実施するか否か、これは自治体の裁量である。現段階ではそのように解釈できます。そこで、現行の資源物回収事業との整合性、また新しい経費の発生の有無、事業実施の可能性などを踏まえた判断が必要になろうかと思えます。現段階、政令あるいは省令が制定されていない今の時点で、この判断をするために、今申し上げましたように、正確な情報がまだございません。最終的な判断がつかないという状況でございます。

ただ、この法の制定の背景を見ますと、先ほどの生活環境審議会の方の答申にございまして、厚生省を中心にしまして、いろいろと法制定に向けての調整がなされたというふうに聞いております。最終的には、この法律は大蔵省、それから通産省、もちろん厚生省を含めますが、環境庁、農水省、この5省庁が対象になるということでございまして、それらの省庁間の調整というものがかなり難航したように聞いてございます。その間、東京都では、法の制定が困難ならば、独自の制度を打ち出していきたい、こんなような意思表示もございました。そのような背景の中で、この法律が施行されたということでございます。このような経過を見ますと、やはりごみ処理の第一線でございます各自治体といたしましては、言葉を変えれば、待望の法律である、このように思われるところでございますので、財政上の問題等も十分考慮しながら、今後、実施に

向けて最大の努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから2点目でございますけれども、私ども昨年度、ごみ処理計画が出されました。今後のごみ処理、どのような形で取り組むかということが、その計画の中でうたわれるわけでございますけれども、当面、毎年1人当たりの計画でございますので、ごみの増の抑制ということが一つの目標になるわけでございますが、現段階、当面、今まで住民1人当たり1日の排出量、これが6グラムずつ、年々ふえているという状況がございますので、これらにつきましては、1990年度までに、この伸びをゼロにしていきたい、このようなことが当面の目標でございます。で、その目標の達成のために、何といても、これはまた排出の主体でございます市民の方、あるいは事業者の協力が必要となってまいります。そのために、市の啓発活動の充実強化、あるいは市民の自治意識の高揚、事業者の自己処理責任徹底、このようなことを積極的に取り組んでいかなければならない、このように思うところでございます。

それから3点目の、広域的な取り組みでございますが、市長の基本的なということでございますが、私どもの方から、この広域的な取り組みについて御説明申し上げます。これはかねてからごみの発生量の抑制、あるいは資源化の促進ということにつきましては、多摩地域の市町村が広域的に一つとなって取り組む組織が必要である、これは各市町村から挙がっているということでございますけれども、私ども各部長で構成いたします東京都清掃協議会、これがございます。これが、この問題につきましては広域的に取り組むの必要があるんだということの意見を多摩自治調査会の方へ出しまして、これを受けまして、多摩自治調査会の方で、これを具体化しつつある、こういうことでございます。この内容につきましては、これはまだ確定ではございませんけれども、この組織の内容は、多摩地域の首長でございますけれども、これで構成する協議決定機関、多摩地域ごみ減量リサイクル推進会議というものを構成します。それから次に、市町村自治調査会が中心となりまして、これは調査研究、連絡調整、これを担当する多摩地域ごみ減量リサイクル推進室、これを設けます。それから次に、学識経験者、市民団体、業界団体、自治体の職員、これは関係する職員でございますが、などで協議、提案を行う多摩地域ごみ減量リサイクル推進懇談会、こういうもの、三つの組織から成り立つということでございます。この広域的な組織が取り組む事項というものにつきましては、長期的な視野に立って、多摩地域の市町村の今後の課題としてのごみの減量、あるいはリサイクルの推進のための新しいシステムの構築、技術開発、施設整備、それから普及啓発、再生品の利用促進、また国・都、あるいは事業者の業界、こ

ういうものに働きかけを行っていくと、このような形で組織をする準備ですね、これを本年10月を目途に現在準備中であると、こういうことでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。市長から最初は答弁いただけませんでしたんですけど、今部長に3点につきまして答弁いただきまして、まず今回の法律改正に伴う諸問題も確かにありますけれど、特に今回、製品をたくさん使う人と、少ししか使わない人、それによって環境汚染を防止していく費用を負担する仕組みがちょっとできていないという大きな問題点も指摘されておりますことは承知のとおりです。また、廃棄物収集にかかる費用が税金で賄われていくと。そういう意味では、公正性を欠くという、利益者負担の原則に反しているんだと。また、ドイツやフランスに比べても、企業の費用負担が総体的に軽くなっていると。そういう意味でまた、企業責任が不徹底されているんじゃないかという指摘の声もあるわけであります。さらには、リサイクルをする前に取り組むべき再利用というんですか、例えばドイツでは、牛乳瓶を除く飲料容器の再使用率というのが、全国平均で74%あると言われておりますし、日本においては、一升瓶やビール瓶などの飲料水の瓶などが、約41%がリサイクルされているんだと。この法律改正によりまして、一方ではたくさんつくって、たくさん消費しているというか、そういうような危険性にもなるのではないかという心配点を指摘されておるところでございますが、今回の法律によりまして、消費者、そして行政、事業者の大きな役割分担がされまして、そういう意味では、多少企業のリサイクルの義務というのが明確にされたまず第一歩であるということの内容かと思います。そういう意味では、今後、この法律に従って、行政がどう積極的に進めていくか。特に収集業務については、具体的な今後のプロセス等はございませんでしたが、今後、具体的にその計画をどう行政が進めていくのか、どういうプロセスで進めていくか、その辺のことについてちょっと、大枠で方向性が明確になっている部分についてはお示しを願いたいと思います。

それと同時に、一番大事なことは、ただ行政が一方的につくるだけでなく、出す側、要するに市民の皆さんの意見なり、出し方等についても、十分配慮しながら、それをどう新しいシステム化していくか、この辺が一番大きな今後要因になってくると思いますが、この辺も含んで、行政の今後の取り組みの具体的な計画性を、どういうふうな計画を進めていくんだというですね、そしてまだ、正確な内容については方針が出てい

ませんけれども、大枠としての取り組みの方針というか、方向性は、もう内部的に検討されているかと思いますので、その辺のプロセスをお伺いいたします。

それから2点目の、ごみ減量計画につきましても、大枠として説明がありましたが、特にこのごみ減量計画には多大な費用がかかってくるんですね。どうしても最終処分場の延命化という部分に焦点を当てた中での基本的なごみ行政の計画になっておりますので、果たしてこの計画が今の日野市の財政状況の中で、十分対応できるか、非常に心配もあるんですけれども、その辺の絡みで、この計画と行政との整合性というか、それについてどうなっているのか、ちょっとお伺いいたします。

それから3点目の、広域処分についての基本的な行政の考え方というのが、部長答弁いただきましたが、市長について改めて広域ごみの行政について、市長は今後どういふような方針をもって取り進めていこうかという、市長の基本的な考え方をお尋ねいたします。

以上、3点についてお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 再質問の1点目でございますけれども、この容器包装のリサイクル法の施行の今後の日野市の課題ということになるわけでございますけれども、私どもといたしましては現在、市内で7品目の資源物を分別収集をいたしております。一口に申し上げて、これから新しく、今一番課題でございますプラスチック類、つまりペットボトル、あるいはその他のプラスチック製品ということになるわけでございますが、これらの分別収集をいかにしていくかということになるわけでございます。このプラスチック類の問題が、当面日野市としては大きな課題になっていくことでございます。現在、プラスチックにつきましては、再利用といいましょうか、再資源化の技術的な開発がいろいろございますが、まだ研究途上である。一つには、油化、油に戻すこと、それから固形燃料化、あるいは直接溶融、まだ幾つもの方法が考えられるわけでございますけれども、これらが日野市にとってはどの方法が妥当なのか、適当なのかということが課題になっていこうかと思っております。その他の7品目につきましては、現在の回収のルート、それから再資源化のルートを維持していけば、これは事足りるだろう。

ただし、現在238カ所の資源回収でございますけれども、これは審議会の答申にもございまして、500カ所を目標にというような御意見もございましたので、それらに向けて、まず場所を再検討していくということもありましようけれども、いずれにしても、このプラスチックをどう回収し、どのような形で再資源化へ向けてルートをつくっ

ていくか、こういうことになります。今度の法律でいきますと、この市の方で分別収集いたしました資源物、プラスチック類に限りませんが、限定して申し上げますと、プラスチック類、これは市から搬出する場合には、資源化ルートにのせる場合には、第三者機関で経費負担をする、こういうことになります。ただし、市で分別収集、回収した場合には、これを減容するという、こういうことも考えられるわけでございますので、それらの施設整備の問題も出てきようと、こんなようなことから、今先ほどお答え申し上げましたように、財政上の負担を十分な検討をしながら、実施に向けての最大の努力、こういうお話を申し上げました。一口に申し上げますと、現在の収集ルート、プラス新しいシステム、これを手直しするという形の中で実施が可能である、こんなふうに思っております。

それから2点目でございますけれども、ごみ処理計画の中で、今後財政上の問題が出てくるだろう、こういうことでございます。現在、私どもといたしましては、本年度の予算もお願いして、今実施をいたしておるわけでございますけれども、ごみ処理計画に基づきまして、これから施設整備計画を考えていきたい。市のクリーンセンターの中のプロジェクトチームをつくりまして、これを今検討しているところでございます。このごみ処理計画、ごみ最終処理はもちろんのことながら、今後どのような形でごみ減量に向かっていくのか、こういうようなことも含めまして施設整備計画を設けていきたい、このように思っておりますので、財政上に、もちろん財政当局との協議も必要ですが、国からの補助金がもらえるものはすべていただいでいくということも含めて、今後十分な整備計画を設けていきたい、このように思っております。

以上でございます。3点目は、市長の方からお答えいただきたい。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、廃棄物の処理と再利用に関する法律が制定をされ、そしてそれをややまた具体化する目的をもって容器包装リサイクル法が施行された、こういう順序でリサイクル、あるいは資源の再利用方針が一応示されたということだと理解をしております。各自治体と申しましうか、多摩地域の市長会という立場におきましても、いろいろな、つまり三つの方式、懇談会、また推進会議、それから学者の意見を聞くといういろいろな分野に立ちまして、将来に対する取り組みを一步大きく前進をさせようということでもあります。

先日、私は、処分地の問題の御質問に答えて、まさにごみ問題が矛盾の真ただ中であって、なかなか減量運動、あるいは処理処分運動に対する、一方にまた環境の保

護運動も伴って、新しい方式が見出し得ない、こういう苦境にあるわけでありまして、それを秩序よく経済循環、資源の循環の中で解決をする手だてを見出さなければならぬわけですが、これまたなかなか基本的な問題にぶつかってくるわけでありまして、いろいろな工夫をしながら、新しい消費社会、あるいはリサイクル社会の構築ということで、いろいろな意見が交わされておると、こういう現況であります。哲学的に一番いいのは、自区内で完全処理ができれば一番いいわけですが、これも言うべくしてなかなか方策が見出せたという状況ではありません。目標を絶えずそういうふうに置きながら、手順を踏んで、まずごみを減らす、それから資源として再利用する。また、その再利用のルートをいろいろな形で開発をしていかなければならない、こういう情勢下にあるわけでございまして、日野市といたしましては、ストックヤードの確保をしたり、それから今実行しております資源物の品物を別に収集いたしまして、なるべく最終処分地に持っていくものを少なくするということと、資源化にはまた、どういう能率を考えていくべきかと。お金をつけて搬出を業者に頼むということでは、経済原理にもかなわないわけでありまして、決してまた能率の整ったごみ処理ということにはならないわけありますので、新しい方式、そして消費者の方々の理解を得るという努力を一生懸命やっていくと、こういう状況でございます。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。今、それぞれ答弁いただきまして、今度の法律が施行されて、それに対応して若干の手直しをしながらやればできるんだというような基本的な方向が出てまいりましたが、問題は、現在リサイクル回収団体が一生懸命リサイクルをしていくと、行政が回収システムつくると、こういう回収団体がなかなかやっぱり姿を消してしまうのかなあという、残念なのと同時に、何かシステムができると、一方では、システムができるまでは一生懸命システムづくりに行政も市民も協力はしていきますが、それが当たり前になると、リサイクルそのものの観点が薄れられて、一番心配していますのは、大量生産、大量リサイクル、そういう形に陥るんじゃないかという非常に懸念もあるわけですので、今後、日野市としては、その辺がないように、日野市の回収システムをつくる場合、十分市民の皆さんに理解をしていただいて、その趣旨を徹底というか、深く理解して協力していただいて、今後生活者が大量消費につながらないようにリサイクルすればいいんだということではなく、やはりごみを出さないという視点が今後深まっていくような行政の市民への意識高揚を図りながら、このシステム化に詰めていただかないと、非常に大変な方向になってしまう

など。もちろん、これは日野市だけじゃなく、全国的なそういう懸念も十分踏まえながら、行政は取り組んでいただきたいなど。その意味で、現在回収団体がだんだん減ってくると、そういう志向になりやすくなる心配点がありますので、今後この辺をどう対応していくかということを十分考えていただきたい。

また、現在、各自治会の中にゴミ減量推進委員がいるんですけど、それが形だけにならないように、それを今までのような形だけの対応でなく、もっと深めて各自治会の中でゴミ減量リサイクルの本質部分が理解していただけるような、もっと強い行政のリーダーシップを働きかけながら、市民の意識高揚をこれはあわせて、体制を踏まえながらしっかりとした収集システムをつくり上げていただきたい。この辺をもし一歩間違えると、本当に大量消費、大量リサイクルという一番最悪の事態になりますので、この部分が今後の一番大きな問題点になりますので、本来、この辺、もっと質問したいんですけど、後の時間がありますので、これについては強く要望しておきます。

それから前に、ごみの今、現状の処分組合から、将来的な計画として、溶融計画ですか、が出されたことがあるんですが、残念ながらそれが宙に浮いてしまった部分がありまして、またこの日野市の基本計画を見ますと、総体的に三百何十億の、一般廃棄物に関しての施設経費341億ですか、かかるというような大枠の計画が策定をされているんですけど、先ほど、これから実施的な計画を進めていきたいということですが、例えば灰の溶融施設が約50億円だと。もう大変な金額がかかってまいりますし、もちろん、最終処分場の延命化、より安全化を考えると、一つの方針として一部事務組合では、溶融炉を1カ所から17カ所ですか、つくって、今後の第2処分場の安全と、そして延命化を図っていこうというような大きな方針を平成4年ですか、たしか立てた経緯があるんですけど、それががちょっと断ち切れたようになりまして、今後余りにも日野市、各市町村にごみについての多大な財政負担がかかってしまうと。これはなかなか今の財政状況下の中では、各それぞれ市町村が対応し切れない状況になることは、もう目に見えておりますので、何か広域的に対応できるような、もっと積極的な働きかけをしていかないと、本当にごみの最終処分場の問題が解決できないという、さらに第2処分場の後の問題も出てきますから、何とかこの方法をもう少し具体化できるように市長も積極的に対応をお願いしたいと思うんですけど、この辺について、今先ほど部長の答弁の中にありましたように、東京都市町村自治調査会の中で、多摩地域ゴミ減量リサイクルの推進についての取り組みを今し始めたところですが、これで思い切った三多摩の共通した広域に対する協力体制というのは打ち出せるのかどうか、これに大きくか

かってくるかと思うんですけど、この辺の部分について、もう少し突っ込んで市長の基本的な取り組みと、今後どういうふうに具体化すればいいのか、その方向についてお考えをお伺いします。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 具体的な将来像を描くことができないので苦勞しているといえますか、矛盾が解決できない、こういう状況が、今当面している本当に厳しい局面だということでございまして、生産側からいわゆるごみにならない生活財の供給を義務づけると申しましょうか、あるいはそういうことに意識がめぐってこないと、根本的な解決は、つまり自治体のみが苦勞していると、こういう域を出ないわけでありまして、自由主義構造による経済成長、あるいは技術開発のみに集中をさせられた。今度は恐らく、学術も技術もごみにならないもので生活財をつくるということに大きく転換をする意識は大きく生まれつつあるわけでございますから、期待は可能であるというふうに考えるべきだと思います。その自治体間で、例えば処分場に固形化とか、熔融炉とかの方式の施設をつくるということも議論にはなるわけですが、じゃあ、そのエネルギーは何を用いるのかと。電気を使うわけにもいかないでしょうし、具体的には、高温で熔融のできる、いわゆる溶鉱炉のシステムは石炭コークスということになってしまいます。そうするとまた、その処分が大変な課題になってくる。したがって、議論はあるけれど、遅々として前進ができない、こういう事情になるわけであります。

窮して初めて矛盾が解決されるということも、これまでの文化の過程で経験をしたことでもあるわけでありますから、あらゆる科学技術、あるいは発想、また経済構造というものを十分考えながら、それぞれがばらばらに展開するのではなくて、やはり一致点を見出して、方向づけとなるということが、経済発展の一番の要点でなければならない。これは我が国の経済成長は、アジア諸国のまたリーダーにもなる立場でありますから、それらのことに十分、むしろ反省を加えながら、新しい消費生活奉仕といいたいでしょうか、リサイクル社会の構築をする。口ではそういうことが言えるわけでありますので、意識において、あるいは日常生活の行動において、みんなが意識をし、行動できる、こういう経験といいたいでしょうか、訓練をお互いが学ぶことが大切だと言われざるを得ないと思っております。抽象論で矛盾解決の論には当たらないわけでございますけれど、窮すれば通じるということがとりもなおさず、この問題を解決する一番の原動力になるに違いない、このようにお互いが意識し、頑張っていくことだろうと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） この問題は大変難しい問題で、なかなか具体策が出にくい問題でございますが、それにしても、現在のこの日野市の一般廃棄物処理計画、ごみ事業基本計画の中には、今市長が心配されています溶融炉については具体的に計画にのっているわけですね。ですから、このままでいくと、各市町村が溶融炉を使わざるを得ないという状況にならざるを得ない方向が今あるわけです。現に八王子でも、今建設中であります多摩ニュータウンの組合でも、今そういう方向でやっているところでございますし、これがまた各市町村にできたら、同じ現象になってしまう。ですから、何とかこれを最小限に抑える方策をこの東京都市市長自治調査会の中で、何か新しい方向にいかれるように、少なくとも広域的な対応するのは、ここが答申をするなり、方向性を出しませんと、自治的にはなかなか進みませんので、そういう意味では、非常にこの自治調査会の役割というのは今後大きな期待と責任がありますし、今回、森田市長も理事になっているということで、より強い発言力もあると聞いておるところでございますので、ここで何か一つの、今まで各市町村でばらばらにやったものをもっと統一をしながら、やはり広域で協力体制しながら、第2処分場の延命化と安全化等も含めながら、新しい方針を出せるように最大努力していただくよう強くお願いしまして、もう時間ありませんので、この問題をとりあえず終わりにいたします。

○副議長（宮沢清子君） これをもって6の1、容器包装リサイクル法への取り組み等について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後1時3分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問6の2、いまだに進まぬ防災体制を問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

○22番（馬場繁夫君） それでは続きまして、質問させていただきます。

阪神大震災後初めて「防災の日」を中心に、各地で大規模の災害を想定しました訓練が行われました。参加人員、規模とも、従来をしのぐ規模で、またいろいろな趣向も凝らした防災訓練が行われました。日野市でも8月27日、総合防災訓練が行わ

れ、地域の住民も久しぶりに300名を超える参加でありました。訓練内容は、従来と同様な訓練であり、防災マニュアルに沿った訓練でありました。実施期間のウェートを初動訓練や、市民主体、また自主防災、それから地域の消防団や地域住民との連携など、実践的な訓練方法を今後取り入れて、積極的な実情に沿った訓練方法を早急に検討いたしまして、来年度から取り行うようお願いするものでありますし、これについての行政の答弁をお願いいたします。

2点目としましては、阪神大震災を教訓に、防災体制の見直しを進めてまいりました中央防災会議で、新しい基本計画が定まり、国があらゆる手段を用いて、災害の根絶の究極目標を試行していた内容から、災害の根絶には限界があるとの従来の計画が転換を図られたところであります。日野市の職員組織体制並びに初動体制の検討状況について2点目はお伺いします。

3点目として、自治会の補助金を1世帯当たり300円にアップし、自主防災組織を検討していただく、そして小中学校区規模でコミュニティ協議会を設けるという市長案及び自主防災組織の進捗状況について、その後どうなっているのかお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問が3点ございましたが、まず第1点目でございますが、ことし8月27日に行いました総合防災訓練に関連いたしましての御質問でございます。総合防災訓練は、御承知のように9月1日が「防災週間」ということで、「防災の日」並びにこれを前後して「防災週間」ということがございまして、日野市では8月の最終日曜を防災訓練の日として毎年行っておるところでございます。ことしにつきましては、御質問にもございましたように、阪神・淡路大震災の件もございましたので、できるだけ市民の訓練というようなことを心がけた次第でございます。場所につきましては、第一中学校におきまして、倒壊家屋からの市民の救出救助訓練、あるいは三角巾を使用しました応急手当、あるいは初期消火訓練、煙体験訓練、起震車による地震体験訓練などでございます。倒壊家屋からの救出救助訓練を除きますと、例年行っておるところでございますけれども、特にことしにつきましては、消防団あるいは消防署の、消防車からの放水消火訓練ということは外しまして、どちらかという、市民本位の訓練ということで行われたものでございます。おかげさまで昨年よりはずっと多い、400人からの市民の参加を得ることができました。

訓練につきましては、よその自治体等におきましても、いろいろ考えを変えてきてお

りまして、実際に即したような訓練に移行しつつございます。八王子あるいは府中で行いました東京都と府中との総合防災訓練におきましても、避難所を経験するといいますか、1泊して避難の体験を得るというようなこともやっておるようでございます。当市といたしましても、この8月の訓練には、学校の体育館での避難訓練ということも担当では予定したわけでございますが、なかなかこれに沿って市民の方が参加していただくということが難しい点がございましたので、これは今回はできなかったわけですが、今後の訓練の中では、そういうようなものも取り入れていきたいというふうに思っておるところです。また、職員といいますか、市の職員の対策本部の訓練も、これも必要かというふうに思っておるところでございます。

2点目の、組織体制あるいは初動体制でございますけれども、防災のためのマニュアルとして、赤い防災計画の書物がございます。これにはそれぞれ細かく組織あるいは初動の体制等が記載されておるわけでございますが、なかなか実際に大がかりに訓練しているということもございませんし、また幸いにして、災害もないというようなことで、経験が薄いわけでございます。そういう中では、立派な計画ができておりますが、これを実際うまく活用することができるかどうかということが、担当としても疑問に感じておるところでございますが、今後は、それぞれ災害対策本部の割り当てられました担任業務につきまして十分研究し、その活用を図るべく庁内ではその見直しをお願いしておるところでございます。

初動体制につきましても、この春、職員参集というような訓練といいますか、テストも行ってみたわけでございますが、幸いにして市内居住者も多いというようなことの中から、1時間後、あるいは2時間後の参集の結果はよかったわけでございますが、これはあくまでも訓練でございますし、時間もあらかじめ予告していたというようなこともございますので、よかったわけでございますが、いつ起こるかわかりません。夜中、あるいは日曜・祭日等もあるわけでございます。そういう中では、阪神・淡路の経験でも、市の職員は40%ぐらいしか集まることができなかったというような教訓もございます。そういう中では、これから市の本部の職員の参集の把握、あるいはどう参加したらいいかというようなことも、それぞれの部門で考え、防災課を中心に検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

3点目につきましては、自主防災の御質問でございます。阪神・淡路の例に見るごとく、広域的に多発いたします災害につきましては、専門の機関だけでは手に負いかねるわけでございます。そういう中では、やはり市民一人ひとりが、自分の身は自分で守

るというようなことが、あるいは家族、あるいは隣近所、地域の人でお互いに助け合うというようなことも必要だということがここで認識されたわけでございます。当市の自主防災組織につきましては、まだその自主防災をまとめるマニュアルといいますか、体系ができておりませんので、正式には市民の自主防災組織を登録しているというようなことはありませんので、形式上はゼロというふうにはなっておりますけれども、今後は自主防災組織を育成していかなければならないかというふうに思っております。

それで、御質問にございましたコミュニティ協議会でございますが、小学校区を単位といたしましてコミュニティ協議会をつくっていただくということで先般、広報で2度ばかり呼びかけたところでございますが、これの具体化ということで現在、このコミュニティ協議会につきまして、それぞれの自治会に紹介するといいますか、問いかけるというようなことを行うということでございます。来月になりますけれども、コミュニティ協議会というものは、こんなふうなものを市は考えている。市民の自治会等でそれに沿ったもの、あるいは似たようなものをぜひつくっていただきたいということをお願いする予定でございます。特にコミュニティということでございますから、自主防災だけではございませんが、内容といたしましては、文化、スポーツ、レクリエーション、あるいはごみ減量、資源リサイクル、それから地区育成会への参加、それから自主防災というようなことも含めて、地域のコミュニティづくりをお願いし、その中の一つとして自主防災についても組織づくりをしていただきたいというふうに投げかける予定でございます。その投げかけによりまして、自主防災について検討したいというようになってまいりますれば、私どもも、その自主防災のつくり方、どんなまた資材が必要かとか、そういうようなことも一つのマニュアルをつくりまして、手引をつくりまして、御指導、育成していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。まず第1点目の、避難訓練の件でございますが、先ほど部長から答弁ありましたように、八王子におきましては夜間の宿泊訓練が行われたところでありますし、また今回は、いろいろと各市それぞれが、今までの従来の方法に加えて、趣向を凝らしてきております。特に今まではどっちかといいますと、行政が主体となって各種団体、NTT、またその他の団体を中心とした訓練体制でありましたが、阪神大震災後は、特に住民の、自分たちの地域は、また自分たちの家族は、そして自分たちは自分たちで守るんだという意識の大きな変化に基

づいた新しい対応が出てきたかと思います。ですから、そういう意味からいいまでも、自主防災の訓練についても、もう少し対応を改めていって、地域住民が主体的に対応できるような内容がますます重要になってまいります。そういう意味から、実践的な新しいマニュアルをつくりながら、多くの市民が参加して、防災について認識を改めていける1日になれるように、今後もこれについては努力をしていただきたいということで、これについては強くお願いをしていきたいと思っています。

ただ、そのときに、今部長の方から答弁がありましたように、対策本部のあり方ということは、ちょっと今の体制では残念だなと。対策本部もせっかく設置したからには、対策本部で対応すべき内容を踏まえた訓練ということもあわせてこれはやっていただきたいなと。今は対策本部の参集することが一つの訓練ということだけになっておりますので、参集だけではなく、もう少し対策本部の対応の仕方はいろいろとありますので、それはいろいろとマニュアル化して、これを通して対応の仕方を訓練できるようなシステムをあわせてお願いしたいと思っています。これについて何かあれば、答弁いただきたいと思っています。

それから2点目なんですけれども、非常にいまだかつて内容が全然進んでいないんですけど、やはり初動体制というのは非常に重要な部分でありますし、今防災計画の基本的な基本計画というのが出てまいりましたし、この今現在ある地域防災計画はなぜ作動しないかといいますと、国や東京都が素案をつくって、それをただ日野市だけに当てはめていくと。そのプロセスがないがゆえに、各担当部署では、自分たちが災害時に何をしたいかということが把握できないと。そういうようなつくり方じゃなく、今の段階から基本計画を踏まえつつ、それでは日野市としてはどういう対応がいいんだということを、今それぞれの部署もしくはいろんなプロジェクトチームをつくりながら、この集合体制、初動体制を今からみんなでつくり上げていくんだと。そういう中にそれぞれの職員の部署の人たちの対応の仕方というのが見えてまいりますから、それをしないと、結局、次の新しい防災計画が見直されても、同じことになってしまう。ですから、その辺を踏まえて、早急に庁内で新しい防災計画を見直しを含みながら、職員の初動体制というのをつくり上げていただきたいと思っています。そうすれば、周知徹底が出てまいりますし、それらの部署等が対応が可能になってまいりますので、その辺を今までも何度か質問してきているんですけれども、いまだかつて具体的に進んでいかない。結局また同じことを繰り返そうと現在しておりますので、そういうことのないように、体制づくりを早急にしていただきたいと思っていますので、それについてまた答弁をいただきたいと思

います。

それから3点目の、この自主防災組織につきましても、非常に文化、スポーツ、レクリエーション、また自主防災等も含んだ中で、地域コミュニティで自治会にお願いするんだということは、自治会としてはパニックになっちゃうんじゃないですか。一遍にこういうものを出されますと。そうじゃなくて、一番大事なことは、一番今地域の中で、災害のまだ余韻が残っていますから、自主防災組織についてまず関心を深めていただく。そしてそれを通して、だんだんコミュニティを深めていくんだと。これが一番現実的には対応しやすい部分でありますから、何でもかんでも一緒にたにそういう地域コミュニティというのを投げかけながら、その中の一つとして自主防災組織をやっていくんだというのは、ちょっと対応の仕方が逆じゃないかと。ですから、それをもう少し認識を改めていただいて、まず何を今行政が取り組まなきゃいけないんだと。自主防災組織については、やっと市長も多少認識をしていただいて、つくるんだという姿勢になってまいりましたが、それをじゃあ具体的に、自主防災というのができる体制づくりをしっかりと作り上げていただきたいんです。それについて市長に、行うことがよく理解できませんので、改めてそれについてのもう少し自主防災組織を中心とした対応の仕方をお願いしたいと思います。

そして今、部長の答弁の中に、マニュアル、手引をつくっていききたいんだと。残念ながら今日野市の中では、この自主防災組織について、地域住民から投げかけられても、それに対応できる体制ができていない、またマニュアルもできていないというのが現状かと思いますので、早急にこの辺の受け入れ体制をあわせてやりませんと、投げかけられても対応できませんので、これも早急をお願いをしたいところでございますので、このこともあわせて答弁をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 再質問にございました中で、災害対策本部の訓練ということがありました。参集だけでなく、それぞれの本部員の訓練をということでございます。8月27日に行いました総合防災訓練でも、災害対策本部の本部員は、どちらかというと本部におりまして、特にこれという活動はしておらなかったわけでございますが、この訓練につきましては、避難誘導、あるいは建設部を主体とした土のうとか、あるいは瓦れきの除去というようなことで、全般にわたる訓練ではございませんでしたので、大方の本部員は本部におったわけでございますが、それぞれ市民の避難等につきましては市民部長が、あるいは建設関係については建設部長がそれぞれ、あの中では指揮をとっ

ていたという形でございます。また、今後の中で、それぞれの災害対策本部の割り当てられた担当業務につきまして検討を加え、個別的、あるいは横の連絡をとりながらも訓練をしていかなければならないかというふうに思っておりますので、この点につきましても、今後の課題としてやっていきたいというふうに思っております。

それから防災計画は、どちらかというと国や東京都からの準則をそのまま受けていると、形式に終わっているのではないかというような御質問でございました。たしか防災につきましましては、災害対策基本法から始まりまして、いろいろな法律がございますし、上の体制がはっきりしませんとできない点も多いわけでございます。そんな中で、現在防災計画の見直しがおくれているのも、そのような上位計画といいますか、上の計画がまだはっきり見えていないということでもおくれしておるわけでございますが、一方で、実際、災害対策本部のそれぞれの担当業務で、いろいろつけ合わせている中で、防災計画から欠落しているようなものもあるわけでございますので、そういうような現場に即したものも加えていかなければならないかと思っております。現在ございます防災計画でございますと、項目がございまして、自治会との連携・連絡とか、あるいは医療救護の協力とか、避難所の設置とか、そういうような項目で終わっております。例えば避難所の設置となりますと、ただ設置しただけでいいかどうか、どう管理運営していくかというようなことが細かくは出ておりません。また、実際に経験もしてございませんので、なかなか集約できませんが、これらについてもいろいろな資料、情報を取り寄せて、実態に合ったものにしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、コミュニティー協議会に基づきます自主防災組織づくりでございますけれども、コミュニティーにつきましましては、先ほど申し上げましたように、文化、スポーツ等も含めましてのことでございますが、文化、スポーツにつきましましては、自治会の幾つかの連合で運動会をしていたというようなこれまでの経緯もございますし、また資源の回収、リサイクルにつきましても、実態として現在やっておられるわけでございます。地区育成会についても、現実としてはやっておる中で、これをまたひとつ学校区単位ということで見直していけないものだろうかというようなことでございます。その中の別の項目として、自主防災については全く新しいものというふうに理解してございますので、自治会の反応は、自主防災づくりがかなり強く出てこようかと思います。そういう中では、自主防災のマニュアルと申しまして、規則をつくり、あるいはどんな組織でどう対応するかというようなマニュアルはできますけれども、実際には、やはり器具、携帯マイクとか、あるいはヘルメットとか、あるいは発光機だとか、いろ

いろな、ぜひ最低限そろえたいというような器材も自主防災組織の中では要求として出てこようかと思います。これにまた対応するような市の助成といいますか、財政的な裏づけも持たなければならないかと思います。一般的な事例が他の自治体にもございますので、そういうようなものも参考にし、実のあるものにつくっていききたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） 今いろいろと答弁いただきましたが、例えば今答弁の中にも、地域防災計画については、一応上位計画が定まらないと対応ができないんだ、というような趣旨の答弁ございましたが、確かに国の上位計画との整合性を図るという前提がありますが、それにしても、現在日野市としてまずやらなきゃいけないということは明確に見えてきておりますので、それについては着手をしていく、そして並行しながら上位計画が明確になれば、それも一緒になって深めていくという、そういう体制づくりをしませんと、何か上位計画ができないとできないんだということではいかかなと思います。

例えば昭島市で「災害マニュアル」が作成されたということで報道されておりますが、これは防災の訓練検討報告書の中に、初動時に何をなすべきかを的確に判断できるよう手順をまとめた災害時のマニュアルというものを作成したんだと。いろいろと阪神大震災の復旧活動に当たった経験から、初動体制、情報収集、応急活動の具体的、また実現可能なマニュアルが不可欠ということで、ことしの2月から検討委員会を設置しまして、まとめたということであります。全職員から申告に基づいて市役所へ参集し、必要な時間帯を調べて、確保可能な職員を市役所内に設置する災害対策本部委員と、市内41カ所に設ける避難所での応急活動要員というように、大きく二つに分けて、どの部門に何を配置するか、また何をすべきかということを、当初の48時間につきまして各時間ごとに区分して明確にした、というふうに聞いておるところであります。

特に例としては、市役所に地震発生後30分までに41人が参集して、災害対策本部の開設をします。そして1時間後には73人が加わって、防災無線局の開局など、また災害の情報収集に当たる、こういうふうな形のマニュアルでございますが、こういうふうに、それぞれの行政の中で初動体制というのは対応できるものでありますし、この初動体制で決まっていますから、この初動体制について、具体的にやはり早急に煮詰めていただきたい。そして集まっただけではだめで、具体的に何をやるかということが大事になってまいりますから、その辺も具体的な、それぞれが対応できるような具体化し

たものをつくり上げていただきたいと思います。今の体制では、先ほど部長が言われたように、各担当部課に割り振られた形の中で役分担が決まっていますが、その役分担そのもののサイドについては何もございません。ですから、いざ緊急体制になりますと、その部署の中で対応できない、また公害防災課に尋ねたり、防災課にいろいろと指示を仰がないとできないということですが、これでは何ら意味がございません。いざ災害が起きた場合、公害防災課に尋ねなくても、自分の部署で何をするのか、また課で何ができるかということを具体的にどんどん推し進めていくようなことを周知徹底しておきませんと対応できませんので、それが例えば、夜間や休日起きる場合、また役所で仕事の中で災害が起きると、この大きく二つの体制になりますから、特に夜間やもしくは休日起きた場合についての対応の仕方、これについてはもう少し具体的に対応の仕方というものを明記させないと、いくら計画をつくっても、実質的にはその計画が混乱をしてしまうということは、今回の阪神大震災でこれは明確になっているところでございますので、その辺を具体的に今から早急に詰めていただいて、具体化しながら対応していくということを早急をお願いしたいと思うんですけれど、それについてもう少し積極的な対応の答弁もいただきたいと思います。

それから、基本計画、要するに防災の基本計画が中央防災会議から出ましたし、また東京都の方から基本方針というものが打ち出されておりますし、今までとは違った対応が大きく出てきます。特に東京都の方針につきましても、初動体制の強化ということがうたわれております。初動体制の強化ということは非常に災害時の大事な要素になりますから、上位計画ができるまで待つということではなく、しっかりとした行政対応をお願いしたいところでございます。また、新しく広域支援体制とか、それと学校がミニ防災拠点としての位置づけであるということが、東京都の基本方針の中にも出てきておりますし、従来の学校が避難場所ということは、大枠で日野市でも指定をされているところでございますが、ミニ防災拠点としての位置づけは、これからも整備が望まれるわけですね。例えば水の確保、それから食糧の備蓄の問題とか。水の確保については、新しく井戸を設置するとか、そういう方針も示されているところでありますし、この辺も早急にいろいろと基本方針の情報を収集しながら、対応できるところはどんどん担当部署を中心としながら、やはり防災課だけではなく、部署を乗り越えた中でいわゆる検討委員会をつくるなり、何らかの方法で先に対応をしていくことが必要だと思いますけれど、その辺についてあわせてお願いしたいと思います。

それからあと、先ほどの答弁の中で、ちょっと答弁がなかったんですけれど、自主

防災組織に対する行政の受け入れ体制というのが実際はできておりませんし、今後、自主防災組織の問い合わせがあった場合、対応できるような担当課の体制づくりも急いでやっていただきたいところであります。今一番大事なことは、まず自主防災組織をつくっていただく、これが一番肝要であります。確かにコミュニティということがありますから、コミュニティについては、随分前からいろいろ論議していますけれど、今になってこういうコミュニティが出てくることは非常に残念でありますし、本来であれば、コミュニティというものをもっと地域の割り振った地域性を踏まえた中で、本来だったら、具体的にコミュニティという位置づけの中で行政がやっていなくちゃいけない問題であります。これについては随分今までも市長とは一般質問を通じていろいろと指摘もさせていただいたわけですが、今になって小学校校区を単位としたコミュニティということを打ち出すということはいかがなものか。これはもっと以前に、それを行政がやりながら、地域コミュニティを踏まえていくことが前提でありました。今混乱を避けて、まず大事なことは、いかにこの自主防災組織を多くの市民の皆さんに、また自治会の皆さんに理解を深めていただいて、そしてそういう体制をつくっていく。そしてそれを通していろいろと地域の人間関係を深めていくんだということに中心を置くことがまず大事かと思いますので、これについてももう一度お尋ねします。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問にございました点につきまして順次お答えいたしましたと思います。

まず、本部が集まっただけではだめであると。具体的に何ができるか、何をしなければいけないかというようなことでございます。御質問にあったとおriかと思ひます。先ほどもお答えいたしましたように、それぞれの担当業務につきまして、全職員にその担当業務を十分認識していただいて、それで公害防災課とか、あるいはそれぞれから指示がなくても自主的にできるというような体制づくり、マニュアルづくりと訓練が必要だというふうに思っておりますので、それには、ただそれぞれの担当業務というだけでは、なかなか検討しにくい点もございますので、これには公害防災課がいろいろな資料をそろえ、またお願いも申し上げて、よりよいものにしていきたいというふうに思っております。特に初動体制の中で、夜間、休日等のこともあります。実際にどのくらいの職員が参集できるかは、これは時間的なものもありますし、あるいは災害によりまし

て交通機関が途絶えた場合、道路等が破損して通行できないというようなこともいろいろ条件を考えますと、数あるわけでございますけれども、少なくとも、何とか歩いてこられる、自転車でこられるというようなことの数把握するとともに、また夜間あるいは休日には、職員が実際に在宅しておるか、日野市の方に出勤できる状況であるかどうかというようなことも、電話等による実態把握といいますか、そういうようなものも把握してみたい、このように思っております。

それから、東京都の報告の中にも出てまいりました、学校がミニ防災拠点となるというようなことでございます。避難所となって、いろいろそこが拠点になって、いろいろな対応をするということが測定されているわけでございますが、当市の学校教育部の方でも、阪神・淡路の例から見て、学校が避難所になるということは疑う余地がないというような中で、それぞれの学校長会等にもいろいろお諮りして、検討をさせていただいておるところでございます。学校につきましても、校長さんの方で避難所になった場合、どうすればいい、どういう資材がなければならないとか、いろいろ検討させていただいております。そんな中で、まず食糧とか、あるいは水とかいうものも出てこようかと思っております。特に水につきましては、学校に井戸を掘ると、あるいは受水槽に遮断弁をつけて、それで貯水槽のタンクの水は使えるようにするとか、いろいろな方法がございまして、そういうようなこともそれぞれの現場と、それから財政的な裏づけも必要でございまして、できるものからやっていきたいというふうに思っております。

それから最後の、自主防災組織の受け入れ体制でございますけれども、自主防災についていろいろ市に申し入れがあって、こういうことはどうするかというようなことでの質問、あるいは助成の要望があろうかと思っております。できるだけ夜間でも休日でも、地元に自治会の方に出向いて、自主防災についてのいろいろなことを御説明申し上げるつもりでございます。これがたくさん重なるようですと、なかなか職員の体制として追いついていけませんけれども、計画的に日程等を都合いたしまして、自治会の方に出向いて行って、指導育成に当たりたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） 実際に地域の方から、自主防災組織をつくりたいということではいろんな相談もありまして、市の方にいろんな資料等を問い合わせても、実際はそういう対応ができるという状況じゃないということで、やむ得ず消防署の方をお願いをして、いろいろと資料等を取りそろえた経緯もありますし、今の段階の中では、市の方で対応できるようなシステムになっていないのが現状であります。昨年の第3回定例会

の中で、そういうものを踏まえながら質問させていただいた中で、市長は、1年以内にそういう人員体制もやっていきたいんだ、という答弁もいただいておりますが、残念ながらその後、そういう人員体制ができていないわけじゃありません。今の状況の中では、せっかくできました防災情報センターが十分機能できないと、こういう状況の中では、残念な結果になりますので、人員体制も今後どういうふうにしていくのか、これは市長に、それについてお伺いをしてまいります。

それと、例えば今の防災情報センターがある種々の通信機器につきましても、いざ緊急のときには、なかなか今の職員体制でできないんだという状況の中では、庁内の中でそういう無線が好きな人とか、そういう人がどこの課に移ったとしても、その人は特例的に防災のそういう無線に従事するというふうな、そういうことが対応できるのであれば、好きな人は技術についてもすぐ対応できますし、緊急もできますから、そういう人を選んで、そういう横断的な組織体制をつくることも大事かと思うんです。聞くとところによりますと、何かアマチュア無線がその防災情報センターの中にありますし、そういう人たちの中でそういうことが対応できる人は、そういう職員ですね、防災情報センターの機器を対応できるようなシステムづくりが一つの方法でありますし、究極的な体制づくりの中では、やはり防災課に昇格できるような今後流れも、これは早急にやらなきゃいけない部分でしょうし、まず当面必要な人員体制をしながら、この自主防災についても対応できるように早急に職員システムをまずつくり上げていただきたいということで、これについて市長の考え方を伺いたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　1月早々の阪神地域の今まで経験をしない震災の状況によって、国民的にも、あるいは自治体行政という立場でも、いろいろな意識の大きな転換期を迎えたというふうに承知しております。一つの基準といたしまして、いわゆる建築物、あるいは構造物の耐震基準というようなことが、これは中央政府から科学的に——科学的にといいますか、レベルを上げて指示があるというふうに心得ておりますので、それらとあわせて大きな骨組みと、それから具体的な緻密な骨組みと両方合わせながら取り組むべき地域防災計画でなければならない、このように考えております。それから、幸いに日野市では、防災情報センターというものをつくり上げておるものですから、これを機能化することによって、能力はかなり高い。したがって、機能化できる能力をみずからつくり出しておかなければならないということはもう御指摘のとおりであります。時間を少々かかっているわけではありますが、そういう大きなことから具体的な

忠実なことまで一貫をして安心のできる状況をつくり出すというのが主眼でなければならぬと思っております。

地域の自主防災組織のことでありますが、これはたまたま学校区という一つのエリアがあるわけでありますので、いろんな意味で身近な関係でありますし、地域共同体をつくる一つの単位になり得ると、こう考えて日ごろいろいろな仕事をお願いをしておるわけでありますが、ふだんからの、平素からのおつき合いと申しましょうか、いろんなことで参加と連帯の共同体意識ができておるということが、災害時の一番有効な役割をする条件だろうと、このように思っておりますので、校区をコミュニティーとする一単位をひとつ積極的に指導と申しましょうか、お願いをしていきたい、これが自主組織防災も依存をしたいという考えの一つであります。一番大きい公共地であります学校が、災害時の短期にせよ、あるいは長期にせよ、一番拠点になるということが明らかでありますので、市内に既に20ある小学校を、災害時にはいろんな意味での避難拠点というふうに考えまして、そしてその避難場所を中心とする校区という単位で地域の自治会が相寄って、ふだんから災害時の話題を十分御協議いただく、あるいはその他のこともあわせて地域連帯の意識をつくり上げるということが、むしろ一番有効な防災組織になり得るというふうに考えたわけでありました。その趣旨で時間はかかっておりますけれど、これからだんだんとそういった意識の形成を一つの行政施策としても進めていきたい、こういうことであります。学校は幸いに、かなり地積もありますし、建物、あるいは水、その他の条件も、日常的に市民の災害時には常識的に一番期待をする場所でもありますので、平素からそういう意識を育て、あるいは災害時の本能的な一つの行動としてとってもらえる、そういう状態をだんだんとつくり上げていこうというのがコミュニティー協議会であります。まだ具体的にひな型がございませんので、なかなかイメージがつくりにくいわけでありますけれど、各地域からいろんな形で問い合わせもいただいておりますので、内部では10月ごろから積極的に向いて、説明の機会をつくろうと、このような考えであります。御指導いただくことが多々あるわけですので、いろんな意味での御指導を各方面からお願いをしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ちょっと根本的な違いがあるんですね。地域住民を守る第1次的な責任は、市町村が担うことになっているんだと。災害があった場合、特に大震災があった場合は、市町村が機能できないから、結局自主防災組織を通じて、自分た

ちは自分たちで守ってもらうんだと、これが前提ですから、市長の考え方でいきますと、避難所が中心になってしまう。まず避難所以前に、自分たちが住んでいる場所で災害が起こったとき、まず自分たちで自分たちの命を守っていく、また家族を守っていく、地域を守っていくんだと、これが自主防災の一番基本なんですね。ここのところをしっかりとしながら、その次の段階で避難生活を共同で対応していくんだと。その趣旨が間違うと、市長、大変なことになりますよ。まず大事なことは、災害があったときに、行政が対応できない、また消防署が対応できないんだと。ですから、その後の基本を忘れないで、対応をしっかりとお願いしたいと思います。

残念ながら時間がないので、その辺についてもっと市長といろんな角度から話をしたかったんですけど、これでとりあえずきょうは終わりにいたします。

○副議長（宮沢清子君） これをもって6の2、いまだに進まぬ防災体制を問うの質問を終わります。

一般質問7の1、街づくりの進め方で森田革新市政の誤りはないか？の通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（天野輝男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をやらさせていただきます。

市内の地区センターは、昭和44年3月29日に条例が制定されまして、現在まで59カ所設置されております。今日まで、市民の活動の場所として若い人から老人に至るまで幅広く利用されていることは皆様方も御存じのとおりであります。私が市議会に当選して以来、地区センターの設置の要望がたくさん出てまいりました。まず初めにできたのが、日野台二丁目の地区センターが最初だったように覚えております。その後、7カ所設置されたわけであります。現在、日野市の基本計画の中では、年に2カ所設置するという計画ができていますわけですが、この神明上の地区センターの設置については、長い間、見通しが立たなかったわけですが、現在では、大坂上の都営住宅の建て替えに伴うところの、神明上にある土地との交換ができるという形の中で、児童館、また地区センターができるという形になったことは大変喜ばしいことであると思います。

私は、市内の地区センターが昭和44年に設置されてから、当初は市長も、革新市長でなかったし、保守系の市長でありましたから、土地を貸していただいitてつくってきたというような経過があったわけであります。そして時代が経過してまいりまして、実際、

地区センターに使っていた場所、また自治会で使っていたような場所を返してほしいという要望が出てきているということは、自然の成り行きではないかということは感じているわけです。そして森田市長は、対話集会、市政相談の中で、こういう事業も進めてまいりました。

今回、私がたまたまあるところへ行きましたら、私は、たしかそれは聞いておると。今後は、その問題については市でも対応すると思う、という説明をしたわけであります。そうしたら、いや、そうじゃないんだと言うわけです。そうじゃないというのは、浅川の河川敷の中に建設省の建物があります。それは取り壊すことになっておるらしいんですが、ここに貸していただきたいという、土地の利用者の方が言ったのか、また自治会の方が言ったのか、そのあたりはよく聞きませんでしたけれども、あそこは日野市の森田市長さんの方から、ここを使わせてもらいたいという要請があるならば、使ってくれと言っておるという、そういう話であります。そんなことで私は、それだったら、やっぱり市長にお話しすべきでしょうね、という話をしたわけであります。この地域は、組合施行の当然今区画整理事業が予定されており、今予算の関係で、当初話が持ち上がったから四、五年たっていると思うんです。そういう中で、具体的にならない。都市整備部長の話だと、今、この中に住んでいる人の65％ぐらいが、この組合施行の区画整理事業に賛成している人がおるということを前回聞いたわけではありますが、そういう中で、私は少なくとも、この上田地域の地区センターにつきまして、組合施行の区画整理事業が行われるならば、当然この中に公共施設はつくることができるわけであります。こういうことも踏まえながら、少なくとも河川敷の建設省で持っておるというその建物については、やはり借りてあげる努力をしてあげるのが一番よろしかったのではないかなということを、私はそのときに感じたわけであります。そういう中で、たしか浅川の河川敷の中につきましては、今確かに緑地公園という形の中の申請がなされておるということは知っておるわけであります。そしてこの建物につきましては、多分、私が知り得た範囲内では、建設省のあるこの建物は、今まで行っていないんじゃないかなという、日野工区跡地というのは行ってないんじゃないかなということを感じておるんですが、実際、この日野工区跡地というのは、その部分まで入っておるのかどうか、このあたりをまず初めに説明していただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 上田の地区センターの廃止ということでございまして、

本年の12月をもちまして、土地の所有者との使用貸借契約が切れるわけでありますけれど、そのまたつなぎと申しますか、一時的な中で、東京都が所有しております第2工区の建物でありますけれど、その使用ということではありますが、市の方といたしましても、この地区——地域といいますか、河川敷であります。これを駒形公園の建設の拡張の範囲の中に入っているわけですが、その部分を借りたらどうかと、こういうような話がございました。これにつきましては、都市計画決定をもう既に済んでおりますけれど、すべてのそうした建造物につきましては、撤去して更地にと、こういうことで東京都と、それから建設省の方との話も進んでおるといって、市もこの計画を推進する中では、その建物をお借りするというようなことが無理であると、こういうような状況でございました。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） そうしますと、日野工区跡地に入っておるといってですね。それでしたらお聞きしたいのは、じゃあ、この駒形公園というのは、いつ着工することになっておったんでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 既に着工しております、市民プールをまず第1期としてつくっております。それで、市民プールの……（「公園じゃない、プールだろう。違うだろう、プールと公園とは」と呼ぶ者あり）公園の中にプールが含まれております。それで、今後の状況を見ながら、今後進めていくと。ただ、問題は、今御質問にあるような日野工区の事務所、並びに不法占拠の問題ございまして、そういったものが解決次第、予算の状況を見ながら進めていく、こういうふうなことでございます。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） そうすると、要するに日野工区跡地、そして建設省、確かにここは公園として日野市で申請を出して、事業認可を受けているという、そういう中では、撤去ということは、これは必要であるかもわからない。しかしながら、まだこの予算が計上されているわけじゃないんです、駒形公園につきましては。そして何年先になるかもまだそんなに見通しが立っていないわけです。ただ、緑地とかそういうものに対しては、申請を出せば、ある程度事業費は確保できるでしょう。そういう中で、事業費が確保できないということは言えないかもわからないけれども、ここの公園の場合につきましては、まだ実際問題として、具体的に話を進めているわけじゃないわけです。

そういう中で、私は少なくとも、地域の問題ですから、そして今まであったものがなくなってしまうわけですから、そのなくなってしまう部分を堀之内で使っておるところ、今自治会館があるあの場所につくるというようなことを上田の人たちには、自治会の方に言うておるということは聞いておるわけですが、結局、結構ずれてしまうわけですね。そういう中で、やはり私は、少なくとも、その場所を建設省の方では、利用していただいていいですよという話があったというわけですから、まして組合施行の区画整理事業があと何年かしたら少なくとも行われるでしょう、この地域のね。行わなきゃ国道のバイパスはできないわけですから、そういう形で進めてこなければ、この地域はできない。できないわけですから、私は少なくとも、その場所はこういう形で近いうちに組合施行の区画整理事業が始まると。そのときに、まず公共用地を確保して、上田の地区センターをつくる計画を立てるから、それまでお貸し願いたいとか、そういう説明があってしかるべきだと、私はこのようにそのとき、思ったわけであります。

そういう中で、私は、工事をするについては、予算が当然必要となりますから、分けてやって当たり前であります。そしてこの公園につきまして、とりあえずは市民プールから始まって、おいおいに整備されてくるということはわかるわけですが、そういう申請に伴ったものは、少なくとも私は、もっと地域の皆さんと話し合いをしながら、そしてそういう話をわざわざ建設省の方に話を持って行って、渡りをつけた人がいるわけですから、それに沿って話を進めていくということが、親切的な行政のとるべき態度ではないかと、このように思ったわけであります。そういう中で、森田市長も、対話集会や、また市民相談を通して、この地区センター等をつくってきたということはこれは認めますけれども、やはりどこも公平にこういう問題は扱わなければならないのではないかなということを感じたわけであります。どうですか、今私が申し上げたことに多少誤りがあるかも知れません。しかしながら、組合施行の区画整理事業が計画されているわけですから、もっとこの地域の皆さんの意見を尊重してあげる方法がとれなかったかどうかということを、市長からちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先日は土方議員さんから、またきょう天野議員さんから、もっと融通性のある対応が可能ではないかと、こういう立場から御指摘をいただいております。たまたま今まで説明を申し上げておりますとおり、浅川の現在の市民プールのある地域、駒形公園計画ということで、恐らく地積

は4ヘクタールにも及ぶのではないかと考えておりますが、一帯を全部建設省管理、河川敷という状況で日野市が過去の使用させていただいておる経過のこともありまして、国有地のままで日野市の都市計画に公園用地として活用していただくという異例なお願いと、それから御承認をいただいております。それがまた、ほんのこのたび、都市計画事業として国からの認可をいただいた、こういう経過がございます。その際に、せっかくある建物をしばらくは解体を延ばして、何か一自治区の一つの集会所的役割に活用できないだろうかというお考えは、何といたしましょうか、地元のためにも、また意味のある一つの考えだということはよく理解するわけであります。

ただ、私どもが国との関係、あるいは用地を借りる、あるいはその使っていた用地を返す場合、もともと原型に復して返すということが一番の要件になっておるわけでありますので、河川管理当局、京浜工事事務所ですけれど、やはり都から返還を受けるには、きちんとした確認をする、つまり所在した建物が撤去されたということを確認して、そういう協議が公式に確定をするというのが普通だというふうに承知をしております。したがって、地元にはよくそのことを御理解をいただいて、そして代替措置がうまくできるのが一番、理解をしていただく手段にもなると思っておりますので、もし将来の区画整理事業のことも含めて、市に土地を貸していただくようなところがあれば、そういう可能性についても、十分ひとつ御意見を伺いたいというふうには申し上げております。

基本的にといいますか、今までの考え方でいいますと、堀之内に所在をいたします、日野市の財産ではありませんが、「青年研修所」というかなり老朽化した施設もございます。それから、その土地がお寺の用地というふうには承っておりますけれど、地元のいろいろなあっせんをお願いをして、地区センターの建てられる状況に契約をして、そして広域にということで、従来の地元感情には多少適合しないものがあるかもしれませんが、そういう意味合いで地区センターを公式に建てる。それを提供することなるべく急ぐというふうに判断をし、東京都の出張所の建物のことにつきましては、せっかくの一つのアイデアではございましたが、そのまま対応することには至りませんでした、というふうに御理解をお願いしておきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） 市長の考え方は大体わかるわけです。わかるわけということは、ここに公園をつくるという形の中で、東京都の方にこれを明け渡して、それで公園の申請を出しておるために、この部分のものは明け渡すことで了承したという形であ

と思いますけれども、先ほどから私が言っておりますように、この地域には、当然組合施行の区画整理事業が控えておるわけですから、また、組合施行の区画整理事業であっても、公共の用地ぐらいは確保できないわけではないわけです。この部分を地元住民のために、地元住民の意思を生かすということであるならば、やはりこのことを私は少なくともいろいろな形をお願いをしていくなれば、この建物も借りられないわけはなかったと思うんです。そして、その借りることによって、駒形公園が少しおくれる可能性もあったかも知れません。しかし、おくれるといっても、そんなに問題なかったんじゃないかなあと。やる気でやれば、組合施行の区画整理事業ですから、日野市が一部負担したら、こういうことは運ぶわけですから、この部分についてはそんなに問題がなく着工できたものであると、私はこのように思うわけであります。この部分についても、私と市長とちょっとかみ合わない部分がありますから、そういう面ではいたし方がない部分がありますが、少なくとも私は、この地域の皆さんの意思をもっと生かしていただきたいな、尊重していただきたいなということを思うわけです。そして、ある程度この代表者の方には説明しているように聞いておるわけですが、その中でも堀之内のこの地区センター、今まで以上のものをつくるというようなことを説明しておるようですが、川辺堀之内、そして上田の地区センターというものを今後建てるという形で計画をしていただけるということは結構な話だと思いますが、川辺堀之内、また上田地域、この地域が、私はもっと組合施行なり区画整理が進んでいきますと、人口のふえる場所ですから、人口がふえるこの場所には、やはりそれなりの、川辺堀之内に地区センターをつくったから、もう上田にはいいというような形じゃなくして、そのあたりもしっかりと、とりあえずは川辺堀之内の地区センターをつくるけれども、要望があるならば、上田にも地区センターをつくるというような形のものを考えていただきたいなあとということを強く感じたわけであります。そして無理があってはいけませんから、やはり地域の皆さんが十二分に納得した段階において、これらの川辺堀之内の地区センターをつくるということを進めていただきたいということを強く要望しておきます。そしてできることであるならば、上田の地区センターにつきまして、基本計画の中でしっかりと明記していただいて、時代が来たら必ずできるような万全をとっていただきたいということを要望いたしまして、この点につきましては終わらせていただきます。

日野3・4・8号線中央線下の工事の施行の進め方について問う、これを今回で私、6回ぐらい質問していると思うんです。そして、都道が中央線下を潜るという形のことはわかってきたわけです。道路の幅員が16メートルですね。そしてこの部分が中央線

の盛り土で、一番低い部分になっておりますので、この陸橋の下が空間が大体4メートル60以上が必要であるとされておるわけであります。その部分が4メートル60以上をとるには、これは大変、この工事がどこから、都道のどの辺から潜ってどの辺に上がるかということが大変、この工事の進め方で問題になってくると思うんです。先日も、業者の方がこの地域の下水道の工事を説明なく始めてしまったものですから、私どもにじゃんじゃん電話がありまして、こういう中で、下水道のことも重要な部分を占めてきておるわけです。そのときに私が言われたことは、都道を潜った場合には、我々のところに、車が今の車庫に入れるのかどうか、これをおまえ確かめてこいということを言われまして、私はこのことについて再三質問しておりますので、この工事の、要するに中央線下を潜るこの工事ですね、これが進むならば、下水管もここに当然、多摩川中央幹線が入ってまいりますから、下水道の方もつながってくるものと私は思うわけです。東京都の方では、日野市と協議をするということを聞いております。このあたりの工事の進め方はどういう形で今話が進められておるのか、このあたりを教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この都市計画道路3・4・8号線につきましては、前回は同じ御質問をいただきましてお話しした後、具体的には今のところ進展はございません。ただ、道路の勾配でございますけれども、ほぼ決まってきました。これは反対側の方を、四ツ谷前の区画整理事業は実施しております。この区画整理事業の中で新しく道路計画がございますので、この道路の取りつけの関係もございまして、東京都と協議をしている中で、ある一定の方向が出てきたということでございます。ただ、これはJRとまだ具体的に合意はされていないようでございますけれども、これに基づいて実施設計をしていきたい、というふうな東京都の意向のようでございます。なお、この道路につきましては、日野市にとりましても非常に重要な路線でございますので、市の理事者を含めまして、この道路の促進方を東京都に再三行っております。都の技官、それから局長にも直接、理事者を含めまして再三の要請をしておるところでございます。

それから、下水の関係でございますけれども、下水の本管は、この道路の立体とは直接関係はございません。と申しますと、下水管につきましては、6メートルから7メートル地下に入ります。したがって、この工事そのものとは直接関係がないわけでございますけれども、むしろ東町の区画整理、それから万願寺第二の区画整理、これの用地が今のところあいていないと。下流から押してきますので、状況としてはそれ

が、その両事業の区画整理の中で用地があけば、下水管は計画的に進められる、こういうことでございます。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） 都市整備部長も忙しくて、なかなか東京都に出向いていくの
ができないのかどうか、そのあたりをちょっと私にはわかりかねますが、さっきも私、
言ったじゃないですか。調べてこいと言われたから、私は調べてきているんですよ、
この問題については。どういうことを調べてきたかといえば、12軒影響があるんだ、
あそこでね。それで、グリーンゴルフの駐車場がありますから、そのままでは、
何台とまるかわからないけれども、私は東京都へ行って、これは調べているんです。
この部分は どうして進めるのかということを調べておるわけです。そして、行って、
私は納得ができた。ということは、あそこの部分の掘り下げ部分について、確かに今、
都市整備部長の言われたように、栄町の方からやってくる。これはわかりました。そ
して、本町周辺のこの地域の皆さんのためには、どういような工事の施行をするのか
ということが、一番の大きなこれは問題なわけです。道路の幅員が16メートルしかな
いわけですから、今歩道だってあれは2メートル50ぐらいしか、両サイドに5メー
トルありますわね。その程度しかないわけですから、そこをずうっと車が入ってはいけ
ないんです。だから私は心配しておったわけです。じゃあどうい工事を進めるかとい
うことを聞きましたら、要するにこの中央線下を潜るのは、1車線ずつで潜るという形
ですよね。1車線で潜っていくと。そして、その地域の住民のためには、今までの高
さを生かしながら、歩道と車道をうまく使って、そこに入っただけのような工法をと
りたいと。ですから、あそこをまたぐ道路がなくなってしまうから、少なくとも
この部分の道路を渡って私の方から多摩川に向かっていくのは、グリーンゴルフの東側
にあるあそこの信号機を使わなければ、渡れない、反対側へ行けないわけです。そ
うい工事の方法で、具体的に東京都では計画しておると。そしてあとの一番問題は、
要するにあの部分土盛りした部分で一番低いんですね。低いために、どの程度で土ど
めがもつか、この協議を今、東京都とJRと進めておると。そしてこれも具体的に話
が煮詰まってくるということ、近いうちこれをやらないことには、この道路の開通は
できないから、そういう形で進めております、という説明でありました。それで私は、
1車線で通して、地域の住民が十分利用できるならば、これはある程度納得しな
きゃいけないと、このように感じたわけであります。

そういう面で私も、どうも何回聞いても同じことしか返ってこない。地域の住民には

怒られちゃうし、そして仕方なくて私も聞きにいったわけです。そうしたら、そのような説明をいただいたわけです。そしてまた、今区画整理をしておりますこの栄町の組合施行の区画整理事業、これは遺跡調査をしておいて、工事をおくれているのはこれはやむを得ないと。そしてこれはずうっと行くとまた、栄町の東光寺の部分、この部分にもやはり、都道日野3・4・8号線には問題があるんです。問題があるというのは、確かにあそこのお寺の横にずうっと日野用水が流れておるわけです。この用水のことが問題があって、東京都の見解は、この用水も一部使わせてもらって、ふたをかけて道路にしたいという考えであるようですが、これを日野市では応じてもらえないと、このふたをかぶせるということに対して。それで予算の関係で、ここも今ちょっと暗礁に乗り上げておるんだ、ということを聞いてきたわけであります。

先ほど、多摩川中央幹線の件で、この具体的なところは都市整備部長が、万願寺、また東町の区画整理事業を通して、これが本管へ入ってくるから、これが進まなければ、こっちが進んでこない、これは当然、私にもわかります。わかりますけれども、この問題の、もう仮換地がことしの5月ごろまでにつくというのは、都市整備部長の昨年度私が質問したときの答弁だったと思いますよ。それが延びているということは、多少、都知事選挙もあつたりなんかして、そういうものがあるのかもわかりませんが、やはり事業というものは年次的に進めていかなきゃならない。そして地域差がますます出てくるわけです。まして森田市長は、下水道5年後には100%ということを公表しておるわけですから、それに向かって努力してあげることが部課長の役割じゃないかなあということを感じておるわけです。ですから、あえて私は、これらの問題も、当然東町・万願寺の区画整理事業の中で、この用地が確保できてくるということをも、もうことしあたりできてくるんだなあということを感じておりました。だから私は、あえてこの栄町地域の区画整理事業を進めるには、どうしたってこの中央線下の道路を通し、そこに本管をいけるような努力をしないことには、この栄町、新町、また大坂上の方からの下水はつながらないわけです。ですから私は、このような問題をもっと真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしているわけです。そして、特に栄町の組合施行の区画整理事業の中で、遺跡調査が今現在行われております。少し事業がおくれています。そして移転の問題もあるでしょう。この部分の事業がちょっとおくれておりますが、少なくとも、この都道の用地だけはあけることができるのか、できないのか。これがどのくらい待たなければ、この都道用地を確保することができないのか、できるのか。一部東京都では、組合施行の区画整理事業の中の用地は買っております、とい

うお話をしておりましたので、一部手をつければ、用地費も当然ふえてくると思いますので、それは市の対応次第でどうにでもなると私は思います。このあたりの経過をちょっと説明願いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、周辺の土地利用の関係でございますけれども、今議員さんが言われたように、前回も私の方からお答えしてあると思っておりますけれども、今の側道、それから歩道を一部使いまして、側道の形で対応してくる。これは当初から、基本的にはそういう考え方でできております。ただ、今これから実施設計をかけるということでございますので、その詳細な数値はまだわかりませんが、考え方はそういう考え方で、それが方向が固まりましたら、地元説明、そういう方向で入っていくと、こういう計画になっているのは、昨年から進展はないんですけれども、基本的なところは変わっておりません。

それから、四ツ谷前の区画整理の都市計画道路3・4・8号線でございますけれども、これは、用地はもう既に全部あいております。この道路にかかる箇所の遺跡調査も既に終わっております。そういうことから、今年度から一部、四ツ谷前の方も道路工事に入っておりますので、その中で具体的なこの都道との取りつけの関係が出てまいりますので、調整をしておるということでございます。（「先の部分は。東光寺の」と呼ぶ者あり）

それから先につきましては、今のところ、部分的に都営住宅ができた箇所までは一応事業化がされておるわけでございますけれども、それから先につきましては、事業化はされておりますけれども、今のところ、はっきりした年次計画が定まっていないというのが状況でございます。そこで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この道路の全線の促進を理事者を含めて先般も都の技官、それから局長に要請をしてきたと、こういうことでございます。それから、その中で、今議員さんのお話のございました水路の問題、これは前からそういう問題はございますけれども、いずれにいたしましても、東京都の担当を含めて、ひとつ積極的にやってくれと。その中で市も積極的にそういうお話し合いは今後させていただきますと。担当者を向けていただきたいということとお話をさせていただいておりますけれども、まだ具体的に東京都の方からそういうアクションがないというのが実態でございます。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） 大体わかりました。わかりましたけれども、要するにこの3・

4・8号線につきましては、これは事業認可をもう受けているわけですよね。事業認可を受けているということは、日野市で、この部分の事業について、今都営住宅ができているところまでは進んでおると。その先はまだ進んでいないということではありますが、この先の部分の事業認可も、もっと真剣に、具体的に進めていくべきである、このように思うんです。そして、年次計画を立てて要請をしておるという形ではありますが、この事業は東京都の事業といって片づけてしまえば東京都の事業ですが、やはり、先ほど言った用水の問題もありますし、この部分を積極的に対応することによって、1日も早くこの道路が全線を通るように努力するというのが、私はこの地域の下水道の普及率にもつながってくると、このように思うわけであります。そういう中で、ぜひ私は、1度要請したらそれでいいやというような、そういう仕事ではないと思いますが、そのようにしか私には受け取れないんです。私だって、もっと一生懸命動くと思うんですね。そういう中で、ぜひこれらの問題を解決するということにつきまして、もう少し真剣に、この地域の皆さんの下水道が日野市の中で、この3地域で使えるようになる。私どもの住んでいるところはある程度見通しが立ってきているわけですが、見通しが立ってきて、やはりこの中央幹線というものに対して、本管というものは都道にいけさせていた、と、ということが一番よろしい方法であると思うし、そういう中で、日野市では、時々、ここが使えなければ、ここのところを通してとか、そういう考え方を、小細工をしますけれども、そういうことはしてほしくないですね。あくまでも都道を通すことによって、住みよくなるわけです。そのような努力をしていただきたいということを要請して、この種の質問を終わらせていただきます。

電波障害について問う、これについて質問させていただきます。現在、日野市の中に大きい建物が出てきたりしまして、電波障害が出てきているのが現実であります。特にこの間、新井地域に、私の知り合いのところへ行きましたら、浅川処理場ができてから、この地域に電波障害が出てきているということを聞いておるわけです。そして今、モノレールの橋げたも大変高いですよね。14メートルぐらいあって、線路まで通すと十六、七メートルあるんだそうです。そうすると、あの都道の橋げたをくぐった反対側では、やはり電波障害が出てきておると。そして、浅川処理場の建設に当たって、当然地域の皆さんには電波障害の調査とか、そのあたりの説明があったと思うんです。そしてもう一つは、今言ったモノレールの橋げたが建って、これに伴うところの説明会がなされたときに、大変高い物体ができるわけですから、電波障害についての説明があるはずだと思うんです。この2点について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、浅川処理場でございますけれども、これは普通、市の開発指導要綱にかかわるものにつきましては、事前にその調査を予測をさせて、もし電波障害が起きた時点では、それなりの手当てをさせると。これはそういう指導を行っております。浅川処理場につきましては、ちょっと資料がないんですけれども、たしかそういうふうな協議はされていないんじゃないかならうかというふうに思いますけれども、具体的に変え申しわけありませんけれども、わかりません。後ほど調査をさせていただきたいというふうに思います。

それから、モノレールでございますけれども、モノレール路線につきましては、環境影響評価を実施しておりますので、この中で地元の説明会等を東京都、モノレール会社等が行っておるはずでございます。この具体的な内容も、ただいま資料がございますので、何とも申し上げられませんが、基本的には、その事業の後にそういう電波障害が生じた場合におきましては、その事業が起因しているものについては、当然それなりの手当てをしていく。これは後ほどそういう調査を専門家なり何かで実施をして、それに基づいて実施をしていく。これは市の開発指導要綱の指導でも同じでございますけれども、そういう対応をしていくものというふうに理解しております。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） 少しわかりましたが、そうしますと、日野市の指導要綱とか、また東京都のモノレールの協議会でしょうか、このところにそういう部署があって、そして事業を進めるに当たって、こういう障害が出てきた場合に、こういう対応をしていくという形でよろしいかと思うんですが、そうしますと、これらの事業は早くて平成9年に完成するわけですね。そうしますと、平成9年を待たなければ、電波障害とかそういうものについては——モノレールに関しては——対応していただけないのかどうか。これは実際電波障害が出てきたということであるならば、これらの問題は、すぐこういう問題を取り上げて、解決していただけるのかどうか、このあたりを、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 原則としては、障害が発生した時点で調査をして対応していくということになるのが原則だと思います。したがって、もしそういうふうな電波障害等が発生している地域がございますれば、私の方からでもまた都の方に申し上げてもいいというふうに考えております。具体的な箇所がもしあれば、そういう対

応をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） 浅川処理場につきましては、実際、あそこの周辺に行きますと、テレビのアンテナが、鉄塔と言おうか何かで、屋根の上をこう、2階の家で出ている家が50軒ぐらいあります。それは当然、電波障害が出てきて、これに基づいたところの工事を変えてやっているんだと思うんですね。あの程度だと私、台風が来たら、みんな倒れちゃうと思うんです。そして今、そのようなふびんな思いをしておると思うんです。そして、私が知っている人が1人しかいなかったから、よく聞けなかったんですが、こういう状況を見ても、電波障害がないということは、私は言えないと思いますので、ぜひ浅川処理場周辺、この部分についても調べていただきたい。そして、モノレールの関係も、その人に聞いて、いや、困っているんだと、6チャンネルと12チャンネルがよく見えないということは聞いたわけですが、私もテレビを見たわけじゃありませんから、この部分につきまして私も、今回行って見せていただいて、実際そのような形であるならば、また都市整備部長のところにも話を持ってまいりますので、このあたりをぜひ、実際困っている部分があるわけですから、これらの部分の問題も対応して、十分審査をしていただきたいなということを要望して、この問題を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君） これをもって7の1、街づくりの進め方で森田革新市政の誤りはないか？の質問を終わります。

一般質問7の2、教育行政の進め方につき問う教育指導要領・国際化への対応の通告
質問者、天野輝男さんの質問を許します。

○16番（天野輝男君） 長い年月の間、教育の現場で文部省と組合との対立が続いてきましたが、今年9月1日から3日間、日教組の定期大会が開催され、文部省と協調路線に転じ、新運動方針を正式に決定して、戦後50年に続いた闘争の歴史に終止符を打つことができたということは、私も大変喜ばしく思っております。これまでの日教組の歴史というものは、戦後間もない1947年に結成し、その歴史は東西冷戦とともに始まり、政治的な反対、また抵抗というような問題で終始明け暮れておりました。教職員の政治活動を規制するところの1954年、教育二法をめぐる闘争のころから、対立は激化してまいりました。1957年から始まった反対闘争で、全国一斉の法策を打ち出したことは皆さんも御存じであると思います。そして1986年に、全国の中学校に対して文部省が行っていた全国一斉学力テストを拒否した方針に臨み、各地で中止に追い込ま

れたことは、私どももよく知っておるところであります。そして1984年に、連合加盟をめぐり、日教組が二つに分かれました。そのあたりからだんだん力が弱ってまいりました。そして1990年代初めて、分裂後開かれた定期大会で、スローガンというものが、今までは「反対・封鎖・阻止」でありましたけれども、「参加・提言・回復」という運動方針に変えられていきましたけれども、これには地域の各都道府県の組合の方が協力していただけないで、これらの問題が延び延びになってきたわけではありますが、今回、これらの問題は、革新とあくまでも政治的な解決が、教職員との問題が多かったわけではありますが、社会党と自民党が政権をとるというようなことによって、これらの問題にも対応していかなきゃならないというようなものが出てきたことは、大変私は喜ばしいことであるなど、このように考えておるわけであります。

そして私は、これらの問題の中で、やはり現在、どこの国であっても同じであります。子供たちを教育する、また子供たちを育成するということは、その国の財産になってくると思います。そして、これらの問題を、親のエゴというか、そういうもので、子供たちの発育する部分をおろそかにしていた部分があったと私は思うんですね。これらの問題を改めて、そして親は親で改める、教職員は教職員で、改めるところは改めて、そして新しいものをつくり上げていくということが、今後私は、大変重要な役割を果たしてくるということを強く感じておるところであります。

その中で私は、今回、このような方針が出てまいりました。そして、中央で決まっても、これがすぐ地方にもつながるかといえば、まずこれは、当然あり得ない部分があると思うんです。しかしながら、中央で決まった方針というものは、ある程度やはり、地方であっても、これらのものを受けとめながら、そして子供に一番合っているような教育はどういうものであるかということをもっと真剣に考える必要があるなどということを強く感じておるわけであります。

そして、これらの中で、読売新聞に「戦後教育は変わるか」というような形の中で、路線変更した部分について4日間にわたって連載しておりました。そして、自社連立内閣によって、大きなテーマ、その21世紀の変更というのは、やはり日教組には、まず教育界の対立を解き、教育改革に向かう社会責任を果たすべきことを求められておる、という新しい運動方針を掲げたわけであります。これに基づいて、教育界の対立を解くという形の中で、彼らが文部省と、そして組合の先生方との話し合いを設けることによって、21世紀ビジョンの委員会というものが中間報告を出しまして、要するに55年体制は教育界に対し、最大の不幸であった、というようなものを掲げまして、そして委員

長と文部大臣の与謝野さんとの話し合いが設けられて、これから急激に進展していったわけでありますが、この中で私は、戦後教育は変わったかという中で、この中で一番最後に、いじめの問題を掲げておりました。このいじめの問題というものは確かに深刻な問題でありまして、その子供たちの父兄がそこに参加しておったわけです。そして3時間も延々と討論した中で、これらの解決の糸口が見出せなかった。そのときに、父兄の方が、政治とか、そういう闘争という時代はもう終わったんじゃないですかと。そういうことよりも、今子供に現実にかけているところの不幸ないじめ、そして自殺というような問題をいかに防ぐかということが、これからの教育の一番大きな問題じゃないかということ、ある父兄が言って、ああ、そのとおりだということで、参加した人たちが反省した、というようなことが載っていたわけであります。

そういう中で、私たちも少なからず、そういう教育のちょうど変わる時期にあって、そういう場面に出くわして、失望した部分もあったんですね。いい先生だと思っていたのが、多分、教育のこのあたりで問題を起こしたんです。教育二法のこの問題だったと思います。このときに、私たちが知っている先生が、その乱闘事件の中に出ちゃった。それで私もすごく失望しました。みんな失望したんです。そういう日教組の大人が、やくざ者がけんかするんならいいけれども、教育者がそういう中で論争して、殴り合いの論争になって、その中へぱっと出ちゃったんですね。それで私たちはすごく失望したことを今でも忘れることができない。

だから、そういう中で、私は、教育、こういうものを、実際子供たちを巻き込んで、確かに戦争というものはだれも反対ですよ。そして再び戦争を起こしてはならない。これはだれでもわかるんですよ。そういうものに結びついていって、要するにこの教職員の組合の活動を有効に使うというような手段をとったところに大きな問題があったと、このように思うわけです。そして新しく教育行政も変わりつつある。そして変わるということは、そういう日本は日本の国情に合ったところのやはり教育を育てていかなきゃならない。そして子供が安心して学べるような、そういう体制をつくってあげなきゃいけない、このように思うんです。それは今後は、組合と文部省でよくすり合わせて、問題を解決していくという方針が出てきておるようですから、そんなに極端なものは、まず出てこないものと私は思うんです。そういうものが中央で決まっても、例えば日野市で実施できない。日野市の組合は、この組合と違うようでありますが、そういう中で、私は、この教育そのものが変わりつつある中で、日野市の今後、こういうような形で文部省、また教職員組合のこういう人たちでつくり上げたものが、だん

だん下へおりてくる。そういうときにやはり、いいものは全面的に協力し、そして、ここの中ではたくさんいいものがあるんですね。これを読みますと。

要するにだから、新任教職員低下の時代で、東京都なんか、ことしは50人しか新任の教職員はとらないということを聞いておるわけです。そういう中で、今若い人たちはやる気があるんです。やる気があっても、先生になることはできない。採用してもらえない。今、各都道府県では、新任者研修というものをやっておるわけです。これは文部省が実施するのは、幼児用研修とか、そういう研修が、今年も2,400人が参加したというものがあるんですね。若い人たちは、大変やる気があるんです。子供たちに教えることが得意な人がいるわけです。そして、平均年齢が50ぐらいになっておりますので、このあたりに問題がありますが、今後は、恐らくもっと文部省も、若い教職員を育てるためには、予算を組んでくると思うんです。そして、いい教員を育てるような体制づくりが私は出てくると思うんです。

そういう面で、私は、今後、このようなものが具体的になった段階において、日野市でも慌ててはいけないし、それはこれらの問題を通して、そして日野市の子供たち、また日野市の工場や——工場がたくさんありますし、国際化とか、そういう面で、海外にも今後は日野市の企業も進出するという部分が出てくるでしょうし、こういう中で、日野市の中の教育を、国際化に備えたところの対応をしていくべきだと、このように思うわけです。そういう面で、ぜひ今後、こういう形の中で、教育行政そのものが変わって来るとある、こういうときこそ、おくれをとってはならないし、また、子供たちが一番いいというようなものをつくり出していただきたいなということを考えておりますので、ぜひこのあたりで説明していただければと思います。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（園田 匠君） 今の御質問ということでございますが、何点かにわたろうかと思えます。第1点目は、日教組と文部省の話し合いができるような状態になっていったということで、私も新聞報道等以外には内容は知り得ていませんけれども、日教組の一つの運動というものが、現場に密着して、より学校教育を充実していこうという、この方向へ絞っての一つの考え方がまとまって来た、というふうな新聞等を読ませていただいて、理解をいたしております。いずれにいたしましても、学校教育に携わる者が、お互いに切磋琢磨していくということは、大変必要なことなのでございますけれども、対立をして、それを子供の方へ持ち込むということは、やはり私は避けるべきであると、こういう考えを持っております。そういったことで、お互いに切磋琢磨しながら、よ

りよい教育を目指していこうという一つの考え方があるということは好ましいことであり、今後、その成果が上がっていくことが期待される、こう思います。これが第1点目。

それから第2点目で、日野市ではどうかという御質問でございました。日野市では、私も、いわゆる教育委員会の方と先生方とが、ともに教育の課題を考えながら、そしてその解決をどうしていったらいいかというようなことをやっております。一例を申し上げますと、日野市の教育委員さんは、学校訪問というのをやりまして、2年に1回は学校を回るというようなことで、半年で半分ずつ回っていくと。そこでひざを突き合わせて先生方と教育の課題を話し合い、どういうぐあいにしていけたらいいかというようなことをやっております。また、研修会等でも先生方に御参加いただきまして、教師としての資質を高め、また今日的ないじめの課題についても、お互いに解決や、それから努力の方途なども、ともに考えていくという姿勢をもって今までも取り組んでまいりました。今後もそういった方向でまいりたい、こう考えております。

第3点目でございますけれども、もう現在、国際社会化されている。その中の教育はどうあったらいいかという御質問のように承っております。「国際教育」という言葉が一つの熟語になっておりますように、非常に現在、日本の置かれている立場は、これは国際化の一つの波といいますか、当然のことですけれども、その範疇に入っている。日本だけでは生活できない。多くの国々の人々とともに手を携え、そしてともに生きていかなければいけないという、こういった考え方が大事かと思います。したがって、学校教育の中でも、国際理解教育というものを一つの大きな柱と据えております。もちろん、教職員の研修も行いますし、学校の中では、例えば外国の方々との交流の場を設けたり、または中学校においては、外国の先生、講師を招聘して、いわゆる英語の授業をやってもらったり、というようなことで、お互いの文化の違いも理解するし、また協力の必要性を深めていくという教育を日野市の学校教育では努力をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 天野輝男さん。

○16番（天野輝男君） どうもありがとうございました。こういう日野市の教育は、教育委員会が学校訪問をしたりしていると。これは、今後もこういう問題を通して、教職員、特に学校を管理している校長、教頭初め、苦労があるように聞いておりますので、こういう問題も十二分に理解を示していただきながら、よりよい学校教育をつくっ

ていただきたい、このように思います。

国際化の問題であります、日野市の場合には、いろんな面で大きな企業があるわけです。そして、企業を通して子供たちが、その工場で作っているもの、そういうものに触れながら、理解を深めていくと。そしてできれば、日野市の企業の中に学校を卒業したら就職して、貢献していくというようなものも今後は必要になってくるんじゃないかなということを感じております。国際化の時代にもう入っておるんですね。そしてどこの市町村も、外国にホームステイや姉妹都市を結んだりなんかすることによって、夏とか冬、春休みとか、そういう休みを通して行ってきたりするような形をとっているところが多いように聞いておるわけです。そういう中で、ぜひ私は、こういう機会がありましたら、そういうような形の中で、どこでも民間協力をしながら、そういう国々と仲良くできるような体制をとれたらいいなということを強く期待しておりますので、これらの問題も、今後いろいろ煮詰めながら、具体的にしていきたいなということを感じておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君） これをもって7の2、教育行政の進め方につき問う教育指導要領・国際化への対応の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時7分 休憩

午後3時47分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の1、学校給食の運営について問うの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（沢田研二君） それでは通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

テーマは「学校給食の運営について問う」という内容でございます。学校給食の件をテーマとして取り上げましたのは、今回で2回目でございます。前回は、平成4年の第4回定例会、12月議会でございます。ただ、そのときのメインテーマは「市民から頂いた貴重な税金を、より効率的に使う工夫を（行政には、常に改革を念頭に置いて

て)」というテーマの中の一つとして、今回と同じ「学校給食の運営について問う」という項目を設けて、当時のいろんな背景をベースにして、いろいろ質問や提言をさせていただいたところでございます。前回の質問から約3年近くの歳月が流れてしまいました。途中何度か取り上げようと思いつつ、ついついほかにもいろいろ多くの市民要望に沿ったテーマもありましたので、今回まで延び延びになってしまったわけですが、大変今は、間を取り過ぎたことを反省しているところでございます。といいますのは、それは事前調査、あるいは前回質問時の議事録等を再読してのことなんですが、この3年近くの間、ほとんど改善や進展が見られていないように感じたからでございます。

私は、間をあけた理由が実は二つございました。一つは先ほど申し上げたとおり、ほかにも多くのテーマがあったところでございます。そしていま一つは、自分では行政側に対しての一つの思いやりのつもりでございました。それは、学校給食のシステムをもろもろ改善するということは、私なりの過去のいろんな経験なり体験なりからすると、なかなか表に見えない部分で、大変な苦労があるんだろうというふうに考えたからでございます。あえてここでは、その見えない部分については触れませんが、多分ということでございます。そのためには、それなりの時間も必要だろうからと考えての間であり、時間であったわけでございます。しかし、残念ながらその思いやりは全く通じるところではなくて、また期待も見事に裏切られてしまったというところでございます。さっきも触れましたように、3年前の議事録を改めて読み返してみても、今回、それをそのまま言い直しても、何ら違和感もギャップも感じない。それはすなわち、ほとんど改善がされていないからということにほかなりません。

それからもう一つ、前回この質問をしまして、大変後味の悪い思いといいましょうか、私にとっては、質問も不十分なまま失望感を抱きながら終えた記憶がありました。今回議事録を読み返しまして、改めて思い起こされたところでございます。多くは申し上げにくいんですが、時の担当部長の答弁内容が、余りにもお粗末過ぎたことと、それを聞いていたはずの当時の教育長も市長も、そのお粗末答弁に対して、何の補足説明もしようとしないうちに見て、これはだめだなと率直に感じました。この体制の中で何を言ってもだめだというか、無理だなと思いました。その時期というのは、市長選まであと5カ月を切った段階でございましたので、そんなこともあって、もう一息の我慢ということもありました。今回読み返しまして、何か自分が答弁したわけではありませんけれども、非常に気恥ずかしい気がいたしました。また、こういった答弁の中身は、他市の人には見せてほしくないな、見てほしくないなと、そんな気分にもなったぐらいでござ

ざいます。ぜひ、教育関係者の方、前回の議事録を読んでもらいたいと思います。

しかし、そんな経過があったにせよ、何点かの提言はしたつもりでございますから、何がしかの改善という淡い期待もあったわけでござりますが、結果は先ほど申し上げたように、残念としか言いようがない実態にあります。ぜひ、今後に期待していきたいというふうに思います。

今回の質問を整理する中で、こんな言葉を思い起こしました。「被害者は、加害者の何倍もの痛みを感じるものである」という言葉があります。今回の内容はこれは別に、加害者とか被害者という、そういう関係のものでは全くないわけですが、仮に問題提起をした側の私を加害者というふうに位置づけて、この言葉を読み返しますと、被害者は加害者の何倍もの痛みを感じるものであるが、それを、被害者は加害者の何十分の一の思いやりも感じないものである、と、こういうことになるんじゃないでしょうか。また「過ぎたことで心を煩わされるな」という有名な言葉がございます。森田市長の言葉ではございません。ナポレオンの言葉です。したがって、今回は、過去は過去として、プラス志向、未来志向で今後に期待をしながらの質問をしたいと思いますので、ぜひ関係部局の皆さんは、前向きな答弁をお願いしておきたいというふうに思います。具体的な質問に入らせていただきたいと思います。

前回の一般質問、先ほど申し上げましたように、平成4年の12月でございますが、ここで幾つかの問題提起をした以降、何かその中で具体的に検討し、改善されたところがあるかどうか、まず1点目、このことについて伺いをしたいと思います。

それから、これからいろいろお聞きしていくこととの兼ね合いで、東京都の基準として、栄養士あるいは調理員の配置基準というものがあろうかと思いますが、これは現在どうなっているかということもあわせて伺いたいというふうに思います。まず1点目、お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 大変厳しいお話をいただきましたけれども、1番の改善をしたことがあるかという内容で、いささかお話をさせていただきますが、東京都は、公立学校児童・生徒の健康実態等の調査を実施いたしました。その結果、5人に1人が定期的管理、食生活の注意、それから医学的管理の必要という結果が出ています。このような状況の中で、学校の児童・生徒の健康状態に応じた献立の工夫、それから食物アレルギーを持つ児童・生徒が多々ございますが、その対応、招待給食、選択給

食の試み等、児童・生徒の将来にわたる健康づくりの視点に立った学校給食に取り組んでいるということです。給食調理員については、平成3年、先ほどの4年度の第4回目の議会の内容ですが、3年は140名の給食調理員で、平成7年度については、実際の給食の調理員が140名です。それから平成7年度は134名でございます。栄養士は各学校1名で、市職が14名、都職が14名で、全校1名ずつ配置されております。それから日野市は御承知のとおり、中学校の給食を食堂方式で他市に先駆けて実施いたしました。また、職員の配置でございますけれども、先ほどもあわせて質問がございましたが、都基準によるということで、300食まで3人、301食から500食まで4人、501食から800食まで5人、801食から1,200食まで6人となっています。そういうことが都基準でございます。

前回指摘された内容でございますけれども、パートの件でございます。忙しいときにはパートを使って仕事をするということでございますが、職員がフルタイムで仕事をしないということ、フルタイムといいますと、我々職員というのは、朝8時半から5時までということで、そういうところでパートを使えば、経費面でも大変安く済むということは、私もそう思っておりますが、急激に忙しくなる一部の仕事はパートで処理をしていくという考え方でございます。今の給食の職場において、そういう問題を考えていくということの質問でございました。しかし、今現在では、フルタイムで働く職員として、配置基準によって調理員は配置されております。ですから、8時15分から4時45分までということで、全員の職員がその時間まで働くということでございます。そういう意味で、栄養士と給食調理員をフルタイムで採用しているわけですから、その時間は十分に仕事をしていただかなければならないというふうに思っております。現在は、この指摘のような急激な児童の減少、今、ちょっと減少のことは申し上げておりませんが、急に先ほども数字をちょっと申し上げましたけれども、児童数が相当あれから減っております。3年から7年の間には、千何百人という子供が減っております。前回の御質問の予想に近い子供が減少しております。米飯給食の増加や、行事食、磁器食器の採用、また食物の種類の増加等によって、作業も非常に手間が食うように最近になってまいりました。そこで、職員間でも忙しいので、増員、配置基準をふやしてもらえないかという話も出ておりますが、配置基準については、今までどおりでやっております。教育委員会は、一部パートについても、そういうことをしたらどうかということも考えてみました。たまたまそういう機会がございましたが、給食は子供たちの教育の一環でありますので、子供とともに給食をする面もあったり、今正職でやっておりますが、

今すぐいろんな形では考えられない。先ほど申し上げた、何ら進展はないと言われましたが、今後経費の節減に、今の状態でまず、むだのないことをやっていき、工夫をして、効果を上げることと、教育的配慮を含めて、今後一層の検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。前回質問をさせていただいた項目幾つかあるんですが、それを一つずつ振り返るつもりはありませんが、今御答弁いただいた内容は、余り前回問題提起したところとは関係のないというか、部分ではないかと思います。ということは、逆に言えば、ほとんどそれが前進していないということのあかしではないかと、非常に残念なんです、それから磁器食器に関係することでちょっと伺いたいと思います。これまでも試行期間ということで、いろいろ導入に向けての努力はされているようなんですが、一般的に試行期間というと、そう長い年月を言うものではないというふうに思うんですが、これがなかなか進んでいない理由というのは、一体どういうところに原因があるのか、またその試行期間という言い方は今もされているのか、それともまた、具体的な何か年限を決めた取り組みをされているのか、そのあたりについて再質問をしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 磁器食器でございますけれども、試行期間というのは、年限を定めずにやっているのかということなんです、現在のところ、いつまでという定めはしておりません。それで磁器食器は、豊かな給食ということで、各市でもぼちぼち導入をされてきておりますが、磁器食器については、非常に重いということもございますし、前のアルミニウムだとか、そういう食器に比べますと、大きさも大きいです。大きくて、そして洗浄器などについても、給食の部屋の洗浄器を交換したり、それから労働上もかなり大変になってくるということです。多少重いのは我慢していただきたいというふうに思いますが、そういうことで、各学年に1クラスは必ずやっている。全体でやっている学校もございます。そういうところで、一応軌道に乗った段階で試行期間は終えるということで、そんな長い期間はやれないんですが、期限は切っていないということが現状でございます。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） この磁器食器の問題も、やはり目的が豊かな食事ということ

に、重点的な教育的な分野からこういうものを踏み切ろうという計画を立てて進んでいるわけですから、重いか大きいとか、洗浄器を変えなければならないとか、いろんな条件はあるにしても、試行期間といった時期から大変な年月を要しているわけですね。これぐらいのことがやっていけないのでは、もうとてもとてもほかのことなどできるわけがないんですが、先割れスプーンとも関係してくる改善だろうというふうに思いますので、ぜひこれは具体的な年月を決めて、いつまでにこれをやっていくんだというようなことの取り組み方をすべきではないかと思います。当然、今ある食器類をすぐ総取りかえることには、それなりのとらえ方によってはむだな資金も発生するわけですから、これは多少、学校によっての後先が生じてきたり、あるいは学校の中でも、学年によっての前後が生じるかもしれませんが、やっぱり年度計画を決めて、それに向けて、ぜひ取り組んでいただきたいということを、この部分については要望しておきたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきますが、効率的な学校給食の運営についての検討が行われているのかどうかということでございます。今の最初の質問との兼ね合いで聞く限りでは、現実的には進んでいないわけですから、こういう質問をすることもどんなものかなとも思ったんですが、やっぱりこれも、どこがそういうことに対して主体的な責任を持って、要するにどこが主管としてそういうことの取り組みをするとか、あるいはどういうタイミングでこういった問題を取り上げていくのかというようなことをまず基本的に決めておかないと、これはもう本当に、そのときの状況任せで一般質問されたからやるのか、あるいは何か問題が起きたからやるのかというようなことで、結局何もやらないままということが続きますので、この点についてはどういう決めているのかお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 給食の方の窓口は、教育委員会学校教育部の学務課でございますが、給食では調理員の人数とか、内容とかということがございます。日野市給食委員会もありますし、それから窓口としては学務課で、人数を調整するときには、職員組合との交渉だとか、いろんな面がありますが、一応7月ごろにいろんな形で組合からの要望もありますし、うちの方からの要望も、そういうものを挙げまして、ことしの方針だとか、そういうものを立てながら調整をしております。ですから、改善があるときには、あらかじめ組合の方にもそういうお話をしながら、こういうふうな問題をやっていきたいという申し入れをするシステムでございますが、定期的にいつ

やるというふうなことじゃありませんが、毎年そういう時期がございますので、予算の要求とか、人員の要求の時期に合わせてやっております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） そうしますと、主管課は学務課で、そして時期としては、予算要求の段階のほぼ7月ごろと、こういうようなことでよろしいわけですね。当然、いろんな場面で労使での話し合いということもあるんだと思いますが、学校教育部門として、予算面のことも当然ありますが、いろんな観点から改善、工夫をしなければならぬということの問題提起もたくさんあるというふうに思うんですが、すべてその時期に、予算の時期に合わせてやるということなんですか、それともそれ以外に、学校教育部門として、労使の問題は別にして、教育部門から行政サイドといいましょうか、企画サイド、あるいはそういういった方面への働きかけ、あるいは内部での話し合いみたいな、そういったことはされるんですか、されないんですか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） その辺の問題なんですが、定期的な問題については、今言ったようなある時期にやりますが、特別な問題になったときには、職員課ともよく打ち合わせをしながら、そういう時期を設定するということがあります。現在のところ、ちょっとやっておりませんが。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） じゃあ、これもぜひ要望しておきたいと思うんですが、この学校給食、これからまたいろんな問題提起をしますけれども、いずれにしても、今たまたま学校給食の問題、教育部門に関係する問題提起をしていますけれども、やはりある程度問題意識があれば、それに向けてきちとした日程を組むなり、形づくっておかないと、結果的に何もできないで、年月だけ過ぎてしまうということになってしまうと思うんです。ですから、学務課が担当であったならば、この7月の時期だけではなくて、それとはまた別な形で、きちとした学校給食問題を論議し合う場所、あるいは場合によっては、専門の委員会みたいなものを設けて取り組むぐらいの姿勢が必要ではないかと思うんですが、教育長、いかがでしょうか、その辺については。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（園田 匠君） 今議員さんから御指摘をいただいておりますが、

学校給食は御存じのように、子供たちに豊かな食生活、給食を通して、また食習慣を培っていく、また健康増進といえますか、栄養の面でという大きな役割を担っているわけでございます。そういった学校教育における大きな役割をより効果的にしていくという一面と、今議員さんから御指摘をいただいたような、いわゆる学校給食を維持していくという一面があるかと、こう思っております。そういった面について今後、教育委員会といたしましても、どうようにしていけば、より学校給食が充実し、そして一人ひとりの子供に行き届いた給食が提供できるかというようなことを検討をしてみたい、こう思っております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ぜひ、それを具体的に取り組んでいただきたいということをここでは申し上げておきたいと思います。これからまた個々の細かい内容に入っていきますので、その辺を論議し合えば、よりその辺の必要性というものを感じられるのではないかと思いますので、これはぜひそれを進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次、3番目に、生徒数が毎年減少方向の中で、調理員の雇用調整というのはどういうふうにされているのか。これは平成3年度と平成7年度の比較をしてみたわけです。これは5年間の動きという意味で行ってみたわけですが、大変な生徒数の減少というのが明らかになっております。それで具体的な質問を二、三交えながら、その実態もまた、私が調べた範囲での実態も報告させていただきたいんですが、まず質問事項を先に申し上げておきますが、前回の質問との兼ね合いで、パートの活用のことを先ほど報告があったんですが、ほとんど活用されていないというようなことなんですが、全くゼロなのかどうかを含めたパートあるいは臨時職員の活用状況について、今現在どうなっているかをもう1回確認したいと思います。

それから2点目に、平成3年から現在までの職員の動き、これは退職をされた職員もいるでしょうし、また逆に、普通の生徒の動きからすると、採用というのはないのかもしませんが、採用した数があれば、その実数を含めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから3点目に、調理員1人当たりの生徒数は、東京都の基準と比べてどんな状況になっているのか。先ほど、生徒数及び職員、教員の数何人以上のときは何人という基準を伺ったわけなんですが、それと比べて、今日野の実態はどうなっているのかというようなことをお伺いをしたいというふうに思います。

この3点なんですが、ちなみにその背景を若干お話しさせていただきますが、学校給食に関係する人件費であるとか、職員の数、あるいは生徒の数といったものを、先ほどもちょっと申し上げましたが、平成3年度と7年度で対比をしてみました。これを見ますと、まず生徒の数でございますが、平成3年度時点では、小学校で1万178名、まだ1万人を超えておりました。中学校で5,594名、合わせて1万5,772人という数字でございました。これが平成7年度になりますと、小学校で8,623名、1万人を切り、9,000人も切って8,600人台になっております。それから中学校では4,439人ということで、合計で1万3,062人。したがって、小学校だけでこの5年間の減耗人員は1,555人なんです。それから中学校で1,155人、合わせまして2,710名もの人員が、若干の誤差はあるかもしれませんが、私が決算書あるいは予算書を通じて、あるいは事務報告書を見て調べた範囲でのことでございますが、そんな数字が出ております。それからこの間の給食調理員の数でございますが、小学校で94名、これは東京都の職員を除きますと80名ということになります。それから中学校で46名、合わせまして140名という数字になります。平成7年度でいきますと、小中学校合わせますと135名ということでございます。

それから人件費なんですが、問題は、小中学校合わせていきますと、実に平成3年の段階でも、9億8,239万円という大変な額が学校給食に費やされている。これは人件費だけでございます。平成7年度は10億を超えておまして、10億7,329万円という、こういう数字でございます。この5年間で人件費のアップは約9,000万なんです。これを栄養士並びに給食調理員のトータル人数でこの費用を割りますと、1人当たり年間人件費というのは638万、これは平成3年です。それが平成7年度では、実に720万になるという、単純に割りますとですけど、こんな数字になります。大変な数字だなというのが率直に感じられます。それからまた逆に、全体費用を生徒数で割りますと、生徒1人当たりどれだけの人件費が費やされているかということになるわけですが、平成3年度で小中合わせて約6万2,000円。平成7年度で約8万2,000円という程度の数値が出ております。これは学校給食はもちろん、生徒だけではなくて、教員、あるいは職員等々のものも入りますので、今申し上げた数字よりは若干マイナスをされることになるわけなんです。それにしても、生徒数が2,710名も減っている実態の中で、調理員数はほとんど減っていないという現実がございます。また人件費も相当膨らんでいる。1人当たりで換算すると大変なアップ額になっていると、こういう現実がございます。これらの実態を踏まえて、先ほどの3点の質問も含めて、どのようにとらえているのか、どうすべきと考えているのか、そのあたりについての答弁をいただき

たいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 1点目は臨時の問題であると思いますが、平成7年度は、臨時職員は6名おります。それから平成3年度の質問はございませんでしたけれども、そのときには8名ということでございます。

それから2点目の、調理員の採用状況だったと思いますが……（「退職と採用」と呼ぶ者あり）退職と採用ということでございますが、3年からの歴史的な内容でございますか。（「3年と7年を比較をしたとき」と呼ぶ者あり）採用は、7年に8名採用しております。それで、ちょっとこの説明の仕方が難しい。（「3年から7年まで」と呼ぶ者あり）平成4年に5名、それから平成5年に6名、平成6年にゼロ、平成7年に8名採用しております。それから退職者は、平成3年に4名、平成4年に3名、平成5年に2名、平成6年に7名ということでございます。

調理員の1人当たりの生徒数ですけれども、平成3年のときは119名でしたけれども、平成7年では105名ということでございます。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今、具体的な質問の項目に対してはお答えいただいたんですが、総体的にこういう大現実がある中で、どうすべきと考えているかということに対する基本的な肝心なところの答弁がなかったんですが、それじゃあ、もう一言加えて答弁を求めたいと思うんですが、いずれにしましても、先ほど平成3年度と平成7年度の比較をさせていただきました。これは当然、理事者側の方はもっと正確な資料のもとで正確な数字を押さえているわけですから、私がかいつまんで申し上げた必要もないぐらいだと思いますが、いずれにしましても、年度単位で見ても、相当の減少をしております。これは小中学校とも。それから学校別に見ましても、大幅減少の学校もあります。例えば二、三例を挙げますと、小学校の部門でも滝合小学校などは、この5年間で192名も減少しています。それから百草台も172名、高幡台も百五十数名というようなことで、200名近い学校もあるぐらいに、もう相当減耗といってしまうか、減少があるわけです。ですから当然、こういう現実が出てきたときには、給食調理員の雇用状態というものにも影響してくるのではないのかなというふうに思うわけです。それから、これを小中学校も含めての人数を見ていきますと、年度によっても若干の違いはあるでしょうけれども、恐らく600人から800人ぐらいの毎年減少があるはずなんです。

ですから、こういう現実がある中にもかかわらず、先ほどの退職者の数、それから

新規採用者の数、新規採用は平成3年から7年まではこれ合計何人になるんですかね。19名……。〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕19名ですよ。減耗したのが16名。減るよりもふやしている方向にあるわけですね。これでは全く、前回問題提起したこととは逆行しているわけでして、その辺を含めてどう考えているのかということが、先ほど申し上げた質問の趣旨なんです、それであわせて伺いたいと思うんですが、パートの臨時職員という言い方がいいんでしょうか、活用もほとんどないに等しいわけです。これはなぜ、もっと有効な使い方ができないのかなという疑問があるんですが、もちろん、今現在、正職員そのものがふえる傾向にあるわけですから、とてもパートなんか要らないと言ってしまえばそれまでなんです、どうしてパートをもっと有効に使えないのかという疑問がまず1点あります。それであと、これだけ生徒数が減っている中で、なぜ職員をふやす方向で動かなければならなかったのかということですね。これもまた大変な疑問でございます。それから、定員のオーバーということになるんだろうと思うんですが、この調理員のですね、という実態があるわけですが、その生徒の減少ということと、調理員の定員というんでしょうか、定数というんでしょうか、それとの兼ね合いというのはどういうふうにとらえればよろしいんでしょうか、そのことを含めて、どうすべきかの答弁をいただきたいと思うんですが。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 平成3年度では、配置基準では139名で、実際の職員は140名ということでございました。平成7年度は、配置基準で計算しますと125名、ところが実際には134名の職員がいるという現実でございますけれど、その職員の中で、平成7年度においては長期休業、あるいは産休、それから病休に対応しているところでございます。今後の問題といたしましては、この配置基準を上回った職員については、退職等新規に採用するということできずに、暫時これに合わせて、まず1回目はそういうことの努力をしてまいりたいと思います。いずれにしても、そういう中で急激に児童が減りましたので、そういう中でやっておりますけれども、給食調理員の人事の採用については、職員課ともよく相談の上で、これからもその辺の問題については十分検討してやってまいりたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。ちょっと教育長に伺いたいんですが、今いろいろ質問させていただいて、現実の姿を少しずつ理解してきているところなんです、確かに特に女性の多い職場ですから、病気があったり出産があったりと、

これは当然あり得ることで、それを何らかの形でカバーをしなければならないわけなんです。大幅な生徒数減少ということは、十分教育部門で出されている人員の予測の中で、もう明らかにわかっているわけで、ですから、3年前に私は、その教育委員会から提出された資料に基づいて、だれが見てもこういう状況が生まれてくるわけですから、ぜひそれに沿った対策が必要ではないですか、ということをお願いしたつもりなんです。ところが全くその方向には進んでいない。むしろ逆方向に動いちゃっていると、結果的には。それはいろんな背景の中で難しいという部分も十分承知はしているんですけども、それにしてもちょっとひど過ぎるのではないのかなと思うんです。それについて教育長としては、この当時まだいなかったわけですから、そうは言いながら、やっぱり現実の長でありますから、その立場を踏まえてどのようにお考えですか。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（園田 匠君） 今、実態については学校教育部長の方から説明をさせていただきましたが、給食調理員につきましては、東京都の方で配置基準数というのがございます。それで教育委員会の方では、この配置基準を一つの基準として人員配当をしてみたい、こういう基本的な考えを持っております。また働いていらっしゃる方々については、もう少しこの配置基準を上回った数で配当してもらえないかという御要望もあると聞いております。そういった中で、私ども教育委員会としては、この配置基準に基づいて調理員の数というものを考えて、今後努力してみたい、こういうぐあいになっております。この東京都の配置基準をベースにしてみたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今、東京都の基準があって、現場の声としてはそれを上回るという要望の声があるということ、生の声だと思うんですが、それが結果として今、基準を上回る実数になっているという——これまでですよ、これから問題じゃなくて、これまでがそういう現実にあるというのは、そういう声を反映した結果ということで受けとめてよろしいわけですか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 配置基準は本来、これは守らなきゃいけない内容だというふうに思います。それで、私もどこか別のところにちょっと行ってたんですが、私が教育委員会にいたときには、だんだん児童がふえてきたときなんです。ふえてきたときに、配置基準に届かずに、臨時で対応していたことがあるんです。そこからあと

少したつと減るから、というようなぐあいで、いろんな形でうまくそれをカバーするような努力をしたんですが、長くはおりませんでした、その結果、あと6年ぐらいたってから去年戻りましたんですけれども、そのときは減少していた状況ですので、その中からやはり、そういう状況を踏まえれば、基準がずっと守られるということを私の方も思っておりましたので、基準を守るということをこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 確かに、児童数もふえたり減ったりすることもあるけど、今後は相当先にならないと、ふえるということは一時的にあったにしても、めったにないと思うんです。ですから、だからこそ、こういう先何年間を見越した表をつくって、今後こうなっていくですよということを、ああいう資料を出されているわけですね。確かに労働組合があって、その組合の立場でいろいろ提言してくることも、これも理解できますけれども、しかし、何ととっても、市民の税金でこれを運営しているわけですから、やっぱりそれは、その都度担当者の首切りなさいとか、そんなことを全く言っているつもりはないわけですし、それを少しでも効率いい運営方法をとるべきではないかという、全く当たり前のことを前から提言しているつもりなんです。ですから、それを、今の実態のような形で、むしろ逆行するような現実ということに対しては、非常に大きな問題があるんじゃないかなと思うんです。これは今たまたま先ほども言いましたが、学校教育の中の給食問題を取り上げていますが、いろんな分野でそういうのは目に見えるわけですね。あれもこれも取り上げますと、ごちゃごちゃしてわからなくなりますので、今回はたまたま学校給食の問題を取り上げていますが、個々にこれからいろいろ取り上げさせてもらおうと思っていますが、そういうところで一つひとつ、それぞれの部門が努力していかないと、きょうあたりも若干景気の回復に期待ができそうだったのがまた、そう甘くないというようなことのニュースも出ておるとおり、本当にこれから厳しい状況がまだまだ続くというふうに受けとめるべきだと思うんです。ですから、そういうようなことを考えたとき、やっぱりもっともっと行政サイドも、そういう視点に立って、それぞれの担当分野の中で取り組んでいかないと、本当に民間企業であれば、倒産の道しかないというぐらいに、もっともっと危機感を持っていただきたいというふうに思います。後でまたほかの項目もありますので、この点についてはとりあえずここで切っておきますけれども、また関連して出てくるかと思います。

次に、これも以前から問題にされているところなんです、給食がないときの対応に

ついて、その後改善をされているかどうか。これは給食がないという言い方はちょっとあれなんです、要は平成3年時点では、小学校で182日、中学校で170日が給食日数だというふうに伺った記憶があります。現在、その日数がどうなっているのかということもあわせて聞きたいのと同時に、以前からこの問題に対しては、市長からの答弁もあったんですが、ピカピカ運動といいましょうか、あき時間で校内外の清掃をするとかいうような話もありました。それから、これは夏休みとかそういう時期だと思いますが、研修会への参加ということもあったように聞いております。それから日常できないような器具備品の清掃、こういったものもその中の時間対策として行われていると、こんなようなことが過去には説明をされていたんですが、その後といいましょうか、今現在といいましょうか、内容的に同じようなことなのか、それとも何らかの改善がされているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 給食がない日でございますが、週休制が全部整いまして、給食調理員は土曜日は休暇ということですので、その辺は登校しないんですが、夏休みと給食がない時間をどういうふうに過ごすかということで、各学校は全部計画を立てて、時間をどういうことをやるかというのを全部報告をさせていただいています。そういう中で給食調理員がやる仕事は、それぞれ学校で違いますが、前にピカピカ運動もやりましたが、ある学校の報告も出てきておりますが、統計をとって今まで全部学務課の方に報告をさせております。例えば夏休み、全員そろってペンキを塗っていただいたり、草取りをやったりということを実践でやっておりまして、今までとそれほど変わっているかどうか、私もちょっと定かではございませんが、具体的に学校へ行って調べたりしてまいりましたが、大分そういう点では、今までよりも夏休みは研修は幾日かやりますが、研修の際にも、給食がない日には、学校の主たる仕事は給食であるけれども、給食がない日は学校の教育の一助として皆さんがいるんだから、校長、教頭の指示あるいは自発的な形で勤務時間、フルタイムで働いていただくわけですから、その時間にやっただくということを指導しております。それから給食日数は、前回のものとほとんど変わりございません。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 土曜日は出勤をされていないと。これは市の職員が今、毎週土曜日休みになったんで、それに合わせて給食調理員も休んでいるということの理解で

よろしいわけですね。それからその他については、報告をしてもらっているということなんですが、ちょっと伺いたいんですが、例えば平常というか、通常というんでしょうか、こういうときの1日の作業工程みたいなものはどういうふうになっているんでしょうか。確かに日誌みたいな形で報告をしてもらうのもいいんですが、一般的に1日の作業の流れというか、工程はどんな形になっているんでしょうか、もしわかれればお聞かせいただきたいんですが。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 出勤は8時15分です。8時15分には納品チェックがございます。8時半から調理の打ち合わせ、前日の反省を踏まえて打ち合わせをすることで、8時45分から短い間ですけれど、ちょっと重いものを持ちますので、軽い体操をしてから調理に移ります。約9時から調理に入ります。それから配膳で、12時30分までに配膳を終わって、配膳後の対応は、1時に終わるわけですが、1時から1時45分まで休憩をとります。そしてその後、休憩をとった後、洗浄、清掃、それから回収、次の日の準備ということで、仕事は4時半に終わるんですが、4時45分に帰るということになっております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 当然仕事柄ということで、ピークありということになるわけなんですが、先ほどの質問にちょっと戻らせていただきますけれども、この人員が給食は年間今も、小学校でいえば182日、中学校でいえば170日程度ということのようなんですが、先ほどの答弁の中で、トータルでオーバーをしているということですね。そのオーバーしている人たちに対しては、今後まずそこは削減をしていくんだということなんですが、これはどういう方法で具体的に調整をしようというのか、もう1回ここで確認させてください。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 現在、先ほどちょっと言葉が足りなかったんですが、配置されている職員は、配置基準によって配置されております。ですから、配置基準以外の職員については、病休とか、一番大きくて大変なところに一時手伝いにいくことがあります。ほとんど病休とかそういうもので配置されるということで、直接学校の配置になっているということではありません。配置基準に基づいたものだけが配置になっていて、あと大きな学校とか、大変な学校のところへお手伝いにいって、あいているときにはお手伝いにいくと、それ以外は、病休とかそういうところで使っている。ほ

とんど病休、2人常時休んでいる人がいますので、そういう形で配置されております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今、いろんな企業みんなそうだと思うんですが、休暇要員だとか、何とか要員とかいうような形で人材をストックしているほど裕福なところはどこもないと思うんです。確かに流れ上そういうふうになってしまっているということの現実を正直に報告していただいたわけなんです、とてもとてもそんな日野市としても財政的な余裕があるわけはないはずですから、ぜひこの辺は改善をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほども臨時職員といいましょうか、パートの問題で、なぜ活用しないのかという話もさせていただきましたが、そういうときこそ、そういうものでまた十分足りるはずなんですよ。ぜひそのことを進めていただきたいなと思います。それで、本来、給食調理員が専門職として市の職員として入職しているわけですから、そういった人にはほかの仕事を、それも給食関係以外の任務を行わせるということは基本的にはあるべき姿ではない、というふうに思います。またそれから、職務の性格からしても、仕事そのものにピークがあったり、逆に余裕時間というか、待ち時間というか、そういう時間が発生することもこれはやむを得ない職種だというふうに思います。しかし、そうであるならば、それが生じないような体制の見直しをするということが絶対に必要ではないかなと思うんです。ただ、生じないようにするということは、本来性格的には無理なわけですから、生じても支障のないような逆に組織にしていけばいいかということだと思います。で、その組織にするためにはどうすればいいかということが、その考えなければならぬところなんです、今まで、前回も含めて、そういった観点で問題提起をしていたつもりなんです、そのことについて、何か今考えをお持ちでしたら伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 先ほどの異動の件なんですが、給食調理員が今、配置基準より余分に正職がいる場合には、今までもそうですが、要するに給食職場が保育所とか、病院とかありますが、そこと人事交流をしております。そういう問題もありますし、あるいはそういうところ等の調整で、やはり余るようなことがあれば、そのほかに十分に、例えば老人のための給食とか、そういうこともこれからは考えなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今答弁されたようなことも一つの方法なんです、先ほど来、たびたび言葉として出しております、いわゆる臨時職員の活用というのは、そういうことにも一番対応できる体制だと思うんです。先ほど工程を伺ったわけですが、確かに朝から配食するまでは相当なピークだろうと思います。しかし、それを過ぎると、かなり内容的な質的には違いが出てくると思うんです。ですから、そういうようなことの体制をとれば、十分安いコストでできる可能性はまだまだあるわけですから、例えば私どもの東芝の社員食堂の事例を前回も申し上げたんですが、当然食堂の専門業者に委託をしているわけです。そこの委託を受けたところはどういうふうな形でやっているかといいますと、正社員の数というのはせいぜい30%にも満たない、あと残り70%以上はパートなんです。必要な時間にだけ雇用して、あとは正職でカバーしていくと。それで十分やっていけるわけなんです。ですから、それは一つの事例ですけれども、学校給食といえども、そのことによって質が下がるわけでもなんでもないと思うんで、ぜひそんなことを真剣に考えていただきたいというふうに思います。別に70%の職員を今すぐ減らすべきというわけではないんですが、仮に今140人とか150人体制の人員体制を、90人なり100人なりにそれを臨時職員等に置きかえるだけでも、前回も申し上げたんですが、3億円ぐらゐの資金削減が可能だろうというふうに私は思っております。これは間違いなくできます。ですから、質を落とさないで、しかも別に職員の首を云々ということではなくて、その40人なり50人、もしここでそういう対応ができれば、今、日野市の中ではいろんな部門で、特に高齢化を迎えるという状況の中で、人手を欲しいところはたくさんあるわけですから、それをそちらの方に回すことによって、市民サービスというものを十分にでき得るというふうに思いますので、ぜひそういう観点に立って、この問題に取り組んでいただきたいということを、この項目では要望しておきたいというふうに思います。

それから次の項目で、栄養士の役割と活用について伺いたいんですが、小中学校にそれぞれ1名ずつの栄養士が配置をされております。これは聞くとところによりますと、東京都は日野は28校ですから、その半分の14名分については東京都から派遣をされている。ということは、東京都の試算では、1校に1人ではなくて、2校に1人程度でいいという解釈なんですか、そこを確認させてください。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） そういうことだと思います。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ということであれば、なぜ日野は2倍必要なのか。ということは、自校方式にして、各校に1人ずつ配置をするということが前提になってきているんだと思うんですが、例えば献立を今は各校単位で行っているんですか、別メニューということですか。統一メニューではなくて、各学校ごとにそれぞれ栄養士さんがいて、その人たちが献立を立てるという、そういう方法なんですか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） ということなんです。各学校でそれぞれ献立を立て、それで発注をし、やるということです。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 確かに、各学校に一人ずつの栄養士さんがいると、それぞれの仕事で、どうしても自分なりのオリジナルのメニューをつくりたいという願望が出てくるのは、これは当然といえば当然なんです、それも一つの味があってよろしいのかもかもしれませんが、しかし、それを食べる方はみんな違うわけですから、別にそういう必要性もないし、それを望んでいるわけでもないと思うんです。ですから、そういうことを考えますと、統一メニューにして、材料の仕入れなんかをまとめて日野市が購入をするということも十分考えられるのではないかなと思うんです。また、その材料の仕入れも統一する、そしてまた、一時的な加工といいたいでしょうか、例えばジャガイモの皮をむくだとか、ニンジンを基本的に切るだとか、そういうようなことも、こういう部分だけでもセンター方式でやれば、それだけでも何人かの人手をカバーできるんじゃないでしょうか。そんなことも十分考えられると思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） つい最近ですが、学校保健審議会というのがございまして、7月20日に答申があったんですが、2年間ぐらい討議したんですが、学校給食を生きた教材として教育活動に位置づけるという、そういうような答申が出まして、このために、各学校で特徴ある給食をやるために、今、その経費の問題については、そのとおりでございしますが、各学校1名ずつの栄養士によって運営をして、要するに地元野菜を使ったり、いろいろな中で、特徴ある、栄養士によって大分食事の味やなんかも違いますが、そういう中で、地域の交流もございしますので、そういう意味では、それだけは何とか生かしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今答弁いただいたことはごもっともだと思いますし、私もそうあるべきだと思います。ただし、そうであったとしても、あるいはそういう目的を達成する上においても、例えば1校に1人置いて、だからそれぞれのオリジナルなメニューをつくらなければおいしいものができないということではないと思うんです。例えば、これが半分の栄養士がいて、グループ制で指導して、そこで考えて、いろんな献立を、あるいは学校によって違うのがいいというのであれば、それだってできるわけですから、それはもういろんな方法をとれば、質も何も落とさなくて、もっともっと有効な教育的な視点で学校給食ができるんじゃないかと思うんです。現にいろんなことを考えていきますと、今現在だって、200人そこそこの学校もあれば、750人を超える学校もあるわけですから。同じ栄養士1人で賄っているわけです。それだけとらえても、随分矛盾じゃないでしょうか。ですから、そういうことを考えると、もっともっとグループ制の中で、よりすぐれた栄養士さんもいるでしょうし、まだ見習い中の、と言ったら失礼かもしれませんが、そういう方もいるかもしれません。そうだとすれば、そこでもっともっとお互いが教育、切磋琢磨できることにもなるわけですから、そういう観点からこの栄養士の活用の仕方といったものについても、もっともっと知恵を出せば、小さなコストで、より中身の濃い学校給食ができるんじゃないかと思いますので、そんなこともぜひ検討課題として問題提起をしておきたいというふうに思います。

最後に、学校給食を老人給食に活用することの検討はされているかということでございますが、これについては、まず学校サイドとして伺いたいんですが、いろいろ今伺ってきた範囲からすると、とてもとてもそんなところまで学校サイドとしては考えている余裕というんでしょうか、検討した形跡は余り感じられないんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 先ほどの、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、栄養改善法というのがございまして、100人以上のところには栄養士をつけるというふうな決まりもありますので、それは参考で、議員さんが言われる、その経費の節減については、そのとおりだと思います。そういうことで、今のところは、栄養士についてはそういう形で、1校に1人ということで考えております。

それから、今の給食に伴う教育的な内容ですけれども、老人給食も大切な福祉事業だ

と思います。学校給食の調理員の配置基準を上回る職員を福祉的施策に活用することはもちろん考えられます。すぐできるということじゃありませんが、考え方といたしまして考えられます。また一方では、施設的には学校の給食施設という用途のまま、ほかの目的に利用することはちょっと難しい面もあります。学校の統廃合で、そういう給食の施設が余れば、主管課とか、そういう老人福祉課、福祉部の方ともよく協議をした上で、その施設を活用できるんじゃないか。人間的にそういうことだけれど、施設についてはちょっとまだ難しいのではないか。参考ですが、27市で学校給食施設を利用して老人給食をやっているところは、今のところない、というふうに伺っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。確かにまだ27市の中では、そういう方法をとっているところはないと思いますが、23区内だとか、あるいは全国的に見たときには、まだまだ数少ないことかもしれませんが、そういう方法をとって、かなり有効に運営しているというところも出てきておりますので、日野市といえども、財政的には大変厳しい背景があることは事実でございますので、ぜひそんなことでの学校サイドとして、やっぱり一種の営業活動みたいなものだと思います。学校施設にある設備だから、人材だから、学校給食にだけ活用するんだという発想ではなくて、老人給食をたまたま挙げておりますけれども、それ以外にもいろいろ、幼稚園、保育園、あるいは病院とか、いろんな施設での併用も考えられなくはないと思いますので、ぜひそんなこともあわせて検討していただきたいと思います。

そこで、福祉部長にもちょっと伺いたいんですが、老人給食も今大分努力をされてやっているわけなんですが、非常にコスト高の老人給食が今行われていると思います。これは前回といいましょうか、これも2年ぐらい前になろうかと思いますが、老人給食のあり方についての問題提起もさせていただきました。そのときにも指摘をさせていただいておりますが、非常に高いコストの老人給食をされております。簡単に言ってしまうと、本人負担は1食400円ですが、実際に買っているのは1,400円ぐらいと。したがって、1食当たり1,000円ぐらいの持ち出しと。これも福祉のためと言ってしまえばそれまでなんですが、そういうところを使わなくても、例えば今例に挙げたような、学校給食の施設をうまく運用、活用することによって、その負担も半分ぐらいになるんじゃないかというようなことの予測もされるんですが、詳しいことはまた改めて、老人給食の分野で機会を改めて質問をさせていただきたいと思うんですが、そういうようなお考えはあ

るのかないのか、あるいは検討されたことはあるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ただいま御指摘のように、材料費は400円ですけれども、この老人給食の1食当たりが平均で1,387円ということでございまして、超過負担と申しましょうか、市での持ち出しが989円となっているというような状況でございます。一番の問題は配食といいたいでしょうか、自宅に届ける経費が非常に高くかかっているというのが実態でございます。ずっと以前に、学校での給食の合間とか余裕、または夏休みとか、そういうところを利用して老人給食というようなお話が一時出たときがございしますが、なかなか難しいということで、その後は検討はしてございせんが、配食がスムーズに即学校でできるのか、または別に配食係を頼んでやるとか、そういうようなことの経費やなんかを考えた中で、安くできるなら、ぜひ活用はしていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） すぐ簡単にできるものではないことは十分承知しておりますが、いろいろ検討を加えれば、十分活用可能だろうというふうにも思いますので、このことは問題提起をさせていただいておいて、これ以上の質問は求めませんけれども、ぜひ検討していただきたいということをお願いします。

今回、この質問を行うに当たりましてもそうなんですが、前回、この関連の質問を行うに当たって、市長の方から、私の方からの問いかけに対しての答弁だったんですが、行政改革に対する基本的な考え方を伺いたい、ということをして市長に伺いました。そのとき、市長の方からは「最少の経費で最大の行政効果を上げるということが行政に課せられておる基本的な姿勢である」という答弁をいただきました。もう極めて模範的な回答でございました。しかし、実態は、今いろいろ質疑応答があったようなことで、ほとんど前進していなかったということがあるわけなんです、これまでのやりとり全体を聞いていて、市長としてどのような印象を持ったのか。これは学校教育関係については、まさに教育長マターでございすけれども、しかし、その資金を提供しているのはあく

までも市長の責任の範疇でございますので、この今現在も10億を超える学校給食のための人件費を提供している立場として、どのようにお考えがあるか、簡潔にまとめていただければありがたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大変示唆に富んだ御質問をいただいたというふうに拝聴しております。学校給食が現実に行われて、ことし「戦後50年」という言葉がありますとおり、50年に近い歴史を踏んできたことになると思いますし、また学校給食のその効果も、体位の改善でありますとか、いろんな意味で大きな役割を果たしたことは間違いない経過だというふうに評価できると思います。私どもが人口急増期の当時のことと、それから今日の人口がふえない状況の期間と比較をするわけではありますが、人口急増期はどちらかといえば、学校づくりでありますとか、あるいは不十分な中でも、何とか努力目標を掲げてやってきた時期があるわけであります。特に学校給食のことで日野市は、各校方式でありますとか、あるいは全校がすべて給食調理室並びに給食を行ってきたという評価もあるわけではありますが、人口の減少期と申しましょうか、あるいは生徒数の減少期に遭遇いたしまして、いろいろの矛盾も露呈をしておるということはつくづく感じております。とりわけ給食調理員がなかなか減数しにくいということの難しさであります、いろいろ教育当局にも要請をしてみるわけではありますが、現実には明確な姿になり得ていないということもたびたび口にしておる状況でございます。財政的にももちろん、効率的な財政運営をするということは当然でありますし、また私は、とかく労働運動では、効率という言葉が批判されがちでありますので、職員自身が能率を上げようという呼びかけで、お互いの努力目標を掲げているところでございまして、そのことの何といいましょうか、公務員としてのモラルを十分考えなければならないということはおもう言うまでもないわけであります。とりわけ一番痛い点は、つまり給食日数が週休2日制のこともありますし、夏休みその他のこともあるわけでありまして、いくら計算をしても、労働時間がきちんと公務員に課せられた給与日数、給与時間に到達し得ないではないかということ、教育委員会にも絶えず指摘をしているわけであります。その意味で、校長の統率のもとにピカピカ運動等によって、学校のあらゆる労務仕事を積極的に取り込むということが現実であれば、市民から特に冷たい目を向けられることもないのではなかろうかと、このように指導はいたしておるところでございますが、とりわけ今日の財政事情のこともありますし、それから一層努力をしなきゃならないということは、もう御指摘のとおりであります。

ただ、栄養士に関しましては、各校方式を行っている以上、やっぱり栄養士の数も確保しなきゃならないと思いますし、学校給食は学校給食会という校長の組織のもとに成り立つ事業にはなっておりますが、日常的に一番中心的役割を果たしているのは学校栄養士である。これは恐らく集金まで、あるいは材料の調達からあらゆる領域にわたって一番中心になっているというふうに承知をしております。東京都の方式は、単なる栄養士としての献立のみならず、私は労力面でも、栄養士はほとんど役割に大きな責任も果たしておるといふふうに評価をいたしております。給食調理員にもこれからいろいろと内部的な検討もいたしまして、御指摘のような、返答に困るような事態のないように、公務員としてのいろんな意味での役割を自覚をして頑張っていきたい、このように指導したいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。今市長からコメントいただいた中で、ちょっと2点だけもう1回指摘をして、答弁は必要ございませんが、認識を改めていただきたいということがございます。一つは、なかなか関係する職員の数が減りにくい実態にあるということを申し上げたんですが、今、この5年間の動きを見ましても、減っている数よりも、ふやしている方の数が多いわけですから、これじゃあ減っていくわけがないんで、その辺の根本的なとらえ方をもう少し改めていただきたいということを一つ申し上げたい。

それからもう1点は、「労働運動に効率という言葉は嫌われるんじゃないか」ということを申された。何十年前かの労働組合にはそういう傾向があったかもしれませんが、今はむしろ、労働組合側から、そういうことをどうすればより効率的であるかというようなことを提言するのが正常な組合でございまして、それを嫌う組合があるとなれば、それは時代錯誤した組合である、ということを申し添えておきたいと思います。

それから最後に1点だけ現場の生の声をお聞かせしておきたいと思いますが、たまたまあるところで、ある学校の校長先生と色々な話をしておりました。そのときに、その校長先生がしみじみと言われた言葉が耳について離れないんですが、当然校長先生ですから、いろんな学校を回ってきておられます。そのいろんなところを体験されている校長先生が、「日野のような給食体制を改めてもらって、その分で浮いた教育費をほかに回してもらうとどれだけありがたいですかね」と、こういう声をしみじみと語っておられました。恐らくこの校長先生は、私が学校給食のことに対して問題提起をしているとか、問題意識を持っているということを全く知らないで、たまたまそういう話になっ

た話でございます。ですから、いろんなことできょう私が唱えた問題に対しても、いろいろ陰の声は聞こえておりますが、やっぱり現実には現実として、本当に教育のことを思うのであれば、本当にベストの方法を模索するようなことを考えながら、長い目で見て、行政側も、また学校側も、また子供たちも、本当に幸せになるような方法をとるべきである、ということを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって8の1、学校給食の運営について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時11分 散会

9月12日 火曜日 (第4日)

平成7年 日野市議会会議録 (第21号)
第3回定例会

9月12日 火曜日 (第4日)

出席議員 (29名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

27番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	松 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
業 務 課 長	山 田 政 男 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 山 川 芳 子 君

議 事 日 程

平成7年9月12日（火）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問9の1、ごみ減量は“緊急課題”——誰もが週1リサイクルの町を！の通告
質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（執印真智子君） おはようございます。それでは、質問させていただきます。

ふえ続けるごみを何とか減らさなくてはと、今や東京都も各市町村も、そして、最終処分場を抱える日の出町の人々も、それぞれの立場でこの問題に直面し懸命に取り組んでいます。日野市においても、ことし6月より市内全域を対象とした資源物の分別収集が始まりました。平成7年4月1日付の日野市清掃概要のごみ量の推移によると、前年対比数量が平成2年、3年度とふえ続け、平成4年、5年度に一たん減少したものの、平成6年度には再び前年度対比1.8%の増量という結果になっています。また、日ごろ家庭から出るごみをボックスに捨てに行くたび目にする光景は、オレンジボックスからあふれ出るペットボトルや発砲スチロールのトレイ、そして、カラスにつつかれ無残に散らばった紙くずや生ごみなどです。収集作業に携わる業者や職員の方々の日ごろの御苦労に心から感謝申し上げます。

今回、容器包装リサイクル法もできましたが、ゴミをもとから断つものにはなっておらず残念なところ です。日の出町の問題も、組合の対応が何とも信じられないというのが、多くの人々の共通する思いではないかと考えます。さまざまな課題を抱える中ではありますが、解決のすべてのもとは市民のだれもがごみに関心を払い、だれもがリサイクルに参加する方法をいかに浸透させるかということだと考えますので、今回は、その視点から質問をさせていただきます。

1点目、市では今までもびんの回収のためのドラム缶を地区センターに設置する、小・中学校に回収コンテナを設置する、モデル地区での資源回収の実施など、段階的にリサイクルに向けての取り組みをしてこられました。東京都が出しております東京広報7月号の特集、リサイクル型都市づくりの中の区市町村における資源回収等の実績、平成5年度によりますと、日野市の住民1人当たり回収量は、日野市は19キログラム、総回収量は3,062トンとなっております。一番多いところで、調布市の71キログラムですので、日野市は随分少ない方の市だったのですが、この数量をどのように考えているのか、

また、平成5年10月からステーション方式による回収を始めた後、実績はどのように推移しているのかをお教えてください。

2点目の質問は、回収ステーションの設置をどのようにふやすかです。日野市廃棄物減量等推進審議会の答申には、現行のポイント数、ステーション数約240カ所をオレンジボックス設置箇所の5分の1、つまり500カ所程度まで増設の努力をすると書かれております。このことについての具体的な方法を現在どのように考えているのかをお教えてください。

3点目に、リサイクルは現行月2回となっております。私たちは毎年市民の方々から一言提案というアンケート方式で日野市についての御意見をいただいております。この一言提案にごみの意見はいつもたくさん寄せられますが、その中には、地区センターにドラム缶があるのは知っているが、とても遠くて持っていけない。生活保健センターの前庭で資源回収をしているのは知っているが、木曜の午後は仕事なので持っていけない。市内全域で資源物のポイント回収が始まったが、びんや缶はぬれても問題ないが、紙類や布類は雨が降ってしまうと2週間後まで出せないで本当に困るというものがあります。リサイクルの意思はあるけれども、実行しづらいシステムだということが言えるかと思います。ごみ事業基本計画には、週1回のリサイクルをしていくんだということが書かれておりますけれども、週1回のリサイクルに至るまでの計画をお聞かせください。

4点目に、この四、五年間、ドラム缶によるびん回収、かごによる学校での缶の回収、そして、ステーション回収など、少しずつ市のリサイクルの方法が変わってきております。この変わり方をどのように市民に知らせてきたのか。また、現在のステーションの回収を徹底させるために、どのような方法を行っているのかをお教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。

環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 順を追ってお答えいたします。

まず1点目に、他市に比べて市民1人当たりのリサイクル率が低いのではないかとのお話でございます。確かに平成5年度の東京都がまとめたデータによりますと、市民1人当たりが日野市の場合には、必ずしも多いというふうには考えていないところでございますが、そのことから、この数字は実際には回収団体がリサイクルで回収した数値ということになってございまして、このほかにクリーンセンターの中間処理施設

の中でリサイクルをしているという数値が入ってございませんから、そのようなことで人口1人当たりの数値が低いということが言えるのではなからうかというふうに思っております。

実際に、市民回収団体の回収しております資源物が、年々微増ではございますが増加の傾向にございます。それとあわせまして、御案内のとおり平成5年には大体市内の約27%程度の地区の分別を始め、これはモデル地区として実施をいたしました。それから、平成6年にさらに地域を広げまして、おおよそ70%の地区が分別収集、資源回収の対象地区になり、さらに本年度6月からでございますけれども、市内全域を対象地域とした、こういうふうな形で順次ふやしております。その回収率からしましても、平成5年には、おおよそ27%から28%の地区でございますが、資源物としては142トンの回収をいたしました。それから6年度でございますけれども、これは633トン、このように上がっております。それから、本年度全域を対象といたしまして、この4月から8月までの実績でございますけれども、月々100トンずつ、現在既に500トン集めております。したがって、平成7年度は1,200トンの資源物が回収できるであろう。単純に計算いたしますと、そのような率で資源回収ができるであろう、このように思っております。したがって、この比較は平成5年度でございますので、その後、日野市のリサイクル行政も順次拡大しておりますから数値的にはふえてくるだろう、このように思います。

それから、いま1点、中間処理施設でリサイクルしております鉄、アルミ、これらにつきましては回収率は27市中トップでございまして、おおよそ96%の鉄、アルミをリサイクルをしている、こういう現状にございます。今後ともリサイクル率の向上には努めてまいりたい、このように思っております。

それから、2点目でございますけれども、ステーションの増設の考え方、こういうことでございます。確かに前年度、審議会の方から500カ所程度のステーションの増設をという答申がなされております。現在、私どもこの6月に全域を対象といたしまして238カ所のステーションを公共施設あるいは一部民間の用地等を利用いたしまして設置をいたしました。いろいろこの事業を実施いたしておりますと、やはり現在350メートルのメッシュをつくりまして全域に広げてきた、こういう状況でございますが、これではまだまだ不足するといいいましょいか、例えば地形的に坂道があるところ、こういうようなところだと上の方と下の方では大変条件が変わってまいりますから、その地域に応じたステーションの増設、これは考えていかなければならないというふうに思ってお

りますし、今後は廃棄物の減量推進委員の方やあるいは自治会の方々とも相談しながら、このステーションの増設に向けては500カ所を目指しまして、特にまた資源回収共同組合というのがございますが、そちらの回収の方の方々とも協議しながら、増設は極力努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目でございますけれども、週1回、現在、月に第1と第3は浅川を境にして北側を第1と第3、それから南側を第2と第4金曜日、このようにして月2回の収集をいたしております。週1回ということの御意見、これはもう当然、将来的にはそのような形で進むべきであろうというふうに思いますけれども、何分にも現段階、リサイクル事業を本年度全域にやっと拡大したという状況の中では、まだまだステーションの増設の場所が足りないということは、私どもも思っているところでございまして、ステーションを増設するということは、リサイクルに市民が1人でも多く参加できるようにステーションの場所を広げるわけでございますので、そちらの方に当面は主力を注いでまいりたい、週2回につきましては今後の検討課題ということになろうかと思えます。当面は、週1回でしばらく進めさせていただきたい、このように思っております。

それから、次に4点目でございますけれども、資源回収を行い、過去にはいろいろな回収団体の皆さんあるいは自治会の皆様から御協力をいただいてリサイクル事業を進めてまいりました。それを日野市で平成5年からステーション方式で資源物を回収するという形になりました。この新しく資源物として7品目を指定した地域、つまり5年、6年、7年と順次指定をしてきておりますので、その地域には1軒、1軒に回るようなチラシを自治会にお願いしまして、各戸にお配りをいただいている。それとあわせて、昨年度の12月にはリサイクルカレンダー、これは職員の総意工夫でやったわけですが、これを作製し各戸にお配りをした。それから、さらに広報等につきましても、ごみ減量とあわせて資源の回収方への協力、こういうようなものをお願いをしている。それといま1点は、2週間に一遍でございますので、前日には市の職員による回収地域の広報宣伝をいたしております。それで万全ということではございませんで、これからも知恵を出し合って周知徹底を図っていききたい、このように感じております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

今のお話によりますと、ステーション方式による回収によってリサイクルが進んできました。最初の年から見ると、随分リサイクルが進んでいくということになると思うんです。

が、今後のことについて、まずステーションをふやすことが優先だと。その後、週1回ということで、今は月2回ですので、先ほどちょっと言い間違えられたのかと思いますが、週1回にその後していくということで、その辺の計画はいつまでにつくるのかということがあれば教えてください。

それと、先ほどなるべく1人でも多くの人がリサイクルに参加するようなやり方というお話がありましたが、今のところ、これは難しいんだろうと思うのでわかれば結構ですから、何%ぐらいの家庭がリサイクルに参加しているのかというようなことがわかればお教えいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それと、私の住んでいるところも近いところにステーションができて、随分精神的にも違うんですね。持っていくやすくなりますし、それで、そのステーションの前に住んでいらっしゃる方が、びん、缶を持っていきますと「御苦労さまですね」ということで声をかけてくださるようなこともありまして、そういうところで、また市民のふれあいができていくんだなということを実感しております。それで、ぜひそういった形で一日も早く500カ所ということをしていていただきたいんですね。今の方法ですと、かなり前に比べてリサイクルしやすくなったというふうに思いますので、御努力には感謝をしておりますが、例えば年をとっている方とか、それから学生さんには恐らく余り情報が伝わらないんじゃないかということもありますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。それで、いつまでに何年間をかけて今の倍にするのか。それで、週1回にはいつぐらいまでにするのかという検討をいつまでにするのかというのを聞かせいただきたいと思います。

それから、広報につきましては、今、チラシだとか、それからリサイクルカレンダーの配布、それから回収地域の宣伝ということをされているということなんですが、市民の側からしますと、紙物というのは実にたくさん手元に届くんですね。ポストをあけると、ダイレクトメールに始まりまして、それから、子供がいますと学校からのお知らせとかというのがあって、紙のものというのは随分届くものですから、少し注意できるような渡し方なり情報の出し方をしていかないと、御努力して出しているんだけど、市民のそこには届いていないということが随分あるんじゃないかなという感じがしております。

それと、車で宣伝ですね、広報車だということだと思うんですけども、それも昼間うちにいて、その広報を聞いている人が一体何人ぐらいいるのかなという感じを持っているんですね。それは仲間うちにいろいろ聞いてみましても、回しているんだけど

も一度も聞いたことがないという人が9割5分ぐらいだなという感じを持っているんですね。ですから、もう少し違う方法をしなければいけないだろうと思います。そのときに、先ほども言いましたように、ステーションの前の市民の方が「御苦労さまですね」というふうに声をかけてくださる。あの方は廃棄物減量推進委員なのかどうかちょっと確認しておりませんが、100人以上いらっしゃるはずですので、そういう方が1軒1軒情報を伝えていくようなことも検討されたらどうかというふうに思います。

それから、私はボックス方式がいいとは思っておりませんが、今、その方式でやっておりますので、オレンジボックスにリサイクルできるものはこの近くのステーションにという紙をしっかりと張って、しかもそこで電話をして問い合わせをしないとステーションがわからないというようなことではなくて、ちょっと大変だと思いますけれども、近くのステーションの場所を地図を張って情報がわかるようにしていくということも検討いただきたいと思うんですが、以上について御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） それでは、お答えいたします。

まず、週1回分別収集することについての計画は何年を目指しているかという御質問でございますが、先ほどお答えいたしましたように、当面は月2回という2週間に一遍という、先ほど答弁が間違えていたことをおわびいたしますけれども、現行の方法でやらせていただくというお答えをいたしました。この週1回の回収が今、盛んに叫ばれております包装廃棄物のリサイクル法でございますが、これらの動きの中でどのような形に変わっていくのか。つまり、プラスチック類は、現在燃やさないごみに入れてください、こういうことで市民の皆さんにはお知らせをしております。これらが、この法律の施行によりまして、日野市がこれを分別の対象にしていくということを決めた場合には変わってくるわけでございますので、そうなりますと、おのずとそのことをまた踏まえ、この資源物の仕組みを考え直すというか再検討するということになります。ただ、基本的には、今の7品目の分別収集を基礎にしながら、新しい仕組みを取り入れた場合の収集といえましょうかね、回収方法、こういうものも検討していくことになりますので、現段階、何年までに週1回へのという御答弁は、ちょっと私どもではいたしかねる状況でございます。

周辺の環境、ごみを取り巻くごみ事業の環境が変わっておりますので、それらとの整合性を見ながら、一つの例といたしましては、プラスチック類をどのような形で7品目を8品目に入れていくのか、あるいは9品目に入れていくのか、あるいは、今、

オレンジボックスに入れておりますプラスチック類だけが大変量が多いということでございますれば、別途にまた回収をするというようなことも考えられます。そのようなことも踏まえて、この資源物の回収方式を見直すということになっていこうかと思っておりますので、現段階では週1回いつというような予定は持ち合わせておらない、こういう状態でございます。

それから、2点目でございますけど、何％程度の家庭がこの分別収集に参加しているかということでございますが、残念ながら、私もまだ6月に全域実施ということでございますまして、アンケートその他のデータを持ち合わせておりません。したがって、現段階ではその辺のところはまだつかんでいないというお答えをさせていただきます。

それから、次に広報でございますが、あらゆる機会を使いましてPRに努めるということは当然でございますが、今の段階では、最大の努力の中での実施でございますから、その辺の御認識をいただいて、さらに今後とも各地域に出向いて、幸いにいたしましてリサイクル課の職員は5年以降、5年度に1名ふえまして、内部努力によりましてクリーンセンター内で内部異動いたしまして2名、合計3名の職員が増員になってございます。それだけ市としてもリサイクル事業には力を入れていくという方向で進めております。そういう中で、今後のPRあるいは行政がとるべき事業、こういうものは積極的に進めてまいりたい、こういうふうに思っております。広報活動は当初は予定はございませんでしたが、そのような状況の中で職員の増が出たということ、あるいはいろいろな職員のアイデア、そういうようなものからやろうじゃないかという職員の意思で進めておりまして、当初からそういう計画ではなかったわけでございますが、そのように状況に応じた施策はとっていきたい、このように思っております。

それから、4点目でございますけど、ボックスにびん、缶は入れるなというような表示ができないか、こういうことではございました。御提案でございますので、早速これは……。従来は、ボックスによりますと、びん、缶はこの中へということが書いてあるところもございますので、そういうようなものを制度が変わってきておりますから、当然市民にも知らせていかなければなりません。そこで、そのようなボックスへの表示を工夫をして実施をしてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

一つ、現行のポイント数を倍にする計画というのは、いつまでに立てるのかという

こら辺のお答えがなかったので、今言える範囲で結構ですので、もう一度お答えください。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 失礼いたしました。

設置の目標を2倍程度にということでございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたが、実際に公共用地で必要なところというのは、私どもでも設置をしてまいりました。これから実施していくには、ある程度、民間の土地あるいは道路の一部とか交通に支障のないようなところに設置をしていくということになろうかと思います。そうなりますと、やはり地域の住民の皆さんの御理解、御協力が必要になるわけでございますので、その辺のところを今後、自治会あるいは減量等の推進委員さんと御相談しながら増設をしてまいりたい。現段階でも、二、三御要望のある自治会も私どもの方に参加しておりますので、その辺を含めて増設に向けての努力をしてまいりたい、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

やっぱりリサイクルの意思ある市民もいるんですけど、意思ない市民というのめたくさんいるんだなということが、ごみを捨てに行くたびに感じてしまうということがあるんですね。先日もオレンジボックスにビールびんが6本ぐらい捨ててありまして、このリサイクルが言われている時代に、どうしてこんなことをするんだろうというふうに、とても理解しがたいような気がしましたけれども、それが現実だという認識も、また持たなければいけないんだろうというふうに思います。オレンジボックス、グリーンボックスについては、以前から申し上げておりますように、何でもいつでも捨てられるということでリサイクルの足を引っ張るということにもなりますので、行く行くは当然なくしていくということが必要だと思いますが、今の段階では、オレンジボックスに情報を張るということもぜひ進めていただきたいというふうに思います。

何でそこまでしてというふうに思わないわけではありませんし、行政もそう思われるでしょうけれども、今、ごみ減量の意思ある市民と行政が、とにかく頑張っていかなければならないというふうに思っております。

きのう、馬場議員もおっしゃっていらっしゃいましたように、今回の法律ですと、大量消費、大量リサイクルということになりかねないということで、その辺は大変危惧

をしておりますが、今ここが、行政も意思ある市民も頑張りどころかなということで、ぜひいいリサイクルの仕組みをつくっていききたい、たくさんステーションをふやして、そして、ごみを出すような感覚というもちろんおかしいんですけども、例えば沼津市のように、ごみを出す方法がそれしかないというか、そういうようなことも必要なのかなというふうに思っております。沼津市では、会社の方は早出をして、その日はごみを出しに来る。また、もちろん学生さんも、ごみというカリサイクルできるものですね、それを出しに来るということで、この何年間かけて五、六年かかったんでしょうか、やっとステーション方式にはなったわけですので、これをさらに発展をさせて、何%の家庭がリサイクルしているかつかむのは本当に大変だと思いますけれども、何らかの方法でこういう調査もしていきながら、ごみ減量推進委員の方たちと協力をして、アイコンタクトです、目と目を合わせてごみの情報が伝えられるような、そういうことをしていただきたいというふうに思っております。

基本計画の中にもありましたけれども、今、部長さんからもお話ありましたが、行政は市民の中に飛び込んでいくべきだということが書かれておりましたので、ぜひ今後とも御努力いただきたいというふうに考えて、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって9の1、ごみ減量は“緊急課題”——誰もが週1リサイクルの町を！の質問を終わります。

一般質問9の2、水は命——災害時、市民が水を手にするために——の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問させていただきます。

前回の6月議会では、全般的な災害時の対応をソフト面から提案させていただきました。その中で井戸水の活用について提案しましたところ、学校用井戸を新たに3校掘るというお答えをいただきました。しかし、民間の井戸については個人の所有でもあり難しいということでした。私は、仲間とともに先月初め、民間井戸を応急給水施設の一部として実際に位置づけ、活用の実績のある三鷹市へ行ってきました。この調査をもとに、今回は日野市における災害時の水の問題について質問したいと思います。表題にも掲げましたとおり、水は命です。食べ物も二、三日なくても何とかありますが、水はそうはいきません。

そこで、まず初めに、災害時における日野市の水の確保について伺います。地域防災計画によりますと、給水計画については市水道部の担当となっております。給水能力については、市内5カ所の給水所、災害対策用の受水槽、プールの貯水量、消火栓を

利用しての給水、給水車による給水が計画されていますが、例えばあした——ちょっと物騒な言い方ではありますが——災害が来たとすると、どのように我々市民のところに水が届くのかをお教えてください。市民のイメージとしては、何かあれば給水車が来てくれると思っている人が大半だと思うのですが、いかがでしょうか。さらに家屋が崩壊し、必死で指定の避難所にたどり着いたとして、各避難所での水は十分に賄える状況でしょうか。計画の中では、学校プールの貯水量が給水能力に入れられておりますし、浄水機が2台用意されているようですが、即使えるのかどうか、また、どこの避難所から優先するかなどの原則の確認というのは、これまでされているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（山田政男君） 災害時の水の確保について水道部でできる対応ということで、飲料水の確保についてお答えいたします。

日野市の水道につきましては、浄水場、配水場、給水場、九つの施設がございまして給水を行っておりますが、各施設には自己水源として深井戸が19本ございます。日量1万2,000立法メートル、さらに利根川水系より日量4万2,300立法メートル、計5万4,300立法メートルで16万4,000人の市民に給水をしております。

災害時の飲料水の確保についてでございますが、水道施設のうち旭が丘配水場、多摩平浄水場、大坂上浄水場、三沢配水場、程久保給水所、この程久保給水所については東京都が直接管理をしているところでございますが、5カ所を拠点としております。災害時におきます各施設の配水池の有効水量は3万3,431立法メートルで、その3分の1を確保いたしまして、災害時におきます給水可能な水の保有量は1万1,120立法メートルになります。これは、1日、1人最低必要量を3リットルといたしますと、16万4,000人の市民の方の約20日分の水量となります。また、多摩平浄水場及び三沢浄水場におきましては深井戸が2本ございまして、自家用発電装置によりまして毎分2.5立法メートルの揚水が可能です。したがって、この井戸の方の水は、1日当たりに算定いたしますと3万6,000立法メートルの使用が可能です。水道部における水の確保については以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） そのほかの件について、お答え申し上げます。

ただいま業務課長の方から水の量ということですか、能力ということでお答え申し上げ

げたわけでございますが、この水をどう市民の手元まで運ぶかということが問題でございます。現在の計画でございますと、給水施設のところへとりに来ていただくのが一番の原則でございますが、これはそれぞれの給水場に2キロあるいはそれ以上の距離がございます。そういう中では、かなり遠いというようなこともございますし、また災害の状況によりますと、そこまでたどり着けないというようなこともあるわけでございます。現在の計画の中ではそのようなになっておりますが、今後、できるだけ市民の手元近くの場所に持っていけるかというようなことについても、水道部と協議しておるところでございますが、まず質問にございました市民への供給については、現在は給水車が2台でございます。2台の中でやっていくというようなことでございますが、これも全市一斉に災害といいますか、断水したというときには間に合いませんが、現状では全市的なことまでは想定しておりませんので、2台の中でやっていきたいというふうに計画としてはなっているところでございます。

また、避難所でございますけれども、避難所は学校ということでプールの水もございますが、浄水機があるといっても、これが十分機能するような状態でないわけでございます。と申しますのは、なかなか10年以上前に購入いたしまして、実際にそれを使っているというような消防車の定時点検みたいなのをやってございませんで、浄水機の機能が十分発揮できないのではないかなというような段階になっております。特に使えないという中では、修理も難しい部品もないというような中では、新しい浄水機をまた購入しなければならないというふうに思っておるところでございます。

それから、学校にはことし3カ所、これは教材用も含めまして井戸を掘るということで、現在、井戸も掘りつつございますけれども、この井戸の活用が有効ではないかと思っております。したがって、教育委員会あるいは水道部とも協議いたしまして、全校に井戸を掘るというようなこともやっていきたいというふうに思っております。

それから、給水の優先順序はどうするかというようなことでございますけど、これも特には定めておりません、想定もしてございませんで、できるだけ臨機応変にやっていく以外にはないのではないかなというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

今のお答えの中で、水の確保については量的に大丈夫だけれども、給水車が2台しかない。阪神大震災のような地震が来たときには対応できない状況というふうにとらえていいのかなというふうに思います。水道部の水について、量的には東京都の基準にも合致

しているということですが、総務部長さんがおっしゃったように、半径2キロ、もしくはそれ以上が対象ということで、例えば栄町から多摩平までですか、歩いていくというようなケースも時によっては出てくるのではないかというふうに思うんですね。それから、防災計画上では、原則的には市民が水をとりにいくというふうにはなっておりますけれども、最悪の場合を想定したときに、入れ物もないでしょうし相当厳しい状況というふうに考えなければならぬと思います。また、今のお話だと、浄水機が使える状況ではないということなので、これは早急に対応しないと、市民というのは、この計画にあれば当然使えるものだ、何かのときには、自分たち市民が使えるように整えてあるものだというふうに考えているわけですが、それは早急に対応していただきたいというふうに思います。

それで、阪神淡路大震災の後、水道部内で給水体制についての点検とか見直しがされたかどうかというのを、再質問の1点目としてお願いいたします。

それから、2点目として、日野市の水資源の活用の点検についてお伺いしたいんですが、日野市は全国にただ一つしかない水路清流課というのを持っています。この水路清流課では、井戸水についての情報をどれくらい持っているのでしょうか。また、日野市は湧水や用水がありますが、それらの水資源を防災に使えないかどうかの検討を1月の震災の後にされたかどうかお尋ねいたします。

それから、3点目として、総務部長さんからも少しお話がありましたけれども、学校も前回の質問のときにも、3校新たに井戸を掘るということですが、これも生活科などの教材としての井戸というふうには聞いているんですけれども、7月に出されました東京都震災対策推進本部による地域防災検討委員会検討結果報告というのによりますと、「学校をミニ防災拠点として整備し、水、食糧などを備蓄するとともに」ということが書かれております。すべての小・中学校が避難所として指定されていることですが、この際、学校用の井戸も防災の視点を入れて整備をするべきだと考えますが、現在の教育委員会の検討についてお伺いいたします。

それから、4点目として、全市的な水の確保と民間の井戸の活用についてお伺いします。これは、6月議会でも提案をしていますけれども、民間井戸の活用云々以前に、全市的に水の確保をどうするかという検討と計画を、関係する部・課が集まってつくっていくことが先決かというふうに、今回感じました。先ほども言いましたように、2キロメートルを基準に整備といいましても、現実的に市民を守る計画とは言えないと思います。三鷹市では、市の給水場、学校井戸、民間井戸もあわせて半径500メートル以

内を目途に整備をしてきたということですが、始めてから今日まで実に20年がかかっているそうです。また、これらの水を得られる地点を地図の上に落とし、しかも日本語だけではなく英語と中国語が並記されているものを市民に配布をしているということでした。阪神淡路大震災の記憶がまだ残っている今であれば、市民の関心も高く井戸を提供しようという市民の協力が得られやすいと考えます。

再質問の5点目といたしまして、前回の議会で阪神淡路大震災の教訓として、幾つか日野市で充実に向けて検討しなければならない点というのが、総務部の方から示されました。例えば近隣市からのボランティアの受け入れや簡易トイレ等でしたが、その後、どのように検討されたのでしょうか。防災計画の改定を待って入れ込むのか、そのままにしておくのか、財政的にやり切れないのか、今回はお答えがいただけると思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、この防災計画、市民はこれに沿って行政が動くものだというふうに思っているんですけども、先ほどの浄水機の例ではありませんけれども、計画としてあって実物があっても使えない、つまりないのと同じだという状況がありますので、一度、担当の各課が自分のところの受け持ちの部分を、本当にそのときつくった計画が生きるのかどうか、足りないものは何なのか、お金のこともありますから、今すぐ全部入れるというわけにはいなくても、せめてこの防災計画にのっているものぐらいいきちんと確認をして整備をしていくということが必要だと思うんですけども、そういうふうに震災の後に確認をしましょうというか、そういうような全庁的な動きをされたのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

以上、6点になりますがよろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 業務課長。

○業務課長（山田政男君） お答えいたします。

阪神淡路大震災後、水道部で給水対策について点検や見直しが行われたかということですが、御承知のように水道事業は東京都の委託事業になっておりまして、東京都の水道局の震災予防計画というものがございまして、その中で毎年予防対策の充実を図っているところでございますが、これには二つの柱がございまして、一つは施設の耐震性の強化ということでございます。これは被害を最小限にとどめようということと、もう一つは飲料水の確保のための施設整備ということでございます。これは、給水拠点の整備ですとか応急給水槽の設置だとかということでございます。

そこで、御質問の当市で行いました給水対策の点検についてでございますが、一つは

応急給水に必要な資機材、ポンプだとかホースだとか給水栓だとかいろいろございますが、その点検を行いまして、さらに拠点における応急給水体制について部内でマニュアルをつくりまして徹底を図り、また春には訓練を実施いたしました。この訓練は、春は多摩平浄水場だけで行ったんでございますが、年間を通じて計画的に実際の現地に行って職員が訓練を行って、いざという場合に備えるというふうなことを考えております。さらに、当市の地域防災計画はございますが、部の中で地震対策計画をもう少しきめ細かく策定しようということでプロジェクトチームを設置しまして、既に活動しております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ただいまの御質問の湧水と、それから井戸の問題についてお答えいたします。

湧水につきましては、議員さんも御承知のように現在、日野市内に179カ所ございます。そのうち、災害時に役立つようなある程度の湧水量のある湧水、これについて現在8カ所ほどございます。具体的には黒川清流公園、それから谷仲山、それから東光寺の段丘崖の位置のところにあります。それから、豊田の駅の東側に剣道場がございますけれども、剣道場の前の湧水、それから図書館の下から湧き出ている湧水、それから三沢の小沢緑地、西武団地の東側でございますけれども、その湧水、それから南平に八坂神社がございますが、その八坂神社の境内から湧き出ている湧水、それから、これは個人的なお宅ですけれども東豊田の星谷様というお宅の方から出ている湧水、これらにつきましては、一応月に2回ほどきちんと調査をしている、そういうことで、非常時に対処できるかどうか、一応水源として利用できるんじゃないかということで調査しております。

それから、井戸につきましては個人所有の井戸は私の方で現在タッチしておりませんで、学校の井戸について2カ所、これは七生中学校と第二小学校でございます。それから仲田水路、これは市民の森スポーツ公園の南側、道路沿いにある井戸でございます。その3カ所について、水源としての位置づけをできるんじゃないか、こういうふうに考えて、今、それらについて検討しているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 3点目でございますが、学校の井戸のことでございますが、先ほど総務部長からお話があったように、総務部の防災の担当の方と十分協議

をしてまいりたいと思います。学校の方では、先般御質問がありましたけれども、既にある水の調査をいたしました。そういう中で、適合、不適合という具合に結果が出ております。

それと、東京都の震災対策推進本部という中間のまとめでございますが、この系統の中には地域防災計画検討委員会のすぐ下に区市町村連絡調整会議というのがございまして、ここで地域防災計画の修正に関する情報の交換とか、そういうものがあるというんですが、そういう中で学校の立場をどうするか。それから、避難所になったときに教員を使うということが出ておりますが、これは東京都ですから、都立学校の教員のことを指していると思いますが、日野市といたしましては、その地域に属する職員を主体とするというような考え方で、この間もちょっとお話がありました、その辺については今後、担当の方と十分詰めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 4点目の民間井戸の活用というようなことでございます。

災害に対しましては、阪神淡路の教訓から、特に市民サイドにおかれても非常持ち出しあるいは備えておかなければならないものというようなことの中に水の確保がございまして。少なくとも水あるいは食糧については3日分はぜひ備えたいというのが、市民の方へのお願いでございます。その後の水道の断水等によりまして、長く水が得られないというようなことも発生するわけでございます。その中では、業務課長からもお話し申し上げましたように、水道部と総務部の方と協議いたしまして、できるだけ細かく市民のお手元に届くように今後していきたいという考えでございますが、お話の中にございました水道水以外の水の活用でございますが、これにつきましては、6月の議会でも御質問いただいたわけでございますが、現在、飲料水として井戸の水が適格か不適格というような意味での水質検査を保健所に依頼している井戸の所有者がございまして。これは、調査によりまして499件というふうに聞いております。そのほかにも、井戸をお持ちの方がおられるかと思いますが、その場合は、恐らく飲料水としてでなく、その他の生活水として使っておるのではないかというふうに思います。保健所に申請しているということは、飲料のことを目的としているのではないかということです。これだけの500に及ぶ井戸があるということは強力な資源でございますので、ぜひ飲料の水の確保ということでは、これを体系づけていきたいというふうに思っております。

特に三鷹の例もお話ございましたけれども、申し出をいただいて、それで市の方で

登録といえますか、確認していざというときには使わせていただくという方法もございますし、また地域コミュニティの中でどこどこさんのところには井戸があるということが知れ渡っておりまして、これが災害のときには、先ほどの湧水と同じように場所がわかっておれば、そこへ自然に市民の方が行くというようなことも考えられるかと思えます。そういう中では、地域の皆さんの横の連絡ということあるいは協力ということが、今後大切ではないかというふうに思っております。

それから、6月議会で、次期防災計画の見直しの幾つかの検討事項ということで、ボランティアとか簡易トイレについても検討しなければならないというふうにお話しました。防災計画につきましては、東京都やそのほかの関係の総合的調整事項がございますので、まだ直接手直しには至っておりませんが、その手直しをする前段としての検討課題としては、ボランティア等もあるわけでございます。現在、ボランティアというような項目が防災計画にはございません。民間団体の協力というような項目がございます。これは、市民対策部の方の担当になってございますが、この中で民間協力という意味では挿入していきたい。特に阪神淡路の例でいきますと、それぞれの自治体にあるボランティアセンター、これが中心になって他市からのボランティアについての交通整理をやっていただくということが、かなり効果的だというふうに伺っておりますので、そのようなところを検討しております。

また、仮設トイレにつきましても、これは災害の計画の中には清掃の部門で収集というような項目がございますけれども、トイレの設置というような項目はございません。その中で、その設置をどうするかというようなことですが、まず仮設トイレの既製品の確保をしなければならない。それをいざというときに設置するというようなこともございます。ある一定量のトイレを確保したいというふうに考えております。これについては、防災計画のそれぞれの担当部門の中で、やはり清掃対策部門の方をお願いしようというふうに考えておるところでございます。

それから、最後に防災計画があっても、実際に機能しないんじゃないかというような御指摘でございます。これまで3月以降、全庁的にそれぞれの担当部門につきまして見直しをお願いしておりますし、また、担当であります公害防災課でもその見直しの話し合いの中に入りまして、一つ一つ解決をしていくことをとっております。しかし、まだなかなか十分な細かい点までは目が行き届いておりませんが、今後のスケジュールの中で防災計画を見直すまでに調整を図ってきめの細かいものにしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

今のお答えの中で、水道部は大震災の後、いろいろ点検やら人員の配置というんでしょうか、その辺のことをやってきているということがわかりました。都との関係でいろいろ難しいことがあるのかなあというふうには思いますけれども、その辺はぜひ市民の命を守るというところでの話し合いをしていていただきたいというふうに考えます。

それで、水路清流課からは、飲める湧水もあるということで、きちっと把握をしているということがわかったわけですね。それと、学校も井戸がここで11個になったんですかね、井戸がある。で、飲めるか飲めないかの検査もされたということで、少しずつ進んでいるんだというふうには思うわけですが、あと民間の井戸についても保健所に持ち込んだ数ということですが499件、やっぱり随分あるもんだなという感じを持ちましたけれども、先日三鷹市に行きましたときにもいろいろ御説明くださった後に「日野市さんは水資源の豊かなところなので、うちよりもっともっと活用できる水というのがあるはずですよ」というふうにおっしゃっていらしたんですけれども、ああ本当にそのとおりだということを、また感じたんですが、それぞれお話を聞いていきますと、やはりそれぞれの部・課が情報を持っても、それを一つの情報としてまとめて話し合いをしていくということが、まだちょっとできていないのかなというふうな感じがしたんですね。それぞれが努力はされているんだけれども、情報が一つになっていない。市民というのは、どこの課が持っていてもどこの部が担当していても、必要なものがそのとき手に入るということが必要なわけですから、ぜひ連絡会のようなものをつくって、ここに行けば井戸があるとか給水所があるとか、どこで災害に遭っても一番近いところに行けばいいような、そういう情報の出し方というのをしていかなければならないのではないかと思います。

今回、補正予算でも防災マップですか、つくるということで出てきておりましたが、民間の井戸をお願いするとなると、それに間に合うようにというのは、なかなか重ね合わせるのは難しいかと思いますが、これが三鷹市の防災マップなんですけれども、井戸水のところは四角に井と書いてありますし、あとは応急給水施設ですね、それから学校ということで水が手に入るところはそういう印がしてあります。それと、これはちょっとそれですけども、日本語だけではなく英語と、これは何語なのかちょっと私わかりませんが、4カ国語で表示がしてありますので、こういったこともこれからは注意を

払わなければいけないのかなというふうに感じておりますが、こういう形で市民が市全体の情報がわかるような形になっているんですね。こういう情報というのは、ぜひ出していただかないことには市民としては不安なわけです。

それで、市もお金もかかることですし財政的な問題もあると思うんですが、市民も阪神の震災の後、自分たちでできる対策というのはそれぞれ手を打っていると思いますし、この間、新聞を読みましたら、帰宅難民と呼ばれる人たちが240万人はいるのではないかなというような記事が載っておりましたけれども、企業もあの記事が出て後、すぐ飲み水と食糧をそれぞれ配って自分の机の中に入れておくというようなことをやっているということなんですね。それぞれ大変な中で対応しているわけですから、ぜひ市としても対応していただきたいんですけれども、この水のことについて、ここまで情報があるわけですから、これから新しい井戸を何百カ所掘るという話ではありませんので、ぜひ情報をあわせて水については各課が担当してやっていくということをぜひ進めていただきたいのですが、もう一度そのお答えをお願いしたいと思います。

それと、地域防災計画については、それぞれ見直しをしていますよというお話もありましたが、やっぱり課によって担当によってやっているところとやっていないところとあるのかなというのが、正直な私の感想です。これまで何課か聞き取りをさせていただきましたときに、ある市民の方がおっしゃったのは、「いざというとき、私たちやっぱり死ぬしかないのね」という、もちろん冗談半分の言葉だったんですけれども、そういう感想だったんですね。大変残念なことなんですけれども、やっぱりその担当課によっては、考えていなかったというところもあるのじゃないかなという感じを持っております。

やはり、市がここまで頑張っているんだから、自主防災組織でもなんでもつくって、とにかく市民も頑張らなくちゃというふうな、そういうような思いを起こさせるような、やっぱり行政の対応であってほしいというふうに願うわけですが、もう一度きちっと各課、各部に地域防災計画を見直して、そして、必要があれば公害防災課を進行管理をするような役目として、で、各課がそれぞれ横の連絡をとりながら、各部が横の連絡をとりながら、できる限りのことをしていくということが必要だと思いますけれども、以上の2点について、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 水の確保につきましては、これまで水道部の業務課長もお答え申し上げましたけれども、水道対策部というところが担当ということでございま

すが、湧水だとかあるいは井戸とかそういうような情報もございます。そういうようなものもまとめて、水道対策というところで中心になって、今後まとめていきたいというふうに思っております。

また、それぞれの担当について認識が十分でないという御指摘もございます。これは幸いにしてといいますか、そういう危機が数十年ないもんですから、私たち行政職員もどちらかというと、そちらの方に注意を向けなくてこれまで来たということがあるかと思います。あの1月の阪神淡路大震災を教訓にいたしまして、改めてそれぞれの立場それぞれの役割について検討していく。今月におきましても、私の方からそれぞれの担当部の方にその業務についての確認と、今後の見直しについてお願いしているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

最後に市長の、今、部長さんの方からそういう形でもう一度見直しをしてやっていくということでお話あったんですが、総務部だけでも大変なところもあるのかなというふうに思うんですね。災害対策本部条例の施行規則の中では、災害対策の総合調整に関することというのが企画課の仕事というふうになっておりますけれども、全市を挙げてもう一回見直す。浄水機はあることになっているんですけど使えないんですというような、そんな初歩的な話がまずないように、これは責めているわけじゃないんですけれども、それは何もなかったということでも、またあるのかと思いますけれども、とにかくそういう状況というのは好ましくないので、各課各部、全市を挙げてやっていただきたいわけですが、それには、やはり市長のお考えというのが大事になってくると思いますので、ぜひ御決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市は水の里という認定をいただくほど、水資源には恵まれている地域性を特色としております。したがって、災害時といえども水に対する配慮は常に持っていなきゃなりません。水資源に非常に窮乏するということは、まずないといって考えるべきだと思います。そのまた水は、災害時のことを考えますと、まず量的には防火あるいは消火用の水ということもありますし、それから、今御指摘の範囲はほとんど生活と、それから生命のための水というふうに絞られておるわけでありますから、いわゆる水の供給能力あるいは確保の能力ということは、恵まれた条件として十分に供給能力を考えるべきだろう、このように思います。

水道というのは、これは日常生活にはほとんど意識しないぐらい水の供給が、生活側から見ますと単純化され、そして、心配要素ではないと言っていいぐらいな状況になっておるわけであります。災害時には、それがストップするという危険が当然伴うわけでありますから、そこで、いろいろな日常的に工夫をしておかなければならない。そのまた水道部の水の供給能力も、私どもでは数日間に必ず水道の供給能力を回復するという意識でおるわけでありますが、いろいろな場合を想定しなければならないことはもちろんであります。井戸も湧き水も河川の流れている水も水資源ではあるわけでありますが、そのまますぐ飲めるという状況ではないわけですから、やっぱり生理的に摂取するには消毒もしあるいは加熱をして、そして使うということになるわけであります。これはもうなるべく単純化しそして常識化として、意識として絶えず市民に関心を持っていただくということが大切でございますので、行政側もそのような観点に立ちまして、あらゆる場合を想定をし、またそれに対応できる、こういう状況をマニュアルの中で確立をしておかなければならない、このように考えております。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

防災計画の見直しの徹底ですね、そこの辺のところのお話がなかったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） もちろん防災計画の中でという気持ちでお答えをしたわけであります。まだ足りない点はいいろいろ検討しながら、なるべく簡潔でしかも常識的に行動できる、そういうことを目指したいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

今、総務部長さんから市長さんからお話がありましたので、ぜひ今持っている水の情報を一つにして、水道部だけが思い悩むのでもなくて、また公害防災課のみが考えるということでもなくて、水路清流課、学校教育部、関係する課・部がまだあるのかもしれませんが、ぜひ市民が水の情報を手にできるような状況というのをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、民間の井戸の数も把握しているわけですけども、どこにどういふものがあるかという実態調査まではないと思いますので、それについては、また今後のことになるかと思いますが、ぜひ早いうちに、三鷹のようなもらい水制度というか、

市民の方が近所の井戸を利用できるような調査というのを始めていただきたいというふうに思っております。

この間、三鷹に行きましたときに、民間の井戸を一つ見せていただいたんですね。電話をした後、突然行ったんですけれども、大変快く井戸を見せてくださいました。ことし1月の阪神淡路大震災の後、地域の何人かの方々が、これがそうなんですかということで、お宅の井戸を見せてくださいというふうに訪れたそうです。地域の人々に安心を与えて、いざというときに頼りになる井戸の存在というのは、例えばポンプが壊れたという、今は修理ができる部品がないのでできない場合が多いということでしたけれども、そういうリサイクルしがたい状況になっているんだということがわかったり、飲めない水だということがわかれば、どうしてそういうふうになっちゃうんだろうということに関心が及んだり、それから、もし水が枯れるようなことがあれば、近くで開発行為が行われてんじゃないかとか、それから、水脈が切れちゃったんじゃないかとか、そういうような市民がまたいろいろなことを考える、そういうきっかけになりまして、地域の井戸を守ることにつながっていくというふうに思います。もちろんその水質にも市民が関心を持つということになるわけです。

学校の井戸も同じように生活科の今、教材だと思いますけれども、もっと広く防災の視点、そして地球環境を大切にする視点というのを育てていくことができるのではないかなというふうに思います。

やらなければならないことというのは、本当に山積みだというふうに思うんですけれども、水を切り口として市民同士も、市民もともに考え合っていく本当の地域防災をつくる一つになるということを確認いたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって9の2、水は命——災害時、市民が水を手にするために——の質問を終わります。

一般質問9の3、「日野市女性行動計画への提言」を受けて、市はどう変わるかの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問させていただきます。時間の関係で少し早口になりますが、申しわけございません。

9月4日から北京で女性会議が開かれました。今回の女性会議の主題は、社会的、文化的につくられた男女の性別、「ジェンダー」であると国連開発計画東京連絡事務所長、佐藤秀雄氏が朝日新聞の論壇で9月2日に書かれておりました。日本での報道は従軍慰安婦、ディプロダクティブヘルス、性と生殖に関する健康、また、野坂官房長

官が核実験批判の発言をしたなどというものがありました。実際に参加された友人の感想は、開発途上国では、どうしても女の子の教育は後回しになっている現実があり、より男女平等教育が求められていることを感じた。そして、平等・開発・平和という言葉の意味の重さを改めて感じて帰ってきたということでした。

きょうは、詳しく触れる時間がなくて残念ですが、今回の女性会議だけではまだまだ解決されない問題はたくさんあると思いますが、フランスの人権宣言のときには抜け落ちていた労働者、女性、子供の人権のうちの女性の人権が、さらに進むであろうことを期待しています。

さて、我がまち日野市では、新女性行動計画の策定に対しての提言が出されました。市民公募の推薦委員の選考に関して公開でなかったという問題が、他の議員から指摘されました。また、その日野市女性行動計画推進委員会が今年の11月に始まり、この7月までという短期間に提言を策定しなければならなかったことは、問題を感じないわけではありません。しかし、そのような状況の中で、この間、御苦労いただいた委員、職員の皆様には大変御苦労さまでございました。一部気になる部分も残っておりますが、大枠では時代を先取った提言が出されたと感じています。この先大事なことは、この提言を日野市がどう生かしどう変わっていくかということです。これまでも第1次婦人問題懇談会の時代から、市への提言は出されてきており、もちろん婦人行動計画もあったわけですが、以前にも指摘しましたように、この何年かは毎年の施策の点検もされないまま過ぎてきたというのが事実ではないでしょうか。もとよりそれぞれの委員の方々が大切な時間を使ってつくってきた提言です。北京の女性会議の「ジェンダー」が主題という動きも受け、市を挙げて実効性のある女性行動計画を策定し、そして、それを実現化するための日野市の今後の考えをお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、この提言を受けて、要旨だけなのが残念ではありますが、9月1日の広報にこの提言を載せ、市民から意見を募集しています。時代の動きや風も受け、当然、前回とは違うつくり方や現在の施策の評価が必要になっていると思います。まず、前回の行動計画の実効状況をどのように自己評価しているのかお聞かせください。そして、その評価を踏まえ、今回の女性行動計画を作成するに当たっての基本的な考えをお聞かせください。また、市のすべての部や課との連携、調整はどのようにしていくのかをお教えください。

2点目として、教育の分野では、今回の提言の中の男女がともに学ぶ場としての学校教育の中で、男女混合名簿についてはっきりと触れてあります。5ページ、特に男女

の区別を必要としないときは男女混合名簿を採用するなど、男女がともに学ぶ環境を整えることや、進路指導において、男女が個人としての能力を発揮できる指導がなされることなどが望まれますとなっています。この特に男女の区別を必要としないときはという部分が議論になるところだとは考えますが、ここをどのように解釈しているのでしょうか。男女共生社会の実現に向けては、何よりも男女平等意識の推進が大事であり、その中でも教育の果たす役割は大きいと私は考えております。婦人行動計画では、男女混合名簿には触れておりませんが、今回は項目として明記し一日も早く実現することが必要と考えます。学校教育部としては、このことをどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。今年度、男女平等教育の研究検討委員会が何度か持たれております。そのあたりとの兼ね合いもあわせ、御説明をお願いいたします。

3点目に、提言の最後には組織の見直しの必要性が述べられております。府中市では女性・青少年課、調布市では女性課が設けられております。小平市は青少年施策調整の主幹がいます。この3市は生活文化部にこれらの担当が置かれています。また、町田市は企画に副主幹が置かれ、女性行政担当となっております。国分寺市は総務部の中に女性施策推進室が置かれています。ほかにもいろいろ持っている市があって、社会教育の中に婦人センターとか生活文化部の中に女性総合センターというふうに持っているところがあるわけですが、女性に関する課がない市もまだ多いようですし、日野市と違って女性センターがない市もあるというふうには思いますが、ここまである程度の施策を進めてきたのであれば、余計に女性問題解決の施策を、今のように女性センターの2名の職員だけで進めるのではなく、独立した一つの課、例えば女性施策推進室のようなものをつくるとともに、女性問題の専門の職員の配置も必要ではないかと考えます。どのようにお考えでしょうか。

4点目に、女性行動計画策定後のフォロー体制についてお伺いいたします。

現在の庁内女性連絡会のトップは生活文化部長ですが、他市では、市長または助役がトップになっているところが多いと聞いております。日野市でいえば、文化・スポーツ行政推進本部などは、市長がトップです。女性施策の庁内組織の長が部長というのはどのように考えればよろしいのでしょうか。行動計画の見直しに当たり、作成後、本腰を入れて関係各部、各課がかかわり、点検をしながら施策を進めるために、こういう面から見直すことが必要ではないでしょうか。

以上、4点につき御回答をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活文化

部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 前回の行動計画でございますけれど、これは昭和61年度から平成5年度という8年間の中の一定の計画でございました。自己評価ということでございますけれど、ただいま質問の中にありましたこのフォロー体制であります。市としましては、庁内女性行政連絡会という私が座長の中で、関係する16課長を構成としてフォロー体制をしておるわけでありまして、この自己評価としましては、完全な進行管理、こうしたものに欠けていたというふうに反省をいたしております。昨年度の中で今までの8年間の総括ということで、すべての進行管理は今こうなっている、こういうような状況を、新しい行動計画をつくる糧といたしておるという状況でございます。

また、新行動計画につきましては、ただいま庁内17名の関係課長で構成されましたただいまの庁内行政連絡会のもとに、関係職員19名の作業班を設けまして、新しい行動計画の作業を進めておるという状況でございます。作成に当たりましては、提言に示された施策の具体的な事業化、また現行事業の見直し、そして、ワーキングチームや各課からの提案、事業等を調整するとともに広報「ひの」、また女性センターだより、女性センター使用者の懇談会等の機会を利用しまして、広く市民の意見を反映していきたい、このように考えております。

それから、提言をどう受けとめているかということについてでありますけれど、これは有識者あるいはまた公募市民10名の委員さんが検討されました提言内容を真摯に受けとめまして、提言を尊重して対応していく必要があるというふうに考えております。また、そうした中で委員さんの任期を来年の3月までとしております。したがって、行動計画作成に当たりましていろいろな助言、指導をいただく体制もしいてあるところであります。

それから、新しい女性施策推進課の新設と専門職員の配置という御質問についてでありますけれど、ただいま女性センターというのが、現在、正規職員2名と、それからパート的な臨時職員3名をもって対応しているところでありますけれど、女性センターは施策推進を持つと同時に、またセンターの管理運営もなさっているというような両面を持っている組織であります。施策の推進課というような位置づけを持っておるわけがあります。提言にも、女性施策部門の強化充実ということも示されております。力強く感じておるところであります。

専門の職員の配置ということでございますけれど、これにつきましては適材適所とい

うのはもちろんのことであります。専門的知識のある者の配置あるいはまた継続的な勤務ができるような体制に、同一職場で継続した勤務ができるような体制というものが大事であると感じております。それから、庁内の各部署を経験しまして知識を蓄積しました中堅職員の配置によりまして、新しい風を吹き込んだような体制も考慮に入れる必要があるというふうにも考えておるところであります。

それから、計画策定後のフォロー体制についてであります。これにつきましては、最初の質問とかかわりがありますけれど、私が座長になって全庁的な関係から、関係課長6部16課の課長からフォロー体制、要するに推進策について協議をしまして、推進を図る場でありまして、この関係で実施をしております自治体を見ますといろいろな形態であります。市長があるいは区長が頭になっているところもあるし、日野みたいな姿もある、また、ランクを下げた課長というような体制をしております。この関係につきましては、いかにこのフォロー体制の会議を設けてやっていくにかかわってくるのかなというふうに考えております。要するに、年度ごとの調査把握、行動計画のですね、こうしたものをしっかりとつかんで確実に、要するに進行管理をしていくということが何よりも大事だというふうに考えております。したがって、今後、現行の庁内の女性行政連絡会の組織の強化の検討はしてみたいとは思いますが、事業推進状況の調査などによりまして、行動計画の進行管理を確実にしていく、こういうことが大事であるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

残り時間わずかでございますので、簡潔をお願いします。

○学校教育部長（谷 正幸君） 男女平等教育でございますけれども、基本的人権の尊重と男女両性の本質的平等の理念とを児童・生徒に身につけさせることを実現することが、大変大切だというふうに思っています、これは、前回も申し上げましたけれども。男女別の出席簿や整列等が、女性に対する偏見や性による固定的観念を助長するものであるならば、教育環境の整備という視点から積極的に改善をする必要があると考えております。

女性行動計画の作成については、この趣旨が生かせるような内容になるように願っているところでございます。区別が必要なものという御質問でございましたけれども、特に中学生なんかになりますと、いろいろ男女の問題があって、その名簿によっていろいろのことをやるということに問題があるという意味ではないかというふうに解釈します。

それから、会議の内容でございますけれども……。いいですか。（「時間がないので」
と呼ぶ者あり）ああそうですか。じゃ、省略します。

○議長（福島盛之助君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 失礼いたしました。申しわけございません。これからいい
お話が聞けるんだったというふうに思うんですけども、「ジェンダー」ということは、
いろいろなメディアですね、例えばおもちゃなんかだと、あるおもちゃ会社は女の子の
おもちゃは身の回り5平方メートルをターゲットにしている、男の子のおもちゃは宇宙
何万光年の広がりコンセプトをしているということで、そういうメディアから、それ
から学校の教科書、出席簿、クラブ、運動会、また家庭の中でということで、この
「ジェンダー」、社会的・文化的性差というのがつくられていくわけですね。ですから、
全市を挙げて、やはりこれも取り組んでいただきたいということで、市長のお話を伺い
たかったんですけども、時間がございませんので、また次の楽しみということで、
また次に質問させていただきたいというふうに思います。

今、提言を尊重するというので、学校教育部の方からもそれから生活文化部の方か
らもお話がありましたので、ぜひ推進委員の方々、それで、日野市の女性がこれまで
持っていた思いを生かすように、しっかりとつくっていただきたいということを強く要
望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって9の3、「日野市女性行動計画への提言」を受
けて、市はどう変わるかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時4分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、住み慣れたところで、安心して暮らしつづけることができるまち
へ——「高齢者保健福祉計画」の現段階と課題について——の通告質問者、中谷好幸君
の質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（中谷好幸君） 住み慣れたところで、安心して暮らし続けることができるま

ちへ——「高齢者保健福祉計画」の現段階と課題について——質問したいと思います。

阪神大震災は、地震に強いまちとは何か、さまざまな教訓を残しました。阪神大震災による死者の53％は60歳以上のお年寄りということでもあります。ところが、兵庫県淡路島の五色町——大きな被害を出した北淡町の隣町でございますけれども、ここでは600戸が全半壊になったにもかかわらず、死者は一人も出なかったということでございます。この五色町は広島県の御調町、山形県の最上町とともに、老人福祉の先進市として有名なところでございます。老人ケアのシステムが救助とその後の対応に役立ったということ、日本経済新聞の3月19日付の社説は「地震にも強い介護体制」、こういう見出しで紹介しているところでございます。また、3月15日の読売新聞は、シリーズ阪神大震災、再生への道、第2部8回で、地震に強いまちは、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちだとして、次のように、県福祉部の長寿政策局福祉企画室長の言葉を紹介しています。ちょっと紹介します。

「歩いて行ける範囲の小さな地域を設定し、老人福祉の拠点と診療所を置く。医療と福祉のサービスが連携して受けられ、同時に住民の助け合い機能が働くまちをつくりたい。中でも、老人ホームが都心にあることが大切だ。ホームには、介護の専門家と技術がストックされている。その機能をオープンにして、ふだんは地域の人々に介護や入浴、給食のサービスを提供し、在宅介護の拠点としていく。災害時には救急避難場所になり、さらに重要なのは、情報の収集整理をし、必要に応じて個別の支援をする危機管理の主体となっていくこと」、こういうふうに言っています。

それから、同じ記事の中で、関西大学の荒木兵一郎、建築計画の計画学の先生ですが、このように言っています。「老人や障害者が利用する施設は、まちの真ん中につくれと言いつけてきた。高齢者も障害者も健康者も一緒に生活するよき混在にこそ、真の防災都市でもある。施設や道路のバリアフリーから一歩進めて、医療、福祉サービスの提供というソフトの面でも、災害に強いコミュニティーにする発想が必要だ」、こういうふうにおっしゃっております。

今、高齢化社会にどのように対応するのか。最近の政府の動きなどを見ると、まことに目まぐるしいものがあります。ゴールドプランから新ゴールドプラン、そして、来年の通常国会にも成立がたくらまれている介護保険導入の動きなどであります。戦後50年で平均寿命が急速に伸び急激に高齢化が進みました。高度経済成長で都市への一極集中が進み過密と過疎など、家庭介護と生活の基盤を急変させてまいりました。問題は、そうした事態に対して、歴代の政府がどのように対応してきたのかということござい

ます。臨調行革に見られるように、福祉の拡充を一番急がなければならなかった時期に、軍備拡張を優先させて逆に福祉を後退させた。全く無策であったことが、今日のこのような高齢者問題の深刻化、そして、政府のあわただしい動きになっているのではないかと、このように思います。このような中で、自治体が見失ってはならないものを、阪神大震災の経験は教えているように私は思います。

私は、日野市で市民と行政がこれまで築いてきたものの上に、どのように日野市の特色を生かした福祉、障害者や高齢者が安心して暮らせる行政の仕組み、地域の仕組み、コミュニティーをつくっていけばよいのか。既に今議会でもさまざまな先輩の皆さんによって論じられているところでございますけれども、できる限り重複を避ける形で、私もまた討論に参加し質問をさせていただきたいと思います。質問に当たっては、できる限り福祉の現場で働く人々や介護にかかわる家族の皆さんの御意見をお聞きしたいと努力いたしましたけれども、時間の関係で十分ではなかったと思います。的外れなところがありましたら、率直な御指摘をしていただきますようお願いして、質問に入りたいと思います。

昨年の3月に「生きる喜びをつくり出す福祉のまち」と題した日野市保健・福祉計画が策定されました。この中で、平成12年、西暦2000年を目標にした前半3年、後半4年の7カ年の高齢者福祉計画が立てられたわけでございます。今年度は2年目、来年度は前半最後の年を迎えるわけでございますけれども、この進捗状況について最初に教えていただきたいと思います。膨大な計画ですので、以下のサービスの実施状況、特に申請すれば、すぐに受けられるのか、それとも待機者がいる状況なのか、待機しなければならないとしたらどの程度なのかなどに触れて、簡潔に答えていただければ幸いです。

一つは、特養老人ホームのベッドの確保の状況、二つはホームヘルパーの派遣事業について、あわせて福祉事業団の在宅ケア事業の実情についてもお願いいたします。三つ目はデイホーム、四つ目はショートステイ、五つが入浴サービス、六つが給食サービス、七つがシルバーピアなど住宅確保、八つが老人訪問看護、九つが訪問リハビリ、以上の実施状況を簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ただいまの御質問でございます。特養老人ホームにつきましては、今現在、浅川苑50床、その他の施設に113床入所措置がされていますが、今、

待機者は120名、待機の期間は1年ないし2年がかかります。それから、デイホームにつきましては、浅川苑が48名、栄町サービスセンター40名、至誠17名で、待機者が45名、半年から1年の待機期間がごございます。

それから、ショートステイにつきましては、浅川苑が5床、栄町10床、至誠が3床、それから、痴呆のショートステイで山水園が2床、日の出ホームが1床、これについては待機者はなしでごございます。

それから、入浴サービスにつきましては、車で迎えに行く通所が144名、巡回が14名、通所の方は1,614回、それから巡回の方につきましては315回、これは待機者はなしでごございます。

それから、給食サービスにつきましては、今201名で4万1,091食、38人の待機者がごございます。特に早急に対応したいというのは、そのうちの11名がごございます。待機期間が半年——6カ月。

それから、シルバーピアにつきましては146戸ということでごございます。

それから、ホームヘルパーにつきましては、老人福祉課の職員で老人関係が3名、これが障害関係の3名とあわせて6人で仕事の配分をうまくしながらやっていくわけですが、実際には3人ということになります、19世帯を担当しております。それから、家政婦紹介所を使って委託をして行っている分が171人、205世帯、それから、福祉事業団がA会員登録が277人で、実働している——活動している者が120人、126世帯、合計では294人の350世帯、このような状況でございます。（「待機はありますか」と呼ぶ者あり）これは待機は、ホームヘルパーの方についてはない状態です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 老人訪問看護の状況、訪問リハビリの状況。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 老人訪問看護でございますけれど、これにつきましては、5月1日から日野市の休日準夜診療所を拠点に訪問看護ステーションで対応するようになった、こういうお話もいたしました。利用者につきましては、5月からの開所でございますが、5月・19名、6月・28名、7月・33名、8月・34名と月を追って利用者もふえておる、こういう状況でございます。まさに保健と医療をもちまして、地域の在宅ケアを推進する大事な事業という位置づけであります。

それから、次に訪問リハビリでありますけれど、この訪問リハビリにつきましては実施状況でございますが、市で実施しております訪問リハビリでございますが、これは老

人保健法に基づく訪問指導の一つの項目——一項目として、PT——理学療法士の訪問による指導であります。これは、平成2年の8月から実施しておりますけれど、毎週水曜日、実施しております、需要が多くなりました関係で、平成5年度から毎月第3金曜日も加わりまして実施しております。この指導も主治医の指示に基づくとともに保健婦、理学療法士の判断によりまして、訪問回数を決め実施しております。利用者を見ましても、平成5年度は58名、それから、6年度は49名、このような利用者の実態でございます。これは、訪問回数が月2回というような基準を定めてはおりますが、必要に応じて、その回数というものを決めておるという状況でございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 御答弁を踏まえて再質問をしたいと思います。

御答弁を通じまして、日野市の高齢者福祉の現段階について、おおよその理解が得られるのではないかと思います。特別養護老人ホームの待機者が120名にのぼるという実態であります。また、各種の介護サービス、ショートステイなどの一部のサービスを除き、まだまだ需要に追いつかない、待機者を抱えていることなど、全体として初歩的な段階、計画は端緒についた段階だと言えるのではないかと思います。しかし、私は初歩的とはいえ、今日の到達の中には、これまで市民と行政が連綿として築いてきたもの、大事なものが含まれているのではないかというふうに考えます。

私なりに三つに整理したいと思います。一つは、高幡特別養護老人ホーム浅川苑の開設の先駆的な意義であります。この特別養護老人ホームは、ゴールドプラン以前の計画でありますけれども、高齢者であっても障害者であっても、ともにまちの中で暮らせるまちをつくる。そのためには施設はまちの中になければならない、コミュニティーから離れてはならないという日野市の福祉の方向、精神を象徴的に示すものとなったと思います。そして、実際に、小規模あるいは初歩的と言える達成ではありますけれども、現に、先ほども報告がありましたさまざまなサービスの基本となって貢献しているのが浅川苑及びそのサービスセンターであるのではないかと思います。もし浅川苑がなければ、日野市の高齢者福祉の水準はかなり惨めなものとなっていたということだと思います。

二つには、福祉事業団を創設した意義についてであります。福祉において施設をつくることは、ある意味では簡単であります。しかし、システムをつくることや、それを担う人を養成することは簡単ではありません。浅川苑や栄町のサービスセンターの運営

は、ほとんどゼロから出発しておりますけれども、この中で多くの福祉の専門的な職員を養成し、さまざまなノウハウ、力量を蓄積してきたことは、今後の福祉計画を展開する上で決定的に重要になるということは間違いないと思います。また、福祉の事業を展開するためにはこうした専門職員がどうしても必要であり、それにふさわしい身分、待遇も必要であります。福祉事業団は、これらの課題に日野市らしいやり方で接近したものではなかったでしょうか。

三つ目に、これが一番大事なことだと思いますけれども、日野市の福祉は住民運動に支えられてきた福祉でございます。全国からも注目された難病検診運動に始まる住民参加型の福祉だということ、またそうあるべきだということが大事ではないかと思います。先ほど、ホームヘルプ事業について答弁がありました。24時間ヘルプまではまだまだの段階でありますけれども、先ほど報告がありましたが、申請があれば、基本的に待機させることなく対応できる、これは至極当然のことのようにも考えますけれども、例えば在宅福祉で介護が進んでいる他の市などでもなかなか対応はできないというのが、現在の状況だと聞いています。その点で大いに評価できるのではないのでしょうか。これは、家政婦紹介所への委託によるヘルパー派遣事業とともに、福祉事業団の在宅ケア事業を併用してきた結果によるものであると思います。市民参加型の福祉のまちづくり運動として展開されてきた日野のユニークな在宅ケア事業の中に、日野市の将来の福祉のあり方の一端が示されているのではないかというふうに、私は考えます。

以上のように、日野市の高齢者福祉の現段階を踏まえて、日野市の高齢者福祉の将来展望や課題について考えていきたいと思います。

さて、日野市の保健・福祉計画は、理念においては家族介護力の低下を指摘し、これは、行政サービスと市民参加で高齢者や障害者の生活を支えるまちをつくっていくということをうたっています。しかし、具体的な事業計画の中身は、家族介護を前提にしてそれへの支援を充実させる計画なのか、それとも家族介護を前提としないで、社会的な責任で高齢者や障害者の自立を支える体制をつくっていくことを目的にした計画なのか、はっきりしないところがあるように思います。

例えば、ホームヘルパーの確保目標は西暦2000年において常勤換算で241名の確保がうたわれているわけですが、これだけのホームヘルパーが確保できれば、24時間ヘルプは基本的にサービスとして確立することができるのかどうか、障害を持つ高齢者の介護がどのレベルまで達成できるのか、はっきりと示されているわけではありません。あるいは在宅介護センターではなくて在宅介護支援センター、こういう言葉の

使い方の中にも、家族介護を前提にした支援の考え方が出ているのではないかという感じもします。国の計画そのものが、ゴールドプランに上乗せされた新ゴールドプランでさえ、西暦2000年にすべての目標が達成されたとしても、例えばホームヘルパーではスウェーデンやデンマークの7分の1から5分の1の水準ですから、家族介護依存の実態を脱皮しようという姿勢は見られないわけであります。一昔前に支配的であった余り福祉をやれば親不幸がふえとか、親の面倒を子供が見るのは当然というイデオロギーは、表面的には後退しておりますけれども、介護は社会がという方向が、また本流になりつつあるとは思いますが、しかし、計画をそれを具体化するという点では、財源の裏づけがはっきりしないことと相まって、中途半端にされているところがあるのではないかというふうに、私は感じました。

私は高齢者保健・福祉計画の理念からしても、家族介護を前提にしないで行政の責任、市民の参加、社会的な支援で在宅介護を進めていくということをはっきりと目標に掲げるべきではないかと思います。そのためには、特別養護老人ホームなど施設に入所しようと在宅で介護を受けようと、基本的には同じ水準のサービスが受けられるようにするというのを、当面の目標にする必要があるのではないのでしょうか。例えば入浴サービスにしても、特別養護老人ホームでは週2回以上と決められているわけであります。これは、当然在宅介護の目標ともなるべきであります。特別養護老人ホームと同様、食事は1日に3回保証されなければならない。在宅でも必要な人には24時間の介護を保証しなければならない。このような水準をきっちりと決めていくということが大事じゃないかと思います。日野市保健・福祉計画を改めて読んでみまして、そのように強く感じましたので、最初に指摘しておきたいと思います。

次に、在宅介護の水準を引き上げるという観点で、幾つか問題を提起して、市の見解を求めていきたいと思います。

一つはホームヘルパーに関しての質問でございます。在宅介護の水準を上げるために決定的に重要なのは、ホームヘルパーを量的にも質的にも十分確保するということでもあります。現在、市のホームヘルパー派遣事業は、障害者、高齢者含めて、先ほども報告ありましたが、常勤ヘルパー6人で、そのほかは家政婦紹介所への委託事業としてやられています。ここに幾つかの問題が生じているのではないかと思います。

第一に、ホームヘルパーの仕事は本来極めて高い専門性や、また倫理性が必要な仕事であります。他人の家に上がり込んで家族との信頼関係を築くことなしに、こういうことはできないわけであります。また、介護の知識や技術も必要であります。ところが、

現状では特別資格が問われるわけでもなく、専門的な講習を受けなければならないと義務づけられているわけではありません。したがって、ヘルパーの質には大きなばらつきが出ているわけでございます。それから、介護が必要な人に措置を決めるのは老人福祉課でございますけれども、ヘルパーを派遣するのは家政婦紹介所であります。家政婦紹介所は個別に介護方針をヘルパーに指図するわけではなくて、ヘルパー派遣先を指示されるだけの現状でございます。担当のケースワーカーとヘルパーが、介護の方針について相談をするということも行われていない、あるいはなかなかできないような状況だそうでございます。こういう介護の内容が、派遣されたホームヘルパーに任されているという実態もあるということでございます。さらに問題だと思うのは、ヘルパーの身分や待遇でございます。ヘルパーは高い専門性が必要とされる仕事であります。使命感と生きがいをもって仕事に取り組んでおられるヘルパーさんがたくさんいます。しかし、その身分や待遇は極めて劣悪であります。行政はこのことに胸を痛めるべきだと私は思います。こうした身分や待遇をそのままにして日野の将来の高齢者福祉を語る、これはできないことではないかと私は考えます。

以上のような在宅介護にとって決定的なヘルパー、これをどうしていくのか、このことについてお考えをお聞きしておきたいと思います。

二つ目にデイホームについての質問でございます。デイホームは浅川苑、栄町、至誠ホーム等々で実施されているという報告がありました。45名の待機者がいるという状況でございます。需要に對しまして追いつかない事態ということが明らかにされております。この老人福祉計画では、高齢者在宅サービスセンターを2000年までに新たに5カ所つくる。そして、これらの施設を中心に8カ所でサービスを実施するということが、計画として書かれてあります。これは、1中学校区1サービスセンターの方針に沿った計画であると考えます。これはこれとして、極めて切実で一日も早く進める必要があると思うわけでございますけれども、私はこれらの計画の進捗を待つのではなくて、できるところから小規模なミニデイホームの事業がもっと展開できないのか。あるいは民間でさまざまなボランティアで行われているデイホームに、もっと援助を行うべきではないか。とりわけ地域のさまざまなところでデイホームができるように、場所を提供していくべきではないかと思っておりますけれども、見解を求めたいと思います。

場所の提供について言えば、例えば地域の地区センターは、デイホームができるように改修に当たっては、例えばトイレを洋式化するとか手すりをつけること、階段をなくしてスロープをつけること、生活実習に使える広い厨房をつくることなどができないか

どうか。また、学校の開放が検討されておりますけれども、社会教育だけでなくデイホームにも開放するというようなことが検討できないか。こうした要望に対する対応について、お答えいただきたいと思います。

三つ目に、入浴サービスについて二つ質問したいと思います。現状は月2回であります。これは余りにも少ないと言わなければなりません。特養ホームの週2回までといかなくても週1回は直ちに実現されるべきだと思いますけれども、御見解を求めたいと思います。もう一つ、入浴サービスの谷間になっているのが、全面介助は必要がないけれども、いわば半介助が必要な軽度の障害者の入浴であります。ヘルパーは基本的に入浴介護はできないということになっています。先ほども御報告ありましたけれども、デイホームの入浴は定員が限られております。とするとどうすればよいのか。例えば、軽度障害者のための入浴サービス、機械を置くほどの費用はかからないと思うわけですが、こういうことが取り組めないのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

四つ目に、在宅介護の水準を引き上げるためには、保健や医療との緊密な連携が不可欠であります。先ほども訪問看護センターが医師会によって設立されたという報告があったところでございますし、これは大きな前進であります。さまざまな課題があると思いますけれども、2点だけ質問したいと思います。

一つは訪問リハビリ指導の問題でございます。健康課で訪問看護にあわせて理学療法士による機能回復訓練の指導が行われております。月5回という御報告でございました。このリハビリの指導の回数を充実させていただきたいという要求があります。特に病院から退院直後にリハビリを始めることが重要になるわけであります。3カ月も放置すれば、筋力は落ち関節は固まり寝たきりになる。ところが、現状では、直ちに専門家のリハビリ指導を受けられるということにはなっていないようでございます。寝たきりをつくらないために改善はできないかどうかということを質問したいと思います。

もう一つは、市立病院に緊急入院ベッドを確保できないかという問題です。在宅介護を行うためには、保健・医療との連携が不可欠でございます。24時間ヘルプを行うためには、訪問看護、医師の往診が不可欠であります。地域の開業医が地域医療に責任を持ち訪問医療を展開するためには、緊急事態には大きな病院がいつでもバックアップできる体制がない限り不可能であります。そうでないと、開業医は24時間、1日365日拘束されっ放しという物理的には全く不可能な状態であります。既に市立病院の建て替え計画の中では、地域医療に貢献できる病院をとということで、こうした問題は検討され

ているということは承知しておりますけれども、私の質問はそこまでいなくても、現状の中でも緊急入院ベッドを確保しておくことはできないのかということでございます。

例えば在宅でインシュリンを――糖尿病の薬を打っている高齢者がいます。あるいは在宅酸素療法をしている高齢者がいます。御家族が何かあってショートステイをお願いする場合、高幡の特養ホームでは受け入れていただけないという状況があるわけでございます。入院しかありません。こういうときに対応できるようにならないのかということ、この点について質問したいわけであります。

5点目に、緊急通報システムについて質問したいと思います。24時間介護までは必要なくても、ひとり暮らしや高齢者世帯では、夜中に万が一のことがあればという不安を絶えず持っておられます。こうした不安にこたえるのが緊急通信システムであります。ところで、このシステムは緊急事態が起きた際、消防署に連絡が届き消防署から発信した近所の知人に通報が届いて、知人がお宅に駆けつける、こういう仕組みになっております。以前は民間警備会社に委託しておりまして、緊急発信すれば会社から社員が急行するという仕組みになっておりました。このシステムが変えられ、いつでも駆けつけられる3名の知人を登録しない限り、このサービスが事実上受けられなくなっているわけであります。この改善ができないかどうかということをお聞きしたいと思います。

最後六つ目、寝たきり老人福祉手当について質問いたします。この制度は都の制度で、寝たきり老人また痴呆老人に対する手当であります。65歳以上70歳未満なら月額2万8,000円ないし4万2,000円の手当、70歳以上なら月額5万1,000円の手当が出ます。これは昨年度の数字ですが、出ることになっています。他県にも同じような制度はありますけれども、額は1けた小さいということで、東京都の非常に大きな役割を果たしている制度であります。ところが、問題は支給開始が寝たきりになってから6カ月経過してからということになっています。幾つか調査がされているわけでありまして、介護のための経済的負担が一番大きいのは寝たきりになった直後、これは通院などの医療費、その他設備の投資がかなり必要ということになっているということでございます。そこで、23区ではすべての区で上乗せし3カ月からの支給をしています。三多摩でも数は少ないですが、3市で3カ月支給、東村山市では直後からの支給を行っているわけであります。日野市では、単独事業として3カ月から寝たきり老人看護手当を支給しておりますから、他市と比べておけているわけではありませんが、しかし、寝たきりになった直後3カ月間、この看護手当に上乗せするなど介護されている方々の経済負担を減らすために、こういうふうな工夫ができないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

ます。

以上、6点について質問したいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 最初のヘルパーの問題でございます。今、平成6年度からヘルパーの講習会を福祉事業団に委託いたしまして3級でございますが、実施しております。今年度も今募集を行いまして、大勢の応募者で一応抽選という形になりましたが、間もなく開始されます。また、東京都で実施する2級、1級の講習会についても、これもこの対象者にはお知らせと宣伝もしておるところでございます。今現在、3級の終了者が福祉事業団の方に登録されて把握している者の中で46名、2級の終了者が19名、1級の終了者は市の職員を含めて7名というような状況でございます。これからのヘルパーの派遣等につきましては、市の老人福祉課のケースワーカー、また1級でありますヘルパー、こういうものを活用しながら一体化したコーディネートを含めた対応といいいましょか、こういうようなことに進めていかなきゃいけないんじゃないかというふうに感じております。

それから、デイホームにつきましては待機者が45名ということで、待ちが半年から1年、こういうような状況でございますので、このことについては何らかの形をとりながら確保していかなきゃいけない。先ほど御提案ありましたミニのデイホームとか、またはある一定の場所を提供してというようなお話もございました。また、地区センターが使えるかとか、また空き教室が使えるかとか、いろいろのことを含めた中でこのことを検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、入浴サービスの回数。これはデイホームでもそうですけれども、今現在、入浴サービスの回数が週1回にふやせないかというような御質問でございます。現在、先ほども言われましたように月に2回で実施しておるわけでございますが、施設面とか人手の面でかなり今現在では手いっぱいの状態でございます。巡回入浴も、経費としては1回1万5,000円ほどかかるわけですが、非常に高額になっておるところでございます。しかし、高齢者の健康を考えると、週1回の入浴は決して多いとは思われませんので、軽度の障害、高齢者の入浴とともに検討課題として、このことについても鋭意検討していきたいというふうに思っております。

それから、老人福祉手当の件でございます。3カ月から支給できないかという御質問でございます。現在は、寝たきり6カ月から支給しておるわけでございますが、これは東京都の制度で10割東京都の負担となっておるところでございます。これを3カ月に

早めるということは、その分、市が負担するということではできないということになろうかと思います。現状の財政状況では非常に難しい状況であるというふうに感じております。

緊急通報システムにつきましては、今お話がありましたように、これは従来3名の協力者が必要ということでございました。なかなか協力者が、その方の近くに3名の方を確保するということはすごく難しく、協力者がなかなか見つからないというようなことがありまして、現在平成7年度からは1名でも可能ということになりました。そういうようなことで、大分楽になったと申しましょうか、協力が得られやすいという状況になってきております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 訪問リハビリについてであります。特にPTの訪問指導回数の増、それと退院直後の指導、こういう御質問であります。

訪問回数の増についてであります。理学療法士の確保というのは非常に難しいというような状況にはあります。今後の需要に応じられるよう検討してまいりたいというふうに考えます。退院直後の指導についてでありますけれど、本人などから申請があった場合、保健婦が初回訪問いたしまして、訪問指導が必要であるかどうかという判断をいたします。訪問指導が必要と判断した場合、速やかに理学療法士の訪問が可能となるよう対応はしておりますけれど、訪問リハビリは予約スケジュールをする上で組んでおります関係上、直ちに理学療法士が訪問できない場合もございます。このときには、理学療法士の指導を受けました保健婦がまず指導しまして、理学療法士につなげておるというような体制で臨んでおります。退院直後の指導につきましては、予約状況を調整をしながら理学療法士の対応が速やかにできるよう努力していきたい、こういうふうに考えます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 市立病院に緊急のベッドが確保できないかという御質問でございますけれども、高齢化が進む中で保健・医療・福祉の連携が求められている現在でございますけれども、公立病院の役割は今後さらに拡大して、地域社会と密着した医療センターとして、また地域住民の健康センターとして積極的に機能を果たすことが期待されているということは、十分承知しております。

市立総合病院の平成6年度の病院の利用状況でございますけれども、入院患者数は4万4,342人、1日平均121.5人ということになりまして、現在162ベット所有してございますけれども、ベットの利用率は年平均で75％ということになっております。逆に考えてみますと、25％、約40ベットがあいているじゃないか、こういうことになるわけでございますけれども、古い施設でもございますので、実際の許可病床数と稼働ベッドの差も若干ございますし、主に小児科と産婦人科のベットがあいているという状況でございます。これにつきましては、少子社会等の社会的要因によるものと考えerわけでございますけれども、特に御要望のあります在宅福祉訪問看護制度等を活用した中での緊急入院ということになるわけでございますけれども、高齢者が緊急に入院する事態が生じた場合の入院先として、病院で考えられますのが内科系のベットということになるわけでございますが、内科系のベットについては極めて高い占床率を示しておりまして、常時大体男女の部屋の割り振りはございますけれども、満床というような状況にあります。

現在、以上のような状況でございますので、いかに空きベッドの効率的な利用をするかということで、小児科病棟へ一般の患者を入院させる場合もございますし、また産婦人科等へも緊急の事態には入院させております。感染症の問題とか、それぞれ病棟によりまして特殊な事情がございますので、可能な限りベッドの有効利用を図って実施しているというのが現状でございます。しかしながら、いろいろ狭隘でございますし、老朽化が進む現在の病院の中では、根本的な解決にはなっていないという状況でございます。いずれにいたしましても、ベットがあいていない場合もございますけれども、地域の医療機関等から連絡がある場合には、できる限りベッドの融通をして対応できるような体制を整えております。

したがいまして、常時空きベッドが確保できないかということでございますが、そういうようなことからしますと、常時何床かの空きベットをつくっておくということについてはなかなか難しい状況にあるということをお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 学校の施設でございますけれども、デイホームなどに活用できないかという御質問でございます、調理実習室を含めてということですが、義務教育施設ですので、第一義的には義務教育に支障がないということ、まずそういうことを考えまして、第二義的には社会教育施設への一時転用といえますか、そ

ういうことを今考えております、十分まだやっておりませんけれども。

それから、子供がこれからどんどん減っていったって将来ふえていかないということを勘案しまして、福祉施設に対応できるということになりますと、恒久転用ではないかというふうに思います。そういう中では、デイホームにどういう条件が必要でどういうふうになるのかということを担当の方に十分聞きながら、そういう部局の方の要請におこたえできるように努力をするということで、学校の方には求めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。御答弁を踏まえて再質問をしたいと
思います。

ホームヘルパーについてなんですけれども、ホームヘルパーというのは何かという認識が大事なのではないかというふうに思います。私、2人の方からお話を聞きましたので紹介したいと思います。

1人は家政婦紹介所から派遣されてホームヘルパーをされている方でございます。5年前に初めて訪問した先は77歳の奥さんが1人で御主人を介護されているお宅だったそうです。奥さんも通院をしなければならない身で、お部屋に2人で布団を並べて寝ておられたそうです。横になりながら、御主人の介護をされていたということでございます。回りにゴキブリだとかアリがはい回っていても、そこまで気が回らないような2人とも疲れ切った状態、ヘルパーに対しても言葉が出ない。そんな中に入り込んで、お手伝いをし相談相手になる。一緒に通院や買い物に出かける。さまざまな働きかけの中で、実はその奥さんが最初から引っ込み思案の人ではなかったこと、元気なころはもともと活発な人であったということ、御主人の介護、自分の病気、家にこもり言葉がなくなってしまったということを理解できたそうでございます。今では、買い物に出かけて昔の知り合いとのつき合いが復活し、お宅にもお友達が訪問されるようになる。すっかり元気を取り戻しておられるようでありますが、奥さんが立ち直られるのには3年ぐらいかかったというお話であります。

そのヘルパーさんに「なぜヘルパーをされているのか」というふうにお聞きしたところ、もちろん経済的な理由もあるけれども、それだけではないというふうに答えられました。この方は、御主人の仕事の関係で北海道から出てこられた人でございますけれども、2人とも一人息子、一人娘で親は北海道に残っている。あるとき旭川で老夫婦が

凍死しているのを、たまたま訪れた銀行員が見つけたという、そういう痛ましい記事を見て、日本中どこに住んでいても老いた親を助ける仕組みをつくらなければならないと強く思ったそうでございます。たまたま住むことになった日野であるけれども、そんなまちになってほしい、多少とも自分が役に立てばと思いヘルパーをやっているんだ、そういうふうにご話しておられました。その方は、ヘルパーとしての専門性を高めるために2級の講習を受けておられます。

もう一人は福祉事業団のA会員で、痴呆症の御婦人を介護されているヘルパーさんであります。このお宅は80歳の御主人が痴呆症の奥さんと一緒におられます。娘夫婦と同居ですけれども、共働きで昼間は留守、そんなお宅に訪問されているわけであります。このヘルパーさんに「痴呆症というのはどういう症状なんですか」というふうにお聞きしましたら、こういうふうに言われました。「真っ白い紙に思いがぽとっと落ちて、またすぐに真っ白になってしまうような心の状態」。なかなかおもしろい表現だと思いますけれども、要するに理解力というのはなくなるけれども、生活歴だとか感情は保たれている。自分が愛されているかどうか、その雰囲気を見分ける力は非常に強い、こういうふうにおっしゃっておられました。そして、この病気がなぜ大変なのか。それは、なかなか家族が受け入れられない点にあるんだと言われました。病気の進行具合にもよるわけですが、ひどく進めば、一日中、目を離すことができない状況になる。物を投げる、徘徊する、御近所に謝りに回らなければならないようなことをする。家族はへとへとに疲れ、御主人は自分ほど不幸な人間はいないと思うようになってしまふ。思わず大きな声でどなってしまう。こういう中で、奥さんはますます心を閉ざし症状を進行させる、こんな実態があるそうであります。

ヘルパーの役割というのは、その痴呆症の方に寄り添うことだ。話し相手をしたり散歩をしたり一緒に歌を歌ったり、その人の心が心地よく解きほぐされるように、心がどこにあるのか探りながらいつもつき合っている。そうしたヘルパーさんの接し方を家族の方々も見、家族の方も対応が変わってくる、そういうふうにおっしゃっておられました。「どのようにしてそういうふうな対応の仕方を学ばれたんですか」と聞きましたら、「経験と勉強です」というふうに答えられました。「事業団の研修、お話も聞きに行く、本も読む。何よりも実際に接しながら介護をしながら、介護されている方から教えられることが多いんだ」というふうに言われました。この方も2級の研修を受けている方です。家政婦紹介所のヘルパーさんは、非常勤といえどもプロであります。福祉事業団のA会員はボランティアであります。立場は違いますが、しかし、

お仕事の内容をじっくり聞いてみまして、本当にこの仕事がどれだけ高い志と専門性、経験が必要な仕事であるかということを、私は改めて認識したわけであります。

ところが、ホームヘルパーはどんな条件で待遇で仕事をしているのか聞いてみましたけれども、驚くべき実態であります。家政婦紹介所のヘルパーさんは非常勤といえどもプロであります。ところが、健康保険も年金も失業保険も一切なしであります。家政婦協会の退職金積み立て制度というのがあります。積立金は月額500円、積み立てるか積み立てないかは自由でありますけれども、積み立てて10年働いて退職金が幾ら出るか。9万3,000円であります。20年働いても26万円、こういう実態であります。

先ほどホームヘルパーの研修をやっている、市との連携を強める必要がある、ホームヘルプ事業の質を高める努力をいろいろやっているんだ、とても大事なことを御報告ありました。しかし、非常勤ヘルパーの置かれたこのような実態に胸を痛めることなく、私は日野市の在宅介護、高齢者福祉の将来は展望できないのではないかと、そういうふうに思っています。切に待遇や労働条件の改善を求めたいと思います。特に3級、2級の研修を受けている人が、先ほど報告がありましたようにふえています。こうした人材の保全、本当に大事にすること。確保を図るためにも、待遇労働条件もそれにふさわしいものにする必要があるんじゃないかと思います。例えばフレックス制の常任ヘルパーとして採用するとか、あるいは準常勤的なより安定的な雇用の形をいろいろな形でつくり出していく必要があるんじゃないか。また、共済制度を充実するために市が援助をするとか、3級、2級の講習受講者に市で手当の上乗せをするなど、できるところから進めていくべきだというふうに思います。この点についてだけ、ホームヘルパーについて再質問しておきたいと思います。

次にデイホームについて。先ほど地区センターの改修についてはお答えありませんでしたけれども、地区センターが本当に、これからお年寄りが集える場となるように改善をしていただきたいと思いますし、空き教室の検討も、ぜひ進めていただきたいと思います。つけ加えてシルバーピア、先ほども報告がありましたように老人住宅の確保が積極的に、これは本当に他市に比べて非常に積極的に進められています。ここには管理人の宿舍、集会所がつくられています。宿舍を使って管理人のかわりに、例えばヘルパーを三交代で24時間配置する、昼間は地域のボランティアと一緒にミニデイホームを開く、夜は、先ほども緊急通報システムのところでお聞きしましたけれども、緊急のヘルプに対応できるようにする、こういう施設が地域に幾つもつくられていくなら、そんなにお金をかけなくても、大きなサービスセンターと相まって地域の介護力の厚みと

いうのは、かなり高まっていくのではないかというふうに思います。この点について、お考えをお聞きしたいと思います。

入浴サービスについてです。難しい、お金がかかるけれども、検討したいというお答えでございました。ことしは大変暑い夏になりましたけれども、訪問看護をされている日野台診療所の看護婦さんのお話では、例年になく床ずれの人がふえたそうでございます。タオルでふいてあげるのとお風呂に入ると効果は全然違うそうです。ぜひこの入浴サービス、週1回を実現していただきたいと思います。こんなお話も聞きました。お年寄りで家族の介護でお風呂に週1回でも週2回でも入ることができた人が、完全な寝たきりになってお風呂に入れなくなる。御家族の事情でお風呂に入れなくなる、そういうときに、もうこれでだめだと思ってしまって、急に言葉を発しなくなるという人がいるそうです。それぐらいお風呂は日本人にとって重要な文化でありますし、生きているという実感に結びついたものであると思います。

ぜひ軽度の障害者の入浴機会をつくるということも含めて御検討をお願いしたいと思います。何かありましたら御答弁いただきますけれども、ぜひそういうふうに要望したいと思います。

訪問リハビリについてでございます。問題は、理学療法士が足りない、絶対的に不足しているということです。寝たきりをつくらないためには絶対に必要な専門家でありますから、訪問看護センター、ステーションも配置されたことでありますし、ぜひ専門家の確保をお願いしたいと要望しておきたいと思います。

緊急一時保護のために病院を使えないか。本当は老健施設があればいいのかもしれませんが。ベッドが難しいということでもありますけれども、しかし、実際には75%、占床率。外科や内科はほぼ100%という状態だけでも、ほかのところであるからなかなか使えないんだという事情もよく理解しているわけでもありますけれども、極めて切実な問題ですから、この点もぜひ御検討いただくようお願いいたします。

緊急通報システムについてでございます。3名を1名でも可能になったというふうに言われました。ヘルパーさんにお聞きすると、介護をされたお宅から帰るときに、薬は大丈夫だろうか、火の始末は大丈夫だろうかといつも思うそうです。あるいはこういうお話も聞きました。あるひとり暮らしのお年寄りが夜中にベッドから落ちてしまって寝返りが打てない。緊急通報システムを使えない。こんな夜中に御近所の方を呼ぶわけにいかないということで、朝までそのままの格好で起きて我慢されたそうです。介護を受けている方の気持ちというのは、そういうことではないかというふうに思うんですね。

ですから、1名だから大丈夫だということではなくて、以前にはセコムですか、の社員が来ることができるというような仕組みになっていたわけですから、ぜひそういうことも含めて、あるいは先ほど言いましたけれども、24時間ヘルパーが泊まり込むような体制が地域にできたら、そこに連絡するというふうな方向が一番いいわけですが、当面、御近所の方にできないときは、会社から——専門会社から、警備会社から派遣できるようなこともぜひ検討していただきたいと思います。このことも1点だけ質問しておきたいと思います。

それから、老人福祉手当の3カ月からの支給の問題でございます。私は財源の問題についていえば、これは受ける対象も期間も限られている。恐らくそんなに大きな財源は必要ないというふうに思います。それから、経済的負担を軽減するという以上の意味を、私は持っていると思うんです。というのは、市の手続において、この福祉手当の支給が実際には最初の手続になって、行政の側から見れば、このことによって、寝たきりのお年寄りの実態把握の手段にもなっているわけであります。このことに関して重要な事実があります。老人保健・福祉計画では、要介護老人の出現数を厚生省などの調査に基づいて統計的に定めた出現率と老人人口から算出していると思います。日野市の場合もそうだと思うんです。統計的に出しているわけですね。ところが、この数は実際の老人福祉手当の支給実態を大幅に上回っているわけです。日野市でいえば、福祉手当の支給人数は推定対象者に比べて30%ほど低くなっているはずであります。これは、この制度の適用の資格があるにもかかわらず、そして、こんなに有名な制度であるにもかかわらず、まだ制度を知らない人、受けていない人がかなりいるという可能性を示すものです。あるいは6カ月たつまでに亡くなってしまう方もいるということだと思えます。

この推定受給率を各23区、各市町村を見えますと、一番受給率が高いのは東村山市です。直後から支給を始めている東村山市です。そして、3カ月から支給しているところ、三多摩の6カ月から支給しているところはずっと受給率は低くなっていく、こういう実態になるわけです。そういう意味からも、ぜひこのことは再考していただきたい、こういうふうに思います。

以上、幾つか質問しましたけれども、再答弁お願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） ヘルパーのことでございますが、御指摘のとおり、家政婦紹介所のヘルパーの身分保証等については、プロ的な仕事をやるにもかかわらず非常に待遇がよくないというふうに伺っております。詳細についてはわかりませんが、

一般的にはほとんど個人契約のような形のもので、先ほど500円の掛金のそういう制度もあるそうですが、一般的には退職金もないというふうに伺っております。また、市内のある事業所では、労災保険だとか傷害保険も加入していないというふうに聞いています。ヘルパーが個人的に紹介事業総合保障制度に任意に加入しているとか、こういうようなことで一応伺っています。

この家政婦協会のことについての改善ということは、私たちの力で直接これはできない範囲のものであるわけですが、先ほどもちょっとお話ししましたが、市と福祉事業団が一体となってということでお話ししましたが、今は会員制になっている。要するに職業のあっせん関係ですし、会員制でなきゃできないという拘束がございます。そういうようなことで、これを別な体制でこういう形をつくれないうようなことをちょっと研究をさせていただいておるわけですが、そういうようなことによって、一定の身分の保証とかそういうようなことに考えていかないと、これからの大きな需要にこたえていただく体制をつくらないと、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えていますが、目下勉強させていただいております。

それから、入浴サービスでございますが、今現在、待ちがあるというような状況の中で、この体制をもう少し拡大しなきゃいけないわけですが、一部社会福祉法人の民間の方にもお願いしているわけですが、そういうことの問題や、また栄町サービスセンターの次の施設を市でつくるもの、そういうものに向けてさらに努力をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えています。

それから、緊急通報システムでございますが、今現在1名で、万が一1名の方にこの通報がペナントから押した通報によって、消防署の方から協力員の方にすぐ行って状況を把握していただいて、それによって消防署が対応するというような形になっていきますけども、この1名の方がいない場合には、即消防署が直接協力して行ってくれるという体制で今はやっていただいております。

それから、老人福祉手当の問題、大きな問題でございますが、これから在宅の介護支援がさらにしっかり進んでいきますと、さらにさらにこの対象者が多くなる可能性もあろうかと思えます。今現在、私の方で申し上げられるのは、都の制度にさらに3カ月という問題、これは非常に難しいというふうに、困難であるというふうに今は感じているところでございます。（「シルバーピアを使ったデイホームについて、何か考えはありますか。なければ結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 時間が思う以上に早く経過しますので、質問、次に移りたいと思います。ぜひ切実な要求ですので、御検討いただきたいと思います。

地域に障害者や高齢者が安心して暮らせる仕組みをつくる、支える力をつくるという上で、別の角度であと二つ質問したいと思います。

一つは、地域に在宅介護システムをどのように構築していくのかという問題でございます。日野市保健・福祉計画では、施設計画として在宅サービスの拠点を地域に整備していくということがうたわれ、明確でないものの、1中学校区1サービスセンターの方向が打ち出されています。私は、さらに当面は中学校単位、できれば小学校単位で住民参加の在宅介護システムをつくっていくことを構想すべきだというふうに考えます。どのようにつくっていけばよいのかということですが、先ほど会員制であるということでありましたけれども、福祉事業団の在宅ケア事業の経験を聞かせていただいて、私は財政的にもそんなに難しい話ではないのではないかというようなことを、意を強くいたしました。この日野市福祉事業団の在宅ケアですけれども、正職員はコーディネーター3名だけで、A会員、B会員それぞれ300名前後の会員さんがいらっしゃるようがあります。実際にサービスを受けているのは、この半分程度。しかし、非常に精力的で高いレベルの活動をされているということが、ここに事業報告書を読ませていただきましたけれども、書いてあります。

少し紹介させてもらいますと、地域の理解を得るためにすべての自治会を訪問された。そして、それぞれの地区で地域説明会をして会員さんの募集、組織をやってこられた。3名の職員でやってこられたんですね。会員の研修を非常に熱心にやられています。入会時研修、特別研修、A会員学習交流会。で、すごいのが介護職員養成講習、40時間、プログラムを自分たちでつくってやられる。これには、先ほどちょっと報告がありましたけれども、40名の募集枠に120名の市民の応募があった。日野市民のすばらしさも示しているのではないかなと思うんです。介護の内容についても、直接事業団のコーディネーターとヘルパーさんが会員さんのお宅に行って、どんな介護をするのか相談しながら決める。相当レベルの高い介護、市のヘルパーさんや保健婦さんとも連携してやられているようでございます。

全市域を対象にこういう仕事をやられているわけですから、こういう仕事が小学校単位でもっと地域に密着した形でこういう住民参加型のケア事業を展開できるのではないかなというような感じがするんです。こういう介護の仕組みをつくっていくということについて、お考えをお聞きたいと思います。

二つ目には、総合相談窓口の設置でございます。現在、高齢者福祉の窓口は本庁の老人福祉課、福祉事業団、健康課。福祉事業団と健康課は生活保健センター、窓口が分かれています。利用者である高齢者をたらい回しにする。サービス上の問題からいっても重要ですが、それだけではなくて、事業の効率性から見ても、職員が書類をつくるために二つの建物を行き来しなければいけないというような実態、あるいは仕事の調整、非常に非効率。さらに一番大事な点だと思うんですが、要介護者を中心に各セクションの連携を発展させていく上でも、いろいろと障害になっているのではないかと思います。家政婦紹介所のヘルパーさんと、市のワーカーさんがなかなか顔を合わせられないというお話がありましたけれども、福祉事業団も出先ということになれば、介護者を中心に事業団とケースワーカーと一緒に考える関係は、だんだん疎くなるのではないかというふうに思うわけです。ケースワーカーが、本当に生きた現場の実態いきいきと、老人福祉課がまないたに乘せるという意味でも、こういう実態は非常に問題があるのではないかと思います。総合窓口をつくる、組織を一本化していくということについても御意見をお聞きしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 2点のうちの1点目のことですが、在宅支援センターの考え、また24時間の介護体制を含めて、既にこの近隣の市でもこれを始めておるところがあるわけですが、その事業内容についてはまだまだ研究の余地があるというふうに感じております。現在、老人福祉課を中心に一応検討会を持ちまして、今日下勉強しております。24時間の介護体制も含めて、市民の役立つ効率的な施設を目指したいというふうに考えて、目下協議、研究、検討会、こういうような状況でございます。

それから、窓口の一本化の件でございますけれども、福祉に関する相談は、それぞれの各課で受けておりますが、痴呆性高齢者とか、または障害を持つ高齢者など複数の課にまたがる相談がふえております。その意味では、確かに福祉事業団や健康課など于一体になった総合相談窓口も必要になってきております。市民が相談しやすく、また関係各課との調整がとりやすい窓口を考えるようにぜひ進めたいと思ひまして、またこのことについても検討をしたい。また、調整を密に図りたい、こういうふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 保健・福祉計画をどのように発展させるべきかという点で提

言をさせていただきましたので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

最後に、介護保険導入の動きについて1点だけ質問を残しましたので質問させていただきます。政府は、高齢者介護に必要な財源を安定的に確保できる仕組みとして介護保険を検討し、来年の通常国会にも提出する動きであります。この内容について、そのほか把握されているところを簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 公的介護保険というものですけれども、これは社会保険方式で介護を、現在で言う医療の方に近い状態といえましょうかね、そういう形でやる方向の答申が出された、中間答申が出されということで、この方向性はこういうふうに決まりましたけど、具体的にはまだ何も私どものところに示されていないのが実情でございます。最終答申までに、その内容が固まってくるというふうに向っております。

具体的なことは申し上げられませんが、問題点となりそうなこととしては、施設の利用やサービスの利用は行政の措置制度をやめまして、本人の自由契約にすること。それから、行政区域も問わない、要するに他の自治体にまたがってもできるというような問題がある。それから、65歳以上でも保険料を負担しなければならない。また、家事援助は介護保険の対象外になる。先ほど、訪問して家事の仕事とかそういうようなことのお話が出ましたが、こういうものは対象外になる。そういうような内容でございますが、まだまだこの12月にこのことがもう少し細かく打ち出されるということです、私ども、それ以外のこと、内容はちょっとわかりませんが。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 実態が不鮮明であるんですけれども、北欧は税金で介護をやっている。ドイツは最近、保険を導入しましたが、12年間国民的な議論をやった末に導入したわけなんですけれども、日本ではまだ鮮明にならないうちに、来年にはもう成立させよう、そういう動きなんですね。

幾つかははっきりしているところが、私はあると思います。今も言いましたけれども、これまで在宅介護や施設入所は行政の責任、措置として行われてきた。財源は税金であったわけです。この措置制度が廃止され、医療と同じ保険契約によってサービスが提供されるということになる。例えば、特別養護老人ホームの料金は今、所得による応能負担となっているが、保険となると定率になる可能性が強いわけであります。憲法25条で定められた健康で文化的な生活をする権利、生存権の保障、社会保障の側面が大きく後退することは明らかであります。また、保育の措置制度の廃止、契約制度の導入の

動きなどとも連動しているように思います。

二つ目に、負担はどうなるのか。厚生省の試算では、新ゴールドプランの在宅施設介護サービスを提供するためには、西暦2000年で4兆3,000億円を必要とする。半分を消費税、半分を保険料で見ると、20歳以上の国民が1人当たり2,000円の負担になるということであります。要するに消費税にしても保険にしても、在宅施設介護いずれも丸ごと国民の負担でさせるということでもあります。問題は、消費税も保険料も極めて逆進性が強い、所得の低いものほど負担が大きくなる仕組みだということでございます。

例えば、保険税はどうなっているのか。必ずしも保険と同じようにならないと思いますけれども、この春、国民健康保険料の改定の際に提出された資料に基づいて、私、計算したんですけれども、保険料、国民保険料、健康保険料、日野市の場合でも、所得金額が75万円の人の保険料は、この金額にして5.1%、税率がですね。1,000万円の人は3.9%、これは75万円以下、減額の措置があるわけですね。それでも保険というのは、もともと応益的な要素、性格が強いわけですね。こういうことになるということです。

三つ目に、自治体との関係でどうかということなんですが、財源問題で苦しんでいるので、保険制度になれば多少助かるのではないかと考えるのは甘いということです。それは、国民健康保険の実態を見ればわかります。国はどんどん責任を放棄して自治体に負担を押しつけている。結局、負担を保険料引き上げという形で市民に押しつけるのか、それとも一般財源で負担をするのか、袋小路に入るということは明らかであります。この春、予算委員会で提出してもらった資料でございますけれども、民生費の財源内訳というのがあります。臨調行革が始まる1984年、民生費は総額58億円。1995年、本年度の予算では120億円、2.1倍にふえているんですが、問題は国の補助金の割合は1985年25%、それでも4分の1ある。今は15%に減っているわけです。市の一般財源は1984年は49.45%、半分以下である。今では61.78%、6割を超えている。こういう仕組みの延長線上に、この介護保険制度もあるということを私は指摘しておきたいと思います。

介護保険の動きも含めて、福祉をめぐる国の動きは激しいものがあります。また、市民の関心も強くなっています。こういううねりの中で、日野の高齢者福祉をどういうふうに進めていくのか。人権の擁護、住民運動で福祉を進めていこうというのは、市長の持論と承知しているところでございますけれども、最後に市長のお考えも総括的に聞きできればと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君） 福祉が求められる社会情勢と、提供するといひましようか、行政側の対応がアンバランスという状況に推移しているということを日ごろ感じております。地域で安心して暮らせる条件をつくるということが、地方自治体の大きなまた役目でもございますので、制度として求めることと、それから自治として行うことの両面の対応によって、将来の社会情勢に地方自治体としての保障を可能にいたしたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。

取り上げた問題というのは、きょうはあえて施設の問題、お金がたくさんかかる問題というのは取り上げなかったんです。現場でぶつかっている問題、考え方を変えれば一歩前進できるのではないかというような問題に絞って取り上げさせていただきました。財源問題に関連して、一言つけ加えておきたいと思います。住民税減税による減収だけでも、年間23億円の減収という実態があります。補助金カットや一般財源化、尋常でない中で、日野市の施設、在宅の介護のシステムをつくり上げなければなりません。こういう中で、行財政の見直しが叫ばれているわけでありますけれども、私は当然の話で厳しい見直しが必要であると考えます。ただし、社会保障の財源問題は国の政治のあり方の根本にかかわる問題であります。この根本問題をらち外に置いて、リストラダ行革だと騒いでも弱い者いじめになるだけであります。

例えば、日本の社会保障にけるお金は主要国の中では一番低い。スウェーデンは対国民所得の46％が社会保障に使われている。これで十分経済成長も果たしているわけです。（「税金が違うだろうよ」と呼ぶ者あり）フランス、ドイツで30％。ところが、日本では15％と主要国の半分という貧しい実態にあたます。大企業の負担はどうか。社会保険料の保険料はスウェーデンでは全額企業負担であります。ヨーロッパでは企業なら労働者3の割合が普通であります。せめてヨーロッパ並みに企業の負担を引き上げれば、新たに10兆円の社会保障の財源が生まれるわけです。こういう政治の仕組みにメスを入れること、変革することが大事だと思います。それを前提にした行財政の見直しが必要になっています。今回の質問でも取り上げた組織の合理的再編も、その一つであります。全体の奉仕者である公務労働の原点に立った職員の皆さんによる自主的な、民主的なさまざまな見直しが必要になっているということも指摘したいと思います。

福祉のあり方についても、施設の確保は病院にしても老人ホームにしても、ますます切実な避けられない課題でありますけれども、施設が建設されるまでシステムをつくる

ことを先延ばしするのではなくて、建物偏重の立場をとらないことが大事になっていると思います。市民の自治の力を酌みつくして、市民参加で地域の福祉の力を養う方向で事業を展開することが重要になっていると思います。よくリストラといえば敬老金を削るとか所得制限を導入するとかという発想にありますけれども、高齢者の生活の実態がどうなっているのか見ていない幅の狭い見方であるということもつけ加えておきたいと思います。

例えば、高齢者の所得の実態です。年金受給者はどのぐらいの年金を受けているのか。これはちょっと古い1988年の資料ですが、厚生年金の受給者は345万人、そのうち10万円以下の方は125万人、36%を占めている。国民年金はもっとひどい。受給者637万人のうち実に62%、427万人は月額4万円以下の年金しかもらっていない。生活がようやくできる年金を受給できる、ゆとりのある生活ができる高齢者はまだごく一部にすぎません。こういう実態が、少なくとも圧倒的多数の高齢者がゆとりをもって生活ができる年金が支給されるまでは、わずかな敬老金に手をつけるなどしないでいただきたい、このことをつけ加えて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって10の1、住み慣れたところで、安心して暮ら
しつづけることができるまちへ——「高齢者保健福祉計画」の現段階と課題について——
の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後3時6分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、『容器包装リサイクル法』に対し自治体が言うべきことの通告質問
者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐瀬昭二郎君） それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

かけがいのない地球環境を守るために、資源を湯水のように使い環境に負荷を与え続
けてきた大量生産、大量消費、大量廃棄、こういう社会システムを根本的に転換し、

消資源、リサイクル型の社会をつくる、これが人類的課題となっていることについては御承知のところであります。国家が、企業が、そして自治体や住民を含む地域が、そのためにそれぞれどのような役割を分担し協力し合うかが問われています。

日本でも廃棄物処理法が改正され、リサイクル法が制定され、そして、今回の容器包装リサイクル法の公布によって、ようやく国際社会における責任を引き受けようとする動きが始まっております。今回の私を取り上げる容器包装リサイクル法については、既にこの議会で馬場議員が取り上げております。なるべく重複を避けながら質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

本題の容器包装リサイクル法の問題に入る前に、それに関連して、日野市における分別収集、リサイクル、ごみ減量への取り組みの現状と今後の見通しについて二、三確認し、質問をしたいと思います。

日野市のリサイクルは3年前にステーション方式の資源回収が始まってから、急激にそのリサイクル率を高めてきております。市の発表しているデータによると、これは日野市廃棄物減量等推進審議会の答申に出ているデータですが、このデータによると、1989年、日野市のリサイクル率は7.9%でした。それが3年前のステーション方式による資源物の回収が始まって以降、このリサイクル率が伸びて、昨年度のリサイクル率は10.3%と10%を超えるに至っております。このようなごみ減量、リサイクル行政に取り組んでいる市の職員の皆さん、そして、その行政に協力をしている住民の皆さんに心から敬意を表したいと思いますが、まず最近の日野市の分別収集、リサイクルへの取り組みの現状について、最近の経緯を話をさせていただきたいと思います。

2点目に、今後リサイクル率を高めていくために、さらに高めていくためにどのような手だてを考えているかについて、何点かお答えいただきたいと思います。

まず第1に、日野市では従来から集団回収による資源物の回収が進められてまいりました。この集団回収への協力を広げていく必要があると思いますが、1993年の201から1994年の189へと取り組む団体数が12減っております。この原因と今後の対策としてどのようなことをお考えか、このことについてお答えいただきたいと思います。

二つ目は、現在240カ所ほどあるステーションを今後大幅にふやしていくことが求められていると思います。廃棄物等減量推進審議会の答申によれば、きょうの執印議員の質問をめぐるやりとりでも出ておりましたけれども、当面、ステーション数を500程度にふやすというそういう方針であるということのようですが、その見通しと問題点、またステーション方式による分別収集の費用は、今後500程度にふやすことによって、ど

の程度ふえることが見込まれるのか、財政上の見通しについてもお答えいただきたいと思います。

さらに午前中の質疑でも部長は触れられておりましたけれども、今後、ステーションを新たに設置するに当たっては、地域の地理的形状、そこが平地なのか坂のまちなのかあるいは団地なのか、そういう問題や地域の高齢化率、例えば私が住んでいるところは坂のまちでありますけれども、若い人々が月2回のステーションへの分別資源物を出す場合、車にそれを乗せてステーションまでやってくるができる。しかし、高齢の方々はそういうことができませんから、なかなか現在のようなステーションの配置では、協力をしたくてもできない方々が、とりわけ高齢化が進んだ地域では、そういう問題を抱えていると言えると思いますが、そういうことにも十分配慮して、だれもが参加しやすい、そういう状況をつくり出していくということが、今大変大事なのではないか、そんなふうに思いますけれども、その点についてもお考があればお答えいただきたいと思います。

3番目、ステーション方式の資源物の回収、また集団で取り組んでいる資源物の回収と並んで、クリーンセンター内でのリサイクルの努力も大事な点だろうと思います。ことし3月に策定された日野市一般廃棄物処理計画によれば、将来的には市内にリサイクルプラザなどを設置していく、そういう方向、構想が示されていますけれども、当面、現在あるリサイクル事務所のありようを強化する、機能を強化することも必要ではないでしょうか。この点について、先ほど来引用している日野市廃棄物等減量推進審議会の答申は、このように述べています。

「リサイクル事務所の充実、製品の再生、修理技術を高めるために従事者の職能研修が必要である。また、公募などにより広く人材を発掘し、技能の高い民間の活力を利用すること。2、ショールーム機能は集客能力のある地域に設置する。3、事業者が下取りし再生した製品を買い取り、消費者に供給するルートをつくる。」このようなことが提言されております。

ぜひこの答申が提言している方向で仕事を着実に進めていただきたいと思いますが、それとともに、現在のリサイクル事務所をとりあえず市民にとってより使い勝手のよいものに改善してもらいたいと思います。現在、リサイクル事務所は平日、そして土曜の午前中開かれております。土曜の午後と日曜日は閉まっております。また、昼休み時間も閉まっております。土曜の午後、日曜日に開館することは可能でしょうか。どうも道路の形状、入口の形状、駐車場の位置等難しい問題があるようではありますが、

もし難しい問題があるのであれば、少し長期的に財政的な手だても考えながら、市民が休みの日にも利用できる、そのような方向で検討していただきたいと思います。

2 番目に昼休みの時間に開館することはできないか。これは、すぐにでもできるのではないかと思います。この点についても、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎の質問についての答弁を求めます。

環境部長。

○環境部長（山口正夫君） まず1点目の最近のリサイクルの経緯ということでございますけれども、お話の中にございましたように、日野市ではごみの減量と資源が循環して利用されるまちづくりを目指しまして、資源物の回収事業あるいは集団回収への支援、生ごみ処理器購入費補助事業、これらの施策を展開しております。特に市民一人ひとりが参加できるステーション方式による資源物の回収事業は、平成5年からモデル地区を定めまして逐次広げ、本年6月から市内全域を対象として実施をしております。現段階では、年々着実に回収量がふえている。本年度はおよそ1,200トンを超えるように、前年度の倍増ということで努力をしているというところでございます。

2点目でございますけれども、回収団体の減少原因ということがございました。従来、日野市のリサイクル事業は回収団体が主力でございまして、お話の中にございましたように、登録団体としては一番多いときで206ございました。お話の内容でございますが、前年度189団体が活動しているという様子がございます。この内容を分析してみますと、やはり今までの回収団体が、例えばサッカークラブとか、それから少年野球クラブあるいはPTAとか、このような形でそれぞれのグループで実施をしている団体が多ございました。最近では、それらのグループの子供さんも、また大きくなるでしょうし、役員さんも改選になってまいりまして一部休止をしているというグループもございます。ただ、最近の傾向で見ますと、自治会という一つの地域を対象とした回収団体の登録がふえてきているということが見受けられますので、大変私どもとしては心強いというふうに感じているわけでございます。今後とも、回収団体は新しい法律ができましても、リサイクルの大きな原動力になると思いますので、積極的な育成に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目のステーションの増設の見通しということでございますが、せんだっての廃棄物審議会の答申にもございましたように、現在238カ所でございますが、およそオレンジボックスの5分の1程度の場所が必要である。つまり500カ所は必要であろう、こういうような答申をいただいておりますので、私どもとしても、この目標を500

カ所に置きながら、本年ここで全域が対象地域というふうになりましたので、先ほどの坂道あるいは地形的なもの、あるいはその地区の農村地帯なのかあるいは都市化された地区なのか、この状況を見ながら、推進委員さんあるいは自治会の役員の方々とも御相談をしながら増設に努めてまいりたい。何分にも、これらの資源物の回収には一定の広さが必要になってまいりますので、その辺も含めながら、地域の御協力を得ていきたい、こういうふうに思っております。

この中で財政上の問題ということがございました。本年度、一応予定でございますが、238カ所の資源回収を日野市リサイクル協同組合、これに委託をいたしまして実施をいたしております。すべての委託料、本年度およそ2,000万程度の予算をお願いしているところでございますが、これが今後増設されていくということになりますと、大体15カ所に1台という割合の配車をいたしますので、その率でいけば、およそ倍の金額がかかるであろう。

ちなみに不燃物あるいは生ごみの回収の、今委託事業で実施いたしておりますけれども、1台当たりおおよそ2,300万ほど、年間の経費がかかっております。したがって、資源回収だけの費用は他市に比べて比較的安く上がっていると申しましょうか、日野方式で実施をしているという状況でございます。

それから、3点目のリサイクルセンターの充実ということでございます。確かにこれからは、やはり再使用、あるいは何と申しましょうか、かご類の延命化ですね、廃棄するものでもまだ使用できるもの、これらを多少の手直しあるいは掃除をするというような形で必要な方にお分けをしているというシステムでございますが、大変好評を得ているということが言えます。現在、シルバー人材センターの方への委託事業として実施をいたしております。土曜日につきましては、土曜日の午前中はお客が多いのでぜひやらせてほしいという申し出がございました。私どもも、今、クリーンセンターは週休2日制ですけれども、土曜日午前中は当番制で出勤いたしておりますので、では土曜日ぜひお願いしますということで、土曜日の午前中は行う。昼休みにつきましては、これは私の方から昼休みを交代制で実施するようにということで、昨年からは昼休みは実施をしているというふうな、私自身指導した結果、記憶しておるわけでございます。ただし、日曜・祭日ということになりますと、クリーンセンター内にはいろいろな施設設備がございまして、かなり危険なものもございまして、そういう関係から施設管理上の問題も含めまして、ちょっと安全管理上の難しさがございまして、御要望の趣旨がでれば、また土曜、日曜の開業ということも検討してみたい、かように思っています。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。何点か要望して、再質問をしたいと思います。

一つは、集団回収をしている団体が減少してきている問題です。今、部長がおっしゃったように、子供の数が減ってきている。とりわけ、かつては集団回収の主力部分を子供会が担っていたという経過があったと思いますけれども、子供会が少年齢化してきて、なかなか自主的な取り組みが、子供の数が減ったこととも相まってしがたくなってきている、そのような状況も反映しているだろうと思います。一方で、今のお話では、自治会として取り組むところがふえてきている。ぜひ各自治会にもう少し積極的に働きかけて、ぜひ自治会単位で集団回収に取り組むように、その働きかけを強めていただきたい。

それから、これだけ環境問題についての市民の関心が広がってきていますから、地域で自主的なグループをつくって回収をしたい、そんな人々もきっといるんだろうと思うんですね。資源回収だけでなく、不用品の交換であるとか、そういうことに対して意欲を持っている方々がいらっしゃるわけですから、そういう方々の運動を支援するという意味でも、自主的なグループでも集団回収という取り組みはできますよという、そういう方向で仕事を進めていただきたい。これは要望です。

それから費用増のことでですが、ステーション方式の資源回収にかかわるものだけではなく、集団回収で市が奨励金などを支払っていますが、そういうものを全部ひくくめた、日野市のリサイクルにかかわる費用というのは一体どのぐらいかかっているのか。ステーション方式が始まる前の1992年には4,000万強というレベルです。それが、本年度の予算では7,100万円強というふうに急速にふえている。この3年間で――4年間と言うべきですか、1.75倍にふえてきています。これが、さらに500カ所にふやすということになると、今の部長のお話は委託料だけの話でしたけれども、恐らくごく近い将来に1億円を超えていくという具合にふえていくんだろうと思います。このことについては、次の質問で改めて質問の形で取り上げたいと思います。

それから、リサイクル事務所のことでですが、土曜日午前中は開くようにすると、ぜひそうしていただきたいと思います。日曜日については、確かにあの敷地の建物の位置だとか駐車場の位置だとか、道路はどう走っているかだとかいろいろ難しい問題があることはよくわかるわけでありましてけれども、とにかく市民が気軽に出かけて行って、自

分もいわば不用品の交換というのかリサイクルに協力できるんだという、そういう場として設定されているわけですから、できるだけ市民が使いやすい方向でぜひ改善を進めていただきたいと思います。

それから、昼休みについては今の部長の話では、既に申し入れてそのようになっているはずだということですが、まだ多分休みだということになっているんじゃないでしょうか。来た人には対応する。ちょっと押しの強い市民が行くと利用できるんだけど、気の弱い市民が行くと利用できない、そういう状況もあるやに聞いているんですが、ぜひそこは昼休みは開いていますよということを、広報等で市民に知らせるような手だてをとっていただきたい、これも要望であります。まずはその点については、やっていただけるかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） ただいまのリサイクルセンターの昼休みの営業でございますけれども、これは、私どもとしては、もし実施していないということがあれば私の監督の不行き届きということになりますので、改めて申すまでもなく、私は確認をし、そのような形で実施をするように努めていきます、そのようにお答えいたします。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 市民への周知徹底ということについても、ひとつよろしく願いいたします。ひょっとして私の勘違いかもしれません。そのときはお許してください。

それでは次の質問です。リサイクルにかかわる費用は、どういう性質のものと考えべきなのか、そのことについて伺っておきたいと思います。リサイクルには、当然費用がかかるわけですね。私などは単純な人間ですから、ごくあっさりと、例えば日野市のリサイクル率が10%を超えました。そうすると、普通のボックス収集をしているごみの収集、運搬、処理の費用もそちらも10%減って、ちょうど相殺されるんじゃないかなという、そういうふうな議論もよく聞くわけですね。本当にそうでしょうか。ちょっと考えてみただけでも、分別収集はボックス方式というのは、燃えるごみ、燃えないごみという簡単に分けて収集しているわけですが、リサイクル、現在、日野市は7品目に分けて収集しているわけで、それだけ丁寧に手間をかけて分別収集し運搬をするということになりますね。それから、日野市の場合には、現在、ガラスのカレットのストックヤードを持っているだけですが、今後、例えばペットボトルに手を広げる

だとかいうことになってくると、そういうストックヤードやあるいはそれらを集めたものを中間処理するような、圧縮したりする中間処理をするような費用も、当然見込まれてくると思われますけれども、このリサイクルにかかわる費用というのはどのような性質のものだと。とりあえずは日野市の最近の状況で、リサイクルが広がってリサイクルの費用は、当然先ほども言ったように1.75倍になっているわけですが、その分だけ一般のごみの処理費用は減る傾向にあるのか、そのあたりのことについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） リサイクルを実施するといたしますと、当然費用がかかるということになります。リサイクルによってごみが減り、その分の費用が減るから相殺できるという御質問の内容でございますけれども、これは確かに理論上はそのような形が言えるかと思えます。必ずしもそのようには実情はなっていない。それはどういうことかと申しますと、例えば可燃ごみの焼却処理は処理の効率を考えた場合、ごみ量に関係なく24時間稼働が最適である、このようになっておりますし、またごみの収集車両と資源物の回収車両、これも物理的に併用はできないという状況でございます。こうしたことを考えましても、一概に言えないのではないかと。ただ、せんだって市長の発言の中にもありましたように、ごみ行政は、現状では多少の矛盾が生じるというようなお話がございましたように、現在の段階では、リサイクルをやればやるだけ——やればやるだけ社会の仕組みが経費がかかる、しかもそれが市町村の負担になっているということはあるかと思えます。

例えて申しますと、先ほど1.7倍というお話がございました。3年前、4年前には鉄あるいはアルミを施設の中で分別し資源化いたしまして、それらが何がしかの有価物として売却ができました。その後、現状では逆に、スチール類を分別し資源化するには、トン当たり現在6,500円の費用を逆に持ち出し、逆有償という形で資源化をしているというような実態がございますので、それも行政の負担になっている。したがって、それらを緩和するための新しい、また今後のことになるでしょうけれども、新しい法律の発足が我々としては待たれるかなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 今おっしゃったとおりだと思うんですね。私は別にリサイクルが拡大したのに、一方のごみ処理費が減らないのはけしからぬと言っているわけじゃ

なくて、それは全く別のことで、リサイクルをやればそれだけのコストがかかる、新たなコストがかかるのは当然だろうというふうに思っています。

例えば、先ほども出したデータですが、ステーション方式が始まる前の年、1992年のボックスなどの市が収集をしている収集、運搬費用を92年と95年と比べると1.05倍です。余り変わっていない。若干ふえている。しかし、ふえているんですね。リサイクル率が10%になっているんですけれども、もともとのごみの処理費はふえている。それに加えてリサイクルのための費用が1.75倍。そういう意味では、リサイクルにかかる費用というのは、全く新しい社会的コストだというふうに考えるべきなのではないか。地球環境を守る、あるいは最終処分場を延命するという直接的な理由もあるかもしれませんが、大きな意味では、地球環境を守っていくために新たに発生した新しい社会的コストだ。ところが、このコストは依然として従来と同じように、自治体と住民にだけその負担がかかっている。これが今の現状だ。そのような状況にあるんだと思います。

当然、生産や流通の過程で、将来、ごみとなるものをあわせて売って利益を得ている企業も、その費用を分担すべきだという議論が出てくる。それは当然のことだと思います。例えば、この議会の始めに配付された資料ですが、平成8年度東京都予算編成に対する要望事項、これは東京都市長会環境部会が東京都に対して出した要望事項の冊子ですが、この中で、ごみの減量化、資源化等に対する指導、財政援助等という項目があります。この中に、こんな項目があります。資源化に要する費用の企業者負担のあり方等に関する制度を確立させたい。やはりそれぞれの地域でリサイクル行政、ごみ減量に本格的に取り組む、その取り組みを強めれば強めるほど、今の現状の制度では、自治体や住民の負担がどんどんふえていくばかり。これは社会的な公正の観点からしても見過ごすことができない、そういう視点から、市長会がこのような要望書を東京都に出しているということだろうと思います。

このことを指摘しまして、次の質問に移ります。もう一つ、日野市のごみ行政の現状についてですが、事業系のごみの減量について、どのような手だてをを考えておられるのか、そのことについて質問しようと思います。

ごみ減量を進める上で決定的なポイントの一つが、事業系のごみの排出を抑制することにあることは、政府の文書も最近の東京都の動きを見ても明らかであります。事業系のごみの増加率は家庭系のごみの増加率をはるかに上回っています。日野市で明確に事業系のごみと識別できるのは、クリーンセンターに直接持ち込まれている持ち込みごみ

であります、この持ち込みごみの量は1990年から1994年までの5年間で20%ふえています。これに対して、ボックスで収集されている、いわゆる家庭系のごみは1.7%ふえているにすぎないんですね。家庭系のごみのふえ方には市民のリサイクルへの協力、努力というものが反映しているわけですが、事業系のごみはまさにウナギ登りと言っていいような勢いです。この5年間で20%もふえている。これを何とかしなければならぬというのが、今日多くの自治体の共通の課題、悩みだろうというふうに思います。これに対して、日野市としてはどのような対策をお考えなのか、そのことをまず1点お聞きしたいと思います。

2点目は、日野市一般廃棄物処理計画策定のための検討資料という資料がありますが、この資料の中で、一体家庭系と言われているごみの中に事業系のごみはどれだけまざっているのかということに対する推計の数値が示されています。東京市町村自治調査会が1992年5月に発表した多摩地区計量調査報告書というようなものの中に、多摩地域で押しなべて言う——ならして言う——と、家庭系のごみの中に約4割の——40%の事業系のごみがまざっているんだというふうに言われているんですね。これを日野市の現実に置きかえた計算がされているわけですが、驚いたことに、日野市で年間に排出される事業系のごみの実に85%が家庭系のごみに混入しているというのが、現実らしい。これは40%というのは、立川のようにオフィス街が広がっているまちと、日野市のようにそのような景観を持たないまちとでは若干の差が出てくるわけでありましょうけれども、大体の傾向としては、8割方家庭系のごみに混入しており、わずか20%弱の事業ごみは直接事業系ごみとして持ち込まれているということになっている。当然のことながら、これは一般廃棄物の話で産業廃棄物は別問題であります。このようになっています。

先ほど紹介した日野市のリサイクル率は94年度で10.3%ですけれども、仮に混入している事業系のごみを省いてちょっと乱暴な計算をしてみたんですが、除いて純家庭系のごみの量を分母にして計算すると、この94年度の日野市のリサイクル率は実に25.3%ということになるわけであります。このような数値から見ても、事業系のごみをごみ全体を減量していく上で、事業系のごみをどのように扱うか。その方策というのは、かなり緊急性を持った課題だろうと思いますけれども、この点についても市の方のお考えを伺いたいと思います。

実は、最近報道などでよくされているわけでありましてけれども、事業系、家庭系のごみもそうなんですけれども、紙類の組成に占める割合はどんどんふえてきている。事業系のごみの方が、かなりその組成割合は多いというふうに聞いておりますけれども、

とりあえず紙について、一定規模以上の事業所については独自に分別して資源回収業者に渡すような取り組みを求める。あるいは商店街のような場所については、紙のリサイクルのネットワークをつくって、市が例えば分別の箱を貸し出したりあるいはそれを引き取ってくれる資源回収業者をあっせんしたりするというような、そういう市がリーダーシップをとって、事業系のごみに含まれている紙のリサイクルをしっかりと広げていく、リサイクルが広がれば、その分は資源回収業者に引き取られるわけですから、市のクリーンセンターに持ち込まれることはないわけですね。市のごみ量の減量にも大きく貢献することになるだろうというふうに思うわけですが、そのあたりのことを含めてお考えがあれば、検討していることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 事業系のごみの減量でございますけれども、一般廃棄物処理法におきましても、事業系のごみ、これは現在日野市の持っておりますごみ処理施設に搬入できるもの、これは一般の家庭系のごみであるというのが、一つ原則にございます。ただし、事業系の一般廃棄物——産業廃棄物ではございませんが、一般廃棄物については処理施設に余裕があれば搬入することができるということになっております。そういう中で、私ども事業系のごみ、まだごみの処理施設としては余裕がございますので、それは受け入れましょうという一つの基本的な姿勢を示しております。

そこで、このたび私どもの方で新しい条例ができて、まず1点目としては、大規模な事業所につきましては、ごみの責任者を私どもの方へ登録をしていただいて、1年間の排出量及びリサイクル量、それから過去の実績と、それから本年度の計画というようなものを提出するような仕組みになってございまして、事業系のごみにつきましても、先ほどお話にございましたような紙類の資源化あるいはその他の資源物につきましては、それぞれのみずからの処理が大原則であるということを第一に置き、どうしても処理できないものについて、私どもで受け取るという仕組みになっておりますので、そのことは、1年に1度その責任者を集め説明会をし、あるいは報告を受け、このような形で実施をいたしておるところでございます。

一般的に事業系のごみの排出抑制ということになるわけでございますが、ごみ減量の施策の御質問にありましたように大変大きな課題になります。現在、東京都ではあるいは立川市あたりでも、事業系のごみとして有料の袋を出して実施してみたいというような方向で、今現在検討しているというふうに伺っています。私どもの方でも、この善後策はないか。これは、また他市の状況も見ながら検討するということになるわけでござ

ざいますけれども、オフィス町内会というような言葉もございますように、事業者がみずから行うリサイクルシステム確立への指導と支援、それからまた、有料化した場合に起こり得る有料化逃れのダストボックスへの排出をいかに阻止するかというようなことも、今後検討しながら、料金徴収というか有料化の方、ぜひこれを検討していきたい。

それから、2点目にございます今の家庭系ごみのごみの混入対策ということでございますけれども、実際に、例えばラーメン屋さんあるいは業種で出るんですが、お寿司屋さんとか、自分の生活と一緒に事業をしていらっしゃる方は、生活から出るものは一般家庭の廃棄物でございますが、事業から出るものは事業系の廃棄物ということになると思います。ただ、小規模のこういう商店ということになりますと、そこらの分類が大変難しゅうございます。そこで、現在では、1日の排出量が10キロ以上というような場合には有料ですよということで、一部御負担をいただいてごみの収集をしているということになります。現在、市でも大変その部分につきましては頭を悩ませているところでございますので、これもまた、商工会などでもいろんな形で検討、研究をしていらっしゃるというふうに伺っておりますので、今後、事業者向けのパンフレットなど作製しながら啓発に努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 事業系のごみの減量ということを論ずる場合によく出てくるのは、指定袋で有料制にするという論議です。それだけでは、多分だめなんでしょうね。日野市でもしそういうことだけをやってしまうと、多分大量のごみがダストボックスにさらに混入するということになりかねないわけです。そういう意味では、とりわけ日野市のようにボックス方式でごみを収集しているまちでは、例えば零細な商店などが集まっている商店街などでは、商店街がブロックになって、そこでこんな方法で資源物をリサイクルすることが可能ですよ、余り手間暇かけずにできますよ、とりあえず紙からやってみたらどうでしょうかというような、そういう行政側のリーダーシップがかなり大きな役割を果たすのではないかと。そういうこととあわせて、事業系のごみの有料化論議になるところですね。すべき範囲ですということではなければ、ごみ減量の実効性を上げていくということには、なかなかつながらずらい。とりわけ中小企業のリサイクルへの参加ということを考える場合には、行政の役割が大変大きいのではないかと。思うので、その点もあわせて検討していただきたい、取り組んでいただきたい、これは要望しておきたい思います。

それでは、次に本日の質問の本体である『容器包装リサイクル法』に対し自治体言うべきことというテーマで質問をしたいと思います。

この法律は、自治体が収集しているごみの量の容積で60%を占める容器包装系の廃棄物をリサイクルすることによって大幅に減量し、リサイクル型社会構築への確実な一步を記す画期的な法律だ、そういう評価もありますし、いや、この法律が実際実現したとしても、最終的な目標であるごみの総量の減量にはなかなか結びつきがたいのではないかという疑問視する声もあり、現在では、いろいろな意見が見られるわけですが、確かに容器包装廃棄物の分別収集、そして、それを資源化し再商品化することについて、消費者、行政、事業者の役割分担を定めている。これまでこれらの責任を問われなかった、一般廃棄物についての責任を問われなかった事業者も、再商品化について責任を負わなければいけない、定められた量の再商品化は義務づけられる。そういう意味で、これまでにない新しい一步を築いていることは間違いありません。また、わずか50万円という大変低いレベルのものでありますが、罰則を設けている。この点でも評価をすることができる面を持っております。しかし、また一方、リサイクルにかかわる費用をだれが一体負担するのか。地球環境を守るという大きな目標に向けて、そういう社会的課題とかかわって新たに発生したリサイクルにかかわる費用を一体だれが負担するのかという問題を初め、さまざまな問題を含んでおります。

この法律は、御存じのとおりと思いますが、年内に施行されることになっており、現在、政令や省令などは整備される過程にあります。しかし、ことしの12月にすべての条項が一挙に施行されるわけではありません。5年ほどの経過期間を設けて、政令、省令などの整備を待って順次施行されていくことになっています。そのため、法律運用の細部についてははっきりしていないところが多いわけです。しかし、だからこそ今まで法律のフレームが完全に固まっていない現時点で、住民の生活を守るという意味からも、廃棄物処理に責任を負ってきた自治体の立場から、言うべきことをはっきり言うておく必要があるのではないか、そういう責任が問われているのではないかと。そういう観点から、以下質問をしたいと思います。

まず1点目は、この法律の8条によれば、新しくできた容器包装リサイクル法に対応して、分別収集するかしないかは自治体の選択に任されているわけですが、日野市は既に独自に7品目の分別収集に取り組んでおります。法制定に対応するとすると、新たにペットボトル、プラスチックトレイを対象にすることになると思いますけれども、そのような新たな取り組みを開始する意欲をお持ちかどうか、そのことをまず伺いたい

と思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 御質問にございましたように、7品目の現在、資源物回収を実施いたしております。内容といたしましては、缶、びん、ダンボール、牛乳パック、これが包装廃棄物の中に含まれております。法律の規定からは、確かに法律にあわせた分別収集を実施するか否かは市町村の裁量にあるというふうに規定がございますけれども、現行の資源物回収との整合性、そしてまた、先ほども出ましたように新たな経費、これの分どの程度のものかかるのか、それといま一つは、事業実施の可能性を踏まえた検討が必要になってくるというふうに思っております。私どもとしては、財政上の問題等も含めて十分検討、実施に向けての最大の努力をしたい、こういうふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。

新たにペットボトル、プラスチックトレイ、もしあるとすればその辺が対象になってくる。それから、恐らくスチールのように逆有償になっているものも、この法律に対応して分別収集した方が安上がりであれば、そちらに移行するというようないろんな、これは今後、制定される政令、省令の中身とにらみ合わせながら細かい検討が必要であることはよくわかるわけであります。

そこで、さらによくわからない状況にあることについて質問するのは大変心苦しいんですけれども、判断できる範囲でお答えいただきたいと思います。この法律の8条は、市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、市町村分別収集計画を定めなければならないと書いてありますが、ちょっとこれは確認ですけれども、新たに取り組むものについてだけ、あるいはこれまで取り組んできたけれども、この法に対応して取り組むことにしたものについてだけ分別収集計画をつくればいいというふうに理解してよろしいかどうか。

それから、その新たに取り組むものについてだけ厚生省が定める分別収集システムの基準にあわせたシステムをつくればそれでいいのか。これまで日野市が7品目について、先ほどのお話でも、一般の廃棄物の収集よりもはるかに安上がりに工夫をしてやっている。その部分についてまでも、厚生省基準でやらなければいけないかということになると、多分かなり割高なものになるということが想定されるわけですが、そのあたりのこ

とについて、ちょっと現在の考え方というか受けとめ方を教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） この法律は全国を対象としております。大都市周辺の市町村は、やはり最終処分場の問題あるいは処理コストの増高というようなことから、いろいろな形でごみの減量に取り組んでおります。分別収集をしている、あるいは資源物を回収しているという全国の自治体の数もまだ半分には満たないという状況がございます。日野市の場合には、現在7品目というもので独自に実施をいたしておるわけですが、先ほど御質問にありましたように、この法律施行が12月の15日になります。それにあわせて、厚生省令がまた12月15日、同日出るというふうに私ども伺っておりますので、この基準の中にはびん、缶、それからプラスチック、これが含まれてくる、このように思っております。

今のこの制度ができて、今までの回収方法にどのような手直しをするのか。あるいは新たに作る分だけやるのかという御質問でございますが、私どもとしては、せっかくできております今の7品目のルートがございますので、それにいかに上乘せしていくか、そのことの方が経費が節減になるのではなかろうか、こんなふうに思っておりますので、今の方向づけといたしましては、7品目の分別にプラスアルファというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございます。

この法律の2条の6項に「分別基準適合物」という言葉が出てきます。分別収集する、ただ今までやったようにしてやればいいんじゃないよ、厚生大臣が定めた基準に従って適正に処理しなければいけない。不純物を取り除く、中間処理をして必要なものは圧縮する、そういう基準が全部定められることになるようなんですね。必要に応じ、分別、圧縮その他厚生省令で定める行為を分別収集というということになっておりますので、現在、日野市が持っている分別収集のシステムで日野市がやらなくてもいいこともやらなければならないということは、法律のこの条文を読んだだけでも見えてくるわけであります。

さらに、厚生省の定めた基準で、分別収集した資源物を処理するだけではなくて、厚生省が指定する施設で保管しなければならない。厚生省が定めた基準で処理をして、

厚生省が指定する施設で処理をしたものでなければ、再商品化のための資源として引き取らないということになっているわけですから、多分、この法律にまじめにつき合っていると、かなり大きな新たな費用負担が発生すると思われます。例えばペットボトル一つを考えても、ペットボトルを現在の組合へ委託する方針、方向でやれば、余り大きな費用負担は生じないかもしれませんが、市が最近確保した敷地をストックヤードとして使って、そこにペットボトルを保管する。ペットボトルを圧縮する中間処理をする。そうすると、保管場所を借りる費用がずっとかかるわけです。保管場所を整備する費用ももちろんです。それから、中間的処理をする装置や施設の費用もかかるということになる。そういう意味では、市の財政を考えると、この問題については根本的に私は言うべきことがあるだろうと思っていますが、今の段階で考えるとすれば、今、部長がおっしゃったようにできるだけ現在の日野市が開発してきた分別収集のシステムを生かしていくような、この新しい法律に対応しなければいけない部分を最小限に抑えていくような、そういう工夫が必要だと思いますので、ぜひそういう方向で仕事を進めていただきたいというふうに思います。

ところで、今も出てきたわけですが、大変な追加的な費用が新たに生ずるかもしれないという、その問題をどう考えるのかということです。つまり、分別収集したものを再商品化するための費用を一体だれが負担するのかということです。この法律に関して厚生省が『容器包装リサイクル法のあらまし（時代に新しい風）』というパンフレットを発行しております。これを見ますと、分別収集、再商品化に関する役割分担については極めて明快に書いてあります。これは法律を見てもはっきりしています。「みんなで協力し合う新リサイクルシステム、消費者、市町村、事業者の協力」と書いてあります。消費者は分別収集に協力する。市町村は分別収集を行う。事業者は再商品化の仕事をすることになっています。ところが、その費用はだれが持つのかというと、途端にあいまいな表現になって、「リサイクル費用は国民みんなで負担」と書いてあるんです。先ほどの消費者と市町村と事業者が適正に分担するという具合じゃなくて、国民みんなで負担という非常にあいまいな表現になってしまっております。

そこで、法律の中身を読んでいきますと大変問題があると私は受けとめております。

まず分別収集については、完全にこれは自治体の負担です。分別収集にかかわる収集・運搬の費用、これは自治体の負担である。結局、納税者である消費者、住民の負担だ、そういうことになるわけであります。

第2に再商品化であります。自治体が分別収集し集めて中間処理をした資源物を事業

者が直接あるいは第三者機関に委託をして再商品化する。その際、この法律の最後の34条に、再商品化に要する費用の商品価格の転嫁は積極的に行うべきだ。再商品化にかかわる費用を事業者が負担するのではなく、事業者はとりあえず払った費用はコストとして商品の価格に上乗せもしてもいいよ。それを積極的にやるのが、この新しいシステムを円滑に動かすことになるのだからという形で、費用の商品価格への転嫁を奨励している。しかも、この条文の中で「円滑かつ適正な転嫁」と言っているわけですね。円滑というところが奨励している部分です。適正なと言っているんですが、何が適正なのかについて、適正のありようを政令や省令で定めることになっていません。また、価格への転嫁がどの程度行われたかについて、事業者は公表する義務づけがありません。転嫁の程度についてはすべて事業者、つまり企業の自主的判断に任されている。費用のすべてが価格に転嫁され、消費者である住民の負担となることさえ考えられるわけです。これが二つ目です。

そして、三つ目に第10条4項で、容器包装廃棄物を排出する者が——これは私たち住民です——が分別の基準に従い、容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために、手数料を徴収するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。努める主体は市町村です。市町村は努めるものとする、こう書かれています。つまり、家庭ごみの収集を、分別収集されない以外の一般廃棄物の収集を有料化せよ。それをするよう促している。これが3点目であります。

結局、この新しいシステムはごみの分別収集、再商品化に関しては三者の役割分担を明確に指定しているけれども、その費用責任については——費用負担については結局のところ、従来と変わらない。自治体と住民にその費用を負わせる、こういう構造になっているわけであります。

私は昨年12月の定例会で「家庭ごみ有料化論の是非を問う」、こういう質問をいたしましたけれども、その中で次のように指摘しました。「市民は既にさまざまな形でごみ処理、減量化の費用を負担している。まず税を負担している。さらに多くの市民が自主的なリサイクル活動に参加し、また市のリサイクル事業に協力している。個人的にごみ減量に取り組んでいる市民も少なくない。市民は手間と暇を提供することによって、ごみ減量の費用の一部を負担している。さらに次の点も重要だ。リサイクル型の生産技術、リサイクル型の社会をつくるには費用がかかる。その費用の一部、ある場合には全部が商品の価格に上乗せされるとすれば、市民は物を買うごとに費用の一部を負担し続けることになる。その上、さらにごみ有料化ということになれば、市民は二重三重

の負担を強いられることになる。これは社会的公正に反する事態だと言わなければならない」、こう指摘しました。

今回の法律が想定する費用負担の仕組みは、まさに昨年私が指摘した構図そのものと言わなければなりません。先ほど紹介した東京市長会の来年度東京都予算編成に対する要望書も、事業者のリサイクルへの費用負担の制度をつくってほしい、そう述べているわけですが、この点について市はどのように理解しているか、費用負担ということについてどのように理解しておられるか、その見解を伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 費用負担の問題でございますけれども、確かに分別収集にかかわる費用、これは収集して市で保管するまで、これは各市町村の負担になる。各市町村から再商品化のために引き取りの費用あるいは再商品化費用、この費用につきましては事業者が負担するという仕組みになっております。この事業者の負担ということでございますけれども、包装容器の種類別に省令などで、再商品化の義務量というのが決定してまいります。この再商品化の義務量ということは、これがイコールリサイクル費用の負担割合ということになってまいります。

厚生省で現段階でまとめました再商品化単価というものがモデルとして示されております。この数字をちょっと試算の数値でございますので、私どもが知り得ている情報でお話し申し上げますと、これは分別収集率30%というふうに仮定した場合、それと、いま一つは指定法人への事務費ですね、この部分についてはまだ算定されておきませんので除外しまして、それぞれの商品にどの程度かかっていくのかという金額でございますが、まず例えばガラスびんでございますけれども、ガラスびんの白、これは300ミリリットル、ガラスが200グラム使われるということになっておりますが、これが1本当たり10銭と8厘、大変細かい数字になりますが、10銭8厘ということになります。それから、同じくガラスびんで茶色でございまして、これも300リットルのガラスを200グラム使うということで、これは16銭8厘、それから茶以外のびんですね、これも同じレベル300ミリリットルで200グラムとしますと、これは大変高くなりまして56銭、それから次に二種のペットボトル、これがございまして、これは大体1.5リットルでプラスチック類65グラム使用しているということでございまして、これが1円36銭5厘、それから、その他のプラスチックといたしましては4.4グラムで11銭4厘というような形で、一つのモデルといたしまして、試算をしたものが示されております。

したがって、これを見ましても商品価格への影響はそう大きくはないというふ

うに思っております。この容器包装のリサイクル法の適用は60%が大体清涼飲料水ということになるようでございまして、特に牛乳などは健康飲料ということになるんでしょうけれども、牛乳パックの場合にはほとんど容器包装の再使用価格はゼロに近い、このように伺っているところでございます。それから、ちなみに申し上げますと、アルミ缶は私どもが分別して集めると、まだ有価で市場から引き取られます。したがって、アルミ缶は、この包装廃棄物の法律から除外されるということにもなろうかと思えます。

私ども今現状で申し上げますと、新聞紙あるいはこれは包装廃棄物ではございませんけれども、新聞紙あるいは古布、これらにつきましてはまだ有価であるということでございますので、リサイクル協同組合でもそれらが売却可能であるというふうに感じます。ただ、今の現段階ではガラスが有価でございませんので、これはそちらの方のルートで。それから、プラスチック類ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。

私は再商品化するためのコストが高いか安いかを問題にしているんじゃないくて、だれが負担するかということについて、社会的公正なシステムは何かということの問題にしている。分別収集については市町村と住民だ。家庭ごみは有料化することを促進しよう。商品価格への転嫁を奨励します。そうすると、一体事業者は確かに再商品化の仕事はするんだけど、費用負担はどこですか。この法律では、事業者は義務的に負担をしなければいけない費用というのはどこにも出てこない。これは全く社会的公正の原則に反する。しかも、例えばドイツやフランスのように、ごみの減量やリサイクルでかなり進んだ成果を上げているところでは、分別収集の費用についても、基本的にドイツの場合は明確に事業者の負担、そしてまた、フランスの場合は実質的に事業者の負担、そういうことになっています。そういう国際的な流れ、状況から見ても、今回の法律の費用負担に関する部分については、仕事をしっかり分担することは評価しますが、費用負担のことについては、何としても割り切れない、納得できないと言わざるを得ません。

これ以上議論するつもりはありませんので、ここでこの問題については打ちどめにします。ぜひその点をしっかりと受けとめていただきたい。新しいシステムをつくり、地球環境を保全する社会システムをつくっていくことは、本当に人類的な課題なわけで

すが、その第一歩をしるす法律が、社会的公正に欠ける部分があるとすると、その点については、しかも引いては自治体と住民にしわ寄せされるということになれば、そのことについては自治体の立場から、はっきりそれは納得できないと言うべきだろうというふうに考えます。

次の問題ですが、そもそも今回の法律は、法の目的そのものが不明確です。目的は、ごみの減量ということにあるのか。それとも資源の再生利用なのか。法律の名前を見ると、資源の再生利用だというふうに、もう書いてしまっているわけですがけれども、しかし、もしこういう法律をつくるのであれば、最終的には廃棄物の総量を減らしていく、そのことに役立つんだということがなければ、つくる意味がないんだと思うんですね。

馬場議員も指摘していました。大量リサイクル、大量消費じゃどうしようもない。そこに対する歯どめがなければ、この法律をつくって運用すると、確実にごみの総量が減っていくんだということについて見通しがつけられるような規定を持っていなければ、そもそもこの法律をつくった目的は一体何だったのか、意図は何だったのか疑わざるを得ないということになります。読んでみましたけれども、ごみ減量への意識が極めて薄いという印象を受けざるを得ませんでした。地球環境への負荷を減らすために、大量生産、大量消費という社会システムを変えるという人類課題の解決に向けて取り組みを始めるということなのであれば、何よりもまず容器包装系の廃棄物の総量を減らすということが目的に掲げられ、そのための手だてが盛り込まれなければなりません。リサイクルが拡大すれば、確かに焼却をするなど、中間処理をし最終処分をする狭い意味でのごみの量は減るはずですが、リサイクルするだけで廃棄物の総量が減るわけではありません。

例えばペットボトルを例にとると、ペットボトルを幾らリサイクルしても、ペットボトルになって戻ってくるわけではありません。一たん使われたペットボトルは破碎されてペレット化してカーペットやスキーウエアなどの繊維にすき込まれる。再び原料に戻ってペットボトルに戻ってくると、いわばバージンな原料を使ったペットボトルの生産は抑えられるわけですから、資源の浪費が抑えられるということになるわけでしょうけれども、そうならないわけですね。スチール缶についても全く同様だと思います。スチール缶を幾らリサイクルしてもスチール缶になって戻ってくるわけではないわけですね。このような状況があります。

ですから、何よりもペットボトルやスチール缶の生産や使用を減らす手だてを講じな

ければ、今日のごみ問題の根本的解決には結びつかない。日野市の廃棄物等減量推進審議会の答申でも、次のように指摘しております。「生産段階においては、再利用可能な商品を初め——これはむしろ再使用可能と言うべきだと思いますが——環境都市への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売段階においては、流通の単路化、過剰包装、過剰梱包のむだをなくす」というような指摘があって、まさにこういう手だてがこの法律にも実効性のある規定として盛り込まれるべきだろうと思います。廃棄物の総量を減らし環境への負荷を減らすためには、何よりもまず生産段階で廃棄物となるものの生産を抑制する。バージンな原料を使った大量生産のあり方を改める、トレーのように再資源化する過程で、新たな環境への負荷を生じかねないような素材を使わない、そのような努力を事業者には義務づけることが必要だと思うわけであります。そして、実際にドイツ、フランス等では、包装廃棄物の分別収集、リサイクルという制度に先立って、廃棄物の回避に関する法律、廃棄物を生み出さないためにどうしたらいいのかという法律がまずつくられている。そのことも想起すべきだろうと思います。

しかし、残念なことに、今回の法律は事業者をそのような方向に促す実効性のある規定を全く欠いているわけであります。せめて、今回の法律に分別収集の費用を事業者にも負担させる、価格への転嫁を規制する、こういう規定が盛り込まれていれば、それはそれなりに意味を持ったに違いありません。事業者が廃棄物となるものの生産を抑制すればするほど分別収集や再商品化にかかわる費用負担が減るわけですから、そのことを通じて廃棄物の総量が減ることが期待できる。それは立派な事業者に対する動機づけになったに違いないわけですが、先ほどの費用負担の仕組みは先ほど述べたとおりでありますから、そうならないことは既に見たとおりであります。このような点、ぜひ、住民の生活に責任を持つ自治体として納得できない点については、はっきりとこれは納得できない、早急に改善すべきだ、そういう意見具申なり要請を政府に対してすべきだと思います。

あわせて、ほかの点についても触れた上で最後にお答えをいただきたいと思います。以下の点、4点ばかりあるんですが、についても市の見解をまず伺っていききたいと思います。

再商品化を促進するために、再商品化されたものに対する市場がつくられなければいけません。そして、その市場を拡大することが必要なわけですが、法律の規定は、この点についても非常に不十分です。市場がしっかりと確保されなければ、市町村がせっかく分別収集しても、再商品化のルートに乗らず、市町村の保管能力を超える

ものについては、結局せっかく分別収集したものをごみとして処理をせざるを得ない。そういうことすら想定できるのではないかと思います。そもそも、質問ですが、この法律には市町村が分別収集し保管している分別基準適合物、厚生大臣が定めた基準に従って市町村が処理し保管している分別基準適合物の全量を——すべての量を事業者が引き取る義務が明記されていますか。ちょっとこの点について、まず教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） この分別基準の適合物という定義でございますけれども、これは市町村が市町村分別収集計画に基づいて容器包装廃棄物について分別収集をして得られたもののうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聞いて指定する施設において保管されているものというふうな規定がございます。つまり、分別収集計画に基づいて収集したものが適正な保管管理がされておる。そのことが、この分別収集基準適合物である。分別収集の基準適合物の中で、市町村で有償または無償で譲渡できることが明らかであるものは除きます、こういうことになっておりますので、基本的には、その基準の中で保管されていたものはすべて引き取る、このような理解をしております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 少し後で指摘するつもりだったんですが、例えば従業員300人以下の中小企業は、5年間、この法の適用を免除される。ごく大ざっぱに言ってるんです、ほかの基準もあるんですが、従業員数だけで言いますと、従業員数20人以下の事業所はこの法律の適用を受けない、こうなっているんですね。そして、厚生大臣が定める事業者ごとの再商品化の義務量からは、その分は除かれてしまっている。だから、ごくごく単純に考えても、市町村が分別収集した資源物のうち、5年間に關しては中小企業にかかわるもの、それから、永久にこの法律が改正されなければ、20人以下の事業所にかかわるものについては引き取りの対象になっていないわけです。それから、それだけでなく、そういういろいろ算定をして、そのことを踏まえて厚生大臣が義務量を決めるということになっていきますから、厳密な算式で決められるんじゃないで、最後は政治的判断が入ることになっていまして、必ず市町村が努力して集めて適正に管理している分別基準適合物の全量を事業者が引き取る義務規定はないんじゃないですか。そのことを大いに私は期待しますが、法律の条文上、事業者は再商品化

義務を持つ事業者は、市町村が厚生大臣の定めた基準に従って分別収集し処理をし管理しているもの全部を引き取らなければいけないという規定はないはずですよ。規定はないはず。その点は、改めて調べていただきたいと思いますが、その点もし調べてそのとおりだということになれば、やはり市町村の立場からして問題だということになるのではないかと思います。

それから、容器包装廃棄物の減量のためには、ビールびんや酒びんのように、昔からそうになっているわけですが、再使用可能な何回も繰り返し使える容器包装の開発と使用の拡大が不可欠だと思うんですけども、この点についても法の規定は努力を促すだけで、実効性のある義務規定を持っていません。先ほどのペットボトルの例ですが、再使用可能なペットボトルの使用の割合を年次計画で何%というように法律で定めるだとか、あるいはペットボトルで使っていたものの何割かは、年次計画で再使用可能なびんに置きかえるだとか、そういうような規定がない限り、ペットボトルの総量が減る法的根拠というか、実効性のある根拠がなくなってしまうんですね。やはりそういう規定も必要だろう。

それから、市町村の立場からしてこれもまた大きな問題、先ほど触れたことですが、一定規模以下の中小企業については5年間、法の適用を免除する。で、20人以下の従業員数の事業所については法の適用を免除するということになっています。日野市の実態でいいますと、皆さんよく御存じだと思うんですが、これは1994年の「とうけい日野」ですが、日野市の事業所数、1991年の事業所総数は4,682、このうち従業員が300人以下の事業所が4,661で、全体の99.5%です。この部分が5年間はこの法律の適用を免除される。さらに20人以下ということになると、総数で4,215、90%の事業所。日野市に存在する90%の事業所が法の適用を受けない。まさに事業系のごみがふえ続けることによって、各市町村とも困っている現状がある。この法律は、残念なことに困っている市町村を事業系のごみを減量する方向で支援する形にはなっていないと言わざるを得ない。この点も、やはり大きな問題があらうかと思います。

それから、4番目、指摘するにとどめますが、今回の法律では製品の最終的な排出の段階だけを問題にしていって、製品の出荷や流通過程で使用される梱包材、クッション材などは対象外になっているんじゃないかと思うんですね。ひょっとしたら、私の理解が間違っているかもしれませんが。

費用負担の問題、それから、今指摘した四つの問題ですね。この点について、市としてもしっかり検討して、もし問題ありとすれば、やはり自治体の立場からこれらの点

について、さらにいろいろな問題点があるかもしれません。もしあれば、そのことを含めてぜひ政府に対して、これはぜひ改善すべきだ、あるいは既に東京都の市長会で東京都に対して、事業者の費用負担についての制度を設けろという要望を出しているわけですから、東京都市長会として、そのような政府に対する要望をすることを日野市から提言する、そのような取り組みが今必要なのではないかと思います。その点について、最後に市長のお考え、お覚悟のほどを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先日この議場で、今日のいわゆる生活廃棄物の処理の問題は、まさに矛盾のつぼのような状況の中にあるというふうな表現で認識していることをお答えしたことがあります。私は、物を考えるになるべく原則化、単純化して類推することが私流に好きなものですから、経済成長も、いわゆる廃品回収業が事業として成立するまでが限度であって、現在の状況は、つまりオーバーではないだろうか。それから、地球環境に負荷という考え方が、今日生まれたわけでありまして、ほんの十数年以前まであたりと思いますけど、消費は美德なりという言葉で十分どなたも納得できた、こういう時代がありました。もう一つ加うれば、勤労は美德なりということも疑問なく、どなたの考えにも納得できた。今日はそれらが全部狂ってしまって、勤労が美德なりと言われる社会情勢も大変複雑になってまいりました。それから、消費は美德なりという言葉は、ごく個人的な慎ましい生活の範囲では十分納得ができるわけがありますけど、これを大量生産、大量消費という経済環境の中から考えると、まことに説得力のない言葉になってしまったというふうに思っております。

そして、我々の地方自治体、これは市民生活を守るといふ一番大きな拠点になるわけですから、地球環境の保全になるべく負荷を出さないようにするにはどうすればいいだろうか。これは非常に微々たるものだろうというふうに言わざるを得ない感があります。

先日も環境行政調査会という専門家を含む仕組みを設けて、自治体としての環境問題に議論をしていただこうという、そういう委員会を設けたということ、まだ活動は始まっておりませんが、報告をいたしました。今、それぞれ事例を挙げて御指摘になった事柄につきまして、自治体が負担すべきものあるいは原則的に負担をしてはならないもの、これらをはっきりと主張すべきことと、それから市民に理解をお願いをすることと種分けをしていかなければならない、こんなふうに思っております。

聞くところによりますと、この包装物リサイクル法の成立の将来像ということになりますと、第三機関といいましょうか、国も参加した経済界も参加する大きな、普通の言葉で言えば仕切り屋をしなきゃならない、仕切り倉庫を持たなきゃならない、いわゆるストックヤードを含めた倉庫だというふうに思うわけであります。まだまだ市長会等でいろいろ議論をしてみますけど、将来像がなかなかつかみ切れない。ようやく市長会段階で、今東京都や国に主張すべきことの整理を行っておるということでありまして、私どもは多摩の自治体ではありますけど、要するに内陸でしかも流域の上流にあるわけでありますから、この範囲でごみを埋め立てたりして処理をするということは非常に矛盾がある。やっぱり将来は、どうしても海岸線の埋め立てということで着目をしていかなきゃならない、こういうことを私自身も発言をした次第でありまして、大変緊急を要する、また市民生活の非常に関係の深い課題でございますので、我々もできるだけ勉強し、いろんな御意見を拝聴しながら主張をしっかりと行っていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございました。

ぜひいろいろな場で自治体として言うべきこと、これまでおっしゃってこられていると思いますが、この問題についても言い続けていただきたいと思います。

この法律が実際に施行されると、市民に対してこういう新しい法律ができました。ぜひみんなで協力してリサイクル型の社会をつくるために仕事をしましょうと呼びかけるのは、多分市が呼びかけることになるんですね。そのときに、私がきょう指摘したような指摘が大筋で間違えていないとすると、ちょっと市民に対して、自治体の職員が自信を持って「協力してください。費用は結局、みんなあなた方のところに回ります」なんていうことでは、自信を持って仕事を進めるということにはならないんだと思うんですね。そういう自治体の職員が、せっかく日野市でリサイクル行政がこれだけ発展してきているわけですから、さらに仕事を拡大し発展をさせていく、そういう方向に進むためにも、やはりきょう指摘したようなことを行政としても改めてしっかりと検討していただいて、もし問題ありということであれば、やはり必要な発言をしていただくと、そのことを再度要望して、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） これをもって11の1、『容器包装リサイクル法』に対して自治体が言うべきことの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時32分 散会

9 月 13 日 水曜日 (第 5 日)

平成 7 年
第 3 回定例会 日野市議会会議録 (第 22 号)

9 月 13 日 水曜日 (第 5 日)

出席議員 (29 名)

1 番	江 口 和 雄 君	2 番	佐 藤 洋 二 君
3 番	菅 原 直 志 君	4 番	渡 邊 馨 鴻 君
5 番	吉 富 正 敏 君	6 番	小 島 久 君
7 番	小 川 友 一 君	8 番	森 田 美津雄 君
9 番	佐 瀬 昭二郎 君	10 番	中 谷 好 幸 君
11 番	沢 田 研 二 君	12 番	田 原 茂 君
13 番	宮 沢 清 子 君	14 番	執 印 真智子 君
15 番	土 方 尚 功 君	16 番	天 野 輝 男 君
17 番	奥 住 日出男 君	18 番	橋 本 文 子 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	内 田 勲 君	22 番	馬 場 繁 夫 君
23 番	夏 井 明 男 君	24 番	黒 川 重 憲 君
26 番	篠 野 行 雄 君	27 番	小 山 良 悟 君
28 番	一ノ瀬 隆 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠席議員 (1 名)

25 番 福 島 盛之助 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
業 務 課 長	山 田 政 男 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次
 速記者 山 川 芳 子 君

議 事 日 程

平成7年9月13日(水)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長（宮沢清子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、日野市の「生涯学習」の到達点と将来についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

私は、けさ4時ごろ目を覚ましました。赤旗新聞を配達するためでございます。5時ごろ空を見ますと、非常に美しい月がかかっておりました。十八夜のきのうの月がけさもまだ輝いていたわけでございます。もう6時ごろになりますと、太陽の光の方が強くなりまして、月の影は薄れてくるというけさの空の状況でございました。倉沢あたりを歩いておりますと、朝、自然に生えているアサガオがまだ咲いておりました。葉は少し黄色がかったりしておりますが、自然の中で可憐に咲くアサガオも美しいと思ひながら配達の仕事をしたわけでございます。

十五夜の日は中秋の名月ということで期待をいたしておりましたが、ほとんどお月様を見ることはできませんでした。しかし、ことしはうるう月ということで10月9日にもう一度中秋の名月が来るということでございますので、私はその夜を期待をしている次第でございます。14日の日は月が夕方、かなりきれいに見えました。私は浅川の上に輝く待宵月というんでしょうかね、小望月とかいうそうですが、この14日の月を眺めながら高幡橋を渡った次第でございます。その夜、偶然、学生2人に会いまして「どうだ、きょうはお月様を見たか」と聞きましたら、「いいえ、月なんか見ておりません」と、こう言うんですね。この学生は、ある市内の大学の文化祭、学園祭のリーダーだそうですが、お月様などは見ないというので、そうか最近の青年はそういう状況かというふうに私は考えたわけでございます。月を見ますと、宇宙ということをよく考えます。また、あるいはあれにロケットがどんどん飛ぶようになって、月の世界に住む時代も来るのかなあというような、そういう未来に夢をはせたりすることもあります。また、あの月とこの地球ということで、地球にも心が転じていくわけでございます。

最近、宇宙のなぞもどんどん解けてまいりました。太陽系の中にいろいろの新しい

空間が見つけれられる。新しいすい星が発見されるというようなふうに、どんどん発展をしてきております。宇宙のなぞが解けていけば、ますます地球のことも詳しくわかってくるわけであります。そういう点から、私は人類の科学の未来はすばらしい、頼もしいぞという気持ちで過ごしている状況です。

こういう時代に、アメリカとか旧ソ連、こういうところが核兵器の開発に、あるいは核兵器の開発競争にあれだけ莫大な税金を使う。もしということは政治の世界ではないかと思えますけれども、この莫大なお金が、本当に自然科学の発展、そういうことなどに使われたら、どんなにすばらしい科学技術などが今、人類の上に輝いているだろうということも、また思ったりするわけでございます。恐らくお金があれば、もっともっと巨大なレンズなどができて、宇宙が肉眼でももっともっと遠くまで見ることができる、そういうことなどもできるのではないかと、こういうふうに思っております。

きのうでしたかけさでしたか、新聞に女子大生の自殺ということが出ておりました。就職難だというわけでございます。また、数日前の新聞には、日本の失業率は実際は13%を超えているんだということが、アメリカ国内の新聞では報道されている、そういう記事も見ることができたわけでございます。そして、最近の自民党を中心とした政治の腐敗、金融機関の破滅的な状況、オウムの問題、親が子を殺す・子が親を殺す、いじめがふえる、登校拒否がふえる、高校中退がふえる、こういうような状況が、現在の社会の状況、また世相ということになってまいっております。そういう今の社会状況でありますだけに、私は日本国民がいろんなことを深く考えざるを得ない、そういう時代に入ってきているのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。小学生、中学生でも、なぜ勉強しなければいけないのか、このことが恐らくいろんな形で胸の中を去来する、そういう時代ではないかというふうに考えます。また、働いている人も、なぜおれは働いているのか、一体労働というのはどういうことなんだということを考えざるを得ない、そういうところに今入ってきているのではないかと思います。

そういうことで、今回は生涯学習というテーマで市並びに教育委員会に質問することにいたしました。質問する直接のきっかけは、最近の社会教育委員会の討論の中で起こってきたものでございます。私も昨年来、文教委員長ということで議会から社会教育委員に送り出されております。もう10回近い社会教育委員会が開かれました。議論百出でございまして、日野市の社会教育委員会はどのようなテーマを深め、どのような方向で役割を果たしていけばいいのか議論が続いております。議論ばかりが続いておりまして、なかなかこの方向が定まらないというのが、現在の社会教育委員会の状況でございます。

近く、議長を務める方が我々のこの社会教育委員会の議論をまとめまして、日野市の社会教育のあり方、ひいては、今、文部省あたりが言葉としても、また制度としてもつくり出しました生涯教育全般、こういう方向を何か打ち出していこうではないか、そういうところに近づこうといたしております。

社会教育委員の方々というのは、日野市でさまざまな実践をされているエキスパートばかりでございます。日野市の文化活動のリーダー、体育活動のリーダー、公民館活動のリーダー、あるいは専門家としては多摩動物園の園長であったそういう関係の専門家の先生、こういう方々が社会教育委員を務められていらっしゃるわけでございます。しかし、討論を聞いていますと、あるいは討論に参加しておりますと、なかなか日野市の社会教育、最近言われる生涯教育、これに対するイメージ、これがなかなかはっきりと皆さん定まっていなという感じがいたしております。また、中には日野市の社会教育について、非常に不十分さを感じているという節も多々見受けるわけでございます。また、日野市の社会教育あるいは広く考えて生涯教育、こういうものに対してビジョンというものが、なかなか共通のものがないのではないかと、そういう感じもいたすわけでございます。そういうことで、きょうは担当の方いろいろと質問をして、今後のいわゆる生涯教育、日野市の方向について少しでもプラスになればと思う次第でございます。社会教育委員の皆さんが他市の例などもいろいろ勉強されております。また、全国のそういうことについても勉強されております。私が所属しております文教委員会も視察等で他市の社会教育、生涯学習の状況なども視察をしてまいったりいたしております。

お隣の立川市では、生涯学習について立派な本が出されております。立派な本というのは厚くてきれいで立派だという意味で申し上げているわけですが、そういう本が出されております。そして、生涯学習を体系化し推進しよう、こういうことで項目が並んでいるわけでございます。それを見てもみますと、どういう項目があるか。乳幼児教育の充実、小・中学校教育の充実、これは主として学校教育という分野に属することですので、これを発展させようということだと思えます。社会教育、生涯教育ということに関連することで項目を見てもみますと、次のようなものが挙げられております。父親、母親の学習促進、親子のふれあい事業の充実、学校施設の有効利用、学校と地域の交流、放課後の子供の生活の充実、青少年育成団体等への支援、各学習施設の整備、既存施設の有効利用・連携、学校施設開放の充実、生涯学習センターの設置、教養・生活技術に関する学習推進、芸術・文化活動の推進、スポーツ・レクリエーション活動の

推進、地域づくりに関する学習推進、障害者とともに生きる、女性への学習推進、高齢者の学習推進、国際理解に関する学習推進、グループ学習の推進、学習指導者の育成、地域活動の推進、ボランティア活動の推進、地域の文化財・行事の保存活用、地域の人材育成活用、情報の収集提供、学習相談の充実、生涯学習体制の整備、こういうことが並べられているわけでございます。

社会教育委員の中あるいは市民の中では、こういう他市の出版物などを見て、ああ相当他市の方が進んでいるというような意見も方々でお伺いするわけでございます。そういう、しかし項目に照らしまして、日野市の社会教育あるいは生涯教育の現状はどうかということを簡単に調べてみますと、私は日野市の方がより市民の立場から見ると、今言った項目についていろいろ進んだ面もあるのではないかという気がしてきているわけでありまして。そういう点で、立派な本とか体系だった文章は出ていないんだけど、生涯学習というものが日野市はかねてから草の根を中心にして、相当息づき進んできているのではないかという評価に立つわけでございます。そういうことで、市当局としては、日野市の現在の生涯学習、こういうものについてどういうふうに掌握をされ評価をされているかということを、第1点としては聞きたいというふうに思います。

日野市の諸統計を見てみます。日野市立地区センターの使用状況、昨年度は合計で31万5,138人、こういう方々が利用されておられます。この中には学習会とか健康、美容、さまざまなそういう方面に及ぶ学習やいろいろのスポーツといったいでしょうか、そういう分野に及ぶまでの生涯学習に関することが活発に行われております。統計を全部言いませんけれども、日野生活・保健センター会議室及び温水プールの使用状況、こういうのを見ましても昨年で6万746人の方が使用されております。また、東部会館はどうかというと6万6,544人が使用されているわけです。日野市勤労青年会館の使用状況、これを見ますと3万2,973人。市民会館などはどうか、これを見てみますと市民会館の利用者は18万4,337人。七生公会堂も2万736人、こういう方々が、いわば生涯学習のほとんどテーマの中に入ることによって活動をされております。さらに公民館はどうかと見てみますと、これも相当なものでございます。公民館は昨年度5万2,221人の方が活用されております。また、日野市の生涯教育の中心である図書館、これはどうかといいますと、利用者数35万4,958人、これだけの方が図書館に通っていらっしゃいます。民間団体ともいえ、まだ日野市も補助をしている社協センター、ここがまた年間、昨年16万1,538人、そのほかは挙げませんが、こういうふうにして生涯学習に力を入れておられるわけでございます。

そのほかに民間の大学、あるいは市内の高校、こういうところでもさまざまな学習の機会がセットされております。もちろん体育・スポーツに参加する人たちの数も莫大でございます。また、日野市の自然そのものがさまざまな形で学習の場を提供しているわけございまして、無限な形で市民が幼児からお年寄りに至るまで、社会教育あるいは生涯学習にいそしんでいるのではないかと。一見しただけでも、そういうことが言うことができると思います。

日野市の社会教育などに対するアンケート調査の結果も発表されております。最近のものでは、スポーツ・レクリエーション施設ではどんな要望をお持ちですか。温水プールの建設36.1%、身近に利用できる地域の体育館26.9%、多いのは三つ挙げますと、市外の保養施設やリゾート施設の設置27.7%、子育てや子供の教育条件についてはどんな要望をお持ちですか。ほかの市といろいろ比べてみますと違うんですね。日野市のトップは小・中学校の1学級の人数を小人数にすること。これがトップで37%。また、文化社会教育の施設としてどんな要望をお持ちですか。これが、またほかの市と違うんですね。項目の上げ方が違うということもないかと思うんですが、日野市のトップは自主的なサークル活動などのできる施設の充実35.4%で、これがトップ、こういうふうになっております。こういうアンケート結果などを見てみますと、日野市の行政が果たしている役割あるいは提供している施設、こういう点についても多くの不満がございますけれども、本当に自主的に活動するという立場の人たちからは、不満を持ちながらも、また現在の施設や条件をよく生かして、生涯学習に参加されている、こういうことも感じることができます。

そこで、こういう状況を踏まえながら、今後どういうふうに日野市は社会教育の振興あるいは生涯教育の充実ということに向かっていったらいいのか。

第2番目の質問といたしましては、今後の重点施策あるいは積極的に力を入れたい点、そういうことについて考えていらっしゃるものがあれば、それを教えていただきたい、こういうふうに思っております。

それから、3点目は若干意見になります。日野市が持っているこういう生涯教育における現在の到達点、こういうものを一回何らかの形でまとめて文章化するあるいは市民にわかりやすいものにする、例えば日野市生涯学習早わかりマップというような形で広報の2ページぐらいにまとめてやってみるとか、あるいは日野市生涯学習早わかり利用案内とか、あるいはいつでもどこでもだれでも学べますというような特集をしてみるとか、市民の皆さんが一つの分野には秀でているんだけど、日野市の社会教育、生

涯教育の全般についての認識はそれぞれが浅いということも感じておりますので、現段階でそのような作業をして市民に明らかにする。これは公的なもの民間的なものも総合的に入れればいいのではないかと思うんですが、そういうこともひとつあんまり予算もかけずにできることとしてやっていただいてみたらどうか。

また、それらをつくり上げる段階として、日野市の職員、これを活発に利用してみたらどうかというふうに——利用というと失礼ですので、知恵を活用してみたらどうかというふうに考えます。生涯教育に携わるのは、教育委員会社会教育部を中心にいたしまして学校教育部ももちろんです。あるいは生活文化部も入ってまいります。あるいは総務部も入ってまいります。さまざまな部の中に直接市民との接触に携わる職員がたくさんいらっしゃると思います。そういう人を横断的に、できれば一線に働く係長やそれ以下の若手の職員、そういう人たちを生涯学習とか社会教育というテーマで一回集めて、この研究会あるいは学習会あるいは連絡会、そういうものをしてみたいかがかと。そうすると、おのずと日野市の生涯学習の現状もわかるし、また今後の方向も打ち出せるのではないかと思うわけでございます。そういうことを今市議会でも市長から発表がありました、これからできるかもしれない生涯学習部、そういうところが音頭をとっていただいて実行してみたらどうか、こういう意見というか提言も含めまして質問をいたしました。

第1点は、通告してございますように、日野市の生涯学習の現状をどういうふうに評価したらいいのか。第2点は今後の対策。第3点は、最後に申し上げました具体的な当面の施策として考えていただけないか、以上お願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。

社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君） ただいま御質問をいただいたわけでございますけれども、大変難しい御質問でございまして、1点目の……（「結論はわかってんだよ」と呼ぶ者あり）いわゆる現状をどう評価しているのかという点でございまして、ただいまお話がございましたように、市で実施しております生涯学習あるいは社会教育の事業につきましては、教育委員会だけではなくて、市長部局と一緒に事業を進めているのが現状でございます。私どもといたしましては、市長部局におけるそういった事業につきましては、何というんでしょうか、そういったただいま御質問にございましたような資料等持ち合わせておりませんので、お答えすることが難しいわけでございますけれども、私ども教育委員会で所管をし実施をしております事業につきましては、

御案内のように社会教育部で二つの社会教育課あるいは体育課、それから公民館、図書館、ふるさと博物館といった社会教育施設で事業を実施しているわけでございますけれども、それにつきまして簡単に触れまして評価をいただければというふうに思っているところでございます。

社会教育課におきましては、現在、青少年あるいは成人を対象といたしまして、全部で27つの事業を実施しているわけでございます。その中でも、以前から実施している事業の一つに、ことぶき大学というものがございます。これは高齢化に対応するための学習の支援として、ゆとりと生きがいを持って暮らすことができるようにということで実施しているものでございまして、昨年を見ますと、全部で14回開催をし全部で1,800人からの方が受講されております。そして、さらにこのことぶき大学の中身を高度化あるいは専門化するというような観点から、集中セミナーというものを実施いたしまして、これにも180人の方が受講され、こういった事業をもとにいたしまして、受講生同士の仲間づくりを進める、これによりまして、例えば合唱サークルだとか川柳クラブ、文章サークル、こういったようなものが発足いたしまして、それぞれが独自に活動しているというようなことがございます。この社会教育課、実は部の全体の、先ほどございましたような生涯学習あるいは社会教育の事業の調整をするところでございますので、これからは、そういった調整を図りながら、先ほどもございましたように、この課として今考えておりますのは、例えば生涯学習に関する情報の提供であるとか相談であるとか、こういったものを手がけていきたい、一部サークル名簿等で実施をしているわけでございますけれども、そういった事業を当面実施していきたいな、こういうふうと考えているところでございます。

それから、次に体育課の方でございますけれども、こちらでは、御案内のように南平体育館とか陸上競技場あるいは市民プール、グラウンド等々が設置されておまして、昨年度7万人からの方が利用されたということでございます。それから、他市よりも比較的早目に始めました学校体育施設の開放、これも現在では全校で実施をされまして、昨年度では13万5,000人からの方が利用されているということでございます。こういったハードの利用に対しまして、スポーツの振興、こういった面から独自に教室や講座を開催する。そしてまた体育指導員、振興のためにはかなめの存在でございますけれども、こういった指導員の方と連絡を一層密にいたしまして普及に努めているというところでございます。何といいましても、体育関係ではハード面の整備というものが、これからも重要になってくるだろうな、こういうふうには思っているところでございます。

それから、次に公民館でございますけれども、公民館では先ほどもお話がございましたように、昨年度およそ5万2,000人からの方が利用された。また、部屋の利用率、これも93％に達しているということでございます。事業内容につきましては、昨年度「やさしい経済学入門」というような事業を初めといたしまして、女性あるいは高齢者向きのものなど全部で40の事業を実施した、こういうことでございます。これらの館の主催する事業以外にも120からある、いわゆる公民館の利用サークル、これが公民館を拠点といたしましてそれぞれ独自に活動している、こういったこともございます。そんな中で、昨年度から始めた特色ある事業ということになると思いますけれども、いわゆる市民に近い場所で公民館事業が実施できるようにということで、移動公民館事業を実施いたしてございます。この事業は、地域を四つに分けて3地区で学校などの公的施設を利用いたしまして、地域の人材を積極的に活用する形で実施をいたしまして、全部で450人からの人がこれには御参加いただいている、こういうことがございます。本年度は、さらにこの事業を拡大していこうということで、既に7カ所、7事業で実施あるいは実施するという予定のものを持っております。

また、ことし特に特徴的なことは、市内の大学の御協力をいただいたということで、ここで教室を一つ借りまして「市民文学講座」というものを実施させていただきました。こういった事業、市民の方たちからお聞きする限りにおきましても、大変要望が強いということもございます。これからも充実をしていきたい、こういうふうに考えております。

それから、図書館の関係でございますけれども、図書館、先ほどもお話がございましたように、中央館と8館の分館、それから2台の移動図書館でサービスを行っているわけでございますけれども、全部で昨年度百万冊を超える貸し出しをいたしまして、利用者も35万人ということになっております。この数値、全国的にも大変誇れる数字であるというふうに考えております。また、こういった本の貸し出し以外にも特色あるサービスといたしまして、例えば障害をお持ちの方への対面朗読、あるいは録音テープ、点字図書の提供、あるいは小学校へのクラス訪問、それから市政図書室の運営、大変これはユニークな存在であるというふうに言われていますけれども、こういった事業の展開を行っているところでございます。それから、図書館につきましてはいろいろ御指摘もいただいておりますけれども、より一層のサービス網の整備ということが、やはり課題であろう、あるいはこれを受けましてソフト面になりますけれども、資料の充実。例えば、これは今盛んに言われていますビデオとかCDあるいは外国語の資料、こういっ

たものの整備を図っていかなければいけないのではないか、こういうふうに考えているところでございます。

それから、ふるさと博物館でございますけれども、こちらの方は開館以来、児童・生徒の見学とかあるいは市民の方々の自己学習のための、やはり見学あるいは相談、こういったことで5万6,000人からの方の利用があったということでございます。館は御案内のように、常時ふるさとと日野の文化をテーマにした常設展示が行われております。それ以外にも、館独自といたしまして日野に関連するテーマを設定して講座を開催するというも行っております。これからは、若干入館者の数がまだ十分ではないというような館かとも、我々受けとめておりますので、魅力ある館に変えて入館者をふやしていきたいという気持ちを、私どもレベルでは持っているところでございます。それから、さらにこういった貴重な館でございますので、学校との連携ということもこれから進めていきたいなと。学校との連携によって、ひいては地域での学習の居というんでしょうかね、そういうものにも提供できるようになるだろう、こう考えております。

こういったのが現状でございます。私どもで他市に比べ、あるいは自分で評価がいいとか悪いとかということは申し上げられませんが、こういった努力を現在進めて、社会学習あるいは社会教育事業の推進に努めているところでございます。

それから、今後の見通し、考え方でございますけれども、確かに社会教育あるいは生涯教育あるいは生涯学習ということが言われまして、私どももこういった大きく変わっていく中で真剣に取り組んでいかなければいけない、こういうふうに考えているところでございます。今日、生活のあらゆる分野で、各人が自発的な意思に基づいて選択をし、生涯を通じて学ぶ生涯学習社会の実現、こういったものが求められてきているということでございます。私たち行政に携わる者といたしましても、市民の学習ニーズ、こういったようなものを的確につかまえる必要がある。先ほどもアンケート等のお話がございましたけれども、そういったものを的確にとらえまして、自主的な学習活動、こういったものに対して側面から支援する役割、こういったものを果たさなければいけないというふうに考えております。

これらのことから、今後の考え方といたしましては、生涯学習者の観点から、ただいま第3次基本構想につきましても御審議をいただくことになっておりますけれども、こういったものをきちんととらえまして基本にいたしまして、市民要望、こういったもののニーズにこたえられるように、社会教育事業全般につきましてもきちんと整備をする、そういった努力をしなければいけない、こう考えております。現在まだ具体的に全庁的

にどうこうしようという考え方は、今のところ、私ども教育委員会のところでは持っていないわけですが、私ども教育委員会におきましては、毎年度教育委員会で教育目標というものを定めます。それを受けまして施策の展開をするわけですが、そういったところにもいろいろお諮りをしながら、具体的な作業、こういったものについて進めていきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ちょっと確認いたします。聞き漏らしがありました。

最初御答弁いただいたことぶき大学の次に挙げられました例は、市民自治体学園でしたか、もう一度ちょっとおっしゃっていただけますか。最初のことぶき大学の次に卒業生がいろいろサークルをつくってやっているあの例は何だったのでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君） 大変失礼いたしました。

ことぶき大学を、先ほど全部で14回、延べ1,700人からの方が受講されたというふうに申しあげましたけれども、このことぶき大学をベースにいたしまして、「（「そういう意味ですね」と呼ぶ者あり）ええ。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） 御答弁ありがとうございました。

生涯学習あるいは社会教育、私はその成果というのは結局、私たち一人ひとり市民が草の根からといいますかね、地域からといいますか、それぞれの場所からといいますか、学んだことを生かして、その地域社会を前向きに進めていく一員になるというようなことが、結果としては望まれることではないかなというふうに私は考えております。そういう点からいきますと、今最初に挙げられましたことぶき大学、これを卒業されました高齢者の方々がまま市内で見受けますけれども、元気よくさまざまなそういうサークル活動をしたりされております。あるいは市民自治学園であるとか市が主催しているそういう学習を終えられた市民の皆さんが生き生きとしてスポーツや社会教育全般の場で頑張っている。あるいは市政そのものにも積極的に参加をされる。そういう姿を見受けるわけですが、こういう例は何百、何千というふうにあるかと思えます。ですから、そういうふうに評価していきますと、私は日野市の生涯学習の実態というのは、非常に評価できる水準で進んでいるのではないかということが言える。部長さん、課長さんという立場からは、他市との例もありますので1番だとか2番だとかそういう

ふうには表現しづらいと思いますけれども、少なくとも大きな確信を持っていただいてよいのではないかと。確信を持った上で市民に対応していく、そういうことが基本として必要ではないかということを感じている次第でございます。

日野市の博物館について、私も数回、100円払っては見にいっております。この夏も戦争の展示がございました。私は日野の市民の人が、あの戦争中、兵隊の給与を調べまして、二等兵からもっと下もいましたが、大将に至るまでの給料一覧表というのが掲げてあったんですね。これは少将、中將、大将となりますと、下士官などもちょっといいわけですけど、ものすごい当時でも何十万という報酬を得ているんですね。ああ戦争のとき、我々小学生だったけれども、兵隊さんをこういうふうに見ていたけど、やっぱり資本主義社会なんだなということを、つくづく私はそこで感じたものでございますが、大変有意義な展示を絶えず博物館がやっております。ある専門家の人が日野市の博物館を見ておっしゃってありました。「日本一小さいけれども、日本一光輝く博物館だ」こういうような趣旨で評価をされておりました。大きければいいというものでもないという点も、我々は見えていくことが必要だなと、私はその先生の意見を聞いて感じ入った次第でございます。もちろんこれから予算が許す限り、たくさんのまだ日野は社会教育の施設をどんどん建設していかなければならないし、その促進のために、我々議員も働かなければいけないということは、もう肝に銘じている次第でございます。

そういう中で、この生涯教育というものについての位置づけというものが、どういう立場から出てきているのか。どういうふうを考えなければいけないかという点についても、いろいろと研究をし認識を深めていく必要があるのではないかとこのように私は考えております。

文部省の中に社会教育に関する課などが統合されまして、トップに文部省の中には生涯学習局というのが新設をされました。御存じのように社会教育から生涯学習という言葉に変わっていく間に、いろいろの法律などができてきたわけでございます。日本国憲法は昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行でございます。教育基本法が昭和22年3月31日制定、そして社会教育法は昭和24年6月10日に制定されました。社会教育法ができたときのいきさつなどがいろいろあるそうでございますけれども、社会教育法は憲法の精神を引き継ぐ、教育基本法の精神を引き継ぐということであらゆる機会に日本国民が教育を受ける権利があるし、政府や自治体はそれを保障していかなければいけないという観点からできてきたわけでございます。そして、社会教育が公民館などを中心にして、どんどん発展をしてまいりました。

そういう中で、なぜ生涯教育というふうに、この言葉が変わってきたのかなということ、私もいろいろ考えてみたわけでございます。なかなかその意図なるものがはっきりとしてこないという感じがいたしております。もともとどんな時代にも学習ということは大切にされてきたというふうに言うことが言えると思います。しかし、昔はそうではなかったと思います。江戸時代の言葉では、文字を知るは憂いの始まりということで、勉強などはさせないというようなそういう時代、一般庶民は勉強する必要はない。余計なもの、やればろくなことにならないという時代でございました。最近まで、私の小学時代にも「女に学問は要らない」。田舎ではよくこういう言葉を聞いたものでございます。外国でもやっぱりそうですね、200年ぐらい前まではアメリカの奴隷を抱える人たちは奴隷には字を覚えさせない。奴隷が文字を覚えると大変な弾圧をしまして、場合によっては、字を覚えた奴隷は命を落とすぐらいの差別がされて、人間としての役割は評価されない、こういうような時代がございました。しかし、特に戦後になってすべての国民が平等に学習をする、そういう権利と条件を保障しなければいけない、こういうふうになってきたわけでございます。

ですから、生涯学習とわざわざタイトルをつけなくても、日本の国でもそういう方向で世の中は進んでいるのではないかと思うわけです。しかし、なぜか文部省が生涯教育という言葉を経営化してまいりました。もちろんユネスコなどで生涯教育という言葉が出されまして、世界中の人類に対して生涯学習をしなければいけない、そういう動きは大きくあったわけでございますが、そういう動きを取り入れようということであったのか、教育学習が活発になってきたので文部省がそういう言葉を取り入れたのか、そういういきさつは定かに探り当てることはなかなか難しいわけでございます。しかし、生涯教育についてというのが、昭和56年の6月11日付ということで、中央教育審議会で答申が出されました。そして、教育改革に関する第3次答申、臨教審——臨時教育審議会の答申、こういうのがどんどん昭和62年4月1日、あるいは第4次答申、昭和62年8月7日、こういうふうに出てまいりまして、教育改革に関する当面の具体化方策、あるいは平成2年には生涯学習の基盤整備についてとどんどん出てまいりまして、週5日制などとも関連して、生涯学習の位置づけが文部省では強化されてきたわけでございます。

で、現在の生涯学習局長がどういふことをしようかということで、目的としているのが三つ発表されております。第1は、都道府県における生涯学習推進センターの設置と広域的な生涯学習サービス網の整備、そのほか。第2の課題は、学校教育を生涯学習

の中に入れる。第3の課題は、生涯学習社会における社会教育の振興。この中では、大型公民館の設置、図書館の大型化、ハイメディア型の施設を含むということで、こういう整備促進をするんだということが大きな目標として言われております。これらの動きを見て、いろいろな専門家の方がなぜ生涯教育ということになってきたのか。そのねらいはどこにあるかということを論評されているわけでございます。私は、その中でそうだなと一つ一つなぞいた、指摘をされている例があるわけでございます。やはり文部省がこういう生涯学習に力を入れてきたというのは、そのあたりにねらいがあるのかなということも考えておまして、日野市もそういう点については、やはりよく考えて対応していくことが必要ではないかというふうに思います。

それは、いわゆる昭和60年代の日本の経済の発展状況に対応して、企業との協力ということが打ち出されております。これは文部省の発表の資料にも、節を設けて企業教育に補助金などを出す、企業内教育に補助金を出す、あるいは企業を生涯教育に引き込む、こういうことがうたわれております。こういう点について、具体的に例を挙げていってもいいんですが、時間の点で省略しますけれども、そういうところに生涯教育のねらいがあるのではないかということを指摘している専門家の皆さんもあります。あるいはまた、社会教育施設のおくれ、そういうことから、あるいは本来果たさなければいけない小・中学校の義務教育の中での行き届いた教育、これがなかなか行き届かないという状況の中で目をそらそうとしたわけではないでしょうけれども、生涯教育全般という形で責任を分散させる、そういうこともあるのではないかというような感じの論評なども出ているわけでございます。

文部省は家庭教育、学校教育、社会教育、今まではこの三本柱であったものを生涯教育というふうに統一をして、これからはとらえていくんだと。特におくれている家庭教育をもう一つは重視するんだというようなことも、強調を文部省の諸文書ではされております。そういうようなことを見ますと、本当の意味で市民、国民サイドから生涯教育をどういうふうに充実させていけばいいのか、このことも真剣に討論しながら、探究しながら社会教育、生涯教育は進めていくべきではないか、私はそういうふうに考えております。

社会教育委員の人たちあるいは日野市の生涯教育に関する人たちのいろいろの意見も、社会教育部でまとめていただいております。その中で、私もそうだな、そういう点を重視しなきゃいけないという点では感じるものがあります。例えば、日野市としてのビジョンがある方がいい、こういう意見もあるわけですね。それから、社会教育、

生涯教育というのは何のためにということをよくはっきりさせることが大切だ。他者との関係の中で生きる力を見出して地域を考える、そういう観点が必要だ。何を大事にするか、何を基本としていくかが大事だ。日野市として大切にしたいものを目指してほしい、このまちに生き、このまちで感じ生涯を通じて自分で取り組んでいくものがある、そのことが生涯学習である。また、ある場所では、こういう社会教育的な意見を出している人もいます。日本けん玉協会の公認指導員研修会の講師をして感じたことです。思いやりのない若者がふえている。自分の考え方というのが一人ひとり違う。通じるのは自分だけ。他人の存在すら認識できない。これは教育の問題。学校や社会教育でトレーニングして言葉が通じ合うことのできる人をたくさんつくる。見えていないことをわかるようにすることが教育だと思う。こういうような意見を出している関係者の方もいらっしゃると思います。そして、私が最初、質問の中に入れました具体的な提言をされている方もいらっしゃるんですね。市民が参加し学ぶための機会を紹介し相談にあずかる窓口を設ける。社会教育にかかわる問い合わせにこたえる電話番号を広報し、ファックスサービスを含めて対応したらどうか。生涯学習施設、公民館、図書館、博物館などの職員で構成する連絡会を設け、社会教育課を交えた連絡体制を強化したらどうか。学校教育と社会教育が相互に利益になるテーマを探し施行する。教師、PTA、自治会などが地域における文化活動に発展をさせいく、そういう方向を探っていったらどうかというような提言などもなされております。こういうことなどを生かして、今後の生涯教育の方向というものをぜひ見出していただきたい、そういうふうに私は思います。

そういうことで、再質問を一つは社会教育部長にしましたので、教育長に一言もしあれば答弁をいただきたいと思います。また、市長にもあれば、生涯教育という方向について一言答弁をいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 教育長。

○教育長（園田 匠君） 今、御質問がございました。広域にわたりますので一般的な話になろうかと思いますがお許しをいただきたい、こう思います。

今、議員さんの方からいろいろな立場の人の、いわゆる社会教育、生涯学習に対するお考えというものを御紹介していただき、また社会教育委員会の会でいろいろ討議をしまいいりました内容等についても御紹介をいただきました。そういったことを教育委員会は、これから踏まえていくわけでございますが、生涯学習というのは、御存じのように、市民の方々、また学習の要望を持っている方々がみずからを高めるために、またみずからのそれぞれ選択する学習の方法で、またいろいろな場所で学習また活動を

していращることが、大きな形態だと思います。そういった中で、教育委員会としてはそういう市民の方々の御要望にこたえるように、どうしていったらいいのかといったようなことが、これから大きな課題になってこようか、こう思っております。

そういった意味で、幾つかの課題を挙げてみますと、いわゆる市民の方々の御要望をどう把握していくのか。そして、それをどう企画、計画していくのかというのは、これはなかなか難しい問題ではございますけれども、考えていかなければいけない。または、御要望はあっても、それを助言したり指導したり援助する、そういった指導者というものをどう養成し確保していくのかといった問題、またはいろいろな外部の民間団体も含めての、そういったところとの提携、協力といった問題もございましょう。それから、大きなのは、いわゆる教育委員会で行っています事業を集約して、そして、市民の方々に適切に、そして、どういう場所でも紹介をし、そして活用してもらえる、いわゆる情報サービス網をどうしていくか。今考えただけでも、こういったもろもろの課題が挙げてこられるわけでございます。そういったことも、社会教育委員さんたち、または社会教育に携わってくださっています多くの市民の方々のお考え等もお聞きしながら、事務局としては、鋭意、今後、社会教育、または生涯学習という社会へ向けて努力をしてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 特別に専門的な知識を持っているというわけではありませんが、従来の、いわゆる文部省行政、学校教育と社会教育の二本立てで明治以来運営をされてきたというふうに言えるかと思います。学校教育制度は、制度といたしましても大変義務教育として、また国民の公の教育として、よく整い、また全国に普及をしている。そして、自治能力のある国民と、また社会的能力のある人材を育てて、そして、今日の日本の国民性あるいは民族の水準に到達しておるということが言えると思っております。社会教育領域におきましては、社会教育法という法の建前に沿って、制度といたしましては、むしろ国民を啓蒙するという方式によって行われてきた経過があったと思います。今日は民主主義、そして主権在民、基本的人権という理念のものと国民に対します社会教育と申しまししょうか、国民みずからが学ぶ権利を持つ、こういう保障をする役割があると思っております。とりわけ、地方自治体におきましては、一番市民生活に近い公的サービス機関でもございますから、施設とまたメニューをきちんと整えて潤沢に豊かな要望にこたえる、それだけの内容を持っていなければいけない、これが

地方自治体における社会教育のあり方だろうというふうに思います。

そして、今日、社会の情勢が、いわゆるゆとりとかあるいは豊かさとか、そういう基盤に支えられて、いよいよ個性が尊重されるというわけでもありますので、それらに対します施設として、あるいはいろいろな企画として、そして具体的な事業としてこたえることを考えていく時代に入っておるというふうに認識をいたします。

社会教育といいますと、どちらかといいますと中央から地方に貫かれた一定の指導原理があるわけであります。また一方には国民から行政に求める、あるいは行政としてもまた時代に合うように変化をして、そして、十分市民の要望にこたえる能力を持たなければいけない、このような時代にちょうど進みつつあるというふうに思うわけでありまして、社会教育を生涯教育という認識にだんだん位置が変わりつつある。自己実現という考え方が進むにつれて、例えば図書館は知る権利の保障である、学ぶ権利の保障である。また、公民館は、先ほども言いましたけど、自治する能力のある市民がみずから学び育つ場所である、こういうふうに考えるべきではなかろうかと思っております。

今回の議会で教育委員会に検討をお願いしております一つの事項として、いわゆる社会教育部を生涯学習部という概念に置きかえて、それにふさわしい、また行政の展開を図る、こういうことを考えて——考えてと申しましょうか、願っておる次第であります。領域は非常に広く、また深いことだと思っておりますけど、地方自治の本当の地方自治であるゆえんは、統治されるのではなくて自治する能力を市民の皆さんとともに、ますます探究していくことだ、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。教育長も市長も抽象的、一般的な答弁でございますけれども、考えられている方向は教育基本法あるいは憲法の立場、そういう方向で真剣に今後の展望を持っていらっしゃる。そういうふうに私は伺った次第でございます。最後に、若干発言して、この件の質問を終わりたいと思います。

教育基本法ができたときのいきさつというのを、ある本に書いてありました。時の文部大臣は田中耕太郎であった。憲法とは別に教育に関する根本法を制定しようとした。教育刷新委員会というのが設けられて、そこで第1特別委員会がこの件を扱ったというわけでございます。8人のメンバーの中には、芦田均、天野貞祐、こういう人たちが含まれていたというわけです。この著者は、こういうリベラリストが含まれていたというふうに評価しているんですね。そういう立場のこの本をお書きになった方だと思えます。しかし、おっしゃっていることは、戦前の我が国の教育のあり方を徹底的に反省

をした。戦前が教育勅語体制と呼ぶとすれば、戦後のそれは教育基本法体制ということができる。そういうふうには明確に違った立場で教育がなされなければいけないということを、この方もおっしゃっております。新憲法を徹底する。それとともに、教育本来の目的の達成を期すということが、教育基本法制定の当時の文部省の訓令の中にも出ていて書いてございます。ですから、我々はこの精神を引き継いで社会教育、生涯教育の発展のために進んでいくことが、日本の歴史を進めていく上に必要だなというふうに思うわけでございます。

日本国憲法は、その第97条で基本的人権について述べています。人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。この基本的人権の中で、どう生きるかということ自分で決めるということほど重要な権利はないと言われております。そういう意味で、小学生、中学生、そして我々大人に至るまでが、自分で自分の生きる道を日々探していくんだ。前向きに生きていくんだということが、私は戦後の憲法をつくった方々あるいは教育基本法をつくった方々、そういう人たちの中、あるいは社会教育活動を進めてきた人たちの中に引き継がれているのではないかというふうに思います。

現に、そういう気持ちで人間は体内にあるときもそうだと思いますけれども、赤ちゃんのときから死んでいくまで、絶えず学習をしながら成長をしていく。赤ちゃんが立ち上がる際にも、親が両手を持って引っ張っていれば立ち上がるというわけではない。赤ちゃんはいずりながら、あのテーブルの上を見たいとか、あれがほしいとか、もっと自由に動き回りたいとかいうような欲求が赤ちゃんの体のうちに込み上げて、そういうことを自分で行動して何度も何度も失敗を繰り返しながら自力で立ち上がれるようになるというふうにして、赤ちゃんは成長していく。小学生、中学生それぞれありますが、時間がありませんので述べませんけれども、じゃ、自民党はどういうふうに関心しているか。最近では、この考え方は文部省でも否定されておりますが、以前は自民党文教部会の文書には、こうなっていたわけでございます。よくできる子供とできない子供は、遺伝によってある程度までは決まっている。子供は環境を整えてやれば、つまりよい学校に入れてよい教師へつけてやれば無限に才能が伸びると信じている親が多い。これが平等主義に走らせ、能力や特性を考えず無理して有名校に殺到する原因となっている。能力と適性を無視して高等学校普通科を希望し、何としても大学卒の肩書を手に入れようとする。知能は一体何によって決定されるのであろうか。これも専

門家の中にはさまざまな見解があるが、かなりの程度、約80％は遺伝によって決定されるという節が有力である。とすれば、子供は無限の可能性を持つという能力と可能性を混同した議論で堂々めぐりするよりも、必要なのは子供にその能力に応じた教育を施すことでなければならない。自民党文教部会のまとめ、あるいは自民党研修双書10、教育の新しい方向、こういう論調で文部省が指導されておりますから大変でございます。

生涯教育に関する法律その他がいろいろできてまいりました。しかし、もちろん中身には文章上は積極的な文章、理想がたくさんちりばめられております。しかし、その一つの中に生涯学習のための条件整備に民間活力の導入を容認したことがあるわけでございます。教育改革に関する第2次答申の中にも、第2節、生涯職業能力開発の総合的推進ということが、大変長々と企業の協力のもとに進めよということがうたわれております。こういう形をとって、生涯学習に関するいろいろの布令がなされました後、教育産業、学習塾、資格取得通信教育など、こういうことを初めとしてカルチャー産業、レジャー産業などあらゆる産業が大手を振って教育界に進出することができるようになったという側面などもありますので、そういう点を警戒しながら、市民サイド、国民サイドで生涯教育を進めていくということが必要である。私はそういうふうに思うわけでございます。

最後に、具体的な点で要望いたします。社会教育委員会に平成7年度社会教育推進のための施策の方向、運営方針というものが示されました。この内容に沿って、社会教育部長と教育長から答弁もあったというふうに思います。3ページにわたるものでございまして、これは社会教育課、体育課、公民館、図書館、ふるさと博物館というものを含めて、生涯教育全般についての方針、目標などが書かれております。しかし、一見してこれが固い文章でございます、中身は確かに正しいと思うんですけどね。そういうわけでございますので、先ほど来言っておりますように、日野市の生涯教育の到達点というものを、あるいは今後の方向について、もっともっと市民にわかりやすいようにPRをする。私の提言もございましたのでお忘れなく、そういうことを図って市民にも確信を持たせながら、市民とともに生涯教育を進めていくという点で頑張ってください。

それで、再度申し上げますけれども、新しい公民館の建設あるいは七生地域に分館を建設する問題、総合体育館の建設あるいは総合グラウンドのさらなる展望などを見出しながら市政を進めていってほしい。このことは重ねて強く要望いたします。予算ということを考えましても、私が冒頭申し上げましたように、政治の方向を改革すれば、幾

らでも生涯教育、社会教育に税金を投資することはできるわけでございます。その観点を抜きにして、今の財政状況が厳しいから福祉のあれこれを削ってどうこうしろとか、学校給食をどうこうしてお金の点だけから考えて狭めていくというような発想をしていると、やはりこれは狭い観点で少ない予算を奪い合うような形で、私は市政の発展につながらないというふうに思います。日野市の行政を進めるに当たっても、日本の政治、国際的な関係、そういうことをよく考えながら、自治体が主張すべきは主張をして教育水準を高めていく、そういう観点に立って、ひとつ関係部署の職員の皆さんが頑張ってくださいように希望するわけでございます。

そして、日野市の生涯学習のビジョンについてでございますが、私はこんなふうに思っております。「緑と清流、生涯学習のまち 日野」、こういうようなビジョンですね。あるいは日野市の川の中では、氷河期の象が発見されまじたり鯨が見つかったりしておりますよね。それで、「地球が見えてくるまち 日野市」とかね、そういうようないろいろビジョンをつくってもらって、ひとつ生涯教育に関するいろいろな文書なども発行していただければ、市民ももっと生き生きと前に進んで生きていくことができるのではないか、こういうことも感じておりますので、つけ加えまして質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって12の1、日野市の「生涯学習」の到達点と将来についての質問を終わります。

一般質問12の2、歩道の草刈りの時期についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 歩道の安全という観点から、この件を質問をいたしました。私が住んでおります七生地域は自然が、まだ多少とも残っております。（不規則発言あり）市道あるいは私道あるいは都道、国道、こういうものを見てみますと、歩道にさまざまも草木が覆いかぶさっているところが多いわけでございます。自然が豊かだというふうに思ってしまう、あるいは我慢ができるかもしれませんが、歩道を通行する市民の中には、幼児からお年寄りまでいろいろといらっしゃいます。また、歩行するに際しても朝、早朝から深夜まで歩いていらっしゃるわけでございます。それで、市会議員として私が活動する中で、毎年受ける市民相談が、この歩道の草が茂っていて大変だということに関するものが、毎年欠かさず来るわけでございます。（不規則発言あり）それは、歩いておりましたカヤや木の枝で、例えば皮膚をひっかかれるとか、（不規則発言あり）あるいは歩道とちゃんと市で指定をしてございますが、その歩道が全部草で覆われまして車道を歩かなければいけないところもございます。日野市がそういう市民

の要望に基づいて、年1回でございましょうか、草刈りをしていただいております。あるいは民間などが草を公道に生い茂らせている場合には、民間を指導したりしていらっしゃるし、時には市の力でそういうものを刈り取るということもあるわけでございます。

例えば、百草団地の外周道路を例にとります。ここは公団管理でございましたが、市道に外周道路は移管をされました。草は公団の側から生えて市の道路に覆いかぶさるというような状況などありますが、夜などは確かに怖い感じがするし、暗くていろいろな意味からも危険でもあるわけでございます。こういうことに対して住民が運動をいたしまして、公団は年2回から3回、草刈りなどをふやしておりますが、それでも苦情が出ます。自治会等が公団に要望して草刈りをするわけでございます。余りたくさん草刈りをするために、芝生の草が少ないところまで砂ぼこりを上げて草刈りを熱心にやるので、逆に苦情が来るというようなこともありますけれども、そういう方法などしております。残念なのは、予算措置のせいであるか業者不足であるかというものでございますけれども、草刈りの時期が伸び切った時点で刈るということになるために、しかも年1回であるために、市民の皆さんが歩行にそういったさまざまな困難や苦情を感じるということになっているわけでございます。

私の質問の中心点は、こういう状況を踏まえまして、もう少しそういうあたりに心配りをして、草刈りの時期というものをよく考えていただく。そして、歩行者が多い道路などについては、臨時にも草刈りなどを施して歩行者の安全を図る、そういうことが必要ではないかというふうに考えるわけでございます。この点について、ひとつ答弁をお願い申し上げます。かねがね道路管理についてはさまざまな質問を、私してまいっておりますが、素早く対応していただきまして、いろいろと心から感謝をしているところでございますけれども、今回もこの件についても前向きの答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） お答えいたします。

日野市の緑覆率、これは緑に覆われているパーセンテージですけども、これは平成6年の調査では39.6%、40%弱ということで、かなり良好な状態だ。このうち、樹木に覆われているのが16.6%。それから、草地に覆われている率が13.1%、あと畑地、農地、こういう具合になっております。その草地の占める割合ですけども、緑覆率のうちの約33%ということで、かなり高い率を占めているわけです。そういったことを、その中には、当然道路の法面も含まれているわけでございます。そのことを踏まえて、今後、

草刈りについてもやっていく、こういうことになっているわけでございます。

今御指摘の草刈りの時期ですけれども、一般的には6月から11月にかけてやっている。大体面積にしまして、約9万平方メートルぐらいの道路にかかわる面の草地があるわけです。そういったことを、今言った時期にやっているわけでございます。それで、ことは非常に異常気象ということで7月、8月にかけて、一遍6月にやった箇所がさらに草が成育した、こんなような状況のところが見られるわけでございます。そういうことで、今回の定例会にも補正予算で草刈りの予算を要望しているわけですが、今御質問にありましたように、時期をよく考慮して今後も道路上に出ている草あるいは街路樹、こういったものが交通安全上、支障がないように努力していく、こういうふうにしていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

さまざまこういうテーマについて質問をしている私に向けてでしょうかね、ひとり言でしょうかね、不規則発言が聞こえてまいりました。私は市会議員の重要な仕事として、やはりこういう住民の立場でまちを歩いてみて感じる点を取り上げるというのは、非常に重要な仕事である、そういうふうと考えております。今の答弁、前向きに答弁をいただきましてありがとうございました。9万平米ございますので、これを市から委嘱された業者なり市の職員が、もうススキと葛などが生える時期は、この秋が一番盛んでございまして一斉に生えてまいります。正式には、葛は名称を何というんでしょうかね、まんじゅう葉と呼んでいるところがあるそうですね、お菓子の下に葉っぱを添えて出すので、呼ぶところもあるそうですが、こういうものが夏から秋にかけて大いに成長いたします。したがって、歩道を全部占拠してしまっているところも、歩いてみればおわかりのように方々にあるわけでございます。ですから、市民が当然そういうことに対してさまざまな関心を持って、市会議員あるいは市役所に電話をしてくるというのは、私は当然なことではないか。このぐらいいは簡単に解決できるんじゃないかと思われるのは当然だと思います。（「電話一本だよ」と呼ぶ者あり）そういうことに対して、やはり小まめに考えて、市が予算執行のあり方あるいは草刈りの時期、そういうものを考えていくということは、非常に重要な問題であると思うわけでございます。

部長から丁寧な答弁がございましたが、緑を守りつつ、歩行にも安全を尽くすという気持ちでこれからも頑張ってくださいことをお願い申し上げまして、この件の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これもって12の2、歩道の草刈りの時期についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時5分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の1、ゴミの自区内処理方法を提案する——谷戸沢ゴミ処分場に頼るのも限界がある——の通告質問者、内田勲さんの質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（内田 勲君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、いつもと違いまして若干内容を変えております。表題のとおりごみの自区内処理方法について、提案を申し上げます。

長年にわたり市長や環境部長を初め、行政は難しいごみ対策について検討を重ね、非常に御苦勞をされていることは十分承知をするところでございます。私は市内のごみをすべて自区内処理することについて検討していただきたいと思いますが、市長初め関係者からは、今さら自区内処理などできるわけがないと言われるんじゃないかと思います。実は、私もつい最近まではそのように思っておりました。しかし、今は私を取り巻く情勢が著しく変わってきましたので、私なりにない知恵を絞りましてたどり着いた結論を提案させていただきますので、実施の方向でぜひとも検討していただきたいことをお願い申し上げます。

私は、平成6年3月より東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の議員として、議会に出席をしまいりました。自治会館で議会が開かれますが、いつも環境部長の車に同乗させていただきまして出席しております。その往復の車中でいろいろ環境部長にお話を聞かせていただいております。また、行政視察にも一緒に行き、十分話し合う時間もありましたし、環境部長のごみ減量に対する情熱と谷戸沢問題に苦慮する心中に、すっかり感化されたのが実情でございます。

まず、三多摩地域廃棄物広域処分場組合議会に出席し、私が素直に感じたことを申し上げたいと思います。しかし、このことは一つ間違うと、市長や日野市議会に大変な

御迷惑をおかけすることになり、議事録削除とか陳謝程度では済まないかもしれません。しかし、日野市議会からただ一人の議員ですので、本日はあえて申し上げます。

当議会の開会時刻が近づくと、傍聴する市民と議会事務局職員との間で大きなトラブルが起きます。大きな声や罵声を浴びせる市民、それを説得しなだめる職員、こんな場面が続いております。したがって、毎回定刻になっても議会が始まらない。いいかげんにしてほしいと思っておりましてけれども、どうやら処分組合の対応に若干無理があるように思えてまいりました。私がこの組合議会に出席して感じた点は、自由に発言できる雰囲気でないこと。（「そうだ」と呼ぶ者あり）質問に対する事務局の対応が非常に不親切であること。傍聴者に対しても、納得のいく説明がされていないこと等々で改善しなくてはいけない課題があると思っております。しかし、日野市が谷戸沢処分場にごみを捨てさせていただいている以上、反論でもすれば、日野市議会あるいは日野市に何らかの迷惑がかかるような気がして、私は発言を控えているのが現状でございます。このように言いたいことが言いにくい雰囲気のある議会への出席は、私の性格からは大変苦痛であって耐えがたいことでもあります。

そこで、私は何とか谷戸沢処分場のお世話にならない方法がないかと真剣に考えてみました。ちょうどそのころ、何でも燃やせる焼却設備を持つ日本パール株式会社の高温焼却炉のことを知りました。善は急げとばかり、早速このプラントを開発したメーカーの技術者にお会いし、設備の利点や能力、設備費用等々についてお伺いをしたところでございます。冷蔵庫、テレビ、クーラー、廃ドラム缶などを原型のまま高温焼却炉に投入し灰スラグ化してしまうことをお聞きし、非常に関心を持ちました。早速現地に視察も行ってまいりました。御承知のとおり、日野市ではこれらの粗大ごみは破碎をして谷戸沢処分場に埋め立てをしております。市にこのような設備を導入すれば、谷戸沢処分場への搬入量の大幅削減、または皆無にすれば100%の自区内処理も夢ではないことを確信した次第であります。

平成6年度三多摩地域廃棄物広域処分組合の構成団体別廃棄物搬入量を参考までに、その上位を重量ベースで申し上げますと、第1位が府中市で1万4,800トン、年間でございます。同じく第2位、調布市1万1,700トン。第3位が三鷹市1万1,300トン。第4位、立川市1万1,000トン。第5位、我が日野市で1万500トン。第6位、多摩市1万300トン。26市1町のうち、日野市が5位に入っているわけでございます。それだけ日野市は谷戸沢にお世話になっているということも言えるのではないかと思います。以上が、年間1万トン以上、谷戸沢処分場に廃棄物を搬入している市でございます。意外だなと

思ったのが八王子市の2,000トン。これは第25位でございます。町田市の1,400トン、第26位であることでございます。これは一部自区内処理を行っているものと思います。お話を聞けば、八王子では埋め立てをやってきておりますけれども、ことしの4月以降はほぼそこが満杯になりまして、谷戸沢の方に今度埋め立てをお願いしているんだというお話も聞いております。

話をもとに戻しますが、ただいま申し上げましたように、日野市は年間約1万トンを谷戸沢処分場に埋め立てているわけでございます。この搬入量をなくすることが重要課題であると思います。一方、環境部が1995年3月に発表した日野市一般廃棄物処理計画を見せていただきました。このごみ事業基本計画のごみ事業が目指すべき方向性を見ると、その方向性1、ごみの発生抑制を推進する。方向性2、リサイクルの推進によって循環型社会を形成する。方向性3、適切なごみ処理を行う。と、以上のようになっております。要するに、とにかくごみの発生を減らし、出てきたごみは徹底的に分別し再利用できるものは徹底的に再利用し、それでも出てくるごみは適切に処理をする、こういうことでございます。

大変結構なことと思いますが、問題は方向性3の適切なごみ処理の方法だと思います。方向性1、2によってごみ減量が期待できるものの、1割減量か2割減量か、その辺もわかりませんし、5割の減量は至難の業、ましてやゼロにすることはまず不可能でしょう。したがって、方向性3の適切な処理、すなわち破碎をして最終処分場に埋め立てることには変わりがないのでございます。いずれは埋め立てる場所もなくなり、問題が発生することは十分推測できるところでございます。さらには、冷蔵庫のフロンガスは回収をしているものの、その回収率は40%程度であり回収したフロンガスをどのように処分するのか気になるところでございます。

前置きが長くなりましたが、5項目について提案を申し上げますので、まず環境部長の御意見をお聞きしたいと思います。

1点目、現行処理方法の延長線での対策は、例えごみ減量や分別収集に努力しても、いずれは埋立地が不足すると思います。日野市の今後のごみ対策としては、理論的に100%の自区内処理を行うスタンスで考えることが絶対に必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目、徹底したごみ減量対策及び徹底したごみの分別収集による循環型社会の構築を大前提に考え、それでもなくなる冷蔵庫、テレビ、洗濯機、ドラム缶入り廃棄物などは、前処理をせずに原型のまま高温焼却炉に投入し焼却熔融してしまう。あわせ

て一般廃棄物の焼却灰、下水汚泥、し尿汚泥、これらも高温溶融炉に投入し、残留物をすべてスラグ化してしまう。最後に出てきた溶融スラグから磁性物を除去いたします。この場合、フロンガスは完全に分解いたします。このような処理方法はいかがでしょうか。検討にあるいは採用に値するか否かお伺いをいたします。

3点目、問題はこの溶融スラグの処分方法でございます。ブロックに加工したり、砂利がわりに使用すれば建築資材となり、そのまま廃棄するのであれば、やむを得ず最終処分地に捨てることになりますが、その灰スラグの量は炉に投入する廃棄物の質によって若干前後しますが、現在、市が谷戸沢に搬入している年間1万500トンの15から20％程度に減量することが可能です。重量ベースで申し上げますと、1,500トンから2,000トンに減少することができます。容積では、年間1万立米のものが埋め立てられておりますが、その容積の30分の1から50分の1となり、300から200立米程度に圧縮することが可能でございます。この場合、市は溶融スラグを建築資材として道路の建設や公的施設の建設に使う気があるかどうか、それとも最終処分地に捨てますでしょうか、お伺いいたします。

4点目、先ほど理論的に100％自区内処理を行うスタンスと申し上げましたが、なぜ理論的というのか申し上げます。3点目で質問しましたが、市が溶融スラグをすべて建築材として使用していただければ問題はないのでございます。しかし、その一部、または全量を埋立地に捨てるとなると、100％の自区内処理にならないわけでございますが、その場合は日野市が埋立地に搬入する灰スラグと同量の、または同容積の分だけ他市が埋立地に搬入するごみを日野市で処理することで、理論的に100％自区内処理したことになるのではないのでしょうか。それ以上の分を処理すれば、過去、日野市が埋め立てたごみを掘り起こして処理したことにも理論上なりません。したがって、以上のように他市のごみの一部を処理することについてはいかがでしょうか。

5点目、設備投資の計画でございます。日野市一般廃棄物処理計画の中では、中間処理システム概算といたしまして、不燃ごみ破碎処理施設約32億円、灰溶融施設約50億円、プラスチック専焼炉約23億円、計105億円をかけて建設する計画が出されております。この三つの施設を一緒にしたものが、今回、私が提案している施設になります。

それでは、その私が提案申し上げます施設を導入した場合、この105億に対してどの程度になるのかと申し上げますと、まず高温焼却施設を導入することによりますので、不燃ごみ破碎処理施設及び灰溶融施設、またはプラスチック専焼炉が不要となります。したがって、高温焼却施設建設費としましては38億円程度で建設することが可能に

なります。これは、とりあえず能力を1日、50トンと仮定した場合でございます。したがって、今後の市の考え方では、ごみが現在よりかもふえるということを予測するのであれば、また減量が思ったより進まないというように思うのであれば、この能力をもう少し上げればいいし、さらには、先ほどの質問の中にありましたように、他市の分まで燃すということになれば、50トンと60トンにするのもいいかと思います。その場合に、それほど建設費は大幅には変わらないと思います。以上のことから67億円の前年度投資額の削減となります。ただし、この場合、建設場所はクリーンセンター内が最も適地と考えますが、現行敷地のレイアウトの変更を前提に建設が可能かどうかお伺いをいたします。

以上、私の考え方を申し上げながら、5点の質問を行いました。行政の前向きな答弁が得られれば、具体的に高温焼却システムと各種実験結果等について御提案と御報告を申し上げ、最後に市長の答弁をお願いしたいと思っております。よろしく御答弁のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 内田勲さんの質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 何点かにわたりましての御質問でございますので、順を追ってお答え申し上げます。

まず1点目でございますけれども、理論的に100%の自区内処理を行うスタンスで今後のごみ行政を行うかということでございます。御質問の中にもございましたように、100%の自区内処理というのは、今後のごみ行政の理想とするところでございます。それには、市民一人ひとりの排出量の抑制、そして、循環して資源を利用する循環型社会の構築、そして、それでも排出される廃棄物については中間処理を行うということになろうかと思っております。御質問のとおりでございますので、自区内処理に向けては、我々も今後も最大の努力をしてみたい、このように思うところでございます。

それから、2点目でございますけれども、今御質問の中にありました方式といひましょるか、従来のごみ処理の技術と申しましうか、施設は各自治体の実情の中で可燃焼却施設あるいは不燃の破碎施設を中心といたしまして設備をしてみいました。最近では、最終処分場の困難性ということから、灰溶融という設備を取り入れる市が目立ってきております。近隣では、八王子市あるいは多摩川衛生組合あるいはニュータウン、こういうところの施設では、既に灰溶融の建築にかかっているというように伺っております。従来、このような形で行政中心にごみ処理施設が開発されておりましたけれども、平成

4年に廃掃法が大幅に改正をなされまして、事業者責任ということの自己処理責任が明確にされました。そのことから、最近では民間のごみ処理技術の開発、これには目覚ましいものがあるというふうに思っております。

御質問の中にございましたように、灰はもとより下水の汚泥、し尿の汚泥あるいは大型の冷蔵庫やテレビですね、このようなものも一緒にスラグ化するという、このような技術が開発されたということになりますと、今までの施設は、市町村のごみ処理の仕組みを大幅に変える画期的なものというふうには思われます。ただし、これらをスラグ化するには、相当のエネルギーを必要とすると思うわけでございます。最近の灰溶融では、電気エネルギーをあるいは化石燃料、これらを主力と伺っているところでございまして、これを大量に消費するというところで環境への負荷の問題も、これも今後含めて、新しい技術ですので研究をする必要があるのではなかろうか、そのように考えるところでございます。

それから、3点目でございますけれども、このようにして出たスラグを建築資材等に利用できないか、こういうお話でございます。これにつきましては、今既に灰溶融で出ましたスラグにつきまして、道路の路盤材とかあるいは歩道専用に使おうというようなテストがなされているというふうに伺っております。ただ、やはりごみ質によりまして、そのスラグの強度と申しましょうか、質が一定していないということが一概に言えるところでございます。私ども、仮にこれらの設備を導入しスラグ化されたということになりますと、やはり公共施設でまず使うであろうということになりますし、これを市場に出すというような技術はまだ開発されたとは伺っておりませんが、そのような形で恒常的に出てきますこのスラグを利用するということになりますと、限界がある。公共施設以外には使えませんので限界があると思います。そうなりますと、やはり最終処分、埋め立てという形が考えられるのではなかろうかというふうに思います。

それから、4点目でございますけれども、日野市がこの機械を仮定して導入した場合、機械に余裕があれば、他市の分も引き受けてそれをスラグ化して減容すれば、これは日の出町の方への貢献ということにならないかという御質問でございました。この設備、かなりの高額なものになるわけでございますけれども、こういうものを市が建設する場合には、当然国、都の補助金が影響してまいります。もちろんいただかなければ施設はできないわけでございますが、この場合に国や都の建設基準というものは、日野市が定めました今後のごみ処理計画、つまり排出量というようなものを基準にいたしまして、設備の大きさを指定されます。補助金もその部分で決定されるということでございます。

ので、他市のものを日野市で受け入れるだけの余力のある設備をつくるということになると、多少補助金の関係で問題があるかと。また、別の角度から見まして、最近、ごみの問題はいろいろございますので、例えば施設を直す場合に焼却炉をとめなきゃならない。このような場合には、都下27市でございますが、ブロックをつくりまして相互の支援協定を締結してございます。例えば、それは短期間の補修等で炉がとまる場合には、近隣の市町村で引き受けよう、これは協定でございますけれども。そのような工事をする場合には、やはり双方にその都度協定をして、それでかかる経費は依頼をした市が負担をする、こういうような仕組みになっております。もとに戻りまして、この設備をつくる場合、やはり市民の税で管理運営していくわけでございますので、他市のを受けるということになりますと、かなり協定その他のいろいろな難しさが出てくるのではなかろうか、一概に引き受ける引き受けないという議論にはならない。これには、やはり東京都の清掃局の調整ということも入ってくるのではなかろうか、こんなふうにするところでございます。

それから、最後の5点目でございますけれども、クリーンセンター内が適地と考えられるというお話でございました。この施設を整備していくには、やはり私どもの日野市のごみ処理計画の中で、当然検討していくということになるわけでございますので、この3提案、ごみ処理計画で金額を提示しましたが、あくまでも参考的なデータでございますので一概に何億ということではございませんが、単独市でこれらの施設をつくるということ、これが実際に可能かどうか。やはりこれだけの新しい技術でございますので、これらは、やはり何市かの共同でというのが私どもは適切かと思っておりますけれども、現段階では、当初、処分組合が中心になりまして、谷戸沢の搬入量が相当オーバーする、その減容計画の中で灰溶融施設をブロックごとにつくったかどうかというような提案もございました。それが、先ほど私、御説明しましたように、最近におきますごみ処理施設の整備では、何市かが灰溶融の部分独自に進めている、あるいは組合施行で始めているというような動きもございましたので、当初、処分組合でいろんな案が出されましたけれども、今その案はないような状態になっております。したがって、今後研究するとすれば、やはり独自でやるのかあるいは数市でやるのか、これはまた市長会の環境部会あるいは清掃協議会等での協議が、また必要になろうと思います。

それから、仮定といたしましてクリーンセンター内が適地、どうかということになりますけれども、日常のごみ処理は待たなしでございまして1週間分のごみも蓄えるわけにいきません。そこで、通常のごみ処理を行いながら新しい設備ということになりま

すので、要するにクリーンセンター内ではトータルのレイアウトというよりも空き地がどう利用できるか、空間がどう利用できるかということになろうかと思います。いろいろ財政面もちろんのことながら、その御提案の施設がどの程度の面積でどの程度の維持管理費がかかるのかというようなことも、まだはっきりできておりませんので、私どもとしては以上のようなお答えでさせていただきたい。

いずれにいたしましても、こういう画期的と先ほど申し上げましたけれども、画期的な仕組みになるわけですから、十分な研究をする必要があるのではなかろうか、また研究する価値もあるのではなかろうか、こんなふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

今、環境部長に5点について答弁をいただきましたけれども、先ほど言いましたように、日ごろ環境部長とごみ問題についてお話ししているときから比べますと大分トーンダウンしちゃっているな、こんな印象を今受けたところでございます。もう少し環境部長は普段ですと迫力のある話もするんですが、やはりこういう場ですと難しいんでしょうか、大分トーンダウンしているな、こんな印象を受けました。

それはどこから来るのかなと思いながら聞いてたんですが、一つは、やはりなかなか実施するには金もかかりますし難しい問題も抱えておりますので、そう簡単にやりますとか検討しましょうという答えがしにくいのか、あるいは市長と話し合っているのは助役と話し合っている、余りいい返事をもらえなかったためにそうってしまったのかよくわかりませんが、とりあえず1点だけ確認したいんですが、今の5点の答弁の内容につきましては、市長と相談した内容なんでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 特に相談してございません。

○副議長（宮沢清子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） わかりました。といいますと、今のはあくまでも環境部内で部長を中心に検討された答弁だろうというふうに理解するわけですが、それでは再質問をさせていただきます。

まず1点目の100%自区内処理の方向についてでございますが、これは今後の理想だということなんですね。確かにすべて自区内処理というのは不可能だと思うんですね。

ですから、私、先ほど理論的100%自区内処理ということで苦し紛れに御提案をしたところでございます。そういう中で、今後、最大の努力をしてまいりますということなんで、これはどういう努力をして100%の自区内処理の理想に向かっていくのかどうか。その内容が、今回、環境部から出されました日野市一般廃棄物処理計画を見たときに、そういう姿勢が全く伺われないんですね。

先ほど言いましたように方向性3がありまして、1、2については確かに市民にも呼びかけてごみをまず発生源を断とう、減らそうということがありまして、出てきたものをリサイクルしようということ、この努力は目に見えてきているんですが、それでも残った分については触れてないんですね。ですから、どうしてもそれはこういう資料に書きたくないんでしょうけども、やるだけやって出てきちゃったものは、例えばどうしてもなくせないような冷蔵庫であるとかテレビであるとかクーラーであるとか、そういうようなものについては相変わらず埋めていくわけですね。ですから、どう努力しても今の延長線で考えた場合には、自区内処理というのはもう無理なんですよ。もとのごみが減れば、その残ったごみも多少減るかもしれませんがけれども、基本的に、今後10年、20年、30年、谷戸沢処分場にごみを捨てていくということになるんですね。ですから、とてもじゃないけど、谷戸沢の第2処分場建設反対なんていうのは言えないわけですよ。建設反対しこれができなくなったら、どこへ捨てるんだろう、こういう問題になりますから、あの谷戸沢に第2処分場をつくらせないためには、そこへ持っていかななくてもいいような方法を考えなくてはいけないんですよ。そのためには、埋め立てるか溶融化するなり燃すっきりないんですよ。ところが、こういった金属は燃すというわけにいきませんから、高温でもって溶融化しないといけません。ですから、私がここで提案しているわけです。ですから、部長の言う最大努力して理想に近づけていくということは、どういうことを意味しているのか、もう一度伺いたいと思います。

それから、2点目につきましてですが、これも部長の方からは最近の情勢が簡単に話されました。各市では灰溶融施設を取り入れる市が出てきております。それから、民間の企業の開発にも目覚ましいものがある。これは確かにそうだと思うんですね。そういう内容の話がありましたけども、私の質問に対して、高温焼却して廃スラグ化することについてはどうですかということについてはストレートに答えていないんですよ。これをもう一度、この件についてストレートにお答えを願いたいと思います。

それから、質問の3点目でございますが、灰スラグの処理についてでございます。加工なりそのまま砂利として使えば建設資材ですね、捨てればごみです。先ほど部長の

話ですと、公共施設には使えるだろう。ただし、それには限界があります。市場には、まだ開発が不十分で使えません。それから、品質が一定していない。こういうような答弁がありましたけれども、私のこの提案する灰スラグについては、非常に品質は安定しております。ですから、そういう心配はございません。これは細かい砂のような粒状で出てきますので、例えば、これから市内に区画整理でつくります道路の下に埋めていただければ、砂利がわりにそのまま使えるんですね。それは非常に浸透性がいいものですから、地下水への雨水の浸透にも全く問題ないわけでございます。それから、市場にその市場といいますのは、公共設備の建設以外に使うためには、まだ開発が進んでいないということなんです、そんなことないんですよ。何がおくれているかといいますと、これを市で出てきた灰スラグを市で使う分には問題ないんですが、これを、例えばほかのところに上げるなり売るなりしますと、これがひっかかるんですよ。何でひっかかるかといいますと、例えば、レンガになっていても砂状になっていても、今このものについての名称はごみなんです、あくまでも。ですから、こういう設備を使って出てきた灰スラグをこういうふうに加工作したもの、ごみじゃなくてももう建築資材なんだ、そういうことを認めてもらわないといけないんですね。それはどこが認めるかというと、これは厚生省なんです。今既に厚生省に対して、そういう申請がされているんです。ですから、各市でこういう設備を導入して、この灰スラグを何とか建築資材として指定してくださいということを各市が声を大きくして言えば、厚生省が認めてくれるはずなんですね。そういう運動が必要だと思います。これがおくれているんですよ。見た目は建築資材として十分使えても、あくまでもそれはごみが固まったものだという判断なんですね。この厚生省を動かすのが大変なんです。ですから、それはOKが出るまではやむを得ませんから市の中で使って、使い切れないものは、これは問題ございませんから市のどっかへ埋めてもいいし、量が圧縮されて、さっき言いましたように30分の1から50分の1になりますから、非常に量が少なくなりますので、場合によっては市の使い方によって余ったものの量によっては、市内に十分まだ埋められる余地があるんですね。公園の下へ埋めてもいいと思いますし、そういう方法も考えられますし、万やむを得ず谷戸沢へ持っていったとしてもそんなに大きな量じゃございませんから、従来、年間1万トンも埋めていたことに比べれば、そんな大きな問題じゃないかと思うんですね。この点について、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、他市のごみを焼却することについて。やはり、これもまず大変だなというのが先に出てきちゃったんですが、国の補助金との関係で、そんな他市のごみを燃す

分まで、能力の分まで補助金が出ないというんだと思うんですが、この辺は、例えばさっき言いました日野市だけだったら1日当たり50トン燃せる設備でいいんです。こういう場合に、例えばそれを60トンのをつくった場合に、そのオーバーした分については補助金がなくでもいいと思うんですね。そういうような交渉ができないのかどうかとか、とにかくまずできないことが前提に来るんじゃないくて、何とか自分のごみはもちろんのこと、さっき言ったように、今まで過去捨てた分も燃せるような能力ということで、これから補助金の獲得については交渉すれば、道は開けるんじゃないかと思うんですね。これが仮にだめでも、そしたら市の予算でやったらいかがですか。そのくらい、今、このごみ問題というのは、社会的にも大きな問題になっているものですから、こういうものには市の予算をつぎ込んでも、私は問題ないんじゃないかな、こんなふうに思いますので、もう一度この補助金との関係についてお答え願いたいと思います。

それから、クリーンセンター内に建設可能かどうかということでございます。この件についても、これもストレートじゃなくて、前段で単独市で可能かどうかということで、何市かでやるのが理想だと言われました。確かに本来ですと、例えば5年なり10年前に、いずれ谷戸沢の処分場がいっぱいになってしまうというときに、26市1町が一致団結して、今つくろうとしている第2処分場のところに、例えば大型の設備を入れてそこで高温溶融すれば、今まで埋めてきたごみまでも掘り起こして、そこでどんどん溶融できるんですね。こういう発想があれば、あるいは技術的に間に合ったかどうかわかりませんが、そういうことがあれば一番よかったと思うんですね。それを今言っても間に合いませんけれども、それでは、これからどうするかというときに、確かに日野市だけでなく何市かがまとめて、例えば多摩市と日野市と八王子市と一緒にやればいいんでしょうけども、恐らくじゃ日野市へそれをつくってくれ、多摩市へつくってくれ、こういう話になると思うんですね。なかなかこの市でも自分の市につくりたがらないと思うんです。そういう点で、非常に総論は賛成でも各論になると反対の声が強くなると思うんですね。で、もうこの時点に来たらそんな呼びかけしている時間がないと思うんですね。ですから、まず日野市でつくってみるということが私は大事じゃないかと思うので、この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

以上、5点について再答弁求めます。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） それでは、再質問につきましてお答えいたします。

まず、自区内処理の問題でございますけれども、やはり自区内処理というのは、先

ほども申しましたように、ごみゼロという社会が究極の目指す今後の都市像ということになろうかと思いますが、自区内処理の定義にもいろいろございまして、例えば共同して5市あるいは6市で焼却炉を持っておりますと、それぞれ持っていない市がたくさんありまして1カ所で燃やすわけですから、それはどこが自区内かということにもなるわけでございます。で、日野市の場合には単独して焼却炉を持ち、単独してし尿処理施設を持っております。八王子市あるいは町田市、これも単独して焼却炉とし尿処理施設、それぞれ持っているのが3市だけございまして、それぞれよその市では自分の市の中では処理ができないという状況でございます。日野市は今までごみ処理に対して、前から重点施策として今の施設の整備をしまいいりましたということが、今につながるわけございまして、日野市としては焼却、それから減容までは日野市の区内でできるんですが、残念ながら御質問にありますように最終処分場を持ち合わせないということで、日の出町の方にお世話になっている。

ただ、今持っていております1万500トン、つまり灰につきましては7,000トン、年間でございますが、それから不燃物でございますが、不燃物3,500トン、合わせまして1万500トンが日の出町の方にお世話になる部分でございます。部分的に申せば、この1万トンと、それから1万500トンこれからどういうふうに減容すれば、日の出町に貢献するかという議論になろうかと思います。私どものごみ処理計画の中でいう自区内処理と申しますのは、もちろん先ほど申し上げましたように3点のことを含めての自区内処理でございますので、その辺の何といいましょうか今の行政の中での自区内処理、つまり日の出町にお世話になっている分をどうするかということに絞るのか、それとも全体的な社会構造も含めた自区内処理を考えていくのか、こういうようなことになろうかと思いますので、私どもとしては、今後のごみ行政は、やはり3点の施策をそれぞれ充実をしていくということになろうかと思います。

それから、2点目でございますけれども、スラグ化の必要性をストレートにということでございますが、当面する課題——今申し上げました当面する日の出町に持っているものをスラグ化して、先ほど御質問にありましたように20%程度に減容するということになりますと、年間2,000立米になるということに単純計算ではなるわけでございますので、そうなりますと、日の出町には相当御負担をかける度合いが従来よりも5分の1になってしまうということで、これはスラグ化の必要性というものは考えております。そのようにお答えします。

それから、次にスラグの再利用ということでございますけれども、先ほど私、お話

しした中では、例えば隣で今50トンの灰溶融の炉をつくっておりますけれども、「そのスラグをどうするんですか」というふうに、その責任者に私お尋ねしたことがありますけれども、「それはメーカーで引き取るんだ」というお話がありました。「メーカーは何に使うんでしょうね」と話しましたら、メーカーの方では船のおもりだとか、そんなような話をしていました。ただ、質の内容については私伺ったわけではございませんが、立ち話でしたんですが、そのようなお話をしておりました。そのように路盤材あるいは建築資材、機材となりますと、やはりそれらの強度化の問題があると思います。強度の基準というものがあろうかと思います。それで、私、昨年ですか、ちょっと他市で見たんですが、ガラスを細かくしまして、それを路盤材にしているテストにした長野県ですけれども町がございまして、テレビで放映しましたんでちょっと私そこを確認しましたら、やはり今テスト中だけど、なかなかこれいいんだよというような担当者のお話でございました。夜になるときらきらして大変きれいでした。

そんな状況もございまして、これからスラグ化がどのような形でどのような強度で出てくるかによっては、利用の範囲は広がっていくのではなかろうか。ただ、今この時点でどのような形で利用するかということについては、やはりそれらの質、あるいは砂状というお話がございましたけれども、それらの形態、こんなようなものの中で検討していくということになると思います。

それから、4点目でございますけれども、他市のごみの処理というお話でございました。地方自治法でそれぞれの市で独自でまずやるというのが基本原則にございまして、それを共同して処理する場合には、やはり法律上、一部事務組合なり何がしかの手続が必要であるというふうになるわけでございます。ただ、先ほど、お話ありましたように、日野市が例えば1万トン持っていていっているところが2,000トンに減れば、日野市としては8,000トンの余裕が出るわけでございますが、その分、他市の分を持ってきて燃やすということは、心情的には大変理解できるところでございます。ただ、先ほど議員さんの方から御質問の中で、日の出町の搬入量、これの比較がございました。日野市は、過去3年間でおおよそ5,000トンほど配分量よりも少ない量を日の出町に運んでおります。これは貢献量という形になるわけでございますが、その分、他市ではもう既に40%もオーバーしているとか、そういう市もございます。それは、処分組合のトータルの中でのやりくりということになると思いますし、また処分組合ではその貢献度と、それから貢献できなかった分、つまり余分に搬入した分は最後の清算の段階で処理をする、こんなようなお話もございます。したがって、A市とB市とのやりとりとい

うことでは、なかなか難しい部分が出てくるのではなかろうか、このように思っています。

それから、最後の今の御質問の中には、これは今さら他市と共同して処理するということは、なかなかというお話もございましたけれども、私どもとしては、やっぱりこういう施策には最小の経費で最大の効率をとというのが原則にもございますので、できるだけ経費は安く、どのような形でごみが減量できるかという形で進めることになるわけで、またさらに市民生活に影響を大きく及ぼすことはできませんので、そんなことも含めた中で、仮に日野市で設置をするということになれば、クリーンセンターの用地で余ったところをいかに活用するかという、施設的には今、施設整備の計画をしていますけれども、今クリーンセンターでは、約半分がし尿処理施設になっております。下水道計画が進んでまいりまして、し尿処理施設をかなり縮小するという方向も、これから考えられるわけでございますので、それらの整備計画の動向をも含めて検討するということになろうかと思えます。

したがいまして、クリーンセンターの敷地内のレイアウト、これは今後またその他の処理施設との整合性、特に私ども今一番急がれてますといひましようか、破碎機が耐用年数17年経過いたしまして、大分老朽化いたして処理能力も落ちてきているというふうになっております。そういう中でこれらの建て替えをどうするか、このようなことが、今ちょっと私どもとしては差し迫った課題であるというふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） どうもありがとうございました。市長には後ほど十分答えていただきますので、いましばらくお待ちください。

今、環境部長に再質問いたしてお答えいただきましたけれども、どうやら何とか一歩前へ進んでもいいかなというところまで何とかこぎつけたような感じがしますので、先へ進めさせていただきますが、質問1の自区内処理につきましては、ほぼ方向性といひますかね、100%自区内処理じゃないにしても方向性が少し向いてきましたので、この程度にとりあえずしておきたいと思ひます。

それから、質問の2につきましては検討する必要がある、こういうお答えでした。

また、問い3の灰スラグについても検討という言葉がありましたし、質問の4につきましても、他市と共同ということも言われておりましたし、それができるのであればそういうことでもいいと思ひますので、恐らく自分の市の考えがまとまらなくて、他市へ

の影響力はまずないと思うんですね。また、他市からそこへ持ちこまれても、そういう姿勢がないと、今最初に答弁をされたように、なかなか難しいというのが先出てきちゃえばまたできないし、まず市がこういう方向で日野市だけでやるか共同でやるかにつきますしても、やる方向で検討するかどうかというのは大事なものですから、その辺はどちらの方向でもいいと思いますので、ぜひその方向で検討お願いしたいと思います。

それから、質問5のクリーンセンターにつきましても、何とかできそうな感触が伺えましたので、この程度にとどめておきたいと思います。

それから、破碎機が17年経過して、もうそろそろ寿命だという話ですが、これも破碎するときにボンベやなにか一緒にして、それがそういうところで爆発してしまうということで、非常に苦慮されていると思うんですね。それが、今回のこの溶融施設ですと、ボンベもほとんどそのままぶち込んでも何の問題もございませんので、今まで職員の方が非常に危険な思いをしながら破碎をしていたものも全く解決できるわけですので、何とかこの高温溶融炉の設備の導入の方向に行っていただきたい。それが、ひいては谷戸沢への埋立地へ持っていくごみの量の減量にもなりますし、埋立地の延命にもつながりますので、ぜひそういう方向を打ち出していただきたい、こういうふうに思います。

そういうことが進んでくれば、第2処分場建設反対を言っても全く問題ないと思うんですが、今のうちに、将来永遠と捨てるんだという方向でいながら第2処分場をつくるなど言ったら、じゃどうするんだ、こういう問題になってしまいますので、私も広域処分組合に行っても、非常に発言がしにくいんですね。ですから、その辺をまずスタンスをきちっと決めていただければ、私も処分組合へ行ってもっと市の考えなりあるいは私、個人的な考えなりがもっともっと発言できるんですが、今のような中途半端な姿勢では、とてもじゃないですけども第2処分場反対なんて言える立場じゃないんですね。言いたくても言えないんですよ。ですから、そういうことが大声を張り上げて言えるように、ぜひ自区内処理100%の方向で進んでいただきたいということを、まずここでお願い申し上げたいと思います。

それでは、もう少し先へ行きたいと思います。

私たちを取り巻く情勢の変化と対応について考えてみたんですが、廃自動車あるいは廃家電製品を破碎して金属類を回収する際に、軽量物として風力選別されたプラスチック類を多量に含む残渣がシュレッターダストと呼ばれておりますけれども、最近、その発生量の急激な増大とともに、重金属類などの溶出が危惧され問題となっております。

現在、このシュレッダーダストは破碎プラントでほこりどめの加湿後、搬出されております。安定型処分場に直接埋め立てされておりますが、しかし、平成7年4月より1年間の猶予期間の後に、管理型処分場への処分が義務づけられることになりまして、全国的に不足している処分場の現状から、溶融化あるいは安全化のための焼却、溶融処理について適正な技術の確立が求められているわけでございます。また、冷蔵庫はフロンガス抜き取りが問題となっておりますが、廃テレビはリサイクルが困難でほとんど埋め立て処分されているために、適正な処理技術の開発が求められているわけでございます。以上のような社会情勢下において、今回提案の高温焼却炉は時代に合致した設備であると、私は思います。

さらに、高温焼却炉について申し上げますが、都市ごみ焼却灰の溶融を考えると、金属類等の雑多なものが混入していることを考慮することが必要であると思います。その対策として、焼却灰の前処理を行うのも一つの方法ですけれども、溶融炉としてできる限りタフで、雑多なものを含んだ焼却灰を受け入れて、安全で安定した連続運転が可能であることが必要になります。今回提案している溶融炉は、この点を十分考慮され、既に日本パール株式会社で使用実績のあるスイスのW+E式ロータリーキルンであります。焼却温度を1,300度まで上げられますので、従来の焼却炉とは全く機能が違うわけでございます。広域溶融処理システムとしては、ハード面では完全に確立をされている技術でございます。運転技術等のソフト面を中心とした附属設備の関連技術向上に向けて、今後さらに研究開発の必要があると思いますが、ハード面では、今申し上げましたようにほとんどクリアされております。また、ヨーロッパでも十数年にわたっての実績がございますので、この設備導入には全く問題ないのではないかなと。ましてや検討するには十分値する内容ではないかな、こんなふうに思っている次第でございます。

それでは、この高温焼却炉というのは具体的にどういうものかといいますと、口頭で申し上げるのは大変わかりにくいと思いますが、簡単に申し上げますと、まず従来ごみを燃すような釜があるわけですね。この炉が約5度の傾斜を持ちましてゆっくり回転するわけでございます。したがって、その中に例えば、今日野市でもやっているような一般の紙類、可燃物を燃した灰もそこへ投入するわけですね。それから、冷蔵庫もクーラー等もそのままぶち込める投入口をつくるわけです。ですから、灰のようなものを上から落とすようにして二重の入口をつくっておけば、一たん落として上を閉めて、下をあければ中へ落ちる。それから、冷蔵庫などは横から、一たん外から、やはり二重扉になって最初の扉をあけて中へ入れた後閉めて、またあけたら押し込んで中へ

落とすというような形をすれば、全く出し入れが連続でできるわけですね。そして、ゆっくり回転をして、しかも傾斜がありますから、中でどんどん溶けてきます。溶けたものが、また溶けていないものを溶かすんですね。溶液がまた物を溶かす役割をしますから、本来千二、三百度では溶けないものも溶けるわけでございます。しかも、その溶けた溶液が炉の中の釜が回転していますから、常にそれが内側をぬらすような形で回っておりますので、いわば炉の中がコーティングされた形になるんですね。したがって、炉が非常に長持ちするわけです。ですから、従来のような2カ月、3カ月で点検するようなこともなく、少なくとも1年以上は連続運転が可能であるというものでございます。で、最終的には溶け終わったものが冷えて砂状にぱらぱら落ちてくる、こういうものでございます。しかも、冷蔵庫のような金属が入っていますから、その砂の中に金属がまざってきますので、その金属は最後、磁石で金属だけ取り除く、こういうことになるわけです。ただ、冷蔵庫にありますフロンガスはその中で完全に燃えるんですが、フロンガスが入っているコンプレッサーですね、これは鋳物でできておりますので、これを溶かすのは大変なんですね。ですから、これを時間かけて溶かすよりも、これだけはそのままごろごろ、最後その形のままで出させちゃって処分するということが、むしろ効率的にはいいんじゃないかと思います。

しかも、この中には、先ほど言いましたように下水汚泥ですね、今、日野市の場合は下水汚泥は加工してみどりという肥料にしていますけれども、これが肥料として十分使えるうちにはいいんですが、これが余ってきたような場合には、使うだけ必要な分だけ肥料にして、残りの分はこの炉の中へぶち込んで、これも一緒に溶融化してしまう。それから、下水汚泥についてもそのまま入れる、こういうことになれば、日野市内に出るすべてのごみが、とりあえず最終的にはその炉の中へ入ってくる。で、最終的には灰スラグとして出てくる。この灰スラグを建築資材にするかどうかということですね。

それから、一方溶融化するときにガスが出ます。そのガスの中に金属のガスであるとか、その他いろんな問題とされておりますガスが出てくるわけですから、これは、その中のスクラバの中で十分処理をしていく。どうしても取り切れない金属の一部のガスが出てきます。これは薬品処理等すれば、十分リサイクルが可能でございます。あるいは山へ戻してもいいと思います。そういうリサイクル方法があると思いますので、全く排出されるガスについても問題がございません。それが本当にそう言えるかということなんですが、私も日本パール株式会社の設備を使って実施したデータ類を見せていただきまして、いろいろ分析してみましたけれども、簡単に経過を申し上げますと、日

本パールの機械を借りましてやっておりますが、まず廃油25トン、廃液を65トン、これ廃液というのは重金属が含まれているような溶剤ですね、そういうようなものを65トン、それから、ピットの廃液が50トン、それから、ピットの固形物50トン、これは固形物ということで、先ほど言いましたようにシュレッダーダストしたものです。そういうものを50トン。それから、ドラム缶の廃棄物。これはドラム缶の中にいろんなものを詰めて、もう固まった物ですね。それをドラム缶ごとに入れているんですが、それを12トンということで60缶入れています。トータル172トンを1日で処理をしております。さらに、それにテレビあるいは冷蔵庫も入れています。冷蔵庫には、フロンガスがもちろん残っているわけですが、比較的残っている物がもう少ない物もありますので、あえてフロンガスを足しております。1時間に4キロのフロンガスをわざわざ生のフロンガスを入れて燃やして溶融化をするということをしております。そういう実験を行っております。

この冷蔵庫につきましては、東芝、ナショナル、日立など10社、16台を投入しております。それを溶融化して、最終的にダストが出てくるガスをチェックしているんですが、それを現在、日野市が紙を燃しているところですね、日野市の焼却炉から出ているところでも測定をしております。その測定値とちょっと比較してみましたけれども、まずはいじんでございます。これは単位がノルマル平米のグラム単位でございますが、この実験の場合には0.0073から0.013の間でございます。これに対して日野市のは0.011でございますから、1けた違います。1けた日野市の方が基準値が高いわけですね。これは規制値は0.5ということですから、日野市はもちろんクリアをしておりますけれども、これより1けたこの実験の結果の方がガスがきれいになっているということでございます。

次に塩酸でございます。塩酸ガス等は、ノルマル平米の中にミリグラムがどのくらいあるかということですが、今回の実験では1.8から6.3、平均で3.4でございます。これに対して、何と日野市は654でございます。私は、最初これ単位が間違っているのかなと思ったんですが、いろいろ確認しましたがけれども、これは間違っておりません。ただし、これは国の基準値が700なんですね。ですから、決して日野のクリーンセンターの値が高いからといって基準をオーバーしているわけじゃございません。

それで、先ほど馬場議員さんにちょっとお伺いしたんですが、馬場議員さんが昭和58年に一般質問で、恐らくこれは今の焼却炉をつくるときに一般質問していると思うんですね。そのときに、馬場議員さんは何を言ったかといいますと、国で今、塩酸の基準

値を700ppmに抑えている。しかし、日野市のクリーンセンターの焼却炉をつくるときの基準値は300に抑えている。700に対して300ですね。ですから非常に低いんです。しかし、既にもうそのときに埼玉県では40ppmに基準値を抑えているんですね。それから、大阪でも条例でこれ20ppmに抑えています。それから、日本産業衛生学会ではこの基準値は50ppm以下にしないで、これが望ましいんだというような発表もされていたそうで、そういう時代に国が700だからということで、日野市は300に抑えているんですね。それで現在まできて、それが654なんですね。

それから、次に酸化硫黄物ですが、これはppmで申し上げますと20から40。これも自動的にとっていますから、20から40ぐらいいばらついています。平均で30なんです。これが日野市の場合は34です。規制値が37.8。ですから、日野もクリアしております。しかし、この設備にはかないません。

次に窒素酸化物ですが、これもppmで申し上げますと、自動ではかつておりますが8から60ですね。平均で34.5。規制値は250。日野の値は170。ですから、日野市の値は規制値よりかもし低いけれども、まだまだこの設備と比べますと大分見劣りがするということがわかると思います。

それから、フロンであるとか低級ハロゲン化炭化水素、それから微量有機塩素化合物、これらはキルンに投入したときには関知されるんですが、出口ではかりますと全く測定値にはかれる範疇のものではないということで、一応ゼロというふうに登録されております。ですから、ほとんどこれらのガスが出ていないというふうに見てもいいかと思えます。

それから次に、もう少し時間がありますので申し上げますが、以上のような結果を申し上げましたけれども、これはたまたま日野市の今測定している項目と比較してみたんですが、そのほかいろんな実験をしております。それを、私なりに見まして感じたことをちょっとまとめてみましたので、申し上げたいと思います。

まずシュレッダーダストの焼却溶融の件でございますが、シュレッダーダストの適正処理には焼却のみでは重金属が溶出するため不十分であり、溶融まで行って無害なスラグにして土木あるいは建築資材等などにリサイクルすることが理想的であります。今回の分析結果でも、溶融スラグから重金属は流出しておりません。ですから、先ほどちょっと部長が心配しておりましたけれども、これを例えば舗装のタイルにするとか、そういうことにはまず問題ないと思います。さらには、このシュレッダーダストを焼却溶融処理による減容効果ですが、シュレッダーダスト1トンを埋め立てた場合に、その処理場

でブルドーザーかなにかでごんごんとたたいて圧縮したとしても、立米当たり500キロあるんですね。したがって、シュレッダーダスト1トンに対してどのくらい埋め立てなきゃいけないかといいますと、容積で2立米必要でございます。一方、同じ1トンを焼却溶融処理しますとどのくらいになるかといいますと、0.45トンになります。体積でいいますと0.38立米ですね。これだけ減っちゃうわけです。それから、さらに飛灰というんですかね、灰として飛ぶ分を集めて、その分が0.05トンになります。これが0.13立米。要するに、これをまとめてみますと1トン、2立米のものを溶融化しますと、約25.5%のものになってしまうということです。それだけかさ減るわけですね。したがって、埋立地の延命効果が出るわけです、4倍ほどの延命効果が出るわけでございます。さらに、このスラグをリサイクル化すれば、飛灰した分だけを埋め立てるようなことになりますので、そこまでリサイクル化をすれば、埋立地の延命効果というのは約15倍まで伸びるわけでございます。ですから、何とか溶融化をして埋立地に持っていくごみを減らすということには、ぜひこの方法を検討していただきたいということになるわけでございます。

次に、廃家電製品の焼却溶融についてでございます。先ほど来、我々が使い終わったテレビなり冷蔵庫をキルンの中に投入して燃しちゃおう、溶かしちゃおうということでございますが、非常にこの言葉を聞くと心配するのが、まずダイオキシンはどうなんだろう、こういう問題でございますが、これも先ほど言いましたようにダイオキシンは、1,200から1,300度まで上げるキルンの中では完全に分解してしまいます。ダイオキシンというのは分解も非常に簡単にできるんですが、また再々生されちゃう部分があるんですね。ところが、ここまで温度を上げちゃいますと、その心配が全くございませんので、まずダイオキシンの心配がないということと、それから、そのほか不燃物が溶融して重金属が溶出しない無害なスラグになるわけでございます。したがって、フロンだとかPCBは完全に熱分解するので、飛灰中に含まれる排出される重金属だけが注意して扱うべき特定管理廃棄物になるわけです。しかし、これも最終的な固形化なりあるいは薬剤処理をすることによって最終処分すれば、全く問題ではないんじゃないかというふうに思われます。一方、鉄や銅を分解しないで丸ごとキルンの中へ投入してしまうということは、非常にリサイクルという点から見たときに何だというふうになると思うんですね。そういう点では、やや劣ると思います。しかも乱暴な感じもすると思いますが、したがって、何でもかんでも入れちゃうんじゃなくて、リサイクル法第1種指定製品品目4品目というのがありますが、カラーテレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯

機、ルームエアコン、これが4品目でございます。このうちの金属材料の非常に比率の高いエアコンと洗濯機はそのまま燃すんじゃなくて、これはやはり分解して金属部分になるべく先に取り出してしまっってリサイクル化するという方法が、やはりよろしいんじゃないかな。しかし、洗濯機は先ほど言ったようにフロンガスがありますので、これはどうしても破碎しないでそのまま溶融した方が有利じゃないか。といいますのは、先ほど言いましたように、今、市でフロンガスを回収していると言っていますけれども、これは冷蔵庫1台の中にあるコンプレッサーの中にあるガスだけを回収しているんですね。私はそれで100%回収しているのかと最初思っていたんですが、よく調べましたら、冷蔵庫はコンプレッサーの中に入っている使用残の、それよりかも4倍から5倍のフロンガスが断熱剤として回りに入っちゃっているんですね。ですから、幾ら市のようにコンプレッサーから回収しても、断熱剤に入っているフロンガスはそのまま残っているわけですから、それを破碎しちゃうわけですから、実際に市が回収している量の3倍から5倍の量が、やっぱり大気に漏れているわけでございます。ですから、これだけは破碎しないで、冷蔵庫だけはほとんどリサイクルする部分がございますので、これは丸ごとどうしてもロータリーキルンの中へ投入して溶融してしまうという方が、やはり得策ではないかな、こんなふうに申し上げておきたいと思います。

とにかくカラーテレビだとか冷蔵庫、洗濯機がどのくらい今、廃棄台数として出ているのかというのを調べましたら、家電製品協会というところで調べたデータがありまして、ちょっと簡単に申し上げます。1995年だけ申し上げますと、テレビが567万9,000台、これだけ廃棄されているんですね。それから、冷蔵庫につきましては360万7,000台。それから、洗濯機が379万2,000台。エアコンにつきましては236万台。これだけの台数が出ているわけですね。ですから、日本全国でこういうような設備が入ってくれば、もっともっと埋立地が少なくて済むんじゃないか。あるいは10年もつものが15年、20年もつんじゃないかなと思います。

それから次に、廃冷蔵庫を焼却溶融する場合なんですが、これも先ほどちょっと触れましたように、溶融化することによって25%まで減らせるわけですから、そういう観点からも、冷蔵庫についてはぜひともこういう処理方法をしていただきたいなというふうに思います。

それから、フロンガスの分解率ですね、これも現在、国連環境計画のガイドラインでは99.99%以上に分解しなさいということなんですが、その基準値に十分クリアをしております。ですから、そういう点でも問題ないんじゃないかということが、実験結

果から申し上げられます。それをもう少し申し上げますと、まずばいじんというところを見ますと、規制値が大気汚染防止法というところで規定しているのが0.1以下とやっているんですが、今回の実験は、先ほど言いましたように0.1以下の規制に対しまして0.00073から0.0013までの値の中におさまっております。それから、塩酸につきまして見ますと、700以下というふうに、これも大気汚染防止法で決まっておりますが、これが1.8から7.0ともう格段の違いがございます。それから、窒素酸化物につきましても、250以下というのに対しまして20から42。そのほかの規制値外のところでも、いろいろなものが出ております。先ほど言いましたフロンの分解率は99.99以上というのに対して、それ以上達しているということで、99.990から99.992ということで出ていますので、この基準をクリアしているということで、もうゼロに等しいという判断がされるんだろうと思います。これ以上は測定が恐らくできないんだろうと思います。それから、例えばこういうものを一緒に燃す場合に酸素がどのくらいあるかというのも大事なことです。その場合に、ダイオキシンを防止するためにも酸素が必要なんです。この酸素は6%以上にしないとされているんですね。それが11.6から12.4%の酸素を供給してやっているということでございます。

以上のことから、全体を通して結論を申し上げますと、熔融スラグ排出型ロータリーキルンは適用範囲が非常に広い。しかも欧州での12年間以上の運転実績あるいは諸測定報告からも明らかであります。今回、日本パール株式会社で実際にテストした結果を見て、改めてその適用範囲が広いということが実感されたわけでございます。シュレッダーダストの適正処理の方法として、本方式のキルンによる焼却熔融処理は十分に合理性なり経済性を持ったものであると、私は考えます。したがって、廃家電製品のうち、フロンガスの問題となる冷蔵庫も本機内に丸ごと投入して焼却熔融することが可能でありますので、フロンが99.99%以上分解されるほか、最終処分場の負荷低減に大きな効果が見込まれると言っているのは、そういうことでございます。

したがって、何とか非常にわかりにくい提案だったと思いますが、市長にはこの辺を理解していただきまして、ぜひ前向きに検討するお考えを聞きたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 時局柄、一番困難な状況にある環境問題の中の、またごみ問題、その処理についていろいろ勉強していただいた成果の発表だというふうに承りまして、大変ありがたく思っております。自区内処理100%が一番理想であることは、も

う言うまでもありませんし、それに到達するためにどういう手段があるか。その手段がないものですから、今わざわざ事務組合をつくって御迷惑をかけながら、他の自治体の御了解をいただいた形で処分場に運んでおる、こういう状況であります。日野市の年間のごみ約5万トン、1日約150トン、日の出に運びますいわゆる埋め立てのために持ち出す量が5万トンの中の1万トン、そういうごく大まかな割合になるわけであります。ちなみにまた、1人のごみの排出量1日1キロ未満というごく共通をする基準があるわけでありまして、ごみの——ごみといいたいましょうか、要するに廃棄物の減容という姿を、形を小さくする、それから減量という量を小さくする、こういう二様の仕組みもあるわけでありまして、破碎とそれがまた焼却ということであります。

今、焼却をしているわけではありますが、その焼却も今、日野市では60トン炉2基、こういう能力で、一応のごみの焼却処理は実行し得ておる。大過なく——大過なくというのはためることなく実行できておる、こういう状況でありまして、しかし、その炉は、またこれも大変寿命が短くて、15年程度だと一般に言われておるわけでありまして、別の言葉で言えば消耗品だと言われるぐらいであります。しかし、その額は1炉が恐らく20億円ぐらいするはずでありますから、大変高い償却資産といいたいましょうか、こういう状況にあるわけでありまして、たまたま法律があるいは当然かもしれませんが、ごみの処理は、つまり廃棄物処理は地方自治体の固有の事務である、こういうことで決められている立場上、全国の都市自体がいろいろな苦勞やアイデアを発想しながら、何とかそれぞれが公表できる状況もありますし、あるいは公表できない状況もある、こういう状況で推移をしているということでありまして、今、比較的搬入量といいたいましょうか、搬出量の少ない八王子市あるいは町田市、その他の市は自区内処理を丘陵地とかかなりある自治体なものですから、自前でやっている。余りこれも場所などは、発表いたしません。そういう非常に何といいたいましょうか、余り公表できない形で、それぞれが苦慮しながらやっておる、こういう状況でありまして、日野市あたりはほかに方法がありませんので、全く全部みずから集荷、焼却あるいは処理まではやっているわけですが、処分という段階でそっくりよそをお願いをしている、こういう状況であります。

その焼却ということが、今、焼却をかえて高温熔融炉方式、これが内田議員さんの提案の骨子だと思います。また、我々も熔融炉方式というのが成り立てば、ごみ総量の、つまり固形化をいたします。ガラス質になって石まで溶けますから、ガラス質になって4%程度の量になる。こういうことですし、またその固形化したものを形をつけたりして骨材に使う、建築資材あるいは主として土木資材に使う、こういうことが一番

将来に向かっての大きな解決の道になっていくに違いない、こんなふうに言えるかと思っています。

ただ、問題点は、そのいわゆる高温溶融炉方式は鉄を製鉄所の溶鉱炉のような、多分原理でありますので、非常に溶かすためのといいますか、あるいは燃し切るための別なエネルギーが要る。それが、コークスであり化石燃料だと言っているその他の石油系の燃料だということになるわけでありまして、それが、またエネルギーを大量に消耗するということと、コークスの場合は、また相当な大量の灰を伴いますので、そのみでは解決が不可能だ、こういうことになるわけであります。今、御提案の某メーカーといていいと思いますが、今お話のありましたような粗大ごみになるテレビや冷蔵庫やいろいろな家電機械が溶融できるということは、本当にいわゆる人類の科学技術がごみ問題を解決するというぐらいな大きな期待と成果だというふうに言っていると思っています。

いろいろな法規が伴っておりますが、法規は、また現実に合わせてすることも不可能ではないと思いますし、溶融炉がもう100%解決の手段だと言い切れないところに、まだ多少問題が残っておる。言い切れるだけの、やっぱり科学技術の進歩にこれから依存をし期待もしなきゃならない、こんなふうに現状では私どもの認識はその程度でございまして、具体的にいろいろ事例の話もございましたので、検討するという程度ではなくて、積極的に調査いたしまして、将来の方向づけを見出していきたい。

広域処分組合でも、溶融炉方式を一部使おうという、内部的な計画はないわけでもありません。それから、大阪と東京都が都市問題ということで取り組んでおりますごみ処理計画——ごみ処理政策ということかもしれません、フェニックス計画というのがあります。そのフェニックス計画には溶融炉方式がかなり高く、将来に向かって評価をされておる、こういうふうに承知をしております。私も溶融炉方式で処理された、いわゆるごみを——ごみといいますか、見たことはあります。すっかり固化してガラス質になって石まで溶けるということですから、それから、有機物は全部もう姿をなくします。灰もほとんど残らないというぐらいですから、溶融炉方式が幸いに技術的に達成できるならば、一つのごみ問題を解決する手段になり得る一つの方式だというふうに言えるかと思います。

余り十分持たない知識ではございますけど、ごみ問題に対します将来の解決方法は、姿をとにかく減容し、減量し、他市に迷惑をかけない、また大気にも迷惑をかけない、それが解決ということだろうと思いますので、達成させるためのあらゆる努力を講ずる

必要がある。現在の日野市は、大変いい場所に処理場を位置、面積ともに優れた素質を持っている場所でもあります。いわゆる固化させたスラグと言われているものを、これを活用するということは、もう無限の可能性があるというふうに言っているかと思っております。御提案は、ぜひこれができるべく近い時間のうちに大きな解決手段となる科学技術面を十分備えた、しかも経済面にも効果があるということで達成できる一つの可能性の極めて高い方式だというふうに伺い、またそのような認識でおります。

○副議長（宮沢清子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） どうもありがとうございました。時間があと2分きりなくなっちゃった。どうも市長、ありがとうございました。

最後に市長からどんなお答えをいただけるのか心配しながらお伺いしたわけですが、途中ちょっと問題点のどこ入って心配しましたけれども、最終的には、一口に言って近い将来使えるという内容のお話でございました。他市にも大気にも迷惑をかけないということから、そんな方向に検討する程度ではなく積極的に調査していきたい、こういう御返事をいただきましたので、そこに期待をしたいと思います。

ただ一言だけ申し上げたいのは、問題点を市長言いましたけれども、熱エネルギーが要ということで石炭だのコークスだのと言いましたけれども、もうそういう発想はやめていただきたいんです。今どき、市内で石炭だとかコークスを燃そうなんていう人はいませんよ。これを燃す場合にも、日野市内の中には化学工場もたくさんございますので、そういうところから廃液というのは業者をお願いして処分をしていただいているのがかなり出ているはずなんです。そういうものであるとか、ガソリンスタンドへ行きますと、皆さんの車のオイル交換したオイルがたくさんございます。こういうものを全部集めてくれば、一緒にこういうものを燃せばそれだけ新たに熱源を加える量が減るわけでございますので、外部から加えるエネルギーのことだけに心配の目がいっちゃんいますと、そういうことになりまので、とにかく問題になったその問題をどうしたらクリアできるかという姿勢で、とにかく谷戸沢にごみを持っていかないということを、もう大前提にぜひ市長の言葉を借りれば、他市にも大気にも迷惑かけないごみ処理ということを念頭に置いてやっていただきたいなということを最後をお願いしまして、今後この件については見守っていききたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって13の1、ゴミの自区内処理方法を提案する――谷戸沢ゴミ処分場に頼るのも限界がある――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時52分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の 1、多摩平団地の建て替えは、家賃問題をはじめ、住民の居住権を守れと問うの通告質問者、鈴木美奈子さんの質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それでは、多摩平団地の建て替えは、家賃問題をはじめ、住民の居住権を守れと問うという一般質問を行わせていただきます。

安心して住むことができる建て替え家賃をということで、全国公団自治会協議会が今月の 7 日ですけれども、東京都千代田区の西神田のパンテホールで、全国の公団住宅の居住者の代表の参加のもとで集会が開かれました。この集会には108団地、そして、署名は38万4,168名、この署名をもってそれぞれ地元の国会議員のところに要請行動を行う、こういうことでございました。私も毎年、この年 1 回やります決起集会に参加しているんですけれども、今回はちょうど議会の開会の日とぶつかりましたために欠席させていただきました。

建て替えの問題が開始 9 年を経た今の事業は、ことし 3 月現在で対象213団地、15万 9,070戸に対して、97団地、4 万9,121戸で着手されています。でも、建て替え後の家賃が最終的には西経堂で20万6,000円、大島団地で19万9,000円、こういうことになると、とても戻ってこれない。こういうことから、どうしても追い出しにつながるとして、この国会への請願行動、また署名行動なども行われてきたわけでございます。この集会には、神奈川県の上鶴間団地の相模原市の80歳の女性が訴えた言葉がございす。

私は26年間団地で生活をしてきました。現在は年金生活者で月額16万円の収入の中から 2 万5,000円の家賃を払って生活しているが、年金がアップわずか1,000円で、建て替え後の住宅の家賃が住宅扶助限度額 6 万円ほど、これでいいといっても、とても払えない。だから、断腸の思いで老人ホームに引っ越しすることにした。これは私一人だけの問題ではないので、建て替え後、住宅に残る人のために今後は福祉的施策の導入を

強く要望したい。

こういう内容で会場がシーンとなって聞いていたというふう述べておられます。このことはこの方だけではなくて、多摩平団地にも実際にあるということ、私は御紹介したいと思います。前にも述べたかもしれませんが、高齢者の方が、やはり建て替えになってしまって、子供のところにはなかなか行きづらい。そしてまた、子供にも迷惑をかけたくないということから、立川の至誠老人ホームに申し込みました。そして、その結果がなかなか来ないので、私のところに結果どうなったかということをお願いできませんかということで、私も至誠老人ホームに行っていました。そして、本当に丁寧な対応をしてくださったんです。その方に先日お目にかかりましたところ、こんなところで言うのは申しわけないんですが、先日、至誠老人ホームに体験入所していました。とてもいいホームで対応もよくて、そのホームの方があなたは健康だからもう少し頑張っていれば必ず入れるからと、そういうふうに激励されて、私も希望を持って、この多摩平にこれからも住んでいこうと思うけれどもということで、しかし、今申し込みして入っている方が平成2年の申し込みの方なんです。本当になかなか特養老人ホームにしる普通のホームにしる、入れないというのが今の現実ではないかというふうに思います。

こういう中で一刻も早く、私どもは住める、こういう状況のもとで皆さんが安心していける、こういう住宅をというふうに願っているわけですが、9・7の集会の重点課題としては、多摩平団地でも署名を集めました中身では、一つは建て替え事業を抜本的に見直し、すべての居住者が安心して住むことができる家賃にしてください。2番目に、これまで実施してきた建て替えの家賃を引き下げてください。3、特別措置、内容を拡充し適用対象をすべての居住者に広げてください。4、ブロック別に建て替えを行う団地の家賃は、ブロック設定のいかんにかかわらず同一にしてください。5、居住者が安心して住める建て替えの家賃制度を実現するため、国の予算措置を講じてください。6、公営住宅併設及び特定目的借り上げ公共賃貸住宅等の制限を十分に活用し、その実現を各地方公共団体に積極的に働きかけてください。7、従前居住者がすべて戻れる家賃制度が実現するまで、建て替えの着手と実施をやめてください。こういう中身で、多摩平団地でもこの署名を全戸に集めまして、9月7日の集会に持っていったはずでございます。

私どもこの集会にも、日本共産党では先日、国会に送り出していただきました緒方靖夫さんが議員として参加いたしましたし、社会党、新進党の国会議員も来賓として招か

れたということでございます。ぜひ、私はそういう意味において、この建て替え問題が安心して住んでいける、こういうことにする必要があるのではないかというふうに思っております。

今、公団が94年の4次にわたって着手計画を発表したものの、結局年間では8団地、5,605戸、これしか事業ができなかったわけです。約70%の目標達成です。これは、やはりさまざまな要因がございますけれども、すべてを一律に建て替えるとして実施してきた同事業を根本的に見直さなければならない事態に直面してきている、こういうふうにも言われております。そして戻り入居、一たん引っ越していても戻ってくるその数が非常に少なくなって、戻り入居率が50%に満たない、こういう団地が多くなってきております。

こういう中で、多摩平団地の建て替えというのは、私はやはり全国で大変注目されている二つの要因がございます。その一つは、多摩平団地を建て替えたいと住都公団から申し入れがあってから、既に7年が経過しておりますが、この公団の建て替えについて、住民と一緒に日野市が話し合いを進めている、このことが他の自治体に見られないという点でございます。二つ目には、2,800戸という大型団地の建て替えというのは、全国の団地の中ではない、こういうふうに私は思っております。こういう中で、大変今、住都公団はこの多摩平を何とか早く建て替えてという要望もあるようでございますけれども、私ども多摩平自治会あるいは建て替え対策委員会、いろんな方たちと一緒にこの安心して住んでいける、そこまで持っていくために、さらに住民との話し合いを徹底的にやる必要があるのではないかというふうに思っております。

以上の点から、まず4点について質問をさせていただきます。

一つ目は、先ほど言いましたように多摩平団地の建て替えが全国的に注目されている中、公団の追い出しにつながる家賃制度を変えるために、革新市長として公団へ、住民とともに再度住んでいける家賃を強く働きかけていただきたい、こういうことでございます。建て替えてきれいな住宅になっても、家賃が20万、25万になったら、どうして住んでいけるのでしょうか。こういう家賃制度を本当にかえていけない限り、日野市がどんなに努力しても、なかなか公団がうんと言わないんです。ですからこそ、私は市長が先頭に立って住民の立場で国会議員などにも要請したりして、また建設大臣などにも要請したりして、この家賃制度を変えていく、この先頭に立っていただきたい。そしてまた、家賃を低く抑えていただく、こういう働きかけを森田喜美男市長にやっていただきたいと思います。

それから、2点目については、公団に対し住民と市の協議の間は建て替え指定などさせず、住民と市との合意を最後まで貫くことでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは、もう何度も私もほかの議員もおっしゃっておりますので、くどいようでございますけれども、公団は一刻も早く指定をして建て替えを進めたい、そういう着々とした準備が進められているようでございます。今、住民と市とで建て替え連絡会をつくり、そして、住民の声を聞きながら、それを公団や東京都に働きかけております。このときに、合意がまだ煮詰まっていない中で、建て替え指定などをさせないことをはっきりと公団に申し入れていただきたいと思います。非公式なニュースでは、今年度中に指定をする、こういう報道なども私どもの方に入っておりますので、市民が不安に思っておりますので、合意を貫くことをぜひお約束していただくよう、公団に言っていただきたいと思います。

3点目については、住環境を守るために、高層住宅の安全性について。その一つは町並みの美しさをつくることです。多摩平団地は本当に今美しく町並みが保たれております。これは、日野市内の緑地の保有率も高い方ではないかと思ひますし、また住環境を美しく保つために、住んでいる人たちが本当にこの住宅の周りを愛し、そして緑を大切に花を植えてよい環境をつくってまいりました。団地の中を歩きますと、緑と同時にみんなが手塩にかけたお花が、おうちのところに咲いていて、私などもよく団地の中を歩くとわざわざ遠回りをして、そのお宅の前を通ってお花をながめて帰る、こういう状況です。そして、そこで子育てをし、そして年を重ねて多くの方が住んできたわけでございます。建て替えが公団より示され、具体的なことについてはこれから決定されると思ひますけれども、14階建てがいいとかあるいはそれはいやとか、好むとか好まないとか、そういうことはこれから住んでいく人たちが、これからというのは、今住んでいる人たちが市と協議をしている中で、それを十分協議して決定していけばいい問題ではないかというふうに思ひます。

たびたびお聞きしておりますが、14階建て2,000戸増戸が決定されたかのように思われている、こういう住民の方もおられますので、これはあくまでも公団が市に示した内容であって、そして、まだ決定ではない、こういうことでもう一度、私はこのことについて事実どうなのか、まだまだ上限があるというふうに私は思ひますけれども、その辺についてお尋ねをしたいと思ひます。

また、美しい町並みをつくるという問題については、皆様も豊田の駅へおり立つとほんとなさると思ひます。ヨーロッパなどでは、同じ高さの建物が本当にきれいに並んで

美しい町並みをつくっておりますけれども、東京都内へ出ますと高層の住宅あるいは低い建物、こういうものがバランスがなく建てられておりまして、夜はネオンがきらきら光って本当にここでは人が住めないなという思いで帰ってくるんですけれども、豊田の駅へ降りますと高層の住宅也没有。そして、緑の多い静かなこういう町並みでほっといたします。こういうことをぜひ私は21世紀に生きていく次の世代のために、この環境を残したまちをつくっていただきたい、このことをぜひ公団に言っていただきたいというふうに思います。

二つ目には、緑を保つことです。多摩平は緑が多い。そして、この緑もまた日野市が緑と清流を取り戻そう、ということから、市の大切な財産だというふうに私は思います。そして、吹上と多摩平との境には緑も多く、そして、ここを東京都に買ってもらったりあるいは個人の財産であるこの緑も保たれております。先日、新しく建て替えられました新所沢団地へ市のバスで住民の皆様と御一緒に見てまいりましたが、外周の道路は確かに緑が多ございました。しかし、中に入ってみますと緑が全然なくて、これは今、建て替えのために緑を切ったのかもしれませんが、そしてまた、これから植樹をするのではないかと思います、多摩平という団地は本当に緑も多くて、そして、団地の中に4メートル道路もたくさんございますが、この4メートル道路の両脇あるいは二中のそば、並木道、こういうところに非常にたくさんの木がございますので、まだ団地の中にどのような建物が配置されるか、道路がどのようなになるのかということは、まだ私もわかりませんが、ぜひこの緑を残して、そして、私たちが生きていく上で大切なこの緑、これを切らずに済むように、このことも公団に言っていただきたいというふうに思います。

三つ目には、子供、お年寄り等の日常生活を守る問題です。子供やお年寄りの対応ですけれども、高層住宅になりますと、子供の生活にもまた遊びにも影響が出る。このことは、多くの皆様もいろんな御本などでもごらんになっていると思うんですけれども、私は3階に住んでおります。4階にいらっしゃる奥さんなんかも子供が下の芝生におりますと、「何々ちゃん、御飯よ」とこう声をかけるんですね。そうすると、子供たちはおうちに帰ってまいります。ところが、高い住宅になりますと、親の目が届かない、こういうことになります。そして、エレベーター操作、このことができない子供は外に出なくなる。そしてまた、母親の目が届かなければ犯罪や事故の危険性から、子供を外に出すことを抑えてしまう、こういうことも起きるのではないかというふうに思います。ぜひそういう意味で、子供たちの日常生活をきちんと守れるような、そう

いう住宅にというふうに思っております。

また、お年寄りの皆様も、本当にお年寄りが住み続けるには低い住宅がいいわけですが、いますけれども、このお年寄りが住むために手すりも必要ですし、またおふろ場なども、今高いところに足を上げて入るのではなくて、床から下に入るような、そういうおふろの配置なども必要でもございますので、ぜひお年寄りの皆様のことも考える、そういう住宅にしていきたい、このことなどについてもぜひ公団の方に申し入れていただきたいと思います。

4 番目に黒川湧水などの関係で、環境影響評価を公団に行わせること、このことでございます。多摩平の団地は高台にあります。下にあります黒川の清流公園、今はとてもきれいに整備されておりますけれども、35年前に私どもが多摩平に来て、子供の手を引いてこの黒川のところに遊びに行ったときには、まだその前には今の大きな6階建ての住宅などもなくて、中央線が通るそういう姿も見えましたし、あるいは大きな釣り堀のこういう池もございました。今では整備されておりますけれども、その中で子供たちが沢ガニをとる、こういう遊んでいる姿なども見られますし、鯉も泳いでおります。東京都の環境影響評価、これによって、ぜひこの水の流れがストップするんじゃないかという、こういう不安を持つ方もいらっしゃると思いますので、この東京都の環境影響評価は55年の10月20日につくられたものでございますので、その前、多摩平団地というのは昭和33年に4階建ての団地が建てられております。そういう意味において、これから4階、5階、何階になるかわかりませんが、人間が生きていく上で必要な水や緑、空気など、これらに影響を与えないためにこの調査は必要でもあるかというふうに思いますので、このことも公団にやらせるのは当然でございますが、ぜひ行わせていただきたいと思います。

以上、まず4点について質問を行わせていただきました。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さんの質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、4点今御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず家賃制度の関係でございます。公団の家賃につきましては、御承知のとおり住宅都市整備公団法というものがございまして、この施行規則第4条にこの内容が規定されております。建物の減価償却費、それから修繕費、管理事務費、地代相当額、それから損害保険料、貸し倒れ等の損失引当金ですね、公租公課、こういうものから公団が

家賃を定めるということになっておるわけです。公団が家賃を決定する際に、まず一番問題になるのは地代相当額の問題だろうと思います。これをどのように算入していくのかということ、またはこの周辺との家賃、賃貸住宅の均衡をどのようにとっていくのか、こういうことにつきましては、公団は今まで一切明らかにしておりません。また、国会なんかの議論、それから裁判所等の中でもこういう点については明らかにしていないというのが実態でございます。

そこで、このような状況でございますので、この団地に住んでいらっしゃる人たちが建て替え後も住み続けられるようにということで、市としても公団に対しまして、機会があるたびに適正家賃の設定をされるように要請をしておるところでございます。また、公団、それから住民の皆さんとともに協議を進めて市がおりますし、今後ともこういう適正家賃の設定について協力していきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、住民と市との合意、こういうことでございます。多摩平団地の建て替え、これは大都市における大量の良好な住宅の供給というのが目的でございます、大都市法に基づきまして、東京都の住宅マスタープランでも位置づけられておるところでございます。この建て替えにより大量の住宅の供給と、それから良質な住宅街区整備を図ることによりまして、新たに良質な住宅を容易に確保するものでございます。このことは、公共の福祉に寄与するものであり、市は基本的に建て替えを促進する方向ということでございます。よって住民との問題でございますけれども、できるだけ整理をしまして円滑に建て替えが進むように市も努力をしまいたいというふうに思っております。なお、多摩平の自治会とは定期的に連絡会を設けまして、これらの対策等について意見を交換をいたしておるところでございます。

それから、3番目の住環境の関係でございます。この住環境でございますけれども、今まですべて皆さん方に公団との情報、こういうものにつきましてはお話を申し上げているわけです。今後とも同様にいろんな情報等はその都度、すべてお話を申し上げていきたいと思っておりますし、その中で今までも御説明申し上げておりますとおり、建て替えをする基本的な考え方として公団から示されているのが、この緑地の保全であり、それから高齢者対策、それから住みよいまちづくり指導要綱を遵守していきますよ、これは基本的な点で話があるわけです。これを軸にいたしまして、今後の建て替えをどのように進めていくかということで、十分この連絡協議会等の中で協議をしながら、できるだけ最良の住環境を保てるようにしていきたいというふうに考えております。

また、2,000戸増戸云々ということがございますけれども、これはあくまでも上限を2,

000戸ということで、この中で14階云々というのがございますけれども、これも決まったものではまだございませんので、今後、あのまちの景観も含めまして検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、子供さんたちとかお年寄り等の関係もございますので、こういう関係につきましては、管理面でできるだけ可能な限り公団で対応していただくように、これから働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、環境影響評価でございますけれども、東京都の環境影響評価条例というのがございます。これで、多摩平団地の場合はこの対象事業ということになりますので、当然条例に基づく環境影響評価書を作成するということになります。この対象事業の内容をもとに、環境に影響を及ぼす恐れのある行為、要因、こういうものを抽出いたしまして、地域の特性を勘案して予測、それから、評価項目を東京都の環境保全局と協議して選定することになります。当然、この時点で市としても公団と協議を進める中で、必要と思われる事項、先ほど御指摘がございました黒川の湧水等、こういう項目についても環境影響評価はするように要請をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） 1番目について市長の方から、ぜひ私は市長が……ということなので、部長のお話も伺いましたけれども、市長の決意をまずお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 多摩平の公団住宅建て替えという問題について、多年にわたって居住しておられる方々がいろんな観点から御心配をしておられるということにつきまして、今までいろいろ市としての対応策は御説明はしてきたとおりであります。住居は人権であるというふうに、私どもも認識をしておりますし、またそのことを団地の方にもお話をした経過があります。したがって、人権が侵されるとか不利益が強いられるとかそういうことは、今日の世の中に本来、公的な機関であればあるほど侵されるはずはないというふうには思っております。ただ、公団は公団としての国の住宅政策を受け持つ立場から、家賃の対応でありますとか、あるいは余裕があれば増戸もしたいということも伴っておるわけでありまして、今までのお住まいの方々が特に先ほど申し上げましたような権利が侵されるあるいは不利益が強いられる、こういうことは建前としてあり得ないというふうに思っておりますけど、具体的にまだ安心ができないということであれば、どのような運動であっても、日野市民を守るという立場で、私自身

でももちろん出向いて当局にはっきりとした対応の話をする、あるいは回答を求めるということは、いつでもやっていいと思っております。

ただ、事務当局が東京支社のレベルの方とある程度意見を交換をしているということは承知しておりますが、すべてまだ仮定という段階でありまして、もっともっと本当は事業の当局が日野市に対して熱意を示してこないと話にもならないというふうに、多少感じております。また、事業を担当する当局は必ず責任を持って解決をするといえますか、事業の計画を遂行するという立場にあるわけでありまして、日野市に対してもっとお願いのこともあるだろうと思っております。日野市として、また言うべきことも多々あるというふうには伝えてありますので、機会を見て、それらの機会を積極的に役立たせる、そういう取り組みを進めていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） ただいま市長から本当に住民の立場に立って、一緒に出向いて行っても、私どもの思いを伝えてくださるということでございますので、私ども大変心強く思っておりますので、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

先ほどから家賃の問題が出ておりますが、本当に国の方の家賃制度のこの仕組みを変えなきゃならない。公団が赤字なのかといえば赤字じゃないんです。1994年の11月8日の参議院建設委員会に上田耕一郎参議院議員が質問を行っております。その中で家賃の決め方について、家賃部会に出るのは公団総裁以下六、七人、そして20人近い方が出るんですけども、その中で住民代表はたった1人ということで、これはやはり少な過ぎるんじゃないかということをおっしゃいますし、それから、3年ごとに値上げする公共料金はほかのところにもあるのかということで、野坂建設大臣にも質問をしたりしておりますが、この家賃を上げるために本当にどういうふうに行っているかといえば、上田さんが公団から資料を取り寄せたことを持ちながら質問をしておりますが、「平成5年度公租公課394億円納めている。ところが、今たまっているお金が747億あるんです。ここに私は貸借対照表を持っている。税金を取るからといって家賃の中から集めて毎年40億円以上余って積み立てているんです。つまり2年分ですよ。全国の70万戸の公団住宅が払う税金の2年分をため込んでいるんです。赤字どころじゃないですよ」。こういうふうに国会の中でも、住民の家賃の問題、そして、赤字だ赤字だと言うけれどもそうじゃないということでもちゃんと申し上げます。ですから、私どもは本当にこの家賃の問題は、今度の先ほど私が言いました7項目のこういうところにも入ってきておりますので、全国自治会協議会あるいは多摩自治会協議会と一緒に家賃の制度を変え

ていくためにも、さらに皆さんと一緒に運動をやっていく必要があるというふうに思っております。

家賃が高いために、建て替えが進んで移っていてもそこに戻ってこれない。最初のうちはかなりの人数の方が戻ってきたんですけども、最近は戻り入居が、特に一番最初に建てたところには戻ってくるんですけども、2番目に建てたところの第2ブロックに戻る方が半分以下ということで、大変このことは問題があるのではないかというふうに思いますので、ぜひこの戻り入居してみんなが、やっぱり多摩平に住みたいという方が多くおられますので、このことについても家賃問題も前面に立てて頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、子供、お年寄りの問題ですけれども、やっぱり先ほどもちょっと触れましたけれども、子供たちの問題、それから私ちょっと妊産婦の方に高層の住宅を建てた場合には異常分娩が多いということも統計が出ているんです。居住の階——お部屋の階段によって違うんですけども、異常分娩の割合を見ますと、1階、2階と3階から5階までは大体同じだけれども、6階以上になると異常分娩が非常に多くなってくる。そして、生活環境別に見ますと、第1子の子供に異常分娩が多いという、こういう結果が出ております。どうしてこういうふうになるのかというと、やはり居住している方が高いところにおうちがありますと、なかなか1階までおりていくのが面倒だということで、そして運動不足になって、そこから子供が大きく育って、そして生まれるときに目方が大きくなって、そして、そこから異常分娩、こういうふうな結果が出てきておりますので、やはり住宅というのは大変住んでいく上でも大変重要でもございますので、子供の問題、それからお年寄りが安心してこの団地の中で住んでいくために、ぜひ公団住宅としっかりと話し合いをしていただきたいというふうに思います。

子供たちも体の発育とか他人とのコミュニケーションがとれなくなる、そういう能力もおくれがちになるというふうに言われておりますし、やっぱり子供が小さいときに自然の中に出て、それから、公園に遊びに行って植物を見たりあるいは動物と遊んだり、そういういろんな変化に遭いながら感動して、そして子供は育っていくというふうに思うんです。そういう意味においては、ぜひいい環境を子供たちに残していくためにも、ぜひ町並みを守っていただきたいというふうに思います。

それから、4番目に環境影評価の問題に触れさせていただきました。これは東京都の条例がございます。今、私、第9条に基づいてぜひやっていただきたいというふうにお願いをしたわけでございますが、東京都がやるということで、そして10条の中には、

第1項の規定により行う予測及び評価の項目はということで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、日照障害、電波障害、その他公害、植物、動物、自然環境、いろいろとあります。この中から、多分選んで多摩平団地がどうい
うものが、この評価に値するのかということでやっていくんだらうというふうに思いま
すが、まだ公団はやっていないというふうに思います。公団がこれをもう先にやったら、
もうそれは許せないことなので、ちょっと確認の意味で、まだこの環境影響評価は公団
はやっていないかどうか、ちょっと再度確認させていただきます。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この環境影響評価でございますけれども、まだ公団
はやっておりません。これから市なり都と協議の中で評価項目を選定していくというこ
とになります。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

では、これから本当に住民とのやっぱり私は合意、これが最低どうしても必要でもご
ざいますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それで、あと二つ質問がございます。一つは、都営住宅の併設の進行状況でござい
ます。今、都営住宅が併設されるからといって安心してお年寄りの皆様が住んでいらっ
しゃって、建て替えがきても都営住宅に入れるんじゃないかという、こういう思いもご
ざいますし、また若い方は何しろ生活が大変です。そういう意味において、都営住宅
が建てられれば多摩平団地のこういうところにもまた子供と一緒に住み続けられるとい
う、こういう希望もございますので、東京都が今どんな状況なのか。いろいろと入っ
てくる情報はとても厳しい状況、これは多摩平団地だけのことでなくて、全都的な建
て替えの住宅の中で東京都が困難な状況もございますので、今、多摩平においてはどう
なのかお尋ねをさせていただきます。

それからもう一つは、空き室への入居促進と空き巣対策、泥棒対策をということでご
ざいます。団地内の空き室が本当に目立って多くなってまいりました。これは、今ま
で親子で入っていた方も、息子が結婚するから、それではもうやはり早い時期に息子と
一緒に行きたいということで移っていく方とか、今までは親子二代住んでいたという
ところも、ではこの際うちを建てて出ましようかということで出ていたり、という
いろんな方で、私自身ももう多摩平団地というのは長く住んでおりますので友人もた
くさんおりまして、「あしたお引越すのよ」という情報を聞いて、前の日の夜、あ

わててごあいさつに行ったということもございます。これくらい本当に次々と移っていかれます。でも、皆さん多摩平が好きなものですから、サークルに所属している方はその週のサークルのある日に戻ってきて、そして一緒にまたサークルに参加したり、また地域の病院に通っている方は遠いところを、お孫さんの車に乗って病院に通ったりという、こういう状況です。本当にこの空き室が、本当は家賃が取れるわけですから、この空き家をそのままにしておくことは、結局は私たちの家賃にはね返る、こういうことになって、随分私はこの空き室を何とかやっtraitいかでしようかということをも、もう再三言われて、議会の中でもこのことについてはもうこれで3回目だと思いますが、公団が本当に今どういうふうに対応しているのか。

で、私はお年寄りのことをちょっとまた触れさせていただきたいと思いますが、このお年寄りの方もひとり暮らしで、そして何しろ体が不自由になって4階ですので、1階に住みかえたい。これは公団がお年寄りの方は4階から1階に移すということになりましたので、とても喜んで申請しましたところ、3DKから1DKという小さなお部屋になったものですから、とてもそれでは荷物も多いし、子供たちが訪ねてきたときには移れない、ということからお断りしました。そしたら、もう次には全然入れないんです。それで、この方も、もうやむを得ないし病院に入院いたしまして、何しろ太っている方ですから、歩けるんですけれども足が不自由なものですからやせる、そのために温泉病院に入って10キロ近くやせて、その間にお嬢さんが手続をして、私にもぜひ声をかけてくださいと言われましたので、公団の方にも話をして、それでそれもちょうど無理だなどということと言われたんですけれども、でもようやく1階のところに入れるようになりました。本当にお年寄りの皆さんでも、こうやって入るのには大変苦労して移り入らなければならない、こういう状況でもございますので、ぜひ私は国民の財産であるこういう公団住宅を空き家にしていくこと、そして、多摩平が建て替えがあるからということが口実なんですけれども、でも、まだ建て替えは今すぐということでもないですし、それを承知で入る方も多ございますので、ぜひ公団の方に働きかけていただきたい。そして、今までどういう回答があったのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、空き巣、泥棒、痴漢です。私、本当にこのことについては、この質問を出しておきました後から団地の中で痴漢の問題が起きている、こういうことも聞きました。それから、出す前にも空き巣が入ったという話も聞いておりますし、住んでいて、そして家族がいるのにそこに泥棒が入る。顔も見たと言うんですね。こういう不安なところ。そして、私もよく団地をお訪ねしますけれども、人が住んでいるそれぞれの階

段というのはあったかい感じがするんですけども、1DKの方は本当に今スラム化して、階段の上下も両側もないという、その階段というのは歩いて本当に寒々しいという、そういう感じが身にしみるんですね。ああここはいないなと思うと、案の定人が住んでいない、こういう団地が多くなってきております。ですから、泥棒や痴漢、そしてまた空き巣、こういうもので警察に届けてもなかなか対応が遅い。ある方面の方とうんと力を注いでいるのではないかというふうに思いますけれども、公団と警察にこういう状況なども話していただいて、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　都営住宅の関係でございますけれども、公団の建て替えに伴う公営住宅を併設する場合の手続といたしまして、まず地元の自治体で公営住宅の建設が可能かどうか、これが第1に問われるわけです。そこで、地元自治体でそれが難しい、できないということになりますと都営住宅を建設してほしいという要請をすることになるわけです。これらの手続関係、これはすべて住都公団が行うわけでございます。

それで、多摩平の現在の状況でございますけれども、まだ建て替え指定、これがまだなされていないわけです。したがって、東京都と公団、この協議事項ということにはまだなっておりません。ただ、この件につきましては、東京都は基本的には市とは直接協議は行わない、こういうことになっているんですけども、今日まで2回ほど東京都に対して日野市は要望等を行っている。状況はそういう状況でございます。できるだけ早くこの方向を出すように、都にも要請もしていきたいというふうに考えております。

それから、空き家の関係でございますけれども、現在、多摩平に約600戸あいているそうでございます。これは公団としては、建て替え事業を円滑に実施するための補充停止住宅ということだそうございまして、今後ともこの600戸につきましては補充をする計画はない、こういうことでございます。なお、この空き家住宅の管理につきましては、公団で定期的な巡回、それから住宅の点検、それから暴風雨による住宅への被害防止、こういう必要な処置はその都度講じておる、こういうことでございます。また、今御指摘がありました空き巣対策、それから移動、こういうふうな具体的なもので、もし地元の皆さんが要望があれば市もそれと一緒にしまして、公団に強く申し入れていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございました。

多摩自治協が先日、東京都と公団支社に要求した問題で、ここにもニュースがあるんですけども、非常に東京都の方も財政が苦しいので、なかなか従来の考え方では進めないとか、公団の言う適正価格と都の価格には差があるので、急ぐ団地があるのは承知しているが、来年の1月の予算要求ができるまで何とも言えない、こういうふうに、今、現にもう都営住宅をと言っているところですからこういう状況なので、東京都は大変厳しいです。ですから、今から早く手を打って併設団地をやっぱりやる必要があるのではないかというふうに思いますので、東京都は公団と当市はやらないというふうに言っておりますけれども、やっぱり市が間に今入っているわけですので、このことをぜひ2回やったということでございますけれども、引き続きこのことはやっていただきたいというふうに思います。

それから、一つお聞きしたいのは、部長の方では特定目的借上公共賃貸住宅制度というものを御存じかどうかということをちょっとお訪ねしたいと思います。その中身について。そのことをちょっと。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 大変不勉強で申しわけございません。承知していません。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） いいんです。私もこの言葉そのものは知っておりましたけれども、中身については十分把握していなかったんですが、このことをちょっと私は紹介して、多摩平の建て替えの中に一般、普通の住宅と、それから併設都営住宅と、それから特定目的借上公共賃貸住宅制度、これをぜひ入れて日野市でもやっていただきたいということ、これは公団本社が全国自治協に説明した内容ということで、私も資料をいただいたものですから、これで中身が具体的にわかったんですが、これは1994年の6月から新設されたこういう制度です。多摩平の中でもこの話はよく出ていたんですが、この新しい制度で95年のことしの3月に公団と埼玉県の上福岡市との間で、ある団地について協定が結ばれたということで、これが第1号なんです。これは、所得の低い、前に住んでいた、こういう従前居住者対策として5,000戸以上の建て替え着手団地では、公営住宅併設制度が設けられた。これは都営住宅みたいな、それですね。そして、5,000戸未満の団地では、この特定目的借上公共賃貸住宅制度で活用というふうになってい

たんですね。ところが、この活用制度をもっと広げて、今までは5,000戸未満のところだけだったけれども、今度は5,000戸以上のところにも対応していきますよという、このところが出てきたものですから、私はぜひこれを公団と市との間の問題になりますので、やっていただきたいと思うんです。

中身については、これは供給方式ですけれども、建て替え事業において公団が建設する賃貸住宅を地方公共団体、または地方住宅供給公社などが借り上げ家賃負担を軽減して供給し、公団建て替え事業の従前居住者で特に収入が低い高齢者などについて優先入居させることになるということで、対象者が公営住宅の2種の階層の方と高齢者60歳以上の世帯、母子世帯、父子世帯、障害者世帯、生活保護世帯、こういう方たちが優先して入れるということです。そして、これは市の方が管理するんですけれども、建設費の補助がこの協同施設等整備及び高齢者向けの設備の設置などに要する費用を補助をする。公団に対して、その3分の1を国が補助するというので、これを建てた場合には国が補助をしてくれるということになりますので、これによって、また団地の中でもっと入りたいという方も救われる部分が出てくるというふうに思いますので、ぜひこれは新たにこれは公団と多摩自治協の交渉の中で、5,000戸以上のところでも公営住宅併設とあわせ、この制度活用を自治体と協議して促進したいと表明しましたということで、本当にもっと広がりましたので、このことについても公団と話し合いの中で、ぜひ私は進めていただきたいというふうに思いますので、そのところもう一回確認をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） これから公団建て替えにつきまして、具体的な話が進んでくるとは思いますけれども、当然この公営住宅を含めて、今御指摘のあったこういう問題につきましても研究していきたいというふうに考えています。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

私ども住んでいる人が本当に泣かないで、また多摩平に戻ってこられる。そのために市も私たちも一緒になって今、進めているわけですが、多摩公団住宅自治会協議会でも一緒にやっております、東京都の青島知事に公団建て替え団地への都営住宅併設促進のお願いという、こういう要望書も青島知事に渡して、そして、ぜひ都営住宅を早期建設していただきたい、こういう申し出も行っております。しかし、今、公団は非常に国の方の住宅地審議会答申、これを受けて住都公団の業務の見直しということで、

地方公共団体、民間では対応が困難であるものについてのみ事業を実施するとして、事実上、直接供給から撤退を鮮明にしております。そして、事業の内容としては都心地域での基盤整備など、都市部での居住環境構造のデベロッパーとしての役割を一層鮮明に打ち出して、公団住宅家賃についても民間市場家賃とのバランス、応益性を強調して、そして、たび重なる家賃の値上げ、これがもう民間のアパートと同じあるいはアパートよりも高い、こういうことになっておりますので、公団住宅から民間のアパートに移っていく、こういう方たちもふえているんですね。こういうことを、ぜひ私は、多摩平からはそういうことのないようにやっていただきたいというふうに思います。

住まいは人権、こういう言葉が本当に私たちはこの運動の中でずっと言ってまいりました。人間らしく、本当にここの住宅に住んでいる人たちすべての人がここで住んでいける、そして、憲法25条のすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというこういう精神において、人権を守らなきゃならないと思います。本当に、この問題は、住都公団が相手の問題で、市はそれに住民の立場に立ってやっていただいておりますので、私は本当に困難な状況、よくわかるわけですが、ぜひ私どもこの住民の立場なども聞いていただきまして、住まいは人権、そして憲法にのっとった、こういう公団の中で住み続けられる、こういうことで市の皆様の期待をお願いいたしまして、質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって14の1、多摩平団地の建て替えは、家賃問題をはじめ、住民の居住権を守れと問うの質問を終わります。

一般質問14の2、戦後50年・被爆50年とフランス、中国の核実験について市長の見解を問うの通告質問者、鈴木美奈子さんの質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 続きまして質問を行わせていただきます。

戦後50年・被爆50年とフランス、中国の核実験について市長の見解を問うでございます。戦後50年、広島、長崎への原爆投下の50年、そして沖縄戦の50年にもなります。東京大空襲を初め、日本の各都市への空襲、これも50年、本当にことは節目の年を迎えました。戦争によってどこの御家庭でもいろんな形で、私は犠牲があったのではないかというふうに思っております。戦後の政治は国連憲章や日本国憲法が明らかにしたようにファシズムと軍国主義による侵略戦争は二度と許さない、あの戦火は繰り返さないという決意のもとで出発したはずでございます。この戦争によってアジアでは2,000万人、国内では310万人の命が失われ、広島、長崎で21万人余、こういう方たちが被爆をして亡くなり、そして50年を経た今日でもまだ被爆者の方たち、苦しみが続いて

おります。こうしたことを受けて、国連第1号決議は、原子兵器、その他の大量破壊に適用できるすべての使用兵器を即時廃絶する、こういうものでございました。あの戦争中、大政翼賛会を時の政府がつくり、すべての政党、これは日本共産党を除くすべての政党は戦争への協力を歩みました。国民は町内会、隣組まで支配されて国民から一切の自由を奪いました。私自身、戦争中育ってきた一人として学徒動員で軍事工場で働いたということもございます。日本共産党はこの侵略戦争に反対し、治安維持法というこの悪法のもとで小林多喜二を初め進歩的な多くの人々が特高警察によって拷問、虐殺され、そしてその数1,700人にも上っています。戦争中に日本が起こした数々の問題が、国際問題に今もなおつながってきております。侵略戦争を美化し正当化しようとする日本の政治家たちに批判の声が上がるのは当然ですし、朝鮮人強制連行、従軍慰安婦問題など、日本の植民地支配と侵略戦争に伴う戦後補償の問題が、戦後50年も放置されてきたことと結びついて、大きな国際問題になっております。

この数年、総理大臣が次々とかわり自民党政治から連立政権へと移り、村山首相になってから日米安保条約のもとで、戦後50年になっても全国に140もの軍事基地が置かれ、暮らしや経済、米などの農作物自由化などの押しつけがあり、アメリカの支配のもとに今も行われているわけでございます。さらに自衛隊の海外派遣、この訓練もことし1月からこれまで12回にも及び、アメリカやブラジル、フィリピン、こういうアメリカ軍との合同訓練も行われております。9月11日には防衛庁で開かれた高級幹部の会に、村山首相は出席し日米両国が世界の平和と繁栄に対する責任を共有すると述べ、安保体制をこうした協力関係の中核として位置づけ、維持強化に努めることを強調し、今後50年、さらに未来永劫の奮闘をと呼びかけました。もうこれを聞いたときに、私、本当に怒り狂いました。何が未来永劫ですか。憲法違反の自衛隊をたたえ、日本国憲法の前文にも載っております「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。これにも違反をし、戦前から戦後の50年の反省が一かけらも見られません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）たった2発の原爆によって20万人余の人が殺され、今も30万人余の被爆者と被爆二世が苦しんでいます。アメリカ首脳はいまだに広島、長崎への原爆投下は正しかったと発言を繰り返しています。核戦力の優位と独占によって世界を支配しようとする派遣主義の野望が見えます。日本政府は世論の前に唯一被爆国を強調し、核実験の停止を求める考えを示しておりますけれども、核不拡散条約を無期限延長を積極的に推進するなど、アメリカに最も協力する、こういう行動をとっております。

ことし広島と長崎で1995年世界大会が開かれ、国際会議には26カ国135人が参加し、また全体会議では広島だけで1万人の方たちが、この被爆50年の大会を迎えました。そして、この大会を新たな出発点として、世界の各地で核兵器廃絶の運動を一層強めようと呼びかけました。私もこの世界大会に参加いたしましたが、記念すべき50年のこの年に広島に地に立ったときに、本当にもう核兵器は廃絶しなければいけない、こういう決意を新たにしたいところでございます。核兵器を使おうとしようとする人は、ぜひ新しくつくられた原爆資料館を見ていただきたいというふうに思います。

5月15日に中国は地下核実験を、そしてまた17日にも再度行い、世界中から世論の動き、また日本の中でも実験反対の署名と抗議がわき起こりました。フランスもついに世界中の非難、抗議の中で実験を行いました。これまで世界で核を持っている国は実験を行い、1945年から94年までアメリカ1,030回、旧ソ連715回、イギリス45回、フランス192回、中国41回、合計2,023回となっています。核実験をやった国でがんで亡くなった人、奇形児を産まなければならなかったこの女性の苦しみ、環境破壊は大変なものであり、被害も出ています。こんな恐ろしい核兵器の実験をさらに続けて行おうとするシラク大統領は、先日のテレビのインタビューにも「まだ継続してやる」、こういうふうに言っているんです。人類を滅亡させる核兵器廃絶の運動は、今や世界中で広がり、それぞれの国々で創意工夫を凝らした反対の運動が展開されております。

9月6日、フランスの核実験が実施された夕方の豊田駅頭での広島、長崎からのアピール署名は、本当に今までにないくらい次から次へと、若い方たちが積極的に署名に応じ、その関心の高まりが本当に体に伝わるような思いがいたしました。これは豊田駅だけではなくて、東京都内、全国で署名を集めたところで、こういうことがあらわれているというふうに言われております。日野市役所のロビーにも中国の核実験反対署名が置かれておりまして、市民の皆様も署名をされております。原爆で亡くなった人々へ、そして戦争で命を失った人々へ私たちが今やることは、平和憲法を守り、歴史を再び逆戻りさせてはならない、こういうことではないでしょうか。ことし、こうした歴史に残る50年を日本中の心ある人々も世界の人も、戦争反対と核兵器廃絶の運動を進めてまいりました。

私は、森田喜美男市長が革新市長として憲法を市政に生かそう、市民こそ主人公を貫く、この革新の私たちの誇りである市長として、この年をどのように思われ過ごされてきたのか、またこれから今後どのように、この日野市政の中で行おうとしているのか、また世界に向かってどうやっていこうとしているのか、このことについて思いをお聞か

せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 私は9月1日広報で市民に、ことしの特殊な8月の月のことを感慨を込めて訴えました。戦後50年というふうに半世紀が経過をしたということでもあります。そしてまた、広島、長崎に史上初めて核兵器が使われたということも、これもまた50周年を経過したわけであります。この半世紀の間、いろいろな国民運動あるいは国際運動もあったわけでありますが、私どもの日野市では、昭和57年、1982年だと思いますけど、御承知のとおり核兵器廃絶平和都市宣言という具体的な言葉をもって平和都市宣言を行っております。その立場に立ちまして、ことし8月6日の広島の慰霊祭並びに平和祈願の式典にも行ってまいりました。いろいろな意味で半世紀が経過をし、そしてまた、国際情勢あるいは国内の政治情勢、いろいろな状況もあるわけであります。

最近、日本を訪れたドイツのハインゼッカー大統領は、過去の歴史をあいまいにする者は、将来の歴史の上で必ずまた誤りを繰り返すというふうに指摘を行ったことを特に強調した御意見も聞く機会がありました。将来の日本を平和国家として、また国際的にも日本民族として一定の民族としての形式と、それから国際社会におきます地位を守るためには、どうしても50年前の終戦の日に、日本国民全部がみずから心に反省をした、このことを忘れてはならないというふうに思うわけであります。大きな犠牲の成果として、今日の日本国憲法を持ち得ております。私どもは、この世界の恒久平和、そして国民主権、国民のまた基本的人権、間接民主主義としての議会制民主主義あるいは地方自治体、これらの位置づけを正確に行っております日本国憲法を正しく理解をし遵守することによって、憲法の前文に示されておるとおり、国際社会でも一定の地位を保つということではなければならないと思います。

地方自治体という立場から、とりわけ日野市が比較的早い時期に市民運動にこたえて平和都市宣言を行っておる貴重な自治体でもございます。今日では、いわゆる核兵器廃絶平和都市宣言を行った自治体が全国自治体の約70%、2,200に及んだということも、ことしの広島の集会で知ることができました。特に今回、事もあろうにといひましょうか、中国が核実験を行い、また今、南太平洋のムルロア諸島でフランスが実験を再開しようとしている。既に第1発目は実施したということに対する国際的世論は、圧倒的にいろんな表現の仕方でこの理不尽なフランスあるいは考え方をかたくなにする中国に対して、いろいろな指摘を行っておる状況があります。私どももその大きな国際的な一

員として、また数多い地方自治体の立場で、日本国民のはっきりした決意をそれぞれにいろいろな手段を持って伝えるということではなければならないと思っております。

きょうの新聞にも出ておりますが、平和都市宣言自治体の協議会もあるわけでありまして、日野市もそのまた役員市も担当しておるということで、いろいろな情報も比較的早く対応できたというふうに思っております。市議会でもぜひ見事な決議を上げられて、主張を明確にさせていただきたいというふうをお願いをしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 鈴木美奈子さん。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございました。

今、市長の方から本当に格調高い、やはり憲法を市政に生かす、（不規則発言あり）そういうことを、また不規則発言に言うことはないんですけれども、本当に市長の立場がよくわかる、そしてまた、やはり革新の憲法を市政に生かす市長だなということを思いました。（不規則発言あり）全国のいろんな自治体で市議会でも決議もされております。市長がそういうふうにおっしゃったので、皆さん反発なさったんだろうと思いますけれども、やはり私は全国でもいろんな県議会を初め、市議会、町議会で決議を上げておりますので、これは後からの問題になると思います。やはり核兵器というものは戦闘員と一般市民を区別することなく大量虐殺する。そして、殺して子孫に至るまで核の影響を及ぼして放射能で汚染して、人間の住む環境を破壊する国際法違反の兵器であり、人類とともに共存できない、こういう兵器なんです。

北京の12日発の毎日新聞の昨日の夕刊を見ましたところ、女性会議の行動計画案の中に、核兵器廃絶を盛り込んだ項目に関し、日本政府が明確な意思表示をしていないことが12日わかったということで、本当にこれについては反対をして、政府に対して意見を申している、こういう方もいらっしゃいます。行動計画の審議で、政府は核兵器廃絶はもちろん核実験反対にまで踏み込んで議論してほしかった。これは日本婦人科学者の会、副会長の田中さんがおっしゃっておられます。

戦後50年を経て、これからの50年はどういう本当に世界にしてくのか。子供たちに青い地球を残し、核のない平和な社会をつくっていかねばならないというふうに思っています。戦前は日本共産党は弾圧されて、国民も物も言えない時代でした。しかし、今は違います。平和と民主主義を求める幅広い市民の運動と結びついて、日本共産党は活動しております。歴史に逆行する異常な政治を正し、国民こそ主人公の日本へと頑張っていきたいというふうに思っております。戦後50年、本当に皆さんの心に残るこの50年だったというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって14の2、戦後50年・被爆50年とフランス、中国の核実験について市長の見解を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時33分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、水害の解消にむけていっそうの努力を（1）多摩平6丁目の水害、（2）新町姥久保都宮住宅周辺の水害、（3）その他の通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（板垣正男君） 市民の平穏な生活を守るために、水害の解消へ向けて市側の一層の努力を期待いたしまして、今回の質問を行ってまいりたいと思います。

8月に3度にわたって大量の降雨がございました。そのもとで、市内に何カ所か道路の冠水、床下浸水等々、水害をもたらしたことは御承知のとおりであります。そこで、私は、まずこの8月の3回にわたる降雨の際の市内の水害の被害状況を市側から最初に説明をいただきたいと思います。さらに二つ目の質問といたしまして、その降雨の際、市の対応についても説明をいただきたいと思います。

以上、とりあえず二つ質問を行ってまいります。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問にありましたように、8月には3回にわたって集中豪雨がありました。その内容について御説明いたします。8月は2日と6日、さらには22日の3回でございます。

8月2日の状況でございますけれども、8月2日は午後3時5分に大雨雷洪水注意報が発令されております。それから、1時間20分ばかりたちました4時20分に大雨洪水警報というふうに、警報に変わってございます。市の防災情報センターにあります降雨記録計によりますと、この日の3時から4時までの1時間の雨量は57ミリでございま

て、50ミリを超える雨量でございます。その日の雨量としては58ミリということでございます。この日の被害状況でございますが、床下浸水が4棟、それから店舗浸水——お店の浸水ですが、5棟、それから地下室への浸水2軒、道路冠水2カ所、それから道路の陥没2カ所、それから、この日は特に雷がひどく落雷による火災発生が3件ございました。

それから、8月6日でございますけれども、この日は午後4時30分、大雨洪水警報が出ております。4時から5時までの降雨量は1時間で26.5ミリということでございました。総雨量は57.5ミリでございます。被害といたしましては、床下の浸水が4棟ございました。

3回ありました集中豪雨の中で、特に8月22日が一番ひどかったわけでございますが、この日は午前中から雷注意報が出まして、午後1時50分には大雨洪水警報となっております。6時35分に警報が解除になり、それから、7時半に注意報も解除となっておりますが、この日の雨量は1時から2時を見ますと、1時間当たり45ミリ、それから2時から3時の1時間当たりは37ミリというような数字でございますが、これを2時から3時ということではなく、端数になりますが1時15分から2時15分というようなところの1時間当たりの雨量を見ますと、何と72.5ミリというようにたくさんの雨が記録されております。これは、今までにないような雨量でございます。それで、その日の総雨量は90.5ミリでございます。被害の状況でございますけれども、床上浸水4棟、床下浸水29棟、店舗への浸水12棟、工場の浸水1棟、道路陥没、冠水が9件、道路破損1カ所、がけ崩れ1カ所などとなっております。

このような3回の雨による被害でございますけれども、かなりこれまでの水害の場所とは違いまして、全市的に広がっているといえますか、箇所がふえてございます。旭が丘あるいは栄町、日野、多摩平、南平、百草あるいは豊田と、全市的に部分的ではございますが広がってございます。特に今回は多摩平六丁目あるいは新町一丁目、あるいは最近の建物の建て方といえますか、土地を有効に使うということで、地下室をつくるというような建物がふえてきております。こういうような地下室をつくったことによります地下室への浸水というようなことも、新しい被害として出てきております。

これら3件の市の対応でございますけれども、一般的に土のうの要求あるいは道路等の冠水等に対する対応というようなことでございますので、災害対策本部の中での建設対策部というようなところが、特に災害対策本部を設けたわけではございませんけれども、準備的行為といたしまして建設部あるいは都市整備部が、これの対応に当たったと

ころでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） もう少し市の対応について伺っておきたいと思うんですが、建設部等の職員が当たったということですが、例えば、土のうをどのぐらい運んだとか道路の冠水等についてはどのような作業を行ったとか、それから、家屋の浸水等に対してはどういうような対応をしたかといったようなことなど、かなり具体的な作業があったかと思うんですけど、逐一全部、市内すべての対応でなくてもいいんですけど、主な対応の具体的な内容を説明していただきたいと思うんです。

○副議長（宮沢清子君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ただいま総務部長が言われた箇所につきまして、建設部といたしましてはダンクカー4台、それから一般車両2台、そういった機動力をしまして、各浸水の出るあるいは出たような地域につきましては、土のうを総袋でもって1,000袋ぐらい運搬しております。それから、道路上の冠水の問題につきましては、雨水のますの上にかぶさっている、一般にグレーチングと言ってますけども、そういったものに落ち葉とかそういったもので水が流入しにくい問題、こういったことの排除、そういうことをやっております。

それからあと、水路のような関係につきましては、当日、雨量が非常に多かったためにその場では対応できない状態があったわけです。それは後になってからの処置をしております。その処置の内容につきましては、後ほどまたいろいろ御説明いたしますけれども、一般にとりあえずやったのは直営の職員でもってそういったことに対応した、こういうことでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 関係いたしました職員は延べどのぐらいの人数になりました。

○副議長（宮沢清子君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 延べと申しますのは、それは3日間全体でしょうか。

3日間全体では、土木課24名、それから管理課が5人ぐらい出ております。それから、水路清流課が5人、それから公園緑政課6人、そんなことで、総体的にはそれをトータルしたような数字になるかと思えます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 8月の3回にわたります集中豪雨と説明されておりますけれ

ど、この降雨に伴いまして、市内の被害の状況などが今明らかになりました。そして、それに対応いたしました市の職員も延べ40人にわたっているということも明らかになったわけであります。土のうが1,000袋使ったということになったそうであります。これまでもそうでありましたけれど、集中豪雨の際の市側の対応もできるだけ素早く、しかも的確に住民の要請にこたえて水害の発生する箇所に出向くということが行われてきたと思います。それに加えて、日野消防署も消防自動車を出動させて排水等の対応を行っております。ですから、これらを加えますと50人にわたる人々が参加をいたしまして、住民とともに水害等の対応に当たったということが言えるのではないかと思うわけでございます。「災害は忘れたころやってくる」という言葉がございしますが、これは地震だけではないということを、今回の集中豪雨が示したと私は考えております。

多摩平六丁目の道路の冠水は、一体どの程度の水位になったのでありましょうか。このこと一つとただけでも、私は「災害は忘れたころやってくる」という、この教訓がまたまた私たちの目の前に突きつけられた今回の水害ではなかったかと思うわけでございます。念のため、多摩平六丁目のいつも水害の発生しておりました箇所は、道路の冠水はどの程度の水量であったか掌握されていますか。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 正確にはかってはいませんが、恐らく50センチ前後はあったんじゃないかなというふうに思います。というのは、商店の——あの周辺の商店でございすけれども、スナックのちょうど床上十何センチですか、まで床というか土間の部分でございすけれども、十何センチ上がっているという状況でございました。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 状況について説明がありましたが、私は付近の住民の方と一緒に水位をはかってもらいました。最も水位が上がったときの水位は83センチあったんですね。道路上から83センチのところまで水がたまるということを、あの住民の方はまたまた経験をされたわけであります。それほど多くの水がたまるような水害が発生したその原因は、一体どこにあるのでありましょうか。まず、そのことについても市側の考えを伺っておきたいと思います。多摩平六丁目の水害発生の原因は何か。どのようにお考えになっておられるか伺っておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 多摩平六丁目周辺でございすけれども、この地域

は御承知のとおり多摩平団地、日本住宅公団が造成した地点で、その後、日野市に公共下水道として移管になっているという地域でございます。この地域のうち、特に五小周辺でございますけれども、以前から浸水が何回か起きているわけです。そこで、五小周辺につきましては、これまでもバイパスの管を通したり、それから、公園を調整地にしたり、そういう対策を講じましたけれども、抜本的な解消にはならないということで、昭和の55年でございますけれども、55年から58年にかけて、下水道の計画に整合させまして、黒川都市下水路の整備を行った、こういうふうなことでございます。ところが、この地域が今回もまた浸水に見舞われたということでございます。これは、先ほど総務部長の方から降雨量の説明がございました。その中で、下水道の計画で採用しておる降雨量以上であったというのが、まず大きな原因の一つでございます。

また、多摩平全体に言えることでございますけれども、設計の基準が現時点とこの多摩平がつくった時点とでは大きな差がある、違いがあるということが、その次に考えられるということでございます。特に、多摩平のこの五丁目周辺は非常に道路の勾配等がきついわけでございます。したがって、側溝の水が飲み切れない部分が集中して、路面を走ってここへ集まってくる、こういう現象が重なってこの地域が被害に遭ったというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 私はきょう、最初に8月3日にわたって集中的な降雨があった際の被害の状況と、それに対応する現場での職員の御奮闘に敬意を表したいと思います。延べ50人からの職員は、必至になって水害を防ぐべく手当てを行いつつ、その対応に追われたことだと思います。特に夜間あるいは勤務時間外のこれらの作業には、並み並みならぬ努力があったかと思えますし、また住民からこうした職員の対応の素早さとまた真剣な努力を高く評価する声もあるくらいでございます。しかし、やっぱり水害は起きているわけですから、その水害をどういうふうに的確に解消するかという方向が示されなければならないことも言うまでもございせん。私は、そのために水害の状況を正確に把握するということが重要だと考えているわけであります。

私は1970年の年でありましたけれど、議会に初めて送り出させていただきました。その翌年の1971年の9月26日、その年の台風29号によって、大きな水害がまた発生をしたわけであります。偶然にも、私はこのとき多摩平六丁目におりまして水害の発生の状況をつぶさに目にすることができました。従来、それまで市が行っておりました水害の対策では、とてもこの大量の水を処理するだけのものにならないというふうに考えまし

て、以来、議会でたびたびこの問題を取り上げてきたわけであります。

1973年、森田市長が就任いたしました。当時議員だった森田市長も市長に就任して以来、この水害の問題に直面をしていたわけであります。それだけに、この多摩平六丁目の水害問題を何とかして解決しようという努力と方策が講じられた結果、今部長から説明があったように、黒川都市下水路の4年間にわたる工事によって、一応の解決のめどをつける完成を見たわけであります。総事業費12億7,200万円で行いました。国の補助金、東京都の補助金などを得て、この事業を行ったわけでありますけれど、この間の住民の皆さんの並み並みなぬ努力と相まって完成させたわけであります。この都市下水路の完成によって、以来約10年間、大きな水害を発生させずに来たというのも、また事実でございます。しかし、原因を取り除かないと、いつかは必ずまた水害を発生をさせるという懸念はずっとあったわけございまして、都市計画上の対応が、やはり求められていたということは変わりがなかったわけであります。

該当する住民の方が自治会史をまとめられました。「泉塚自治会史35年の歩み」というものでございまして、その内容には、自治会活動の多面的な内容がつつられておりますけれど、その中に多摩平六丁目の水害問題ということで、その発生から住民の運動、黒川都市下水路を完成させたいきさつなど、細かに記録されているわけであります。この中にも指摘されておりますように、水害の原因となっているのは、大量の雨ということだけではないということであります。低いところに広い範囲から水が流れ込んで大きな水害を発生させているというところに、この六丁目の水害の特徴があるものであります。

1977年、昭和52年第3回の定例議会で、私はこの六丁目の水害問題を取り上げた際にも、広い範囲から水が集まってくる水害だということを指摘しております。例えばこういうふうに指摘しておりますが、「多摩平六丁目の水害というのは、単なる六丁目が低いから水害が生じるというのではなくて、多摩平全域に降る雨水が多摩平の各排水管に収容し切れず、あの一番低い六丁目が最も水害を受けてしまうという性格を持った浸水であり水害ではないかと、私は判断するわけであります」ということを……。

○副議長（宮沢清子君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

○19番（板垣正男君） ということを指摘しておったわけでございます。これは、あれから既に20年以上たちますけれど、変わっていないということになっているんじゃないでしょうか。

先ほど、部長は水害の発生する原因に、計画を行った当時の状況と今日の状況はうんと変わってきている。埋設管の口径などうんと変わってきているわけですね。これはこれで事実なんですけれど、しかし、そのことだけが原因ですよということじゃなくて、やっぱりあの一番低いところに水が集まるというところに、大きな水害を発生させるということなんです。私は、当時の基準からいっても50ミリの雨水管がもし埋設されているということであれば、かなりの水は排水できると思うんです。ところが、多摩平の場合は1カ所に集まるようになっていてから大きな水害を発生させるんですね。80センチ以上も道路の上に水がたまるなどというのは、ちょっと想像がつかない。しかし、実際に行ってみると、それだけ水がたまってしまうんです。これは、どういうことになるかという、住民の皆さんなどがいろいろこれまでも指摘されておりますように、市立病院の前の3・3・4号線のあの広い道路を八王子方面から川のようになって水が流れてくるんですね。それから、甲州街道の雨水が低い五丁目、六丁目の方向に流れている。それだけではないんです。日野自動車の工場敷地の中から水が流れ出て、甲州街道の雨水を押して低い方に流れていくのが大きな要因になっているんですよ。これは、私が20年以上前から指摘している。にもかかわらず日野自動車は何の対策を行ったのでありましょうか。ここが問題なんです。市の申し出に従って、それなりの対応を行った工場もあるんです。それはちゃんと評価しておかないといけませんから言っておきますけれど、そういうところもあるんですが、何にもしないところもある。

で、水の流れがどういうものであったかということを、住民の方が豪雨の中を写真撮ったものがあるんですね。これは都市整備部長だけが見るのではなくて、ほかの部長も一緒にぜひ見といていただきたいと思うんです。市長はごらんになっておられるかどうか分かりませんが、2人の助役もこの際にぜひ見といていただきたいと思うんです。三沢二丁目、一丁目付近のものも一緒にありますから、一緒にごらんになっていただきたいと思います。雷の鳴っている中あるいは雨の降っている中、写真を撮るといのはなかなか大変なんですね。雷が自分のところに落ちるかもしれないという危険を冒して写真を撮るわけですから大変なんです。市の職員もそういうもとでいろいろ作業をされるという、その大変さも、また私たちは十分承知をしているところであります。この水の流れを正確に把握されるということが、私は水害をなくす対策の第一歩だと考えております。

かつて古谷栄市長時代に、先ほど説明のありました排水管のバイパスを埋設したことがあります。しかし、何の効果も上げておらずに、以来水害は続いているわけであります。そして、黒川都市下水路の幹線を抜くことによって解決の糸口なりめどをつけることができたということになったわけでありますが、残念ながら、現状は、まだその下水路を十分活用するまでに至る接続管が不足しているということになるのではないのでしょうか。そして、1カ所に集まる水の流れをどういうふうに、今計画されている排水系統に正しく水を流し込むということを、私は同時にやる必要があるかと思います。

私に、多摩平六丁目に住んでおられますある住民の方から手紙をいただきました。この方も水害で被害を受けている方でありまして、現実に関前に起きている水の流れなどを見て、的確にやはり判断をされる内容をつづったものであります。これは、市側にも提出されているようでありますから、ごらんになっておられることと思うわけでありますけれど、その一部を紹介しておきたいと思います。

水害の状況、昭和59年3月黒川都市下水路が完成して今日まで約10年、増水による水害はなくなり安心して住めるまちと信じてまいりました。ところが、本年8月に入り、雷雨による水害が8月2日と22日に発生し、2回とも水害の被害を受けました。8月2日、雷雨による集中豪雨が午後3時15分ごろから発生し、3時40分から4時までの間に57ミリの大雨となり、一瞬にして道路側溝を流れる水は大量のごみを運び込み路上冠水となって、せっかくの排水管も大雨と落葉のごみが重なって、雨水排水は一時的にその機能を発揮することができず、六丁目周辺は広範囲にわたり浸水による被害を受けました。

8月22日、午後1時25分ごろ雷雨による集中豪雨が発生、大雨となり、一瞬にして路上の水の流れが急流となり、増水は前回を上回る路上冠水となった。今回は落葉のごみも比較的少なく、市職員の出勤も早く、排水作業の協力、土のうの配布など共同作業にもかかわらず、路上は満水状態となって排水管吸い込み口のグレーチングから一時噴き上げたことがあった。また、3・3・4号路線の山田薬局前マンホールからも噴き上げたなど、排水管は一時限界に達したかのようで、路上の増水はやむことはなかった。こういうふうに、そのときの状況を生々しく記録されているわけです。

そして、水の流れを書いてございまして、一つは山田薬局前から五小西門方向へ、またはつくし堂方向に途中右折してバス通りへ流入する。二つ目のルートは、五小裏門方向へつくし堂前から右折し、セブンイレブン左折バス通りへ流入する。三つ目のルートが泉塚交差点角で左折、バス通りに流入する。3・3・4号線の流れてきて、泉塚

交差点で左折する、こういう具合で水の流れを述べているわけであります。そのときの写真と、それから図面に水の流れを記録したものを添付いたしまして、私にも送っていただいたわけであります。

私は、特に市に要望しておきたいのは、職員が出動して被害の状況もそれなりに把握されていると思うんです。しかし、一番水の出たときというのは、なかなか出動の機会というのはなかったらと思うんですね。特に勤務時間以外の時刻ですと、すぐは駆けつけられないということになるわけです。ですから、一番よく知っているのは、やっぱり住民の方なんです。住民の方から聞き取り調査を行うということを、ぜひともこれからいろんなところで発生する水害の際には行っていただきたいんです。市の職員は専門家ですから見れば大体わかるという、そういう考えにおられるかもしれませんが、一番水害がひどかったときというのは、やっぱりその場にいないとわからないと思うんです。しかも、この聞き取り調査というのは1カ所や2カ所じゃなくて、広い範囲にわたって調査をする必要がある。そのことが正確な水害の状況を把握することにもなるわけであります。

甲州街道の日野自動車の正面の前の道路の反対側の家に土のうを積んでであると思うんです。甲州街道に降った雨だけですと、家屋に入るということはまあないんじゃないでしょうか、甲州街道をこう流れますからね。ところが、反対側の工場、日野自動車の工場の敷地からずっと流れてきますから、道路の反対側の敷地に浸水するというようなことまで起きたんですね。これは、雨が大量に降ったからということじゃないんです。やっぱり道路の方から流れてきた水が住宅のところまで押し込んでいくということがあったんじゃないでしょうか。

もう一つは、以前と変わったという点では、甲州街道の歩道の整備がございました。日野自動車側の歩道は従来、路面より低かったんですね。それが一つの水路のようになりまして工場から流れ来る水を、その水路が流していたという役割を皮肉にも果たしていたわけですね。ところが、歩道は整備されて路面より高くなりましたから、勢い工場から流れ出た水が道路の反対側までずっと押し込んでいったということになってきたわけです。これはずっと今後続くわけですからね。この原因を取り除かなければならないんじゃないかということが大事ではないでしょうか。これは、関係する住民の方々からずっと聞けば、その状況を話をしてくれると思うんです。広い範囲にわたってその状況を把握することによって、初めて水の流れや水害の状況を正しく把握することができるということになると思います。

小西商店の前のあの一番低いところの道路上の水の水位が何センチあったかわからなかったというようなことなども、そういうやはり細かいところの調査があれば、私は当然、路面上から何センチぐらいまで水がたまったのかということが掌握できたんではないかと思います。83センチというのは、過去にもこれ以上のことがあったと私は記憶しておりますけれど、しかし、近來ない水位ですね。これだけの水がたまったということを私は、やっぱり正確に掌握していただいて、そして、今後の対策に生かしていただきたいということを、この際要望しておきたいと思います。

今、紹介いたしました住民からの手紙の中に要望事項が幾つかあるんですね、要望事項が。この要望事項に沿いまして、市側でも検討されておられることと思いますけれど、要望事項の1項、2項、3項とございます。その他、細かい点などもございますが、住民のこの要望について、市側はどんな受けとめ方をされ、今後、これらを対策の中に生かしていこうと考えておられるのか説明していただきたいと思うんです。

もう一つは、今後の対策であります。今後どういう水害をなくすための対策を考えておられるのか、これもあわせて説明をしていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、今回の雨の状況でいろいろお話ございましたけれども、市の私の方の職員も雨の降前にある程度の職員を配置をして、その状況、そういうものの把握だけはするように相当努めております。それで、その中で、今御指摘があったある程度の箇所については、状況等は把握はしておるつもりでございますので、特に一番ひどい8月22日ですか、このときは状況を見て都市整備の職員を要所要所には、一応派遣させて確認はさせていただいておるということを御理解しておいていただきたいと思います。

それから、地元の要望の件でございますけれども、要望事項と改善をできるだけ早くしていただきたいという内容がございまして、要望事項につきましては、こういう雨の状況の中では、市の職員をできるだけ早く現場に出して、そして、土のうなり、それから交通整理等を行っていただきたい、こういうふうな要望もございます。それから、グレーチングの目詰まりが非常に多いわけです。これが水害の原因になっておりますので、このごみの処理もひとつ早くお願いしたい。それから、市の職員が行くまでの間に地元の方たちがある程度その作業をするにしても道具がない。できれば、最小限の道具を支給していただきたい、こういうことがございました。この道具につきましては、もう次の日にたしか支給をいたしております。それから、この要望については、当然

こういう方法は今後もやっていくということでございます。

それから、ぜひ早目に改善をしてくれというふうなのが、今のグレーチングの箇所が数が少ないじゃないか。もうちょっと増設をしていただきたいということでございます。それから、排水区域外から入ってくる雨を分散をしていただきたい、こういうことでございます。この中には、今御指摘がございす国道の排水もございすし、都道の排水もあるわけです。こういうことでございまして、これらの改善事項につきましては、今回、今の黒川都市下水路を上流を約百数十メートル延長する計画でございす。それで、この中で泉塚の方から国道に向かって延長するわけでございすけれども、この中で集水ますですね、これをある程度大きなもので、しかも箇所もふやしていこうという考え方です。それから、導水管が非常に小さいという現象も見受けられますので、この導水管もひとつ太くしようかというふうな計画を今、この工事の中で計画をいたしております。それから、当然集水ます、それから場所によってはグレーチングによる集水のこういう場所もふやしていこうというふうな考え方でございす。それから、特に上流から来る五小付近の箇所、ここの箇所からもできるだけ下へ水が来ないような一部改良ですね、排水の系統を一部改良していきたいというふうに考えております。これが、地元の改善、それから要望事項に対する内容でございす。

それから、今後の抜本的な対応でございすけれども、御承知のとおり豊田の多摩平地域でございすけれども、排水区が今、前段で説明した黒川都市下水路系統、これは東豊田排水区という区域になっているわけです。それから、多摩平の支所以下公園とか二中とかそれからコニカの反対側の方、この一帯は豊田排水区という区域になっております。この豊田排水区でございすけれども、この豊田排水区が今、豊田陸橋、この下につながってくる系統になっております。したがって、このルートをしらない限り、この上流の方の改善というのは基本的に解消はできないということでございす。これが一つと、各都道なり、それから国道もそうでございすけれども、雨量が50ミリで恐らく計算されているんじゃないかと思ひますけれども、こういうものが50ミリ以上降りますと、どうしても路面を走ってきますから、地下の排水管に飲み切れないという、こういう現象がありますので、その路面をずっと伝わって下流一番低いところへ来る。これは計画された雨量以上のものについては、この現象はどうしても避けられない。道路の勾配を変える以外は解消できない、こういうふうなことでございすので、下水道の計画の中でも、ある一定の雨量以上の場合、部分的にこういう現象は避けられないんじゃないかならうか、そのように考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 住民から寄せられました手紙の中の最初に部長から説明のありました改善点等々について、こういうふうに書いてあるわけですね。大雨情報の状況により速やかに市職員の出勤を要望する。これは今やっているということですね、部長ね。

二つ目は排水管取水口、グレーチングの大量のごみの処理を事前に清掃等も含めてことなんでしょうけれど、この大量のごみの処理を行う必要があるんじゃないかということ指摘されているわけですね。ですけど、このこともやっぱり考えていただいて、市だけの対応ができないということであれば、やっぱり住民の方とよく相談をするということ、今後やっぱりやっていく必要があるんじゃないかと思うんです。それから、緊急時、作業用具の支給は既に支給もされているというお話がありましたので、これはぜひどのくらいの数を地元の自治会の方に支給されているのかわかりませんが、必要な数はちゃんとそろえておくということが必要だと思います。それから、水が出た際に車が走りますから、そのあおりで一層お店の中とかあるいは床下等の水があおられて入ってしまうということもありますので、交通整理などができれば、そのこともあわせて素早くやっていただくということも要望されているわけですね。それから、部長の説明にはありませんでしたけれど、希望者にはやっぱり土のうを前もって配布しておくということも必要なんじゃないでしょうか。これもぜひ行っていただきたいと思います。

それから、今要望事項ということでお話のありました、今後の計画にもかかわることではありますが、この中に住民の方がおっしゃるには、第1公園付近の路上増水を黒川につないだらどうかということをおっしゃっているわけですよ。市立病院の前のあの大きい道路をずっと流れてくる水を黒川の泉塚の交差点につなぐような大きい管をそこに入れる必要があるんじゃないかということをおっしゃっているわけです。

それから、日野自動車前路上からの流入防止ということで、やっぱり甲州街道の上から下に向かって流れてくるものが多いということなんですね。これは、例えば国道20号線の路面の排水を50ミリと想定して側溝が埋設されているとしたら、その機能を果たしているということであれば、私はそんな大量の水が流れ出てくるということはないと思うんですね。先ほど、総務部長の説明した雨量も8月2日、3時から4時は57ミリでしょう。7ミリしかオーバーしてないんですよ。それから、6日は4時から5時まで26.5ミリしか降ってないんですよ。それから、22日、1時から3時まで45ミリだとい

うんでしょう。全部、これ処理できる雨量になっているんですよ。ところが、そうじゃなくてやっぱり大量に流れているというのは、側溝が十分機能を果たしてないか、あるいはそれ以上の水が、やっぱり国道を横断して流れているということが想像されるわけですね。ですから、そういうことを正しく把握するためにも、先ほど申しあげましたように聞き取り調査を行う必要があるんじゃないかということなんです。

それで、先ほど来、私が申し上げておりますように、日野自動車の工場の敷地から流れてくる雨水を、やっぱり工場の責任で何か時間差なりの流出ができるような対応をしてほしいということを、ちゃんと工場に申し入れてほしいんですよ。日野自動車は頭からそういう市の申し入れに対して、だめだなんていうことと言わないでしょう。（「市長が行けば、すぐやるよ」と呼ぶ者あり）例えば、最近で言えば、北側の塀を耐震用の塀に取りかえて住民の不安を取り除くといったようなことなどを行いましたし、西側の道路の歩道の設置の際にも、工場の敷地を一部提供しまして協力を行ったということなどもありますように、やはり住民の生活に影響を与えているということを指摘されれば、私はそれなりの対応をすると思うんです。この間、残念ながら、この点だけは工場側に要望してこなかったんじゃないかと、私は思うんですけど、いやそんなことはない、再三再四申し入れを行ってきましたよということがあれば、それは言っていたきたいと思うんです。そのことがなくなると、市費を投入して路面に大きい管を埋設するというところだけをやっている、私はなかなか水害はなくなるんじゃないかというふうに懸念するんですね。ですから、ちゃんと大口の雨水を放出する企業にはそれなりの協力を養成するというのを、ぜひやっていただきたいと思うんです。

それから、三つ目の質問は住宅公団の責任はないのかどうかということなんです。私も以前にこの一般質問でも指摘したことがございますが、多摩平団地内の緑地をつぶして駐車場をつくりましたね。あれ1カ所の面積はそう大きいとは思えないんですけど、しかし、あの団地内全体の駐車場の面積を合計いたしますと相当の面積になると思うんです。あれは、地下に浸透させるようなことにはなっていないんでしょう。それによります路面への水の流れというものを、私はやっぱり幾らかのそういう被害を増大させる要因にもなっているということがあると思うんです。で、細かいようなことでも一つ一つそれなりの対策をとって最小限に水害を防ぐという手だてをやらなければ、結局大きい管を入れなければ解決しないということでは、これはお金が幾らあってもかなわないと思うんですよ。大口のこうした雨水を排出する公団あるいは日野自動車にそれなりのやっぱり要望を行って協力を行っていただくということが必要だと思います。

それから、部長が先ほど説明いたしました黒川都市下水路上流150メートル延長して800ミリの下水管を埋設するという説明がございました。これは今議会補正予算を計上いたしまして4,700万円の予算で工事を行うという手はずがとられたわけであります。議会の審議を経て可決されれば、早速その工事に入っていくということになるかと思いますが、その点はいち早くこうした状況を踏まえて補正予算を組んだということの市側の努力は評価しておきたいと思います。

部長どうでしょうか、今私が申しあげました三つのことを再質問したいと思いますので、答弁いただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず第1点目の病院の方からの管の延長の件でございます。今日まで日野市の場合は、汚水を主体として今日まで下水の中で事業を進めてきております。そういう中でこういうふうな浸水箇所、要するに雨管についてもある程度今後、対応していかざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、今の時点で病院の前の今の都道でございますけれども、これは系統として黒川都市下水路の系統になっておりますので、この管については今後ひとつそういう方法で検討はしていかにざるを得ないのかなというふうには考えております。ただ、時期等につきましては、これから下水道事業全体の中で決めて検討してみたいというふうに考えております。

それから、日野自動車とか大企業、それから大きな敷地を持っているところ、これは学校とかそういう公園等ございますけれども、こういう地域につきましては、できるだけ一時的に遊水をできるような施設を、まずひとつできるだけ考えて時間差を持っていただきたい、こういう要請はこれからしていきたいというふうに考えております。なお、直接道路なりそういうところに敷地の水が流れるような状況になっている地域につきましては、できるだけそういう改善方も要請していきたいというふうに考えております。

それから、公団の関係でございますけれども、公団に責任云々といいましても、もう当時のその基準等はそれなりにクリアされているものであろうかと思いますし、これから私どもが今考えているのは、公団の今建て替えのお話も計画にあるわけです。多摩平団地の建て替えという問題もあるわけですから、この中である程度対応を考えていただきたいなというふうなことに、現時点では考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 次の新町一丁目の姥久保都営住宅周辺の水害問題に移りたいと思います。

ここは水害が発生したその日に、住民の方が消防自動車を要請いたしまして、自動車は来たものの、排水を行うための水をくみ上げて出すところは、一緒に流れてくるわけですね。そのためせっかく来てもらった消防自動車もその力を十分発揮することができなかったというようなことなどもあったぐらい、あの周辺の水というのが同じようなところを流れているということがあったんですね。これは話を聞くだけですと笑いも生じるようなことかもしれませんが、しかし、そこに住んでおられる方にとっては重大な問題なんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）一月のうちに3回も水が出てどうしようか。もう慌てふためくわけですね。ある家では3回、畳を上げなければならなかった。女性の方ひとり暮らしなんですよ。その方が畳をその都度上げて、2階まで上げなくちゃぬれちゃうわけですから、そういう作業を行ったり、都営住宅に住んでおられる方も、どのくらい水がふえるのかわからないわけですから、床下などの浸水があって、もう本当に右往左往する状況があったわけです。私もちょうどそういうところを現場を見る機会もあったわけでありますけれど、水の流れがどういうふうにこの水害を発生させているかということも、また対策を立てる上で非常に大事なんですね。（「日野自動車の水だ」と呼ぶ者あり）ある住民の方は、国道20号線のあの排水管の中まではやってなかったんですけど、甲州街道から都営住宅に入るとりつけ道路の下に雨水管がありますね、あの中に入って中のごみをさらうというようなことなども、後になってやっておりまして、本当に真剣な状況が今日までずっと続いているわけです。この状況も私は東京都と一緒に頑張って真剣になって対応を考えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それで、1989年、平成元年の9月議会で、やはり同じこの箇所の水害が発生したときに、私が一般質問で取り上げたわけであります。その際に、今後の対策として、市側の説明がされているんですね。簡単に御紹介いたしますと、こういうふうに説明しているんですよ。「水が出る原因ですけれどもいろいろあるわけでありますが、まず地域の名称から見ましても姥久保という『久保』という字がつくくらいでございますので、いわゆる従来から非常に水の引きが悪く、降雨がありますと日野駅西側一帯を含めまして水がたまってしまうという、そういう地域でございます」こういうふうに言っているんですね。これは、私も議事録を紹介するのをはばかったんですけど、しかし、事実議会でこういう答弁が行われておりますので、改めて紹介をしたわけでありますけれ

ど、こういう認識では、私は水害はなくならないと思うんです。（「そうだ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）低いところであるからこそ、どう水を排出するかということを考えるのが水害対策なんです。（「市長、よく聞いてた方がいいよ」と呼ぶ者あり）それから、二つ目は「新町一丁目周辺は、日野台一丁目、これらの地域が姥久保都営住宅近くに水が集まるわけですが、いわゆる宅地化が進んで流出計数が高くなって一挙に水が出るという状況はあります」そういうふうに言っているんですね。これは確かにそうなんです。それから、もう一つは「神明都市下水路の未開通の問題でございます」と、こういうふうに言っているんですね。神明上の都市下水路がまだあの当時開通しておりませんから、だから水が出るんですよ。下流に水を流すことができないというふうにおっしゃっているんですが、これは現在は神明上の都市下水路というのは開通しているんですね。開通しているけれど、水害はやっぱり出てしまうんですよ。

今後の対策ということで、1点目は「道路等の不良箇所の改善を図ります」こういうふうに言っているんです。2点目は、「姥久保都営住宅内の排水系統の再点検を行いまして、側溝等の整備が不完全なようでございますので、東京都住宅局の方に調査、改善を申し入れていきたい」こういうふうにおっしゃっている。それから、三つ目は「神明上の都市下水路の早期完成によって水の流れをよくしますから、今度はなくなるでしょう」と、こういうふうにおっしゃっているんですね。

ところが、この対策はいずれも現実に合わないんですね。一丁目付近の道路の側溝を調査して不良箇所の改善を図るといっても、改善を図れば水の流れというのはよくなるわけですね。よくなったから、1カ所に集まって水があふれ出てくるわけですね。少ない水の場合はいいですよ。ところが、大量に水が流れ込んできますから水が噴き上げる、こういうふうになってしまっているわけです。しかし、不良箇所を改善するというのは当然なんですね。これはいいことです。別にそのことを否定するわけじゃないんですが、水害をなくすという観点からいくと、これだけではやっぱりよくないんだと。2点目の姥久保都営住宅内の排水系統をよくするといっても、今は大部分建て替えて更地になっているでしょう。雨水というのは、100%とまでいなくても九十数%は全部吸っちゃっているわけですね。だから水は流れていないんですよ。流れていなのに「側溝等の整備します」と言っているんですね。整備したらもっとひどくなるんじゃないですか。というようなことが二つ目にある。それから、神明上の都市下水路というのは甲州街道の排水管を抜けて初めて、その下水路につながるわけですね。水害が起きているのは、その排水管の手前で起きているんですから、幾ら神明上の都市下水路が開

通しても、水の流れがよくなっても、この新町一丁目周辺の水害というのはなくならないんですね。

これは、やっぱり私は水害がどういうふうな状況で発生しているかということを正確に掌握していないことによる若干のずれがあるんじゃないかというふうに、私は受けとめているわけであります。

そこで、ではどういうふうにしたらいいかということになるわけですが、住民の方々といろいろお話を伺いながら、まず原因をどういうふうに見るかということ、私は申し上げておきたいと思うんです。

一つは市側も指摘しておりますように日野台一丁目周辺からもう全部水が下に流れてくる。周辺の宅地化も進んで流出計数が多くなってきたということなんです。その系統が4カ所あるんですね。4カ所の水が1カ所の狭い管に集中してくるわけですよ。一つは日野台方向から来て国道20号線に沿ってきた用水路がありますね。もう一本は第三小学校のわきからずっとおりてくる坂に沿った側溝がありますね。それから、もう1本は新坂下住宅の前の道路のわきに走っております用水路があるんですね。4本目は姫森公園のわきを走っております用水路があるんですよ。あれが、この水のあふれるところへ全部つながって、甲州街道のあの狭いところへ水が集中するようになっているんです。はけるはずがないんですね。幾ら神明上の都市下水路をつくっても、水害なんかなくなるんですよ。あるいは都営住宅の側溝を整備しても水害はなくなるんですよ。大体どこも水害の発生しているというのは、水がいろんなところから集まってくるところに水害というのは発生させているんですね。このところを改善するには、じゃどういうふうにすればいいかということで、いろいろ東京都とも協議をされたりあるいは市の側でも御苦労されて、今考えておられるかと思しますので、その対策を質問したいと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　姥久保都営周辺の浸水につきましては、議員さんも御承知のとおり、現在、栄町、新町の間を通っている都道169号線、この下に日野駅前から管が入っております。これは新坂の樋管がもうできて、この管がつながっております。したがって、この地域に降る集中する雨水、これはこの管に接続しなければ抜本的な解消にはなっていない。先がみな行きどまり——行きどまりというか細い管そのものが流れないわけですから、部分的に改善を幾らしてもこれはだめですということです。そういうことで、この管をできるだけ早く接続するような方法を考えていきたい。

その方法としては、今、日野駅の北側につきましては、区画整理事業を今実施しております。この区画整理事業の中で早くできるだけこの道路用地をあけていただきまして、それで、この下へ管を敷設をして新坂下樋管の方へ流す。これを行わない限り、部分的に手をつけてもほんの気休め程度ということよりできないというふうに考えております。

ただ、姥久保の都営住宅の関係でございますけども、これにつきましては、将来的な管を想定しながら、東京都と今後十分詰めていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 新坂下の都市下水路に管を接続して排水を行うということですね。管の大きさというのはどの程度のものになるんですか。説明がありましたか。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 現在、計画しているのは1,200ミリでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 今、部長の説明のありました1,200ミリの排水管を都市下水路に接続させて、現在の用水路の排水を行うということにしようというわけですね。そうしますとですね部長、甲州街道を横断する排水管と新坂下の都市下水路に接続する排水管和両方に排水系統を分けるということになると思うんですが、そういうことでよろしいですか。はい。

部長がうなずいておりますので、そういうことでいいということで、その認識のもとで今後も質問を続けてまいりたいと思います。

私は、この部長の説明は、確かに一つの有力な方法だと思うんです。ですけれど、いいですか、水害がどういうふうに発生するかというのを、やっぱり今四つの系統から水が集まるというふうに申し上げましたけれど、一番水が出るのは姥久保都営住宅の取りつけ道路の下にあります、ありますね、あれは用水の管なのか排水用の管なのかよくわかりませんが、要するに雨水管がありますよ。その手前、上流のところで水があふれるんですよ。甲州街道の排水管の手前で水があふれるんじゃないんです。都道の手前といいましょうかね、上流部分で水があふれて都営住宅の中を通過して低いところに水がだあって集まっていくということなんですね。ですから、今、部長が説明した今後の対策としての1,200ミリの管を埋設するというのも、これはこれとして有効でしょうけれど、本当に水害をなくすということになるかどうかということを、私は心配しているんですよ。あふれた水を排出するようなことになるわけでしょう。水をあふれさせない

ようなことを考えなきゃ、やっぱり水害そのものをなくすことはできないと思うんですね。この姥久保都営住宅取り付け道路の下の排水管というのはどの程度の管なんですか。現在、埋設されているものですよ。あるいは甲州街道の下のあの埋設管は直径どのくらいですか。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まだ具体的にそこまでの状況を把握しておりません。ただ新坂の下水の管に現在のその姥久保都営の入口の管を上流まで接続できれば、そういう問題は解消できるんじゃないかならうかというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 部長ね、今、解消できるんじゃないかと説明しましたがけれど、水害のあらわれている実態とその対策がちょっと私、ずれているんじゃないかということ、今質問しているんですね。

都営住宅の下排水管は1,000ミリなんですよ。そこの上流の用水というのは幅が1,500の高さが1,200なんですね。ボックス型になっている、あそこは。だから、丸い管よりボックス型の方がはるかに大きいわけですよ。これを勢いよく流れてきて、このちっちゃい排水管のところであふれてしまうんですよ、1,000ミリしかないんですから。だから、1,000ミリしかないというものも正しく掌握した上で対策を練るということ、ぜひ行っていただきたいと思うんです。

甲州街道の下に入っている管も、これも1,000ミリから1,200ミリぐらいなんでね。埋設した当時はそれでもよかったんでしょうけれど、今日の実態には合わないんですね。で、周囲が改善されているにもかかわらず、この部分だけが改善されないということがありますので、ぜひこの新しい対策を行う上で東京都の住宅局とも十分協議を行って、この取り付け道路の下の1,000ミリの管を大きくしていただきたいんです。ここを大きくしないと、水があふれるものを解消することはできないと思うんです。ここを大きくすることによって、ここを抜けて直角に用水路に当たるのが、左右に排水系統に流れていくということをやれば、私は水害はなくなるんじゃないかというふうに考えているんですよ。ぜひそのことは、市だけがやるんじゃなくて、住宅局にやっぱり半分は責任ある問題だと思うんですね。それを強く申し入れを行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

さて、その対策の工事ですけど、大体いつごろになる見通しですか。もう水害問題ですから急ぐわけですね。今後の年度がわからないということはないと思うんですけ

れど、1,200ミリの管を入れるのはいつごろになる見通しだとお考えになっているというのを伺っておきたいと思うんです。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 御承知のとおり、この箇所は組合施行の区画整理事業でございますので、できるだけ早くその用地があくような方法で指導はしていきたいと思っておりますけれども、非常に市の方で優先的というわけにもなかなかいきませんけれども、一応今の時点では8年度、来年度でございますけれども、できるだけそういうふうな方法で指導していきたいな、用地をあけるような方法で指導していきたいなというふうには考えております。ただ、用地があきますと、当然その中で今度は下水の方の事業費の中でそれを計画的に進めていく。今、御指摘をいただいた上流関係もよく調査の上、進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） もうちょっと念のために伺っておきたいんですが、区画整理事業の中でやっていくということのようですね。それで、8年度に用地をあけてもらうように強力に働きかけていきたいと。で、組合の方で了解して見通しがついたということになりますと、8年度で予算化できるということですか。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） これからまだ日野駅北につきましては、まだ換地が発表されていない状況でございますので、そういう用地がうまく建物がかからないで入るかどうかという問題がございますので、そこら辺もよく調査しながら、これから強く要請をしていきたいというふうに考えております。

ただ、では8年度の、来年度の早い時期にそういう状況がわかれば8年度の途中で補正なりそういう状況は可能だと思いますけれども、現時点でいつというふうな余り正確なお答えはちょっとしかねる状況でございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） 余り細かいところまではなかなか答弁できないかもしれませんが。ぜひ、こうした状況を踏まえまして努力を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

今月の5日の日でありますけれど、都営住宅の住民の方など、現地で東京都住宅局の方においでいただきまして、この浸水問題についての現地の説明を行っていただきました。村松都議の紹介で説明ができたわけでありまして、これによりますと、東京

都の住宅局もある程度考えている。ある程度ですよ、ということがわかりました。市側の対応についても書いてあるんですが、東京都だけの点で申し上げますと、緊急対策として国道20号線からの雨水ができるだけ団地内に流入しないように、既存道路をマウントアップする（調査して必要に応じて実施する）と言っているんですね。マウントアップすると言っておきながら、調査して必要があったらやるなどという、こんな言い方はないんじゃないかと私は思うんですけど、しかし、東京都はある程度そういうふうを考えているわけですから、ぜひ日野市からも強く押していただいて対策をとるようにはしていただきたいと思うんです。

それからもう一つは、団地の遺跡調査完了部分に雨水の調整地を設けますと、こういうふうに言っているんですよ。これも括弧して調査して必要に応じて実施すると言っているんですね。非常にあいまいな点は残しているんですけど、今更地になっている部分を臨時的な調整地に活用してもいいですよ、こういうふうに東京都は言っているわけですよ。これは、私は非常にいい方法だと思うんです。すぐ建て替えの工事にかかるわけじゃありませんから、その建て替えの工事にかかるまでの間、更地になっている部分を調整地にして用水の水をそこに一たん逃がすというようなことなどを考えていただければ、私は緊急対策の一つとして有効なんではないかと考えております。現地でも、東京都にぜひともこれは実施していただきたいという要望を行ったわけでありますけれど、市からも強くそのことを要望していただきたいというふうに思います。先ほどの道路の下の埋設管のこととあわせて、東京都の住宅局との協議は私は非常に大事なことじゃないかと思うので、強く要望しておきたいと思います。

以上、具体的な点なども述べましたが、このほかに市内で南平、三沢、百草、落川でも道路上の冠水等がありましたけれど、時間も余りありませんけれど、簡単にその辺の地域の今後の対応について、お考えを示していただきたいと思うんです。

○副議長（宮沢清子君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ただいまの御質問の箇所ですけれども、一応、三沢地区、それから百草地区、落川地区、南平地区、こういった点で何カ所か発生しております。それで、既に三沢地区につきましては工事を発注している、こういう状況でございます。工事内容は道路の、いわゆるマンホールが噴き上げた関係で路面が持ち上がった、こういった箇所、それから、三沢地区センターの東側につきましては法面の土砂崩れ、こういったことでございます。それから、百草地区につきましては、これは百草の駅の南側、都道に接続している市道でございます。これについても道路の排水が雨水管に飲

み込めない、こういうふうな原因でございますので、その原因を直すための工事を発注してございます。それから、落川地区につきましては、先ほど写真にあった箇所、それから、もう一つは多摩市境のところですけども、これは両方とも、簡単に今回処置ができるというような状況のところではございません。多摩市境につきましては、都道の3・2・7号線の改修を待って、その雨水管に処置をする、こういうことが対策上の問題かと思っております。それから、写真にありました三沢地区は昔の用水がございまして、それが京王線を横断している関係で、非常に流末処理が難しい、こういったことで、あそこは土のう等を運ぶことによって民家に入らないような処置をしたい、こう思っております。それから、南平につきましては、市営住宅の関係で市営住宅の東側の部分ですけども、これはやはり新たな雨水管を新設しませんと対応ができない、ということで、今の段階では処置ができない。したがって、今後積極的にこういった地区につきまして、対策を講じていきたい、ということでございます。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） はい、わかりました。

最後に市長に一言、水害の問題で就任以来ずっと市長も取り組んでまいりました。改めて今回の水害に直面いたしまして、決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。残り時間3分ですのでお願いいたします。

○市長（森田喜美男君） 具体的な現地の事情について、いろいろ御指摘をいただきました。日野市という地域がもともと水に恵まれて水田地帯であった。それを自然の地形に大きな変化を加えて今日、都市化の方向に進まざるを得なくなったという宿命的な事情が多々あるわけであります。一応、治水につきまして、これまでのかなり当初行った手だてによって治水ということについての大きな解決はなし得たというふうに思っております。根川の流末から重要河川として日野の地域の大きな排水路を整えてあります。ただ、異例といいましょうか例外的な雨にどうしても弱いという点は残らざるを得ない事情にありまして、これらに対するこれからもう一度見直す対策が必要だなということをつくづく感じております。割合わかりいい課題でもありますし、それから、きょう担当者も極めて事情もよくお答えもしたわけであります。はっきりと課題ということが指摘されておりますので、大きく取り組んでいきたい。こういうふういきょうはお答えをすることであるというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 板垣正男さん。

○19番（板垣正男君） ありがとうございます。

市側の積極的な対応がきょうの答弁だったと、私も受けとめております。今後も一層の取り組みを最後に要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって15の1、水害の解消にむけていっそうの努力を（1）多摩平六丁目の水害、（2）新町姥久保都宮住宅周辺の水害、（3）その他の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時5分 散会

9月14日 木曜日 (第6日)

平成7年
第3回定例会

日野市議会会議録 (第23号)

9月14日 木曜日 (第6日)

出席議員 (28名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
26番	旗野行雄君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (2名)

25番	福島盛之助君	27番	小山良悟君
-----	--------	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
企画財政部参事	平 井 忠 君	業 務 課 長	山 田 政 男 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成7年9月14日(木)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時5分 開議

○副議長（宮沢清子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問16の1、ごみとどう付きあうか（その2）の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔3番議員登壇〕

○3番（菅原直志君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

前回の一般質問に続いて、この谷戸沢処分場の問題について取り上げていきます。

この夏、処分場をめぐる一連の出来事については、新聞報道やテレビでのニュース、またはその中で、30分物の特集などで報じられてきました。また、社会問題を取り扱う週刊誌でも大きく取り上げられ、市民の中でも問題の重大さが認識されてきたのではないのでしょうか。

第2処分場のトラスト運動の市民への職員の研修について、お伺いしたいと思います。

7月11日、12日の新聞報道によりますと「処分組合へ構成自治体から合計61名ものの職員が研修名目で派遣されている」とありました。この職員の派遣について、事実関係を教えていただきたいと思います。

日野市からは、どの役職の方がどのくらいの期間、研修したのか、派遣した方々の身分保証はどうなっているのか、事故に遭った場合の補償問題はクリアされているのか、実際にはどのような業務について研修したのか、日野から行った研修生は実際にはどこに行ったのか、研修の目的は何だったのか、これらのことについて質問いたします。

お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 広域処分組合への職員の派遣についての御質問でございます。

広域処分組合への職員につきましては、その研修ということで派遣をいたした経緯がございます。処分組合には、構成市町がございますが、その中で理事会等が持たれまして、相互の自治体の職員研修ということで、職員組合での仕事を一応実務的に研修を

していただくという話し合いが持たれたわけでございます。その結果、それぞれの構成市でもそのような研修を受けようということで決まりまして、研修派遣の協定を結んでございます。

日野市からは2名ということで派遣しておりますが、この期間につきましては、7月6日から18日までの13日間ですが、実質的には、土曜、日曜を除きますと9日間ということになります。

これら2名につきましては、市からは管理職の職員を派遣いたしました。この職員に対しましては、処分地組合では吏員の併任発令ということで発令を行っておりまして、その内容、仕事といいますか、研修実務につきましては、用地買収業務ということで行っております。

御質問にありました身分等でございますけれども、協定に基づきまして給与等の取り扱いにつきましては、給与はその間、実質9日間でございますけれども、日野市の負担としております。

また、処分組合で仕事をしていく中で、出張をするようなときの実費弁償といいますか、旅費につきましては、処分組合の負担ということになっております。

それと、勤務時間、あるいは休暇等につきましても、処分地組合の条例を適用することになりました。

期間中の事故等の災害補償につきましては、これは派遣市である日野市の方で負担をするというような状況でございます。

それと、用地買収業務ということでございますが、特に第二処分場をつくるために用地を取得しなければなりません。この未買収地域につきましてはの地権者に対しての用地交渉ということで実務を行っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） ありがとうございます。

この研修は協定書にのっとって行われたということは私も理解するところ。今回の研修は、日野市の職員に課せられております職務に専念する義務にそぐわないのではないかという印象もあります。その点については、どのような理解のもと、職員の人選または派遣がなされたのか、説明していただければと思います。

日野市の職員には、職務に専念する義務があります。今回の場合、その義務を結果的に怠ったことにはならないでしょうか。私には、いま一つ理解できる場所ではあり

ません。確かに日野市の条例の中にも「職務専念の免除に関わる規則」がなされていることも知っていますし、今回の派遣がその協定書の中で、第9条「職務専念義務の免除、派遣職員の職務に専念する義務の免除については、乙（処分組合）の職務に専念する義務の特例に関する条例を適用する」という文書もございますので、一定の理解は示しておりますが、しかしながら、理解には苦しむ。

そもそも、この業務が、用地買収業務というものが研修なのでしょうか。研修には一定の目的があり、それなりの成果が求められます。この用地買収の業務には、研修のにおいがしません。担当部局は、この研修に対してどのような行政上の効果を期待して派遣をしたのでしょうか。

地方公務員法第7節第39条には、職員の研修についてうたっております。「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならない。」このように書かれております。今回の研修について、決して勤務能率の発揮及び増進にかかるとは思えません。この点について、どのように考えているか、御見解をお伺いします。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 職務専念義務ということでございますが、これの免除に関する条例がございます。本来の仕事を外れて行った場合のことでございますが、研修は、その中の一つでございます。研修をするということ、研修所へ行って研修をする、あるいは今回のように他の団体に行って研修をする、あるいは民間団体といいますか、民間に行って研修をするというようなことで、研修の期間は本来の職務を離れるわけですが、これについては職務の免除ということで条例で規定しておる範囲でございます。したがって、研修ということが職務専念の除外ということで、該当するというふうに理解しておるところでございます。

それから御質問にありました、今回の研修がその条例等にそぐわないのではないか、というような御質問でございます。研修は、いろいろな研修のスタイルがあるわけでございます。用地買収というものにつきましても、日野市でも用地買収というものは実務的には行っておるわけですが、それは一担当部署でやっておるわけでございます。今回、広域処分地の実務ということだと、また日野市とは別の角度での業務、目的を持っておりますし、また、その内容も、日野市が行っております公共事業とは別の目的のものでございます。したがって、そういうようなものも広く経験するというようなことで、実務経験ということを期待いたして派遣をいたしておるということでございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 実務経験ということですが、これは見方の問題だと思います。しかし、市民からは、やはり疑問の声が上がっていることも、これは御存じのことだと思いますので、そのあたり、よくよく考えていただければと思っております。

しかし、本音のところ、やはり処分組合からの要請には断れないということだと思います。市長のおっしゃる連帯の責任で対処するという言葉が、このあたりに反映されているのかもしれませんが。今までの日野市と処分組合の関係を考えても、その真意は十分に伝わってくるところです。日野市の重要なポストにある参事またはもう1人の方を、正味2週間も役所の業務につかなくても処分組合の派遣に応じた、それだけ大切な業務だったのかもしれませんが。しかし、何度も言うようですが、そんなに大切な業務だったのか。実際には、トラスト賛同者が一律1万円で買った土地、これには経費も含まれておりますので1万円なんです、その土地を1,300円で売却交渉に臨んだという情報も入ってきており、決して本気で買収しようとしているとは思えません。そうすると、この研修の本当の目的は、代執行のための手続ととれます。一部市民からは「市役所の人は、相当時間に余裕があるのね」という声も聞かれました。

さまざまな疑問のある中で、この派遣研修が行われました。このこと一つとらえても、処分組合と日野市を含めた構成市町は密接な関係にあると判断せざるを得ません。今までは「処分組合は特別地方自治体であり、独立している。処分組合の事業に対して日野市はこう言えない」という声が聞こえてまいりましたが、今回の一件をとってみても、日野市と処分組合の関係は、財政的にも人事面でも非常に近い関係にあり、その処分組合には当然、意見してもよい状態ではないかと考えます。今回は、これらを踏まえて質問をしていきます。

そもそも処分組合は、各自治体の責任ある事業を、これは今回はごみ行政を、近隣自治体と共同で行う方がよいと判断されるから設立されるものであり、本来の責任は、その構成する自治体が持つべきものだと思います。そのために、理事として市長が任命され、議会選出の議員が処分組合議会の議員となっているのです。これらのことを踏まえて、これからの質問に答えていってほしいと思います。

6月議会以降の処分組合の対応や、または市民団体の動きなどを、簡単に結構ですので事実経過をお伺いします。また、何らかの御感想があれば、お伺いいたします。

お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

6月議会以降の動きということでございますが、私どもの知り得ている範囲で御説明申し上げます。

7月29日に地元の第三自治会あるいは日の出町と、対策協議会と申しましょうか、谷戸沢処分場の対策協議会でございますが、これらを常に持っておったわけでございますが、これが開催されました。前回のお話、今までの情報の公開は、三者間での了解が必要であるということで、開示をしないという方向を出しておったわけですが、7月29日の協議会で合意が得られた、そのことから開示の決定をいたしました。

その後、双方でいろいろな協議をいたしております。最終的には8月22日でございますけれども、東京弁護士会館で処分組合側から6名、相手側から4名、当然、双方の弁護士も含めておりますが、協議をいたしました。その協議は、開示に向けての協議でございまして、その一つには、間接強制金の支払いということが出てまいります、これには双方の主張には多少の食い違いがあるということでございますが、これらについては、今後、東京地裁の方へ仮処分と間接強制の停止の申し立てを行う、こうすることで「強制金の支払いについては8月7日以降、処分組合としては支払いを停止します」こういうことに話し合いいたしました。その後、新聞報道によりますと、8月9日までの2日分は支払うことで一致したというような情報が私どもにも入ってございます。

そして、この開示の方法でございますけれども、9月9日の土曜日か、あるいは13日の水曜日、この日に開示をするということを話し合いの過程の中でございます。

次に、開示の方法でございますけれども、日の出町自然休暇村管理センター会議室で行う。

今度は、開示の資料でございますけれども、これらにつきましては、その会議の席上で一応の資料の点検をいたしました。そして、まず、5点に分かれておるわけでございますけれども、遮水溝の点検、補修記録、それから2番目は、地下水——排水溝から集水される地下水の細目協定書の中に別表1というのがございますが、その水質検査データ、それから貯溜ダム左岸部に設置されたモニタリング井戸の細目協定書も、この別表2にございますけれども、この水質検査データ、それから防災調整池の細目協定書別表のまた1にございますけれども、これの水質データ、5番目といたしまして、防災調整池放流溝下の底質、底の質というふうになります、この分析データ、これらをそのときに点検をしたということでございます。

その後、きのうが13日ということですが、きょうはまだ最新の情報というのは伺っておりませんが、そのような形で協定の合意が得られたので、水質の検査データの開示の決定をした、こういうことでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 見解の方はちょっと出なかったのですが、それはそれで結構なんですけれども、現在、市民団体が裁判所を介してデータの開示請求を起こしているのは、これは周知のことだと思います。このデータの中で電気伝導度、これのデータが開示されていない。処分組合は「データはもともとない。不存在である」としてしておりますが、ここについては、学術的にも一般的にも非常に奇妙な印象を受けます。この電気伝導度というのは、水質の汚染の現状をあらわす基本的なデータです。先日も橋本議員の一般質問の中にもありましたけれども、一般的には電気伝導度から特定の物質についての汚染はわかりません。しかし、この電気伝導度が水中にある重金属物等の含有がわかる一番最初のデータだと聞いております。かなり重要なデータであることは間違いありません。その重要なデータが、目視のみで検査されているとは考えにくい状態です。通常の検査の中で汚染の可能性が出たときに、まず電気伝導度のデータに異変が起き、次に各データに細やかな数値が明示される。この電気伝導度のデータが目視のみの検査であったならば、業務上の怠慢としてとられる可能性もあります。この電気伝導度の不存在については、最近になって突然、処分組合が「ない」と言い出した経緯があります。しかも、かなり唐突な発表でした。これを理解するには、過去の歴史的経過を説明する必要がありますので、少々お時間をいただきます。

第1点。谷戸沢処分場の汚染疑惑が発覚して公害調定が行われました。これは93年7月9日から94年10月14日にわたって行われたものです。この中で、データの不存在を表明する機会があったのに、表明していなかった。

次に、ことしの春のデータ開示の仮処分の決定が下された時点でも、データの不存在は表明できたはず。これが第2点。

それ以前にも、その以後も、さまざまな形で市民団体または裁判所との交渉が行われてきたわけですから、最初から「電気伝導度のデータは記録していない」と言えばよかったはず。それを言わずに、最後の最後になって「データは不存在」では、理屈は通らないのではないかと思います。

市民団体の方では「データはあるはずだ。実際にデータを転記するのを見た」と言っ

ております。処分組合は「データは目視のみで、記録はしていない」と言っております。お互いの言い分が全く違うのです。どちらかの勘違いでなければ、どちらかがうそを言っているとしか考えられない。このままでは、お互いの不信感ばかりが募ります。非常によくはない状態だと思います。構成市である日野市としても、この状態は黙って見過ごすわけにはいかないのではないのでしょうか。

また、このような問題もあります。処分組合は8月の開示交渉開始以降の間接強制金の支払いを一方向的に停止しています。これはどうしてでしょうか。このことについて、同じ一地方自治体としてどのように考えていけばいいのか。司法国家を標榜する日本において、行政が裁判所の決定に背き、その賠償としての間接強制金の支払いを一方向的に停止するということは、通常、考えられません。このことについて行政上、問題はないのか、一般的にはどうなのか、見解をお伺いしたいと思います。

また、一部には誤解があるようですが、間接強制金というものは、仮処分に従わないための罰金であり、もっと言えばデータを開示させるための罰金なのです。ここをしっかりと押さえておきたいと思います。仮処分の決定が下されて、市民は日の出町に行きました。そこで開示を拒否されたので間接強制の申し立てをしたというのが経緯です。そのことから考えると決して、データ開示をするか、強制金を支払うか、二者択一の中で選んだということではありません。民事執行法第172条には、このように書かれております。

民事執行法第172条「強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、または、相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債務者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。」——これによると、先ほども言いましたが、間接強制金は債務の履行を確保するため、つまりデータ開示させるための強制金であり、債務者に支払うべき金銭の額は1日15万円であり、30万円であったのです。ちなみに、間接強制の前段階となった仮処分命令については、民事保全法第24条に、このように書かれております。——民事保全法第24条「裁判所は仮処分の申し立ての目的を達するため、債務者に対し、一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、または保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることが出来る。」

今回の仮処分の申し立ては、あくまでもデータ開示のみであり、金銭の支払いについては触れられておりませんでした。そのことから、先ほど述べたデータ開示か、30万円支払うかという二者択一の議論ではなかったのです。

また、そもそも仮処分とは、その決定を不服とする申し立てがあったとしても、裁判所の決定には従わなければならないものであり、これは法治国家の大原則であると聞いております。その仮処分に従わないのは異例のことであり、行政が仮処分決定を無視することは、許されざることではないでしょうか。そして、もう一度言いますが、間接強制金は仮処分に従わないから、その罰金として裁判所の判断のもと、支払いを強制されているわけです。ならば、支払いの停止についても、裁判所の決定を待つのが本当のあり方ではないでしょうか。その点については共通の認識を持っておきたいのですが、よろしいでしょうか。

さて、もう一つ質問します。組合議会の理事である市長にお伺いします。今までにも何点か質問してまいりましたが、この間接強制金の一方的な支払い停止、これについては理事としてどのような見解をお持ちなのか。

もう一つ、質問します。現在、処分組合が支払った間接強制金は1,755万円ですが、実際はもっと多いと思います。先ほども述べたように、処分組合は8月上旬から支払いを停止している。ここ1カ月以上は払っておりません。単純に1日30万円とすると、あと約1,000万円が加算され、2,700万円相当の支出が本当の姿となります。これらのお金は、そもそも市民の税金であり、大切な公金です。この支出自体には、さまざまな市民から処分組合に監査請求が出されました。しかし、十分な聞き取りが行われないまま監査が取り下げられた、そのような経緯があります。さて、この間接強制金の支出に対して、どのような見解をお持ちなのか、市長の見解をお伺いいたします。

お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前回の6月議会の質問に対しましても、谷戸沢処分地、つまり多摩広域処分場の問題は非常にまずい動向にあるという言葉で、お答えをいたしました。

また、このたびの議場におきましても、御質問に対して、ごみ処分を中心とする課題は、自治体の固有の義務ではありますが、非常に処分場の確保に対して困難な状況があり、また、利害関係というよりも、環境を守ろうという市民運動の活動とあわせて、非常に困窮の状況にある、矛盾の集積した状況にある、というふうにお答えをした経過がございます。日野市自身といいましょうか、一構成団体といたしまして、連帯責任の立場にあるということも、これもまた現実の責任であります。

今、一連の御質問をいただきまして、菅原議員さんの理論構成から見ますと、まさ

に御主張はそのとおりであって、そのことに対して行政側が反論をしたり、正当性を唱えるということは難しい立場にあります。

間接強制の問題にいたしましても、あるいは職員研修のことにいたしましても、前提とする行政の責任といたしましては、どうしても第二処分地の確保ということが焦眉の気運として、ここ1年数カ月後に迫っておるものですから、いろいろな無理が伴っておるということを申し上げなければなりません。

御質問の理論構成で、1点ずつ御質問があるとしましても、なかなか反論をしたり、また理解のできる説明がしにくいわけであります。そういうことで、大局的に行政をどう処理をし、解決をしながら、前向きに行政の責任を果たしていくかということから考えますと、いろいろと理不尽と言われる部分もないわけではありませんが、やはり当面の課題は、一応責任を持って実現、実施しなきゃならない、そういう立場にありますことを御理解をお願いしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 市長のお心苦しいところ、わからないでもないですけども、行政の長として、そしてまた市長も1人の市民として、この問題はやっぱり真摯にとらえていただきたいというふうに思っております。どこから風穴をあけるかということだと思うんです。そして、過去、未来にわたって、行政上の汚点とならないように、この問題を考えていかなければいけないと思います。今回の谷戸沢の問題は、ある意味では訴訟合戦とも言える状況をつくり出しているんです。簡単に、この訴訟で何がわかってきたかということをお話させていただきます。

昨年の11月、資料の閲覧と謄写を求める仮処分申し立て、これが市民団体から出されました。年が変わって2月になると、第二処分場差し止め提訴、これが出され、これが本訴として今、係争中のことであります。3月8日には仮処分の決定が出されました。この当日、同じ日に、日の出町はこれを拒否しました。それで3月9日、翌日になって間接強制の申し立てが出されたということです。組合の方では、仮処分に対する異議と執行申し立てを出しました。この執行停止申し立てについては、却下されています。そしてまた、後日、仮処分に対する異議申し立ても却下されている。3月22日には、仮処分申し立てと、裁判官忌避の申し立て、これは裁判官はおかしいんじゃないのという申し立てですが、これが出されました。3月23日に、裁判官忌避申し立ては却下されました。組合は即時抗告をしましたが、これについても高等裁判所の中で却下されている。5月8日に間接強制があり、そして8月になって間接強制が一方的に今、

停止されている、こういう状況です。

このような経過でわかるのは、組合側が訴えてきたこと、これらがことごとく却下、棄却されているということです。司法の判断に対し不服を申し出るのは、当然の権利です。しかし、この流れは見過ごすことができません。

9月4日の裁判所の判断、これは先ほど申し上げました仮処分の申し立てに対する判断が下されたわけですが、これまで問題とされてきた公害防止協定に書かれている周辺住民はだれかということ、また証拠保全の必要性について、明確に書かれております。ちょっと紹介します。私、コピーを持っておりますが、正式名称「平成7年モ第732号、資料閲覧謄写、許容仮処分異議申し立て事件」、これについての決定です。この中には、つらつらと書いておりますが、かいつまんでお話しさせていただきます。

第3ということで「争点に対する当裁判所の判断」というところがあります。ここを読んでみます。まず第一義に、本請求が公権力の行使にかかわるものであるということについての主張について。これは民事保全法に規定する仮処分をすることが許されないとは言えない。仮処分は、これは当然の判断であるという理解です。そして「周辺住民の解釈及び閲覧請求の範囲」というところでは、次のように書かれております。「債権者は、債務者、日の出町の第22自治会の構成員であり、本件処分場から約300メートルの距離のあるところに住んでいる。債務者、組合は、右周辺住民とは公害防止協定を締結した自治会構成員に限られると主張しております。しかし、公害防止協定の規定の文言上、自治会構成員については、12条の冒頭で甲が指名する甲の職員、甲または丙が委嘱する監視員並びに丙の住民を監視員などと定義し、この中に含有されると解されるところ」というところがありまして、中断、抜きます。「一般的に本件処分場の近隣に住んでいる者のことを周辺住民と解するのが相当である。また平成4年1月ないし2月ころまでは第3自治会、第22自治会のいずれにも属さないが、日の出町住民である者からの資料閲覧請求に対して、債務者、処分組合は、日の出町保健衛生課を通じて本件処分場への搬入トラック台数台帳、各地でのごみの焼却残滓の成分表、処分組合が定期的に調べている水質検査などの資料の閲覧に応じており、資料の閲覧請求権者を第3自治会の構成員に限定するような実際上の取り扱いはなされていなかったことが認められる」、こういうことが書かれております。

また、証拠保全に対しては、どのように書かれているかと申しますと、「3、保全の必要性について」というところで、債務者らは従前、格別地元自治会の構成員に限定せず、日の出町住民からの本件処分場の資料閲覧、謄写請求に応じてきたが、平成4

年21月以降これを拒むようになり、その理由も、当初は準備に時間がかかるなどの形式的な理由をつけていたこと、第2点として、住民側から本件債務者ら外26名に対し、平成5年7月9日に東京都公害審査解に調定が申し立てられ、債務者側は独自の調査によると汚染の事実が認められないとして、資料閲覧の必要はないと一方的に述べるのみで、調定委員長が共同調査を最終勧告したがこれを拒んだ。平成6年10月14日、調定打ち切りとなったこと。

第3点として、当裁判所において本件請求について証拠保全決定が出されたが、債務者らはこれに従わず、ということがあります。

第4点。同じく本件資料の閲覧、謄写請求を認める仮処分決定の発令後も債務者らは閲覧、謄写に応ぜず、右仮処分決定の間接強制に関する決定が発令されても応ぜず、現在まで間接強制金を支払い続けていることが認められる。以上の事実には照らすと、本件処分場内の処理水や周辺の河川、井戸水などの水質環境調査によって、特に環境保全上、問題のあることを示す数値が出ていないことを考慮しても、なお本件処分場の安全性を示す本件資料について、湮滅、改ざんなどがなされる危険性が高いと見られるので保全の必要を認められる。——ここまで書かれているわけです。

裁判所の中で、処分組合が資料を湮滅、改ざんするかもしれませんよと、ここまで判断している。これは重大なことではないかと思います。本当はもう少し市長の御見解を聞きたいんですが、先ほどのやりとりからもわかるように、なかなか引き出せないかもしれない。となると、ストレートに市長個人としてはどう思うのかということ聞いていくしかないんじゃないかと思います。

前回の質問の答弁についてもそうでしたが、市長は今回の問題について、連帯責任で臨むと答えております。市長の考える連帯責任とは何なのか、具体的なものがないのです。簡単に連帯責任とは言えない状況は十分に承知されているとは思いますが、例えば、既に支出された間接強制金には、その返還を求める訴えも出されている。このような状況の中で、どのようにして連帯責任というものをとらえていけばいいのか、これについて、時間も余らないので簡単に結構なんですが、お答え願えればと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 連帯責任というのは、法律用語といたしましても、今回の場合、一加盟団体として執行部の処理とともに公表する、こういうことであります。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 市長、私やっぱり本当に、データは開示すべきだと思うんで

す。

そして、残りの1点、ありました電気伝導度、これは本当はあると思っていますが、本当はあるんでしょうか。お伺いします。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 結論から申し上げまして、電気伝導度は、常時観測データでございますが、これは存在しないというふうに思っております。

この電気伝導度の問題は、菅原議員さん、先ほどから御主張なされております内容は、当事者間でのやりとりが相当ございます。それぞれにつきましては、この8月22日に双方で協議した内容といたしましては、今後、その電気伝導度の存在、これについては裁判で決着をつけるということになっておりますので、それぞれの主張の中で司法の見解ということになろうかと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） これはまた別の場で、いろいろとお話しさせていただければと思います。

もう一つ、通告の中で、リサイクル社会、これをやっぱりつくり上げていかなければいけないということも触れておりますので、これについてもお話しさせていただこうと思っております。

日野市としてもリサイクルを考えていくときに、何が出来るかということを、これからずっと考えていかなければいけないと思います。これまでのリサイクル社会の構築については、さまざまな議論がされておりますが、今回は日野市の庁舎の中や、またはイベントなどの事業の中でできる、ごみを出さない業務のあり方について考えていこうと思っております。

先日、市政図書室から、あるお礼状が届きました。これは、市政図書室が各議員の市政報告やレポートを集めておりまして、私もそこに協力したために来たお礼状だったのですが、この封書を受け取ったときに、私ははたと思いました。わざわざ、礼状を御丁寧にあいただけるのはありがたいんですが、そこまで必要なんでしょうか。この1通にかかる郵送費、紙の消費、これらを考えるとむだな面というものがあるのではないだろうか。本当はこういう身近なところからごみの発生を抑えていくべきではないか、こんなふうに考えたわけなんです。別に市政図書室をやり玉に上げるつもりは全くありません。同じような状態というのは、この庁舎の中の業務全般に言えることではないかと思

います。あくまでも、たまたま私の目にとまったので紹介させていただいた経過があるわけですが、考えれば、丁寧に、正確にということが、この1通の封書にかかっているのだと思います。でも、ここらでもう一度、業務を見直す必要があるのではないのでしょうか。郵送物の発想に必要以上のものがないだろうか、紙の消費にむだはないのか、私も庁舎内でリサイクル運動をされていることは知っておりますし、それを否定するつもりは毛頭ないのですが、もう一つ進めていただきたいと思います。この点について、担当部局、どのようにお考えなのか、御意見を求めます。

もう一つ、今度はイベントの方なのですが、日野市でも1年じゅう、さまざまな形でイベントが組まれております。特に野外でのイベントでは、出店などが出店されてにぎわっているわけですが、私はこの出店で出るプラスチックトレイの問題を取り上げたいと思っております。現在のイベント等では、このプラスチックトレイの処理をどのようにしているのか、質問いたします。

この2点、お願いします。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 役所の業務の中でのリサイクルということでございます。

特に紙の問題でございますけれども、郵便物の御指摘がございました。いろいろな郵便物がございます。その年によって、事務報告でも出ておるんですが、かなり枚数が前後していることが多いわけですが、これは分析いたしますと、やはりそれぞれの行政事務の中の波によって郵便物、あるいはペーパー等の使用が多いわけでございます。たまたま数字だけの、郵便物の数量だけを見ましたところ、特に多い年等がございますので、その分析をいたしましたところ、やはりその年は選挙が多かったというようなことで、市民1人当たりに入場券を配っているというようなことで郵便物が多かったというような分析も出ておりますが、これは特例といたしまして、できるだけ今後、節減するというようなことは常時考えておるわけでございます。郵便物ではございませんが、特に印刷物につきましては、できるだけ数量を減らすというようなこと、出版物、冊子につきましても、在庫を残すような印刷をしないというようなことでも心がけておりますので、予算書なども数量が減ってきているというようなことがございます。庁内で用紙あるいは郵便物については、総務部が総括管理しておりますが、それぞれの担当のところに、事務事業をする担当の中で節減等に努めるよう、今後も指導していきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 2点目でございますけれども、イベントでの不燃物等の扱いということの御質問でございました。ここでまた日野のお祭りもございますけれども、いろいろ今まで地域で行われております夏祭りや盆踊り、これがございまして、子供会なども参加しておりますが、またそれがさらに今後、産業祭、これも出てまいります、この主催者に対しましては、ごみの出ない、出さない、こういう方法でイベントのお願いをしているという状況でございます。どうしてもごみが出る場合には、徹底したごみの分別をお願いする、こういうことでございまして、回収容器などがない場合にはコンテナの貸し出し、あるいは空き缶プレス機、このようなものの貸し出しもいたしております。

ただ、大きな行事になりますと、主催者側で管理し切れない、つまり露店商というような方がかなり出します。この場合には、保健所の食品衛生法との関係がございまして、容器は大変、最近の環境問題では不本意なんです、何か使い捨て容器を奨励するといいたしましょうか、それを条件にしているというようなことも伺っておりますので、その辺の管理がまた、それは産業廃棄物として別に処理するということになるわけでございますけれども、その辺のところは今後のまた私どもの課題にもなろうかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） 庁舎内でのお話をいただきましたけれども、御努力されていることは重々私も理解しているところですが、例えば議員と市役所の間だったらば、ある意味ではわかり合える関係だというふうに思っておりますので、例えば丁寧に郵送されるのであれば、そこまでされなくてもいいんじゃないかと、そういう具体的なところ、細かいところだと思いますが、検討していくこともこれから必要ではないかというふうに思います。

また、イベントでの不燃物の取り扱い等、また今回の場合はプラスチックトレイのことについてなんですが、これはイベントの性格として、やはり市民のリサイクル意識の高揚になることは確実だと思います。現在はこのトレイを販売から回収まで一手に引き受けている業者もあると聞いております。この業者は、自分たちが製造したトレイを販売します。そしてイベントの後、終了後に回収します。そして、この回収したトレイを工場で溶かしてまた再生している、こういう業者もあります。行政としても、調査研究などをしてこのプラスチックトレイのリサイクル、これを研究していただければと

思っております。

この業務の刷新などについては、ふだんの業務を注意して観察する必要があります。庁舎内の文書規定には、それぞれの文書の保存年限が記されております。この中で、毎年更新するために捨てている書類がかなりあるはずで、これらの書類を中心にしたり、また大胆な文書の削減をしていくことによって、かなりの量の書類が減っていくのではないかと思います。ぜひ御検討をお願いします。

また、庁舎内の回議書のあり方も検討していく価値があると思います。基本的に、1件につき1枚の回議書が必要になっているのは、理解しております。しかし、時代の流れは、それらを省略していく方向にあります。そして業務や資料の削減によって出るマンパワーを有効に振り分けていく、この方策を考える時代になっております。それには、やはりコンピュータの導入が必要不可欠だと思います。コンピュータの導入と聞くと、アレルギーを感じられる方がいらっしゃるかもしれませんが、しかし、そんなことはありません。確かにすべてを理解して利用してやろうと思うと、すごく勉強しなければいけませんが、最低限のことをしようとすると、とても身近になるのがコンピュータなのです。実際に身近にもあると思います。銀行でキャッシュカードを使っています。コンビニで買い物をします。また、チケットピアや、そういうチケット販売のところで、コンサートなどのチケットを買われる方もいらっしゃると思います。これらはすべてコンピュータによる、コンピュータがあるからこそできる業務なんです。システムの開発によってこれらの事業が成り立ったのです。これらの業態の特徴の一つにも紙を使わない業務があるわけですが、そのほかにもたくさんのメリットがあることは、明確なことであります。

政策決定のための情報の共有化が図れたり、情報の検索の能力は、人間の比ではありません。日野市内の情報から、またはさまざまなエリアでの情報まで、いつでも呼び出せる。各部署の連絡も簡単になります。パソコン通信や独自の仕組みを開発すれば、市民への情報提供もできます。通常の業務が迅速になるだけでなく、阪神大震災等に代表される災害のときの対策にも、その真価を発揮していきます。コンピュータ導入については、今後さまざまな形でもお話しさせていただこうと思いますので、今回はこの程度の提言にとどめておきます。

それでは、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって16の1、ごみとどう付きあうか（その2）の質問を終わります。

一般質問16の2、新たな防災システムを構築せよ！の通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

○3番（菅原直志君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1月の阪神・淡路大震災から8カ月が過ぎました。被害に遭われた方々、神戸を中心としたまちは、今、再生に向けた新しいスタートを切っております。しかし、災害のつめ跡は、いまだ解決せず、暑い夏を避難所で過ごされた方々もたくさんおります。

今回の質問は、この阪神・淡路大震災で得た教訓を自治体がどのように生かしていくのか、そんな視点で進めさせていただきます。ただ、すべての問題に対して質問することは難しいし、時間の制約もあります。ポイントを何点かに絞って質問させていただきます。簡潔にお答え願えればありがたいと思っております。

まず第1として、災害時の水の供給の問題があります。この問題については既にほかの議員さんからも質問が出ておりますが、実際のところ、日野市が管理、運営できる水源と、東京都が管理している水源があるという問題があります。この点について、もう少し御説明いただければと思っております。

第2点、病院の緊急医療体制についてです。特に現在の市立病院には水源となるものがないと聞いております。医療には水が必要不可欠なものでありますが、その点についてどのように考えていらっしゃるか、見解をお聞かせください。

また、薬品の不足という事態も想像できます。これには、近隣の個人病院との連携を考えても限界があります。市立病院独自に備蓄していくしか方法はないと思いますが、この点についてどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

また、先日、小学校にある備蓄倉庫を見させていただきましたが、改めて不安と心配を感じました。もちろん私も阪神大震災があってから、その状態を見て、経験の上からお話しさせていただいているのですが、とにかく備蓄されている品数が少なく種類が少ない。備蓄倉庫については、今後、品数も数量もふやしていくということは聞いておりますが、改めて質問させていただきます。

次に、トイレの問題があります。私が調べたところ、仮設トイレについて、日野市地域防災計画などに仮設トイレの記載、または担当部署についての記載がありませんが、一体どこが所管するのでしょうか。お話しいただければと思っております。

また、もう一つなのですが、東京都または中央官庁との日野市との連絡についてです。阪神・淡路大震災のときには、神戸市長が、その1月17日の夕方まで中央官庁と1本も電話をしていなかったという事実があります。混乱の中、仕方のないことだったのか

もしれません。しかし、今度、同じようなことがあったならば、それは許されないことだと思います。申し立て、または申請主義といいまして、例えば神戸から申請がなければ行政は動けない、そういう事態はあります。日野市から申請を東京都に出さなければ東京都が動けない、こういう事態は容易に想像されるわけです。いろいろな意味で、災害本部長である市長には、中央や東京都と直接話をする場面が出てくると思うのですが、そのためのホットラインのようなものはどのようなになっているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。

○業務課長（山田政男君） お答えいたします。

簡潔にということでございますので、給水拠点が5カ所のうち、東京都が管理しておりますところの程久保が約2分の1、この2分の1というのは、配水池がありまして非常事態が発生した場合に遮断弁といいまして、配水池から水が流れ出さないようにとめるというものでございますが、その容量、全体の中の2分の1が東京都の管理しているところでございます。

それから応急体制でございますが、この5カ所の中でエンジンポンプが6台、それから給水車、これは蛇口なんです、蛇口が18本、それとホースが32本ございます。それと、あとはポリ容器が150程度でございます。ただ、エンジンポンプを使わないで自然流下でできるというところが2カ所ございます。その場所は、旭が丘の配水所と、今申し上げました東京都の給水所はエンジンを使わないでそのままタンクの中から直接とれるということです。

それともう一つ、一番大きな問題は初動体制なんでございますが、特に問題がありますのは夜間ですとか休日の問題でございまして、これにつきましては、災害が発生した場合にはテレビだとかラジオだとかサイレンだとか、いろいろそういうふうなもので、特にこちらで指示がなくても水道部に駆けつけるようにというふうな体制になっておりまして、これは毎月、係長以上で事務連絡会があるんですが、そのところで徹底しております。

それから、これは先日、執印議員さんにもお話し申し上げたんですが、それぞれの、どこへ来るかというようなことも割り当て表をつくって徹底しております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 病院の水の確保の問題、また薬品の確保の問題、どう

なっているかという御質問でございますけれども、市立病院の今、貯水槽でございますけれども、1基、9トンのものがございます。これについては、日常の水道の使用量から計算しますと、0.6日分、1日はもたない量でございます。

また、その後、病院も大変古いわけでございますが、増築等もいたしましたし、また新規事業等の問題については、この貯水槽を通さないで直接、本管の方から直結で使っている部分と、両方あるわけでございますけれども、そのような状況になっております。いざ、地震等が起きた場合どうするかという問題でございますけれども、抜本的な解決策は現在持っておりません。震災がないことを願うわけでございますけれども、万が一の場合には病院という性質から、優先的に給水をしていただくというお願いをするしかないのかというふうに思っております。

薬の問題でございますけれども、在庫量と申しますか、薬の貯蔵は一応10日分あります。と申しますのは、薬の毎月の使用量から計算して在庫が10日分残っているということでございまして、これはあくまで通常の外来患者、または入院患者のための薬品という位置づけでございます。病院の基本会計、特別会計の性格から行きますと、通常、薬品等は極力、余り在庫を置かないようにという指導でございます。そこいらに大変矛盾を感じております。今後、災害に備えて医薬品をどう貯蔵していくかという問題になりますと、病院の予算で全市民の分を貯蔵していくということも、なかなか背景上、難しいのかと。御存じのように薬の場合には有効期限もあるわけでございますので、その辺をひとつ市全体で考えた中で、病院に貯蔵しておくとか、また市内にも多くの問屋さんがございますので、そこで市民の分を貯蔵していただくとか、こういう何かシステムをつくっていかねばいけないのか、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 3点目でございますけれども、備蓄のことでございます。現在、市で備蓄しておりますものは、カンパン等の食糧あるいは水、毛布、トイレットペーパー、石けんなどの日用品、それに器具としてツルハシ、スコップ、掛け矢などを備蓄しております。

備蓄につきましては、よその団体で大きな建物に多量の備蓄を持つというようなところもありますけれども、先だつての阪神・淡路の教訓から、1カ所に多量に備蓄することとは、その震災の状況によって交通手段が持てないというようなことなどもありまして、分散がやはりいいんじゃないかというふうなことが言われております。そうい

うことからしますと、私どもの市で今、小学校に分散して備蓄しておくことは、一つの方法かというふうに思っております。

ただ、中身につきましては、これは現在までは関東大震災を想定したものでございまして、日野市民には、避難する人が大体2万3,600人ほどだろうというような考えから、備蓄の量も数としてカウントしてきたわけですが、今後、被害想定をどうするかということもございまして、また、阪神・淡路大震災の例から、これまで一般的に言われていた備蓄以外に、いろんな必要であろうとする品目が上がっております。そういうようなものも今後つけ加えていきたいというふうに思っておりますが、しかし、やはり倉庫のスペース、あるいは財政的なものもございまして、限られてくる点もあらうかと思います。そんな中では、市民が非常持ち出しとして、やはりある程度のものを用意していただくというようなことも、今後、PRし、お願いしていかなければならないというふうに思っております。

それから仮設トイレの件でございますけれども、これは御質問にありましたように、確かに防災計画の中には出てきておりません。これも大いに教訓となったところでございます。学校に避難していても、学校のトイレが使えない、あるいは水等がやはり出ませんので機能しないというようなことがございまして、仮設トイレの必要性が出てくるわけでございます。これにつきましては、先だっの御質問でもお答えいたしました、し尿の収集等は清掃対策班ということで位置づけてございますが、これにあわせて清掃課の方をお願いしようかと思っております。

特に仮設トイレは、ある程度保管といいますか、用意しておかなければならないのではないかと思います。それを置くスペースも必要でございます。それから設置する方法も、技術的に訓練しなければならないと思っております。また、ただ災害のことだけでなく、場合によっては市が行う屋外でのイベントにも使えるというようなこともございますので、ある程度の仮設トイレの確保をしていきたいというふうに思っております。

それから、やはり教訓の中にありました連絡業務でございますけれども、ホットラインの件でございますが、現在、私どもの方では、東京都の防災センターが充実いたしまして、各自治体の方への無線等の通信連絡ができるようになっております。当市でも、御承知のように、防災情報センターが設置してございまして、あそこには3本の無線通信の設備ができております。このうちの1本を東京都と結びまして、ホットラインとして機能させていくようなシステムになっております。これが十分機能するように、毎月3回、東京都と訓練を行っておるというような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 菅原直志さん。

○3番（菅原直志君） まず水源の確保、これについては東京都と日野市の共同作業だと思います。しかし、日野市独自の水源の開拓は必要です。先日のお話の中にもありましたけれども、ぜひ積極的な調査、また計画を持って民間の方々との信頼関係を築き上げるよう、そのような努力をお願いいたします。

2点目の薬品の備蓄なんですが、これはやはり防災の方で考えていくしかない。また市立病院の建て替え云々の問題の中にも、こういうことは取り入れていくべきではないか、そのように思います。

学校の備蓄倉庫の話なんですけれども、市長は学校区単位でのコミュニティー行政を提言されております。そういうお話等、整合性がなかなかとりづらい、そういう状態ではないかというふうにも思いますので、なおさら考えていただきたいと思います。今、防災についての市民意識は非常に高く、議会の予算も通りやすい状況にあります。このときに必要なものを取りそろえておくべきだと思います。ぜひぜひ御検討をお願いいたします。

トイレの問題ですが、清掃対策班というお話になっておりますが、現実的なもの、なかなか難しいと思います。これはなお一層の検討をお願いします。そしてまた……何ですか。（「難しくても用意するの」と呼ぶ者あり）

ホットラインの話なんですけれども、東京都の方などともホットラインをこれから構築していきたいということは、聞き取りなどで聞いております。やはりホットラインというものはぜひ必要なものだと思うんですが、今回の阪神大震災の中でパソコンネット、またはそれぞれのネットを使った情報のやりとりというものが非常に注目されたと思います。これは阪神大震災でも本当に大きく取り上げられたということなんですが、情報災害という、情報による災害ということも耳にします。情報災害とは、情報が少ないために起きる災害のことなんです。現在の防災計画の見直しには、この情報災害をいかになくし、行政も市民も有効に情報を活用できるかというテーマがかかっていると思います。情報によって起こり得る被害を最小限に食い止めることも、可能性としてはあります。この情報にはさまざまな種類がありますが、また、災害の発生時から時間を追ってその重要性が変化していくものではあります、検討課題ではないか、そのように考えます。

具体的な例を挙げた方がわかりやすいと思いますので、お話しさせていただくんです

が、災害時には生活弱者が本当に生命の危険にさらされるということは、皆さんも御理解いただけたと思います。高齢の方、障害のある方は、自力で避難できない場合が多いと思います。できるだけ体の動かせる市民が一人ひとりの避難を手伝ったり、また気にかけるべきではありますが、それも難しい問題だったりします。これが第一義の問題。

また、二つ目の問題としては、けがや病気で医療行為が必要になる場合がたくさんあると思います。また、生活するだけでも介護がなければいけない方々もたくさんおります。その場合に、弱者の方々の痴呆の度合いや障害の種類、どんな介護が必要なのか、過去の病気の情報、現在、服用している薬の種類など、全くわからなければ治療できない、できにくい現実があります。それらの情報は福祉部や福祉事業団が持っているといっても、担当者が市役所にたどり着かなければ、彼らのデータが載っているファイルがどこにあるかわからない。市役所のファイル管理は、御存じのように書棚に重ねているので、資料の散乱した中でファイルを探すことから始めなければいけない。これが現実だと思います。これらの状態をどのように解決していくのか。それはやはり情報のデータベース化であり、具体的にはパソコンへの情報の備蓄だと思います。通常から介護データをパソコンにインプットしていくことにより、ふだんの業務が非常に迅速になるのは御理解いただけたと思います。そして、それは災害時に大きな力を発揮します。

例えば、高幡台団地で災害に遭った高齢者がいたとします。山頂に避難しました。その時点では、高齢者の情報は全くわからない。自然、医療行為も適切な処理が難しくなります。しかし、ここにパソコンによるデータベースさえあれば、すべての情報が医療行為をする医者の手元に届くのです。この差は大きいと思います。災害時の情報は、生命を守る情報です。特に、ふだんから介護を必要としている方々にとっては、本当に生命を守ることになるでしょう。地域防災計画の見直しに向けて、パソコンの導入は重要なテーマになると思います。ぜひぜひ御検討をお願いしたいと思います。

そして、行政の中だけではなく、避難生活を送る市民の側にも大きな福音となるのが、パソコンの通信や独自BBSによるシステムです。行政がとらえなくてはならない情報は、さまざまありますが、例えば火災発生現場などの情報、または各個人や関係者、そういう方がとにかく各家または学校で入力します。そうすると入力と同時に災害対策本部のパソコンの画面で、日野市全体の火災状況がわかります。また、避難所での人員確認も、各避難所を入力するだけで、本部で全体像の把握ができる。また、パソコン通信、またはネットのすばらしさは、本部が受けた情報が各避難所や各個人も共有できるのです。

神戸でボランティアをしていたときに感じたのですが、やはり情報が大切で、情報によって得られる安心感は何物にもかえがたいもの。テレビニュースにかじりつき、ラジオに耳を傾けなければ情報が全く入らない。避難所のリーダーになった方々は、自分の得た情報、または口コミの情報を何らかの紙に書いて張り紙をしてきた。これでは情報の錯乱を招き、そして市民の不安も一層増すのではないか。それらを解決するのがパソコン通信、またはそのネットによる情報と、それに付随するプリンター、これによって解決します。

行政の立場から見れば、パソコン通信によって得られる時間的余裕、マンパワーの余裕は、はかり知れません。災害時であれば、なおさらです。システムの組み方によっては、各避難所に避難している人員が、個人名にわたるまで確認できます。障害を持つ方々の所在や、高齢者の所在の確認ができます。また、食糧、水の過不足の状況も把握できます。庁舎に來れなくなった職員の所在もわかります。停電している地区はどこか、火災に遭っている地区はどこか、断水している地区、ガスの供給のストップしている地区、渋滞の情報もわかります。政府や東京都のシステムがあれば、それぞれの支援計画の概要も把握できますし、日野市としての要望も確実に伝わります。

神戸で、このような問題も起こりました。市内全域でガスの復旧の工事が始まったということは随分報道されておりましたが、自分のところがいつ復旧できるのか、今どのぐらい復旧されているのか、なかなかわかりづらい。そのような状態がありました。東京にいればわかるけれども、現場にいてはなかなかわからない。このような状態があります。復旧工事の開始のビラが配布されるのは、その予定された地域のみで、前日の配布です。そうなってくると、後回しにされている地域の市民は、復旧のおくれに対する怒りと孤立感が増幅されてきました。大阪ガスだって必死の仕事をしているのに、市民からは罵声を浴びせられる。割に合わない仕事をしていたというのが現状です。これが災害救援システムならば、ガス会社の工事予定や復旧の現状が市民にも簡単に理解でき、自然に周知されます。市民の安心感は確実に増すでしょう。これはガス復旧工事に限らず、電気、電話、公共的な作業全般に言えることです。

避難所生活で問題となるのは、生活のための救援物資の供給、この問題もある程度解決します。名簿ができれば人員確認はできる。そして、どこに幾つのものを持っていけば物が回るのか、そして全体として何が足りないのか、食糧は幾つ足りないか、水はどこが足りないか、そしてそれぞれの避難所または地域にたくさんいらっしゃる介護を必要とされている方がどこにいるのか、それがわかるわけです。このようなシステム

を構築しなければいけないのではないかと思います。現状の状態では、やはり手作業になってしまいます。これではなかなか難しいと思っております。

今回は、災害時のことを中心に話しましたが、これらは実際の日常業務の中でも有効に使えます。現在、日野市には財務会計システムがあります。また、各学校にはコンピュータが導入されております。ホストコンピュータも入っております。もう少し予算をつけてしまえば、ハード面の施設は完備します。これらを有効に使おうではありませんか。そして、総合的な仕組みについては、市長の諮問機関をつくり検討させてはいかがでしょうか。その場には、ぜひ私も参加させていただきたいと思うのですが、パソコンの導入で日野市の災害対策が大きく前進します。図らずも機械はそろっている。もう、やるしかないと思います。今回のお話は、災害支援システムの構築はできないか、というもののなのです。通常の業務で得たデータと経験を災害という緊急時に最大限に活用できるのが、今回の提案です。ぜひ御検討いただきたく思い、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって16の2、新たな防災システムを構築せよ！の質問を終わります。

一般質問17の1、万願寺土地区画整理に関連して問うの通告質問者、土方尚功さんの質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（土方尚功君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。

今回は、議員になってから何回も質問をしていることですので、時間の関係等も見ながら、要約をして質問を進めてまいりたいと思いますが、今回、万願寺土地区画整理に関連して問うということで、大きく分けますと、事業完了の見通し、それから地域内の各種施設の計画、それから万願寺第二の地区の状況等について伺うということでありまして、早速、始めていきたいと思えます。

昭和56年から始まりました事業も、もう15年になろうというところでありますけれども、こういった中、どうも今の様子からすると、ちょっと無理だなという感じがございます。そういった中で、一番ネックとなっている保留地の処分、こういったことについてはどうかということ、状況、それから大きく分けて事業費別、その他いろいろの算出方法があらうかと思えますけれども、そういった中で、今後、公園等の整備計画、これは事業の中に入っているわけですから、ここら辺の計画、現状、それから

先般も水路の通水、清流はいつ取り戻せるか、こんなこともありましたけれども、特に区画整理区域内では浸水等も考えながらの水路がありますが、一部やはり水が流れていない、こういう現状がございますので、こちら辺の考え方、こういったこと、特にその他問題点等があれば、この際、お伺いをして、まずこの見通しを中心に、それを終了した後に、それぞれまた進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、事業の見通しでございますけれども、現在までの6年度末の執行状況でございますけれども、まず道路でまいりますと86%、それから建物の関係につきましては93%の執行状況ということで、おおむね終息に近い段階に來ているということでございます。しかし、事業計画でまいりますと、今年度が事業の最終年度ということになっております。到底この中ではできませんので、残事業等を考慮しながら、若干、施工期間の延長を、事業計画の変更をすることになるというふうに考えております。

保留地の処分状況でございますけれども、事業計画で約6万平方メートルございます。このうち約70%が処分済み。面積で申しますと4万2,000平方メートルということでございます。処分の状況が、こういう経済状況でございますので、なかなか計画どおりいかない、いっていないというのがございます。ただ、処分方法を多少検討いたしまして、随意契約制度の導入をいたしましたり、また新聞等の広告等も行いまして、その処分に努めておるところでございます。

公園でございますけれども、公園につきましては、万願寺の地区の中に14カ所、今、計画をいたしております。このうち整備済みが5カ所ということになっております。残りにつきましては、今後の事業の進捗を考慮しながら事業完了時までに整備していくということでございます。

水路関係でございますけれども、水路につきましては、現在残っている箇所が約60メートルぐらいあるわけですが、これは今年度施工する予定になっております。したがって、全体が今年度で水路関係は完了する。したがって、通水関係もできる、こういうふうな計画でございます。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） それぞれお答えをいただきまして、特に再質問という形では、

保留地の処分の問題は、努力をしていることは十分わかっておりますが、新聞広告その他。現実に動かないということであっては、もう既に国の補助金、都の補助金なり、負担金なり、あるいは市の負担金もおおむねもう既に支出がされてしまっているとなれば、もう保留地の処分しかないわけであります。事業の見直し、期間の延長の問題も今出ておりましたけれども、今の状況からすれば、当然のことだということになってしまいうんですが、逆に言えば、何で早く進まなかったのかということも言えるわけですが、地権者といいますか、それぞれ家を動かすというような大きな事業もかかわるわけですから、やむを得ない部分だということは承知をいたしますけれども、しからば、今、若干の延長というようなことで、一つは、その延長は、通常で言えば5年単位なり何なりということでしょうけれども、果たしてどの程度まで延長するような考え方を、これは事務サイドでしょうけれども、お持ちになっているのか。

それから、その保留地、財源の問題は別として、とりあえず公園の整備ということで、御承知のとおり、一番大きな公園は近隣公園、そういったことで、相当の面積があるわけですが、特に万願寺の場合、遺跡調査の関係等がある。こういったことになると、公園の造成にかかっても相当の時間がかかるだろうというふうに見通しが立つと思うんです。そういったことを含めて期間の延長、あるいはその公園の整備、それから公園の整備に当たっては、市の独自の考え方もあるかもしれませんが、やっぱりそれを、いろんな市の事業でもほかのことでもそうですが、地域が使い勝手のいいといいますか、同じいろんな公園があっても、それぞれに特徴づけたり、あるいは地域住民が使いやすい、そういった公園、その姿をどのように見せ、審議会で了解をするものか、あるいは地域の住民の意向を聞くものか、そこいらを含めてもうちょっと突っ込んだ考え方を示していただければと思います。

水路については、60メートルが完成をことしすれば、全体の通水がつくということですから、これはその事業待ちということで了解をいたします。そういった中で、全体の財源も含め、保留地の処分の中で、事業見直しの期間の問題はそういうことで、あるいは事業費の関係ではそういったことで出てくるのは、もう保留地に頼らざるを得ない。しかし、見直しの中に、例えば、それは事業の均衡という問題があるけれども、一定の事業費を出すためには保留地の価格を下げるというわけには、基本的にはいかないんだというふうに思うわけですが、それに対する事業は、施行者が日野市でありますから、やはり市の負担分に見合うような考え方を持って、何%かなり安くなった部分を市が補てんをしながら事業を早く解決をするというような一つの考え方も、あくまで考

え方ですから、そういった中で進めていく、こんなあり方が考えられると思うんです。

特に平成6年度の決算の中でも見てみますと、要するに3億円ほど市が貸し出しをしていた部分といいますか、そういったものを6年度にはお返しをしている、事業の中で。そういったこともありますので、そういったことも含めながら、財政的な部分でどのような見込みを都市整備部としては持っているのか。そういったことで、再質問としたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、期間でございますけれども、一昨年ですか、こういう経済状況になりましたので、市施行の区画整理事業全体を1年から3年ぐらい延伸しました。万願寺も当然この中で、そのときに一応延伸をする計画を持ったということでございます。

今考えておりますのが、工事関係、実質の事業関係は11年で終わるだろうという考え方を持っております。ただ、その後、清算事務がございますので、その清算事務を含めて13年まで一応延長するようかという考え方を持っております。

資金の問題でございますけれども、今、議員さんが御指摘のように、万願寺は市の繰入金、負担額です、これはもう一応終わっております。東京都、国の補助金関係でございますけれども、これもほぼ残っているのはわずかでございます。そこで、保留地が御承知のとおりこういう形で下がっておりますので、こういう関係の中で、何か東京都の方からもらう分がないというふうなことで、いろいろとそういうふうな模索しております。それで東京都とも協議をしながら、ある程度の増額はいただけるのかというふうな感じを持っております。これは具体的には、途中で公園とかそういうものを多少ふやしておりますので、そういうふうな用地相当のお金をいただけるんじゃないかという、これも今後、具体的に詰めていく必要があろう。さらに、今の時点でこの事業計画の中では、事業費としては賄えているという計画を一応持っております。

公園の工事でございますけれども、この公園の工事につきましても、できるだけ早くやる方法、これは遺跡等もございますので期間がかかりますから、そういう方法の努力はしていきたいというふうに考えております。現在のところ、でかい公園関係、これは事業の中の事業用地という形で一面で利用させていただいておりますので、そこら辺の事業の進捗を見ながら、できるだけ早く着工していきたい、こういうふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） 1点、今の最後の……最後じゃなくて、その前ですけど、保留地の処分、事業費は東京都なりにまた補助を一部に仰ぐにしても、基本的には保留地処分に頼らざるを得ない、そういうことだと思うんですけども、それは別として、正式な保留地ということでないけれど、現実には家を動かさない部分で、旧の水路部分でありますとか、たまたま総体からすれば全体が動くということですけども、部分的には動かないで、水路の残りだとか細い昔の前入れ部分の道路といいますか、そういったことで残った処分、つまりつけ保留地というような形になろうかと思うんですけども、保留地といいますか、どうしても空間地がある。そういったところ、あの土地も地域の人によっては早く処分をしてもらいたい、こんな意向を持っている方があるわけです。総体の保留地のことはそれでいいとしても、そういったものの手だて、これは早急にしてやった方が、その人たちにとっても事業の成果があったんだということで逆に出るわけですし、日野市が最後までそれを持っていたとしてもしょうがないことだというのは、各地で何箇所もあるわけです。そこら辺の考え方はどのような、大体今、対応されているのか。

事業全体の清算部分とは離れて、そういった個々の生活にかかわる要望あたりの、この考え方がもしありましたら先にお願ひしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 万願寺の中に確かに換地設計上出てくる、要するに宅地をなさない保留地、こういうものが出てまいります。この保留地につきましても、あくまでも区画整理事業の中では空き地でございますので、この保留地も有効にやはり使っていく、宅地として利用していただくということになるわけでございます。当然、隣接する方以外は現実には有効利用ができないわけでございますので、これもできるだけ早く、事業費との見合いで地元の関連する権利者の方の意向も聞きながら、できるだけ早く処分をしていきたいというふうには考えております。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） このことについては、いずれにしても進行の状況は、今、保留地の処分にかかってくるということであります。この点で、市長、今のつけ保留地といいますか、そういった部分の処理、早急にそれなりの指示でいただけるものかどうか。

それからまた、あわせて一番懸念する財源的な問題で、今、整備部長の方から市側の手だて云々というのは、事業費としては今の費用で十分賄えるだろうということがあ

たとしても、今後、先行き、あくまで保留地の処分、この問題にかかってくるんですが、今「こうしますよ」とは市長の口からは言えないかと思いますけれども、いざ、どうしてもほかの価格は下がっちゃって、今事業費で見ている費用分、要するに上げようとする保留地の処分がいけないで不足を来した、こういったときに、市側として最後の切り札としては、やっぱり市がそれを対応せざるを得ない、このように感じていらっしゃるかどうか、そこら辺だけ。今「そうします」ということはなかなか言えないかと思うんですけども、そこら辺は市の施行者として最終的なところは市が面倒を見ていく、こういう姿勢をお持ちになっているのかどうか、その点だけ、難しいかと思うんですが、市長にお聞きします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これからの事務作業といたしまして、小宅地減歩緩和の清算の問題もあるわけでありますが、なるべく矛盾のない清算の仕方を行いながら、また一方には、今御指摘のような考えも導入する必要があるというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　土方尚功さん。

○15番（土方尚功君）　いずれにいたしましても、15年経過をし、なおかつ延長をしなきゃいけない、こういった事業で、いろんな経済情勢やその他あるわけですけども、ぜひいろんな問題点の克服に当たって、事業は一番最後の方に寄ってきて、いろいろ難しい問題が残されて事業がおくれるという要素も一つはあるわけですから、ぜひこれに当たる職員の方々、全精力を傾けていただいて、早い時期にこの万願寺の区画整理が終わるように、そしてまた、特に予測としては公園の関係も、まだまだ遺跡の問題を抱え、また事業を行う、年数が若干かかるというふうに思います。できるだけ早い時点に、また地域の住民の要望を取り組んだ中での公園ができるように要望して、この部分は一応終わりにしておきたいと思います。

続いて、地域内の各種施設計画ということで、小・中学校あるいは福祉ゾーンの問題、浅川公会堂、その他もろもろ地域の地区センター等、これから市として取り組んでいかなければいけない部分があるわけですが、今回、福祉ゾーンについては、奥住議員の質問の中にやりとりをし、やっぱりすぐに対応できるものでないということが一つあるわけです。それから浅川公会堂についても、やりとりをしてもどうも出てこない。

それから、今回、私は見方によれば市長の方が先走ってやっているんじゃないか。その視点はまたほかの議員も持っていますから、そちらにお任せをするとして、行政報告の中にも四小の将来像ということで行政報告がありました。これは本来、市長がそう

いったことを検討を託したということでありますけれども、通常であれば、このスタイルは学校教育の一分野として、要するに通学区の問題であるとか、そういった総合的な中に検討をし、もっとほかに、ほかの議員も言っているとおり統合したり、そういった中で区域も決まってきたり、そうするわけですが、特に市長からそれを指示をするんだったらそういう大きな視点で、そういう中に一例として、例えば四小の将来をどういうふうにするのか、そういった程度のことで、市長からこれを行政報告として出してくるのはどうか。余りにも、要するに独立する教育の部分に対して市長が突っ込み過ぎているんじゃないか。こういう視点も一つ、見方によれば出るわけで、それはそれとして論議をしていただくとして、私は四小に限って言えば、私も第四小学校の第1回卒業生ですから大変四小のことについては、地元でもありますし、関心を抱くところです。

基本的には、私は四小を今の、市長の言わんとしている場所に移してやることが、地域的には、地域の真ん中、ただ学区の見直しがあれば、それが偏るということもあるわけですが、今の学区で考えればちょうど中央の地点であり、それぞれの住民の方からは同意を得られる部分。ただ、今後の新しい方法の中には、市民の文化・スポーツ施設として云々というのが……これじゃなくて、いろんな学校だけでもない他の施設の併用、そういったいろんなことの要素というのも含まれてくるわけですから、そういったことの中で大いに推進をしてもらっていいというふうに、個人的には考えているところですから、これはこれでいいんですけれども、ぜひ、今回の基本構想も今議題になっていますけれども、我々が一番欲しいとするところは基本計画、そして実施計画といったことが一番必要であるわけです。ですから幾ら浅川公会堂や福祉ゾーンの問題、この小・中学校の問題等にしても、そのものが出てこないと論議の対象にどうも上ってこない。あくまで早い時点で対応は図ります、こんなようなこと、財政の見通しを見て、こういったこと、財政の見通しを見りゃ全く総花式で何が本当にできるのかという感覚が一番強いわけですが、ぜひそこら辺を早急に対応を図ってもらいたいということで、意見だけじゃいけませんから、そういう中で。

特にこの間、奥住議員の福祉ゾーンのやりとりの中で出てまいりました農園の関係で、あそこは土地を借りて七生福祉園で施設を一時つくったところで、見ても農園に全く適さない場所、砂利はすごい、石はすごい、そういったところを何で選定をし——ほかのところにもいっぱいあるわけだね、区画は——やっているのかという感覚が強いです。付近の人が見ても、何であんなに石が出るところへ農園なんかつくっているんだろうということが一つあるんですが、関連した中で、福祉ゾーンそのものの細かい話は抜きに

今回しますので、そこら辺の考え方だけ、ちょっとこの際だから伺って、各種施設計画については細かくほかの方も質問しますので、その農園だけちょっと、もしありましたら。

○副議長（宮沢清子君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） この7月から老人農園として118区画を用意したわけですが、あのゾーンの中で、今、考えている進め方の中で、たまたま一番最後に施設がなろうと思われる地域がそこにあるということで、あれを一番長く使えるんじゃないかというところで一応決めたわけですが、おっしゃるとおり、とにかくすごい砂利。それから学校をつくったときのブロックとか、そういうもののかけらとか、またはガラスの破片とかということで、本当に思った以上の悪戦苦闘といえますか、私も何回も足を運んでいるんですが、すごい石の量です。そして軽いくわや何かではほとんどはね返ってくる。もともと桑畑だったということですが、少し掘ると下は全部砂利のようでございます。土を入れたわけですが、たまたま雨季のときに入れます、ならずときに下の石が掘れた、こういうようなことで石が多くなったと思います。

しかし、皆さん本当に手間暇かけて頑張っただけに至っているので、大変申しわけなくは思っていますが、喜んで使っている方々が多い。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） 仮にあいているところを有効に使おうという姿勢は、姿勢としての評価があるかもしれませんが、現実には、仮にやる農園ですよね。福祉ゾーンとしてゾーンをつくろうとしているんだ、片っ方はね。そういう中に、特にそういった、それこそ石ころがどんどん出てくるようなところを畑にすること事態の見通しに甘さがあったんじゃないか、というようなことを指摘だけして、この部分は終わりにしておきます。

続いて、第2地区ということで万願寺の1期に続いて2期が動き出しをしていくということで、動き始めているわけですが、このモノレール等の関連等も含めて、既に過去に仮換地の発表等もあって、それぞれがそれに向けてのいろんな問題点等も出てきているかと思いますが、とりあえずその状況を簡単に、報告なりをいただければと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 万願寺第二の方の状況でございますけれども、ただいま議員さんの方からお話がございましたとおり、ことしの6月9日から18日まで10

日間、換地設計の供覧を行っています。この中で、要望、意見等が出ておりますので、現在、この要望、意見等を整理をしているという状況でございます。

この換地設計の中で、ちょうど万願寺のこの第二につきましても、平成3年の認可でございますので、一番経済的にいい条件の整う認可ということで、土地の評価が相当高い時点のものでございます。したがって、この地域につきましても、事業計画の見直しを含めて、この換地設計を行った、これを供覧をした、こういうものでございます。今の換地の意見を整理をして、来年の夏ごろには換地設計を決定していきたい、順次、仮換地の指定もしていきたい、こういうふうに考えております。

それと、この地域は都市計画道路3・4・8号線というモノレール路線がございます。このモノレール路線の導入空間ということで、今回の補正もお願いしているところでございますけれども、平成9年度にモノレール路線が事業を完了する、こういうことになっておりますので、これに合わせた形でその導入空間確保という形で、特別の班をつくりまして、現在その土地の借り上げ、それから移転関係、こういう交渉を行っておるということでございます。

このモノレール路線の用地があいてきますと、できるだけ早い時期にそこに仮道路もつくっていききたい。こういう考え方で現在進めている状況でございます。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） モノレールのことは、とにかく地域の人たちにすれば早く通ってほしい、死ぬまでに乗れるのか、というようなことも言われる人が多いわけですが、努力をいただいて進めていただきたいと思います。

また、万願寺の本来の区画整理のことでもありますけれども、見直しをし、実は手法として疑問だなどと思う部分、ちょっと披露させてもらいたいと思うんです。ほんの一部ですけれども。

ここの区画整理を進める前には、いろいろの説明会等が行われました。それで意見を述べて一部、道路の見直し等も図ってもらったことがありました。しかし、その後、仮換地を発表するのがいつですよというようなことで、何カ月かはおくれた部分もありましたけれども、ほぼ近い状況で発表にはなりましたが、その前段で、見直しの部分に極力、限度……要するに事業費を極力抑え込むということもあるわけですし、そのことは結構ですが、そういったことで見直しをしたところが、主要な一定の道路、都市計画上の道路は変更することはないわけですが、基本的にはそれに密着した部分で、公園ですとか道路が最初に見たものと結局は変わって、それなりの絵を

書かれて供覧に供した部分は、もう新しいものにした。つまり大局的な見方からすれば、総体のまちづくりで見るところで、果たして公園を動かしたり、あるいは、先ほどの菅原議員でありませんが、震災の問題に伴って、万願寺の中でも土盛りの部分はさほど崩れることはないとしても、高架の部分もある。そういったことからすれば、そこにつけられる側道の部分は多少広くとるとか、総体的なまちづくりの意味の視点からする要素、このことを前のときにはある程度説明があったからいいんですが、今回の場合はそれをなくして即仮換地の形で発表がされてきた。そういった要素をどこに、我々もあと公共的な、例えば火の見のやぐらだとか消防の各詰め所の跡だとか、公民館、あるいは今でも精米所があるわけですが、そういった共同的なもの、何かのね、位置の問題、それはあくまで底地の問題と付随していくんですけども、そういった処理のことはやっぱりだれか、個人個人のそういう供覧の部分では出てこない要素というのは相当あるんです。そういったことが今回抜けているんじゃないか、こういう指摘をする人も相当いるわけですが、こちら辺について、今一定の縦覧に供して意見なり要望なり出ているということですが、そういったものは総体の見方をするものの取り上げというのは、ないわけですね。これを今後どのように取り計らっていったらいいものか。

我々にすれば、市議員はもう先に見ているんじゃないかというようなことを、うがった、我々は全然そういうことはないわけです。そういったことで言われたときには、全然それに対する答えが出せない。そういったところについてどのように対応したらいいか。ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 確かに区画整理事業の場合、前段、認可をとる時点ではいろんな説明会を何度もやります。そうしてまた、いろんな意見を聞きながら、できるだけ皆さん方の意見を入れた中で事業計画を決定していく、こういう形をとっております。

そこで、当地域も前段ではそういう形でやらせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたが、ちょうど地価としては一番高い時期に認可をとっている地域でございます。現状が非常に地価が下落しておりますので、今の事業費では到底賄えないというふうな状況が出てまいりました。

そこで、まず、事業計画の大きな見直しをしております。これは、既存の建物をできるだけ移転を少なくしていくという方針を立てたわけです。事業費の一番大きいのは、

どうしても補償費になりますので、できるだけそういう形で補っていきたい。結果、建物の移転の棟数を減らしていくということになりますと、おのずと現在の位置を動かさない方法ということになりますので、今のような換地ができた、こういうことになるわけです。

そこで、地元とのPRの仕方なんですけれども、これは今までの区画整理の進め方として、事業計画の換地に絡む変更につきましては、換地のときと同時にそれを説明をさせていただく。その前段で説明をするということになりますと、ある程度自分の換地が予測できるような変更になっておる箇所が出てまいりますので、これはむしろ逆に混乱を起こすということもございますので、一般的にこういう場合の変更というのは、換地の供覧と同時に説明をさせていただく。これが今、日野市が行っておる通常の流れでございます。

そこで、いろんな当初の、ここに公園があったのがなくなっちゃったというふうな問題、それから道路が狭くなったとか、いろんな問題があるわけでございます。こういうものに対する、現在、意見、要望等も非常にあるわけです。したがいまして、こういう意見を含めて、ある一定のブロックごとに、そういう方たちとはこれから十分話し合いをしながら理解を求めていきたいというふうに考えております。市としても積極的に地元へお話をさせていただきます。ひとつ、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 土方尚功さん。

○15番（土方尚功君） ちょうど昼になりますので、まとめたいと思います。

いずれにしても、それぞれ問題が、個々にやっていくと相当の問題、一つの大きな事業ですからあるわけですが、いずれにしても、今指摘したところも要望や意見の中に出ているということでもあります。それぞれ総体としては進めなきゃいけない事業でありますから、積極的にその対応を図っていただくようお願いをし、殊さら市長に意見を求める必要もないでしょうから、大いに頑張っていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって17の1、万願寺土地区画整理に関連して問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時18分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、遊休地の有効活用についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君） 遊休地の有効活用について、質問をいたします。

市内に国有地あるいは都有地、さらには民地も含めて、いわゆる空き地といいますが、遊休地があちこち見るわけでありますけれども、場所によっては雑草など、周辺の住環境、あるいは農地に被害を与えている、そういう遊休地もあるわけでありますけれども、こうしたいわゆる遊休地の積極的な活用ができないだろうかということで、二、三、お尋ねをしたいと思います。

一つは、今、市当局でつかんでおられる国有地、都有地の主な遊休地の所在地と面積をお答えいただきたいと思います。これは、わかる範囲で結構です。

そのうち、遺産相続税の関係で、土地で物納した、そういう遊休地もあります。東平山の一丁目にも約4,000平方メートルのかなり広い土地が、昨年の場合は夏場、かなり背丈以上もの雑草が生い茂って、それが隣接の農地に影響を与えるということなどありました。早速、要請をして除草をしていただいた、そういう経過もありますけれども、多分、最近は、その種の遺産相続税にかかわる遊休地もあちこち見受けられるんじゃないだろうか。その点も、わかる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

3点目は、それぞれそういういわゆる空き地といいますが、遊休地を市民のために有効に活用できるように計画できないかどうか。こどもの広場であり、あるいは農地であり、その他場所によっては有料駐車場等々、空き地として放置しておくよりも、一時借り上げということになるでしょうか、将来的に見て市の公共施設として十分活用できるということであれば、長期年賦で買い上げるということも含めての、そういう活用の計画ができないかどうか。

この点、まず3点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 市内にある国有地等の状況についてということでござ

います。わかる範囲内ということでございますが、国有地につきましては、情報提供がされる仕組みがありますので、その情報に基づいて答弁をさせていただきます。都
有地等につきましては、ちょっと詳細な情報はございませんので、とりあえず国有地の
関係についてお話をさせていただきます。

昨年から、国は公共事業の用地として活用が見込まれる国有地について、情報を提供
をするということをいたしております。これは、従来、そうした形の情報提供という
のはございませんでしたけれども、国におきましても国有地の活用等にかんがみて、こ
うした情報の提供を開始したということではないかと思います。

市内につきましては、提供された資料によりますと、この大蔵省関東財務局立川出張
所が私ども日野市の管轄になっておりますけれども、ここから得た資料によりますと、
現在、市内の国有地で国側が有効活用を図っていきたいということで示されております
土地は、30件、2万7,245平方メートルになっております。この中に、先ほどお尋ねの
ございました租税等の物納により納付されたものに該当するものが17件、1万3,726平
方メートル含まれております。この用地に関しましては、国はこれらの土地は原則とし
て売却をするという形で情報は提供をされているものでございまして、貸し付け等は原
則としてしないということになっております。特に租税の関係で物納をされた分につき
ましては、元来、税に充当をすべきものとして、要するに処分を第一の目的にしてい
るということでございます。

ただ、例外としましては、短期的な一時貸し付け、あるいは公共団体が公共の目的
で最終的に取得をするということを前提の場合については、貸し付ける場合もあり得る
というふうなことでございます。これは具体的に国の方で有効活用に関しての情報とし
て提供されているものでございますけれども、当市におきましては、いわゆる処分留保
地という形の土地もございまして、それらの一部につきましては、一部借り上げをして
活用をさせていただいているところでございますが、原則として取得ということになり
ますので、現在こうした情報を得ておりますけれども、これまで処分留保地等の活用範
囲内で有効活用は図ってきておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 3点目の、有効活用の計画が立てられないかどうかという、
この点は市長でないと答弁できないんでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　　今、情報として示されております御説明を申し上げました土地につきましては、特に最近得た情報でもありまして、これらについての有効活用計画というのは持ち合わせてございません。

ただ、現在、用地の取得につきましては、既に計画をしておりますといいますが、予定しておりますものも幾つかございますし、処分留保地等に関しても将来、用地買収をしていかなければならないという状況ですので、なかなかこれらの点についての買収計画というのは立てにくい状況ではないかというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　　再質問いたします。

東平山の旧国鉄官舎の元用地、今、空き地になっておりますけれども、これはかなり以前から当時の企画財政部長が、一時的でも地域のグラウンドとして活用したいという意向を何回か示されたことがありました。国鉄の清算事業団が管理しているということもあって、そう簡単には期待どおりに活用できなかった、そういう難しさはもちろんあったと思います。他の団体、企業や、あるいは民間も含めていろいろ地主がいるわけで、しかし空き地だからといって、そう市当局の思うように活用するということが難しいという側面は、十分理解をしております。

そこで、以前、一時的な、約3年ほどかと思えますけれども、老人農園として利用していた経過が平山であります。それは今、平山中学校が建っているあの地域ですけれども、以前、都有地がありました。それが平山下耕地の区画整理事業に取り入れられた、吸収された形で、学校用地としてできたわけでありましてけれども、その間、約3年ほど空白がありました。当時のあの地域の老人クラブ、清流会が市長に要請をして期限付きの活用でありましたけれども約足かけ3年、老人農園として開放してもらった経過があります。わずか3年足らずでありましたけれども、大変老人クラブとして、市民、生き生きとして生きがいの家庭菜園が取り組まれたことがありました。それは一つの例でありますけれども、例えば区画整理事業の保留地で、5年あるいはさらに6年、その間、空き地として留保しておくという土地もあるかと思えます。そういう点での活用はいろいろ条件もあって難しい側面もあるかと思えますけれども、冒頭申し上げた国有地や、あるいは都有地などの活用、そして区画整理事業の中で確保されているいわゆる保留地、これがかなり長期にわたって空き地として置かれております。管理上、難しい面も十分承知しての質問でありますけれども、こういうもろもろの、いわゆる遊休地を何とか地域の市民のために積極的に活用できないだろうかというのが、質問の趣旨

であります。この点について、市長の方からお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内に国有地、都有地、あるいは市有地等を含め、公有地あるいは公共的用地、いろいろな管理形態で確かに相当の土地があるわけであります。その中のいわゆる国有農地のことは、耕作権のもとで耕作が行われることが条件になっていますから、そのことは除きまして、御承知のとおり、蚕糸試験場跡地とか、あるいは淡水区跡地とか、その他のかつての国有行政財産、それが現在は普通財産、あるいは国の財務当局の管理にあるというのも相当量あるわけでありまして、また国鉄関係におきましては御承知のとおり、西平山区画整理事業の中に清算事業団用地として管理をされておる。こういう国有地関係の、特に蚕糸試験場跡地、あるいは淡水区試験場跡地、それから清算事業団、現在の管理地、大部分は日野市がこれから行政財産に確保したいということで、それぞれ了解を得て買い取りを持っておるという状況の土地もあるわけであります。

今、御指摘のありました南平の老人農園に使った土地云々ということは、これは都有地ではなかったかという記憶があります。当時、いわゆる東京都住宅局が都営住宅を自治体の中に建設する場合、1,000戸につき学校用地、小学校用地1棟分、つまり5,000坪という一定の基準がありました。2,000戸になると地用地まで都が面倒を見るというやり方があった当時、つまり現在の南平小学校の工事なった関係の都有地、これも残っているものが南平の駅周辺に公共施設の場として幾つかあるわけであります。

近ごろ遺産相続のいわゆる納税分として、農地そのものが税として財務局が受け取るというのも、ちらほらあるわけでありまして、数はそう多くはありませんが、私どももよく承知をいたしております。近ごろ、そういう件数が多少ふえつつあるという感じもありますので、税務署に対しまして、なるべく市内の山林は積極的に物納を受け付けてくださいというお願いをいたしました。

もう一つ、取得された、いわゆる物納で受けた遊休地、いわゆる農地等につきましては、地元自治体が貸してもらう手はないかということも当たって見たわけですが、現状では余り自治体が農園でありますとか、自転車置き場とか、駐車場でありますとか、なかなか取得しがたい、貸してもらいにくいという状況があります。その一つの例といたしましては、東町区画整理区域の蚕糸試験場の桑園跡地、まだ約3ヘクタール国有地として管理されておるわけですが、せめて貸してくださいというわけですが、キャンプ場に一時貸してもらうという程度でありまして、これも多年にわたった

要請の結果という状況でありまして、なかなか管理は、ガードは固い、こういう状況であります。

また、最近聞くところによりますと、活用できる場所として、例えば駐車場等に借りたい場合には、当局の第三セクターとしての管理会社があるようでありまして、そこが業務に当たるといふ、そういうことになっておるそうでありますので、駐車場としては、むしろそちらの方に交渉をして、市の企業公社が借りるというのではなくて、市民自身に公開サービスをしていただく。不特定あるいは特定の市民に対して借用できる開放をしていただく、こういうことは交渉の窓口があるようでありますので、そのような努力はいたしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 1点、ちょっと再質問いたしますが、先ほど申し上げた東平山一丁目の約4,000平方メートルの空き地ですが、これと区画整理事業との関係は近い将来どういうことになっていくのか、全く無関係なのか、区画整理事業に組み込まれるということなのか、その辺ちょっと、区画整理事業との関係で伺っておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 今の西平山の区画整理事業の中では、あのJRの清算事業団の用地につきましては、将来的には学校の予定地に換地をする、こういう計画になっております。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） いや、ちょっと場所が違うんです、私が言ったのは。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 大変失礼しました。

この大蔵省の物納された用地でございますけれども、例えば換地、大蔵省であっても公共団体であっても、これは宅地として評価いたしますので、換地で出すという、大蔵省に換地として交付する、こういうことでございまして、区画整理事業の中でその土地をどうのこうの利用するという、現在のところは予定はございません。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） それでは、最後に要望を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

国有地、都有地、それから企業の持つ土地、民地も含めて、いろいろ空き地がある

わけでありますけれども、長期、短期含めて、それぞれ相手のあることですから、一時的に借用する、あるいは将来、全体を見渡して公共用地として活用できるという場合については、もちろん買収を前提として借りるというケースもあろうかと思います。いろいろそれぞれに条件があって、一様にはいかない側面もあろうかと思いますが、ぜひそれぞれある空き地、遊休地というのは、いろんな意味合いで周辺にさまざまな環境への影響を与えております。そういうことからして、積極的に有効活用ができれば大変地域住民としては助かるということであろうかと思います。ぜひそういう意味で、今後とも、先ほど報告、答弁にもありましたけれども、国有地で2万7,245平方メートルということで、かなり大きな土地が点在をしているわけであります。国有地としては、原則として売却ということの答申があって、なかなか困難があるようでありますけれども、ぜひ引き続き積極的な有効活用を目指して今後とも取り組んでいただきたいということ要望して、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって18の1、遊休地の有効活用についての質問を終わります。

一般質問18の2、自転車置場の立体化についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

○30番（米沢照男君） 自転車置場の立体化について、質問をいたします。

今、私の手元に、豊田陸橋の下を利用した自転車置き場の現況、それと豊田南口の放置自転車の状況を撮った写真があります。ちょっと参考までに（市長に写真提出）……今、市長にお渡しした写真の1枚は、陸橋の下の自転車置き場、ほぼ満杯の状況であります。一部、置き切れないで道路部分にオートバイなどが置かれております。あわせて、同じ時間ですが、それはちょうど昼ころでしたけれども、豊田の南口といいますと、全部で約100台くらいでしょうか、放置自転車があるということであります。

私は、これは、ある住民集会で出された要望ですけれども、あの豊田陸橋の下の自転車置き場、満杯の状態でありますので、ぜひ立体化をして、さらに自転車が置けるようにしてもらいたいということが、要求として出されました。

もう一つは、ごく最近でありますけれども、そこに置かれた自転車へのいたずら、バルブを抜くとか、チェーンが外されたとか、幾つかそういうケースがあったようです。そういういたずらに対して何とか市としても手を打ってほしい、こういう要望も出されたわけであります。

したがって、一つは、今ある陸橋下の自転車置き場、これを立体化するについては、

もちろんあの道路、橋を管理している東京都の了解がもちろん必要かと思います。そういう条件のもとで、自転車の台数をふやすということで、自転車置き場からはみ出ているオートバイ、一部、自転車もあります。それから豊田の南口の放置自転車も、朝は7時から8時ころまででしょうか、複数でお年寄りの方が整理をいたしております。しかし、なお昼間行ってみると、写真に写っているような状況であります。やはり駅に近いから放置するというだけでなく、現にある置き場が満杯という状況があるということから、なかなか、どの駅もそうでしょうけれども、放置自転車が解消できないという状況にあります。ぜひ、この立体化を計画できないだろうかという質問であります。

よろしく御答弁をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） お答えいたします。

自転車が非常に手軽な交通手段として多くの市民の方々に利用されているということは、御承知のとおりだと思います。しかも利用者がだんだん増加をしております、どうしても増加とともに駐輪場の整備が必要になってくる、こういうふうな状況になっております。

ただいまの御指摘の、都道、豊田陸橋の下の自転車駐輪場、豊田南第一駐輪場と豊田北第一駐輪場でございますが、片っ方、南の方につきましては、今、写真を見せていただきましたけれども、そのとおりで154%ぐらいの利用率、それから北側につきましては、年平均で約70%、このような状況でございます。

そこで、今回の補正でもお願いしてございますけれども、豊田駅の南口に田中医院というお医者さんがありますが、その西側の方に約250台をとめる自転車駐輪場をつくることになっております。それでも数からいきますと、まだ少し利用の不足している、こういうことでございますので、これからはやはり土地を有効に利用するためにも立体化以外にはないんじゃないか、こういうふうに考えております。

したがいまして、ただいまの御質問のところにつきましても、東京都なり、あるいはほかの関係機関と、実現に可能かどうか、こういったことを検討して調整をしていきたい、こう思っております。

いたずらの問題ですけれども、確かにこれも主幹課の方に、建設部の管理課でございますけれども、自転車のバルブを引き抜かれて空気が抜けちゃったとか、今、御質問のあったような電話も入ってきております。これは現在は整理員によって駐輪場の巡回等をしていただいておりますけれども、なかなか難しい。でも、一応そういう努

力はしております。日野警察署に対しても、交番等の警察官にパトロールをお願いをしたりしております。そういったことで、今後とも、また日野警察の方にもそういったパトロールをさらにもお願いをする、それから市の方でも整理員について見回りをしたりしてきちっとやっていくように、完全に防げるかどうかわかりませんが、一応努力していきたい、こう思っています。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 1点だけ、再質問いたします。

豊田陸橋下の自転車置き場を立体化する、その工事に対して、東京都からの補助金はどのくらい見込めるのか、伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 一応これは、その立体駐輪場はどのぐらいの費用でできるかどうかは、今後、検討してみせんとわかりませんが、補助率、いわゆるパーセンテージで申しますと、3分の1の補助がいただけることになっております。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 最後に要望して、この質問を終わりたいと思います。

実情については、もう既に主幹課も御存じのとおりであります。ぜひ現状を踏まえて有効的に活用できるように、立体化について積極的にひとつ検討をしていただきたいと思います。

去る30日に村松都議を先頭に、市内のあちこちの対都に向けての諸要求、十数項目にわたって対都交渉を行ってまいりました。その一つにこの問題も取り上げたわけですけれども、東京都の方では、出先機関から相談があればいつでも補助金等も含めて積極的に対応します、こういう返事が返ってきておりますので、ぜひそういう点では積極的に、前向きに検討していただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって18の2、自転車置場の立体化についての質問を終わります。

一般質問18の3、日の出町谷戸沢処分場問題についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

○30番（米沢照男君） 3点目の、日の出町谷戸沢処分場問題について、質問をいたします。具体的な質問に入る前に、まず、去る27日に投票及び開票の行われた日の出町の町議選の結果について、触れてみたいと思います。

この日の出町の町議選は、まさにごみ問題を最大の争点として闘われた選挙であります。結果は、住民本位の解決を目指す勢力が、議員の頭数、倍増いたしました。どういう結果だったかといいますと、日本共産党の2議席、そして無党派候補、新人ですけれども、1位、3位の上位当選でありました。この第二処分場の見直し、そしてごみ処分場問題の住民本位の抜本的な解決、これをスローガンとして掲げた候補者が4名とも全員当選したわけであります。その4人の得票が、2,403票でありました。4年前が823票でありました。得票率が4年前は8.74でありましたけれども、今回の選挙の結果、823票から2,403票、得票率が4人で24.03%、奇しくも得票数と得票率が数字が同じという結果に終わったわけでありますけれども、まさに現地の日の出町の町民は、住民本位の抜本的な解決を求めて選挙に臨んだということが言えるかと思います。

一方、促進派の議員はどうだったかといいますと、自民党保守派の議員候補すべてが票を減らしました。14から12へ後退をしたわけであります。その中で、八日会という最大会派、これは13名だったそうですが、12名に後退した上で、この八日会が7名、正成会、正しく成ろうという会だそうですが、これは5名で会派構成して、まさに最大会派が二つに分裂をいたしました。選挙の結果、大変な波紋が広がっているわけであります。議会の日程も決まらない。こういう状況の中で、町長が中に入って調整をして、ようやく最終的には、もともとあった八日会の会派を解散をして、改めて正しく成ろうという会「正成会」を12名で構成した、こういう結果であります。

その他の状況を見てみますと、社会党は今度の選挙では公認は立てられませんでした。無所属候補1人を立てたわけですが、得票率で後退をしております。公明は現有1議席を確保したわけでありますけれども、前回は829票、7.80%でしたけれども、今回は132減らして697票、7.09%という結果に終わっております。まさに日の出の町民は、市民こそ主人公の立場に立った、ごみこそ民主主義を徹底させよ、こういう選挙の結果を引き出したということが言えるかと思います。

つけ加えますけれども、6月の議会に共産党市議団、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書案を提出いたしました。ひた隠しに隠している広域処分組合のデータ、この地下集水管のデータ開示を求める、それを中心とした意見書案でありましたけれども、これは残念ながら自民党を中心とした民主クラブと公明党、市民クラブによって不採択になっております。このことをまず触れておきたいと思います。

さて、質問の部分でありますけれども、地下水の水質データ開示をめぐる、三多摩地域廃棄物広域処分組合と地元の住民団体との間で対立をしているということもあっ

て、この問題は今大きな社会問題となって、連日のように新聞などマスコミ報道をにぎわしております。日の出町の処分場には、広域処分組合に加入している三多摩26市1町、もちろん日野も含まれているわけでありますけれども、住民358万人、そして事業所から排出をされる不燃物や焼却残灰が1984年度以降、今日まで足かけ11年間にわたって投棄をされ、埋め立てられてきております。総面積は東京ドームの約5倍、45ヘクタール、容積380万立方メートルという、内陸型処分場としては東洋一の規模だと言われてきております。広域処分組合と住民団体との対応について、ここで簡単に振り返ってみたいと思います。

1992年に汚水防止用のゴムシートの破損による地下水土壤汚染疑惑が、住民の手によって表面化してまいりました。住民と化学者が協力して調査した結果、井戸水、調整池から、自然界のものよりも高濃度の塩素イオン、鉛、亜鉛など重金属などが検出をされております。また、東京都や広域処分組合の調査でも汚染が検出をされ、どう考えてもゴムシートの破損しかその原因はあり得ないわけでありますけれども、組合は処分場の影響と結論づけることは困難、原因不明と、汚染源の究明をあいまいにしたまま、一方的に安全宣言をしたわけであります。その後、住民団体からの調定申請を受けた都公害審査会は8回にわたって調定委員会を開き、昨年10月5日、処分組合側は住民などとの共同調査に応じること、地下集水管のデータを公表すること、この二つの事項を実行するように勧告をいたしました。しかし、処分組合は、これを拒否をしてくております。被害の蓋然性がない。実態がないのでデータを提出する必要はない。蓋然性という言葉は、辞書によりますと「物事の実際に起こる可能性の度合い」だそうであります。処分組合は、徹底した情報公開を拒否をする、こういうかたくなな姿勢をとり押しをしているわけであります。

疑惑がますます深まり、調定がまだ終わらない段階で、第二処分場建設の環境アセスの手続が開始をされ、昨年の11月15日に第1回説明会が強行をされております。現在の谷戸沢処分場の安全性が確認されず、住民の不安が何一つ解消されていないのに、第二処分場の環境アセスの説明会は認められないと、会場、騒然とする中で、処分組合側と住民側が激しく対立したままで、この日の説明会は終わっております。

その後、翌日も再び日の出町で説明会が開かれ、17、18日には青梅市で一方的な説明会が行われております。処分組合が一切の情報を非公開とする理不尽な態度をとり続けたために、住民側は合法的な対抗手段として、地下集水管の水質データの閲覧などを求める仮処分申請を東京地裁八王子支部に行いました。裁判所は、既に御承知のように

「データを開示せよ」の決定を下しましたが、それでも組合側はその後の住民側の間接強制の手続によって、賠償金支払い決定に対しても、データは開示せずの態度を固執し、そして今に至っているわけであります。これは、既に周知のとおりであります。間接強制による賠償金支払いが認められたのは、1987年11月、静岡県浜松市に本拠地を置く暴力団に、組事務所を使用しないよう命じたケースが唯一の前例だと言われております。自治省でも、法的な組織が当事者となったのは聞いたことがないといっているぐらい、極めて特異なケースとして指摘をされているわけであります。こうした経過の中で、データを示せば汚水漏れが明らかになってしまうとおそれを暗に認めるものだという住民側の疑念の声は、日を追ってますます高まっている状況にあるわけであります。

ごく最近の新聞記事を二、三、御紹介して、簡単に経過をたどりたいと思います。

8月30日の読売新聞の夕刊に「遮水シート補修500回以上」、こういう大きな見出しで、日の出町の最終処分場、汚水漏れ疑惑深まる、こういう中見出しをつけて、次のように報道いたしております。——東京都日の出町の都三多摩地域廃棄物広域処分組合・谷戸沢最終処分場を巡る汚水漏れ疑惑で、汚水の地下浸透を防ぐ合成ゴム製遮水シート（厚さ1.5ミリ）が、昨年度までの2年間に計554カ所も補修されていたことが、30日までに、都が公開した立ち入り検査票から明らかになった。公式文書で補修記録が明らかになったのは初めて。住民らは「疑惑がますます濃厚になった」として破損状況の調査を求めている。市民グループ「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」の大橋光雄事務局長は「目に見えるところだけでもこれだけ補修しているのだから、地下部分の破損は相当あるはず。汚水漏れ疑惑を直接証拠付ける数字」とした上で、「今まで清掃局がどのような検査を行い、どのような指導をしてきたのか」と都の指導監督責任についても指摘している。——これが30日の読売新聞、夕刊であります。

9月4日の産経新聞では「谷戸沢処分場強制金増額は高額ではない。高等裁判所、組合側の抗告棄却」、この記事は、東京高裁は棄却理由について、組合側は間接強制金が高額と主張するにもかかわらず、データ開示しないということは高額とは言えないとしている、こういう記事であります。

さらに9月7日の、これは朝日新聞ですけれども「処分組合と町の主張認めず。住民側に閲覧の権利あり」ということで、住民側に閲覧の権利があるということを東京地裁八王子支部が改めて決定を出したという記事であります。

この問題は、森田市長が過日の答弁の中で、その苦しい立場を述べておられましたけ

れども、考えてみれば、毎日毎日、家庭や企業からごみはどんどん市の処理場に運び込まれます。谷戸沢処分場への投棄は中断することができない状況にあります。捨てざるを得ない、こういう立場であります。

2点目は、広域処分組合の一構成員として連帯責任を負わなければならない、こういう立場も改めて市長から強調されましたし、矛盾が噴き出ている、こういう表現を使って、森田市長の苦しい立場が改めて証明されたわけでありますけれども、27の自治体で構成する、この広域処分組合、多勢に無勢、26対1ということで、日野市だけがいい格好をするといえますか、なかなか筋は通しにくいという状況は、私も理解できるわけでありますけれども、しかし、私はごみ問題こそ徹底して民主主義の立場を貫く、このことが大事だと思います。

そこで、お伺いするわけでありますけれども、いろいろ苦しい立場は十分承知した上での幾つかの質問でありますけれども、一つは、これほどまでに今、経過の中で改めて明らかにしましたけれども、再三再四、裁判所も含めてデータへの開示が求められているわけですが、いまだにすべてのデータが公開されるということがない状況にあります。少なくとも私は、ごみ問題こそ民主主義を貫くべきだということで、その立場を貫くなら、一構成員といえどもデータはきちんと公開すべきだ、そして多くの住民の不安、疑惑に対してきちんと明らかにしていく、説明をしていく、こういう立場を貫くべきではないか。26対1という大変苦しい組合の理事会、あるいは議会の状況、なかなか発言しにくいということが、先日も内田議員から述べられましたけれども、その雰囲気は行かなくてもわかるような気がいたします。しかし、今申し上げたようなきちんとした筋といえますか、立場は、貫くべきではないでしょうか。意見が通る、通らないは別であります。このことについて1点、大事な点でありますので、伺いたいと思います。

2点目は、これも先ほど私、申し上げましたけれども、汚染されていないということが確認されるまでは、第二処分場の建設工事は強行すべきではない、この立場をやはり貫くべきではないでしょうか。今度の日の出町の町議選の結果を見ても、多くの町民は民主的な住民本意のごみ問題の解決を求めています。少なくとも疑惑が解明されるまでは、次の処分場である第二処分場の工事の着工は見合わせるべきだ、計画を見直すべきだ、という声が多くあるわけであります。せめて革新市の市長である森田市長、組合の中で、理事会の中で、こういった筋を通した意見を述べるべきではないでしょうか。お伺いしたいと思います。

3点目は、自区内処理を目指しての積極的な検討でありますけれども、これは避けては通れない重大な問題、課題であります。今後に向けて積極的に検討を進めて、ほかにいろいろな汚染、公害などを引き起こすごみを投棄しない、させない、こういう立場から、近い将来、自区内で処理をする、こういう積極的な検討、研究が求められているのではないのでしょうか。先日の答弁で、市長は、環境行政調査会で検討したいという態度を明らかにいたしました。その点について、もう少し具体的に方向が示せれば、お答えをいただきたいと思います。

とりあえず3点、質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 自治体という一番民主主義の公共的立場の行政機関が、情報公開を渋ったりデータの開陳を拒否するという、そういう態度は本来のあり方とちしては極めて問題と言わざるを得ないことになるわけであります。

いわゆる日の出谷戸沢処分地の問題、もう一つは第二処分場の確保の問題、これは、いわゆる住民という言い方もありますし、また全国環境保全運動と、その1角がこの問題にまた集中しておるという面もあるわけでありまして、日の出町がたまたま、まちの規模とか地勢とかいうことで、ある程度、許容能力を持っておられたというふうに、第一処分場を設けた際は地元でも割合得られたということだったと思っております。地元に対しては、まさに大変迷惑な問題でもあることは言うまでもありません。ただ、頼りにしたところは、いわゆる町の行政当局は多摩地域のごみ問題に大変実情をよく理解をされて、みずからその窮状を協力しようということの発想から、いわゆる谷戸沢処分場が設けられたという経過もあるわけでありまして、第二処分場の受け入れについても市当局あるいは議会当局、公的な手続を経て一定の協力の経過があった状況でありまして、用地につきましても、100％に近い今度の規模は六十何ヘクタールという規模でもあるわけであります。

一つの姿といたしまして、いわゆる全国各地に生まれております住民参加、あるいは民主的な行政を求める、そういうこととあわせて環境問題は大変いい、無責任かもしれませんが、教材になっておるというふうに考えられるわけであります。

先日のお答えの中で、矛盾が集積をして、まさに膨れるような状況にある、これも客観的に双方の立場を観察するならば、これ、どちらも運動の形にし、やむなしということで現実に処分場を具体化していかなきゃならないということも、まさに行政上の現実の問題であります。この運動が、私は今の大量生産、大量消費、あるいは大量廃

棄という資源の浪費、そしてまたミクロな環境問題、また地球規模のマクロの環境問題にまで深くかかわっておるわけでありますから、大きくとらえてといいいましようか、論議もして、一定の方向は集約をしなければならぬだろう、このように思っております。現実の問題を優先しては、これもまたいい配慮とは言えないかもしれませんが、単位自治体において処分地を持たないということ、また持ち得ないということ、したがって、広域に考えざるを得ない。そして、一部事務組合という共同体を組織して、そして集中的に努力をし、可能性を探っていく。

東京都では、かつて美濃部都政の当時にごみ戦争と言われた、いわゆる江東区が夢の島のごみの通過道になるものですからハエが大発生して、市民自身の生活から、いわゆるよそのごみは一切持ち込ませないという反対運動も生まれたことがありました。当時、ごみ戦争と言われた、私どもよく記憶を新たにし、また教訓ともしなければならぬわけでありまして、ごみの処分というのが、どうしても現在の技術能力の段階では、やはり焼却をして減量をする、減容をする、そうして最終的には灰は、これは焼却すれば必ず出ます。灰、プラスチック等が燃焼させる方法で量を減らす方法はあるわけでありますが、このこと自体がまた大気汚染のもとになる。つまり、経済成長が大きな矛盾を掲げてきておる。準備になくてはならない知恵は、これらの問題をミクロの問題として、またマクロの問題として解決をしていかなきゃならないということに直面しておるというべきだろうと思います。

御質問の、組合の構成的な立場といたしますと、これは事務組合というのはやはり執行機関であり、理解を持ち、そうして法規にのっとった行政運営の形で行われるわけであります。私どもの日野市は理事という立場でありますから、発言の場はないわけではありませんが、組合に参加しているからには、組合のやっぱり決定には連帯責任の立場で同調していかなきゃならない、こういう苦しい面も伴っておるわけでありまして、私の現在の心境の結論といたしましては、第二処分場はどうしてもこれは確保せざるを得ない。そのためにいろいろなトラブルを発生させておる。こういう状況でありますので、行政を受け持つ立場といたしましては、今までお答えをしましたとおり、あるいは現に今お答えをしましておるとおり、そういう姿勢でしばらく日野市の市民生活を守るということに立脚をして当たらざるを得ない、こういう状況であります。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 再質問いたします。

市長が先日の答弁の中で、自区内処理を目指す検討の場として、環境行政調査会とい

う答弁をされました。この辺について、ちょっと私、疑問に思っております。

つまり、環境行政調査会の設置要綱など見ますと、それから行政調査会の委員のメンバーを見ましても、この行政調査会でごみの自区内処理を目指す検討をするのは、これまでの経過からいって、ちょっといかがなものかという、大変疑問を持っております。これまで日野市廃棄物減量等推進審議会、ここでごみ問題が検討されてまいりました。名前は申し上げませんが、この審議会の委員は市民代表、事業者代表、資源回収業者、学識経験者、議会と市の職員という、こういう構成になっております。この審議会での答申は「当面の課題である最終処分場に搬入するごみの減量を中心とした廃棄物の処理及び再利用の促進のあり方について」という問いかけで審議が行われた。つまり、谷戸沢処分場へのごみの投棄を前提とした検討であったために、自区内処理のことについては検討されない、これからの課題だということだと思うんです。

市長の先日の答弁を、私は訂正すべきではないかというふうに思っているんですが、せっかくこれまで、これだけのメンバーをそろえて、相当微に入り細に入り検討が進められてきました。諮問のテーマによって自区内処理という一つのテーマが与えられれば、それなりの深い検討がされるだろうと思います。ですから、せっかく経験を積んだこの審議会、もちろんこの答申を発表して以後、解散されているんでしょうけれども、この審議会の再組織といいますか、それによって検討した方がいいのではないかと私は思うんですが、この点について、どうでしょうか。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 少々、誤解を、説明不十分の状況があらうかと思っております。

廃棄物の減量と再利用の市の条例に基づく設置をしたものが、いわゆる廃棄物減量並びに再利用に関する条例に伴う委員会であります。このごみ減量と、それから廃棄物の再利用について、市として集中的に検討していただき、一定の報告をいただいております。

それから日野市独自に環境行政調査会、専門家の方々と、一部市民参加のメンバーもお願いをして構成する同様の市町に属する諮問機関でありまして、新たに発足しようとしている調査会は、これはどちらかというと、マクロの課題に対して自治体としてはどういう態度であるべきだろうかという課題を審議していただこうと思っております。

昨日、例えば溶融炉の自区内処理という、つまり大きな課題もあるわけですが、これらが果たしてまた今日の環境問題に整合し得るものであるかどうか、これらのこと

についても専門的な論議を要する、こう思っております。したがって、御質問の中にありました全般論、いわゆる条例に伴う審議会、これと環境行政調査会は、別の機関である。そしてまた審議の内容も別段階で、関係はないわけではありませんが、別々の諮問の課題でお願いをしようと思っております。

○副議長（宮沢清子君） 米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） 余り時間ありませんので、私の意見、先ほど申し上げましたけれども、自区内処理を本当に真剣に方向を手繰るとすれば、この条例に基づく廃棄物減量等推進審議会、ここで検討した方がよりベターではないかという意見だけ申し上げます。

先ほどの市長の答弁、なかなか広域処分組合の一構成員という立場もあり、苦しいということが改めてまた強調されましたけれども、大変大事な問題でありますので、私が一言意見をこの部分に限って、まず述べておきたいと思います。先ほども簡単に経過を手繰りましたけれども、これまでの経過の中で、特に処分組合が地元住民、住民運動体にとった態度といいますか、対応について、大きく言って5点あったかと思います。

一つは、汚水防止用のゴムシートの破損、地下水、土壤汚染は認めない、こういう立場です。

2点目は、地下集水管のデータ公表と住民との共同調査を求めた都の公害審議会の勧告を拒否をした。

3点目は、現処理場の地下水、土壤汚染の疑惑、住民の不安を全く解消することなく第二処分場建設の環境アセスの手続と説明会を強行したという点。

4点目は、地下集水管の水質データ開示を求めた裁判所の仮処分決定。それでも処分組合はデータ開示を拒否をいたしました。その結果として、5月13日から7月1日まででしょうか、15万円——13日以降、1日15万です。それから7月7日以降、1日30万円、賠償金を支払ってデータの開示を拒否をしてきている。総額1,750万円が税金から支出をされているわけであります。

5点目は、住民側の土地、立ち木のトラスト運動に対抗して、研修を名目に用地買収のために職員を現地に派遣をした。

大きく言って、この5点があるかと思います。これはいずれも、ごみこそ民主主義の徹底をということから言えば、縁もゆかりもない極めて理不尽な態度だと言わざるを得ません。市長の苦しい立場は十分、百も承知で意見を申し上げているわけでありすが、筋として、この立場は貫くべきだということをもう一度、強調をしたいと

思います。

先ほど冒頭に申し上げましたように、日の出町の町議選の結果は、住民本意の解決を目指す勢力が大躍進をいたしました。その逆に、促進をする立場の議員、候補者は大後退をしたという状況は、やはり率直に見なければならないと思います。民主主義は、常に筋を通すべきだと思います。（「代案を出して初めて民主主義なんだよ」と呼ぶ者あり）

あと9分であります。最後に意見は申し上げますが、その前に、日本共産党は、ごみの問題をこうして解決しますという、ごみ問題の政策を5年前に発表してまいりました。これは全文、紹介するわけにはいきません。柱だけ紹介をし、最後に一言意見を述べて終わりたいと思います。

日本共産党の「ごみ問題をこうして解決します」というその柱は、まずごみの増大、なぜごみがどんどんふえ続けるのかということに対して、一つは、消費生活を便利にする、コストを安くするという名目で、使い捨て商品、使い捨て容器、過剰包装が横行をして、家庭にごみが強いられている。

2点目は、ごみについての大企業の社会的責任が日本ほどあいまいにされている国はありません。大企業の無責任さ、身勝手さは、目に余るものがあるわけであります。

3点目は、国、自治体を通じての自民党政治の無責任さがあります。歴代自民党政府、今で言えば村山連立内閣、わずかばかりの補助金を出すだけで、ごみ対策の責任の一切を地方自治体と住民に押しつけてきております。ごみは資源、根本対策は減量とリサイクルということで細かく柱が立っておりますけれども、時間がないので、大きな柱だけ紹介にとどめます。

緊急対策として、あらゆる手だてで最終処分場の延命を図る。中間処理施設を増設をし、中間処理をした上で最終処分地に持ち込む、このことで最終処分地の延命を図ることはできるという点が柱であります。

3点目は、大企業の社会的責任を問うべきであるという点。

4点目は、ごみ対策抜きの開発計画は一切認めない、こういう立場を貫くべきだ。

5点目は、ごみ行政に民主主義を貫くべきだという観点。

6点目は、廃棄物処理法の抜本的な改正を要求をする。

こういう柱で、ごみ問題をこうして解決しますという日本共産党のごみ問題の政策を、4年前に発表したわけであります。時間がないので、詳しく触れるわけにはまいりませんでしたけれども、一言、紹介をしておきます。

最後に、大事な点を意見として申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

先日、ごみの自区内処理方法を提案するという内田議員の積極的な提言がございました。森田市長は、内田議員の提言に賛成する答弁がありました。日野市廃棄物減量等推進審議会の審議経過と答申内容から見て、また自区内処理を目指して今後、引き続き検討を進めていくということから考えて、市長の答弁はちょっと勇み足ではなかったのか、こう私は率直に疑問を呈しておきたいと思います。ごみの減量と徹底したリサイクル運動を展開をしていく、そのことが重要な課題であります。洗濯機や冷蔵庫など大型ごみを溶鉱炉のような焼却炉に投げ入れて、すべて焼却をしていく。しかも50億円以上の投資が必要だ、こういう提言でありましたけれども、こうしたリサイクル運動を徹底して追求をしていくということと、この溶鉱炉のような灰溶融施設、これに50億円以上もの金をかけて処理をしていく、このことに政策的にどう整合性があるのか。この点は、極めて疑問であります。（「おかしいよ。中身が違うぞ」と呼ぶ者あり）大企業のぼろもうけのかすを多額の税金によって補っていく、こんなことは絶対に許されるものではありません。深刻なごみ問題を逆手にとって大手企業が地方自治体を食い物にしようという、手ぐすねを引いている、こういう実態にも目を向けていく必要があります。

もう一度繰り返します。企業の社会的責任は最後まで追及をしていく、あくまでもごみ問題は民主主義を貫く、このことが大事であります。住民とともに考え、住民とともに闘う立場を貫く、このことが大事であります。

もう一度繰り返します。ごみ問題での民主主義の徹底こそ、革新日野市政の旗印でなければなりません。（発言する者多し）このことを声を大にして強調して、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君） これをもって18の3、日の出町谷戸沢処分場問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後3時18分 再開

○副議長（宮沢清子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の1、西平山区画整理の諸問題についての通告質問者、篠野行雄さんの

質問を許します。

〔26番議員登壇〕

○26番（旗野行雄君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

話の順序として、今の日野市の区画整理の状況がどうなっているか、これから若干、説明していきたいと思います。

これは、皆さんのお手元にも配られたかと思いますが、本年の7月1日現在の数字であります。日野市の区画整理、既に執行済み、それから今、事業中のところと、それから将来の予定地、こうあるわけですが、これを足してみますと、日野市の市街化区域の約半数をカバーしている。こういう数字が出ております。既に完了したところが、パーセントでいくと、市街化区域との比較ですが、22.7%、今、事業中のところが20.3%、今、計画中のところが約8%、こういう数字になっております。いろいろ社会情勢も変わってきまして、今、事業中のところが非常にこれから見通しが厳しいのではないかという予想をしておるわけであります。

最初に日野市の都市計画がスタートしたのは昭和32年、豊田、現在の多摩平ですが、これが昭和32年に事業認可をとって約8年で終了しております。換地処分の公告まですべて済んだわけです。続いて平山台ですが、これが38年にスタート、約10年後に換地処分の工区まで終わっております。その次は神明上です。これがたしか41年から16年を経過して終わっている。同時にスタートした四ツ谷下が約8年で終了している。こういう状況であります。あと、組合施行の平山下耕地とか金田地区とか、これらも5年あるいは6年ですべての事務を終わっております。

まだ、移転戸数も少なかったし土地もそれほど上がっていなかったという事情もありまして、かなり、今の事業中のところと比べればスムーズに行っただけではないかというような印象を持っております。

今、事業中のところ、まず土方議員も触れた万願寺の第一ですが、これがスタートしたのは昭和56年です。既に十四、五年経過しているわけですが、これも多少問題はあるにしても、何とか行けるんじゃないか、展望が開けているんじゃないかというような気がします。

同時にスタートした高幡、それからあと豊田南があるわけです。高幡については、一部、既に供用開始になっているところがあるはずですが、今、問題になっているのは駅広周辺の大きな建物の移転をどうしようか、こういう難しい問題は残されているにしろ、これもある程度の展望が開けているんじゃないかと思っております。

豊田南については、同時にスタートして、もう一部仮換地指定は済んでいるわけですが、これからあの高台の住宅地の多く張りついているところへ着工しなければならない。既に約10年たっているわけですが、その部分についてはまだ正式には仮換地も決まっていない、換地設計も正式には決まっていないという状況のようで、将来まだ相当問題が残っているのではないかというような感じも持っております。

あと、事業中のところは組合施行も相当数ありますが、市施行を取り上げてみますと、万願寺第二、それから西平山、それから東町、この3地区があるわけであります。平成3年、4年に相次いで事業認可をとりまして、ただいま施行中ということでありますが、たまたま、さきも都市整備部長が触れましたが、この事業計画がほぼバブルの最盛期の地価を基準にしてできているという事情もあって、これからいろいろ難しい状況に直面するのではないかと。私も昨年の3月議会に、たしか西平山の区画整理について一般質問で触れたわけですが、今回またそれ以後いろいろ事情も変わってきましたし、調べれば調べるほど、これはどうしたらいいんだろうかというような難問が多く見られるわけであります。

これから西平山の問題に入りますが、昨年3月議会で、これからまだ未確定要素として幾つかあるというところで、その点から話の続きとして触れたいと思います。

まず、埋蔵文化財の問題があります。あの高台、水田地帯は別にして、すべて埋蔵文化財の包蔵地域に指定されております。調査、設計費の中でも約20億、予算が計上されております。ここ3年ぐらいの間に一応試掘ということで約6カ所、試掘をしたわけですが、その調査結果はどうなっているであろうかということをお聞きします。

いま一つ、中央線の新駅の問題です。区画整理の中、あそこへ駅広と進入路、約五千何百平米を設定しまして、誘致運動をしているわけですが、最近のJRとの交渉の状況はどうだろうか。これについては、地元の支援組織として、誘致運動の組織として、(仮称)西豊田駅誘致広域住民育成会、こういう組織が正式にスタートしました。これは地域の長年の要望でもあるし、駅誘致なんていうのは簡単にできるものではない。市とともに住民がバックアップするという、むしろ主体となって運動をするのが筋ではないかというような気もするわけですが、地元の体制もでき上がったということが最近の経過の中にあるわけでありまして。その辺の最近の状況をひとつ、まず説明してもらいたいと思います。

次に、本来ならこれは平成4年11月に事業認可をとったわけで、既にもう3年近くたっているわけですが、ここで換地設計案がほぼでき上がるという予定だったわけであ

りますが、いろいろな社会経済情勢の変動に伴ってこれも見直さざるを得ないということで、平成9年度間で、2年先送りされました。

主なるものとしては、一つは歳入減、地価の低落に伴って国、都なり、あるいは保留地処分もそうですが、用地費の入りがかなりダウンせざるを得ないのではないかという状況があります。それでは、それにどう対応したらいいのかということですが、支出として、なるべく移転費を減らす、これ以外に手はないのではないかということで、方針としては、なるべく現有道路を利用して移転戸数を減らすという方法で支出を削減する、基本的にはそういうことだと思いますが、その辺の、現段階でどうなっているか、あるいは見通しはどうか、これについてお聞きます。

さらに、質問を最後まで項目別に述べさせていただきます。

平成5年12月に日野市で農のあるまちづくりを検討する組織ができました。「日野市農のあるまちづくり委員会」、こういう組織です。構成員は、学識経験者、農業団体の代表、農家の代表、それに市の関係職員というメンバーで、半年ぐらいかけていろいろ検討して、6年の7月に、土地区画整理事業を通じて農のあるまちづくりを実現するための提案、こういう提案を市に対してしております。これは既に市長も御存じかと思いますが、この中でいろいろの提案をしているわけですが、いろいろ今の農業事情がこの地域でも難しい状況になっている。地価の高騰ということもあるし、後継者が非常に少ないということも、さらに相続税問題もあるし、農家数あるいは耕地面積にしても収穫量、いずれも減少傾向にある。その中で、住みよい環境づくりのためにはなるべく農地を保存してもらえという、これは市民の圧倒的な希望がある。果たしてどうしたらいいか、こういうことでその対応を、どうしたらいいかという提案をしているわけですが、いろいろ提案があります。

その中で、直接、区画整理事業に関係するのは、一つは、農地の専用街区を設定すべきではないかという——これは、ある程度の面積を多少、区画を広くとって、専用街区を設定すべきではないか、あるいは水田をもっと残すような方法で区画整理をやってもらえないか、こういうような提案がなされております。そのためには、多少、区画を大きくすれば区画街路も少なくて済むということもありますので、そのためには減歩についても考慮すべきではないか。あるいは、水田でも同じです。水田の場合、埋め立て費用も少なくて済む。つまり広い区画をとるので公共用地が少なくて済むではないか、将来、宅地化の場合の補償ぐらいはするような措置を講ずるべきではないか、こういうような提案が中にあります。区画整理の中でこれをどう生かしていくか、どうし

て対応すべきか、こういう問題があるわけでありましたが、これについてどう考えるかということでもあります。

これに関連して、生産緑地の問題があります。私から申し上げるまでもないんですが、昭和43年に新都市計画法がスタートをしました。それにのっとって昭和45年に市街化区域と、それから市街化調整区域の線引きが日野市においてもなされたわけでありまして。それ以来、市街化区域の農地をどう見るべきか、どう取り扱うべきかという長い間の論争があったわけでありまして、ようやく平成3年に生産緑地法の改正ということで、一応の決着を見たわけでありまして。今、最近の数字で申し上げますと、これはごく最近の数字ですが、日野市の農地が、面積が277ヘクタールある。そのうちの生産緑地が132.77ヘクタール、約47.9%という数字が出ております。生産緑地と、それから市街化区域内の農地を宅地化すべき農地、こう二つに分けたわけでありまして。

ことしの4月、農業委員会から市長あてに、生産緑地の追加指定に関する要望書というものが出されております。これを見ても、こういうことが言われております。前の方は略させていただきまして、都市における農業と農地の重要性につきましては、各方面から繰り返し指摘され、市民からもその存続に強い支持を受けておりますが、改めて申すまでもないことですが、今後、都市化が進めば進むほど、その存在価値は高まるものと思います。しかしながら、現在、約130ヘクタールある農地は、生産緑地は、まず区画整理によって相当、将来とも減少せざるを得ない。担当者の話を聞くと、約20ヘクタールぐらい減歩による減少が見られるのではないかなという数字も出ておりますし、さらに、これは30年間の農業を続ける、農地を保全しろという厳しい条件があるわけですが、途中、相続あるいは健康状態が思わしくなくて農業をやっているという場合には、これは見直しができるわけでありまして。30年といえどもかなり、1世代と言えらるわけでありまして、現在、農家経営に携わっている者はかなりの数が途中、相続等が発生して生産緑地の解除という事態が予想されますので、この129ヘクタールがいつまでも続くか、30年続くという保証は全然ないわけでありまして、これをなるべく都市における良好な生活環境を保持するためには農地がどうしても必要だという見方からすれば、なるべく多く生産緑地を規定すべきではないか、こういう見解に基づいて要望書が出されておるわけでありまして。

今、大都市への人口の流入現象もほぼストップしている。日野市の事情を見ても、第3次基本構想の案の中に将来の人口推計という数字がありますが、今まで大体、推定人口を20万と見ていたわけですが、たしか平成15年の将来人口の推計が17万から18万

ぐらいという、基本構想の案の中では推計がなされております。出生率の低下に伴う自然増が減ってきたということと、社会増もそう見込めないということで、そういう数字が弾き出されたのではないかと思います、恐らく事実に近いと思われます。そうすると、将来そんなに宅地化が進行するわけでもないし、良好なる生活環境を保持するという意味からいっても、生産緑地はもっとふやすべきではないか、こういう見解があるわけではありますが、これについての市の対応を、これについてどういう考えを持っているか、お聞かせ願えればと思います。

いま一つ、区画整理法の76条というのがあります。これは「区画整理中の建築行為等の制限」という条文であります。読んでみますと、こういうことが書かれております。——次の各号に掲げる公告があった日以後、第103条4号の公告がある日までは、土地区画整理事業の障害のおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の耕作物の新築、改築、若しくは増築を行いまたは政令で定める移動の容易でない物件の設置、若しくはたい積を行おうとする者は、建設大臣の施行する事業あるいはその他の施行する事業にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない——こういう条文であります。103条4号というのは換地処分の項目ですから、これは一切の手続き、区画整理が終わったときの換地処分の項目と見ていいわけです。

さらに、次の各号に掲げる、こういうのが最初に出てきましたが、これは市町村が行う区画整理事業にあっては事業計画の決定の公告または事業計画の変更の公告をということであります。ざっくりばらんに言えば、区画整理が事業認可をとってスタートをした。それ以後、区画整理事業の遂行に障害のおそれのあるような建物を建てる場合には、市施行の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない、こういう規定です。これは、障害のおそれがあるかどうかというのは、一応換地案、換地設計ができないと当然わからないわけですから、さらに供用開始になればこれは当然、それ以後は建築物はできるわけですから、その期間の間の建築行為等はこういうような制限を受けるんだよ、こういう条文のわけであります。

さらに言わせてもらおうと、例えば換地設計に乘れなかった、将来の換地案の行き先がほぼ決まった場合には、道路にかかるなんていう場合、あるいは将来、曳家の障害になる、あるいはその土地のレベルがまだ不確定だ、こういう場合以外には、これは障害のおそれにはならない、ですから建築行為は認めなければならない、こういう条文と解釈してもいいわけですが、これについて、どう考えているか。区画整理の関係者は事業がスタートしたらなるべく早くその土地を使えるようにしてもらいたい。これが一

番強い要望でありますので、その辺に関係してくることでもありますので、これについての見解をお願いしたいと思います。

以上、まず質問しますので、答弁を順次お願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君） 1点目の試掘調査の結果についてでございますけれども、この調査に備えまして1991年度、92年度、それから94年度の3カ年にわたりまして、6地点で試掘調査を実施しております。91年度は4地点で、合計349平米の発掘をいたしております。1地点で方形周溝墓を検出いたしております。それから92年度でございますけれども、約630平米の発掘を行っております。竪穴の住居跡、それから土壌、お墓でございますけれども、土壌、溝を検出しております。それからまた遺物でございますけれども、縄文式土器から金製の陶磁器までを多数出土しております。

それから1994年度、昨年度でございますけれども、昨年度は東平山三丁目地内の国鉄清算事業団の所有している土地で、将来、街路予定地の場所について試掘をいたしております。約650平米ほど発掘いたしまして、奈良、平安時代の集落跡が見つかっております。それから遺物といたしましては、奈良、平安時代の土器等を中心に多数出土いたしております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 2点目の新駅の対応ということで、JRとの経過と現況についてでございます。

御承知のとおり、（仮称）西豊田駅につきましては、昭和60年7月に当時の国鉄に対しまして新駅の設置の要請を行いました。昭和62年4月に国鉄の分割、民営化によりまして今日のJRに引き継がれてまいりました。ここで、改めてこの新会社の新駅の設置を要請いたしましたところ、この年の9月に至りまして新駅設置の諸条件ということで、諸条件が示されたわけでございます。これに基づきまして、市では「JR中央線西豊田駅（仮称）設置予備調査報告書」というものを作成いたしまして、昭和63年9月にJRに提出いたしましたところであります。

この報告書に対しまして、JRが検討課題としていることが3点ありました。

その1点は、新駅を設置する場合に、新駅の利用者による旅客運賃が黒字とならなければならない、こういうことが1点でございます。

2点目は、計画箇所が曲線部分にありまして、どうしてもホームが曲線部分に含まれてホームの構造、そして乗客の安全上、好ましくないということであります。

さらに、3点目については、運賃収入のほかには何かJRに開発メリットとなるものがないか、こういうことでございました。

この課題につきまして、ちょうど当時、1点目の採算上の問題、それから2点目の技術的問題については、さらに市の方で検討を加えまして、これらの点の補足説明をするとともに追加資料を作成しまして、平成元年7月に再度、JRに対しまして提出したところであります。また、3点目の開発メリットにつきましては、西平山の土地区画整理事業区域内にJRの開発事業用地を確保することを申し出たところであります。

このような経過の中で、平成元年以降、もうこれだけの資料を提出したわけですから、市としてはJRが駅設置を検討する上で足らない資料は一応ない、こういうふうに判断いたしまして、その後は計画の促進について幾たびかにわたって要請を続けてまいったわけでございます。

最近では経済不況等を理由にしまして難渋を示しているのが現状でございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、まず換地の場を——換地というか、事業計画の関係でございます。

先ほど議員さんの方で御指摘しておられましたとおり、地価の一番高い時期に事業認可をとった、こういうこともございまして、その事業計画の見直しをせざるを得ないという状況になっております。その一番の事業費の大きい部分は、どうしてもやはり建物移転が一番大きい、支出の部分では大きい部分になるかと思えます。

そこで、現在の道路、現状の道路をできるだけ生かした形で換地を組んでいく、こういう現在、作業に入っております。しかし、換地がある程度まとまってくれませんか、では最終的に建物の移転がどの程度になるのか、そういう状況がわかりません。したがって、今、そういう換地の作業を始めておる。この作業がある程度見通しがついてきて、最終的な資金のものが弾き出せる、こういうものでございますので、そういう換地の作業に入った、こういうことで御理解を賜りたい、こういうふうに思います。

この事業計画を見直す場合にも当然、国、都、こういう補助金を最大限活用するような方法で、当然、検討はしていくということでございます。現在のところは、換地の作業に入っている、作業中ということで御理解を賜りたい。こういうふうに思ってい

ます。

2点目の、農のあるまちづくりでございます。これにつきましては、今、具体的に農地の専用街区とか、水田を残すようにという御指摘がございました。日野市の場合、市施行の区画整理、それから組合施行の区画整理、十何カ所でやっているわけでございます。そこで、この区画整理の中に含まれている農地をどういう、農のあるまちをどういうふうに進めるかという基本方針を提案していただいたものでございまして、その中では、まず農地を残すような換地設計を行うこと、ということでございます。この換地設計を行うというのは、先ほど議員さんの御指摘のように、農地の専用街区の設定をする、または大団地にするとか、こういうものであろうかと思っております。

宅地分を含めた農のあるまちづくりにふさわしい土地利用を目指すということで、これは文章のとおりでございます。

市民との交流拠点の確保、それから有機農業を推進する場を確保する、これが基本的な提案された大きな項目でございます。これらをもとにしまして、これから換地の作業の中で水田希望者、または将来的に農地の集合街区の希望者、こういうものもこの中で検討していくということになろうかと思います。

水田の場合は、換地の中で盛り土分ぐらいですか、換地の云々ということがございました。これは、当然、換地の状況がどういうふうになるかわかりませんが、面積等もございます。その代替換地になるのか、またその換地の行く場所、集合する場所、こういう条件の中でその換地評価が決まってくるというものでございます。ただ、常識的に考えて、普通の造成費用、こういうものは安くなるわけでございます。

ただ、その分、逆に用水路がふえてくる可能性もあるということもあるわけです。したがって、今後こういう面を総体的に評価をしながら換地設計がなされるということでございます。

生産緑地でございますが、追加指定ということでございます。先ほど、議員さんの方も言われておりましたけれども、区画整理の中に入っていると、減歩によりまして相当、生産緑地の面積が減ってまいります。そこで、他府県では追加の指定を現実にやっているところもございますけれども、東京都の方としては、まだはっきり追加していいというふうな言い方はされておられません。ただ、市としては、やはり最低でも減歩等で相当分、またはこれらを補う意味での追加指定はして検討していきたい。今後、東京都関係機関と詰めていきたいというふうを考えております。

76条関係でございます。76条は、確かにこの事業に支障があるというふうなことで

ございますれば、建物を一応許可しないことができるわけでございます。しかし、事業も非常に長きにわたるものでございますので、できるだけその使用収益、今までは問題ないわけですが、その以前で増築なり、それから改築または建て替え、こういうものについても個々の条件で判断をさせていただいて、できるだけ対応するような方法は考えていきたいというふうに考えておりますので、個々にそういう点のものについては協議をしていただきたい。ただ、一定の条件がやはり満たさなければ、この場合でもなかなか難しい。すぐ移転をする、また事業費が極端にかさむようなものについては、これはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） 一応、各項目について答弁は終わったわけです。さらに再質問を続けます。

まず、遺跡調査についてですが、試掘の状況、説明があったわけですが、ほぼ状況はわかりました。将来、この遺跡調査というのもこれは掘ってみなきゃわからないということ以外には言えないかとも思いますが、また、埋蔵文化財の調査ということも必要であろうということはわかりますが、ただ、将来についてはこれは別問題ですが、埋蔵文化財の調査のために区画整理の工事が大幅に先送りされたというようなことでは、非常にまた区画整理の進行にも障害になるわけであります。確かに埋蔵文化財の調査が最優先といえばそれまでですが、そこは建前と本音ということもありますので、なるべく区画整理の進行工事に障害にならないような形で、ひとつ処置していただきたい。このことを要望しておきます。

次の、中央線の新駅の問題ですが、この問題は本来、区画整理と同時進行で解決すべき問題ではないか。そうでないと、いろいろの面で支障が起こってくるわけであります。減歩の問題にしても、これは区画整理前の評価と区画整理後の評価によって減歩が決まってくるわけですが、新駅が果たしてできるのかできないのかかわからないという状況では、どうしていいんだろうか。区画整理後の評価をどう計算すべきかというような問題も出てくるわけであります。担当者に聞けば、まだ駅が来るかどうかかわからない段階で駅が来ることを前提に区画整理後の評価をするわけにはいかない、ということを行います。確かにそのとおりだと思います。では、仮にと言っては失礼だが、駅が実現した場合に、では今の対応はどうするのか。これは清算金で処置するよりほかはないだろうという、こういう言い方をするわけでありますが、果たしてそれで公平な処置とい

えるかどうかです。この辺に問題があるわけであります。

さらに、あそこに区画整理上、進入路が2,628平米ですか、それから駅広として3,000平米予定して計画に入っております。これについて、市長はこういうことを言われているわけです。「駅広あるいはその進入路については都市計画決定をとって国庫補助金をもらえるから、区画整理の減歩には——公共減歩ですね——関係ありません。負担になるようなことはないはずであります」、こういう言い方を今までもしていられるわけですが、果たして今の状況、果たしてまだ見通しが、その展望が開けていないわけですから、これで、この状況の中で都市計画決定がとれるのかどうか。とれる、とれないで、歳入で約10億の違いが出てくるそうです。この辺についての見解はどうか。

それから、またこの問題のいろいろの討議の中でわかってきたわけですが、日野市からJRへは一切、新駅の設置について負担はできないんだという、法的にできないんだ、しない、こういうような市長の見解が過去に出てきたわけでありましたが、当初、我々の考えとしては、いわゆる請願駅で、新駅の設置の費用については、これは地元負担だと。これは請願駅については原則であるはずであります、そうすると、それで果たして済まされるのかどうかという問題も一つは考えなければならぬと思います。

さらに、仮にあの駅をつくるためには北側の広場も必要ではないか、こういう問題もあるかと思えます。北側は既に平山台の区画整理の区域でありますから、これは区画整理によって生み出すわけにはいかないわけで、これについては市長はどう対応するつもりなのか。このことを質問します。

まず、これについて御答弁願います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田の誘致につきましては、西平山区画整理事業の中で、公共用地として駅前広場を確保するといえますか、用意をするということを大きい政策に掲げてあります。

従来のいわゆる国鉄という状況のころは、建設省当局と、それから国鉄当局の一定の協定があって、つまりそれぞれが責任を分かち持つ。地方自治体などが鉄道の駅、特に駅のために負担をするということはないという建前で貫かれております。今日、JR、いわゆる株式会社形態という形になっておりますので、最近の話を聞きますと、よそでは多少地元が一定の限度の負担をしたということも言われておりますので、制度的には可能になったのかというふうに理解はいたしております。しかし、早々と、日野市は幾ら持ちますなどということを唱えるべきではなくて、なるべく経営があり、将来の有

利性、需要としてまた公共的な責任があることを強調して、それぞれの責任の分かち合いをするということではいけないと思っております。

駅前広場を、例えば私鉄の場合は、後で駅をつくるために駅前広場をつくるという際には、鉄道自身が責任を持ってまた負担するというのが大前提になるだろうと思いますし、今までのJR当局に対して日野市側として提案をいたしておりますのは、たまたま幸いに区画整理を行っておる事情もあるので、将来の事業計画として必要な用地の求めがあれば、できるだけ協力はして差し上げますということは、はっきりと申し伝えてあります。できれば今議会前に新しいまた経営陣に対して日野市の要請を行ってまいりたいと思っておりましたが、今、日程調整をしております、区画整理換地に臨むので必要な面積をひとつ伺いたいというふうなことを申して、あわせて誘致の大きな傾斜をうちで取りつけていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、駅に絡む都市計画決定、それからその点の進入路の関係でございますけれども、今の事業計画では、この駅のある程度の見通しがついた、その状況の中で、そういう段階で都市計画決定をするというふうな考え方で進めております。今の事業計画の中では、もう既にこの地域を都市計画決定、将来、しますよという形の想定の中で、資金計画そういうものが練られているということでございます。

それから評価の仕方でございますけれども、これは、今後、その駅の状況を、できる時期をどの程度で設定するか、こういうことでおのずと評価が定まってくると思います。この評価の基準につきましては、今後、評価委員さんと十分検討、御審議いただきながら決定していきたい、こういうふうに考えております。（「あと、北側については」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 西豊田駅の大きな想定の課題につきましては、北側という側は既に区画整理をもう実施済みでもあります。これからの駅の特にまた改札口を設けるということも伴ってまいりますので、いろいろな検討を事前に十分整えておきたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） 現段階ではいろいろ問題はあるにしても、長年のあそこへ新駅を設置してもらいたいというのは住民の要望でもありますし、それについてとやかく

言うわけでもないし、あそこへ駅広あるいは進入路を区画整理上、設けることについても、とやかく言うつもりはありません。あれをしないと、将来とも永久に新駅はできないわけですから（「そうです」と呼ぶ者あり）、それについてはとやかく申しませんが、なるべく早く見通しなり展望を開いてもらうように努力してもらいたい。このことを要望しておきます。

次に、換地設計あるいは事業計画の見直しについてですが、こういうことだと思うんです。当初の事業計画、収支計画、これは建物移転費について約146億、計上されております。移転棟数が1,189戸ということになっておりますから、平均の移転費が1棟当たり1,228万という数字が弾き出せます。それで、大体、移転費は平成4年と比べて現在どのぐらい高くなっているんだろうか、こういう問題があるわけですが、担当者に聞くといろいろの数字が出てきますが、大体20%アップぐらいではないかという数字が言われております。

先だっの12月議会の請願審議の中で、これについて再築工法あるいは曳家工法が最近の例でどのぐらいの1戸当たり、平均かかるんだろうかという質問に対して、担当たしか課長が、私の記憶によれば曳家工法が1,300万、再築工法が2,300万というようなことかという答弁があったわけで、それから見ると約40%ぐらいアップという数字も出てきますが、ちょっとそれともうかという気がします。これで見ると約56億ぐらい移転費のアップを見なければならない。20%アップと見ても約29億、建物移転費を増額しなければならない。20%アップというと、1戸当たりの平均が1,473万という数字になります。29億を、これは市の方針として、なるべく現有道路を生かして移転を少なくして支出を減らすんだという行き方ですから、約、単純に言って29億だけ移転費がふえる分を、予想される1棟当たりの移転費が1,473万ですから、これで弾き出すと大体約200戸ぐらい建物移転を、これだけでも減らさなければならないという数字が出てきます。

さらに、入りの部分がどうかということになります。これをどう見たらいいかというので、いろいろ資料を調べてみました。地価公示価格というのが、あれは、最近の、これは国土庁で毎年1回発行している数字ですが、下落率が日野市の場合には5、6、7は、これは平均の数字ですが、わかっているわけです。約20%ちょっと上回るような数字かと思います。3年間足してです。

さらに4年度、一番これは下落がきつかった年ですが、約10%ぐらい下落しているんじゃないか。どう見ても地価の下落は、資金計画を立てたときと比べて30%ぐらい、

安全を見ると最低30％ぐらいダウンしなければいけないんじゃないかというようなことだと思います。保留地処分の単価を含めてです。それをちょっと計算しますと、国庫補助金の68億、それから都の負担金の36億、それから保留地処分なり、大きな数字では3・3・2号線の用地費、これは156億見てあるわけですが、これの3割というと、たしか93億という数字になるはずですが、94億です。その94億を、これを、これはごく単純な計算ですが、建物移転をどのぐらい減らしたらつじつまが合うか、収支計画が出せるのかということは、工事費なり、あるいは調査設計費、これは余り減額するわけにはいかないということがありますので、そういう計算になるはずですが、これだと1戸当たり1,473万で割り出しますと、94億1,580万割る1,473万は、639戸という数字が出てきます。さきに申しあげました約200戸と639を足すと836戸という数字が出てきますが、これは予定移転棟数が1,189ですから、これに対して約70％、こういう数字になります。つまり単純に言うと、あの1,489戸の最初の移転予定の70％の836戸を、これだけで何とかやりくりをつけるとすると、減らさなければならぬ、こういうことになるはずですが。

果たしてそんなことで区画整理の換地設計なり区画整理街路の設計が、これは都市計画街路は全然いじらないという前提ですから、できるのか、こういう感じがするわけです。これについてどう考えますか。その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まだ換地を、今、作業中でございますので、余りこういう想定の中でお話を申し上げると、いろいろと問題があるかと思いますが、今、議員さんが御指摘のような、建物だけで対応するよという形になると、こういう現象は、数字上は出てくるんじゃないかならうか、こういうふうに思います。

ただ、入りの部分は、やはり何かほかの財源、そういうものはやはり考えていかざるを得ないのかというふうにも考えておりますし、事業全体の見直し、これも並行してやはり進めていかざるを得ないというふうに考えております。単純に数字上から言うと、今言われているような数字は、そんな数字になるのかというふうに考えております。

ただ、具体的にはまだ私の方は移転の棟数、換地上どうしても移転を避けられないものがあるはずでございますので、先に不要移転を決めるということは非常に困難でございますので、換地設計と同時にこれら事業全体を見直しをさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） 果たしてこういうような設計で、快適でゆとりのあるまちづくりとか言いますが、果たしてそんなまちづくりができるのかどうかという疑問を抱かざるを得ないわけであります。簡単に言えば、あるいは保留地、減歩をいまちょっとふやしてもらう、これは問題は簡単なんです、微調整以外には今の26.9%の減歩、そんなにふやすわけにいかないということだと思います。

さらに、日野市の負担金が約54億計上されているわけですが、これを増額してくれば話は簡単なんです。ただ、その辺が可能かどうかという問題が出てくるわけであります。

余り時間もないので、市長、その辺、どう対応するか、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 経済通の旗野さんですから、私が余計なことを言わなくてもいいかと思っておりますが、年度計画で事業が進むことが一番望ましいわけでありますが、経済情勢の変化によりまして、多少、年度を延長せざるを得ない、こういう情勢にありますことは、一つのまた対応だというふうに御理解を願う以外にありません。

自治体といたしましての歳入増加、つまりいろいろな経済の諸条件がよくなるのが一番また大切だということに考え方が戻るわけでございますけれど、いろんな努力もしながら、将来のいいまちをつくるために市民の方々の御理解もいただき、また、いろいろな知恵を駆使いたしまして、将来に向かって貫いていくという姿勢がむしろ大切だろうというふうに考えておりますので、どうかひとつ御理解をお願いしたいというところでございます。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） 市長としては、今のような答弁よりほかにないと私は思いますし、私自身も当事者でもありますし、なるべく早く何とか展望が開けてくれればいい、こう思っておりますので、これからも慎重な対応を、積極的な対応を、ひとつお願いしたいと思います。

さらにこの問題、西平山の関係について、いろいろ難しい状態になってきたので、農家でもひとつ対応を考えるべきではないかということで、関係農家で、西平山区画整理研究会というのを結成したわけであります。それで先だって、市の担当者とも相談してアンケート調査を実施しました。

その中で、幾つかのアンケートをとったわけですが、アンケートの回収が約100件ぐ

らいでしたか、その中で農業経営を今のままで続けていくんだ、こういう意向の人が約35%、多少減らしてもまだ続けてやっていくんだという人が40%、これを足すと75%という数字になりまして、やめたいという人は約15%ぐらいの数字となっております。

農地を残すことについてどう考えるか、というようなアンケートをとりましたところが、できるだけ多くひとつ農地を残してもらいたいというのが、約半数近い46%でした。あとは、農家が必要なだけというのは、これはどういう意味かわかりませんが、27%。まとまった農地だけ残せばいいという回答が、21%という数字が出ております。

さらに、問題の専用街区の設定については、専用街区をぜひ設定してくれという回答が約10%です。現状のままで近くに集合換地してもらいたいという項目があるわけですが、これが21%。それから、ほぼ現在のところで換地してもらいたいという数字が62%。これは後でまた正式にまとまりましたら区画整理課へお届けしますけれども、という数字となっております。これについては、まだよく農家でも相談して最終的な結論を出したい。最終的には、これは1軒1軒の問題ですから、ひとつその辺まで調査して換地設計をやってもらいたいと思います。

それから水田については、どういう意向かというアンケートもとったわけですが、これは関係者が全部というわけではないんですが、残したいという人が約40%おります。条件が許せば残したいというのが15%という数字が出ております。残すつもりは全然ないんだという人が45%という数字になっておりますから、ただ、残したいという人がどのぐらいの面積を耕作しているんだと。この数字はまださらに追求しないとわからないわけですが、どのぐらいの面積が果たして残したいという希望なのか、これまではまだ今の段階ではわかりませんが、そういう数字が出ております。

これは生産緑地の問題にも触れるわけですが、先ほどの農委要望書を読んでもわかるとおり、また部長の答弁でもわかるとおり、区画整理でも多少、20ヘクタールぐらい生産緑地が減るんじゃないかという見通しもありますし、相続時にもかなり減少をするわけですから、なるべく農地を緑地としてだけ見ても多く残すのが本来の住みよいまちづくりのために必要だという趣旨からすれば、生産緑地をもうちょっと、これは農家の希望もあるんですが、生産緑地をもっとふやすべきだというのは、当然の要望かと思われませんが、ただ、これはさきも部長が触れましたが、都の考え方というものがあるので難しい問題かと思いますが、市としては、市長、どうお考えになりますか。

○副議長（宮沢清子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 生産緑地、あるいは宅地化緑地の選択を、強いられた形で

決定をしていただいたわけであります。その後、経済情勢の変動もあって、宅地化を選択された方も、なかなか宅地としての活用が伸びていかない。こういう状況もあって、改めて生産緑地に変更してほしいという要請も、いろいろなケースがあるわけでありまして、都としても、あるいは各自治体関係の市長会の立場におきましても、これらをひとつ将来に可能性を残す大切な課題ということでもありますので、積極的に変更を受理していこう、こういうことに整理としてもなるようなことかと思っております。

30年間の営農を、農家といえども自力で保証するということは非常に判断のしにくい問題だろうと思いますし、今回、市民農園条例を設けて、そうして積極的に自治体が関与をしていく、つまり農地の公共的な意味を高めていこうということも含めまして、地主さんは従前の方でも、市民農園で耕作地として活用されておるといような状況に、ぜひ持っていきたいものだと考えております。

○副議長（宮沢清子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） この問題は、農家の個人的な事情、そういうことも確かに事実はあるわけですが、またこれは都市計画ですから、市としても生産緑地を保全する、農地をこれ以上余り減らさないでいくというのが、住みよいまちづくりのためには必要だという見地から、ひとつ判断していただいて、前向きにこの問題について対応をしていただくことをお願いしておきます。よろしくお願いします。

それから最後の建築行為の制限についてですが、これも私は余り、実はよく知らなかったんですが、例の建設委員会の陳情審査の中で、豊田の南口のあるビルに反対の陳情が出てきて、そのときに初めてこのことを調べてわかったわけですが、区画整理法上は、現状もまだ仮換地がしてないわけですから、現状でこれはいろいろ建築基準法上、問題があるというんで、これはもう全然話にならないわけですが、現状でも問題ないんだよということが一つは大前提ですが、さらに76条である程度仮換地が決定して、その中で将来、区画整理の事業上、障害にならないという判断になった場合には、これは認めざるを得ないんじゃないかということが一つはあると思います。

さらに、これについては、例の住みよいまちづくりの基本要綱の問題が出てくるわけです。いろいろこれは、あの問題については関係がありませんが、地方税法の、これまたちょっとここだけ読んでわかりませんが、付則27条の5の17項というのがあるんです。これはどういうことを言っているかということ、優良なる住宅地の造成のための事業……いろいろ条件があるわけですが、現実には日野市では西平山、それから万願寺第二、東町、それから豊田、これは市独自で、豊田南について、固定資産税の減免規定

があるわけです。平成5年、6年については、税額10分の1減税、さらに今年度は3分の2減税ということで、来年度はこの減税措置がゼロということになって、結果的には毎年毎年、宅地化農地の固定資産税額が3倍ずつアップしているわけだ。ことに比べて来年度はさらに固定資産税が3倍になります。こういう状況もありますし、相続税の関係も、最近路線価がたしか地価公示価格の80%とかいいましたね、そういうふうに設定されておりまして非常にきつい。土地が下がったから相続税が楽になったかという、必ずしもそうではない。逆に厳しくなった、こういうような事情もあるようでありますから、ひとつ、まちづくり指導要綱の関係については、これは市としたら、ついこれは関係者の方が大勢で、建築をする人の方は1人ですから、どうしても大勢の肩を持ちたいという心理もわからないことはないんですが、そうも言ってもらえない。ある程度、それは一方的に法律で決められたんだから法律どおりにやれよとは、私は言いませんけれど、例の行政手続法の関係もありますね。これは門前払いで相談に来てても全然話に乗らないというんでは、これは少し行き過ぎではないかと思うわけで、一方的にどちらの肩を持つということではなく、関係者のよく意見を聞いて、ひとつ多い方に肩を持つということではなくて、それは確かに周りの人に迷惑をかけるということも、これはよくないということはわかります。その辺を公平にひとつ相談に乗って処置してもらいたい。こうと思いますが、市長、どう思われますか。

○副議長（宮沢清子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　区画整理施行地におきまして、ある期間、建築物の制限は可能であるという規定もあるわけだから、私は原則論といたしましては、みずからのお住まいになる家をぜひ建てたいという方には、これは余り理屈を言わないで、やっぱりお認めする。ただし、換地によってはまた移動も伴うということで理解をしてきたことだろうと思っております。

投資的に、あるいは事業として行われるような建物につきましては、十分説明をしたり、状況判断をして、決して権利を侵害するということではなしに、ひとつ公共のために御協力、理解をお願いしますというような観点から、十分なまた理解をしていただく努力をするということが必要だと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　　旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君）　　来年度からは、建築基準法に基づく建築確認事務が市へ移管されるわけです。その辺で、余り、確かに過去に乱開発を防ぐために指導要領が効果を発揮していたという事実はあるはずですが、公平な見地から矛盾のないような対応を

市に最後をお願いして、この質問を終わります。

長時間、どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君） これをもって19の1、西平山区画整理の諸問題についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は9月18日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分 散会

9月18日 月曜日 (第7日)

平成7年

第3回定例会

日野市議会会議録 (第24号)

9月18日 月曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	松 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
企画財政部参事	平 井 忠 君	業 務 課 長	山 田 政 男 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 田 中 住 枝 君

議 事 日 程

平成7年9月18日(月)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 請 願 第7-15号 J R日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願

日程第 3 請 願 第7-16号 難聴教室の設置に関する請願

日程第 4 請 願 第7-17号 フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情

日程第 5 請 願 第7-18号 日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の募

集の改善に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 5 まで

午前10時19分 開議

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問20の1、七生土地改良区の解散事務の経過及び河川管理条例の必要性についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔7番議員 登壇〕

○7番（小川友一君） それでは、早速、七生土地改良区の解散事務の進捗状況について、質問をさせていただきます。

七生土地改良区内に、都市計画及び区画整理法等の網かけをしている現状は、法の違法性が問われ、また、近隣土地所有者の境界査定ができないという現状下で、行政責任が問われていたわけであります。

解決に向けて、市長の英断によって、平成6年5月に生活文化部に担当主管が置かれました。そして翌年、所管を建設部に移すとともに、七生土地改良区解散事務委員会が設置をされたというふうにお聞きをしております。

その委員会の性格を含め、今後の対応を、まず前段でお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ただいまの御質問の、委員会の性格及び今後の対応の件ですけれども、委員会の性格が、蘇生総会を開催、成立するための諸問題を検討するとともに地元対策を図り、また、総会成立後は解散に向けての問題を討議する、そういう委員会でございます。

そして、委員の人数ですけれども、14名ということになっております。

それから、委員会は今後、ことし——4月以降でございますけれども、3回開催いたしました。そして、組合員の確認作業に入るわけですが、それを10月を目途に確定を図っていききたいと、こうふうに思って、今、努力をしているところでございます。

それから、今後の予定といたしましては、委員及び組合員の協力にもよりませんが、今年度中の蘇生総会を開催をして、8年度中には開催総会を開いて、清算事務に移行をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ただいま答弁をいただいたわけでありませうけれども、10月には組合員を確定して、今年度中に蘇生総会を開き、清算事務へと移していきたいというふうなことでございませうけれども、組合員の確定が大きなネックになると思うわけでありませうが、その辺の対応はどうしていらっしゃるのか、もう一点、再質問させていただきます。

それと、七生土地改良区が設立された当初、組合員であった方が、事情によって、その農地を手放した場合で、そういうふうな場合でも組合員として現存すると思うわけですが、その辺は都との協議が整っているのかどうか、どのように理解してよいのか。都と協議が整ったというふうに理解していいのか。

それと、8年度中に解散総会を開くというふうな、今、答弁があったわけですが、解散に向けての準備総会を開く必要があると思うわけですね、その組合員の確定等を含めて。その辺を、どのように対応していこうと思っていいらっしゃるのか、再度質問させていただきます。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 組合員の資格のもとになっているのは、いわゆる農地が一応もとになっておりますので、地区内の農地を相続等で取得したものは、転用のいかににかかわらず、すべて組合員の資格となります。しかし、組合員となる場合でも、農地の所有者が耕作権者、農地の所有者か、あるいは耕作権者、この2点に限られておりますので、今のそういったことに基づいて資格者の整理が必要となっているわけでございます。

それから、次の、東京都の方の関係ですが、一応原則的には、農地のある相続者等を組合員とすることで、都との協議が整い、それによって作業を現在進めているところでございます。

それから、準備総会の関係ですが、蘇生総会を開く前には、現在の準備委員会において、役員の選任規定の素案を一応定め、それによって蘇生総会において、組合の役員となるべく人を各地区ごとに決めなければなりません。このようなことも含めて、各地区ごとの説明会の開催が必要だろうと思っておりますので、準備総会というよりも、各地区ごとにきちんとした説明会を開いていきたいと、こういうふうに一応考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょっと今、ただいまの答弁でちょっと理解ができない部分があるんですけれども、いわゆる事情によって農地を手放した方も、組合員として扱わ

なくてはいけないわけですね。それで、組合員になるために、土地改良区内の農地を以後に取得した人が、以後にね、その農地を取得しても組合員にはなれないでしょう。それで、当面、設立当時に組合員であった方が、その農地を手放しても、組合員としては存続するわけですね。その辺は、組合員が膨大になってしまって、事務処理がなかなかできない状況にあると思うんですね。その辺、東京都は、その組合員のすべてを把握しなくても、ある程度の段階でよしとしているのか、その辺の協議が都と整ったのかという質問をしたんですけれども、いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 概ねそのように協議が整っているようでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 理解をいたしました。

それでは、引き続いて、違った観点で質問をしたいと思います。

この改良区に関しては、最後の質問にさせていただきたいと思いますが、当然この問題に対する監督指導は、義務として都にあるわけであります。今までの都の対応に対しては、私は大きな不満を感じているところでありますが、今後のまちづくり、そしてまた市民要望にこたえるため、問題解決に向けて行政努力がされていると思われませんが、監督官庁である都の対応、そしてまた、市として東京都にどんな要望をしているのか、現在の段階で。そしてまた、市として、七生改良区の解散に向けての今後の課題を、あわせてお聞かせをさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 市といたしましては、解散に向けて、東京都に対して、柔軟な姿勢と大きな判断力を持って指導いただきたいと、こういうふうに要望しているところでございます。

具体的には、解散に向けて、できる実務を優先して、それを法で包みながら問題の解決を図っていくという考え方でございます。

市長及び助役の数度にわたる、東京都に対しての直接のお願いもありまして、東京都も指導の実務優先の解散ルールに乗り、大きな判断力のもと、柔軟に対処していくというふうなことで、大筋の合意に至っております。それに基づいて、現在事務を進めているところでございます。

それから、今後の課題でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。課題につきましては、まず、組合員の確定、先ほど御質問にありましたようなことを、整理をいたし

てまして、組合員の確定をしていきたいと。

それから、地元の対策でございますけれども、組合員が、ほとんど改良区が解散しているものと、こう思っておりますので、これらの組合員に対しまして、改良区のこれまでの経過及び現状説明をして、納得及び協力を得たい、また得なければなりません、こういうふうに思っております。

そこで市も、改良区解散準備委員と協力いたしまして、そのことに当たっていききたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それから、改良区解散に向けての課題というもう一点は、財産の確定でございます。これは、組合が組成をした後、役員と協議を重ねまして確定を図っていききたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ただいま答弁をいただいたわけですが、改良区の解散事務、清算事務が大分こう進捗しているというふうに自分では今感じました。2年数カ月の行政努力の結果だと思います。これからが非常に、その解散事務が終わった段階で、いわゆる公有財産をどのように行政として管理をしていくのか。そしてまた、国有財産を市が取得した後の問題になってくるわけですね。解散事務が進んだ後の、公有財産として取得した後の、その運営について、引き続き質問をしたいと思います。

当然、解散事務が終わって、その国有財産を自治体の管理として受けた後、当面その中には河川がいっぱいあると思うんですね。現在、日野市の中には、河川管理条例が制定されていないという状況です。その、いわゆる編入同意を受けた国有財産を取得した後に、管理・運営をしていくには、どうしても河川管理条例が必要であります。当然、その国有財産を受けても、管理条例がなければ、それを運営できないし、国としても、その管理条例がなければ、自治体にそれを譲与しないと思うんですね。

それを踏まえて、現在、私たちのまちで、いろいろな河川があります。1級河川、2級河川、それから準用河川という中で、自治体で管理しているのは準用河川だけだと思いますね。それを除いた、用水を含めた河川に関して、これから質問したいと思います。

本来、東京都の南多摩西部事務所が行っている事務、いわゆる公有土地水面使用規則、そして、河川港湾用悪水路規則に基づく事務並びに国有財産法に基づく事務手続き、これを機能管理者として、どのような位置づけで事務執行を行っているのか、現在ですね、明確にしていきたい。

それと、現在私たちのまちで、準用河川を含めた用水の改修及び維持、そして補修等を行っていると思いますが、どの法に基づいてそれを実施しているのか、その根拠を示していただきたい。

以上2点、御答弁をお願いします。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 普通河川の管理につきましては、議員さんも御承知のように、財産管理、それから機能管理、行政管理、この三つに別れておりまして、現在それぞれの、別の行政機関で管理を行っております。

財産管理につきましては、普通河川が建設省所管の国有財産であることから、国有財産法の規定に基づいて、国の機関委任事務として、東京都が管理を行っております。

それから、今御指摘のありました、維持補修——工事、工事関係を含めた維持補修の機能管理につきましては、普通河川は、市民の生活に密着しているというふうな考え方で、日野市が実態の管理を行っております。

それから、河川の使用許可、あるいは自主工事の許認可に関する行政管理につきましては、管理条例が現在、今御質問にありましたように、管理条例が整備されておられませんので、東京都の南多摩西部建設事務所、ここがその事務を行っているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今の御答弁ですと、私の質問した骨子に沿った答弁ではないと思うんですね。非常に自治体として、行政執行部として、非常に苦しい答弁をしていると思うんですね。私が言っているのは、いわゆる自治体として権限がない財産に、公金を流用しているということなんですね。早い話が、都が権限を持っているものに対して、自治体はその河川に関して、公金をそこへ財政投資して、維持・補修をしてしまっていると。本来これは、都がやらなくてはいけないことですね。それを私は、どの法で、そういうふうなことをしているのかという質問をしたんですね。しかし、主管課の部長さんの、今の答弁ですと、まあ市民の生活に密着をしている問題だからと、こういうふうなうまい形で逃げているわけですが、基本的には、その管理条例がない段階で、そういうふうな河川に対する維持・補修は、市の財源を使ってはいけないんですよ。それは、もう法を犯しているんです。要するに私たち市民の大切な血税を、むだにそこへ投下しているというふうないうって過言ではないと思うんですね。その辺、もし反論があれば、お伺いしますけれども、この場で法論争してもいけませんので、

認めていただきたいと思うんですね。

それともう一点、都の、要するに、ただいま言った公有土地水面使用規則とか、その規則に基づいて事務執行しているわけですね。本当、自治体としては、何の条例もなく、ただ事務執行をして、いろいろな都が権限を持っているものを自治体が事務執行して、それを都に副申して、許認可は都が出すと、こういうふうなことです。そうしますと、すべての使用料、手数料とかは、自治体は何ももらえないで、自治体の執行の中で、そういうふうな事務を今現在していると思うんですね。それで、最終的にその復申事務によって都が許可を出して、自治体は何もないと。非常にむだな行政執行がなされていると、このように私は今理解をしたところですが、それで間違いないのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ただいま御質問にありましたように、普通河川の使用許可の申請に対しての副申事務について、現在建設部の管理課で所管をしていると、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） わかりました。概ね私が今お話をさせていただいたことは、認めていただいたように理解をします。

それでは、今、その用水、河川の占有許可を受けているのは、日野市の中に何件かあると思いますけれども、都市整備部長にお伺いをいたします。下水道法の中での国有財産、いわゆる用水の取得ができると思いますけれども、今どのように、その現状をどんな手法で行っているのか。国有財産を自治体の財産として取得して、区画整理事業等を行っているのか。それとも、占用許可だけを受けて、その維持・管理を行っているのか。その辺、都市整備部長にお伺いします。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 下水道法の中で普通河川といいますか、用排水路、こういう既存の水路、こういうものを下水道、それから都市下水路を、こういう用に供する場合、都が公共用財産を用途廃止後に、下水道管理者である地方公共団体で、無償で貸し付け、または譲与することができる、と、こういうことになっております。したがって、これに該当するような地域といいますと、現在日野市で3カ所、これに該当をさせております。その3カ所でございますけれども、1カ所につきましては黒川都市下水路、これが1カ所です。それから百草の周辺でございますけれども、東

電学園の入り口の箇所が1カ所ございます。それから、さらには、通称倉沢地域という地域——多摩市境の方でございますけれども、これが1カ所ございます。全体で3カ所。これにつきましては、東京都の南多摩西部建設事務所と、普通河川の管理区分に関する確認書を締結をしております。

これを今後下水道の進捗と合わせながら、一定の期間を置いた後に、一括して下水道法の、36条の申請をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、都市整備部長から、お答えをいただいたんですけども、おおいと36条に当てはめて、自治体として取得をしていくというふうな、今答弁があったわけですけども、そうしますと、今現在、その3河川の管理・運営は、東京都、それから国との管理協定の中で、占用を受けて運用をしているというふうな理解でよろしいですか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 御指摘のとおりでございます。

それで、管理そのものは、基本的には下水道課で管理するということになっておりますけれども、市の内部の状況もございまして、建設部の実際の管理は、管理課をお願いをしていると、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょっと、その辺が執行体制の中でおかしいと思うんですね。

本来、下水道法で占用許可を受けたものは、要するに都市整備部を中心に、都に副申をしなくてはいけないわけですね。その事務執行を今度は管理課、建設部でやっていると。極端に言えば、今、三つの河川の占用許可を受けて、その河川に対して橋かけをしたいと市民要望が出た場合、その橋かけの副申事務は、下水道法で占用許可を受けているわけですから、都市整備部をベースに副申事務を行うわけでしょう。そして、その副申事務の事務執行は管理課、建設部が行うというふうな答弁ですね。そうしますと、非常におかしい体制で、今、行っているというふうに思うわけですけども、その辺は、都市整備部長としては、どういうお考えなのか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 確かに、御指摘のように、今の事務の取り扱い、これは正常ではないというふうには考えております。ただ、建設部の管理課で、実際の、

そういう副申をする場合に、都市整備部の下水道の方と協議をしながらさせていただいていると。事務手続き、そういうものにつきましては、管理課の方をお願いをしていると。したがって、合議制で処理をしているということでございますので、その点は御理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） それでは、再度質問します。

いわゆるその副申事務に対して、機関委任事務を都に対して副申しているようでありますけれども、財産の取得とか、そういうふうな処分等は、市長の決裁区分になっているわけですね。しかし、この副申事務に対しての決裁区分は、どの部署で行っているのか、決裁区分を明確にさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 副申につきましては、建設部で所管しております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長にお伺いします。

要するに国有財産の処分とか、いわゆる赤道等の廃止とか、いわゆる公有財産として、現存として用を供しないような赤道を処分する場合、なかなか市長は、こういい顔をして、なかなか判こを押さないというふうに聞いているんですね。このように下水道法の中で、用水と国有財産を、自治体として取得をできるものを、単に占有許可を受けているだけだということになるわけですね。

そういった意味で、昭和45年に大蔵省の方から建設部局に対して、公共下水道または都市下水路の用に供する国有地の取り扱い、ということで、早い時期に自治体として、そういうふうなものは、下水道法の中で取得するように、というふうな形で通達が出ているわけですね。それに基づいて、下水道法の36条で、自治体に、そういうふうな区画整理事業とか、その事業の中で、その用水に関しては、自治体取得して結構ですよというふうな法律ができています。今、決裁区分を聞いたならば、市長の決裁区分じゃない、要するに建設部で行ってしまっているということでもありますから、市長は、そのことはちょっとわからなかったのかもしれませんが、出すものはなかなか出さないと。それで、行政努力をすれば自治体の財産になるものを、なかなか手をつけなかったということを市長、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問に、正確にお答えとなるかどうか、ちょっと私も自信のないわけではありますが、一つの判断といたしまして、赤道とか水路敷、これは法規の上では国有財産ということになっておりますし、その処分云々については、都道府県知事が権限委任をされた立場にあると。それで赤道にいたしましても、あるいは公共水路にいたしましても、本来、なるべくその公共用地に置きかえると。したがって、道路の拡幅でありますとか、造成等の場合は、格別そういう形で処理をいたしております。つまり、なるべく市有化にならないような形で管理をします。また、どうにもならない、市有化以外にないという場合もありますので、その際には、そういう判断に基づいて、市が受けた土地をまた個人に譲渡する場合もあると、こういうことでありまして、原則といたしましては、なるべく法以前のといいたしましうか、水路敷でありますとか、赤道、従来の観光的な公共所有地は、なるべく公共の用に、また今日にも置きかえると、こういう考え方があります。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょっとこう、意に沿った答弁ではなかったんですけども、いわゆる下水道法第36条の規定に基づいて、国有地の譲与を受けることができるわけですね。そうすれば、市長が今おっしゃっていたように、東京都とか国の許可をもらわなくても、自治体独自で、その河川の財産を運用することができる。道路として拡幅するのもよし、それを置きかえることも、自治体のまちづくりの一つの基本で行っていけるわけですよ。ですから、下水道法に基づく国有財産の譲与は、なるべく占用許可を受けて取り扱うのではなく、法に基づいて国有財産の譲与を受けてしまった方が、自治体としてのまちづくりが生かせると思うんですね。

それと、今おっしゃっていた、現段階で道路と用水が平行して走っているようなところでは、今、市長がおっしゃったみたいに、道路を拡幅するということは、すべて都の許認可が必要なんです。しかし、河川管理条例をつくって、今度は、その河川に関しては、自治体で管理をしますというふうなことにすれば、すべて都の許認可もいらない。そして使用料手数料も自治体で受けることができるんです。そして、今現在やっている事務執行は、すべて市でやっているんですね。東京都は何もしないで、使用料手数料をただ取っているだけなんです。やっぱり、現段階では、七生土地改良区の解散事務も進んできたし、市長がよくおっしゃっているけれども、田園都市が急激な都市化の波で、こういうふうな形になってきたと。私たちの日野のまちは、ほかの自治体よりは非常に用水とか、そういうふうなものが多いまちですね。進んで河川の管理条例

をつくって、そしてまた、下水道法に基づく河川の国有財産に関しては、もう譲与を受けてしまうというふうな考えにもっていただけないかというふうに思うわけですね。

以前、逗子市の池子の弾薬庫の問題で、県の指導になかなか逗子市が従わなかったケースがあったと思うんですね。あれはまさに、自治体の逗子市の河川条例が制定されていて、その河川は国有財産であっても、逗子市がすべて管理をしている。だから県が手を出せなかったんですね。そのぐらい河川に関する管理条例というものは、自治体のまちづくりに大きな要因を占めているわけですね。そういった意味で、よく市長は、親水公園をつくりたい、何をつくりたいと言うけれども、そういうことだって、もし、そういうふうに親水公園をつくるんであったって、河川条例があれば、将来のまちづくりの中で、要するに行政の長としての考えが十分生かさせていけるわけですね。

そういった意味で、今、部局とのやりとり、そして私が今お話しした経過を踏まえて、市長、最高責任者として下水道法第36条、そしてまた、河川管理条例を制定して、これからまちづくりのベースをつくり上げていただける気があるのかどうか、その辺市長にお伺いします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問によりまして、私どもの自治体要請として、勉強の不十分な部分が確かにあるというふうに感じております。

今後、そういう状況を具体的に勉強いたしまして、必要な施策を積極的にとり、そのことが、また、まちづくりにも有益だというふうにも伺いましたので、なるべく早く実務に取り組んでいきたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 理解をしていただいたみたいであります。

平成元年に東京都の建設局から各市町村長あてに、普通河川等の管理条例制定について、ということで依頼書が出ている。これは、東京都の中では、河川条例をなかなかつくっていただけないというふうなことで、河川部長の方から自治体の長に、河川条例を早くつくっていただきたい、というふうな依頼書も出ているんですね。そして、これから建設の確認事務を自治体で行うようになると思うんですね。河川と民地の、官民の境界査定も今度は自治体でできるようになるんですよ、河川条例をつくれれば。そしてまた、使用料手数料も徴収できて、多分職員1名か2名ぐらいの、多分給与は、そこで出るんじゃないかと思いますよ。橋を1本かければ3万円とか2万円とか5万円とか、

こう使用料手数料を都が徴収しているわけですね。そういえば、今、厳しい財政状況の中で、財源の確保にもなると思うんですね。そんなことを含めて、将来は河川台帳をつくって、準用河川、そしてまた、その他の河川に関する管理を、ぜひしていただきたい。要望をして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって20の1、七生土地改良区の解散事務の経過及び河川管理条例の必要性についての質問を終わります。

一般質問22の2、当面する行政課題の進捗状況についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

○7番（小川友一君） さきの定例会の初日に、市長の行政報告が出されました。その件の二、三点に関して、詳細説明と確認をさせていただきたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

まず、前段で、消防署多摩平出張所の移転先についてということで、一番最後の、東京消防庁には庁舎建設の予算計上につき申し出を行いました。今後とも緊密に連絡をはかりながら移設事業を進めてまいります、というふうになっておりますけれども、東京都とどんな協議をしているのか、予算措置がどの段階でできるとお考えなのか、その辺を含めて、現状わかっている範囲で、御説明をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 消防署多摩平出張所の移転につきましては、市長の報告でも申し上げましたとおり、地元の実情が得られたということで、消防庁の方に予算計上について申し入れを行いました、ということでございますが、これにつきましては、私どもとしましては、地元の実情が得られたということで、できるだけ早く、この移転の実現をしてみたいと思っておりますので、消防庁に対しては、来年度予算に向けて、いわゆる地質調査の関係、それから設計費等ということになるかと思いますが、予算計上をし、今後の建設に向けて、できるだけ早く実施をしていただきたいと思いますという申し入れをさせていただきます。

来年度の予算につきましては、まだ東京都の方の事務が、これから予算要求の段階に入るということです。消防庁としましては、予算要求に向けて事務を進めるということでございますが、今後の予算の事務の中で結論が出てくるということになるかと思っております。

私どもとしましては、できるだけ、冒頭に申し上げたとおり、早く予算化をして、

実現をしていただきたいということで、申し入れをしているところです。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 都の予算もなかなか厳しいと、そして、なかなかできないのではないかなということで、私も多少ながら調べたんですね。

この用地を都に提示したのは、8月に提示したということですね。8月に、この土地でいかがですか、ということで提示をしたというふうに聞いているんですね。この土地を正確に境界査定をしっかりと、正確に都にそれを持ち込んでいるんですか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 現在、消防庁と当該の土地について資料交換をして、調整をしているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 私が言っているのは、境界査定とか、その土地をいかがですかという形で、正式にその用地を都に出しているんですかと聞いているんですよ。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） これまでの打ち合わせの中では、概略の図面でもって示してございますので、境界を査定したという形での処理は、まだいたしておりません。現在その事務を進めているところでございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 行政の手法、いわゆる自治体とかそういうふうなものは、正式な図面を求めるでしょう。民間から開発をするといったって、正確な図面を求めるでしょう。要するに今部長がおっしゃったみたいに、8年度の予算を目途として、この予算を計上してもらいたいという要望をしたのであれば、最低限自治体として提示するものは、しっかりと提示してから都に要望しなかったら、8年度の予算でお願いをしていますだけじゃ、つかないんですよ。しっかりと、自治体として東京都に要請しているというふうに私は理解できないんですね。口ではうまいことを言っている。今、消防庁の方に。しかし、明確に、正確に、その財産を東京都に提示して、日野市の要するにまちづくりの中で、消防署を移転をしたいんだと、4-3ブロックに、市長がおっしゃっている、市立病院をつくるんだと、こう言っているんです。それだって、この消防署の移転ができなきゃ、病院だって建設できないでしょう。もう少し丁寧に、正確に、東京都と協議をしていただきたい。

私が調べたら、これ、平成11年ぐらいじゃなかったら、なかなか難しいみたいな状

況ですよ。もう1回都としっかりと協議をしていただきたい。

行政報告に出すときには、こういうふうにやります、こういうふうになりました、こういうふうにやります、というときには、その辺の整備をしっかりとってから行政報告として出してもらいたい。それだけお願いします。もう答弁は結構です。市長に聞いてもしようがないから、市長、結構ですから。責任者として、その辺のことは、ちゃんとやるのが当たり前のことなんだよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ねえ、市長。それで結構です。

それから、3点目に、教育委員会に検討を託した事項という形で、生涯学習部の組織改正、そして日野第四小学校の将来像について、ということで行政報告が出されました。

先般の一般質問で、私たちの会派の土方さんの方から、ちょっと市長の越権じゃないかというふうなお話がありました。私が、もう少し細かく、この件に関しては質問をしたいと思います。

当然こういうふうな検討を教育委員会に託したということであれば、教育委員会の方から市長部局に対して、今の現状、生涯学習の組織改正も含めて、第四小学校の移転、どういうふうな申し出を市長にしたのか。その申し出を受けて、市長が総合調整権の中でこういうふうなことを出してくるんだね。

教育委員会としては、市長部局にどんなことを出したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 教育長。

○教育長（園田 匠君） 教育委員会に検討を託した事項というのは、2点ございます。生涯学習部の組織改正、それから、日野第四小学校の将来像についてということでございますが、教育委員会としましては、いわゆる生涯学習につきまして、内部検討はしていたところでございます。まだそういう段階で、社会教育部を中心に検討をしていたということです。

それから、第四小学校につきましては、いわゆる区画整理が進みまして、そして人口増が予測されるということでございますけれども、今のところでも、いわゆる児童の出生率がだんだんふえてきていると、あそこの地域は。そういうことで、教育委員会としても、いわゆる児童数の増加が見込まれる地域ということで検討を進め、そして将来の区画整理につきましては、どれくらいの増が見込まれるか、まだ担当課とよく話をしていませんのでわかりませんが、今のところで少しずつ、こう増えていくというところ

ろで試算をしながら検討を重ねていたところでございます、内部的に。

そういう時点で、市長の方から、教育委員会に検討を託すということで、検討をするこれは事項ではないかということでしたしまして、今後教育委員会といたしましては、いわゆる具体的に検討を進めてまいりたいと、こう思っております。

議員さんのおっしゃいます点につきましてでございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に、教育委員会としましては、いわゆる学校その他の教育機関を指すわけですが、設置、管理及び廃止に関する教育委員会の仕事、ということが規定をされております。こういったことを踏まえまして、今後教育委員会としては、一生懸命この問題を検討してまいりたいと、こう考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、教育長のお話では、多分、そのぐらいしかお話はできないと思うんですね。

市長にお伺いしますけれども、いわゆる行政委員会——選挙管理委員会とか教育委員会とか農業委員会、こういうふうな行政委員会に関しては、市長はいわゆる総合調整権しかないわけですね。いわゆるこういうふうな移転の問題とか組織改正なんかは、一つの部署をふやしたいということは、市長の権限でできるかもしれない。いわゆる生涯学習部を増設するとか、そういうふうなことでいかがですかというふうな話は、教育委員会に持ちかけることは結構です。しかし、いわゆる行政委員会が設置された大きな要因というのは、行政委員会が独自で突っ走ってしまったらいけないということで、市長に総合調整権を与えているわけですね。今回の場合は、全然逆なわけですね。行政委員会で何も申し出がないのに、市長の考えで、教育委員会にこういうふうにしなさいと言って申し出をしたとしか思えないんですね。そうすれば、まさに、この四小の移転の問題なんかは、教育長の権限でやることなんですよ。

行政委員会というのは、合議制を持っている。行政委員会は複数で組織されていて、その複数の合議制の中で間違った方向にいかないようにということで、行政委員会が設置されているわけでしょう。市長はひとりなわけですね。いわゆる教育の問題に政治が介入してはいけないというふうな大きな要点の中で、こういうふうなものを市長が、四小を移すんだと。それで、そこには生涯学習の場をつくるんだと。この、つくるといふことに関しては、決して悪いことではないと思いますよ。しかし、こういうふうなものを打ち出すときには、しっかり教育委員会での合議に基づいて、市長がどう判断す

るか。その中で、こういうふうな行政報告をするのが当たり前だと思うんですね。市長、いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政の責任区分ということで、特に教育行政に関しましては、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律、この法律に基づいて、また、教育委員会が組織されているわけであります。

私も、そういう原則的な趣旨は、よく承知をしているつもりでありますし、市長という、また総合行政の立場から、絶えず将来像というものを描きながら、現実在即した行政対応を進めていかなければならないという、また責任も伴うわけであります。

万願寺区画整理事業という、大きな土地区画整理事業を多年にわたって、営々として進めておるわけでありまして、だんだんと成果の形が見える形で現実になってまいっております。

かつて地元の、いわゆる日野市の東部の地域、なぜ自分らの地域にごみの処理場、あるいは下水道の処理場を持ってくるかと、いろいろ当時らしい意見も配慮した時期があります。私は、万願寺区画整理事業を先行させ、また、それに伴って下水道処理場の建設をします。そしてまた、東の方を本来の日野市の玄関につくり直すぐらいの意欲を持って（「全然違うんだよ。そんな答弁いらない」と呼ぶ者あり）まちづくりに当たりますというふうに言ったわけでありまして、（「そんな答弁を聞いているんじゃない」と呼ぶ者あり）学校のことも人口急増期、いろいろな経過を経ながら、市長部局が主なる業務に当たってまいりました。

区画整理事業も、そういう意味で進行しているわけありますので、将来のいわゆる四小の学校区でありますとか、あるいは規模でありますとか、将来像をきちんと描いておくべきであろうというふうに考えまして、内々には話題にはしながら、こういう形に進みつつあるということを議会にも報告をし、御理解と、また御協力いただくと、こういう趣旨でございます。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長ね、私がお話しているのは、要するに将来像を描くことや、その人口増に基づいて、それでは現在の四小では小さいかもしれないかという、市長としてのビジョンを持つことに関して指摘をしているんじゃないんですよ。こういうふうな行政課題として、行政報告をする段階においては、教育委員会に検討を託した事項について、というふうな形じゃなくて、教育委員会と協議をして、教育委員会の

申し出に基づいて、こういうふうな方向に自分としては進めていきたいんだというふうな形で行政報告をしなくてはいけないんですね。

市長として、将来に対するあの地域、万願寺地域のビジョンを持つことは、決して悪いことじゃない。そんなことを私言っているんじゃないんですよ。要するに自分の裁量権の範囲は、しっかりと守っていつていただきたい。このことを市長にお願いをしているんですよ。その辺だけ、どうですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘いただいている御趣旨は、よく理解いたします。たまたま市長部局と教育事務当局との共同設置という形で、文化・スポーツ行政推進本部というようなものも設けておりまして、そのような協議の中から、おのずから、こういう方向性をだんだんと明確にすべきであろうというテーマとして取り上げたということであります。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 自分の権限は、しっかりと行使していただいて、他の分野のものは、しっかり合議制の中で行政運営を進めていつていただきたい。要望して終わりますけれども、先般の竹ノ上議員の教育に関する基本的な、竹ノ上議員に対するその質問に対して、市長が答弁をしている。私、そこでお聞きをしていたんですけれども、どうも市長の教育に関する基本的な考え方が、何か戦前の考え方のように、私感じられました。

私、教育改革の第一歩は、教育基本法の制定によって踏み出されたわけですね。旧憲法下における教育は、教育勅語を唯一のよりどころとして展開されてきたと、こういうふうに思います。

それにかわって、新しい教育の理念を取り入れた教育基本法が、昭和22年3月に制定されました。その教育基本法の中には、前文の第3段に、「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」、いわゆる教育基本法を制定したということが明記されていますね。

見解の相違かもしれませんが、教育行政に関しては、時代も流れていますし、新たな感覚を持って教育行政に当たっていただきたい。このことをお願いをして、この件に関しては終わります。

そして、もう一点、簡単にちょっと触れておきたいんですけれども、商工会議所の対策について、ということで、以前から懸案でありました。

当該土地の宅地1,612平米を公共用地として確保することを予定したと。その中の528平米を平成8年度の予算で取得して……と、こういうふうに書かれているんですけども、この、当面、528平米は取得するけれども、1,612平米の残りの土地は、今後どのような計画があるのか、取得する計画があるのか。

そしてまた、528平米に建設した後、余った土地の利用はできるのかどうか、その辺のことだけ、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 現在の商工会事務所が、将来を見通しても、必ずしも適切な位置ではないというふうには、日ごろ考えておりました。

商工会当局からの要請もありますので、従来の農業振興行政が都市化することに合わせて、この商工行政ということに、かなりウェートを方向づける時代になったと、このように考えております。

そういう観点におきまして、新都市建設公社が所有する、かなり適当と思われる場所がございますので、その土地を活用することによって、日野市の一つの将来像の一端にしたいと、こう考えております。

したがって、当該の位置宅地は、将来日野市が確保し、非常に近い関係の外郭団体等の事務所を設ける可能性は見通しておくべきだと、こう考えております。

当面、財政的な限界もございますので、2段階になるわけでありましてけれども、いろいろな市内の御要望にこたえる意味で、なるべく確保をしていきたいと考えております。

その趣旨のお願いと理解は、新都市建設公社当局から十分理解をするということで、合意が、基本的には、成り立っておるわけであります。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 商工会館を建設するということに関して、しっかりと将来像を持っているということで、理解をしますけれども、当面その528平米だけは、今回8年度の予算で取得していくと。以後はおいおいと市で確保して、そこを拠点としていくというふうなお考えでよろしいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、今、財政状況が非常に厳しいと。先般12月のときに、私も質問しましたけれども、一般会計の管財課が管理する普通財産の土地が3万2,000平米あるわけですね。こういうふうな土地を、ある程度処分をしていくということも考えていかないと、なかなか財産を取得するに当たっても、財源の裏づけがとれない時期になっている

と思うんですね。その辺市長、どうお考えなのか1点、簡単に、答弁してください。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆるバブル当時、地価の高いときに、将来の土地を確保したという事例もないわけではございませんので、不良資産にならないように、処分すべきものを十分配慮いたしまして、いわゆる将来の公共用地ということを厳しく見つめていきたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　わかりました。建設に向けて、行政として、自治体として努力をしていていただきたいと思います。

それで、先般の12月議会で、私は行財政改革について質問をしました。そのときに、行財政改革は、行政機能の能率化を目指して、庁内に行財政改革準備本部を設けると。そして、市民参加による財政調査会を設置して、行財政改革に当たっていくというふうなお話と、ことしの、当初の所信表明で、市長はおっしゃっているわけですね。

そこで、お伺いをしたいと思います。行財政改革の推進本部が設けられて、どんなことを今までやってきたのか。それと、財政調査会の要するに人員ですね、メンバーは決まったのか。決まって、今、活動しているのか。諮問をして、答申を受けた段階まできているのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　行財政改革の進行状況について、御説明をさせていただきます。

まず、庁内の行財政改革推進本部につきましては、6月に設置をいたしまして、本部会議を開き、その中で、ただいま行財政改革について、どういう方向でということにつきましては、この本部会議の中で、行政改革大綱の策定につきましては、本部が責任を持って当たると。それから、策定に当たっては、住民の代表等からなる（仮称）日野市行財政調査会を設置し、審議や意見等を踏まえて行くと。それから、概ね1年以内をめどとする。それから、改革そのものの実施につきましては、原則として、3年ないし5年の計画をつくること。それから、大綱につきましては広報等に掲載して、市民に公表するというふうなこと。それから、その他に、庁内の本部の中に三つの部会——行政部会、財政部会、人事給与部会を置くということ等を決定いたしました。

その後、8月になりますが、行財政改革推進本部専門部会、今言った三つの部会で、これらについての編成の準備をいたしまして、8月18日に本部会の発足をいた

しております。

それから、行財政調査会については、人選メンバー等について決まっているか、というお話でございますが、現在のところ、行財政調査会については、まだ人選等が終わっておりません。正式に設置するに至っておりません。

今後、行財政調査会を設置し、諮問をするということで、準備を進めていくところでございます。確かに、ちょっと事務的におくれていますので、できるだけ早く作業を進めて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 推進本部は多少、何回か、行財政改革の推進に関しての意見交換をしたと。しかし、まだ調査会の人選までできていないということですね。

あのね、企画財政部長にお伺いしますけれども、企画財政部長は、財政部門に何年ぐらい職務専念されておりますか。今、企画財政部長になるまで。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 財政課長を3年間いたしておりました。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） それでは、日野市の財政状況の現状を踏まえて、ちょっと質問します。

先般の監査委員、いわゆる平成6年度の監査委員の審査意見書の中に、公債費比率が9.8%になったということですね。公債費比率、この9.8%は、下水道事業の公債費も含まれているのかどうか、これは別にしているんじゃないかと思うんですが、その辺含まれているのかどうか。

それと、再三言っているんですが、要するに経常収支比率が93.1%になると。私が平成7年度の当初のときに、平成6年度の経常収支比率の見込み数値はどのくらいですか、というふうな質問を私しました。そのときに企画財政部長は、82か83ぐらいでしょうと、こういうふうな答弁をしましたね。それが、この報告書を見ると、93.1%になっているんですね。この現状を踏まえて、いわゆる国の、要するに所得税減税があったから、経常収支比率が上がったんだなんていう答弁は聞きたくないんですね。そのことを外して、なんでこの93.1%になってしまったのか。その辺2点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 確かに経常収支比率につきましては、平成6年度普

通会計ベースの決算で93.1%というふうになっております。その中で、公債費負担率のお話もございましたが、それにつきましては、普通会計ベースでの決算でございますので、下水道に関してのものは入ってございません。

正確に言えば、都市下水路の分につきましては、普通会計処理ということでございますので、会計の範疇に入りますけれども、本体といいますか、下水道整備そのものは入っておりません。

それから、この経常収支比率の変化でございますが、確かに今、減税があって、減税補てん債を含んだから上がったんだという説明だけでは、というお話でございますが、確かに減税補てん債を一般財源としてカウントいたした場合と、これをあくまでも形式通り、一般財源から外して計算をするのでは、大変大きな率で変わってまいります。

ちなみに、減税補てん債を一般財源として税相当、税にかわるものとして、起債をいたしたものですから、一般財源にカウントいたしますと、85.7%という数字になりまして、このポイント差が7.4ポイントで、非常に大きな数字になっております。

その説明では、納得がいかないというお話もございましたが、少なくとも、こうした分母が大きく変わることによって経常収支は変わってまいりますので、第1段、その御理解もいただきたいというふうに思うところでございます。

じゃあ、その減税補てん債を一般財源としてカウントした際にも、85.7という数字でございますので、これは確かに決して低い数字ではございません。

このことにつきましては、私どもも大変経済状況が厳しい中で、その結果として、経常経費の削減については、ここ数年来、大変な努力をしてみたいところでございますけれども、それでも前年ベースと同じベースで比べても85.7ということになっておりますので、現実の、要するに起債をとった減税補てん債を一般財源とみなければ93.1ということになること事態も、これも一つの現実でございますので、今後の財政運営については相当厳しい状況であるというふうに認識をしております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 厳しい現実を認識しているんだったら、しっかりと、こういうふうな行財政をどうするのか、財政改革をどうするのかということに取り組まなくちゃいけないんでしょう。厳しいから厳しいからって、財政が厳しいから、このことはできませんなんていうのは、財政部局として何もやっていないということだと思いませんか。要するに厳しい財政状況の中で、優先順位をどういうふうにして、財政運営をどういうふうに運営しながら市民要望にこたえていこうか、これが企画部の役目でしょう。

使うこと、やりたいほうだいのことをやっていて、財政が厳しいから、もうやれねえなんて言うんじゃ、企画財政部長としての職務が果たされていないと思うんですね。そういうふうなことを市長にしっかりと提言しているのかどうか、市長わかっているのかどうか。

具体的にお聞きます。財調——財政調整基金の当初予算の組み方、非常に場当たりの組み方をしているんですね。平成7年の3月の補正第3号で、8億6,000万円補正しているんですね。そして、第4号で、専決で1億円補正している。そして、当初予算で9億9,000万円計上して、8億円を取り崩して当初予算を組んでいるんですね。そして、財調の平成6年度10月末の残金は、7億6,600万円ぐらいしかない。ということは、平成7年度の当初予算を組むときに、7億6,000万円しかない財調の基金を8億取り崩して予算を組むということは、要するにこの専決処分で基金に繰り入れたものを想定して、いわゆる平成6年度分の不用額とか、使用料手数料の増収分、それから増益の部分なんかは、これ見込んで当初予算を組んでいるんですよ。で、このやり方でいったならば、来年度の当初予算は、財調がもうなくなってくるでしょう。そうすると、単純に不用額それだけを見込んで当初予算を組まなかったら、組めない状況になっちゃうわけですね。

それは我々素人で、企画財政部長、わかるんですよ、こんなことは。あなた、3年も企画部にいて、今、財政部長として、そこに座っていて、それは要するに行財政改革推進本部が設置されて、このようになっています、なんて言えるときじゃないと思うんですね。一番根源ですよ。なぜ、やらないんですか。いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 御指摘のとおりでございまして、財政が、単に厳しい厳しいと言っただけでは、ということは、そのとおりでございます。

これまでの財政運営の中でも、経常経費の削減等について、それぞれ努力をしてまいったところでございますし、現在も、これから、御指摘のとおり、行財政改革の中で、庁内の組織の活動を開始しておりますので、まず庁内の中で、今後の行財政各分野にわたっての改革案を詰めていきたいというふうに考えております。

それから、来年度の予算の編成に向けましても、この大綱による計画実施というのは少し先になるわけですが、可能なものについては8年度の予算編成の中に、個別に検討の中から反映をさせる努力もしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

それから、財政調整基金等の運用につきましては、確かに御指摘のとおり、大変厳しい状況の中でやりくりをするというふうな形になっておりますので、経過を申し上げれば、今御指摘のあったようなとおりの経過ではないかと思っております。

ただ、一つには、平成7年度予算編成に向けましても、大変厳しい財源の中で、しかも財源そのものをできるだけ有効に活用してまいりたいということもございまして、平成6年度末の3月の補正の中で、可能な限り、いわゆる不用額として処理できるものにつきましては、財政調整基金に積み立てをするという形で処理をいたしました。それが、今お話にあった、約8億円でございますが、それらにつきましては、できるだけ早く、その行政の財源として事業執行を進める上で活用してまいりたいということを考えまして、そのことを見込んで、同時に作業が進めてまいることができる時期ですので、7年度の当初予算として、財源として財政調整基金を8億円取り崩す形をとらせていただいたところでございます。そういった意味では、大変苦しい状況のやりくりではないかという御指摘だと思いますが、全くそのとおりの状況の中でのやりくりでございます。

今後とも、可能な限り、こういう財政状況の中ですので、基金等は、活用できるものはしていかなければならない。と同時に、将来に向けて、その備えもしなきゃいけないということもありますので、その辺は十分配慮をして運用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長にお伺いをします。

今、企画財政部長とのやりとりで、非常に場当たりのな予算組みをしたり、非常に厳しくなっているということは理解も、本人していると思うんですけども、先般も退職金の基金について質問したと思うんですけども、要するにことしの、平成7年度の一般会計から5億1,700万円繰り入れをしたんですね。要するに退職金を払うのに、職員の退職手当引当金基金も7億1,000万ぐらいしか残っていない。それで、平成7年度に9億、これは定年退職者だけなんですね、任意退職者の要するに退職金は入っていない、9億5,500万円払わなくちゃいけないんだよね。それで、経常収支比率が93.1%になってしまったと。当然そうすれば投資的比率は下がるわけですね。で、投資的比率を見てみましたら14.5かな、昨年平成5年度末が16.4、そして平成6年度末が14.5ですよ。2ポイントも下がっちゃっているんですね。そして、こういうふうな退職金手当引当金は、要するに一般財源から充当するしかないでしょう、市長。今、財政状況が非常に厳しくなっていて、事業がなかなかできなくなっている。投資的比率が14.5し

なくて、そのうちの、退職金を払うために、5億も6億も一般会計、一般財源から繰り入れちゃったならば、もっともっとこの投資的比率は下がっちゃうわけで、事業が何もできなくなっちゃうんですね、そうですね。もう平成7年度で基金を上回る退職金を払わなくてはいけない。そして、平成8年度も7億6,400万円も払わなくてはならない。本当、しわ寄せは一般財源、どんどんどんどんしわ寄せが来る。そうすれば、事業がどんどんどんどん停滞していくわけだよ。市長が幾ら区画整理をやります、何をやりますと言ったって、もう財源がなくなってきちゃうんだよね。どういうふうに行政改革をするのかを市長、真剣に取り組まなくては、もういけない時期なんですよ。

市長、なぜ、国の方からも、自治省の方から去年、要するに行財政改革推進のためにその検討をしてくださいというふうな通達も、去年の段階で来ているんですね。増収も非常に見込めないと。このような段階で早く、どういうふうに財政を立て直すのか、市長として、市長の責任で、もうやらなくちゃいけない時期なんですね。

その推進本部、要するに諮問をする、そういうふうな推進本部を設置して、財政調査会に早く諮問ができるように、市長の責任でやっていていただきたいと思うんですけれども、具体的に、どういうふうにこれから進めていくのか、市長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近日野市は、景気の低迷という大きな痛手を受けて、「それだけじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）いわゆる税収その他が伸びないという状況があります。

また一方に、人口も16万数千という段階で、ここ10年近く行政事情が、人口の面では定着をしたという状況もあります。

私は、内部に対しましては、人口もふえず、それから税収も上がらず、人をふやしたりする理由は全く、理由はあっても、現実に伴わないということを最も強調しているわけであります。

この間もお答えをいたしましたとおり、内部的な機能化と能率化を高めるということで、抽象的な言い方ではありますが、状況を突破しなきゃならないという局面に当たっております。

なかなか行政事情の面で、組織の肥大化とか、あるいは住民の増数ということも、一番基本的に、制約すべきことだろうというふうに考えておりますので、今後とも、一層内部的な認識を厳しく行って、行政の携わるもの自体が、その意識に立つというこ

とが一番前提だろうと思っております。

御質問で、どうして、というふうに問われておるわけでありますが、財政運営につきましても、そういう背景のもとに極力がんばっていきたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そういうふう議場で、がんばります、というふうなことは結構なんですけれども、やりますというのは結構なんですけれど、具体的に進めていただかなくてはいけない時期だということを、認識をしていただきたいと思いますと思うんですね。

それで、よく市長の所信表明とか、その中で、まあ減税補てん債で非常に財政状況が厳しいと。それを補てん債を借りて、それを埋めているという現状はわかるんですが、何か、いかにも予算のやりくりをして、健全財政に財政運営を行っているというふうな形での市民に対する報告を市長なされている。平成7年度予算は、前年対比で、増額予算を組んでいるんだと。市民は、そうすれば、ああ健全財政なのかな、と思っちゃうわけですね。その増額予算を組む裏の内容を知ると、そんなことを書ける状況じゃないと思うんですね。ですから、市民に対しては、しっかりと現状を周知させるような所信表明をしていただきたいと思います。いかにも増額予算だと、いわゆる市民にこう、何とか期待を持たせるような形じゃなくて、やっぱり、今、自治体の財政状況は、正確に伝えるような所信表明をしていただきたい。こんなことをお願いをして、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって20の2、当面する行政課題の進捗状況についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、西豊田駅誘致など、JRへの請願事項の一日も早い実現向けの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（佐藤洋二君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきますと思います。

JRへの要望は非常に多く、これまでも一般質問や交通対策特別委員会で、そのやりとりがされております。

私も、これまでにJRにまつわる事柄で何回か一般質問をさせていただいています。また、他の議員さんからも新駅誘致、あるいは駅舎改良、改札口の増設、エレベーター等、駅施設の新設などなど、多岐にわたります質問、要望が出されており、JRへの関心度の高さ、強さが伺えます。

これらの要望に対するJRとの協議経過は、市側の説明で十分に認識しているところでありますけれど、一言で言えば、JRにお願いしている要望が大きな事柄だけに、遅々として進捗していないのが現状のようであります。その代表的なものに、地元住民から強い要望としまして、その実現が千秋の思いで待たれています新駅、（仮称）西豊田駅の誘致問題があります。

御承知のように、この計画は、古い経過があるわけでありまして、1973年、昭和48年の平山台土地区画整理事業の完了のころから新駅を切望する声が高まり、1985年、昭和60年の7月に、企画財政部が新駅設置要望について、旧国鉄東京西鉄道管理局企画室と話し合いをしたことに始まり、1988年、昭和63年7月に、日野市がJRへ提出しました報告書には、新駅開業の計画目標年度を、周辺地域の開発計画及び新駅設置にかかわる協議、あるいは建設期間を勘案し1995年、昭和70年春と想定しております。

さて、昭和70年を平成に置きかえますと、ことが平成7年になります。つまり、1995年、平成7年と言えば、ことしなのであります。計画は、あくまでも予定であり、取り組みの中で紆余曲折がありますので、事業の完了期日に多少の誤差が生じるのは、当然のことだと思いますが、これまでのJRとの協議内容、経過から判断しまして、工事着工はもとより、入りの協議そのものが全くと言ってよいほど軌道に乗っていないのが現状で、計画は大幅におくれているのであります。

私は、先ほど事業の進まない主たる原因として、JRにお願いしている要望が大きな事柄だけに、遅々と進捗しないという表現をしました。しかし、進捗しない理由は、果たしてそれだけでしょうか。JRへの要望事項の取り組みに対する大切な何かが、欠如しているような気がしてなりません、そのような考え方を持つのは、私だけでしょうか。そんな観点から、何点か質問をいたします。

最初に、これまでに議会、あるいは地元住民の方々などを通じ、JRへの要望事項

がたくさん寄せられております。市で把握している要望の具体的事柄について、お答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 第1点目の要望の具体的事柄についてでございます。

J Rに要望している事項については、大別いたしますと、大体次のとおりになります。

その一つは、日野駅の改良とホームの風防対策でございます。

二つ目につきましては、（仮称）西豊田駅設置でございます。

三つ目につきましては、日野駅、豊田駅へのエスカレーター設置と、こういうことになろうかと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 今、参事から、具体的な要望についての内容についてお伺いいたしました。

何点か欠けているものがあると思いますけれども、もし、気がついておられれば、説明を加えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） これ以外に、例えばいわゆる中央線関係で、黒川踏切の拡幅だとか、あるいは豊田の再開発、いわゆる開発事業に伴う南北通路の件と、こういうことを記憶をしてはございます。以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） これまで私の記憶している中には、まだこれ以外にも何点か要望が上がってきております。それらが、残念ながら、J Rを担当されている参事の方で的確につかんでいないということは、これは大変問題があると思っております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）これまでの会議録をもう一度読み返していただきたいと思っております。

それでは、再質問をさせていただきます。市内には、2本の鉄道が走っております。そして、J R線2駅、京王線5駅を有しております。この二つの鉄道を利用される乗客数は、J R線が約13万、そして京王線が11万。数の上ではJ Rの方が約1万5,000上回っております。

しかし、駅数の多い京王線への要望事項は、余り聞きません。鉄道事業への要望は、圧倒的にJ Rに寄せるものが多いわけであります。

なぜ、このような現象が生じているのか、その理由と感想について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 大変難しい問いでございますが、やはり最近の中央線といいますか、ＪＲの乗降客数については、都市中心部に人口の集中に伴いまして、各駅とも、三多摩地域における開発に伴う人口増、これによって、そういった形の各駅に対する乗降客数のアンバランスが生じて、したがって、それが転じて、今のようになっているんじゃないだろうかと、このように思います。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君） 率直に申しまして、余り期待といいたししょうか、合格点を差し上げるような回答でないと、率直に言わざるを得ません。

なぜ、この問題を最初に提起したといえますと、これからもう一点、再質問がありますので、その関係で質問したわけであります。

次に、参事のＪＲへの要望事項実現に向けての、取り組み方についてのお伺いをいたします。ＪＲに対し、たくさんの住民要望があることに、改めて市民のＪＲへの関心度の高さを再認識しました。これらの要望事項は、市民生活と密接な関係を持つものであり、一日も早い実現を関係住民の方々は一日千秋の思いで待っております。

参事にすべてをお任せするわけではありませんけれども、いわゆる特命参事としまして、これらたくさんの市民要望をどのような形で実現、あるいは実現に近づけていこうとしているのか、戦略戦術についてお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） ２点目の御質問につきましては、私自身も、今企画財政部に所属しましてから、特命事項としましては、先ほど私が上げました、第１点目の三つが、現在特命事項となっているわけでございますが、それ以外については、建設部なり、あるいは都市整備部なりと、こういった中でそれぞれ対応されておりますので、今後はその辺を調整しながら、できるだけ市民要望の実現に向けて努力はしていきたいと、このように思っております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君） 確かに平井参事の方は、３点しか任務を持っていない、こういうふうには伺っております。

しかし、ＪＲの問題がこれだけ多く上がってきている中では、その問題だけに取り組

んでいればいいというふうには考えられません。ぜひ、幅広く取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

そこで、これは提言になりますけれども、一つは、科学的なデータを常に持つこと。それから、ＪＲの企画室に、自分の机がそこに一つある、そういうつもりで、この問題に取り組んでいただきたいということです。それから、三つ目には、いろいろな運動をされている団体がありますけれども、特にＪＲに対するいろいろな要望を寄せている団体があります。こういった団体グループと常に密接な連絡を持つ。そして、情報を交換する。こんなこともやっていただきたい。それから、他に学ぶところがあれば、そこに出向いて、そして勉強してくる。こういう姿勢をぜひ持っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

ＪＲとこれまでにいろいろな問題で協議をされております。で、先ほどの３点の問題以外で、行政が取り組んできている具体的な事柄についての、本段階における到達点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 答弁願います。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 今、先ほど申し上げました、３点以外の案件といえますと、私が知っている範囲では、先ほども申し上げましたとおり、中央線黒川踏切の拡幅の問題と、それから豊田駅の南北自由通路の件の協議でございます。その辺につきましては、私も直接それを担当してございませんので、具体的な内容はわかりませんが、いろいろと中央線自身もこれから、例えば黒川踏切の場合だと、平面交差になっているわけですが、中央線の場合、平面交差をできるだけ廃止していくというようなことが、今検討されているそうでございますから、そういった点もあるでしょうし、また南北自由通路につきましては、区画整理事業の中で、何らかの形で協議がされているのではないだろうか、このように思っております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君） 私は、今度の一般質問をするに当たりまして、９月１日に通告をしております。その通告の中身は、件名としまして、西豊田駅の誘致など、ＪＲへの請願事項の一日も早い実現に向け、こういう件名で、具体的には質問の要旨として、ＪＲに対し要望している具体的事柄について問う、そして、それら事柄の今日までの到達点について問う、と事前に通告をしております。ですから、通告に沿って回答していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。（「参事以外の方が答えるべきだ」

と呼ぶ者あり)

今、不規則発言の中で参事以外の方という話もありました。参事以外の方で、この問題について知っている方がいれば、その方から答弁いただいても結構です。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） それでは、黒川踏切について、それから、簡単に今までの経過等につきまして、お答えいたします。

黒川の踏切の拡幅につきましては、平成3年6月に拡幅の要望書をJRに提出してございます。そのときに、一応協議をしているわけですが、その時点でJRでは運輸省の指導があって、平面交差の踏切をなくす方針にきていると、こういうふうに協議内容がきております。したがって、単にその踏切を拡幅するだけでは、なかなか難しいと。日野市内の、全体の、JRの軌道式の中にある踏切、こういったものを全体的に考えて、そして整理をしていくと、こういうふうなことで協議がなされております。それが今までの経過でございます。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、豊田の南北通路の関係でございます。

この件につきましては、JRとの協議は、まだ具体的には進行しておりません。といいますのは、前段で、そこへ立体換地をする用地の手当てが、まず先決でございます。その中では、JRと用地の取り扱いについては協議をいたしておりますけれども、どの程度最終的にまとまるか、まだ確定しておりませんので、その先については、これから区画整理の立体換地の状況を見ながら進めていくと、こういう段階でございます。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 答弁は以上でしょうか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 当面は、私の把握している範囲では、先ほど都市整備部、あるいは建設部から出た案件を含めまして5件と、こういうふうに記憶しております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 冒頭のいわゆる質問の中で、具体的な要求、あるいは請願についての質問をいたしました。私が調べた最近の要望だけでも、例えば日野駅では、改札口の増設、駅ビルの建設、エスカレーター・エレベーターの設置、始発電車を復活してほしい、トイレをつくってほしい、こういう要望があるんですね。

それから、豊田駅につきましては、南北通路、エスカレーター・エレベーター、それから始発電車をふやしてほしい、こういう要望があるんですね。それから西豊田駅の誘致問題、あるいは踏切では、今の黒川もありますが、あと豊田の西側の踏切拡幅、それから堀之内の踏切、これもあるんですね。それから、隧道を新設してほしいという要望があります。それは、堀之内の踏切の東側の方につくってほしい、こういう要望もあるんですね。それから、高架にしてほしい、こういう要望もあるんですよ。数えただけでも十二、三あるんですね。それを全部行政が把握していないんですね。これでは要望が実現できませんよね。

具体的な再質問をさせていただきますが、今日までの経過の中で、JRへの要望事項で実現したものが幾つかあります。一つは、日野駅のホームの、東京方の上屋の延長ですね、これが実現できました。それから、防風板につきましても、小さな防風板ですが、これも実現できました。それから、水洗化も実現できました。日野駅は三つ実現しているんですね。

ただし、豊田の駅の関係とか、そういったものについては、ほとんど前進していない、こういう経過があります。

なぜ、全体的に、こういった要望事項が進捗しないのか、その理由について、ちょっと伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 先ほど、日野駅については、確かに3点ということとで、それぞれ部分改良によってできております。

それ以外の件でございますけれども、これにつきましては、最近、やはり、昭和62年以降ですけれども、4月から新しい会社になりました。その中でも緊急に必要とするもの、これについて要請があった場合には、部分改良でそれぞれ処理していくと、こういうふうな体制になっているわけでありましたが、なかなかそれでも設備投資については非常に、会社として、支出することが難しいような状況であるように聞いております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 先ほどの具体的な事柄の到達点の中に、西豊田駅の誘致の関係の説明が入っていなかったように思いますが、この問題について質問をしたいと思います。

JR側は、採算について十分にアピールできる状態でない、こういうふうに主張して

おります。これも新駅誘致の大きな障害の一つとなっているわけであります。市側として、採算性について、今後どう主張していくのか。これについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 西豊田駅の、まず、対応でございますけれども、顕在的には、いわゆる到達している箇所というのは、プロセス的に見てみますと、通常設置の打診協議、これを行うのは企画段階と、こういうことになるわけです。そして、第2段階としまして、事業化への調査協議をする契約段階と。それから、3段階目としましては、基本設計等を行います設計段階と。で、最終的には実施段階と、こういうことになるわけでございます。

しかし、現実的には、前回も——6月議会で、ちょっとお答えしたと思いますけれども、JRとしては3点ほどの検討課題を持っているわけでございます。一つが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、収益の問題です。それから、あと一つが技術的な問題。それから、もう一つが、いわゆるJRとしての開発メリット、この問題でございます。

採算性の問題でございますけれども、御指摘のあった、これにつきましては、予備調査報告書、これによりますと新駅の、いわゆる設置されて利用される方が、初年度で乗車人員を1万5,000人と。それで、初年度収入は、2,400万円ということで、黒字の転換期を開業1年と、こういった報告書になっていたわけでございます。

しかし、現実的には、これについてJR側としては疑問視されたわけでございます。それに従って、この補足資料として、後ほど、平成元年に、再度補足資料を作成しまして、提出して、6通りのいわゆる収益計算のケースをしました。

そういった中で、いずれにしても、これだけの新駅ができれば、やっぱり乗降客数が一番問題になるわけでございます。その中でも新しい客、新規の乗降客、これによる、いわゆるこれでなんなきゃならないということをJRで言っているわけですから、いわゆる区画整理事業等の関連もございますし、ただ、この報告書では、いわゆる京王線を西側に越えようとする、京王線を越える地域、八王子の北野ないし、あるいは長沼、それから絹ヶ丘、それから南陽台ですか、これらを含めた中のアンケート調査で、こういった数字を出しております。

ところが実質的には、JRとしては、もっと駅制域が狭いんじゃないかなと、こういうことを言っているわけです。そうしますと、どういうことかといいますと、新駅

のできる位置を中心に豊田側、それから八王子側、この2等分線で引くと。そうすると横は決まります。2等分線で、西側についてはもう浅川と、それから東側については、新駅と豊田駅との間でございますから、JRの官舎の周辺ということになります。

それから、北側については八王子の大和田と、それから高倉と、それから、南側については浅川の左岸と、そうってきますと約、あの区域だけでも、300ヘクタールぐらいの非常に狭いエリアになるわけです。その中で、例えば計算してみますと、初年度乗車人員は、追加資料によりますと、1万1,200人と。それから、初年度収入は、むしろマイナスの、1億1,310万円という数字になってございます。したがって、黒字転換時期が、開業10年目以降というふうに考えております。

いずれにしても、乗降客数をふやすということ。したがって、区画整理事業の中においても、駅周辺に、例えばステーションタウンだとか、そういったことも手当てする必要があるのかと、こんなことも検討課題に考えられるのではないだろうか、このように思っております。以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 率直に申しまして、西豊田駅が開業されますと、豊田の駅と八王子の駅をこれまで利用された方々が特に利用する、こういうケースだと思います。新たに乗客を、利用していただく、こういうケースは余りないと思うんですね。

つい最近の議会の中でも、ある部長さんの方から、今のよう、十分アピールできる材料がないことがマイナスの材料です、とこういう御答弁をされているんですね。ですから、もう一回しつこいように聞きますけれども、今後、どういう主張を持って、採算性についてのプラス材料をJRに持っていくのか、簡単に、説明していただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 非常に難しい要素を抱えているわけですが、いずれにしても、先ほちょっと私が申し上げたとおり、駅周辺に対する区画整理等の駅前の、やはりそういった区域を、ある程度他の公団公社等を誘致することによって人口増をふやすと、こういった手法を考えなければならぬんじゃないだろうか、このように思います。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 何か夢を見ているような御回答でして、どうも理解できないんですね。

それで、これに関連してもう一点、時間の関係もありますので、質問をしますけれども、ＪＲは、いわゆる採算が取れないという判断をする中で、附帯事業を考えております。この附帯事業を、これまでのいろいろな経過の中で、どんなものをＪＲが考えているのか、ちょっと御参考までに、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） ＪＲが考えているというのは、いわゆる中央線沿線ですか。例えばＪＲ自身が、武蔵境駅前にホテルをつくるとか、あるいは立川の南口においてのデパートを設置するとか、そういったことでございましょうか。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君） 西豊田駅をつくるという話があります。しかし、ＪＲ側の方は採算がとれないということで難色を示しているわけであります。

ＪＲが、もし西豊田駅をつくるならば、輸送面でのメリットがないから、附帯事業の方でそれをカバーするということで、西豊田駅の周辺に附帯事業の何かをつくっているんでしょう。そのことについて伺っているんですよ。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） それは、先ほどＪＲの方で３点ばかり検討課題をしているということで申し上げました、３点目のいわゆる開発メリットということですね。市の方としては、ＪＲの方で開発事業を行う用地を、西平山の区画整理区域内に確保して、提供しますよと、こういう申し出はしてございます。

それに対する、例えば面積だとか、あるいは取得年月日についての回答は得られておりません。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君） そこまでの考え方、回答については、これまでの議会の中で十分に承知をいたしております。私が聞いているのは、附帯事業を具体的に、どんなものをしようとＪＲが考えているのか。

例えば、今、参事がおっしゃったように、ホテルということもあるでしょう。あるいは駅ビルということもあるでしょう。あるいはコンビニ——セブンイレブンとかローソンとか、ああいった形のいわゆるコンビニをつくるという考え方もあるかもしれません。あるいはコーヒーとかそばとか、そういったものを売る直営店をつくるということも附帯事業の一つでありますから、考えられます。それを聞いているんです。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 具体的には、私の方も、今まで交渉の段階では、その辺は当たっているんですけども、具体的な回答は得られておりません。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） わかりました。

ただ、附帯事業が地場産業を後退させるということは、これまでのJRの商法の中で各地であらわれてきているんですね。

したがって、附帯事業をする、それが条件という中でも、地場産業を後退させるような、そういう附帯事業については、ぜひお断りをしていただきたいと思います。

次に、到達点の再質問の4番目になりますけれども、新駅誘致に向けての先進市の視察について、お伺いをいたします。

JR移行後、JR自身の出資による新駅、あるいは請願による新駅は、そう多く誕生していないのが現状であります。それだけに、新たに開業した駅の価値は、非常に高いわけであります。

そこで、当市の状況と似たようなところについて、早急に先進地視察を行う必要があると思いますが、視察についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 非常にいい御提案でございます。

私も、確かに先進地の視察によって、ある程度いろいろな要素が、例えば難しさだとか、あるいはこうすれば実現しますよとか、いろいろな要素があると思います。そういったことが参考になれば、今後の西豊田駅の誘致に向けての、一つの糧となるんじゃないだろうかと、このように思います。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 参事のお答えになったことは、ごもっともだし、当然そういうふうにしなきゃいけないと思っております。

もう一度お伺いしますが、具体的に視察をするという予定は、今のところ立っていませんか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 今のところ立っておりません。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 昨年の第1回定例会で、私は、「JR中央線“仮称西豊田駅”開業について再度問う」と、こういう表題で一般質問をさせていただきました。その

中で、先進地の視察についての提言をいたしました。これに対しまして、これが議事録でありますけれども、「(仮称)西豊田駅設置につきましては、そういうような先進といえますか、既に設置されたところのいろいろなノウハウを聞く必要があらうかと思っておりますので、当市の状況と似たようなところについて視察して、参考にしていきたいというふうに思っております」と、こういう回答があるんですね。1年半経過しました。まだ計画が立っていない。これは、どういうことなんでしょうか。再質問します。

○議長(福島盛之助君) 企画財政部参事。

○企画財政部参事(平井 忠君) 大変申しわけございません。その件について、私もちょっと存じておりませんでしたので、よく調査して、検討してみます。

○議長(福島盛之助君) 佐藤洋二君。

○2番(佐藤洋二君) 後ほど、今後の課題なり、取り組みの中でも触れますけれども、要するに言いっ放し、聞きっ放し、こういう姿勢はいけないと思うんですね。(「そうだ」と呼ぶ者あり)少なくとも、この中で約束したことについては、必ずやっていたきたいんですね。

少なくとも参事は、この問題につきましては、通告をして一週間以上たっているわけですから、これまでの市議会の会議録を読み返して、こんなこともあった、こんなこともあった、あんなこともあったということを十分理解をして、この議場に臨んでいなければいけないわけですね。

今の質問に対して、満足な回答ができないということは、この問題を全く勉強されていなかったということなんでしょうね。(「対応していない」「本当にやる気なんてないんだよ」と呼ぶ者あり)

先日の旗野議員の、西平山の土地区画整理について問う、という質問の中で、この問題が出ました。西豊田の問題が出ました。答弁を聞いて日野市は、率直に言って、やる気ないと、こういう理解をいたしました。

到達点の再質問の5番目に入ります。駅前広場の用地についての再質問です。

これまで説明の中では、駅進入路など、駅前広場の確保につきましては、線路の北側は買収方式で、そして線路の南側は、土地区画整理によってそれぞれ捻出すると、こういうふうに言われております。そこで、この問題の質問、2点、させていただきますが、一つは、近い将来にJRとの協議が整い、北口の2,000平米の用地が必要となったときに、用地買収は今の体制で、要するに資金の面とか、いろいろな面があると思うんですが、スムーズに進んでいくのかどうか。この問題が一つです。

それから、今の資金面に関連しますけれども、経済状況の非常に悪化している財政状況下の中で、2,000平米の用地を買収する資金のめどが立つのかどうか。これについてお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 新駅のいわゆる北側の駅広についてでございます。

計画では2,000平米と、こういうふうになっているわけでございます。確かに、これからこの用地を買収方式によりまして確保するといった場合、駅の、まだ事業年度はわかりませんが、いずれにしても先行買収ということで、日野市の土地開発公社等による先行買収を検討する必要があると、このように思っております。

しかし現実的には、これもまた、実際に駅開設等に伴いまして、市有地として公社から市が買い戻し、そして名実ともに、いわゆる都市施設としての広場としての位置づけをしていくと、こういうふうになると思います。しかし現実的には、今の経済情勢は確かに悪い環境でございます。今すぐというわけにはいきませんが、まずは、もし、この用地の買収について、土地所有者に対する駅の計画の説明をし、協力かつ要請をまずやっていきたいと、このように思います。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 再質問の再々質問で恐縮ですが、昨年の私の一般質問の答弁の中で、市側はこんな回答をしております。「時間を早く得て、行動に出たいことがたくさんございます。それをやっていきます」と、こう答えているんですね。

これまでのいろんな話を伺ってみると、全く話が前に進んでいない。それは行政側の方が、その気になっていないということなんですよ。何一つ準備していないんですよ。こういう形では、本当に僕は、また後で提言しますけれども、旧国鉄の公社のような公共性を、いわゆる重視した会社ならば、それは無理があったとしても実現ができる可能性はあると思います。しかし今は、会社になったんですよ。そういう、全く消極的というか、全くやる気のない姿勢では乗ってきません、会社が。

時間がないので、先に行きます。到達点の再質問の6です。日野駅の改札口の増設についての再質問です。

日野駅を利用される方々は、ここ二、三年確実にふえ続けていることがデータでも明らかになっております。

また、一日の乗降客は5万6,392人に達しており、利用される方々より、改札口をふやしてほしい、という声は、以前にも増して高まってきております。これまでの経過

から、改札口をふやしてほしい、という場所が3カ所ほど上がっております。市として、どういう位置、方位でJRと今協議をしているのか。まず、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 改札口の問題でございます。

改札口の問題につきましては、前回は夏井議員さんが、6月、それから今回と、いろいろと御指摘があったわけですが、JR側としましては、平成5年5月18日に現在の改札口を自動化したわけでございます。

その際に、流動人員の調査を行いまして、そしてピーク時における、一番人の多いときですね、その時間帯を定めて、そしてそれに3年ないし5年の増加率を見て、現在の改札のゲート数を決定したそうでございます。そういう経過があるそうでございます。

したがって、私どもとして、今JRとの交渉の中で改札口、実態としては、確かに時間帯によって、いわゆるラッシュアワーの時間帯ですね、そういった時間帯において混雑していて、危険な場面も見られるわけですから、何とか改善を図ってもらいたいと、こういう中で、私の方も現実的な対応をどうしてもやらなければ、JRとしても乗っかってきませんので、いわゆる西側のターミナルから、東側の市道に抜けるような、いわゆる自由通路を設定することで、改札口の改善が図られないかどうかと、こんな話も来たことがございます。

いずれにしても、改札口の解決につきましては、やはり現状の中で、部分的改良に当たるような事業だったら乗っかってくるのかなと、このようなことを考えているわけですが、それでも、例えば、そのことを実現するためには、やはり自由通路は市道として、そして、それを市費で建設する。そして、駅舎建設についてはJRでやってもらうと、こんなような提案をすることによって解決しないだろうかと、このようなふうに考えてございます。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 今、参事がおっしゃったとおり、この問題につきましては、過去の議会の中でも、いろいろな議員の方が質問をされ、提言をされております。夏井議員からも、そういう話がありましたし、一番近い例では、夏井議員、小島議員からも、その辺の提言がされました。

そこで、前々回でしたか、小島議員の方から、日野駅の駐輪場が、大体収容率が70

%ぐらいでしたか、埋まっていないと。これをうまく利用しながら、西口への改札口をつくったらどうかと、こういうお話がありました。

かつて、一緒に会派を組んでおりました福島敏雄議員も、こういうふうな御提言をされたというふうに、私記憶しております。この案は、非常にいいと思います。国鉄の清算事業団から買い求め、そして駐輪場をつくったけれども、なかなか思うような運営ができていないと。その駐輪場をいっぱいにし、さらに西口の改札口をつくって、市民の利便を図る大変いい案だと思うんです。

で、これは私の提言なんですが、自動改札を設けることは、要員がいらないというふうに理解しておったら、これは間違いなんですね。自動改札でも要員は、最低1名、必要なんです。それは兼掌窓という、案内を請うたり、あるいは行き先を聞いたり、いろいろなお客さんのサービスがあります。したがって、駅員さんは、どうしても1名そこに張りつけなきゃいけないということなんですね。今のJRの考え方では、改札口を設けることによって、採算上のメリットがないということで難色を示しております。

そこで、企業公社という話も出てくるかもしれませんが、私は国鉄のOBの方を、これは専門職ですから、兼掌窓に座る方は、国鉄の、JRの知識のない方では不向きなんですね。したがって、日野市にはたくさんのJRの、国鉄のOBの方がおりますので、そういった方を企業公社、あるいはシルバー人材センターに登録をさせていただいて、そういった方をあそこに座らせる。そうすれば、もちろん日野市の支出がありますけれども、この問題が少し前進をするんじゃないかと、こういう気がいたします。それは、検討課題として考えていただきたいと思います。（「答弁聞いたら」と呼ぶ者あり）そうですか。では、申しわけありません、付和雷同で申しわけないんですけれども、その辺、考え方をひとつ。（「市長がいいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） ただいまの御質問でございますけれども、確かに御提案としては、検討する余地があるんじゃないだろうかと、このように思っております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 時間が、あと40分しかなく、この後もう1問ありますので、余りこう詳しく再質問できないんですが、今月のある土曜日だったんですが、前の町田の市長の天下勝正さんとの勉強会がありまして、そこに行ってまいりました。

いろいろと市長時代の感想が出まして、議会で検討するということは、余り、佐藤

さん、期待できませんよ、と。前向きに検討する、前向きという言葉が引き出せれば、大変いいですと。検討なんていう言葉じゃだめですよと、こういう話を伺いました。ぜひ前向きに検討を加えていただきたいと思います。

あと、再質問でエスカレーターとか、エレベーターがあるんですが、時間の配分もありますので、これはやめます。

次に、3点目の大きな質問をさせていただきますけれども、いわゆるJRという大きな相手のある話ですので、簡単に協議が進むとは思っていません。JRが公共性を重視した日本国有鉄道公社から、公共性をも継承した企業ならばともかく、営利だけを中心目的として民間に移行した企業です。当然、採算のとれないものに資本の投下はしません。ですから、協議に難しさが生じてくるのは理解できます。

しかし、要望としてのそれら事柄が実現するためには、何が必要なのか。そして、そのために、市はどのようなことをしなければならないのか、課題と有効性の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 私の方で、例えば日野駅の、先ほど上げました三つの中で日野駅の改良、この件については、確かに現状では膠着状態となっております。確かに打開する方策は、非常に困難なわけでございます。

したがって、やはり、ある程度、視点と発想を少し変えて、それで検討する必要があるのではないだろうか、と、こういうふうに考えてございます。例えば日野駅の現状を見ましても、ラッシュ時に改札口、あるいはコンコース、階段等と、こういった点で危険な場所も見られるわけですから、それらについては、より有効な調査方法をとって、そしてこの調査をもとに一定の見解を持って、例えばJRに対して要請をしていくと、こういうことも有効な方法ではないかと思います。

それから、あと、先ほど申し上げました、日野駅の例えば改札口の問題解決のためには、そういった現実的な対応の中で、東西に自由通路をつくると、こういうことの合意形成を図ると、こういうようなことが必要ではないかと思っております。

それから、西豊田駅関係については非常に、先ほど申し上げたとおり、技術的問題、あるいは採算性上の問題でございまして、難しいわけですが、JRが言っております開発事業用地を市の方で確保することによって、計画が促進できればと、このように思っております。以上です。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 今の答弁に対する、いわゆる再質問というのを考えてみましたけれども、時間も余りありませんので、課題と取り組みについて、私の方から何点か提言をいたしますので、答弁はおりません。ぜひ、実行に移していただきたいと思います。

一つは、審議した結論は、すぐに行動に移していただきたいと思います。率直に申し、今のところＪＲへの請願事項、要望事項実現の特効薬はありません。だからこそ、一つ一つの行動が必要で大切になります。議会からの提言を含め、思いついたことは庁議等で速やかに審議し、そのことの取捨選択したもの、また審議でろ過した結論は、すぐに行動に移していただきたいと思います。回答しっ放し、聞きっ放しでは事が進まないと思います。

二つ目です。データ類の見直しを図るべきだと主張します。例えばＪＲへ提出しました、ＪＲ中央線西豊田駅設置予備調査報告書、これは提出をして、ほぼ10年が経過しました。採算性の問題などの説明不足や、不足していた資料の整備、また科学性を持った基礎データなど、時代に合った有力なデータを整え、ＪＲへ再度提出をしていただきたいと思います。

次に、要望、実現を期待している人たち、あるいは団体とともに運動を進めてほしいということであります。西豊田駅誘致期成同盟や、日野駅改良促進協議会、またＪＲへの請願、要望事項の実現を願う各種団体、また民主団体。さらには受益をとにする会社や労働組合などなどと運動の広がりを図る必要があります。ぜひ、その労を行政にとっていただきたいと思います。

次に、政治力の結集の必要性であります。これまでの新駅開業の経過を見ますと、政治力はどうしても必要であります。連立内閣も野党も、社会党も自民党も、さきがけも新進党も共産党も区別する必要はありません。声をかけ、一緒にやればよいのであります。必要な政治力は、どんどん使うべきであると思います。

次に、先進地に学べ、ということであります。請願、要望事項の実現が大変厳しいものだけに、先進地のよいところを学ばなければなりません。厳しいといっても、ＪＲ移行後、新駅開業をしたところもあり、今後建設予定の駅もあります。先進地の視察を積極的に行いまして、取り組みの手本にしていきたいと思います。

最後に、請願・陳情行動の展開であります。企画財政部の資料によりますと、西豊田駅設置に関するＪＲへの要請経過は、市長が昭和62年2月、西暦に直しますと1987年、旧国鉄に出向いたのをスタートに、本年1月にＪＲ東日本株式会社へ要請に行かれ、

8年間で8回、年1回ペースで要請行動をされています。

さらに、細かいことを申しますと、昭和64年、平成元年、平成3年、平成6年の、この3年間は、一度も顔を出していません。また、企画財政部等の要請行動を見ますと、1985年の第1回をスタートに、本年5月の企画室への陳情を合わせますと、22回行ったことになります。しかし、この要請行動も年2回ちょっとなのです。

JRが日野市に対し、JR駅を日野市につくりたいから、ぜひ日野市さん、協力を惜しまずに話に乗っていただけないか、こういうことならば、この程度のペースでもいいと思います。しかし、立場が全く逆の請願なのであります。JRに忘れられては困るから、じゃあ行くか、こういった発想でなく、もっとひたむきな姿勢が必要でないでしょうか。

今の日野市の新駅誘致の取り組みは、的を得ない表現かもしれませんが、武士の商法だと思っております。

あと2点、質問をさせていただきます……1点に絞ります。

日野駅のトイレについての質問であります。日野駅舎現トイレを改良して、外からも利用できるものにしていただきたいという質問であります。

国鉄が民営化され、一番よかったのがトイレの美化だそうであります。このよかったトイレ環境をもう一步進めて無札、つまり切符のない状態でトイレを利用できるものにしていただきたいものであります。

日野駅トイレは、改良によっては、駅舎の外からも利用できるものになるはずであります。駅前公衆トイレ設置が現状困難な今、今回請願が上がってきておりますけれども、当面の代替案というべきトイレの改良に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 日野駅トイレの改良でございますが、現在の日野駅のトイレは、昭和44年の10月に改築されたわけであります。その後、水洗化に伴いまして内部改装を行いまして、今日に至っておりますけれども、この規模につきましては、敷地の関係もございまして、構内から修復を前提としました当時、必要最小限の床面積で42.8平方メートルということで計画されて、建築されたということを聞いてございます。室内につきましては、これに合わせまして、男女別に区分されて使用されているのが現状でございます。

これを、御指摘の、外部からの使用の問題でございますけれども、外部からこれを

使用できるようにいたしますには、管理面からも、この分を増築によりまして対応しなければならないというような事情だそうでございます。

現状では建物の周囲、これが東西が道路と構内通路、それから南北につきましては浄化槽と駅員室に囲まれておりまして、したがって、その拡張をするには、ちょっと余地がないというふうな状況だそうでございます。

要望につきましては、施設の改良によって、その可能性があるかどうか、検討をお願いしてみたいと、こういうふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、この一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって21の1、西豊田駅誘致など、JRへの請願事項の一日も早い実現に向けの質問を終わります。

一般質問21の2、西平山土地区画整理についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○2番（佐藤洋二君） 6月議会で、私は、土地区画整理事業が多数の地権者の土地を取り扱い、市街地として必要な公共施設を整備し、宅地としての利用を増進するために、一定の地区内の土地を換地という手法で、土地の区画係数の変更及び公共施設の新設・変更を行う事業であり、原理的にはすぐれた点を多く持つ事業であること。しかし、原理的にすぐれた点を多く持つ事業でありながらも、土地の形質や利用の変更を直接の目的とするものであり、上物の建築物を含めた立体的な地区環境を実現するものでないから、その効果には限界があること。区画整理が完了しても、直ちに建築物が建つとは限らず、施行後も長期にわたって空地が存在することがあり、周辺居住者が迷惑を被ること。また、この事業は土地の整理を目的にし、従前の権利を公平に分配し、換地処分を円滑に行うことに主眼を置いて設計が定められているため、画一的、硬直的な設計になりやすいこと。

次に、土地区画整理によって、せっかく過小宅地の整理を行っても、事業始動後の宅地が再分割されることを防止できないので、最小限宅地の規制が必要であるということ。

5番目には、権利者全員が合意する場合とは別として、公共施設用地の負担、すなわち公共減歩について、他の一般市街地の場合と共通・明確な基準がないことが問題であり、公共減歩は受益者負担なのか、開発負担金に相当するものなのか、あるいは開

発利益の社会還元なのか、その辺が不明確であるということ。

最後に、個々の問題としまして、減歩率、換地、清算金など、事業の技術や法制度が住民にわかりにくく、不案内や役人任せになりがちであり、真に住民によるまちづくりにならないことなどなどの問題点を含んでおり、したがって、原理が正しいからといって、そこに住む人たちの意見・意思を無視してはならず、土地区画整理事業を行うための手続き、説明は、住民の納得のいくまで丁寧で、かつ民主的でなければならないと述べてきたところであります。

さて、西平山地区は、未開発地区の比較的多いところでありますが、近年、マンション、アパート、一戸建て住宅が次から次へと建てられてきておりますが、全体的に都市基盤整備の取り残されているところが多く、生活環境や防災、交通問題などなど、多岐にわたり支障が生じる恐れがあります。

また、先ほどの一般質問でも触れましたが、JR新駅（仮称）西豊田駅誘致計画もあり、住民の意見・意思、要望を十分に取り入れながら、緑と清流などの自然環境を大切に、阪神大震災を教訓に、災害に強く、快適で賑わいと触れ合いの感じるまちづくりを一日も早く実現しなければならないと思います。

そこで、最初の質問に入ります。

これは、前回は提起したんですが、この部分についての回答が触れられておりませんでしたので、再度質問させていただきます。

市発行の「西平山区画整理だより」の記述内容が、その趣旨に沿っていないということであります。1990年、平成2年2月に発行されました第1号に、「今後も皆様からいただきました貴重なご意見ご要望を取り入れながら事業を進めてまいります。」と記述されています。これは、原文のまま読ませていただきました。

そこで、この広報誌の記述を信頼しまして、地元の方々が、いろいろな形で、意見・要望を市に申し入れをしました。いろいろな形とは、市長との話し合い、部課長との話し合い、市招集の説明会、また、陳情・請願等の提出を指します。

しかし、話し合いを通じ、出されたものは、貴重な意見・要望でないのでしょうか。地元の方々の意見・要望は、なかなか取り入れられていません。地元の方々が期待をされているのに、記述に沿った取り扱いが、なぜできないのでしょうか。あの記述文章は住民参加を保障するポーズなののでしょうか。まず、お伺いいたします。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この西平山の区画整理事業につきましては、計画の段階から事業認可に到るまで説明会、それから臨時のまちづくり事務所を設営したり、百数十回の、皆さん方との接触があるわけでございます。

この説明会、または話し合いの中で出た皆さんからの意見・御要望につきましては、十分検討させていただいております。それで、変更の可能なもの、これは、その都度変更をしてきております。

しかし、どんな事業でも同じだと思いますけれども、要望等に対しましても、ある一定の限界がございます。したがって、ごの要望等が採用できなかったというものにつきましては、その都度、またさらに、御理解をいただくような形で、今日もお話し合いをしているというのが実情でございます。これからも、そのように努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　それでは、再質問をさせていただきます。

この「区画整理だより」が個別に配布をされました。地権者の方々が不安を持っているだけに、その不安解消のために興味を持って熟読します。読んでいくと、西平山土地区画整理は、私たちの意見・要望が取り入れられ、すばらしいまちができ上がる、こういうふうに記述されています。これまで減歩や清算金、曳家等で不満を持っていた地権者の方々が、これで何の心配もないということで、よい方向へと理解します。しかし、今の部長の説明でもおわかりのとおり、市の現実対応は、御意見・御要望をよく検討させていただき、変更が可能なものは、変更を行いながらと、事業前段での説明の「取り入れる」が「可能な限り」に変わってしまっています。初めから、そういう方針で事業を行うのであれば、そのように記述するのが当然であり、親切というものです。ケースにより、極めて少数の方々の要望・意見が取り入れられぬ場合があるかもしれません。しかし、このケースは、極めて少数ではないわけです。広報誌に約束したことを履行しないということは、問題があります。そこで、2点質問をいたします。

事業を施行するに当たり、行政側は説明会を開催いたします。大勢の方を対象にしますから、さまざまな難しい意見・質問・要望が出ることを当然想定をして、説明員の方が出席されます。そういう難しい問題点を抱えている事業に、「区画だより」という市の考え方を周知させる広報誌を配布すれば、住民は、それを信じるわけです。市は「区画整理だより」の公文書に責任を持つべきだと思います。

二つ目は、今後も協議、話し合いの場が生じてきます。今の私の発言を踏まえ、誠意を持って地元の方々と協議を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、第1点の、責任を持ってと、こういうことでございます。

多少の誤解、または行き違いがあったかもわかりませんが、私どもは、この「区画整理だより」等を有効に、できるだけ広く、わかりやすく理解していただくと、こういう考え方で発行しておるものでございまして、これからもこの中でお話している、またPRしているものについては、誠意を持って対応していきたいというふうに考えております。

それから、当然出している文書、こういうものについては、当然責任を持った対応もしていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） いま少し前向きの回答がいただきたかったわけでありましてけれども、いずれにしましても、私の発言を踏まえて、今後の地権者の方、あるいは地元の方々との協議に誠意を持って進めていっていただきたいと思います。

2点目の質問に入ります。

土地区画整理事業の施策変更を求める陳情が提出されています。この陳情が提出されてきた背景をどのように思うかということであります。

平成6年第3回定例会に、3・3・2号線の道路幅員の問題外2点の陳情が提出されました。請願・陳情の提出は市民の権利であり、当然の行使であり、珍しいことではありませんが、行政の施策、指導、考え方に理解・納得できずに、施策変更を求める陳情は大変珍しいことだと思います。こういう市民の行動の背景を、どういうふうにお思いでしょうか。質問をいたします。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、区画整理事業でございますけれども、先ほど議員さんも言っておられましたとおり、減歩、それから換地、こういうのが伴いますし、また、当然これによりまして建物の移転、こういうものも伴うわけでございます。

そこで、御承知のとおり日野市は、もう市施行として6地区施行をいたしております。各地区ごとに地区の特性がございますので、多少の差はございます。しかし、基本的な部分につきましては、他の地域、こういうものとの関係もございまして、そう変更

すると、変えるということは、なかなか難しいのではないかと。また、そういう点に対する要望・陳情等につきましては、できるだけ、今対応しております日野市の状況等も、他の事業等も勘案しながら説明して理解を求めていると、こういうふう考えております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 再質問を3点ほどさせていただきます。

地権者の会の方が、土地区画整理事業の説明を市から受けたその日から、解決・解消できずに、今日までずっと抱き続けてきたさまざまな不安や不満、そして悩みと矛盾があります。行政は、基本的には、住民の声を尊重するといいいながらも、返す刀で事業のスタートする時点で大部分の方たちには、この事業の内容について理解されているということで、なかなか話が前に進んでいません。

そこで、住民の意思を理解してもらうための最良策として、住民代表の場である議会に陳情を出した。これが今回の陳情提出の背景であります。陳情を出すまでに追いやったのは、私は行政だと思っています。

行政は大方の理解を得ていると主張されておりますけれども、700名を超す陳情署名があります。市は区画整理を施行するだけで、区画整理事業に直面するのは、そこに住む人たちであります。そこに住む人たちの要望・意見を尊重しながら、今後も協議を続けていただきたいと思います。再質問の具体的な問題に入ります。

一つは、区画整理地内における地権者の戸数と、成人に達している方の人口について、もし、お手元の資料でおわかりであれば、お示ししていただきたいと思います。

二つ目には、この陳情には、300世帯以上、そして735人の方が署名に名を連ねています。この陳情者の数を、どのように理解されているか、お伺いしたいと思います。

それから、これまで行政は、この区画整理は大部分の人に理解されている、と主張していますけれども、どの程度の方が本当に理解をされているのか。その確認をどういうふうな手法で行ったのか。この3点について、お答え願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、第1点目の戸数でございますけれども、区画整理事業の場合は、その地域の住民の調査とかそういうものは、前段ではちょっとやりますけれども、その後、表に出てくるのは、あくまでも権利者の数で出てまいります。したがって、現時点では、最初の状況の今の状況というものは、つかんでおりません。

ただ、地権者の数でございますけれども、これは1,385人、この地区の中にいらっしゃる

るということで、権利者としていらっしゃるということでございます。

それから、成人以上の人口云々、こういうものも、現時点では、把握をしておりません。

それから、陳情に対して、今後どういう対応ということですか、でございますけれども、これからも十分、その地権者の会の方たちとお話し合いはさせていただきたいと思ひますし、理解を得るように我々も努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、大部分が理解したというふうな、どういう確認をされたのかということでございますけれども、区画整理事業の場合は、御承知のとおり、最初都市計画の決定、区域決定から、その後事業認可、特に、ここは環境影響評価の対象地域でもございましたので、そういうふうな地元の縦覧なり、そういう手続きを行っております。こういう中で得て施行をしておりますので、その中での判断として、大部分の方の理解が得られたというふうに判断をいたしておるところでございます。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 具体的な再質問の中で、最初の戸数について、手持ちの資料がない中で、お答えできなかったというふうに考えておりますけれども、署名に名を連ねた方が732人いらっしゃるんですね。権利者は1,385人。この署名の732人の中には、権利者の家族も入っておりますから、これは732人が、例えば500人とか400人とか、下がってくる可能性があります。しかし、732人をそのまま権利者と仮定しますと、大体4割8分ぐらいの方が、この署名に名を連ねているんですね。非常にたくさんの方々が、この署名に名を連ねている、非常に真剣な問題だと思うんですね。その辺、ぜひ心していただきたいと思います。

それで、例によって、また時間がなくなってきますので、10分しかございませんので、通告しておりましたハとニにつきましては、ちょっと飛ばしていただきまして、先のホの、その他について質問させていただきたいと思ひます。

今、建設委員会の中で、先ほども申し上げましたが、3本の、いわゆる地権者の会の方々から出されました、陳情が審査されております。地権者の方々が、五つの地区の六つの事業につきまして、こういう事例があるということで、参考資料として出されております。

これに対しまして、市側の方は、そういう事実はないんだ、ということで否定をしており、全く反対の立場で議論がされているわけであります。私も地権者の会の方の資料をいろいろと調べてみました。直接行ってもみました。その中で、大変貴重な資料

をある地域の方、東京都心の方の方なんですけれども、いただいてきました。非常に、これは青焼きなんです、黄ばんでおりまして、時の流れが、この中ににじんでいるような気がします。これは更紙で、多分謄写版だと思うんですが、あります。

この青焼きは、いわゆる陳情書ということで、何とか……これは、まあやめますけれども、具体的には申しません。区画整理対策協議会が、あるところの知事に出した要請書であります。陳情書です。4点あります。で、この4点に対しまして、昭和何年何月何の陳情に関する覚書を、さきの事項を討議の上確認しますと、こういうことで、あるところの区画整理の事業所の代表者、それから区画整理に反対と申しましょうか、改善を申し入れている協議会の代表者、それから立会人として、ある地方の議員の方が、これに名を連ねているんですね。そして、署名、捺印がされているんです。そして、これが闘争の経過というあかしなんです、右の方には事業の名前、そして真ん中に闘争の経過、そして左側には、この文章をとられた方々の団体と代表者の名前。で、この中にいろいろ長いもたつきがあった後、現在では……ということで、獲得し住民もふつとしたところ、という中に11項目あるんですね。で、11項目の中の5番目に、曳家工法をとらず、移築工法にする。いいですか。曳家工法をとらず、移築工法にする。この移築工法というのは、今は再築工法ですね。こういう事実を証左する資料が手元にあります。

それから、ある区画整理のところの方と、これは電話で話をしました。この方が区画整理の審議委員をされた方です。

当初、いわゆる区画整理に反対するという組織を300名ぐらいでつくり、そして一定の成果を勝ち取ったということで、発展的に解消しました。その後、個々のお宅の補償問題を中心とした、いわゆる同盟会ができて、積極的にその市と協議をしました。そして、やはり曳家工法から再築工法に考え方をえさせました。その方は、電話で最後に何と言ったかと申しますと、一度このまちに来て、建物を見てください。すぐにわかります、と、こういうお話なんです。日野市の行政の方々がいろいろと調査されて、建設委員会の方に否定をする資料、反論を出しました。ただ反論の材料は全くないんですね。そういう事実はないという、これだけなんですね。どういう方法で確認されたのか簡単に、時間がないので、お答えをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） この確認でございますけれども、私の方は、ことしの5月に電話で全部確認をとっております。この中で、そういう、前回の建設委員会

で御説明したとおり、そういう事実はありませんというのが回答でございました。ただ、ちょっとつけ加えさせていただきますと、区画整理事業というのは、御承知のとおり、東京都、国の補助金、これが結構相当な金額を、割合を占めておるわけであります。したがって、今までの国の監査、都の検査、こういう中でも、一番監査の対象で厳しいところが、この曳家工法の、この工法の取り扱いの問題でございます。したがって、どこの市でもそうでございますけれども、この工法の選定につきましては、非常に神経を使ってやっていると、こういう実態はこういうことでございますので、我々区画整理の担当者としては、こういうふうなことがあり得ないし、あってはならないなというふうな感じを持っております。

○議長（福島盛之助君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 答弁の途中で申しわけございません。あと2分しかありませんけれども、実は今、常磐新線という路線の建設が進められております。ここに、足立区なんですけれども、六町というところがあります。ここで区画整理をするということで、行政が説明会を何回か持っております。その中で、行政側は、初めから再築工法をしますと、こういうふうに言っているそうです。

私は、その第3区画整理事務所が池袋にあるんですが、そこに電話して聞いてみました。で、担当の方と話をしました。担当の方は、いや、そういうことは言っていない。ただ東京都の中で、多くのところで曳家でなく再築工法をしていることはございます。そのことを発言したと、こう言うんですね。まさに、今のこの話が、私と部長の答弁のやりとりの何か凝縮したものだと思うんですね。要するに行政の方は、よそからいろいろなことを聞かれると、そういう事実はありません、ということで隠します。だけれども、裏から聞けば、あるんですね。それは個々のケースじゃないんですよ。集団的なんです。個々のケースであれば、これは考えられますけれども、集団的なんです。さっきも言ったけど、あるところでは70世帯がみんな再築をやっているんです。あの5事業の6事例、1点だけ確認できなかったんですが、あとは全部確認しました。全部そういう事実があるということです。裏聞きました。行政の回答はいただいていません。でも六町の経過を見ればおわかりのとおり、表は出さないけれども、裏ではやっている、ということだと思うんですね。

ぜひ、これからいろいろな方々と、この問題について、話し合いなり協議を続けていくと思います。行政は権力を持っているんですね。権力でものをやっているのでは、いけないと思います。ぜひ、民主主義です。少数の意見でも大事にさせていただいて、

納得のできる区画整理を進めていっていただきたいと、こう思います。

本当は、この問題で市長にも何件か質問しなければならないことがあったんですが、時間の配分がまたうまくいかずに、十分な一般質問にならず悔やんでいるんですけども、市長も市長としての立場を十分発揮する中で、地権者の方々の、前回の一般質問の中では、そろそろ事業に対する答えを誠意を持って出さなきゃならないと、こういうお答えをしているんですね、市長。そういう時期に来ていると思うんです。ぜひ、誠意を持って十分な手当てをする中で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって21の2、西平山土地区画整理についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時6分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、雨水処理と下水道事業計画について問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（江口和雄君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと
思います。

質問内容につきましては、雨水処理と下水道事業計画について問うと、こういうことでございます。

既に、この内容につきましては、先日の板垣議員の質問と、一部で重複する部分も
ございますので、できる限りの重複を避けながら、何点かにわたりまして、市の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

ことしの、95年9月の「とうきょう広報」というんですかね、自宅の方に送られてくるんですが、ここにたまたま記事がございまして、「街を支える東京の下水道」と、
こういう記事がございました。その中に下水道事業の歴史、あるいは現状と将来等の記
述があります。そのごく一部を紹介いたしますが、「明治時代、コレラの流行などによ
り、衛生思想が高まり、日本でも下水道の必要性が唱えられました。

こうして明治17年日本最初の近代下水道である「神田下水」の建設が始まりました。いまもＪＲ神田駅のそばに残っていて、東京都指定史跡となっています。

下水道は、建設当初の明治時代前半には、疫病を防ぐための汚水の排除が主な役割となっていました。しかし、時代とともに、下水道の建設が進み、その役割も変化してきました。

明治、大正、昭和と時代は移って、東京都は急速に都市化が進展しました。それとともに、浸水を防ぐため雨水の排除、海や川の水質保全のための下水処理など、下水道に求められる役割は広がってきました。

平成6年度末の下水道普及率は、長年にわたるみなさまのご理解とご協力により、区部で、ほぼ100％となりました。また、多摩地域は85％となりました。

このように普及が進み、健康で文化的な都市生活や円滑な都市活動を支えるために不可欠なものとなった下水道には、従来の役割に加えて、新しい役割が求められています……」と、書かれているわけでございます。

このように、既に東京都全体といたしましては、下水道事業を新たな方向に向けて考えていこうと、こういう段階に来ているというふうに記述されております。

日野市の下水道普及率は、まだまだ低い状態であり、とても新しい方向を検討するような段階ではないというふうに思いますが、そういったことを前提にして、板垣議員の質問の中で説明がありましたが、この8月の3度にわたります集中豪雨によりまして、市内の各所で大きな水の被害がございました。そこで今回は、雨水の処理と下水道事業の今後ということについて、全般にかかわる問題につきまして、質問として取り上げた次第でございます。

まず、現状についてでございますけれども、雨水処理として、とりわけ緊急を要する場所は、現在市内に何カ所あるのか、お伺いしたいというふうに思います。この件につきましては、その判断基準が大変難しいかと思いますが、とりわけ開発が急速に進んでおります傾斜地や、あるいは日野という地形上、部分的に低い土地など、過去に何回となく繰り返し水の被害が出ている地域について、その場所と今までにとってられました対策についてお伺いしたいと思います。

あわせまして、昨日も台風で、一部日野市内でも水の害が出たというふうに報道もございましたけれども、そのときにとられました市の対応等につきまして、掌握されておりましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部

長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） お答え申し上げます。

まず、現在、主に集中豪雨等で浸水等が起きている地域でございますけれども、まず一番最初に挙げられるのが多摩平の地域というふうに考えております。この多摩平地域につきましては系統的に、排水系統が2系統に分かれておりますので、これらの処理を計画的に進める必要があると。特に、一部黒川系統につきましては、今年度一部その上流等を、またグレーチング等の処置をさせていただきますと、こういうふうな計画でございます。

次に、旭が丘の一丁目地域。これは、以前から、この地域は浸水するということで、平山の区画整理事業が終わった後に、一部下水の方でその管の接続、こういうものを一部変更して手当てをしております。しかし今回の、8月の状況でも、やはりそういう浸水の現象が起きていると。これは、管そのものが、能力的にもうないということでございますので、この地域もやはり系統的に、もう1本の系統を早く事業化していく必要があると、こういうふうに考えております。

それから、その他……その他ということではございませんけれども、第八小学校の周辺でございます。ここにつきましても、昨年ですか、一部都道の排水の問題、こういうのを一部分手当てをし、処理をさせていただいております。この地域につきましても管そのものが、現状の管では、もう飲み切らぬということでございますので、これらも見直していく必要があろうと。

それから、いま1点は、通称、今まで第二関戸橋と、こう言われている府中・四谷橋の都市計画道路の下に、系統として大栗川へ流れる雨水管——これは今東京都と協議中でございます。この管も行うことによって落川周辺の地域は解消されると、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 昨日到来いたしました、台風25号への対応でございます。

失礼いたしました。12号の対応でございます。大変失礼しました。

この12号台風につきましては、戦後最大級というような前ぶれもございまして、かなり危険があるというふうに判断いたしました。

市といたしましては、土曜日の午前中から、公害防災課並びに土木課の一部職員が出動いたしまして、予備に当たったわけでございます。そして、1時になりまして、警戒配備体制をとる必要があるんじゃないかというようなこともございまして、特に建設

部の土木課を中心として、職員を一部招集いたしております。

そして、この前ぶれが大きいということもございまして、8月の経験から、市民が土のうの要求といいますか、そういうものが多くございました。これに、ほぼ土木課の職員が対応して、その日の夜になったということでございます。

16時40分、つまり4時40分には、多摩東部地域に大雨洪水防風警報が発令されました。これに基づきまして、19時20分、7時20分には、市で警戒配備体制をとりました。これには建設部、都市整備部、それから総務部の公害防災担当職員、全部で83名が出動してございます。

それで、予防的な措置としての土のう対策でございますけれども、市民への対応という中には、御質問にもありました、多摩平六丁目を初め、三沢の地域、あるいは南平ダイクマ周辺、それから東豊田というようなところ、全部で27カ所、1,277袋を配りまして、土木等の、その市の職員が設置したり、あるいは市民が直接その土のうを自分で設置したりしております。

土曜日の夜になりましてからの、市民からのそういうような、土のうの要請等は数が減ってきております。

夜から17日の翌朝にかけて、かなり台風が接近し、ひどくなるというような予想で、もちろんその83名が全部徹夜で対応といいますか、に当たるべく役所の中で待機しておりましたが、幸いなことに、それほど強い風、あるいは雨がございませんでした。防災情報センターで記録いたしました雨は、土曜日、日曜日の二日間で112ミリでございました。一番降った1時間当たりの雨量も9ミリというようなことでございました。それと、風の方は最大で26メートルが記録されておりますけれども、一番風の強いときでも、平均は13メートルというような状況でございました。

以上申し上げましたように、雨、風ともに予定より少なかったということもございまして、土のう等の対策で、かなり防げたというふうに理解しております。

ただ、マスコミ報道にもございますように、日野の一部で道路冠水があったというふうに出ております。これは日野市日野1,121番地というところで、日野橋の日野寄りといいますか、日野詰の方でございまして、多摩川の堤防と、それから国道20号線が交差する上流部分でございます。羽田ヒューム管の裏手にございます、民間が開発いたしました分譲地でございまして、マスコミでは公道、つまり市の道路が40メートルほど冠水したというふうに報道されておりますが、これは私道だということでございまして、以前から開発しました人に、その道路が低いんで、水がたまるということにつきて

は勧告し、改善を求めているところでございます。

それで、昨日の12時前ごろに、東京を台風が通過したわけでございますけれども、その後特に被害ということはないために、13時30分、1時30分に警戒配備体制を解除したということでございます。ただ、民地で庭木が倒れたとか、ものが倒れたというようなことは幾つか聞いております。市の中では、第四中学校の庭木が1本倒れた——庭木といいますか、グラウンドにある木が1本倒れたというようなことで、幸いにして被害がほぼなかったというような状況でございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今の御説明によりまして、何カ所か従来からの問題の地域と、その対策の一部が御説明があったわけでございます。大変、関係部門の職員の皆様の御努力につきましては、心から敬意を表するものであります。

今の場所について、対策が何点かお話しいただいたんですが、その効果といいますか、今までとってきた地域の中で、具体的に著しい効果があったようなところ、あるいはまだまだ相当時間をかけないといけないような場所、この辺で今一番ネックになっているといいますか、そこら辺のところも含めまして、改めてお伺いしたいと思うんですが、恐らくこの水の処理というのは、一つの行政だけではできないというようなところもあるのではないかとこのように思いますし、近隣の市と共同の政策の中でやらなきゃいけないようなところもあるんじゃないかと思いますが、そういった点で何か懸案になっているところはないんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず、効果でございますけれども、多摩平の地域につきましては、黒川都市下水路が上流まである程度つながったということで、その上流一部分、さらに今年度実施するということで、相当その効果は大きいというふうに考えております。ただ、この黒川都市下水路系統以外の豊田排水系統ですね、この系統が本管が入らない限り、今のところは部分的な手当てをしてもなかなか、ある一定の雨量になりますと、それを防ぐことはできないと、こういうふうに考えております。今後これから計画も検討してみたいというふうに考えております。

それから、旭が丘の地域。この地域につきましては、やはり、今までは本管があふれる以前に上流であふれたと、こういう現象が出ておるわけです。ところが、その一部分を直線に、本管に落とすような、都市下水路に、本管の方へ落とすと、そういう

操作をしたことによりまして、下流の本管が満管になるまでは、うまくはけています。ただし、全体的に本管が満管になりますと、これはもうどうしようもないと。今回の状況は、そういう状況だったというふうに理解をしております。

それから、第八小学校周辺でございますけれども、これも以前から周辺一帯が部分的に浸水するという事で、都道のグレーチングとかそういう問題を一部分、管も延長しましたし、そういう形で処理をさせていただきましたので、以前特に、こう浸水したと、そういう箇所につきましては多少解消していると、こういうふうに考えております。

それから、都市計画道路の第二関戸関係の場所の関係でございますけれども、これは問題ということはございませんけれども、あそこへ東京都が道路をつくります。この道路をつくる前段で、その下に雨水の本管を入れていきたいと。これは京王線の下をくぐり、さらに大栗川に合流する系統でございます。これを今東京都の方と、その道路の築造に時期と合わせまして、どういうタイミングでやるか協議中でございます。これは汚水も同じ、雨水と汚水と両方の系統が絡んでおると、こういうことでございます。

特に、今、御質問の効果と、それから問題点ということでございましたので、以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

前回の板垣議員の質問の中でも明らかになりました、8月22日はとりわけ、大変、今までの記録を塗りかえるような集中豪雨ということで、わずか20分の間で57ミリですか、雨量となったということで、これだけの雨量だと現状の対策では、なかなか手の打ちようがないと、こんなことも伺ったわけでございます。

関係部局の御苦労は、本当に大変だと思いますけれども、私、市民協力という中で、こういった水害を防ぐ対策はないのかと、こういう視点で少しお伺いをしたいというふうに思いますが、市内の主要道路につきましては側溝とか、あるいは雨水の排水口が設けられているわけでございますけれども、中には、その場所に排水口があるということが、全く表からわからないほど土砂がたまっていたり、あるいはごみが詰まっているというのが多く見られるわけでございます。

当然これらにつきましては、道路管理者や、あるいは地域によっては住民の方々の自主的な運動によりまして、しっかりと清掃や管理がされているところもあるわけでございますけれども、私は日常的に、このようなところをしっかりと管理していくことが必要であるというふうに思います。そこで、市として、これらの日常管理について、私

は住民への協力要請というものも積極的にしていくべきではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、お伺いしたいわけでございますけれども、市内には250を超える自治会がありまして、中には公園の清掃なり、そういったことで市の方から清掃用具の支給などを受けているといたしますか、あるいは自治会で一時的に買ったものの費用処理を市の予算の中でしてくれているというふうになるんでしょうか、そこら辺がいま一つ定かではありませんけれども、そういったことによりまして、かなり協力的にやってもらっているところもあるわけでございます。しかし、実際には、そういったことがすべての自治会の方々が、そういったことを知っているのかどうか。あるいは市に話をすれば、何かの援助がしてもらえているというようなことを知らないでいる方も非常に多いのではないかというふうに思うわけなんですけれども、そういった部分について、現在市として、生活課が自治会としての窓口のような役割も果たしているというふうに思いますけれども、どんなような御認識でいるのか。実際に、そういったことで住民の方が市に要請に来て、そういったことで何らかの形で支給しているような事実があれば、そういったことを教えてもらいたいと思いますし、PR等について、むしろ積極的に、そういうことをしていくべきではないかというふうに思いますけれども、そういった点につきましての考え方があれば、1点お伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） ただいまの清掃用具の支給についてでございますけれども、制度としては持っていないというのが実情でありますけれども、地区センター、これにつきましては、今59館ございますけれど、一定の清掃用具というのは用意はしております。これにつきましては、地域の皆様方に地区センターの清掃というものもお願いしているからであります。

また、児童遊園だとか、ああいうような場所につきましては、一定の清掃用具というのが用意されているというふうに聞いてはおります。まさに地域の方々と一緒になって、自治会活動の中で協力関係を持って対応していくことも必要であるというふうには考えております。以上であります。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございました。

今、自治会活動の中で協力を得ていくことも必要ではないか、というような部長の答弁がございました。まさに、私もそういうふうに思うわけなんですよね。とりわけ市

が日常やっておる多くの事業の中で、市民へ協力を要請するということは、大変多いわけでございます。当然行政部門が直接手を出す部分も多いわけでございますけれども、市民の協力を得ながらやらなければ、うまくいかない事業というものも大変あるわけでございますし、現に、この議会等を通じましても、多くの議員さんが指摘したさまざまな問題に対して、市民の協力でとか、あるいは自治会等の御協力をいただきながらという答弁もあちこちで見られるわけでございます。そういうふうなことも含めれば、この問題につきましては、この後の質問で少しやりたいと思いますので、このぐらいいいたしまして、同じような形で市民協力と言えるかと思いますが、現在実施されている雨水対策という意味では、これも先般ございましたけれども、雨水を一時的にグラウンドにプールをし、時間をかけて排水をすることによって地域の水害を防ぐと、こういう方法もとられているわけでございますけれども、私はこれらについても、ぜひさらに拡大させていくことが必要でないかというふうに思うわけでございますけれども、このような形の市民や、あるいは事業者への協力についても積極的に取り組むべきではないかと思いますが、今まで市として、こういった市民協力について、どのような形で市が取り組んできたのか。こういったことで、そういう内容がございましたら、御説明をいただきたいというふうに思います。

また、実際に、このような一時的にプールするという方法について、その効果は明らかになっているとは思いますが、また一面では、問題点というものもあるのではないかというふうに思いますので、そういったことにつきまして、市の方のお考えがあれば、問題点等につきましても、この場でお聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 答弁を願います。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 例えば、ある一定以上の敷地、それから、特に大きな施設、こういうところにつきましては、先般もお話ししましたとおり、これからできるだけ一時プールしていただいて、流量の調整をしながら流していただくようお願いをしまいたいというふうな考え方を持っているわけです。ただ、一般の市民を、ということになりますと、なかなか一般の住宅、そういう地区の中には一時的にためると、プールするといっても、おのずと限度がございますので、今のところ一般の市民に対しての、そういうふうな対応ということは、現実にはやっておりません。企業関係をお願いしているところが何社かあるし、現実にはそういう対応をしていただいております、というふうに思っております。

それから、学校とか公園等も、一時そういう対応をした地域もございます。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） 実際に、今お話聞いてわかりましたけれども、その問題点として、そういう方法が、私はすべてとられれば、理屈の上ではいいかと思いますが、逆にプールをすることによって、その弊害というようなものも出てくるものもあるんじゃないかという想定もするわけですよ。すべての地形の上から考えて、すべて広いところであればいいという問題でもございませんし、一定の土地の水準でいけば、高さがあるところでやらなければ意味がないことでもあるかとは思いますが、そういった意味でその問題点としては、画一的にそういう方法が、事業者とか学校とか、そういったところにできるものなのかどうなのか。余りこういうところにやると、こういう問題が出てくるとか、そういうようなことというのは、現実的にあるのかなのか、そこら辺をちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私から少し、お答えをしておきたいと思います。

先日の質問にもお答えしたわけでありますが、かつては日野市は水田地帯でございましたから、低地はほとんど、集中豪雨の際にも十分遊水池として機能していたと、こういう地形があったわけであります。

それを、今日、宅地化をしましたり、自然の地形をかなり変更させてしまったものですから、一時遊水機能を全く失ったというところもあるわけでありまして、そういう意味で公共用地はもちろんでありますし、また広い地積を持たれる工場用地その他につきましても、これからの対策としては、一時遊水というものをある程度御了解をし、お願いをするということを努めていきたいと、こう考えております。

とりわけ今回の、多摩平の異常な状況といえますのは、雨量のせいもございますし、それから、甲州街道から、まるで一つの水の道となって、多摩平に流入するというのもあります。また、日野自動車の地形が南傾斜になっておりますから、本社の社屋の前には、立派な遊水地がつくっていただいておりますけれど、それ以上のオーバーになると、道路を経て多摩平よりかなり集中すると。これらのことも、これからかなり計画的に、用水機能というものを尊重していく対策は必要だというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

これは市長さんに答えていただく予定じゃなかったんですけれども、市長の方からお

話いただきましたので、それにまさるものはないと思いますが、今までは、そういった面では、ごく一部のところで実施されているということで、企業の協力ももらっているということでございますけれども、やはり、こういったことについては、もうずうっと問題としてあるわけですから、やはり、これからいろいろな建物が多くできたり、いわゆる土地が、泥の部分が減ってくれば、余計雨も一遍に流れるわけでありますから、ぜひ新しい、今までにない場所等においても、いろいろな水害等は予測されるわけでございますから、ぜひ遠慮することなく前向きに、協力要請をするところは、やはり市として進めていかなければいけないんじゃないかと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思っています。

次に、雨水浸透升の普及状況について伺いたいと思います。

雨水浸透升は、涵養地が減少したということによりまして、市内の遊水量の減少と、強い雨が降ったときの一時的な出水を抑制するために、昨年から市の補助金によって、その普及を推進してきましたことは御案内のとおりでございます。

もともと、この雨水浸透升は、日野市が遊水の現況調査を始めてから、東京都環境保全局による、黒川及び豊田遊水群に対する涵養域調査に付随して、都側より浸透升設置事業実施についての意向打診があり、その後、建設部及び都市整備部による検討チームの設置、そして調査研究の後、具体的に昨年からスタートしたと伺っております。

制度発足から間もない時期ではありますが、この制度の利用状況、すなわち普及状況について、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。あわせて、雨水浸透升の設置による、その効果がデータとして把握されておりましたら、お教え願いたいと思います。

それと、予算だけを見ますと、既に昨年の決算等をもらっているわけでございますけれども、それらを見ますと、ある程度数が普及をしたのではないかという推測ができるわけでございますけれども、公共施設等について、抱えている市の公共施設といいますと、小・中学校を初め、いろいろな建物があるわけでございますけれども、これらにつきましても、その雨水浸透という観点からの施設の設置等については、どのようになっているのかと。

さらには雨水利用ということが、最近大変進んでいるわけございまして、東京の区部の方では、かなり先進的にこの雨水を利用する、あるいは一時的な水害を防ぐという意味から、積極的に採用しているところがあると思いますけれども、そういったことにつきましても、市の公共施設について雨水浸透なり、雨水の貯水ということにつきましても、

今までのやってきた実績なり、あるいは今後の考え方につきまして、お伺いをしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 雨水升の普及状況、それから公共施設への設置等についての御質問でございますが、雨水升につきましては、先ほど議員さんの方から経過なり等につきまして、御質問にあったとおりでございます。そして、それに基づいて、一般住宅を対象にいたしまして、雨水流出抑制及び遊水の保全を目的といたしまして、日野市雨水浸透施設設置に関する要綱、これを平成6年度に制定いたしました。これによりまして同年度、平成6年度でございますけれども、取り扱ったことでございます。で、予算の範囲内で一応執行いたしまして、全部で119件、一般住宅については119件設置をいたしました。その升の数ですけれども、515器でございます。それから今年度は、一応600器を予定をしております、今それらの処置をしているところでございます。

2番目の質問の公共施設でございますけれども、これは環境共存型の施設づくりを基本に行っていきたいと、そういうことでやっております。その一つとしては、雨水を地下に浸透させ流出抑制をする方法と、御質問にありましたように、貯留して、資源として活用する方法を考えているわけです。

既に既存の施設につきましては、公共下水に切りかえる際に、雨水浸透施設の設置を行っております。この行った箇所ですけれども、1993年、平成5年度ですが、日野市立第三小学校、それから平山小学校、日野第八小学校、三沢台小学校——三沢台小学校につきましては、雨水の利用でございます。いわゆる浄化槽を利用いたしまして、雨水をためて、そしてトイレの水に使うと、こういうことでございます。それから1994年、平成6年度につきましては、高幡の市営住宅の建てかえにつきましては、流出抑制制度ということで、浸透型のものを設置しております。それから1995年、今年度、これは下田団地市営住宅の建てかえについて、それから潤徳小学校の公共下水の切りかえのときに実施をするということで、現在それを実施しているわけでございます。以上でございます。

それから、さっき効果ということがございましたけれども、この効果の判定につきましては、まだ、こういった装置をやってから時間がたっておりませんので、その効果がどのくらい出たかというような判定は、まだまだ出しておりません。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今、御答弁の中でもありましたように、この事業は、まだ日野市としては、始まったばかりでございますから、データ等の収集についても、まだまだということは理解できます。

今、お聞きしますと、昨年度は515器ということで、119件の方に、個人の家についてということでございますけれども、私は、こういった制度が水害の抜本的なその対策になるとは思いませんけれども、やはり、こういったものを市民に積極的にPRしていくことも非常に重要ではないかというふうに思いますし、とりわけ下水道整備がされている中では、何か別の形でできるものがあれば、こういったものは有効策としてPRしていくことによって、市民の皆さんの関心を高めていくということが行政としても必要ではないかというふうに思いますけれども、ぜひ、いろいろな機会をとらえて、PRをしていただきたいというふうに思うわけでございます。また、その雨水の利用等につきましても、あちこちで行われているわけでありまして、市民の皆さんは、大変関心をお持ちの方が多いのではないかと、こういうふうに推測ができるわけでございますけれども、いざ実際に、個人が具体的に、じゃあ雨水を利用するために、どういった形でやれば、うまく設置ができるのかと、あるいは費用としては、どのくらいかかるのかと、あるいは下水道切りかえによって、今まで使っていた下水処理の処理槽が使うことはできないのかと、いろいろなことで市民の方は疑問に思ったり、聞きたいことがあると思うんですね。そういった情報については、私は、行政の担当の方々は雨水利用等の方法等についても、かなり先進的なところ等の情報を得ながら、その内容は知っていると思うんですね、情報として。ですから、できれば、そういった市の専門家として知り得る情報というものは、できる限りいろいろな機会をとらえて、市民の皆さんに積極的にPRをしていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、こういった点につきまして、何かお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 一応PRにつきましては、広報等を通じまして、既に何回かやっております。さらに市民の皆様方に、こういった制度があることを十分に承知していただくように、これからも広報等を通じましてPRしたいと思います。

それから、お金の、事業費の問題ですけれども、これは個人負担は一応ございません。全部東京都と、それから日野市の費用で設置されますので、できる限り皆さんが

利用していただければと、こう思っております。ただし、予算の範囲内ということが前提ですけれども、そういったことでお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

雨水利用といいますか、雨を雨どいから一時的にプールするとか、そういったようなことについて研究されているようなことというのについては、いかがなものですか。今ちょっと、そこら辺についても、お伺いしたつもりなんですけれども。そういった点については、何か市として、恐らくそういう取り組んでいるほかのところの、実際にやっている内容等については掌握されているんじゃないかというふうに思うんですが、わからなければわからないで結構なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 雨水利用につきましては、公共施設につきまして、先ほど申しましたように、逐次できる限り、先ほど申したような形で、浄化槽の再利用、こういったことで水の資源的な利用をしたいと、こういうことでございます。

また、各家庭につきましては、確かに今、下水が普及してきますと、雨どいから直結で雨水管に流すような構造になっていると思います。それを家庭の中に一たん水をためるような……ためます。そういったものをつけてやればいいと思うんですけれども、その辺はいろいろな条件がございますので、各家庭の条件がございますので、これから少し研究してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

今の御答弁でもいいんですけれども、私は、そういう情報として、恐らく建設部なのか、都市整備部なのかわかりませんが、そのような要するに個人ベースで、そういう制度があればやってみたいとか、あるいはそういう情報があれば、どういう方法でやればいいのかということについては、市の専門的なところは、情報として持っているんじゃないですかと。もし持っていたら、そういう情報も、こういうやり方をすれば雨水の利用ができますよというようなことがあれば、そういうことも含めて、これからPRしていく必要があるんじゃないかと、こういう答えでございますので、ぜひ、答弁いりませんけれども、そういう方向で、これから機会がありましたら、ぜひ、よろしくお伺いしたいと思っております。

いずれにしても、今まで、この問題について何点かお伺いしてきたわけでござい

ますけれども、私は、基本的には、下水道事業というものを一刻も早く推進することでこういったことを解決していくしかないと思います。特に、未整備地区への着工ということも当然のことでございますけれども、既設の下水道管等につきましても、水害の頻発地帯につきましては、下水管の口径を大きいものに取りかえるなど、思い切った対策をしていくことが大切なことは、だれが考えても当然のことでありまして、今までも積極的にやられているというふうに思います。下水道事業が、使う費用が大変大きいことは、私も承知しているところでございますけれども、災害の頻発地帯の住民の皆さんは、いつになったら、このような状況から解放されて、安心して暮らすことができるのか、こういうことが率直な声でございます。

市長さんは、水害の問題につきましては、治水ということについては、大きな解決はなし得たというふうに思っていると。異例、あるいは例外の雨については、もう一度見直した対策が必要だと。この問題は、割合わかりいい課題だというふうに発言もされているわけでございますけれども、私は緊縮財政の折、市の事業を全般的に見直すことが行政がやらなければいけない最大の課題だと認識をしているわけでございますけれども、暮らしの安全そのものが脅かされるような、このような災害を一刻も早くゼロにするために、財政的な措置はもちろんのこと、区画整理事業も含めまして、都市基盤整備を何としても急がなければならないと思います。天野議員も指摘をしまいいりましたけれども、いつになったら下水道が100%完成するのか、そういった見通しにつきまして、市長の御見解を、ここでお聞きしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の都市計画に関しまして、いわゆる流域下水道方式、そして市が担当する公共下水道方式、二つの連携プレーによって、方向はかなり打ち出せたということにはなっております。

国道や都道の築造が前提になる部分もあるものですから、今、特に、浅川左岸につきましては、新しいルートをある部分では一つ具体化しようとか、こういう考えも進めておるということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） 余り、今の内容では不満も多いわけでございますけれども、時間もありませんから、いずれにいたしましても、この問題は大変重要な問題だと思います。特に、森田市長は、既に22年ということで、日野市の市政のかじ取りをしまいいったわけでございますけれども、私は、その功績は大変すばらしいものがありまして、

私も別の立場で仕事をしていたときのある時期は、森田市政の応援団として働いていたこともありましたが、今は残念ながら、ある部分では共感をするものもありますが、全体的には批判勢力として行動せざるを得ません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

一つ一つをこの場で議論をする時間はありませんが、今回の一般質問で取り上げました問題は、与党の議員からも指摘をされているように……いや、与党とか野党というような次元ではなく、日野市に住んでいる、現実被害を受けている市民の切実な願いでございまして。一刻も早い改善を願うものでございまして。

今、ここに私は、雑誌のコピーでございすけれども、「週刊東洋経済」という雑誌の95年6月号の記事のコピーがあります。内容は、全国の664都市を雑誌社が独自の調査方法で、住みよさランキングをつけたものでございまして。採点の指標は、安心度、利便度、快適度、富裕度等、15の項目で評価したものでございまして。その結果を見ますと、日野市は、全国664都市中、何と653番目であります。一つの雑誌社のごく一面からの見方ですから、余り気にする必要はないのかもしれない。（「じゃあ、紹介するんじゃない」と呼ぶ者あり）やたらに順位をつけたり、評価するのは、どうかと思いますけれども、だれだって悪いより、よい評判がほしいと思うんじゃないでしょうか。

とりわけ人生、そして市政のすべてを十二分に知り尽くしておいで森田市長さんですから、ぜひ、広範な意見を聞いていただいて、高い次元での御判断をこれからの市政に取り入れていただきたいと、こういうことを申し上げまして、この質問につきましては終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって22の1、雨水処理と下水道事業計画について問うの質問を終わります。

一般質問22の2、リサイクル事業と市民の協力についての通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

○1番（江口和雄君） それでは、リサイクル事業と市民協力ということについて質問いたします。

谷戸沢のごみ処分場の問題を中心といたしまして、今、地方議会の方は、この問題を棚上げにして、全く前に進めない状況にあるといっても過言ではないと思います。

本定例会におきましても、8名の議員がごみにかかわる問題を取り上げております。既に一般質問も、きょうで六日目を迎えて、最後のごみにかかわる質問だというふうに思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

今、リサイクル事業は、やっとう緒についたところでありますし、行政の担当部門に

課せられた課題は大変大きなものがあり、職員の皆様の真剣な取り組みには、心より敬意を表するものでございます。

まさに、ごみ問題は生活そのものでありますし、市民の全員が共通のテーマとして、一生引きずっていかねばならないものと認識をしています。

日野市のリサイクル事業も、市内全域へのステーション設置が行われ、今後も、その数を2倍にふやしていくことが今議会でも明らかにされてきたところでございます。

リサイクルシステムの市民への定着につきましては、まだまだこれから相当の時間を要すると思いますが、その中で空き瓶の回収について、まず、お聞きしたいと思います。

日野市廃棄物減量等推進審議会の、本年2月27日の答申によりますと、空き瓶の回収率は、まだまだという状況でございます。資源回収ということでは、空き瓶の回収は、ドラム缶回収等によりまして、地域では比較的早く実施され、一部ではありますが、意識の高い市民の皆さんには、かなりの協力が得られてまいりました。

私は、旭が丘に住んでいるわけでございますけれども、そこでも婦人会や子供会、あるいは地域の自治会の皆さんの協力により、空き瓶の回収というものは、かなり定着したというふうに思っております。

しかし、資源回収のシステムが新しくつくられますと、空き瓶回収の方法も新しいシステムとなりまして、ドラム缶方式が姿を消していくことになりました。新しい方式への移行につきましては、市の広報等を通じて市民に知らせているとは思いますが、市民側から見てみますと、その周知については、必ずしも十分ではなかったのではないかという声が多く聞こえてまいります。

新方式が広がりつつある現在、その当時のことを繰り返すつもりはありませんが、このことについて、どのように問題点を把握しているのか、お聞かせ願いたいと思います。あわせて、ドラム缶方式について、新方式と併用することができないのか、あるいはその場合の問題点等がどういうところにあるのか、この点につきまして、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 瓶についてのお話でございまして、日野市のドラム缶によります瓶の回収につきましては、やはりリサイクルになった際の瓶の価格といいましょうか、カレットの価格が暴落いたしておりまして、市場価格が非常に低うございます。そういう中で、いろいろな問題が出てくるわけでございますが、現在で、このドラ

ム缶の回収を始めましたのは、やはり、そのような背景の中で瓶メーカー、これの無報酬によります御協力がいただけましたので、平成2年にスタートいたしました事業でございます。

この事業を実施している中で、まず、瓶のメーカー側といいたいまいしょうか、こちらの方からは、まず設置されましたドラム缶ごとに、満杯になる時期が違う、異なるというようなことから、回収コストが大変かさむというようなことが1点ございました。それから、これらが瓶メーカーにとって、大変経済的な負担になっていると、こういうお話がございました。それから、いま一つは、ドラム缶が常設でございますので、瓶以外の異物が混入していると。それから、色分別が徹底されていない。このようなお話もメーカー側からは出ておりました。

それから、市民側からでございますけれども、市民側からですと、私も、ドラム缶への瓶の収納率をよくするために、職員を巡回させておまして、ドラム缶ごとに破碎をしていたというのがございます。その音がうるさいという、御近所の方の苦情もございましたし、また、ドラム缶の周りに瓶のかけらが散って危険であるというようなお話もございました。一つは、また、風でドラム缶が、ちょっと強風の日だったのでございますが、ドラム缶のふたが飛んで、ちょっと車に傷をつけたというような苦情も寄せられておりました。

そのような背景の中で、問題の解消のために……も含めまして、この平成5年度からクリーンセンターにストックヤードを、大変大きなストックヤードをつくりました。7品目の資源物の回収事業と、これと合わせまして、市が直接設置しておりますものにつきまして、ドラム缶でございますけれども、地域の住民の方と御相談しながら撤去してきたという現実がございます。で、あいたスペースに7品目の資源物のステーションをつくっていくと、こういう方式でございます。現在、市が直接管理しておりますドラム缶は、ちょっと近所にございませんで、1カ所まだ残っていると。今、お話を進めておりますので、近々それも引き上げたいと、こういう方向であります。

しかしながら、ただいま、併用できないかという御質問でございますが、これを別に、ドラム缶を市の直接の設置管理でなくて、自治会等で回収団体の登録をしていただいて、そこで自主的に、自主管理という形になりますけれども、ドラム缶を設置しておる団体が14団体ございます。したがって、地域によりまして、ドラム缶設置ができないかと、したいということになった場合には、その自主的な設置ということも可能でございますので、リサイクル課の方へ御協議をいただきたいと。その場合にも、

私どもの方の資源物回収補助金、あるいは回収団体登録補助金、これらはすべて出ますので、そのような形で、私どもも今後も助成をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1 番（江口和雄君） ありがとうございます。

今、説明がございましたように、大変、今までの方法だとコストの問題やら、あるいは実際に危険が伴ったり、地域住民への迷惑も含めたりということで、大変だなということも理解できるわけでございます。

また、一方では、自主的に自主管理団体としてやっていただければ、併用も可能だということでございますので、その点につきましては、大変ありがたいお答えをいただきまして感謝するわけでございますけれども、いずれにいたしましても、大変、今お聞きしまして、この問題は難しい問題があるという認識を持ちますけれども、いずれにいたしましても、こういった方法をとるにしても、新しい方法をとるにしても、基本的には、私は市民の皆さんの協力がなくして、このごみの問題は解決ができないということは、さらに明確になってきたというふうに思っております。

そこで、私は、市民の協力を得るために、行政のなすべきことについて、幾つか市の考えをお聞きしたいと思います。まずは、リサイクル事業の推進に当たりまして、環境部が中心となって事業を進めてきたと思っておりますけれども、とりわけ自治会活動の窓口部門であります、生活文化部との連携を初めといたしまして、他の部門との事前打ち合わせなどということについては、どのように進められてきたのか。また、日常的に、新しい事業をやったり、仕組みが変わったりするときに、連絡会議や調整機能は、どのようになっているんだろうかと。また、広報など、市民へのPRの方法などについての協議は、どのようになっているのかと、こういったことでお聞きしたいわけでございます。特に、自治会ということが相手となりますと、ごみの問題は環境部から行ったり、あるいは生活文化部から別の者が行ったり、受ける側にしてみれば、市の方から来るということについて、きちんと活動の活発な、あるいは理解がされている自治会にしてみれば、どこの担当部署かというのは、よくわかるわけでございますけれども、そうでないところにしますと、すべて役所がやっている事業というのは、同じようなところでやっているのではないかというようなことを思っている市民の方も多いわけなんですね。そういった点で、特に、地域住民のいろいろな面での協力を得る

ためには、そういったことについて、市民の方に理解ができるようなやり方をしなければいけないと思いますので、今おっしゃる瓶のドラム缶方式の変更について、問題提起いたしましたけれども、どういった形で、このような問題につきまして、今まで横の連携ということについて、市民へのPRの方についてやられてきたのか、あるいは現在やられているのか、その点につきましてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） リサイクルを推進いたしますためには、御意見の中にもございましたように、一人でも多くの市民の御理解の御協力を得るということは、大変大事なこと、必要なことであると思っております。

現在、時期に即した市民生活の課題に直結した事業を実施しているというのが生活課だというふうに思っておりますが、これらとの連携につきましては、やはり私ども環境部といたしましても、ぜひ、力を注がなければならないことだというふうに考えております。したがって、生活課が現在実施をいたしております、ごみ問題をテーマといたしました自治会役員研修会、これらへの講師の派遣、説明員の派遣、これは私どもの方でございますし、また、生活課と共同いたしまして、消費生活展への参加をいたしております。さらに、生活課と連携を取り合いながら、リサイクル活動を行います消費者団体への支援、これも一緒に、合同でいたしております。

また、本年度は、先ほど他の部長との連絡調整とかというお言葉もございましたけれども、本年度は産業経済課の方が担当いたします、産業まつりの方へもリサイクルコーナーとして参加をするべく、今協議をしているところでございます。

また、自治会の方々と、いろいろと御協力を得なければならない場面が多々あるものがございますから、この自治会からの要請、これが生活課へ要請が大体されると思いますが、その場合にも、私どもから積極的に説明員の情報を派遣、あるいは情報の提供、さらには、地域清掃等の事業、これらの御協力、こういうようなことは進めていきますし、さらに、ごみ集積所の諸問題もいろいろ自治会単位で絡んでまいりますし、今後は資源物のステーションの増設等にも、必要に応じて、自治会との協議、あるいは生活課と合同でという形で進めてまいりたいというふうに思っております。

広報、PRの方法ということでございますけれども、これにつきましても、広報誌はもとより、パンフレットあるいはリーフレット、このような作成の際には原稿、あるいはレイアウトの段階から、十分関係各課、協議をしながら作成をいたしております。今後もそのような形で進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

今の部長の答弁で理解をするものであります。

あわせて、生活文化部長の方にお聞きしたいわけでございますけれども、私、3月議会でも、今回自治会の育成に関して、市の考えを聞いたわけでございますけれども、とりわけ主管、先端で、日常の自治会活動についての取りまとめをしている生活文化部として、その自治会活動についての役割について、いろいろなところに気を配りながら、やられていると思いますけれども、どのようなところを重点的にやっているのか、生活文化部長の立場で、生活課の役割ということについて、もしお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 自主的な団体であります自治会。世帯の組織率というのも非常に多く、66%というような状況でございます。

そうした中で、地域の自主的な団体であります自治会の一つの目標というのは、まさに地域住民の親睦、そして地域住民の福祉の向上であろうというふうに思っております。

生活課がその中でどういう役割ということでございますけれど、まず、生活課の役割と申しますのは、自治会活動がしやすいような場をつくるというのが、第1に役割として重要なことだというふうに思っております。それは、言うまでもなく、地域の方々の一つの福祉増進という集まる場所、地区センター、こうしたものも使いやすいような整備を図っていくというのが大きな役目だというふうに思っております。

また、それから、各自治会でも共通の課題というものを持っておると思っております。それは、一つ一つ市の行政の中で担当課というものがございます。そうした関係課との連絡協議というのも大切なことだというふうに思っております。そうした中で、地域の自治会のそれぞれの共通の課題というようなものも、当然生活課で把握して、そして、担当課の方に情報の提供というのも大事な役目であるというふうに考えます。ここでまた、そうした役目につきましても、市長の方からも、広報の方で大きく呼びかけております、地域の共同体的な一つの形成であります。地区、校区の、小学校区でありますけれど、コミュニティー協議会と、こういうようなものも、これから提案をしまして、自治会長さんの方に、これから御通知を申し上げておるような状況でございます。そうした中では、さらに地域のいろいろな課題というようなものが、その場でも協議されまして、一つの地域の共同体をつくると。それで、いろいろな地域の課題というも

のが協議されて、市と一体となって運営がなされていくんではないかというふうに考えております。そうした中で、特に生活課では、そうしたコミュニティーづくりの音頭とりを今始めておるという状況でございます。

そうした中で、自治会を、そうしたことの基礎的な単位ということで、だれしも生活していく上で、一番、住民の方が大事な組織だというふうに認識した中のことであります。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今、まとめの部分で、まさに地域のコミュニティーづくりの音頭とりを生活課としてはやっていくということでございますので、ぜひ、そういった役割につきまして、今後とも、より強化を図っていただきたいというふうに思うわけでございます。

今までのやりとりの中でも、とにかく市民の協力が、大変、市の事業をやる上ではかせないと、今さら言うまでもないわけでございますけれども、そのことが明らかになってまいりました。

私は、そういった中で、生活課が果たしている役割は、相当大きなものがあるというふうに思います。リサイクルはもとより、今後は大変大きな問題となります、地域の自主防災組織の問題などを含めまして、市民の問い合わせや相談事は、そのほとんどが生活課に来るのではないかというふうに思います。できることならば、私は、自治会対策課というような、例えば組織も必要なんではないかというふうに思いますし、そして、現在の市の組織を横断的にして一つの協議を求め、生活課が単に受付的な業務だけで終わるのではなくて、しっかりとした予算をつける中で、住民の要望に的確にこたえていくと。また、自治会活動の活発な地域には、自治会の総会などにも積極的に入り込んでいき、直接市民の声を吸い上げることなどをしていくなども、まさに地域に入り込む生活課としての機能強化も図る時期にきているのではないかというふうに思うわけでございます。

この問題につきましては、組織改正に絡んで、小島議員からも指摘がございましたけれども、そういった現在やっている市の仕事について、新たに組織改正も含めまして、このような問題につきまして柔軟に対応すべきかと思っておりますけれども、市長さんに、こちら辺につきましても考え方を一言お聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日本国憲法に、地方自治という章と条が設けられまして、

いわゆる民主主義の一番もとになる地方自治の場の、将来での発展の保障といいましょうか、そういう位置づけになっておるわけであります。

我々の、いわゆる市町村は、団体自治という言葉でまとめられております。そしてまた、自治会は、いわゆる自治会は住民自治に相当するものであろうと、このように思っております。双方がよく機能し合って、そして、地方自治に対しますいろいろな知恵を出していくという関係だというふうに思っております。

今までの自治会は、どちらかといいますと、地区地区で自然発生的につくられてまいっておりますので、その立場も尊重しなきゃならないというふうにも思います。特に、今回いろいろな経験を経まして、たまたま小学校区という共通のエリアがおのずとできておるものですから、そのエリアの中でコミュニティー意識をひとつみずから育てていただくと、こういうことを現実課題として取り組もうという方向づけであります。

特に、日野市は、御承知のとおり、自治会単一会に対して、会員全世帯を計算の単位とした自治会活動の補助金を出しております。補助金を出すということは、これ本来は、目的が明確であり、円滑または、その成果を報告してもらうなどをしながら、公金の大切な位置づけに考えなきゃなりませんので、そういうことをよく理解をしていただきながら、今まで地域の文化・スポーツと申しましょうか、あるいはレクリエーション、なるべく一つ、1年に1回ぐらいは共同事業として、何か地域のイベント事業、運動会でも結構ですし、何か考えていただきたいと。

それから、今の地域社会に一番お願いをしなきゃならない、リサイクルの課題が特に強調されてまいりました。日野市では、特に、中学校区ということで、例の、青少年健全育成、つまり育成会というものを組織しておりますので、できるだけ地域自治会組織、あるいはコミュニティー組織そのものが、育成会の組織に関与していただく、かかわっていただくということになってほしいという期待があります。

いろいろと課題が伴っておりますので、ひとつ団体自治と、それから住民自治の関係を一番有効に発揮をすると、こういう、ひとつ共同理解を持って、これからの地方自治の活動としての日野市の取り組み、それから住民自治としての自治会の、育成というと語弊がありますから、育っていただくと、こういう関係を協力し合って進めたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

市長さんの、今、お話を聞きまして、まだまだ自治会活動ということにつきまして、

多少市長さんとの間では、若干のずれがあるなというふうに思うわけでございますけれども、市の事業、先ほどから再三言っていますように、市の事業をやるときに、どうしても、二言目に出てくるのは、やっぱり地域住民、あるいは自治会に御協力をというのが、いろいろな事業で、市のやっている事業で多いわけなんです。そういったことからいけば、私は、自治会に対する、市として育成というようなことについては、市長は語弊があるというふうな言い方をされておりますけれども、私はそこら辺について、もう少し、これからの自治会に対する取り組みというものは考え方を一歩進めていただく必要があるんじゃないかと、こんなふうに思うわけなんです。とりわけ、これから本格化しようとしています地域防災等のことも含め、さらに、このリサイクル事業の本当の定着化を考えていくのであるならば、やっぱり自治会ということについて、最大のやっぱり団体であるというふうに思っているわけですね。住民の自主的な組織ではございますけれども、やっぱりそこは市として避けることもできませんし、今も担当部局はそれぞれの立場で一生懸命やってもらっているわけでございますけれども、やっぱりここは行政の責任であるところの、市長さんの考え方を、もう少し住民寄りにしてもらうということが、やっぱり物事を進める上で、非常にいい関係になるんじゃないかと、成功するんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。

今回はリサイクル事業と市民の協力につきまして、とりわけ環境部と生活部を中心として質問させていただきましたけれども、やっぱり市は広報に記載して、そしてパンフレットを配り、あるいは広報課でPRをする中で、ごみ問題等につきまして真正面から向かっているというふうに思っています。繰り返し繰り返しの徹底的なPRをすることがリサイクル事業につきましても、今一番できることの最良の策だというふうにも思います。そして、市民の中に、行政がどんどん入り込んでいくことが、これからは大切なんじゃないかと。そういった中で、本音の話をすることによって、まさに市民の声を市政に生かすと。選挙公約のようなことではございますけれども、ぜひ、関係部門のより一層の御奮闘をお願いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって22の2、リサイクル事業と市民の協力についての質問を終わります。

一般質問23の1、子どもたちの生活・教育環境の抜本的改善をの通告質問者、渡邊馨鴻君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○4番（渡邊馨鴻君） それでは、通告に従いまして、取りを務めさせていただきます

す。

大変皆さんお疲れ——私も含めてでございますが、お疲れでございますので、できるだけ早く、簡潔に済ませたいと思っておりますが、理事者の皆さんの御答弁も、ひとつその辺のところを考えていただいて、簡単に済ませたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1問目は、子どもたちの生活・教育環境の抜本的な改善を、という見出しで質問させていただきます。

言うまでもなく、幼稚園、保育園、そして小中学校に学ぶ者たちにとって、この日野市の次の世代を担う市民を育成するという場には違いないわけであります。何よりも目立たないけれども、大事にしなければならない場ではないかなというふうに、私は私流に、考えているわけであります。

子供たちの集まる場所では、食事もすれば、トイレにも行きます。掃除もすれば、ごみも出します。そして、幼児はお昼寝もします。おねしょもします。そういった児童施設は、子供たちの日常生活そのままではないかというふうに考えるわけですが、その子供たちの環境を、そういった教育施設は、子供たちにとって公的な、初めて出会うフィールドであるわけですが、それにしては、学校、幼稚園、保育園のその現状というのは、ちょっと惨めなものではないかなというふうに、私は思うわけです。

具体的に申し上げますと、私は、まず4 Kという言葉でまとめてみました。

まず、第1のKは、汚いんです。一般家庭では考えられない汚さです。

二つ目、臭いんです。トイレにおいては、駅の公衆便所より、まだ臭い。先ほど、どなたか駅の話がありましたけれども、駅の公衆便所で、まず臭いということがないんですね。消毒のにおいがします。ところが、学校の便所は、そうではない。汚物そのもののにおいで充満するわけです。まあ、皆さん、一度児童用のトイレに入ってみてください。子供用のトイレです。大人用トイレではありません。児童用のトイレです。それが第2のKです。

第3番目、暗いんです。児童の視力が年々低下しているということは、文部省の統計でも発表されております。これは何も学校の暗さだけではないだろうと思います。最近の子供の日常生活の中で、テレビを余り見過ぎる、テレビゲームを近寄ってやる、そういうようなことも大きく影響しているだろうと思います。あるいは栄養の偏りというようなこともあるのではないかと思います。そういうようなこともあります、ともかく学校は非常に暗い。もちろん学校薬剤師という専門の方がいらっしゃる、

その方が、毎年ですか、照度検査に参ります。暗い雨の日とか、晴れの日とか、いろいろありますけれども、その都度ぎりぎりいっぱいの線でいくわけですね。ぎりぎりです。どうにか基準はクリアしているんです。

ところが、実際には暗くて、例えば廊下の掲示物なんかは見えない。そのために、それぞれの学校では、用務員さんの協力を得て、特別照明装置をつけちゃっている学校があります。あれは多分違反だろうと思いますよ。勝手に素人が工事するんですから、違反じゃないかなと思いますが、コードでコンセントを引っ張るんだから、いいのかなと思ったりもしますが、そういうような工夫をしている学校がありますけれども、一般的には、とにかくにも暗い。私は、まず、その4Kの問題について、教育委員会の、十分承知していると思いますが、「一つ足りない」と呼ぶ者あり）三つしか言わなかったですか、ごめんなさい。

四つ目。四つ目は、これはあんまり大きな声でいいたくないんですが、危険なんです。これはもう専門家、それぞれいらっしゃいますので、もう危険であるということは、この前も申し上げましたけれども、余り大きな声で言いたくはない。これ、今、危険だからといって、すぐに、どうにもならないことがあるんで、危険だということを十分承知していただいて、応急の対応をしていただいていると思いますが、この危険であるということは、まず認識していただきたい。

この前にも申し上げましたけれども、もう一遍繰り返しておきます。校庭の張り出しのコンクリートの、こんな大きなブロックが、ある日あるとき、突然体育倉庫の屋根にどーんと落ちて、こんな大穴があくと。そういうような事故が2校、3校あります。幸い人身事故は起きませんでした。だから、まあまあまああでもって済ませたわけですが、教育委員会は御存じなはず。そういうような危険な状態にある、あるいは2階の、3階の窓が外れて落下してしまう。そういうのが現実なんです。だから、それは四つ目のKなんです。まず第1点目、その辺のことの認識、当然していらっしゃると思うんですが、その辺の対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） ただいま御指摘がありました件でございますが、子供の安全ということで、危険があるような施設や何かあれば、教育委員会の方といたしましても、緊急に、どんなことがあっても、修理をしなきゃいけないというふうを考えて、今までもそのような形で対応をしてきております。

しかしながら、目に見えないものとか、チェックができないものもございます。先ほど申された四つの問題点についてお話し申し上げますと、四つの問題点と雨漏りにつきましては、各学校の日常の管理の中で、その対応に努力をしております。校長先生を初めとする管理の中で、危険があれば、直ちに教育委員会の方に申し出がありますし、庶務課の方としても、それに対応するように、すぐ現場に飛んで行くという体制であります。抜本的な対応と当面応急的対応を並行してやっております。施設の保全を図りながら、維持管理を実施していきたいと考えております。

抜本的な対応といたしましては、20年経過した施設を、まず、それから優先的にそれを実施すると。補助等の制約を受けていない施設を年次計画に基づいて、校舎の大規模改造を今行っておりますが、それに伴って、施設全体を見て、整備を図っております。

したがって、今回の御指摘の四つの問題と雨漏りにつきましては、この中で問題解決を図っていききたいと考えております。また、当面処理できる問題として、雨漏り危険箇所の対応。これは年度に応じて、今実施しているところであります。その対応でございますが、各学校——小学校、中学校それぞれ実施しております。そういうことで、幼稚園についてもやっておりますけれども、いずれにしても、ぐあいが悪いところは直ちにやりたいところですが、限られた予算の中で、知恵を絞って、どうしても子供に危険がないような形で修理をやっているというところがございますので、多少、御指摘の問題については、あるかもしれませんが、子供に危険がないように努力をしているところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 雨漏りのことまで触れていただきまして、ありがとうございました。

そのことも次に申し上げたいと思ったんですが、それでは、その4Kの問題と雨漏りについて、保育園の方はいかがなものでしょうか。お尋ねします。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 保育園関係につきましてでございますが、快適な環境の

中で、子供たちが保育を受けられますように、各保育園の日常の管理につきましては、職員が一体となって、その対応に努力しているところでございます。

この4 Kについては、一部古いところで多少の問題があるかと思いますが、今現在では、ほぼ大丈夫だというふうに思っております。

それから、雨漏りににつきましては、屋上防水やテラスの屋根の張りかえ等を実施いたしましたので、現在のところ、雨漏りする園はありませんと、きょうはお答えする予定でございましたが、実は8月の大雨でも雨漏りはありませんでしたが、昨日の台風で1園だけ雨漏りがございました。これは鉄筋コンクリートづくりの園なんですけれども、早速きょう調査に行き、専門家にも見てもらいましたが、まだ原因がわからないんですが、これにつきましても最善の努力をして、修繕等で対応をしていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 素早い対応で、そのことを申し上げようと思っていたら、先手を打たれまして、素早い対応でびっくりしました。

申し上げたいんですが、また、後ほどまとめて申し上げることにしまして、もう一つの次の点に移りたいと思います。

日野市は、市長かねがね言われているとおり、緑と清流、教育と文化の都市、ということを標榜されていらっしゃる。また、事実、「水の郷」として、全国三十何カ所の中で表彰を受けたというようなこともあって、次の項でまた、そのことについては触れたいと思ったんですが、それにしては、子供たちの初めて出会う公的な生活環境、教育環境の場の中が、その全部が全部とは申し上げないですけども、何十年たっても砂漠同様、木陰一つないというような学校がまだまだあるわけです。これは一体どういうことなんだろう、もう少し木が植えられないものだろうか、花が植えられないものだろうかというようなところが随所にあるわけです。

ある学校なんかでは、校舎の改築記念に、これは市が植えたんじゃないくて、PTAや地元の人たちが、その土地に合った木は一体何だろうと、研究して、林を形成しているというような地域が、ありがたいことに市民のおかげで、そういった緑が保っているというような学校も幾つかあるわけですけども、そういうような緑と何とかのまちというからには、そういった緑をふやして、子供たちの木陰をつくって上げるというようなことを積極的に進める必要もあるんじゃないかと、そんなことを思うわけですが、そのことについて、次に、お尋ねしたいと思います。

まず、教育委員会、そして保育園の福祉課の部長さんの方から、それぞれお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） ただいまの御質問ですが、子どもたちの生活、教育環境の抜本的な改善を、ということで、緑と清流が子供たちの生活の中に積極的にということですが、先ほど教室の問題が出ましたけれども、教室もきれいで、そして樹木がきれいに植わるということが理想であります。そういうことで、28校あるんですが、その中で木が少ないところと、木が多過ぎて困るところと、ちょうどいいところと、いろいろあるんですが、なかなかこれを足並みをそろえるというのが、我々も努力をしております。木がたくさんあれば、やはり害虫の駆除の問題もありますし、用務員さんに登って切ってもらうとか、少なければ植えていただくということもやっております。ですから、バランスがとれた、うまい樹木を育てて、子供たちがやはり快適よく過ごせるようにしたいというふうには思っております。

学校施設内の緑と清流については、わき水や井戸水を利用して、自然学園の場として水田や池などに活用しておりますけれども、全部あるというわけではございませんが、生活科というのができまして、自然環境の観察場として、校内に樹木等、植樹を行って、環境をこれから整えて、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 保育園関係の緑に関係してでございますが、各園とも開設して相当の年数がたってきておりまして、各園とも、比較的緑豊かな環境に恵まれております。

その維持・管理に努めていますが、むしろ刈り込みとか、枝落とし等の方に比較的、維持・管理にかかっているというような状況のほど、緑には恵まれていると、こういうふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 細かなことをいろいろ伺いたいんですが、できるだけはしょって、要点だけ再質問させていただきたいと思いますが、先ほど、学校教育部長、大規模改修ということを年次計画で行っていくと。その中で、順次4Kの課題に対応していきたいというようなお話がございました。

保育園の方も多分そういう計画で、順次建てかえ計画をしていらっしゃると思うので

すが、その大規模改修の規模、そして、めど、サイクルですね、どんなあれでもってやっていこうとしているのか、何年に1校——5年に1校とか10年に1園とか、どんなサイクルでやるのか、その辺のところをちょっと聞かせていただきたい。

○議長（福島盛之助君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 大規模改修ですが、今までの計画でいきますと、年に3校ぐらいうっていくという計画で進めておりましたが、このところちょっと、景気の不安定もありまして、3年に1校ぐらゐの状況ですので、また正常に戻れば1年に3校ずつぐらゐをやって、できるだけ室内をきれいにしたり、外壁を塗りかえたりすることをやってまいりたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君） 福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君） 保育園関係の、大規模ということではなく、建てかえということだと思いますが、今現在、古い園といたしましては、多摩平、豊田等がございます。多摩平につきましては、病院の建てかえ等のときに、これは合わせて行わせていただきたいと。豊田の方につきましては、また区画整理の進行状態に合わせて、こういうような考え方を持っております。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございました。

それでは、学校教育部長に、もう一度お尋ねしますが、そうすると3年に1校というようなことだと、全部で28校ありますという、30年たちますと、もう、またやらなきゃいけませんですね。とてもとても、今申し上げた4Kの状態は、30年続くというような学校になっちゃうようなことになってますが、そうすると我々の世代では、とてもとてもきれいな学校なんていうのは望めないというようなことになってますが、そういうようなことだということ、どうしようもない。今のお話で、今の世代で、時代でどうしようもないということですけども、ちょっと財政部長、お尋ねしたいんですけども、そんなあंबいで、こう予算書を見てみますと、確かに南多摩5市学校教育費の比較表というのをいただいたんですが、これ最低なんですよ。これ一体、どんな考えでいらっしゃるんですか。その辺を聞かせていただきたい。14.7%。市平均で16.7%、実に2%も低い。しかも、日野の場合は幼稚園を7園抱えている。それで、そのほかに学校給食が単独校である。そのことを差引きますと、最低の上にまた最低になる。

類似団体7市の学校教育費の比較表。この中でも、類似団体の中で、日野市は14.7%。平均で15.8%。条件としては同じです。給食は単独校です。教育費の中に、幼稚園費は

当然入ります。そうすると、さらに、14.7%どころか、13%台、もっとになるかもしれません。12%台になっちゃうんじゃないですか。

どのような観点で予算を組んでいらっしゃるか、その辺のところをちょっと伺いたいです。予算の組み方、教育費に対する考え方を伺いたい。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 予算全体に占めます、それぞれ目的別の比率といたしますか、その中で教育費についてということなんでございますが、私ども、予算編成に当たりましては、それぞれの費目について、教育費については少なくとも多くとかと、そういうことではなく、全体のそれぞれの目的に沿った事業の予算要求を受けまして、予算方針によって、それぞれの事業の毎年度の緊急性、優先度、そうしたものを踏まえまして、予算編成をさせていただいているところでございます。

そういうことで、他都市との比較で、多い少ないということはあるかもしれませんが、私どものそれぞれの年度におきましては、それぞれ事業に応じて、経費を目的別に査定をしてつけておりますので、教育費も過去何年か、過去の何年かの前、例えばそれぞれの施設を整備をする際には、その年は他都市に比べて率が高くなるとか、そういうこともあるわけでして、全体の比率の中での、どの程度占めるかというのは、重要な指標ではございますけれども、それだけで判断をするというわけには、なかなかまいらないというふうに思っておりますので、それぞれの目的に沿った内容で優先度をつけて、その年その年の予算編成をさせていただいていると、そういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 優先度ということはわかりますけれども、危険度という点ではどうですか。はりにひびが入り、柱にひびが入り、床がひび割れているというような状態でも、これは危険ではないとお考えですか。

○議長（福島盛之助君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 別に、私ども予算編成する際に、危険なものについて危険でないというふうな判断をして進めているつもりはございませんので、それぞれの主管課から、それぞれ施設についての状況、予算要求のあったものについては、ヒヤリング等をさせていただいて御判断をさせていただいているということで、そういう状態が危険ではないとか、そういう判断をしているつもりはございません。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） わかりました。それは主観の相違で、いろいろな考え方があるでしょうから、またその時期に、またやりとりしても結構ですが、今、一つだけ部長に言い直していただかなくちゃいけない。必要なときには、必要な予算を出しているとおっしゃいましたけれども、私もその平均額だけを申し上げたわけじゃなくて、平成元年度からの資料を持っているわけですよ。それで申し上げているんですよ。平成元年度から平均よりも多かったのは、平成2年度。平成2年度に17.3%。27市平均が17.2%。0.1%多かっただけですよ。あと全部平均値より下がっているんですよ。そういういいかげんな言い逃れは、してもらいたくない。出したくなかったら出さないで結構です。また、やりとりしましょう。それは、あんまり教育軽視も甚だしいですよ。少しその辺のところを考えて、十分考えて、予算を編成していただきたい。それから、その場限りの言い方はやめてください。やっぱり、ないことはない、何はこうだというような基本方針がしっかりしないと、話にならんということです。そのことは、もういいかげんにします。このことは、これで終わりにしますが、そこまでのやりとり、市長、お尋ねします。感想をどうぞ。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 学校勤務の経験の長いお立場でいらっしゃいますので、今の発言をお伺いしますと、かなり厳しい御指摘だなというふうには思っておりますけれども、何かこう4Kという形で、私は、教育委員会当局は、そういう状況は一般的な見方ではないかもしれないというふうに答えるべきではないかと、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 一般的ではないという言葉ですが、それでは何らかの形で、事実をお見せするというような形で、市長にまた御披露申し上げたいと。ただ、言い方はちょっと悪いというのはわかりました。すいませんでした。どうも、言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、この問題わかりました。このことについては、これで終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） これをもって23の1、子どもたちの生活・教育環境の抜本的改善をの質問をおわります。

一般質問23の2、おとしよりや障害者にやさしい街路をの通告質問者、渡邊馨鴻君の質問を許します。

○4番（渡邊馨鴻君） それでは、おとしよりや障害者にやさしい街路をとということ

で、前回ですか、前々回ですか、どなたか質問していただいた気がしますけれども、さらにもう少し詳しくお尋ねしたいと思って質問させていただきます。

まず、きのう、おとといの対応について、先ほど江口議員の方から、土木・建設関係、整備関係のお話がありましたけれども、福祉関係で何か対応をなさいましたでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） きんのう、おとといということですと、台風12号の件かと思いますが、先ほど江口議員さんの質問の中で、市の対応についてはお答えしたわけですが、それは災害対策本部をつくる前の、それぞれの前提での警戒配備体制で行いました。

しかし、台風に限らず集中豪雨、いろいろな災害等が予期されますときには、それぞれの管理しております担当で心配をいたしまして、それに当たるというようなことが一般的でございます。したがって、きのう、おとといの中では、水道部においても自主的に出てございます。これは災害対策本部体制ではございませんが、水道部でも自主的に出ておるということは聞いておりますが、それぞれの施設等を管理する職場におきましては、この庁舎もそうでございますけれども、庶務課等についても、きのうに限らず、そういうような大雨のとき、あるいは何か催しがあるようなときも、管理の責任として出ておるということが見受けられますが、現在、私どもの方では、きのう、おとといのことで、全体の施設の管理について動いたかということは掌握しておりません。

よろしくをお願いします。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 私が申し上げたかったのは、おとといの夜ですね、ひとり住まいのお年寄りが、本当に心細く、震えて縮こまっていた方が大勢いらっしゃいまして、どうしたものかというような連絡が何人も入ったものですから、福祉部の方では、どう対応してくださったのかなということで、市内にたくさんいらっしゃるであろうお年寄りのことを考えて、あえて申し上げたわけですが、今後、まだまだ、そういうことも続くかと思いますが、ひとり住まいの方については、ちょっとした心配りをしていただいだけでも、随分違うんじゃないかなというふうに考えるわけですが、そのことはそれとしまして、先ほどいろいろ、今年度の災害の状況についてのお話があったけれども、本市は、水の郷、清流のまち、として、全国わずか34の地域の一つに認

定されたことは、本当に担当者の皆さんが長年にわたって御協力、御苦勞されたこととして感謝申し上げる次第であります、私ども市民としても、本当によかったなという思いでいっぱいです。

しかし、一般市民から見たときに、果してそれが実感できるだろうか。日野市の広報に、そのことが出たときに、ある年寄りが言いました。おれたち、雨が降ったら、外にでらんねえ、と言うんですよね。遠出はできないというんです。道がでこぼこしていて突っかかっちゃうと。どれくらいだと突っかかるんだと言ったら、2 cmで突っかかっちゃうと言うんですね。1 cmぐらいは何とかなると言うんです。1 寸は、もうとてもだめだと。6 分もあったら突っかかって歩けねえ、と言っていました。で、それを聞いて僕はびっくりしまして、幾年寄りでも、まあ1 寸ぐらいは何とかなだろうと——1 寸は、念のため3.3 cmですけれども、それでびっくりしまして、どれくらいなら大丈夫かと言ったら、まあ、2 cmだな、と言うんです。そうすると、その観点で道を歩いてみますと、2 cmということ言われちゃうと、本当にあっちもこっちもひびだらけ、雨水だらけといいましょうか、水たまりだらけといいましょうか、とてもとてもだめなわけで、念のため、東京都の段差の、歩道から車道への段差はどれくらいかということをあれしてみたら、あれは2 cmだそうですね。あれ、よくまあ計算したものだと、年寄りの言っているのは当たっているわいと思ったんですが、あれは2 cmだそうですよ。

そういうようなことなんで、あちらこちら見てみますと、年寄りには極めて親切なまちなんだなということは、非常によくわかりました。で、バス停なんかも眺めてみしたら、バス停に非常に不規則ないすが並べてあるんですよ。ちょっと気がついたら見てみてください。四角いいすがあったり、背もたれのいいすがあったり、何か汚い、どこかごみ捨て場から持ってきたようないいすが、こう並んでいるんですね。あちこちにあるんです。大変、でもそれが便利にされていまして、そこに座っていらっしゃる方がいらっしゃるんで、ああ、これはなかなか便利だなというようなことを思ったんですけれども、ぜひ、そういうような、年寄りにもう少しく優しいといいますか、これで自転車条例ができて、自転車がなくなって、あそこにかわりにベンチでも置いてくれたら、本当に年寄りが喜んで出歩くんじゃないかと思いますけれども、先ほど都市整備部長さんの方で、何か所か市内の危険箇所といいましょうか、あった中で僕は、ああ、これじゃだめだと思って、後で整備部長さんのところへお願いに行きますので、もっともっとあちこちが大変な騒ぎになっていますので、もっと持って行きますので、写真撮っ

てありますから、どなたかの真似をしまして、写真撮ってありますので、ぜひ、見てやってください。

年寄り、雨が降ると出られないと言うんですよ。水がたまって歩けない。だから雨が降ったら出ない。長距離は出ない。なぜかという、くたびれても座るところがないというような状況の中で、ましてや雨が降ったら、うちの中ですくんでいるだけというような日野市の中で、僕は本当にかわいそうだと思います。少々雨が降っても、傘さして、とぼとぼ出かけていけばいいようなまちだといいなと。これ、比べてみましたら、いわゆる都道とかというところは、非常にきれいです。非常に整備されています。ところが市道になると、必ず線が入っている、切れ目が入っているといって、あれ何とかなんないものかなと思うんですけれども、その辺のところは、どこの担当になるんですか、建設部の担当になるんでしょうか、どうにかならないものか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 道路の状況についての御質問ですけれども、確かに道路管理者といたしましては、道路というのは常に良好な状態に置いておくと、これが道路法に書いてある一つの精神でございます。

そういう中で、日々道路の維持・管理を進めているわけでございますが、今御指摘のように、確かに広く見てみますと、2 cmあるいは3 cm、そういったでこぼこは見受けられます。

道路の一番市民要望が多いのは、舗装関係の問題なんですね。それから、次に側溝、それから、その他と、こういうぐあいになっておりまして、事務報告書なんかを見えますと、市民要望のうちの約44%が道路の舗装と、それから側溝の問題になっているわけです。そういったことをきちんと、何とか市民の皆様が、特にお年寄りが安心して歩けるように努力しているわけですが、なかなかいろいろな面で十分な成果が上がっておりません。ひとつ今後とも努力していきますので、その辺をひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 認識していらっしゃるの、今わかりましたけれども、いろいろな面でというのは、どういう面ですか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） いろいろな面、結局道路の良好な路面状態、あるいは歩

道の状態を保つための修繕とか、そういうふうなことでございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 確におっしゃる意味は、ある程度はわかるんですよ。昔は、よく町会で、先ほど江口議員もあったように、町会でどぶさらいをやりますとか、自分のうちの周りは、自分たちで掃除するというようなことをよくやったんですけども、最近そういうことは、みんな市におんぶにだっこというような面が多分にあることはあるでわかっているんですけども、いろいろな面で、どうも修繕ができないというのは、僕は市民の側として、こういうことを市民にやってもらったら助かるんだとか、ということがあったらおっしゃっていただけるとわかりやすいんですけども、いろいろな面でと言われても、ちょっとわからないんですが、要するに、これはお金がないということですか。予算がないということですか、簡単に言うと。これもお金なんですか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 修繕の方法は、直営——市の職員がじかに修繕をしている方法と、それから工事請負——道路は土建会社に発注する方法があるわけですけども、できる限り細かい問題は、市が直営でやっております。それから、そのほか大きな修繕につきましては業者発注と、こういうことでやっておるわけです。

予算の問題云々ということでございますけれども、予算の面も確かにあります。これは、例えば今年度の歳出予算ですけども、土木費が全体の約19%弱、こういうふうな数字が実態でございます。そのうち建設部が使える予算、その中でも道路橋梁にかかわる予算というのは、約2.3%。これは一般の443億に対しての2.3%でございます。したがって、その範囲内で道路の補修なり、あるいは新設なりをやっていると、こういうことが実態でございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 僕は、数字が弱くていけないんですが、2.3%というと、具体的にどのくらいの額になるんでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 2.3%といいますと、約10億でございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） そうすると、その10億で日野じゅうの道路を補修することになるわけですね、側溝から何から。その補修費を10億と考えていいんですか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 10億というのは、補修費のみではなくて、人件費、それから道路の新設改良費——道路を新しくつくる予算、それから用地買収費、そういったものを含めてでございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） じゃあ、補修費に関しては、どれくらいとれるんですか。それは融通がつくでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） ちょっと今、細かいその資料がございませんので、補修費そのものが幾らかというのは、ちょっと今、この場ではお答えできない状態です。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございます。細かいことですいませんでした。

それでは、ちょっと角度を変えまして、別な視点から街路について考えてみたいと思うんですが、緑化協会なんかのおかげで、フラワーポットなんかを置かれたりして、大分こうきれいになってきているんですけども、気になるのは街路樹なんですね。日野市内の街路樹であちこちに、細かな虫や害虫がたかっている分には注意しないとわからないんですけども、一番困るのは、気持ち悪いのは、べと病なんですね。べと病が真っ白になって——うどん粉病というんでしょうか、あれが一面ずらーっとこうなって、どうにもならない。で、いろいろ調べてみましたら、あのべと病というのは、発生してからでは、どうにもならないんだそうなんですね。あれは1月とか2月に消毒しなきゃいけないもので、その消毒をしたとしても、果して効果があるかどうかは、その時期になってみなくちゃわからないということと、それから、べと病の発生する樹木というのは種類が限られているんだというようなお話も聞いたり、調べたりしてわかったんですけども、ああいうような病害虫が発生するような樹木をなぜ植えるのかなと、専門家がきっと植えているんだろうと思うんですが、そういうこととか、その病害虫が発生する予防措置が、1月、2月の時期にやらなくちゃいけないというのに、毎年毎年べと病が出ているにもかかわらず、何ら手も打たれないというようなことが長年続いているというようなお話も聞いたりして、非常にこう、先ほどの緑と清流じゃないですが、日野市にはそぐわないものだと思うわけですが、何とかその辺の対策というのがとれないものかというふうに考えるんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 建設部長。

○建設部長（桧山 茂君） 個々の、その病気についての問題は、ちょっと私もはっ

きりわかりませんけれども、いずれにいたしましても、現在街路樹の本数は、総本数約2,390本でございます。その病虫害の防除については、一応その周辺住宅地の影響等を考慮しながら、市民からの要望とかパトロール、こういうものに基づいて、優先して薬剤の散布をやっていると、こういうことが実態でございます。

それで、その消毒の時期なんですけれども、柳とか桜類、こういった伸びの早い樹種については、夏場に枝切りを行うとか、そうでないもの、これについては、冬季にやっていると。そういうことで病虫害を含めて街路樹の管理をしていると、こういうことが実態でございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 何回も申し上げますが、緑、緑ということで、非常にこう期待して見る外来の方も、日野市の緑は、ということで期待して、ごらんになる。あるいは市民もまた、緑の日野市ということで期待している中で、そういった苦情が出るということは、本当に悲しいことですし、何とか改善を求めたいわけですので、もし、どうしても大変な手間がかかるんだということになったら、木をいっそのこと全部、そういった害のない木に植えかえてしまうというようなことも、あわせてひとつ考えていただいて、緑のまちを守っていただきたいものだと思いますけれども、考えてみましても、これもやっぱりお金のかかることで、相当の費用がかかるんじゃないか、1本植えかえるにしても、相当かかるんじゃないかというふうに考えますし、かといって、そのまま放っておくわけにもいかないだろうと思いますし、抜本的な、計画的な対応策というのは必要になってくるんじゃないかと思います。

先ほどの道路のことではないですけれども、いずれにせよ、莫大なお金もかかってくることではありますけれども、市の象徴とも言うべき街路、街路樹、そして、年寄りがたくさん、年々、増加していくというようなまちの中で、年寄りが、2cmが狂ったら、おれは歩けるよと、すっころんじゃうよというような形の中で、先ほどお話がありました、管理者としての責任を問われるというようなことが、まかり間違ってもないようなことだけは、ぜひ、考えていただきたいと思います。

いつでしたか、何カ月か前でした。6月ごろでしたか、こんなことがありました。自転車に乗ったおばさんが、道のくぼみに突っ込んだんですね。きっとお話聞いていると思いますけれども、そうしたら、そのおばさんがひっくり返っちゃって、ずぶぬれになっちゃった、どぶの中へずるずるになっちゃったと。それで、そばにいた役所の職員の方に、弁償しろ、と言って、クリーニング代を要求したんだというよう

な話があって、そうしたら職員が、申しわけなかったと、今、大至急、修理するからというようなことで、クリーニング代をぜひ請求してくださいというような話があったとか、なかったとかというようなことがあったぐらいなんですけれども、「(「どっちなんだ」と呼ぶ者あり) いや、あったわけですよ。あんまりきつく言うなと申し上げるんで、静かに申し上げているんですけれども、そんなわけで、そういう場合にもやっぱり、いざとなるとクリーニング代だの、けが治療代だのといって、請求されてもやむを得ないんじゃないかというような気がするんですが、そんな事態にならないように、多分べと病なんていうのは、人体に被害はないんだろーと思いますけれども、そういったような事態にならないよううちに樹木をかえるとか、剪定作業を急ぐとか、消毒になると、また住民の方が何とおっしゃるか、また難しい問題も起きるかと思いますが、あらかじめ対応をぜひ考えていただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長(福島盛之助君) これをもって23の2、おとしよりや障害者にやさしい街路をの質問を終わります。

一般質問23の3、防災体制を根本的に見直し、具体的な改善計画をの通告質問者、渡邊馨鴻君の質問を許します。

○4番(渡邊馨鴻君) では、続けさせていただきます。

過日、消防団詰所の新設・設置について、請願が出されたことは、まだまだ記憶に新しいところでありますけれども、その提出者は、日野市消防団の一責任者の方でありました。で、よく考えて、僕もそのときはうっかりしておったんですけれども、後で考えてみましたら、日野市の消防団の総責任者は、たしか市長さんだったろうと思うんですけれども、僕の勘違いだったら後で御指摘ください。で、その市長の傘下にあるところの消防団の詰所が、移転についてどうこうとかということで、請願を出さないと詰所ができないとか、それから消防自動車を新しく今度買ったわけですが、果たして新しく買う消防車……いや、買う予定になっているわけですが、その新しく買う消防車が、果たしてその消防車庫、いわゆる詰所というんでしょうか、そこに入るんだろーかどうだろーかという心配があります。

最近の消防自動車は、大変馬力も強くなって、大型になってきている。今までの消防詰所というのは、重量ブロックで何となく積み上げてあるだけで、災害が来たらどうなっちゃうんだろー、真っ先に崩れちゃうんじゃないかというような心配もあるんですけれども、そんなような小屋の中に、あの大型の消防自動車が入るかどうか、あるいは入ったとしても、果たして機能するんだろーかどうだろーかというような心配も

あるわけですが、その辺のところは、どうなのでしょう。

本来、そういった消防団の詰所というのは、請願が上がったとかないとかじゃなくて、市全体として広域的にやはり考えて、計画的にやっていくべきじゃないかというふうに思うんです。

それから、そこに当然消防団の職員が集まりますから、そこに防災拠点として、何か無線装置があるらしいですけれども、そこへ行けば、ある程度の応急体制がとれるというような拠点の一つになる必要があるんじゃないか、ということは、ひとつ場所の才覚検討と、それから小屋の再構築といいましょうか、建て直しといいましょうか、場所によっては、非常に入り組んだ奥の方にあるんですよ。昔は、あれで周りにうちはなかったんだから、あれでよかったんだろと思うんですけれども、そのこともありますし、うちの方の豊田なんかの場合を見てみますと、えらく入り組んだ奥の方にちょこちょこあるんで、一体どうやったら出ていくんだろというような場所に指定されているというようなこともあって、一体日野市の消防団は、一体何考えているんだろと、団長さんの御意見も——団長さんといいいましょうか、総指揮官の御意見も伺いたいところなんですけれども、そのことが一つ。

それから、地域消防団の装備なんかを見てみますというと、非常に貧弱なんですよね。他の地域の方が集まったときに比べてみると、初めてわかる。地域の人たちだけが集まったときだと、ほとんどわからないんですが、他の地域の方が集まってみると、一目で、あれは日野市の人だ、というのがわかるぐらい貧弱な装備をしているんですよ。あれは一体どういうことなんだろうということで、聞いてみましたら、日野市は金がないからだめなんだよ、と言うんですけれども、お金の話は、これはどこの地域だって同じことで、27市、いや全国的に、国全体も赤字で大騒ぎしているわけで、お金のないのは、何も日野市に限ったことではない。そこを何とかかんとかやりくりして、当面の対応策を考えているんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところをもう一つお聞かせ願いたいなと思うんですが。

もう一つは、やはり、その機器が、もう少し近代化する必要があるんじゃないかというようなこと。何か昔ながらのポンプ車と、昔ながらのことだけで、それでいいのかなと。発電機なんか、あるいは投光器なんかの装備も必要になるんじゃないかなと。思ったりもするわけですが、その辺のところもひとつ、装備の近代化という点で、お話しただけたらありがたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 災害に対する消防関係の御質問でございます。

消防団の責任といいますか……についての御質問があったわけでございますが、消防団に関する決めといいますか、決まりの中で、国の法律で消防組織法というのがございます。この消防組織法によりまして、「市町村長は、消防団を組織する」というような項目がございます。そして、任命もいたすわけでございます。したがって、実地的な統括は消防団長が行いますけれども、形式といいますか、いろいろな費用の面、任命行為等につきましては、市長がこれを行うということでございます。

それと、2点目にございました、ポンプ車が消防団の詰所小屋に入らないような状態になってきているんじゃないかというようなことでございます。

消防の詰所につきましては、歴史的な経過がございまして、自主防災ということで、地域の方々がその土地を提供し、また、小屋まで建てて、それで消防器具を買ったりして、自主防災に努めてきた昔からの経過があるわけでございますが、これを、ただいま申し上げましたように、消防組織法、あるいは自治体の一つの責務ということで、市町村で、この手当てをするようになってきたわけでございます。

そんな中で、旧来の消防詰所が小さいということがございますので、そういうようなものも今後整備をしていきたいということで、担当の方では一つの整備計画を持っておるところでございます。

今回、消防ポンプ車を購入する予定でございますけれども、それについても耐用年数のきているものから買いかえていく順番でございますが、中には、消防ポンプ車が耐用年数にきておっても、新しいポンプ車では小屋に入らないと、消防小屋に入らないというようなことも現実に出てきておりますので、これらも改善していきたいというふうに思っております。

それから、場所につきましても、先ほど言いましたような、歴史的な経過から、民地あるいは借地、民地を借地していたり、あるいは若干場所的には十分なところでなく、やや離れたようなところも見受けられるわけでございますけれども、今後の消防詰所の整備計画の中では、できるだけ活動しやすい、出動がしやすいようなところが望まれるわけでございますが、これは土地の取得、あるいは財政的な問題もございますが、担当としては、そういうような希望で計画をつくっておるところでございます。

それから、装備が貧弱というようなことでございますけれども、消防自動車等につきましては、耐用年数というのが――税法上の耐用年数は少ないわけでございますけれども、一般的に消防として出火の消火というようなことでの活動、あるいは訓練の活動、

これらを合わせても、そう毎日のように使うわけではございませんで、また、管理、手入れもよくできておりますので、10年ぐらいは使用に耐えられるというようなふうに思っております。したがって、10年を超えるようなものについて買い換えというような計画を持っておりまして、財政的な面から延ばしているということではございませんで、一つのそういう買い換え計画でやっておるわけでございます。

また、消防ポンプ車が、立派なポンプ車があったり、あるいは可搬式といいますか、積載型のものもございます。現在消防団では、8台が消防ポンプ車ということで、あと16台は積載型ということになっております。

自治体によりますと、全部消防ポンプ車というところもありますけれども、日野市あるいは八王子市等、まだ道路の狭隘な部分等がございますと、消防自動車も入っていけないというようなこともあります。そんなことから可搬式というのが、まだまだ十分機能するというようなこともございまして、小さいながらも力を発揮できるというようなことで、置いてございます。

昨日の道路冠水におきましても、そういうようなポンプ車が活躍できたわけでございます。

さらに、いろいろ時代の進歩で、機械等が近代化になってくることはおっしゃっておりますので、今後、それなりの機器を計画の中に取り入れていきたいと思っておりますが、現在では、特に、投光器といいますか、光を出す、夜間の作業をしやすというようなことでの投光器等が望まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 防災体制の確立ということは、そういったハードの面と、もう一つはソフトの面があると思います。やはり、いざというときに、どういう体制で、どう組むかというようなこと。一昨日あたりも、遠く福生あたりからおいでになった方がある、秋川あたりからおいでになった方もあるというようなことを伺っておりますけれども、そういったときに、こう臨機応変の対応ができるような防災体制というものを、ソフト面での組織づくりというものは、お金がかからないわけですから、何とか確立しておいていただいて、いざというときの臨機応変な措置がとれるよう組織づくりをしっかりお願いしておきたいと思いますが、いかんせん防災組織というものは、防災体制というものは、命を守る道しるべになると思います。これは心しておいていただきたいと思いますが、いろいろ難しい点はたくさんあると思いますけれども、ぜひお願いしたい

と思いますが、一つだけお尋ねします。

それでは、この前の消防小屋云々について、ああいったような請願、署名をやらなくても、消防団の中でも、話し合いできちんと解決していただけるものかどうか。また、そうじゃない、請願、署名を出さなくちゃいけないと、その都度やらなくちゃいけないというと、日野市じゅうの消防団みんな上げてやらなくちゃいけなくなってしまうけれども、その辺のところは、いかがなものでしょうか。やはり、そういった形で請願、署名という形でやらなければ、消防小屋の改築とか、移転とかというものはできないものだろうか、そのことだけ一つお尋ねしておきます。

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 消防団につきましては、消防組織法によりまして、市長の任命もあるわけでございます。非常勤の職員といいますか、特別職でございます。市の職員というふうに理解しておるわけでございますが、その市の職員の仕事を行う一つの拠点という消防の詰所でございます。これについては、やはり、組織の中で話し合っ、その場所を決めるのが一番いいのではないかと思います。

しかし、せんだって、請願に出されたのは、やはり建てかえによりまして、場所が変わるということで、消防団ということだけでなく、地域の自治会、あるいは商店連合会の方が主体になって、今までの場所から余り離れていないでほしいという、市民の請願権が主体で出たというふうに判断しております。消防団だけのことであれば、市の内部的な話し合いで結論が出るというふうに理解しておるところでございます。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございます。

それでは、最後に、市長さんの方の御感想を伺って終わりたいと思いますが。お願いします。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市消防団は、8部24分団で組織されております。これは古くから伝統的な経過がありまして、当時の日野町、あるいは七生村合併の際には、そのまま引き継いだということであります。また、その人数は現在、定数といひましようか、480名と記憶しております。

日野市は、自治体の規模としては、分団の数あるいは消防団員の数、三多摩でも高い方の位置であります。

現在の都市化した大きな消防体制といひますのは、東京都の消防行政に委託消防とい

う形で、ほとんどの自治体が依存をしておると。これは、消防行政は、自治体のまた基本的な事務でもありますので、基準財政需要額、あるいは基準財政収入額の中で計算をされ、日野市は、現在約18億円の負担を持って、東京都の消防庁から消防署、本署、それから派出所——派出所といいますか、「出張所だ」と呼ぶ者あり）出張所2カ所ということで、日常の消防活動に当たっていただいておりますと、こういう状況であります。

たまたま御質問の、つまり消防団から、消防団の移設に伴って請願が出たというふうに承知をしております。これは高幡の、つまり都道の上にあった不動尊前の消防なんです、道路で消滅すると。したがって、どこか場所を移さなければならない。都の道路工事でありますから、都が財政的には、ある程度負担をしていただくわけですが、たまたま土地は高幡不動の所有をされる土地であったと、こういうことであります。

私どもは、高幡あたりの地域に、日野市が現在持っている土地もありますので、なるべくその場所を利用する形で予定をしたいと、こう考えております。

地元には、また地元のお考えもあるということが、多分その請願の内容だと思っております。市有地に、つまり金を使うことなく、市有地を使って、適切な位置でもあると思っておりますので、そういう形で状況は襲受をしたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございます。

本当に多額のお金を防災関連に費やされているということは、よくわかりました。その消防庁の方もさることながら、地元の消防団、言うなればボランティアの集団であります、ひとつ、ぜひ育成方をお願いしたいと思ひますし、また、ごく身近な皆さん方の活動であるだけに、大変その充実というものについては、私ども関心があるわけですので、ぜひとも、その充実をお願いしたいということと同時に、何か事が起きたら、日野市の消防団の小屋をつくるのに署名運動をやんなきゃだめだというような——これは何も高幡に僕は限って言っているわけじゃないです。全市的に申し上げているつもりですが、そのこともあわせて、ぜひお考えください。

新聞の資料の中にちょっと出ておりましたので、読み上げてみます。

各市で、阪神震災の後の地域の避難場所や、防火水槽——ちょっとはぶかせてください。日野市の場合、防火水槽、大変おくられていますが、防火水槽、災害用井戸、これなどの位置を図示した防災地図をあちこちで大至急つくっております。例えば小平、小平はすごいですね。広域避難場所から消火栓、ヘリコプターの発着所までつくっております。それから、保谷、府中、調布、東久留米、皆その防災体制の見直しと同時に、防

災地図をつくっておりますが、府中なんかでは、防火貯水槽が450カ所もあると。もちろん耐震設計のところですね。まあ、財政的にいろいろな問題もあるんでしょうけれども、ひとつ、財政の苦しいのはお互いさま、厳しいのはそれぞれの問題でありますので、そこをやりくりして、市民に密着した、市民のための市民の政治をつくり出していかなくちゃいけないと思いますが、他市では、既に、どんどんこう具体策を打ち出しておるわけで、ひとつ、ぜひ、がんばっていただいて、市長の持ち前の蛮勇を振っていただいて、ひとつ市民のための市民の政治が推進されるよう、心から期待してやみません。

大変雑駁な質問で申しわけなかったですが、この次、もう少し順番が早いとき、ゆっくりさせていただきますので、どうも、長い時間すいませんでした。終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって23の3、防災体制を根本的に見直し、具体的な改善計画をの質問を終わります。

これより請願第7-15号、ＪＲ日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-15号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第7-16号、難聴教室の設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-16号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第7-17号、フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-17号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第7-18号、日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の募集の改善に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第7-18号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。

委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は9月29日金曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時55分 散会

9 月 29 日 金曜日 (第 8 日)

平成 7 年
第 3 回定例会 日野市議会会議録 (第 25 号)

9 月 29 日 金曜日 (第 8 日)

出席議員 (29 名)

2 番	佐藤 洋二 君	3 番	菅原 直志 君
4 番	渡邊 馨鴻 君	5 番	吉富 正敏 君
6 番	小島 久 君	7 番	小川 友一 君
8 番	森田 美津雄 君	9 番	佐瀬 昭二郎 君
10 番	中谷 好幸 君	11 番	沢田 研二 君
12 番	田原 茂 君	13 番	宮沢 清子 君
14 番	執印 真智子 君	15 番	土方 尚功 君
16 番	天野 輝男 君	17 番	奥住 日出男 君
18 番	橋本文子 君	19 番	板垣 正男 君
20 番	鈴木 美奈子 君	21 番	内田 勲 君
22 番	馬場 繁夫 君	23 番	夏井 明男 君
24 番	黒川 重憲 君	25 番	福島 盛之助 君
26 番	旗野 行雄 君	27 番	小山 良悟 君
28 番	一ノ瀬 隆 君	29 番	竹ノ上 武俊 君
30 番	米沢 照男 君		

欠席議員 (1 名)

1 番 江口 和雄 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
業 務 課 長	山 田 政 男 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橋 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次
 速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成7年9月29日(金)

午 前 10 時 開 議

(議案審査報告)

(総務・文教・厚生・建設)

日程第 1 議 案 第 59 号 平成7年度日野市一般会計補正予算(第1号)

(総務委員会)

日程第 2 議 案 第 1 号 日野市環境基本条例について

日程第 3 議 案 第 56 号 第3次日野市基本構想の制定について

日程第 4 議 案 第 57 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案 第 66 号	消防ポンプ自動車の買入れについて (厚生委員会)
日程第 6 議案 第 62 号	平成 7 年度日野市立総合病院事業会計補正予算 (第 1 号) (建設委員会)
日程第 7 議案 第 58 号	日野市市民農園条例の制定について
日程第 8 議案 第 60 号	平成 7 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9 議案 第 61 号	平成 7 年度日野市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 10 議案 第 63 号	市道路線の一部廃止について
日程第 11 議案 第 64 号	市道路線の廃止について
日程第 12 議案 第 65 号	市道路線の認定について (一般会計決算特別委員会)
日程第 13 議案 第 48 号	平成 6 年度日野市一般会計決算の認定について (特別会計決算特別委員会)
日程第 14 議案 第 49 号	平成 6 年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 15 議案 第 50 号	平成 6 年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第 16 議案 第 51 号	平成 6 年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 17 議案 第 52 号	平成 6 年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第 18 議案 第 53 号	平成 6 年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第 19 議案 第 54 号	平成 6 年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第 20 議案 第 55 号	平成 6 年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について (取り下げ) (総務委員会)

日程第 21	請 願	第 6 - 51号	永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情 (建設委員会)
日程第 22	請 願	第 6 - 61号	多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 (総務委員会)
日程第 23	請 願	第 6 - 12号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情
日程第 24	請 願	第 6 - 13号	真に国民のための公共事業を求める陳情
日程第 25	請 願	第 7 - 7 号	定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情
日程第 26	請 願	第 7 - 10号	衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情
日程第 27	請 願	第 7 - 15号	J R日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願
日程第 28	請 願	第 7 - 17号	フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情 (文教委員会)
日程第 29	請 願	第 7 - 12号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情
日程第 30	請 願	第 7 - 14号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情
日程第 31	請 願	第 7 - 16号	日野市に難聴教室の設置を求める請願 (厚生委員会)
日程第 32	請 願	第 6 - 22号	日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願
日程第 33	請 願	第 6 - 37号	犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情
日程第 34	請 願	第 6 - 44号	保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情
日程第 35	請 願	第 6 - 63号	日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願
日程第 36	請 願	第 7 - 3 号	トレーニング室設置に関する請願

(継続審査)

日程第 37 請 願 第 6 - 34号

日程第 38 請 願 第 7 - 9号

(総務委員会)

日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情

大震災発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願

(文教委員会)

日程第 39 請 願 第 6 - 46号

学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願

日程第 40 請 願 第 7 - 18号

日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の募集の改善に関する請願

(厚生委員会)

日程第 41 請 願 第 6 - 54号

診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情

日程第 42 請 願 第 7 - 1号

障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善と充実を求めての意見書提出等に関する陳情

日程第 43 請 願 第 7 - 2号

お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願

日程第 44 請 願 第 7 - 13号

中ホール建設に関する陳情

(建設委員会)

日程第 45 請 願 第 6 - 15号

程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第 46 請 願 第 6 - 47号

豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

日程第 47 請 願 第 6 - 57号

減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第 48 請 願 第 6 - 58号

住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第 49 請 願 第 6 - 59号

3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第 50 請 願 第 6 - 64号

清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

日程第 51 請 願 第 7 - 11号

多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第 52 議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第 53 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 54 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 55 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 56 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

日程第 57 議案 第 67 号 日野市教育委員会委員の任命について

日程第 58 議案 第 68 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 59 議員提出議案第 10 号 日の出町谷戸沢処分場に関する意見書

日程第 60 議員提出議案第 11 号 中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求める決議

日程第 61 議員提出議案第 12 号 定住外国人への地方参政権を求める意見書

日程第 62 議員提出議案第 13 号 真に国民のための公共事業推進を求める意見書

日程第 63 議員提出議案第 14 号 日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施設の建設を求める意見書

日程第 64 議員提出議案第 15 号 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める意見書

日程第 65 議員提出議案第 16 号 教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書

追加日程第 1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 56 及び追加日程第 1 まで

午後1時33分 開議

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件については、4常任委員会に分割付託しておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） 総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）について。歳入全般及び歳出のうち、総務費、消防費、予備費についてでございます。

歳入全般の補正額は、3億2,340万円、歳出のうち総務費は3,685万円、消防費1,360万9,000円、予備費1,813万3,000円でございます。

主な質疑といたしましては、消防団仮設器具置場借上料について、その場所の大きさと、借り上げと購入した場合の比較はどうか、何年間、借り上げるのか等の質疑がなされ、意見としては、生活保健センターのオーディオ関係が古くなっているのでチェックをしてほしいというものでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（竹ノ上武俊君） 文教委員会の審査報告を申し上げます。

文教委員会に関する補正予算、教育費408万円の補正額でございました。

各委員から質疑、要望が出される中、慎重審議の結果、全会一致可決と決しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君） 議案第59号、平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）のうち、民生費、衛生費につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

目立つところでは、社会福祉総務費の中で、光の家の風呂場の増築に対する補助金750万円であるとか、中央福祉センターの窓口カウンターの改造、及び冷暖房器を含め345万円の計上等であります。補正額6,971万3,000円を加え、計123億2,352万円の予算となります。補正額の財源内訳は、国庫支出金13万6,000円と、支出金1,987万4,000円、一般財源からの4,970万3,000円となっております。

また、民生費につきましては、補正前の額、42億4,473万7,000円、補正額は520万円、計42億4,993万7,000円となります。内容は、ストックヤード敷地整備工事請負費です。これは2,464平米の敷地の確保と、周辺フェンスや植木の移動等のために一般財源から充てるものです。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 議案第59号の建設委員会に付託されました平成7年度日野市一般会計補正予算（第1号）、歳出のうち、農業費、土木費についての審査報告を申し上げます。

農業費の補正は、938万円の減額、これは当初5,000万円の予算を組んだものが4,000万円のできるとのことと、事務経費の補助等による減額でございます。

土木費の補正は、1億8,519万5,000円ですが、そのうちの約6,100万円が道路橋梁費で、主には8月の集中豪雨に伴う道路等の修繕や改良工事、また南平霞堤の道路設計委託料、及び交通安全対策費等でございます。

交通安全対策関係は、放置自転車対策、駐輪場運営、駐輪場新設に伴う経費です。
残る 1 億 2,400 万円強は都市計画費で、道路 3・4・14 号線の用地購入費です。

質疑としては、集中豪雨の対策に関する件が指摘されましたが、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第 59 号、平成 7 年度日野市一般会計補正予算（第 1 号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 1 号、日野市環境基本条例の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） 議案第 1 号、日野市環境基本条例についてでございます。質疑なく、意見のところで、内田勲君ほか 3 名から、また休憩後に板垣正男君から、それぞれ修正案が提出されました。

まず、内田勲君ほか 3 名から提出されました修正案について審議をいたしました。内田勲君より、原案を生かしつつ修正を加えたものである旨、説明がなされました。

主な質疑といたしましては、こういう修正ができるのか、審議会に議員が入っているのはなぜか、全体としてどういう方向で修正したのか、等の質疑がなされました。

次に、板垣正男君より提出されました修正案について、審議をいたしました。板垣正男君より説明があり、前文を全面的に修正したということ、16 条の 2 項、3 項、31 条の調査会の項をそれぞれ削除したこと、6 条 2 項、3 項の文章を整理したこと、目的基本理念を挿入したこと、等の説明がありました。

主な質疑としては、直接請求の提案者にかかわってきたので原案でいいのではないのか、また、原案をもって署名活動をしてきた人たちが修正案を提出するのはおかしいのではないのか、等の質疑がなされました。

本意見についての意見としては、一部、継続の声もありましたが、臨時議会から数えて9カ月にもわたり審議をしてきた経緯から可否の判断はできる、との意見が多数を占めたわけでございます。

採決の結果、内田勲君ほか3名から提出された修正案が賛成多数により可決され、日野市環境基本条例の件は修正可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　委員長に質問したいと思います。

19日の総務委員会に二つの修正案が出されて、継続の主張もあったけれども不採択ということになった、こういう説明があったんですが、1万5,000を超える署名をした、直接請求で提案された原案を修正しようという修正案が出たわけでありますから、私は、どこをどのように修正するのかというようなことについて、原案を提案した市民の皆さんにも十分周知をする、そういう検討期間が必要ではないか、そういう点で継続の主張が出たのは当然だと思うわけですが、結論的には委員長の判断で採択ということになったんですが、このことについて、委員長自身はどういうふうにお考えになったのか、判断されたのか。市民に周知するためにもっと慎重審議すべきではなかったのかと思うんですが、この点について、最初に御意見をお伺いしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君）　委員長の判断という御質問なんですけれども、私としての判断というよりも、委員会としての判断で、要するに、私は独断でもって採決に入ったわけではございません。採決に入る前に、また意見の中で、一方には、もう9カ月にもわたって——この環境基本条例は1月の時点から数えて9カ月、そして2月の閉会中の審議を1回行いました。それを含めて5回目の審議ということで、いわゆるこの基本条例の原案について審議は尽くされているという判断が、当然のことながら委員会として私はあったというふうに、委員会の中での意見を聞いていながら思ったわけがあります。そういうような判断の中で、私がその中で独断的に決めたんではなくして、私は委員会としてそういう強い意見というものを、確かに一方で継続の意見もございました。しかしながら、先ほど申し上げたような9カ月にもわたるこの環境基本条例についての審議、また直接請求者の方々の代表の方とも非公式に、いわゆる意見聴取というんですか、意見をお聞きするというような機会も設けさせていただきました。

そのような観点から、この基本条例の基本的な部分というのは、委員会としては審議

が尽くされているというような、委員からの発言も踏まえて、また私もそういう状況を総合的に判断をさせていただきながら、採決に入る前に委員会としてどうしたらいいかということをお諮りをいたしました。その中で、先ほども御報告いたしましたとおり、可否の判断はできるという多数の意見というか、多数の挙手のもとに、私としては、もうその時点で私の判断というよりも委員会としての判断として、これは採決をすべしというふうに、委員会としてこれは決めさせていただいたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 私の聞いていることにお答えいただいていないように思うんですが、日野市で初めて直接請求ということが出されまして、市民がつくった条例案が提案されたわけです。それを修正しようという案が出されたわけです。この修正されようという案については、私は委員会で初めて提出されたわけですから、市民に直接請求運動にかかわった人を含めて、周知はされていないと思うんです。委員長の判断としては、多数決で継続審査にしようか、採択にしようかと決めるんじゃなくて、委員長の判断として、そこら辺の市民の意見というのはどういうふうに考えられたのかということを知っているんです。そういうことを多数決で決めてもいいと考えられたのかどうなのか、もう1回、確認したい。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 私の考え方ということなんですけれども、私はあくまでも総務委員会の委員長の立場で、今、内容の審議の経過報告及び結果報告をさせていただいておりますので、私自身の考えは、それはいろいろありますけれども、それを今ここで述べる立場ではないというふうに思っております。

ですから、先ほど申し上げたように、委員会の意見の中での（「委員長報告なんだから」と呼ぶ者あり）各委員の発言、そういったものを総合的に判断をして、では委員会としてどういたしましょうかという判断の中で、委員会として、これは、再度申し上げますけれども、基本的には9カ月にわたって審議をしてきて（「余り長く言うことないよ」と呼ぶ者あり）はい。――議案については審議が尽くされているということの判断で、委員会として判断を決したということでございます。

以上。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 委員長には権限があるわけです。継続を主張する意見があって、それを多数決で決めるのか、それとも委員長の判断で継続にしようかという、そういう権限があるわけです。そのときに委員長は、直接請求運動で出された市民の原案が修正されるわけですから、それについて十分市民に周知する必要があると考えなかったのかと聞いているんです。（「市長は否決したんだよ」「委員会のことを聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 私としては、各総務委員の委員も当然、市民の付託を受けて議会に送り出されているわけですので、先ほどの質問のような、市民の方々の意見を聞いたのかどうかという、これは当然、私は常任委員会の委員長として、そういったものを皆さんが各議員のお立場で、これはやられていると思うのが普通、常識じゃないでしょうか。これは、聞くのがやばではないですかね。

当然、皆様は日常活動で、まして9カ月もこの期間はあったわけですから、この議会の期間を問わず日常的に皆様方と1万5,000名の方々を含めて、全市民の方を含めて、当然、私は日常活動でそういう形の御意見を承りながら、その結果として9月19日の総務委員会があったというふうに判断をしているわけですので。

以上。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 9カ月にわたって審議がされてきたのは、原案についてなんですよ。（「原案は否決したんだよ」と呼ぶ者あり）修正案が出される、市民がせっかく提案した案が変えられようとしているわけです。そのことについて市民がどうなるのかというのを周知させようと私は考える、そういう判断は、委員長が判断されるのは当然だ。そういう能力がなかったというふうな、今の答弁だというふうに思うんです。承知できませんけれども（「委員長に対して失礼だよ。自分自体の能力を考えろ」と呼ぶ者あり）

では、別の角度で聞きたいと思いますが、それでは、継続以外の、ここで採択しようとして主張された委員の皆さんからは、市民の皆さんに、自分たちの提案した修正案について、よく理解してもらおう、そのためにはもう少し継続しようではないか、こういうお考えについて、だれもそういうことを主張されなかったんですか。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） そういう意見もあることはありました。当然です。片

や、先ほどから再三申し上げているように、先ほどの9カ月で原案について審議は尽くされている、その中で、要するに修正案といっても原案についての、原案について基本的な部分の問題点は、し尽くされているという判断の中で、修正案というのは全く別のものが出てくるんじゃないですから、これは。それは御存じだと思うんですけども（「別物」と呼ぶ者あり）、そういう意味では、原案について問題点をきちっと整理をされた中で今までの経過があるわけですから、当然、判断はできるというふうな委員会の中での意見等を集約した、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） もう1回、確かめたいと思うんですけども、内田議員を初めとして何名かの修正案が出されました。その皆さんからも修正案について「市民の皆さんに理解をしていただくために、もう少し継続をしよう」という意見も一部、出たんですか。さっき、出たと言われましたけれど。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 具体名は、あえて私、言いたくないんですが、1名の方がそういった意味での、市民の方との意見を聞く場を持ってほしいというようなことを言われたことも事実です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 二つの修正案を出された方から、直接、継続しようじゃないかという意見が出されたにもかかわらず、あえて先ほど、自分の判断を保留にして、どうして多数決で継続にしようかどうか、そういうふうな強硬な判断を委員長はとられたんですか。もう1回、聞きたいです。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 強硬ではありません。委員会としての判断ですから、これは。私が何をしようたって、委員会としての皆さんの意見の中での集約で、私はそれのとりまとめ役ですから。権限とおっしゃいますけれど、権限というのはなるべく……ねえ、出すべきじゃなくして、委員会としての委員の発言というものを尊重していくのが私の仕事だと思っているわけです。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 継続が複数の委員から出て、そういう場合、委員長として当然、自分の判断で慎重審議をやろうというのは、私は普通の委員長の態度だと思うんです。その点は、申し述べておきたいと思います。

それでは、別の問題について質問したいと思いますが、1万5,000を超える市民が提案した基本条例について、どのように評価するのか、どこをどういうふうに評価するのかというふうな説明、どこが優れているのか、どこを大事にしたいのか、こういう説明について、修正案、これは多数で採択された修正案ですが、この修正案の提案者から説明は何かありましたか。（「自分ところの委員に聞けよ。会派で調整してないのか」「共産党だって入っているんだから」「質問は自由なの」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 大枠の説明はありましたけれども、細かい説明等は、あえてありませんでした。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） それでは、なぜ修正案を提案したのか。原案のどこが問題で、どこをどのように、どうして修正しなければならなかったのか。この説明はありましたでしょうか。（「与党でしょう。何を言っているんですか」「市長は否決しろと言っているんだよ」「そうだよ。否決されたから、おれたちが修正してあげたんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 総務部長。

○総務部長（田原 茂君） 原案を生かして、より多くの人たちがこの基本条例案を賛成というか、一つの方向に持っていくために努力をいたしましたと、こういう説明がありました。ですから、具体的にどこが原案が優れ、どこが劣っているかということではなくして、この基本条例そのものは、やはり先ほど質問者の方からありますように、1万5,000名の方々から出ているということ、これは当然、提案者も含めて認識があったらと思います。その中で、いかにこの基本条例案を、はっきり言えば否決をしないでどのようにコンセンサスをとっていくのかというような努力をされたという説明がありました。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） その意味は、原案のままで否決されてしまうから修正された、そういう意味ですか。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） そういうことを言っているわけではございません。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） だから最初から質問していますように、修正というのは原案

に問題点があって、こういうふうに変えなければいけないんだという、当然、趣旨説明があると思うんです。なぜ修正しなきゃいけないのか。これは市民が1万5,000の署名を集めてつくった条例案ですよ。これを変えようというのに、その中身の説明抜きに修正なんて、議会で一方的に修正することなんてできないと思うんです。何のためにどこを修正するのかという説明がなかったのかどうか、もう1回説明してください。（「市民が無視されているんだよ」「おかしいから無視されるんだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 一言で言えば、原案を生かして修正した、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 全然お答えになっていないと思うんです。修正をなぜしたのか、原案のどこに問題があるからこういう修正をするんだということは、市民に説明しなきゃいけないわけですよ。その質疑があったのか、なかったのか、聞いているんですよ。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） ですから、詳しいやりとりはなかったんです。（「委員会に出ているんだろう」「何のために会派が出ているんだよ」と呼ぶ者あり）

あえて言えば、そういうことの質問も出なかったわけです。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 質問があったのか、なかったのかを聞いているんじゃないくて、修正案の提案者がそういうふうな説明をしなかったのかと聞いているんです。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 原案を生かして修正をいたしました。この一言です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 全く、市民が提案した条例案をどうして修正しなきゃいけないのか、全く説明なかったというのが、委員長の今の答弁であったというふうに思います。

中身についても、いろいろ私も問題があると思いますが、一番の問題は、やっぱり日野市の議会史上初めて住民が条例を提案した。その提案が、中身について、どこが優れている点、どこが問題点、修正するならばどこをどうするのか、市民と一緒に考える、これがまた市議会の立場だというふう思うんです。その点、指摘して質問

を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 次に、佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 今回の総務委員会で可決された修正案について、何点が質問をしたいと思います。

今回の環境基本条例、原案は、今、中谷委員も指摘したとおり、1万5,000に上る日野市民が署名をして、直接請求をした。それに基づいて提案された案であります。それと修正案を見比べてみますと、大変大幅で、かつ多岐にわたる修正が行われている。私、総務委員会を傍聴しましたがけれども、そのときにも一部からは、議員提案という形で出すべきものだ、そういう意見もあった。それぐらい大幅な修正の手が加えられている。そういうものだろうと思います。

そこで、一つ一つ大事な点について、とりわけ原案に豊かに盛り込まれていた市民参加、あるいは市民の知る権利を保障する、そういう部分について、かなり大幅な修正の手が加えられている。削除を含んだ修正の手が加えられている。この点については、やはりどのような審議が行われたのかを聞いておきたいと思って、質問いたします。

以下、指摘する点について、提案者からどのような説明がなされたのか、また、そのことをめぐってどのような質疑が行われたのか、それをお答えいただきたいと思います。教えていただきたいと思います。

まず、前文については、前文に含まれていた理念を、本文に移しています。しかし、その際、原案にあった4項目のうち、第3項目「環境の保全は、環境の資源としての有限性を認識し、それらの適正な管理及び利用を図ることを目的として行われなければならない」この部分が削除されております。これは、今日の環境問題をどのように認識するのか、そのことをめぐって、かなり大事な部分だろうと思いますので、この点についてどのような説明があったのか、また、どのような審議が行われたのか、教えていただきたいと思います。

本文については、原案の第2条、市民の権利の部分が全文削除されています。この点について、同じように教えていただきたいと思います。

以下も同様でありますので、同様にお答えいただきたいと思います。

3. 原案の第3条（市の責務）のうち、3項と3項は削除されています。とりわけ3項は、市民参加を促進する市の義務を規定する部分であったわけですがけれども、この部分が削除されたことについて、同じようにお答えいただきたいと思います。

4. 修正案第4条2項では、市民と事業者と同列に扱っています。この点について、

どのような質疑が行われたのか。事業者は市民と比べ環境に負荷を与えることに関しはるかに大きい可能性と責任を持つ存在であり、同列に扱うべきではないというような意見は出なかったでしょうか。

5. 原案の第4条（事業者の責務）を規定した条項で、3項が削除されております。この部分は、事業者が必要な情報を公表する責務を規定しており、市民の知る権利を保障する内容となっていたわけですが、この条項は都条例にも備わっている。この部分を削除しております。これについても同じようにお答えいただきたいと思います。

原案の第4条のうち、これは市民の責務を規定したのですが、2項以下が削除されていますが、このことについても同じように説明していただきたいと思います。

6. 原案の6条（市民の申出）、この3項で、市民の申し出に対する処理経過、結果を市民に明らかにする市長の義務規定が原案では明記されておりましたが、これが努力規定に変えられております。この点についても、どのような説明があり、審議が行われたのか、説明していただきたいと思います。

次に、原案の第8条、基本計画の（策定手続）について、原案の1項には、公聴会の開催などで市民の意見を反映させるという部分がありましたが、修正案ではこの部分が削除されております。なぜ、そのような削除が行われたのか、どのような説明があり、質疑が行われたのか、教えていただきたいと思います。

9. 原案の第11条（普及等）の部分が全文削除されております。この条文には、市長の事業者への要請権が規定されていましたが、これを削除した理由、どのように説明されていたのか、またどのような審議が行われたのか、教えていただきたいと思います。

11. 原案の第14条（環境影響評価）にかかわるところですが、環境影響評価に関し「市民の参加を得て」という部分がありましたが、この部分が削除されております。この点についても、同様にお答えいただきたいと思います。

12. 原案第15条（規制の措置）という部分があります。これを全文削除しております。これは都条例にも備わっている条項ですが、この点についても、なぜ削除したのか、その理由はどのように説明されたのかを初め、教えていただきたいと思います。

13. 原案の第16条（誘導的措置）の部分ですが、これが第1項、第2項、第3項が削除されておりますが、とりわけ第1項はなぜ削除されたのか。この項は、市民や事業者への取り組みの市の助成だと規定しておるわけで、既に市は生け垣、あるいは生ごみコンポスト、雨水ます、浸透ますの設置などについて助成措置をとっておるわけであり

ますから、この条項が不都合である理由がよくわからないんですが、このことについて、削除した理由をどのように説明したのか、またどのような審議が行われたのか、教えてくださいたいと思います。

第14.原案の第18条（廃棄物の減量等の推進）、この部分を全文削除しておりますが、これについても、第16条と同様の問題を書いておりますが、同じようにお答えいただきたいと思います。

15.原案の第21条（監視等）を全文削除しております。この条例もまた都条例に備わっている条文ですけれども、なぜ削除したのか、やはり同じようにお答えいただきたいと思います。

次に、原案第25条（地球環境保全）の条項を全文削除しております。これについても同じようにお答えいただきたいと思います。

次に、原案第27条（大規模事業者の義務）、原案では、環境配慮の方針を作成することが大規模事業者の義務とされていますが、修正案では努力規定に変えられております。この点についても同様に教えていただきたい。

次に、原案第28条、大規模事業者への（勧告）、この部分を全文削除しております。市長の大規模事業者に対する勧告、勧告に従わない事業者の公表を規定する条項ですけれども、これも、なぜ削除されたのか。同じように、どのような説明がされたのか、どのような審議が行われたのかを教えてくださいたいと思います。

とりあえず以上の点について、お答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） お答えいたします。

大変、多岐にわたっての御質問でございますが、一言でいって、まず一つは、そのような市民にかかわる条文というか、削除されている、恐らく先ほどの質問者の多岐にわたっての質問を一まとめにした形での質問がありました。それを受けての答弁としては、いろいろな調整をする過程で、この条例、修正案ですね、つくるためには、妥協するところも当然あるんだ、妥協した面が当然あるんだ、こういう御答弁でございました。

そしてまた具体的なものとしては、資源は有限という文言は削除するということ、こういうふうな質問も先ほどの中に入っていますが、それについても、そのような条文が削除されているのと同様に、調整の中では削除されているものも当然やむを得ず出てくる。しかし、ないからといって、その精神がないわけではないというようなこともつ

け加えて発言があったわけであります。

そしてまた、審議会についての公募によることができるという努力目標についての、なぜ努力目標にしたのか、これも質問がありました。これについては、他市の条例等を参考にして努力目標が好ましいのではないかというような判断であった、こういうような説明があったわけです。大変まとめた形になっているわけですので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

以上。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 再質問をいたします。

二つのことを確認したいんですが、一つは、具体的に今私が挙げた条項というのは、修正された部分のほんの一部です。市民の権利、それを保障する事業者や行政の責務にかかわる部分だけを、しかもその中でも大事だと思われる点だけを抜き出して、どうだったのかを質問したわけですが、今の委員長長の報告では、具体的に、今挙げた私の具体的に指摘した条文について、2カ所についてはやりとりがあったと。それ以外については、やりとりがなかったということです。それがまず1点です。

もう一つは、調整過程では妥協しなければいけないという説明があったという話があります。しかし、妥協しなければいけなかったというのは状況の説明であって、なぜ削除するのか、なぜ修正するのかの説明になっていないと思うんです。妥協を求める人がいた、その人はなぜ妥協を求めたのか、そのことを説明しない限り、なぜ妥協したのか、なぜ削除したのか、の説明になりません。そのような説明はあったでしょうか。

以上、2点、再質問します。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 具体的なものが、先ほどの私の申し上げた二つ以外になかったのか、こういう質問に対しては、先ほど申し上げた二つの項目が具体的な項目であったのみであります。

そしてまた、妥協云々というお話ですが、これは私はそのまま委員会の審議を申し述べているのであって、これが質問の、おっしゃるような、要するに説明だったかどうかというのは、私の判断では、これはいかんとも申し上げられません。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） 私は委員長長の判断を聞いているのではなくて、事実を聞いているわけです。妥協を求めた人はどのような理由から削除を要求したり、修正を要求

したりしたのかということについて、提案者から説明があったのかどうかということを知っているんです。それがなければ、説明したことにならないというのは私の判断ですけども。

○議長（福島盛之助君） 総務委員長。

○総務委員長（田原 茂君） 先ほど申し上げたように、いろいろなところでの調整が必要である、この条例をつくるためには妥協した面もある、こういう説明でございます。それ以上でも以下でもございません。

以上。

○議長（福島盛之助君） 佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君） つまり、繰り返しますが、多くの市民が直接請求をした。これは日野の議会史上初めての出来事であります。しかも倫理的に大きな関心と呼んでいる環境問題についての最も上位にある基本条例をつくろうという、直接請求である。当然のことながら、市民の直接請求でつくられたものですから、他のまちの環境基本条例が幾つかつくられておりますけれども、そういうものに比べてもはるかに豊かに、市民の参加の権利であるとか、知る権利であるとかを具体的に規定しているのが、今回の環境基本条例案の大きな特徴だったと思うんです。その、言わば市民が提案した環境基本条例案の命にかかわるような部分について、非常に大きな改変、ほとんどが消除されるというような改変をするわけですから、当然のことながら、そのような修正案が出されたということを市民にも周知をする。市民の請求をした少なくとも代表者の方の意見を聞く程度の機会を設ける。先ほど委員長は、9カ月にわたって審議をしてきたとおっしゃいましたが、修正案は提出されたその日に審議されている。可決されたでしょう。十分な時間はない。

修正案が技術的な修正にとどまっているというようなことであれば、これは問題ないかもしれません。しかし、先ほど指摘したように、大幅な修正、提案者の説明の中でも、議員提案にすべきだという声がどこからか出たと言わざるを得ないような大幅な修正をしているわけですから、しかも基本条例案の大黒柱とも言うべき部分に関する修正が加えられているわけだから、当然、慎重に審議をし、市民にも周知をして、議会も市民とともに議論をして、よりよい環境基本条例をつくろう、そういうことでなければおかしいんだろうと思うんですが、そのことを申し上げて、私の質問をおしまいにします。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。（「議事進行」と呼ぶ

者あり)

本件について御意見があれば承ります。(「議事進行、手が挙がっているわよ。取り上げなさい」と呼ぶ者あり)

一ノ瀬 隆君。

○28番(一ノ瀬 隆君) 佐瀬議員の質疑でも明らかにされましたように、この修正案には数々の問題点を抱えています。そして直接請求者との関連においても疑問があります。将来に禍根を残さないためにも、さらに慎重な審議が必要であると思います。私ども護憲市民会議は、この議案をさらに審議するために総務委員会に差し戻すための動議を提出したいと思います。そのための暫時休憩をお願いいたします。

○議長(福島盛之助君) お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔続行〕と呼ぶ者あり)

○議長(福島盛之助君) 続行との声が多数であります。よって続行いたします。

これをもって質疑を終結いたします。(「おかしいじゃないか」「代表者の人も知らないと言っているんですよ。傍聴者の中にも代表者の人がいるんですよ。横暴過ぎる」「議長、横暴だ。何によって判断した。そんな立派なものを持っているのか」と呼ぶ者あり)

本件について御意見があれば承ります。佐瀬昭二郎君。

○9番(佐瀬昭二郎君) 私の意見を申し上げる前に、ただいまの議長の議事運営のありようについて、一言申し上げさせていただきます。

市議会会議規則第46条は、市議会議員が動議を提出、この場合は再付託の動議であります。権利を認めております。その動議を提出させないというのは、横暴というほかないのではないですか。深く反省していただきたい。そのことを申し上げて、意見を申し上げます。(「だれに言ってんだよ。議長に言ってるの。議長、そうだってよ。しっかり聞いておけ」と呼ぶ者あり)

それでは、私の意見を申し上げます。内田議員ほか3名の提案になる日野市環境基本条例修正案に反対する立場で、意見を述べます。

まず最初に、日野市において環境基本条例を制定するとすれば、それは一体どのような原則を盛り込んだものでなければならないのか。基本的な点について、意見を申し上げます。

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで国連環境会議、地球サミットが開催さ

れ、環境と開発に関するリオ宣言、及び宣言を実行に移すための行動計画「アジェンダ21」が採択されました。リオ宣言は、各国に効果的な環境法の制定を求めています。この要請にこたえて、この合意にこたえて、日本でも1993年、環境基本法が制定され、1994年、東京都環境基本条例が制定された。このように、環境法制の整備が進められてきました。そして今、日野市で環境基本条例の制定が問題となっているわけがあります。

リオ宣言と行動計画は、今日の段階で、国際社会が合意し得る地球環境問題の基本的認識と、地球環境を保全していく上での幾つかの基本原則を示しております。日野市が制定する環境基本条例は、それらの基本的認識、基本原則を盛り込んだものでなければなりません。また、環境基本法や、東京都環境基本条例がリオ宣言などの原則を踏まえ、それをさらに充実、発展させる規定を持っているなら、その規定をも盛り込んだものでなければなりません。

日野市は、この22年間、森田市政のもとで「緑と清流を取り戻そう」という政策目標を掲げ、全国的に見ても先駆的な数々の環境保全にかかわる施策を展開してきました。その過程で、環境保全条例、緑地信託条例、清流条例、住みよいまちづくり指導要綱など、少なくない条例、要綱を制定してきました。日野市で制定される環境基本条例は、日野市が取り組んできた環境行政の成果を反映し、先行する条例、要綱との整合性を持つとともに、それらの条例、要綱に根拠を与える条項を備えていなければなりません。また、日野市の環境行政をさらに発展させるために、不可欠の条項を備えている必要があります。

それでは、地球サミットにおいてどのような基本的認識、基本原則が確認されているのでしょうか。大きく言って二つの基本的な認識が、国際的に合意されたと思います。

一つは、環境が有限性を持つ資源であるという認識であります。

二つ目は、人類は自然と調和した健康で生産的な生活をおくる権利があるという認識であります。

1972年、スウェーデンのストックホルムで国連環境会議が開かれたとき、会議に参加した各国政府やNGOの最大の関心は、公害問題に向けられていました。今日の環境問題は、公害問題にとどまらないことは言うまでもありません。地下資源や森林のような狭義の資源にとどまらず、大気や海水までを含む地球環境全体が有限性を持つ資源と指摘され、保全すべきものとして意識されているところに、新しい特徴があります。

これまでの公害対策、自然保護対策では、主に特定の大規模な公害発生源や自然破壊

に対して、活動の規制と原因者負担による被害救済、被害回復などが図られてきました。これらの問題は、依然としてなくなっているわけではありません。しかし、今日における環境問題は、それに加えて地球温暖化問題等の地球環境問題、廃棄物にかかわる環境問題、窒素酸化物問題、生活排水問題に示されている都市型、生活型の公害問題など、国民の日常生活や事業者の通常の事業活動に伴う環境への負荷の集積によって生み出されているところに大きな特徴があります。大量生産、大量消費、大量廃棄型と言われる社会のあり方、生活のあり方を根本的に変えなければ、地球の環境を守ることはできない。環境が有限な資源だという考え方は、以上のような地球環境の現状を最も端的に表現するものとして、非常に大事な認識であると言わなければなりません。

次に、リオ宣言などが確認をしている基本原則、リオ宣言は全部で27の原則を列記しております。中でも環境保全の問題にかかわろうとする市民にとって大事な原則は、三つあるだろうと思います。

一つは、市民が環境行政に参加する権利の保障、二つ目は、市民の環境保全に関する情報を知る権利の保障、三つ目の原則は、情報を持つ行政、企業の情報提供の責務、この三つが、これからの環境行政、日野市で展開する環境行政にとっても踏まえないといけない基本的原則だろうと思います。リオ宣言は、このことについて、原則10で、次のように述べています。

「環境問題は、あらゆる関係者が、それぞれのレベルで参加することによって、最適な対処を行うことができる。国内レベルにおいては、各個人が——つまり市民がということですが——有害物質や社会における活動に関する情報を含む、行政機関の有する環境に関する情報への適切なアクセスを有すべきであり、政策決定過程への参加の機会を与えられなければならない。各国は、情報を広く利用可能な状態にすることにより、公衆の自覚と参加を促進し、奨励しなければならない。賠償及び救済を含む司法及び行政手続への効果的なアクセスが与えられなければならない」こう述べております。

参加の権利が保障されても、必要な情報を手にすることができなければ、適切な行動をとることができないことは、言うまでもありません。参加の権利と知る権利とは、車の両輪の関係にあります。リオ宣言は、この両者の不可分の関係を明確に位置づけているわけであります。このリオ宣言、原則10を受けた、例えば東京都環境基本条例は、どのような条項を設けたものでありましょうか。東京都の都民に対する情報提供の責務を規定しているだけではなく、第6条2項に「事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係わる製品その他のものが使用さ

れ、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない」と、企業の情報提供に関する責務に関して明記しておくわけでありす。

以上、紹介してきたリオ宣言の基本的認識、基本原則を判断の物差しとして、今回、内田議員ほか3名から提案され、総務委員会において採決された修正案を見ると、この修正案は果たして評価に耐え得るものであるか、以下、そのことについて申し述べたいと思います。

まず、環境問題に関する基本的認識、この点について、修正案は原案をどのように扱ったのか。原案は、前文の末尾で、環境保全にかかわる基本理念を列記しています。その第3項目は「環境の保全は、環境の資源としての有限性を認識し、それらの適正な管理及び利用を図ることを目的としておこなわれなければならない」となっており、リオ宣言が前提としている、今日の新しい環境問題に関する基本的認識を盛り込んでおります。

しかし、内田修正案は、原案の基本理念を本文に移すに際して、最も肝心の第3項目を削除してしまいました。

修正案の第3条は、都条例と全く同じになっております。原案は、都条例に独自の項目を加えているわけでありす。この追加は、都条例の不十分さを補うとともに、1万5,000の署名をもって条例案を提案した日野市民の、環境問題の理解の深さと見識の高さを示す意味を持ち、また日野の環境基本条例の独自性をはっきりと示す役割を果たしております。修正案は原案からの重大な後退であり、この1点をもってしても、到底、容認できるものではありません。

次に、市民の参加の権利、知る権利の保障にかかわる条項がどのように扱われているのか、このことについて触れてみます。

まず、市民参加の権利について。原案の第2条、市民の権利が全文削除されております。この部分は、条例案が市民の直接請求によって提案されたことを最も端的に反映している部分であります。市民の提案権などの参加権、そして知る権利が明記されております。市民の環境に関する権利宣言と言うべき条項、直接請求記念条項というべき条項で、削除するべきではないと考えます。

原案の第3条、市の責務のうち、3項が削除されています。第3項は「市は、施策を策定し、及び事業を実施するに当たっては、市民の参加を促進するよう必要な措置を講じなければならない」と、市民参加を促進する市の義務を規定するもので、重要か

つ必要であります。3項は、修正案第4条2項になったと思われますが、内容が大幅に後退しています。市民の参加権が単に、市の施策に市民の「意見を反映させる」と改変されています。原案からの後退で容認できるものではありません。

原案第8条、基本計画の策定手続、この条項の第1項は、環境基本計画を策定する手続を定めたものですが、条文中「公聴会の開催その他市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない」と、市長の義務を規定した部分が削除されています。ここでも、市民参加にかかわる規定が削除されているわけであります。

原案第14条、環境影響評価、この14条は、環境影響評価に関する条項ですが「市民の参加を得て」という部分を削除しています。ここでも市民参加を明記した部分が削除されているわけであります。

14条は、二つのことを言っております。

一つ目は、「市長は、市が実施する事業について、市民の参加を得て環境に及ぼす影響の事前の評価の手続を定めること」——市長が、環境影響評価を実施することを定めているが、環境影響評価の手続、その制度をつくれということを言っているわけであります。

二つ目は、「市長は、市が実施する事業について、環境に及ぼす影響の事前の評価に則して講ずる措置等の手続を定めること」——環境影響評価それ自体にも市民参加は現実に認められているわけでありますが、14条で言っているのは、どのような環境影響評価を実施するかを決めなさいということなのですから、その決定過程に市民が参加できるのは当然のことだと言わなければなりません。ここでも市民参加にかかわる重大な後退が見られます。

次に、原案第19条（民間団体の自主的な活動の援助）、この部分の後半の文章を削除した上、他の要素と合体して修正案第15条（環境学習の推進等）としていますが、その際、原案の文章中にあった、市が自主的な活動に対し「専門家の派遣及び資金の確保その他必要な措置を講ずる」としている部分が生かされていません。削除されています。この部分は、市民の環境問題への理解を深め、環境行政への市民参加を促進する上で非常に大事な、日野市の環境行政の将来にかかわる大事な指摘規定だったと思いますが、ここでも市民参加にかかわる部分が見事に削除されているわけであります。

次に、知る権利の保障、そして、その知る権利を保障するための市、事業者の情報提供の責務、この点について、修正案は原案をどのように改変しているのか、そのことに移りたいと思います。

原案の第2条（市民の権利）の削除によって「環境の保全に関する必要な情報を知る権利」の部分がなくなってしまったことについては、既に述べたとおりであります。

市の市民への情報提供に関して、原案は第22条で、市の情報提供義務を定めています。この条文中には情報提供の目的が「市民の知る権利を保護するため」と明記されています。修正案は、この22条を全文削除し、修正案第14条で市の情報提供についての条項を設けているが、「市民の知る権利」に関する言及はないし、原案の義務規定は努力規定に変えられてしまっているわけであります。

一方、事業者についてはどうでありましょうか。市に関しては、とにかくにも条項が設けられているが、事業者については全くそうなっていません。原案第4条3項が削除されてしまっています。この部分は、「事業者は、その事業活動に係る製品その他が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報を公表するよう努めなければならない」と、事業者が必要な情報を公表する責務を規定しており、市民の知る権利を保障する内容となっております。同様の規定は、先ほども質疑の中で触れたとおり、都条例第6条2項で、都条例もとらえているわけであります。修正案は、都条例のレベルからの後退でもあり、到底、容認できるものではありません。

以上、見てきたように、修正案は原案に盛り込まれていた市民参加、知る権利にかかわる条項、規定を、ことごとく削除しております。ごくわずかに残された条項についても、その条項の働きを薄める、あるいは後退させるなどの改変が加えられております。私が確認しただけでも、市民参加、知る権利にかかわる条項部分は9カ所ありました。そのうち7カ所が削除されているわけであります。残るは2カ所ですが、その2カ所はどうなっているか。原案6条、市民の申し出は、市民が環境の保全に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出る権利を規定したもので、市民参加を保障する上で大事な規定であります。ところが、第3項に重大な改変が加えられています。第3項では、市民の申し出に対する処理経過、結果を市民に明らかにする市長の義務が定められておりますが、この義務規定が修正案では努力規定に変えられてしまっています。市民に明らかにするのは当然のことであります。義務規定のままでなければなりません。市民の知る権利を薄める意味を持つ改変で、原案からの後退であります。

原案30条は、日野市環境審議会に関する条項ですが、その第5項で「市長の委嘱する委員の3分の1は、公募によるものとする」、3分の1は必ず公募で選ぶ、こう定められていました。ところが修正案は、市民から選ばれる委員を最大限5分の1とし、

原案の3分の1から後退させています。また、公募に関しても、原案の義務規定を「できる」規定に変え、公募しなくてもよい規定になってしまっております。原案からの重大な後退だと言わなければなりません。

次に、市長の事業者への権限、それに対する事業者の責務にかかわる条項はどうなっているか。そのことについても触れておきたいと思います。

原案第27条、大規模事業者の義務、1項。原案では、環境配慮の方針を作成することが大規模事業者の義務とされているが、修正案では努力規定となっております。

原案第28条（大規模事業者への勧告）を全文削除しました。市長の大規模事業者に対する勧告、勧告に従わない事業者の公表を規定する条項であり、これを削除したのは原案からの大幅で重大な後退だといわなければなりません。

一方、原案第29条は、修正案第21条で大幅に項が追加され、ここでは、開発事業者に対する市長の勧告、公表についての規定があります。しかし、大規模事業者の環境に負荷を与えるかもしれない活動は、開発事業に限定されるものではありませんから、28条の削除を補うものとはなっていません。

原案第11条（普及）の項が、条項が全文削除されております。この条文には、市長の事業者への要請権が規定されておりました。削除は原案からの後退であると言わざるを得ません。

次に、先行する条例、要綱に根拠を与える条項の扱いはどうなっているか、このことについても触れておきたいと思います。

原案第16条（誘導的措置）を全文削除しています。1項を削除したのは、大きな問題があると言わなければなりません。1項は、市民や事業者の取り組みへの市の助成などを規定しております。既に市は生け垣、生ごみコンポスト、雨水浸透ます等について助成しており、環境基本条例はそれらの施策の法的根拠となる条項を持つ必要がありますが、この法的根拠である条項を、修正案は削除してしまいました。

次に、原案18条（廃棄物の減量等の推進）、この部分を全文削除しております。日野市は既に廃棄物の処理、リサイクルに関する条例を持っております。環境基本条例は環境関連条例の最上位に位置する条例であり、廃棄物処理、リサイクルに関する条項を持つのは当然で、削除の必要はありません。不思議なことに、事業者については、原案第4条3項をそのまま生かし、修正案6条3項でその責務を規定している。整合性に欠ける事態だと言うべきであります。

原案第21条（監視等）を全文削除しております。日野市は既に清流監視委員の制度

を持っています。この条項は、その根拠となるもので、必要な条項であります。都条例にも同様の条項があり、修正案は都条例のレベルにすら達していない、こう言わざるを得ません。

最後に、その他の問題点についてもいろいろあるわけではありますが、2点だけ、大事だと思われる点を指摘しておきたいと思います。

原案第30条（日野市審議会）、環境審議会、第5項について、修正案は23条5項で、審議会のメンバーを特定しております。原案は、特定をしておりませんでした。この中に市議会議員が入っているわけではありますが、市議会議員を入れるのは適当ではないと思います。

そもそも各種審議会に市議会議員が参加するのは、基本から考え直す必要があると思われます。市議会議員は一人ひとり市民の公選により選出され、市議会を構成しております。市長もまた公選の行政責任者だ。その市長のもとに置かれた補助機関としての各種審議会に市議会議員が参加することは一体いかなる意味を持つのか。市長の補助的機能を果たそうというのか、それとも市長に対するチェック機能を果たそうというのか。前者であれば、直接市民に選ばれた市議会がなすべき任務ではないはずですし、また後者であれば、議会それ自体としてチェック機能を十分に果たすべきだということでしょう。市長の諮問機関に市議会議員が参加しているのは、市議会の直接果たすべき調査、研究、討論を通ずる立法作業、行政チェック機能を独自に果たしていく任務を矮小化する結果になるのではないのでしょうか。

とはいえ、多くの自治体で現実に市議会議員が各種審議会に参加しております。それが常態化していることも、また事実であります。なぜ、このようなことになっているのか。恐らく市長部局の側が、市議会との関係を円滑に進めようとしたことから始まった悪しき慣習だと思われますけれども、市議会の側としては、あくまでも自己抑制的な態度で臨むべきです。市議会の側から審議会への参加を要求するなど、あってはならないことです。ましてやそれを市議会の側が提案する条例で盛り込もうとするなどは、もってのほかだと言わなければなりません。もし、この条例案が成立するようなことになれば、日野市議会の見識の程度が問われることになります。そう、あえて言わざるを得ません。

最後に、修正案は、同じ審議会の構成に関する部分で、市議会議員と並んで事業者を審議会に入れるとしています。これはもっと問題であります。事業者は、ある事業に関しての主体という概念であり、それは個人であったり法人であったり、時には市そ

のものであったりするわけであります。例えば、区画整理事業の施工者たる市は、事業者たる市ということになるわけであります。したがって、事業者を審議会委員の選出基準にするのは、根本的に間違っている。事業者という言葉は正確に、より具体的に表現すれば、事業者とは、環境に何らかの影響を与える事業を行う市民、法人、市など公共団体のことだということになるわけですから、事業者という言葉は何の特定性も持っておりません。何の特定性も持たず、規定としての意味がないと言わなければなりません。また、事業者の概念は、目的を持った事業に関するものですから、持続性を持たないことがしばしば起きるわけであります。

例えば、ある個人が大きなマンションを建設し、これを販売してしまう。きのうまでの特定の事業者が、きょうはもう事業者ではなくなるという動的な性格を持っています。市民とか法人とかいう一般概念とは明らかに異なっており、審議会などのメンバーを特定する場合に使う用語としては、全く不適當だと言わなければなりません。修正案条文作成上の明白な誤りであります。

最後に、以上述べてきたように、修正案は市民が提案した原案を大幅に後退させるものであります。中でも見過ごせないのは、市民の参加する権利、知る権利にかかわる部分のほとんどを削除し、わずかに残された2カ所についても原案の規定性を弱め、後退させる改変を行っていることであります。事業者に対する市の権限にかかわる条項でも、市及び市長の権限を弱め事業者の責務を薄める削除改変を行っていることもまた重大であります。

原案は、改めて言うまでもなく、1万5,000に上る市民の直接請求によって提案されたものであります。それだけに、市民参加や知る権利について具体的に規定する条項を豊かに備えておりました。修正案は、原案の命とも言うべき部分をばっさり切り捨ててしまっているわけであります。

また、修正案が、形式の上でも不備であることは明らかであります。この条例は基本条例だから、先行する環境行政にかかわる条例や要綱に根拠を与えるものでなければならないが、修正案は原案が備えていたそのための条項を逆に削除していることは、先ほど指摘したとおりであります。さらに、環境審議会に関する部分で述べたように、修正案は明白な誤りを含んでおります。内容から見ても、また形式から見ても、到底、市民の批判に耐えられるものではないというべきであります。

環境基本条例をつくるために熱心に署名を集めた多くの受任者の人々、署名をした1万5,000名の日野市民が修正案の中身を正確に知ったときに、一体何と言うでしょう。

中身を知った上で、なお「内容はともかく通ったのは結構だ」と言うのでしょうか。決して言わないだろうと思います。（「そうだ。言わない」と呼ぶ者あり）全国的に見ても、先駆的な環境行政を展開してきた日野市に住む市民の誇りにかけて、この修正案は成立させてはならない、こう言うに違いありません。修正案は、不採択とすべきである。

最後に、同僚議員の皆さんがこぞってこの修正案に反対する意見書を表明されることを心から期待し、希望して、修正案に対する私の意見といたします。

○議長（福島盛之助君） 次に、執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 生活者ネットワークといたしまして、修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

生物の生存にかかわる地球環境の悪化を足元から変えたいと、日野市民が環境基本条例の直接請求署名活動を始めたのが、昨年10月20日でした。1カ月の署名期間、署名簿の審査等を経て議会が開かれたのが本年1月13日、市民が環境を守る思いを込め、署名を始めてから約1年の時間をかけ、ここに市民案がたたき台となる修正案がまとめられたことは、喜ばしいことです。この間、閉会中の委員会を含め5回の総務委員会で真剣に審議された総務委員の皆様の御努力に、心から敬意を表します。

思えば、議案提案時の市長意見は、市民案否決でありました。市長意見のハードルは高く、環境基本条例をつくりたいという市民の思いは無になるのかと心配しました。今回の修正案は、市よりの検討意見も視野に入れた修正案ですので、修正された部分は、市、そして議会に托された宿題であると考えております。今後、国の法律、社会の動きに合わせた改正が必要になってくると感じておりますし、市民案にある考え方を、要綱や個別の条例で補完することを、できる限り市として進めていただきたいと思います。

さて、「晨」という雑誌があります。1995年9月号、現代首長の群像に、森田市長の記事が掲載をされております。その最後の方で、このように書かれております。文中、敬称略となっておりますので、そのまま読みます。——その森田が、今、またまた物議を醸している。この6月、市民グループが直接請求した「環境基本条例案」を市長みずから“拒否”したのである。「地方自治は民主主義の学校」を標榜し、全国に先駆けて住民参加による総合計画づくりを実現させてきた市民派市長の決定だけに、住民はその真意を測りかねている。が、当人はいたって穏やかだ。「特定の市民グループが専門家まで動員し、詳細な規定まで定めた条例案を直接請求するのはいかなものか。住民

参加はもっと広範かつ常識的で単純明確な形でなければならない。（市民グループが）ちょっと育ちすぎちゃったかな（笑い）」——この辺が戦後世代とは一味違うところであるという記事ですが、これは今回の署名にかかわり、よりよい環境をつくっていかうと必死に活動した市民がつくる環境基本条例の会や受任者、署名された多くの市民に対して、まことに失礼ではないかと私は考えます。もし、事実と違う記事であれば、嚴重抗議をされ、議会、そして市民にもその旨をどうぞお伝えください。

時代は変わっています。直接請求の制度そのものも変えるべき点があると私は考えています。市長も、ぜひ新しい目で市民運動をとらえ、反対型だけでない市民運動が日野市に息づいていることを、ぜひ認識をしていってください。その上で、市長を初め職員の皆様におかれましては、今回の条例を十分に機能させていくこと、総務委員会で明言されましたオンブズマン制度を一日も早くつくっていただくことを心からお願いをいたしまして、私の意見といたします。

○議長（福島盛之助君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ただいま議題となっております総務委員長の環境基本条例に対する委員会審査報告への意見であります。私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、また総務委員会の委員の1人として審査に加わってきた経過などを踏まえて、意見を申し上げたいと思います。

総務委員会で、多数で可決されました内田議員ほか3名から提出されました修正案に反対する立場を明らかにしてまいったわけであります。日本共産党市議団は、この環境基本条例に関する市民運動が起きた当初から、この環境基本条例に対する考え、見解を明らかにしてまいりました。昨年の11月、日本共産党市議団、日野市議会連名で発行をしたチラシの中に明らかにしておりますが、全文は省略いたしますけれど、主なところだけを御紹介しておきたいと思います。

条例制定の直接請求権は、住民自治を実現する大切な権利です。日本共産党は、市民の直接請求運動を歓迎しますと、基本的にその請求運動を支持する考えを明らかにしております。そして、この条例が本当に効力のあるような内容となるためにも、日本共産党は力を尽くしますということを明らかにしておりますが、その中の一つとして、緑と清流を取り戻そうのスローガンのもとに進められた日野市民と行政の先駆的な取り組み、例えば日野市環境保全条例や日野市まちづくり指導要綱による公害や乱開発の防止、水路清流課の設置と用水の保全や清流回復事業、緑地信託制度など、積極的な緑地保全等々を正当に評価し、さらに発展させるという内容とすべきものであります。そ

して、こうした発展の方向を示して条例の内容も、より実効力のある、効果のある内容とするよう提言、見解を明らかにしているものであります。

日本共産党がこの運動を支持して、修正案を出すのはおかしいではないかとの意見もありましたが、昨年の11月に、既にこの問題についての見解を明らかにしておるだけに、さまざまな意見など全く当たらない、ということを申し上げておきたいと思います。

次に、日本共産党市議団を代表いたしまして、私が提案者となりました、一部修正を行って原案賛成の立場での修正案を提出した内容について（発言する者多し）、意見を申し上げておきたいと思います。私が提案をいたしました修正案の内容は、御承知のように、日本共産党市議団は論議を行ったことはもちろんでありますけれど、広く市民的な論議を行った経過を持っているものであります。

例えば、前文の原案を全文的に書きかえました。これは、原案では余りにも抽象的であり、一般的な前文に終わっているからであります。総務委員会で、この基本条例の審査が始まった当初、請求代表者と総務委員の間で懇談会を持ちまして、請求代表者の意見も聞くことができましたが、その際に、私は、なぜ日野で環境基本条例の制定かということについて伺った際、残念ながら説明がありませんでした。私は、先ほど申し上げましたように、日本共産党が既に見解を明らかにしておりますように、この日野市において二十数年間の革新市政の実績をさらに発展させるという方向でこそ、この環境基本条例もより効力のある内容とすることができるという、この見地に立つならば、前文はもっと具体性がなければならないと思います。

例えば、このように修正を行っております。「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会と言われる現代社会、自然環境の破壊を地球的規模にまで推し進め、自然と人間の共存を危うくする事態を招いている」というふうにしたものであります。これはまさに今日の地球的な規模における大量生産や大量消費、大量廃棄型の社会を的確に表現したものであります。その中であって日野市民は、乱開発を許さず、緑と清流と太陽の美しいまちをつくることを、市民の共通の言葉として自然環境を保全する産業と住空間が調和して併存するまちづくりを目指してまいりました。未来の日野市民にこれを引き継ぐことは、私たち今を生きる日野市民の責務であると、はっきりと述べておるわけでございます。

そして「豊かな環境を保全し、人間の健康で文化的で快適な生活を享受する権利を実現する課題は、国や国際的な力だけではなく、優れて地域的、示威的な力を必要としており、私たち日野市民と日野市は、主権者たる市民の積極的な政治参加のもとに、

困難であっても希望のあるこの課題を実現するよう努力する」このようにうたっているわけであります。

こうした前文の表明から考えてみまして、原案にもありましたように、条例案の中でうたわれております市民参加や、あるいは市民の権利、さらには市民の運動というものが、環境を守る上で極めて重要になっているということを物語ったものでもあるわけであります。

そこで、私たちの修正案の中には、原案のそうした優れた点を最大限生かすという立場をとってまいったわけでございます。修正内容も最少にとどめてありますが、中でも（誘導的措置）の第2項、第3項は削除いたしました。これは、直接請求の代表者も説明いたしましたように、ごみの手数料の有料化などを考えているということでありますので、これは私たちの考えとは相入れることができなかったわけであります。

さらに、原案の環境審議会に次いで環境調査会がうたわれてございましたが、これは環境審議会に一本化して整理をしたというものでございます。

あと、細かい点などはございますが、要するに、基本的な原案の精神を最大限生かし、それをさらに日野市のこれまでの実績を一層発展させるという、そういう立場で若干の修正を加えたというものであります。

なお、紛争の話し合いによる解決という条項を挿入いたしましたが、これはまさに権限なき行政と言われる中で、徹底的な当事者間の話し合い、また市もそれに参加しての合意に基づく解決を目指すという精神を明らかにしたものでございます。

次に、内田議員ほか3名から提出されました修正案について、触れておきたいと思えます。

いわゆる内田議員の修正案は、先ほど佐瀬議員も細かに問題点を指摘いたしました。原案から削除されたものだけをとっても、第2条、市民の権利、第4条、事業者の責務のうちの第3項、情報の公表が削除をされました。

第5条、市民の責務のうちの第2、第3、第4項、市民の自主的な活動、市民の権利の行使等が削除されております。

第15条、規制的措施が削除をされました。

第16条、誘導的措置も削除をされております。

第18条、廃棄物の減量等の推進も削除をされました。

第19条、民間団体の自主的な活動の援助、これも削除をされております。

さらに21条、25条も削除されました。

これらを見てまいりますと、明らかに市民に関する条項などがほとんど削除されているということがわかるわけであります。この修正案の最大の特徴である市民に関する条項の削除のかわりに、事業者の責務のある部分等が逆に削られて、緩やかにされたということが言えると思うわけでございます。全体を通して受ける印象は、市民の権利、運動、情報を得ることなどがなくなったかわりに、事業者が全面的に顔を出してきたということが言えるのではないかと思うわけでございます。

例えば、その一、二例を申し上げますと、第4条2項は、市の責務の中で、市民と事業者の意見を聞いて云々ということで、市民と事業者を同列、並列に扱っております。さらに、修正案の最後の条項であります、第23条、日野市環境審議会の中における委員の中に、市議会議員あるいは事業者が含まれてございますが、事業者が公然とそのメンバーに列記されたということなどが、その指摘に当たる部分でございます。

それでは、事業者をどういうふうにとらえているかということが問題になるわけでありますけれど、修正案からは、全く市民以上に、むしろ扱う傾向が強いわけでありますが、私たちは、この事業者についての認識を次のように考えているわけであります。

環境庁企画調整局の企画調整課が発行しております「環境基本法」の解説などを参考にいたしますと、事業者というのは、特定の事業活動を行う個人、法人等、団体であって、営利、非営利のそれぞれの事業目的を実現する主体であって、人権主体ではないということです。人権主体である市民と同一レベルで扱うのは妥当でないというものであります。むしろ事業者は、環境への負荷の原因者として一般の国民や市民に比べて環境への負荷の量が大きく、また環境保全の措置を実施し得る人的、物的能力を有することなどの点で、一般の国民や市民とは環境保全にかかわる責務が大きいので、特別の責務規定を設けているのでありますと、こういうふうに解説をしているわけであります。

この関係を踏まえることは、この条例案だけではない重要な考え方ではありますが、なお、このことは事業者自身が環境の享受者であり、市民とともに環境保全の活動の主体となり得ることを否定するものでないことはもちろんであります。むしろ事業者の環境保全にかかわる位置を明確にするということが大切だと考えているわけでございます。

さらに、意見を聞く対象から事業者を除くということに、先ほど環境審議会のメンバーに加えたことに異論を申し上げたわけでありますが、これは事業者である個人もしくは事業者のメンバーとしての個人が市民として意見を述べることは、あるいは一般に意見を表明する辞を制約するものではないということであります。事業者の意見が反映できないということは、いささかもあり得ない。要は、この条例上の事業者の位置を環境

への負荷の原因者として、その大きさや、あるいは対処能力を踏まえての責務の大きさゆえに一般の市民とは別に規律するという趣旨をあいまいにしていけないということをはっきりさせるということが、この条例の中でも重要な点なのであります。それが、ごちゃまぜにされて市民と同じように扱われているというところに、事業者に対する認識が誤っているのではないかと考えざるを得ないわけであります。

以上のような考えに基づきまして、内田議員の提案された修正案にはとても賛成できない。原案を大幅に骨抜きしたものだと言わざるを得ないわけでございます。

なお、この際に紹介をしておきたいと思うのでありますが、内田議員の修正案の提案の際に説明を行ったのによりますと、会派間で調整を行ったということもあったそうであります。もちろんこれは日本共産党市議団や護憲市民会議はあずかってないことでもありますけれど、幾つかの会派間で修正案の調整が行われたということでもあります。さらに、ネットとは話し合ってきたということでございます。ネットのどういう方との話し合いが行われたかは不明でありますけれど、話し合いは行ってきた。末端の方は納得できないだろう、ではこの修正案では納得できないだろうということを、みずから内田議員もお認めになっているところであります。

その他、細かい点などもあるわけですが、主な説明を行った点は、以上の大切な点があったかと思えます。私は、これらの説明を聞いて、二、三、質問を行いました。例えば、修正はどういう方向に沿って修正を行ったのかと質問を行ったわけですが、答弁は、環境を保全するためだ、こういうような説明が行われたにとどまりました。

次に、市民の参加あるいは権利、その他、市民にかかわる部分が大幅に削除されたという点での質問にも、具体的にはお答えにならなかったように受けとめております。

さらに、修正案の中で、原案の変った点の一つといたしまして「環境審議会における市民の公募による」としておりました原案を「公募によることができる」と変えたのは、どういうことかと質問を行ったのでありますけれど、これも具体的な説明はなく、他市の条例などを参考にしたという程度の説明だったと思えます。これでは、本当に市民運動に基づいた直接請求による条例を修正するということは、いささか問題を残したのではないかと考えているわけであります。

全体として、このように修正案を大幅に変えられた、別のものとして修正案が変わったというふうな受け取らざるを得ないわけございまして、なお審議を行い、私の提案いたしました修正案を含めて、市民との意見交換の場を設けるなど、市民の意見を十分

反映する審議が行われるように提案を行ったのでありますけれど、残念ながら多数によって受け入れてもらうことができなかったわけであります。採決の結果、総務委員長の報告のあったような多数で、内田修正案が可決すべきものと決まったということでございます。

最後になりますけれど、きょう、日野市環境基本条例が総務委員会の報告として本会議に報告されるということで、たくさんの市民の方々が議会に傍聴においでになりましたし、会派にも環境基本条例審議に対する要望を行ってきました。その要望書の中を紹介しておきたいと思います。これは、市民もどういうふうに受けとめているかということであらわしたものだ、私たちは受けとめているわけでございます。

今、日野市議会で審議されている環境基本条例案は、1万5,000人に上る日野市民の直接請求によって提案されているものです。私たちも日野市の環境行政が一層発展することを願って、この直接請求運動に参加してきました。市民が要求した環境基本条例案の最も肝心な部分は、環境行政への市民の参加と環境保全に関する情報を知る市民の権利を具体的に保障し得る点にあると私たちは考えています。日野市が取り組んでいる緑と清流行政や、ごみリサイクル行政を例にとるまでもなく、これらの環境行政は市民参加なしには成り立ち得ません。また、市民の環境行政への参加を促すためには、正確な情報が市民に提供される必要があります。私たちは、日野市議会が基本条例案に込められた市民の思いを真摯に受けとめ、市民の権利をしっかりと保障する方向で審議されるだろうと期待していました。ところが、9月19日の総務委員会で否決された修正案は、市民の参加する権利、知る権利にかかわる部分のほとんどを削除しており、直接請求運動に参加してきた私たち市民にとって、到底納得できない内容になっております。また、私たちは、基本条例案の根幹にかかわり、大幅かつ多岐にわたる修正案が提案されたその日のうちに委員会で採決されてしまったことに対しても、大きな疑問を感じています。基本条例案は多くの市民が参加した直接請求によって提案されたものですから、もし大幅な修正を加えようとするのであれば、その内容を市民に知らせるなど、もっと慎重で丁寧な取り扱いがあってしかるべきだったのではないのでしょうか。修正案は、本日の本会議に上程されると聞いております。私たちは市議会が修正案に対する市民の意見を聞く機会を設けるなど、さらに慎重な審議を継続するために、修正案を委員会に差し戻されるよう強く要望するものです。1995年9月29日——ということで、連名がずっとあるわけでございます。まさに、この環境基本条例案の市民運動に参加された方自身がこのように述べているわけでありますから、十分、これらの関係する市民に

修正の内容を周知、徹底させるという機会を、議会としても設けるということは当然の市民の期待に沿うことではないかと考えるものであります。

よって、先ほど一ノ瀬議員からも動議が提出されましたが、議長は動議の要求を行った数は少数だ、こう判断されたようでありますけれど、少なくともその動議を一たんは諮るということが必要ではなかったかと私は考えております。なお、今後の議会運営の中で、一層これらを参考にしていただきたいということを最後に申し上げて、意見いたします。

○議長（福島盛之助君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 修正案に賛成の立場で、意見を申し上げます。

平成7年1月13日に開かれた臨時議会は、日野市の住民団体が1万5,000人分を超える有効署名を添え、直接請求した環境基本条例案を審議する議会でした。日野市としては、市政始まって以来の直接請求であり、同時に、直接請求に必要な署名数、2,568人の5.8倍強にも及ぶ大変な数の市民要求でした。これらの要求に対する森田市長の地方自治法に基づき添えられた意見は、条例案の制定は時期尚早、すなわち反対の見解を示されました。しかし、良識ある、そして冷静な議会の判断で、時間をかけて審議する必要があるとして総務委員会に付託され、継続審議の扱いとなり、以降、今日まで時間をかけて慎重審議を重ねた結果として、修正案提出となったことは言うまでもありません。

私たち市民クラブは、与党、野党の枠組みにこだわらず、是々非々の立場で慎重審議を相当の時間をかけ、検討いたしました。すなわち、市民団体が条例の制定要求のきっかけにもなったと思われる、1992年にブラジルで開かれた地球サミットでのメッセージ、今や地球環境は1国の問題にとどまらず、地球全体のものであることの認識が必要といったことや、市民グループの熱気として伝わる、私たち大人はこの自然環境を子供たちの世代に変わることなく受け継ぐ義務を持つといった訴えの受けとめ、一方、森田市長が反対の理由として掲げた一つには、現行法との整合性の難しさがあること、二つには、大きな財政負担が必要となること、三つには、市民参加によって事業の遂行が停滞するおそれがあること、四つには、市独自の環境アセスメントの困難性、等々に対する受けとめも当然、考慮すべき事項でありました。

そして、さらに大切なことは、現実を直視せずの条例制定がために、市民生活が事業活動が、行政運営が、負担、負荷、拘束によって正常なる動きが停滞するようなことがあってはならないということでございます。私たち市民クラブは、わずか3人とい

う最少の会派ですが、今、事例として掲げた問題点のみならず、あらゆる角度から検証し、だれもが願う、人と自然とが共生することができる豊かな環境保全の策となる条例整備に努めてまいりました。その中で、直接請求の可決の難しさも知りました。東京白書によりますと、1992年10月から94年12月までの3年間の条例制定直接請求の主な例の結果を見ますと、全国三十数例のうち可決は2件、それも修正でございます。まだ審議中といった日野市のような扱いのものも数件ありますが、その8割近くは否決というのが全国の実態でございます。

このような実態にある中で、私たち市民クラブは、かけがえのない地球環境を守るため、今、一人ひとりが行動を起こし、身近なことから着実に始めることが日本全体、そして世界全体の地球環境保全に向けた大きなうねりをつくり出すことにつながるという言葉に沿って、日野市の修正された環境条例が、そのうねりの小さな第1歩になればと、賛同するものでございます。

最後に、改めて申し添えますが、地球環境保全は21世紀に向けた万国共通の課題であります。このような主要なテーマを、1党1派の主義主張で別行動をとることなく、全会一致修正案可決されることを訴え、意見いたします。

終わります。

○議長（福島盛之助君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今、基本条例修正案について、執印議員、それから沢田議員の方の話で、もうすべて尽きているわけですがけれども、先ほど、るる佐瀬議員、それから板垣議員の方から、これに反対の詳しい説明がありましたけれども、これはむしろ市長にお話をする話であります。これは、簡単にさっと理由は行かれましたけれども、執印議員もおっしゃっていましたが、要するにこの環境基本条例についての原案は、市長の意見は、5点ぐらいの理由をもって反対だ、これはできません、という意見を添えたわけであります。これについて、いわゆる与党の議員からは、何の説明もない。一生懸命、市長選挙で応援をした市長を支える立場であれば、また、市民要求から直接来る話であれば、それを何とか具体的に実現する方向で走るのが、私は、今、反対をされている人の基本的な立場だろうというふうに思います。（「一貫しているよ、立場は。何を言ってるの」と呼ぶ者あり）それが、実際にはなされてこなかった。それがもう大きな1点であります。要するに、市長は、この原案については否決という形でありました。

それでは、この否決ということでもいいのかどうかということで、修正案の方は苦労さ

れたわけであります。その苦労の中に、具体的に市長の方でなぜできないのかということ、市長は自分で責任を持って具体的にこういうことができません、この条例についてのここはまだ時期尚早ですというものを、具体的に資料として提出をされました。市長は。で、その市長案も具体的な中に織り込んで、どれまで1歩理想に近づけるかということで具体的な作業をした作品の基本が、まさにこれ、修正案であります。ですから、この修正案に対して、先ほど反対意見の方がるる申し上げたことは、市長に対しての話であります。むしろ市長を部局の方、督励をして自分たちにそういった作業を丁寧におやりになってやるのが、これ、正道であります。一切そういうことをされないので、今おっしゃった話を修正案に賛成する側の攻撃材料として使っている。これは逆ではないか。市長にお話をされる話であります。市長を説得する話であります。それに対して一切お話しにならない。これはもう、とんでもない話であります。

これは日野市において、今回、非常に典型的な例として、私は非常にいびつな現象だと思っています、こういうふうな現象は。むしろ与党が修正案を出してきて、それで野党の協力を得ていくのが当然ではないですか。逆なんですから。そういうことが日野の市議会の中では、ほかにも具体的にあります。その辺は私は非常に奇異に感じます。それを反対をされる立場の人たちは、政治責任としてどういうふうに考えておられるのか甚だ疑問であります。大きな点が、それであります。そもそも、この市長の方が怠慢だから直接条例が出てきたわけです。既にほかの市町村がやっているわけです。その大きな根本的なところも欠落をしている。それで議論をされている。おかしいと思います。

そして修正案の方は、国の法令と、また東京都の条例、それから先駆的にやっている条例、そういう点をつぶさに研究された上で出されてきていると思います。ですから、その辺の配慮、むしろ市長の方の、どこまでしたらできるかという、ある意味では共同作品の部分があってでき上がったものですから、この修正案に賛成するのが、私は市長を支える方々の責任ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 日野市環境基本条例に対する修正案に賛成の立場で、民主クラブを代表して意見を申し上げます。

御承知のように、日野市環境基本条例は、市民がつくる環境基本条例の会より、平成6年12月27日に、日野市の人口の10%に当たる1万五千余名の署名を集め、本請求

を行ったものであります。署名活動に参加された多くの市民各位に、感謝と労苦を表すものであります。同時にまた、間接民主主義の制度下で活動する議員の1人として、この請求が出された経緯と、これを審議する立場から、問題意識を持たざるを得ない現実には直面したわけであります。

平成7年1月13日、第1回臨時市議会に直接請求の基本条例が提案され、同時に、条例案に対する市の意見も添付されたわけであります。市の意見は、いわゆる環境影響評価の問題、あるいは誘導的措置の問題、つまり根本となる影響評価の問題の、いわゆる対象規模を下げる、このことが大変問題である、このように指摘をしております。つまり、行政組織の問題、あるいは財政負担の問題、規模を下げることによって執行が十分なし得ない、このような御意見でございました。

さらにまた、誘導的措置の問題につきましては、原案につきましては、経済負担を生ずる、このことも財政を圧迫する一つの要員だ、このように指摘をしております。

また、そのほかにも、実施が極めて困難なもの、あるいは効果に疑問のある規定、あるいは既に実施をしているもの、あるいはそのほか法律とか、その他の調整を要するもの、こういうものがございまして、現時点では時期尚早だ、こういうことでございます。さらにまた、後日、市長みずからが独自条例案を提案するという意向も示されたわけであります。

一方、市民がつくる環境基本条例の会の代表者の方は「環境問題は20年から30年先を先取りする必要がある。したがって、だれがペースメーカーになるか、それは市民であり、議会であると感じている」このように意見を述べております。

その後、時間の経過があったにもかかわらず、市長から対案の提示もなく、やむなく付託された総務委員会、その中で直接請求の代表者の方々から、意見交換を交えながら、それぞれ意見交換をしたわけであります。その結果、修正案の検討に至ったものであります。

御存じのように、総務委員会は1月13日から9月19日まで、延べ5日間の審議を重ね、その中で、逐条的に審議をしまいりました。その中で幾つかの問題点、あるいは疑問点、この存在が明らかになったわけであります。

条例として施行するからには、その条例の実現の可能性、あるいは実効性、法制度としての整合は不可欠の要件であります。そういった観点から判断を行ったものであります。しかも、この条例は、環境の保全、あるいは回復、創出、こういうことについて、新たに第1条に目的を設置し、第3条に基本理念、あるいは第7条に、国及び他

の地方公共団体との協力、このことを新設をいたしまして、さらにまた、日野市と市民及び事業者の責務を明らかにし、環境基本計画、あるいは配慮指針、環境影響評価、環境審議会、そういった柱を残すことで、生活の見直し、あるいは環境保全型のまちの創出と持続可能な社会への展望を持ったものである。したがって、この条例原案の趣旨をでき得る限り生かしたもので、修正案に賛同するものであります。

意見といたします。

○議長（福島盛之助君） ほかに御意見はありませんか。馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君） 本来、意見を言うつもりではありませんでしたが、内容を聞きまして、まず基本的な部分が欠落しておりましたので、若干、修正案に賛成の立場より意見を述べておきたいと思います。

直接請求は、直接民主制の一つとして、地方自治法第74条に条例の制定または改廃の請求とその措置で制定されているものである。法定数の署名が集まれば市長に請求できるものであります。直接請求は、昨年11月24日、1万5,046名の署名で、森田市長に環境基本条例の制定を請求されたものであります。これを受けて、ことしの1月13日、臨時議会を開催し、日野市環境基本条例に対する意見としては「この条例案の基本的理念や趣旨を尊重し、本市の自然環境、地勢、人口、さらには緑と清流のふるさつをつくるため取り組んできた先駆的な施策の発展を目指し、ふさわしい環境基本条例案を策定し議会に提出したいと考えております」との意見が付されているところでございます。これにつきましては、夏井議員が先ほど意見を言われているところでございます。

直接請求は、市長に出されたものでありますが、市長案は提出されず、私どもは市長案を提出できるように求めましたが、一向に市長案を議会に提出されず、まことに遺憾であります。聞き及ぶところによりますと、直接請求者は森田市長に面会を求めて、行政として条例をつくらなければ直接請求を提出することを要請したのでありますが、市長は、なにか他人ごとのように勘違いをされたようで、直接請求を提出することを激励されているようでございました。

直接請求は、市長に対して環境条例の制定を求めたが、それに応じられないため、やむを得ず伝家の宝刀として直接請求が出されたものであります。日野市政は、第1次基本構想及び第2次基本構想、第3次基本構想においても、緑と文化と市民都市を掲げ、都市像を支える3要素の一つとして、緑と清流と太陽としているところであります。自然環境や市民維持、市民参加を提唱しているところであります。それらが日野市に環境基本条例の制定を求め、直接請求が提出されたことは皮肉なことであり、また、まこ

とに遺憾なことでもあります。市長の行政手腕が問われているものであります。環境問題の不備等で、第3次基本構想が否決されたにもかかわらず直接請求が提出され、環境基本構想条例の上位契約であります第3次基本構想がこの2点を踏まえず従来の案を再び提案されていることは、行政としての真意を疑うものであります。本来的に森田市政を支えるべき与党は、直接請求が提出される前、請求者、市民と行政のパイプとなり、市民参加による環境基本条例の制定を図るべきであります。また、直接請求を提出された後においては、市長案を早急に議会へ提出されるよう尽力すべきところではございましたが、直接請求運動にかかわったり、修正案を提出するなど、責任与党としてはほど遠い気がするわけでございます。

例えば、6月25日の朝日新聞によりますと、森田市政では共産党など与党勢力は過半数を占めていない。市長は議会で市民案が可決されれば従う方針だが、多数与党なら否決できたと複雑な思いのようだと、朝日新聞に報道をされているところであります。

直接請求制度は、間接民主主義の弊害を是正するための直接民主主義の原理に基づく住民の基本権とされているところであります。行政側が応じられぬのならば、議会に要請活動を行い、議会が応じられなければ直接請求もやむを得ないということでございます。直接請求運動にも市議がいたにもかかわらず、この間接民主主義のプロセスを踏まず、直接請求を提出されたことはまことに残念であります。

1月13日、臨時会において、日野市環境条例案及び市長の意見が付されて議会に上程され、委員会付託となり、議決機関として委員会審議を重ねても一向に市長案が提出されず、やむを得ず内田委員は修正案を提出されたわけでございます。条例案に対する意見にもありますように、市が単独でこれを実施することは時期尚早であります。また、実施を極めて困難あるいはその効果に疑問がある規定等の指摘を考慮に入れた基本的な環境基本条例としての条例化を行い、今後、社会の動向、市民のコンセンサス及び行政の主体的体制等のかんがみ、より環境への負荷の少ない人と自然とが共生できる豊かな環境を目指していくための条例の充実を求めるための第1歩として、修正案に賛成するものであります。

以上、基本的な部分についての意見といたします。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手多数であります。よって議案第1号、日野市環境基本条例の件は修正可決されました。

これより議案第56号、第3次日野市基本構想の制定、議案第57号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本2件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時38分 休憩

午後4時19分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れの件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） それでは、総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れについての件でございます。

主な質疑といたしましては、仕様書に書いてある定員の内訳について教えてもらいた

い、というものでございました。

意見なく全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第66号、消防ポンプ自動車の買入れの件は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君） 議案第62号、市立総合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

内容といたしましては、MRI室シールド工事、3,203万3,000円、MRI室新設工事、3,666万8,000円等でございます。病院建て替えの計画はあるものの、現場技師の切実な声にこたえて導入に踏み切りたいとの説明がありました。

なお、MRI室へはレントゲン室から出入りできるようにするとのことでございます。資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額、2億8,205万1,000円を、過年度分損益勘定、留保資金2億496万3,000円、及び建設改良積立金、7,708万8,000円で補てんするものであります。

厚生委員会といたしましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第62号、平成7年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号、日野市市民農園条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 議案第58号、日野市市民農園条例の制定につきまして、建設委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この条例は、市民が農園作業を通じて自然に親しみ生産の喜びや豊かな余暇活動に資するとともに、市民農園事業を通じて都市環境の保全に寄与することを目的としたものでございます。この条例化への背景は、これまで農地保全の手段として取り組まれてきた要綱としての消費者農園ですが、平成4年の生産緑地法の一部改正に伴って、その扱いが大きく変わることや、公の施設として明確な位置づけを行うため、市民農園として条例化し、より広く活用していこうというものでございます。

条例の構成は、市の責務、使用者の資格、使用料など14条からなっており、主な内容は八つの農園からなり、全体面積は約1万平米、1区画を約20平米、6坪とし、441区画に区分され、使用料は区画当たり年額2,000円とする、との内容です。

質疑として、1点目、要綱が条例化すると何がどう変わるか、2点目として、宅地化農地の税金の扱いについて、3点目として、区画数と希望者数との関係など、何点かの質疑が交わされました。

答弁として、1番目の条例化については、公の施設としての位置づけによって使用料が定められ、市の目的や責務が明確になるなど安心して借りられること、2点目の税金等の関係は、宅地化農地で宅地並み課税の税金を支払うことは大変難しく、市として借用するときもそれらの背景に沿った支払いを実施する、としています。3点目の、希望者数との関係では、平成5年度、2.1倍、平成6年度、2.3倍、平成7年度、3.1倍と、多くの人が希望しており今後もふやしていきたい、等の説明がありました。

建設委員会としては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） この議案の上程のときに質疑のやりとりがありまして、そのときの市長の発言について、私は説明が反対であろうというようなことで、意見で若干、

述べたかと思うんですけれども、当然、建設委員会には市長は出ていられないかとは思いますが、それらについて触れられたことがあったでしょうか。

あるいはまた、ないとしても、認識が、今の委員長の説明からすれば大体わかるんですけれども、その経過だけは御説明いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 建設委員長。

○建設委員長（沢田研二君） 税金に関係した部分だったというふうに思いますが、若干の質疑がございまして、担当課長からは、それに関連しては、固定資産税だとか都市計画税だとか、あるいは1平米当たり80円の補助だとか、そういったものをもって充てるといようなことのやりとりはございました。

もし、それ以上の詳しい内容が必要でございましたら、より正確を期するために担当部長からの説明もしていきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） いずれにしても、生産緑地として残す農地であっても、あるいは宅地化をする農地であっても、固定資産税並びに都市計画税は課税をされるということですから、こっちが意図しているものは、今の回答ではちょっと不明確であります。そういったことで、理事者側からはっきりその部分を確認、私は宅地化をする農地を保存していくというふうにとらえていると思いますし、説明のときも、たしかそういうことがあったと思いますが、もし後の質疑の中で、そういった市長発言が現実にあったわけですから、議事録を読み返せば十分わかることですが、そういう認識であってはまずいんじゃないかという視点でありますので、再度、改めての確認をさせていただきます。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 保存の方法といいますか、生産緑地につきましては、都市計画の中でも法律的に一定の計画決定から30年というような、一定の保存といいますか、枠がかぶさるということで、法律の中でも十分な保存形態というような位置づけにあるということであります。

しかし、宅地化農地につきましては、そのような法の中でも積極的な法の位置づけに、保存というようなことではありません。したがって、目標とするところは、宅地化農地については保存ということを主眼としながらも、その方法として市民農園なりで保存の手段を求めていくという考えでございます。したがって、方法としましては、生産緑地と同じような形態の中で今後、求めていきたいという考えではございます。これは、

都市計画との関係も出てまいります。そういうような農地につきましては、今後、追加指定というような方法も出てくるかというふうに感じております。したがって、都市計画とともに生産緑地は法の中で位置づけられておる。これは緑地あるいは公園というような位置づけの中で、法律的に位置づけられております。したがって、この宅地化農地につきましても、そのような追加申請といえますか、都市計画の中でも連携を持った中で生産緑地という手段の中で、今後、追加申請なりでこれは当然、耕作者、所有者の同意が当然必要でありますけれど、そういうような位置づけを求めつつ、今後、対応していきたい、こういう考えでございます。

当座、そうしたことが求められない状況の中では、市民農園というような手段の中で保存、要するに環境保全を求めつつ対応をしていきたい、こういう考えであります。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 大変、私が求めていたのは、市長の認識が間違っていたんじゃないかという視点ですから、今の部長の話では、もっとそれより進んで、今、宅地化をしようとする農地も都市計画上に照らし合わせて追加指定をして生産緑地にかえていくんだ、こういう施策までも展開しようとしている、まだ今の姿ではないわけです。

一面、逆にそういったことで、もしこの施策が展開されて、まだ正式な指定までされないまでも、都市計画税と固定資産税が相当減免されるに近い状態まで持っていくとか、ちょっともう、完全に生産緑地になるのと違うわけですがけれども、そういう政策展開だとすれば、市民農園にどんどん使ってほしいという姿が、本当に有利だとすれば、みんな農家の人は「どうぞお使いください」という形になっていくと思うんです。それで御都合でまたすぐ返せと。これは、返さないあればないわけですから。どうも、この間、緑地信託でやりとりもしましたけれども、余り広げちゃうと、話が、そこまで検討したかどうかということにまた及んでいっちゃうんですけど、それは別として、これからの展開の中にまた歯どめを必要とすれば、すればいいんであって、今の部長の意見はちょっと広げ過ぎた話だろうというふうに今、解釈をしているんです。

私が質問に立ったのは、あくまで市長がそういう認識であっては困るんだ。もう大体やりとりの中でわかっています。要するに宅地化しようとする農地をあくまで市は借りてやるんだ、こういうことですから、本会議場であったあの発言については、誤りだった、こういうことの認識がない限りは、理事者たる長の発言ですから、そういったことがあったのかということを知っているんであって、今の部長の答えなんて全然私は求

めているんじゃないわけです。それでないと、今後の施策展開に大きく影響する、こういうふうに見るし、生産緑地はあくまで30年間は農地として保存するんだという姿は、農家の選択があったわけですから、それはそれとして保護されているわけで、ちょっと認識がおかしいんじゃないか。こういうことで、これは市長からはっきり言うべき立場だと思います。御判断を願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先だって、本会議場で質問に答えましたのは、農家自身で宅地化を選ばれた方に対しても、生産緑地として変更をしたいという御希望があれば、なるべく御意向を受けとめていくべきであろう、というふうに考えたお答えをしたと思っております。

宅地化農地のままで市民農園に貸していただくということは、税制上にも不合理が伴ってくることでありますので、御相談には乗りますが、宅地化農地を市民農園に直接的に確保していくということは相当慎重を要する、このように申し上げておきたいと思えます。

宅地化農地の方には、話は別であります。市民住宅というふうな施策もございますので、十分相談はさせていただきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今の答えも、全く認識がおかしいんじゃないか。要するに宅地化を求めていく人たちには、市民住宅ですか、そちらの展開を云々というようなことでありますけれど、今やろうとしている市民農園の土地は生産緑地じゃなくて、宅地化をしようとしている、本来、二つしかないわけですよ、仕分けとしては。それで生産緑地で30年残そうという土地は、税金だってそれで優遇されていると言えばそういうことになるし、これは税金の上のことではっきりするわけですが、全く今の認識は、私が求めたことじゃなくて、もともと市長がそういう発言をしたことは正しいんだという言い方になるわけです。

改めて、市長じゃなくて生活文化部長に伺いますが、本当に生産緑地をそれに充てようとしているのか、言わば、今、宅地化をしようという、その分けた部分を借りてやるのか、この際、はっきり、生産緑地を指定したものを市が借りてなんていうことが、全然性格が違っちゃうと思うんです。その点の確認を部長のサイドから。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 生産緑地につきましては、先ほど申しましたように、

一定の年間の中で法律でもって保全というのは可能であります。

しかし、宅地化農地については、そういう位置づけでない、こういうことに問題があるわけであります。したがって、平成4年度からというようなことでお話ございましたけれど、そのとおりの中で、宅地化農地について、この手段をもって市民農園の事業を展開をしていくということでございます。宅地化農地を手段とした中の施策でございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 市長、今言ったことわかりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）さっきのことと、要するに全然市長の認識が違うんだということですよ。最初から本会議の提案されたときの質疑の中も全く違うことであって、今回、私が確認したときに発言されたことも全く、今の部長の言うとおりのことが我々にも説明されて、委員会で検討されたんです。市長が言うことはまるっきり違うんです。どうですか、このやりとりについて。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 部長の説明になるべく沿っていきたいというふうに思っております。

ことしの所信表明の中で、つまり農地の公共性を高めてという言い方を申し上げたことがあるわけでありましたが、農家自身の宅地化農地、あるいは生産農地という仕分けがあるわけでありまして、生産緑地として将来を期しておられる方も、決して30年間続くという保障はないわけでありまして、その際のやっぱり受けとめ方があっていいと思っております。その際には、ひとつ積極的に市民農園として活用させていただくという考え方は、私は間違っていないと思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） あのね、市長、答えをすりかえてもらっては困るんです。あくまで今、部長が言っていることは、AかBか、要するに宅地化する農地か、生産農地として残すものか、その二通りしか税制の上でもないわけです。それで、基本的に今市長が言ったのは、そういった相続なり、あるいは30年継続できない農地がたまたま生産緑地の中で発生をしたときに、それを救い上げる方法としての単なる、ほんの一部の手段であって、今、市がやろうとしていて、ここに表示をされたものは、そのこと以前の宅地化しようとする農地を借り上げてその展開をしていく、このことが主なん

です、説明が。市長だけが間違えた認識を持っているということですよ。

そんな、市長がこの制度を提案して、市長が理解をしていない制度なんか、それでいて市長が言っていることがまるっきり違うんだったら、何をやってんだっていうことですよ。余りにも、だって検討した人間がばかにされているか、あるいはあくまで市長が本当に腹黒くて、市民を愚弄しているんですよ。今のやりとりやっていて「部長が言ったとおりのことだ、私が間違えていました」、そういう発言をやってもらいたかったからこそ言ったんです。それを、はぐらかして、余りにもばかにしているんじゃないですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そんなつもりは全くないわけではありますが、多少、私の意思と、当面のいろんな行政担当の立場にまだ不十分な点があったと思っております。十分、整合させて、矛盾がないように取り組んでいくというふうに、お答えをしておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 余りにも市長、姿勢がおかしいんじゃないですか。誠意を込めて私は部長は答えていると思いますよ。答えていないのは、市長だけです。もう少し素直になったらどうですか、素直に。余りにも行政……だから市長に対して助役以下、部長だって何だって、課長だって、一言言ったって、白を黒と見りゃ、白のものを持っていって「これは黒だ」と市長が言っていることです、これは。これは今実態となって明らかになっているんじゃないですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が間違っておったら訂正いたしますから、ひとつそのようにお受け取っていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） こんな問題は、今やりとりしてはっきりしているんです。おかしいんじゃないですか。今ははっきり言えるわけですよ、私が間違えていたと。認識を。そうすれば済むことです。これを審議して、今市長が、我々だってこれを今まで確かに建設委員会では部長の意見を聞いてそのように納得をした。だからこそ委員会の中でも、これについては可決をしようという意見、要するにまとまったわけ。ところが本会議に出てきて市長が「これは間違えていないんだ」ほんの一部の部分だけの説明のあれで、体制はもう、要するに宅地化しようとする農地を保存していくんだと

いうことははっきりしているんです。これ、考え方を改めて、我々は問い直しを、さっきのあれとは本質が違うけれども、やっぱりこれにはそういった意味からすれば可決すべき問題じゃないという展開をせざるを得ないと思うんです。

まだ、時間はありますよ。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 部長の委員会で説明をしたとおりに私も理解をしたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） これ以上やりとりしても仕方がないんで、いずれにしても指摘するところは指摘をさせてもらっておきたいと思います。

いずれにしても、かたくなに、市長の権限がすべてではないということを強く認識をしていただきたい。これだけ申し上げておきます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 建設委員長さんにお伺いいたします。

この条例案の8カ所ですね、箇所数が。約1万平米強というお話でございましたけれども、説明の中に、今後もふえる可能性があるという説明があったと。そのときに、ふえるということになりますと、1年は長いわけですから、年度のその都度の状況でふえた場合には、この条例改正案という形で出てくるのか、あるいは1年を通して、例えば7月なら7月、4月なら4月、そういうようなことで提案されてくるのか、その辺の審議はいかがだったんでしょうか。もしありましたら。

○議長（福島盛之助君） 建設委員長。

○建設委員長（沢田研二君） ふえるといいましょうか、非常に市民要望が多いものですから、ふやす方向で努力をしていきたい、そういうニュアンスでございます。

では、もし途中で、これはいつそういうものが発生するかわからないわけですから、その辺の論議も若干ございましたけれども、具体的にいつ、どの時期にどういうものが出そうだとするところまでの論議はございませんでしたけれども、スタートが平成8年度からということで2年間ということですから、その辺の、もし途中で発生したときに具体的にどういう、技術的なことになると思うんですが、その辺をお聞きしたいということでございましたら、具体的なそういう場面が生じたときの考え方については、事務局の方から答えていきたいと思います。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 経験といいますか、過去からの契約の関係でございますけれど、年間の中で物事を考えるというのが基本的にといいますか、原則的というふうに理解はしております。したがって、その起点を4月1日にそのために置いているわけであります。4月1日からお貸しする。

それで、まだ例はございませんけれど、途中からお貸しするというような例も出てくるのではないかというふうに考えております。しかし、今までの経験からは、そうしたものはないんでございますけれど、そのために4月1日というのを起点としまして2年間、こういう考えでございまして、途中からというのは、これも大事にしなければならぬ問題だというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 余り長く質問する意思はないんですけれども、私が聞きましたのは、年度途中で、例えば具体的には平成8年の5月なら5月、この条例が制定された以降、5月に新たに、例えば1,000なら1,000平米の土地を市民農園としてお貸ししたい、市の方もそれは有効に使えるからぜひお貸しください、こういうふうに整ったときに、出てきたときに、その都度、条例変更という形で、これは改正素案で載っているわけですから出してくるのか、それとも1年おくれて年度の当初のあれに出してくるのか、そのことを聞いているんです。だから、そのどちらか言ってくれりゃいいんです。むだなことは要らないんです。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） その都度、出てくるということも考えます。したがって、私、基本的なことを言いました。4月1日の起点だ、したがって、途中からのものについてはどうなのか、今までそうした例はないということを言いつつも、それにお答えしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） なってないですよ、答えが。私の質問、わかりますか。日本語でしゃべっているんですよ。ちゃんと聞いてくださいよ。

年度の当初にですよ、変更という形で提案するのか、年度の途中でそういうことがあって合致したなら、例えば6月とか9月とか、そういうところにその都度、提案するのか、どちらなんですかと、こう言っているんです。だから、どちらか言ってくれりゃいいんです。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 申しわけございませんでした。

年度でそのようなお約束ができる場合には、当然この条例に持ってくるべく手続をしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） いまいち、はっきりしないんですが、要するに年度途中でもいいという解釈でいいのかな、では。どうですか。

○議長（福島盛之助君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） そのように理解して結構でございます。（「了解しました。長い答弁だから、嫌になっちゃうんだよ、聞く方が。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 先ほど土方議員の質問について、関連してでございますが、たしか私の記憶に間違いがなければ、提案されたときの市長の御説明として、部長と同じように、宅地化されたその農地について、再度農地に戻したいという農家の意見が聞こえてくる。できるだけそういうことに対しては対応をしていきたいというふうな御説明が、この本会議場であったように私は記憶しております。市長、いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そのようにお答えをいたしましたつもりであります。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第58号、日野市市民農園条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号、平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 議案第60号、第61号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第60号は、土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

都からの支出金、3億8,550万円を歳入とする補正です。

歳出は、区画整理費としてのものであり、万願寺第二、及び東町区画整理区域の業務委託料と水道整備負担金等が主なものですが、全会一致可決と決した次第でございます。

議案第61号は、下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

繰越金の補正、1億4,519万2,000円を下水道の管理費及び建設費として歳出するものです。

採決の結果、全会一致可決すべきものと決した次第です。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第60号、平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成7年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第63号、市道路線の一部廃止、議案第64号、市道路線の廃止、議案第65号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 議案第63号、第64号、第65号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

第63号は、市道路線の一部廃止、第64号は市道路線の廃止の件でございます。2件とも明星大学敷地内に位置するため現況が廃滅しており、公共の用に供さないことによる廃止でございます。廃止後は、明星大学内の道路用地と交換する計画との説明がございました。

次に、第65号は、市道路線の認定に関する件でございます。認定路線は2カ所で、それぞれ現地視察を実施した上で審査いたしました。1カ所は、西平山五丁目42番地を起点とする延長約45メートル、幅員5.5メートルの道路、もう1カ所は三沢三丁目35番地を起点とする延長約45メートル、幅員5メートルの道路です。認定理由は、過去の道路認定から漏れていたためと、開発行為の完了に伴う道路の帰属によるものでございます。

審議の結果、各議案とも全会一致可決すべきものと決した次第です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第63号、市道路線の一部廃止、議案第64号、市道路線の廃止、議案第65号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長 登壇〕

○一般会計決算特別委員長（小川友一君） それでは、平成6年度一般会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

決算の審査に当たり、委員の皆様には長時間にわたり御苦勞様でございました。おかげをもちまして慎重審査ができましたことを、この場で敬意を表するとともに、資料の提出に対して御協力いただきました執行部の関係各位に対し、厚くお例を申し上げるところであります。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、引き続き審査方法及び審査日程を協議し、議案第48号、平成6年度一般会計決算の審査に入りました。

初めに、歳入の決算額、447億9,089万9,681円の内容説明があり、4名の委員から21件の質疑が行われました。

次に、歳出の決算額、439億8,428万7,272円の審査に入り、款別に説明がなされ、議会費、総務費は5名の委員から10件の質疑が、民生費は7名の委員から16件の質疑が、衛生費、労働費は6名の委員から10件の質疑が、農業費、商工費、土木費、消防費は7名の委員から17件の質疑が、教育費、公債費、諸支出金、予備費は7名の委員から18件の質疑が行われ、款別審査が終了後、引き続き決算全体に及ぶ総括質疑に入り、11名の委員から19件の質疑が行われました。

その後、決算の意見は本会議において各会派の代表者によって行うことと決定し、一たん委員会を休憩し、採決に入り、議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算は慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。菅原直志君。

〔3番議員 登壇〕

○3番（菅原直志君） 無会派の菅原直志です。私は、認定の立場で意見を申し述べさせていただきます。

1点だけ理由を述べさせていただきますと、私の引っかかっておりましたのは、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金、こちらの方が気になっておりました。それは、昨年度、そしてことしにかけての現状の処分組合の対応に非常に不満を抱いている、そこに対して提出していることはいかがか、ということでした。質問のポイントの中で、

また市長からの態度表明もございました。今の処分場の状態、非常にまずいということは前段から述べておりまして、その中でも第二処分場は必要だということも明言され、まずさが深まってきているということもお話しされました。解決の手を持っていないけれども、傷の浅いうちに何とかして処理していきたい、そのような意向も述べられました。市長の理事会の方で発言していくという明言も得たということを理解して、私は認定したい、そのように考えました。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 渡邊馨鴻君。

〔4番議員 登壇〕

○4番（渡邊馨鴻君） 私も本決算を認定するという立場で、意見を述べさせていただきます。

大変厳しい予算の中、交通安全対策やら福祉対策、そして文化、教育、環境整備等に懸命の努力をされている御苦勞のほどがにじみ出ている決算でありました。市民の1人として、御苦心のほど、心からのお礼を申し上げたいと思います。

しかし、予算執行上、いまだ問題は、まだまだ課題が多いんじゃないかというふうに考えます。先般申し上げた学校施設のいわゆる4K、汚い、臭い、暗い、そして危険だというような状況は、まだまだ解決されていないんじゃないか。

また、穴だらけの道路や排水不良の側溝など、ちょっとした雨水でも床下浸水や、特に北野街道、豊田北口のロータリー、南口の駅前通りは、まさに雨で泥水洪水と化してしまいます。川になってしまいます。そのような箇所がまだまだある中で、今後の対応をぜひぜひお考えおきいただきたいと思います。

市民の声が、憤懣が大きくなならないうちに大至急の対応をお願いして、平成6年度の決算を認定するものとしたと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君） 中谷好幸君。

〔10番議員 登壇〕

○10番（中谷好幸君） 日本共産党日野市議団を代表して、1994年度日野市一般会計決算を認定する立場で、意見を述べたいと思います。

94年度一般会計、歳入の決算額は447億9,090万円、前年決算に比べ5億4,464万円の減少であります。歳出決算額は439億8,428万円、前年決算額に比べ3億3,895万円の減となっています。長引く不況や人口の停滞などによる税収の不調とあわせて、94年度

はいわゆる特別減税によって住民税が大幅減収となりました。その額は、24億5,000万円。固定資産税、都市計画税は若干の増収となりましたけれども、市税全体では前年比20億の減少となっています。まことに厳しい財政運営が強いられましたけれども、基金の取り崩しや減収補てんのための起債、また全庁的な経費の節減の努力などによって財源が確保され、市民の切実な要求が実現し、行政課題は大きく前進いたしました。市長を初め理事者、職員の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

94年度の施策について、時間の関係で幾つかに絞って評価できる点、今後に期待したい点などについて、挙げておきたいと思います。

日野市保健福祉計画の第1年度がスタートし、高齢者福祉では、高齢者福祉サービス調整チーム、児童福祉では、子育て相談ネットワーク事業が新しく発足しました。これらは予算的措置としては極めてささやかな事業ですけれども、今後の地域の福祉施策の体系化を図る上で、大変重要な事業でございます。今後の施策の発展を大いに期待したいと思います。

教育では、四小、三小、滝合小の大規模改造、旭小の外壁改修が実施されました。国、都の補助がつく事業とはいえ、財政負担の大きい事業であります。しかし、老朽化に伴いさまざまな支障が生まれていること、あわせて耐震強化の面からも一層の計画促進が求められています。強く要望したいと思います。

ふるさと博物館が、ミニ博物館でありながら広く地域の自然と文化をフィールドにして市民の暮らしと結びつけたさまざまな事業を展開していることについても、注目したいと思います。

委員会の審査の中で、博物館講座講師謝礼の低さについて指摘がありましたけれども、事業の展開に支障のないように配慮を求めたいと思います。

まちづくりでは、下水道事業が浅川、秋川処理区でそれぞれ整備が進み、人口普及率で60%を超えました。事業の一層の促進を求めるとともに、あわせて集中豪雨の際、一部の地域で繰り返される浸水問題の解決のためにも、努力をお願いしたいと思います。

区画整理は、万願寺、高幡、豊田、万願寺第二、東町、西平山と、事業が進められています。バブルの崩壊後の地価の低下などによって、一部、事業計画の見直しが迫られておりますけれども、あくまでも住民合意の原点を貫いていただきたいと思います。

日野緑地、新井、程久保などで、貴重な緑地用地の取得がなされました。向島用水親水路整備、平山用水ふれあい水辺事業も進められました。これらは、100年、200年後の日野市民に良好な環境を残すという壮大な事業であり、大いに評価したいと思います。

す。

七生丘陵を初め、今、新たな開発の波が押し寄せています。緑地保全地区の指定、都立公園化など、東京都に買い取りを求めることも含め、緑地の保全に全力を上げていただきたいと思います。

資源物の分別回収、生ごみ堆肥化容器購入補助、フロンガス回収など、リサイクルとごみ減量、環境保全のための施策の前進についても評価をしたいと思います。

産業対策では、都市近郊型、環境保全型の農業振興策として、萬蔵院台リンゴの里事業、市民農園の育成など、さまざまな努力がなされていることを評価したいと思います。

長引く不況の中で、中小企業資金融資あっせんでは、制度発足以来、最大の実績をつくられたということでもありますけれども、融資制度の一層の充実、市内中小業者への優先発注など、市内小工業の一層の振興に務めていただきたいと思います。

また、縦走的な下請け構図を持つ建設業界の諸問題を解決するために、中小下請け業者、労働者から提起されている三者懇談会についても実現に務めていただきたいと思います。

次に、決算審査の中で問題となった幾つかの点について、見解を述べておきたいと思っています。

第1は、市財政の困難の主な原因は、村山内閣のもとで自民党政治を引き継いで、一層の自治体財政の圧迫、言わば地方財源の吸い上げが行われている、この問題であります。84年以降の国庫補助金のカットは、94年度で7億を超えました。10年間の累計では、何と60億のカットとなっています。あわせて、一般財源化による補助金の削減も、1億3,000万円にも上っています。これらの補助金削減の結果、例えば民生費の財源内訳を見ますと、1984年には国庫支出金が25%、4分の1以上を占めていたものが、94年度には15%にまで削減されております。これを財源の吸い上げといわずに何と云うのでしょうか。この上に、消費税の導入に伴う負担増が6億円、国の政策として実施された住民税減税では何の補てんもなく24億円余が丸々市の減収となっているわけがあります。

沖縄での米兵による少女暴行事件は、国民の強い怒りと同時に、安保条約条約や日米地位協定に対する根本的な疑問を呼び起こしています。ところが村山内閣は、駐留米軍に対して世界に例のない手厚い思いやり予算をさらに増額することを約束しました。また、軍事力での国際貢献を目指し、防衛費の増強を図っています。村山内閣は地方分

権を唱えておりますけれども、その意味するものは、国は軍事、外交で国際貢献を、地方は身近な行政をということであり、これまで国の責任で行っていた社会保障などの仕事を地方に押しつける、財源は補償するどころか、どんどん吸い上げるということがあります。市民要求の実現、市政の施策を前進させるためには、国政の転換、政治確信こそが求められていることをはっきりと示すものであります。

第2に、行財政改革についてでございます。

政府は、94年10月に自治省通達で、行政改革推進のための指針を示し、自治体リストラを督促しています。政府が自治体リストラで求めるものは、決して住民の福祉の増進ではありません。このことは、既に述べた自治体財政圧迫の実態からでも明らかであります。その本質は、国際貢献国家を下支えする自治体の再編成、福祉や社会保障、教育、医療の切り捨てによる新たな財源確保にあります。行財政の見直しと改革は、政府に言われるまでもなく絶えず行っていくべきものでございますけれども、政府のやり方に追従するのではなく、あくまでも自主的、民主的に市民の福祉の増進を目的に行わなければならないと思います。この間、国民健康保険、保育料の見直し、改定が行われ、今また下水道料金の見直しなどが検討されておりますけれども、これら公共料金の見直しに当たっては、国民の生存権は守り抜くという立場をきっちり貫くことを強く要望しておきたいと思います。

第3に、日の出町のごみ処分場の問題であります。ゴムシートの破損と地下水汚染についての市民の疑惑に対する処分組合の対応は、だれが見ても納得できるものではありません。1年後に第一処分場が満杯になることをもって第二処分場の建設を強行しようとし、あたかもそれが行政の責任ある態度であるかのようなことが言われておりますけれども、実際にはますます問題をこじらせ、ごみの最終処分についての住民合意の可能性を難しくしております。リサイクルとごみ減量を本格的に進めることを前提にしても、ごみの最終処分場は必要であります。今の処分場のあり方について、根本から疑問が持たれている以上、徹底した情報公開と住民参加で解決の方向を探る、これ以外に道はないと強く主張したいと思います。

最後に、ことしは戦後50年の節目の年となりました。そして1月17日、阪神地方を襲った大震災は、福祉からまちづくりまで自治体行政のあり方についてもさまざまな、そして深い問題提起を行いました。地方自治法は第2条で、自治体の仕事について、その第1番に「住民および滞在者の安全、健康および福祉を保持すること」を掲げております。今、地方自治はさまざまな課題に直面しておりますけれども、地方自治法

と住民自治の原点に立って、現状の打開に立ち向かうことが重要であると考えます。このことを申し添えて、94年度決算認定の意見としたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） 吉富正敏君。

〔5番議員 登壇〕

○5番（吉富正敏君） 民主クラブの会派を代表して、平成6年度一般会計決算に対する意見を述べさせていただきます。

まず、当委員会の運営に当たりまして、我が会派より小川友一委員が委員長に選出され、小川委員長に若干の不規則発言等、運営にございましたが、委員の皆様のスムーズな議事進行と、市長を初めとする関係各位の詳細にわたる御説明を得まして、大過なく委員会が終了できましたことを、重ねて御礼を申し上げます。

さて、平成6年度一般会計の決算の数値については、日野市監査委員の「日野市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書」に、審査の結果、予算はおおむね適正に執行され関係諸帳簿及び証書類は、照合の結果、決算を適正に表示していると報告されております。問題になる点はないものと考えます。

さて、それでは本題の方へ入っていききたいと思います。私、3級簿記を持っておるんですが、そして保育園の方では社会福祉法人の決算監査業務の有資格者というのを、東京都福祉局で認定をされております。ですが、はっきり言いまして、どうもお役所の決算は勘定科目が違いますんで、よくわからない。それで、会派の代表意見をやるんで、本音はちょっと困っているんですが、とにかくやらなければいけないということで、やっていきたいと思います。そこで、私は、決算を市民生活に結びつけながら考える決算評価という形を、私なりに考えてみました。

議会は市民の代表、そして市役所は市民にサービスを提供する業務、早い話が、財務諸表は一般家庭の家計簿が複雑怪奇になったというふうに、市民感覚で理解をして、市のサービス業務を評価してみようというふうに考えて、やっていきたいと思います。

歳入の決算総額が一家の年間総所得、そして歳出の決算総額が一家の年間総消費、そして基金等、早い話が定期預金、そして市債、地方債等が、普通、家で言う住宅ローンというような感じでとらえてみました。そして1億円を1万円の単位に書き直す。そうすると、大体七百何十万かの年収のサラリーマン家庭になるというふうに私は思っております。

そして、関係各位の決算内容の説明を私なりにイメージをして、その家庭に市の行政

がどういふうに1年間、管理されたかということを考えてみました。一応、仮の家庭なんです、私と同年、後厄の42歳、平均的なサラリーマン、(仮称) 森田喜美男君ということでやらせていただきます。市長の決算なので、市長の名前を使わせていただくということでやらせていただきます。

さて、森田君の家族構成は、多摩平団地に御高齢の両親、そして西平山の建て売りの1戸建てのマイホームに共稼ぎの奥さんと、中学3年の長男、そして小学校3年の長女、そして保育園の年長に行っている次男坊、1姫2太郎の5人家族でございます。最近では1人っ子が多いんですが、とりあえず1姫2太郎ということで、この森田家をモデルに、平成6年度日野市の市民サービスがいかに展開され、そしてその展開された決算の評価をしてみたいというふうに思います。

用途地域の見直しと建て替え問題で大騒ぎの多摩平団地に住んでおります森田君の御高齢の御両親は、福祉部の説明によりますと、日野市の高齢者サービス調整チームによる総合的、一元的なサービスのおかげをもちまして、市長と同年の83歳のおじいちゃんは、浅川苑特別養護老人ホームに入所が決まりました。そして、たった1人残されました73歳のおばあちゃん、私のおふくろと同年ですが、都営栄町二丁目団地の高齢者公営住宅に入居し、栄町デイケアセンターで入浴サービスと給食サービスを受けることになりました。そして、平均的なサラリーマンの森田君がバブルの最盛期に清水の舞台から飛び下りるつもりで買いました国土庁認定の水の里、そして緑と清流というすばらしい環境に恵まれた西平山の建て売り1戸建てのマイホームは、区画整理に指定されまして、将来、JRの西豊田駅ができます。駅から徒歩3分ということで、値段が倍にも3倍にもなるという好立地になります。彼は大変喜んでおります。

そして、そのマイホームでは、元気で明るい共稼ぎの奥さんは、パパの、私のようにちょっと太り過ぎということを感じまして、近所の市民菜園でとれた手づくり野菜と、農家の無人スタンドで売っている生産緑地でとれた産直野菜を毎日の食卓に欠かさず出しております。そして休日には地区の青少年委員会、そしてPTA、公民館の活動、それからリサイクルの運動にと、さまざまな市の活動に積極的に参加して、市長いわく生涯教育ということを感じております。

さて、サッカー大好きの中学3年の長男坊は、中学の中に教育相談室が設置され、校内暴力がなくなった。そして偏差値教育の権化である業者テストが廃止され、高校進学を控えて、教職員研究室で十分研修を受けました担任の先生が、公平なる判断のもと評価を下されました内申書をもって高校の進学に向けて猛勉強しております。

それから、軽いアトピー体質で、風邪を引きますと、ぜんそくでちょっとゼイゼイ言って夜中に市立病院へ行くと門前払いを食らうという小学校3年生のお茶目な長女、彼女は老朽化で雨漏りがするので校費ではなく市のお金だと思いましたが、大規模の修繕をしてきれいになった小学校に通学して、放課後は児童館併設の学童保育で、お友達の遊びの中心的な存在として活発に過ごしております。

最後に、子育て相談ネットワークが実施され、安心して子育てができる時代が来た。ちょうど5歳児反抗期のきかん坊の次男坊は、保育園で夜7時までやっております延長保育の保育室で、産休明け保育、生後2カ月から入っている赤ちゃんと一緒に遊びながら、お母様が迎えに来るのを待っております。こんな感じで、1姫2太郎、森田君の家庭に、日野市の市民サービスが1年間、もっとたくさんのものがあると思います。いろんな形で市民サービスが受けられております。

ここまで述べてきますと、私はまるで森田与党の代表演説というような形になるんですが、私は野党ですので、ここからマイナーな部分に行きたいと思います。

あくまでも委員会の説明、市長の答弁から、理想の日野市民の生活ということを今、話してまいりました。これは平成6年度の予算が100%実行され、そして相乗効果ということで100%が120%、150%という形になった場合だというふうに、理解はしております。多分、点数をつければ120点ぐらいの市民生活ではないかと思います。100点満点の120点。そこへ、これは私は余りよくわかんない部分の話で、若干、自信はないんですが、減税補てん債、基金、地方債等、その他の要素を交えて私なりの市民生活をマイナーな方をやっていきたいと思います。

森田お父さんの勤務する会社はバブルがはじけて残業がなくなり、残業手当がつかなくなりました。企業振り込みの総合講座の残高が、ちょうど残業手当の分だけ貸し越しになりました。要は減税補てん債です。そして学資や修繕、老後や病気のときに蓄えたトラの子の定期預金、基金ですね、これもマイホーム購入のときに大分使っちゃったんですが、あとわずかとなったものを、またことしも解約して使ってしまいました。中学3年の長男坊が塾の予備校の高校入試の夏期教室の費用に充てたというような形で、定期預金を解約をしてしまいました。

お母さんは、春闘の賃上げが思わしくなく、とりあえず、日野市の市債と一緒にですね、住宅ローンを低金利に借りかえ、やっと返すことができた。今年度の返済が終わりました、ということです。そして皿洗いが終わった後に預金通帳をじっと見ながら、もうすぐ区画整理が入り、家を引っ張るか建て直すか決めなくっちゃ、どっちにしても

下水道が引かれるからトイレを水洗に改造しなきゃね、遺跡調査であっちこっちほじくり返してくれて家じゅうほこりっぽくて、掃除機が壊れちゃって、買い換えなきゃだめね、やっぱりお金がかかるわ、なんてぶつぶつ言いながら通帳を眺めて大きなため息をしております。

そして中3の長男坊に「お母さん、家計簿にも使えるからパソコン買ってくれよ」と言われて、パソコンを買いました。日野市のOAと同じで、ファックスモデムがついて、何とかソフトがいっぱいくっついてということで、銀行取り引きもできる、なにもできるというマルチパソコンでございます。「なれば簡単なんだろうけれど、まだ使い勝手がよくわからないわ」なんて言いながら、パソコンの内蔵ソフトの簡単家計簿というので、今月分の家計簿を打ち出しております。そして今月分の家計簿を見ながら「ウーン、エンゲル計数が高いわね。せっかく月に1回の和牛ステーキを買っていたのをオージービーフにかえてすき焼きに落としたのに。あーあ」と言っております。そして「伊豆の温泉へ家族旅行なんて、もうことは無理よ。家族会議開いてお金の使い道考えなきゃいけないわ」というふうに言っております。そしてパソコンの画面を切りかえまして、パソコンネットのお買い得情報を見ながら、医療費節約を目指して娘のセーターをせっせと編んで出費を抑えようと懸命に頑張っております。

こんなことが、森田君のおうちに限らず、これがバブル崩壊後の平均的な市民生活の一コマではないでしょうか。

さて、このように森田君一家の生活を通して、平成6年度一般会計決算を考えると、日野市の行政サービスが市民生活の現状と大変深くかかわりあっているということが、私のような者にもよくわかります。

さて、森田家のエンゲル計数とは概念がちょっと異なりますが、日野市の当年度経常収支の比率は93.1%であり、所得税減税による補てん債分を差し引いても85.7%と危険ラインに達しており、27市の平均も大きく上回っております。財政構造的に見ても、弾力性をもって財政運営がなされているとは到底言いがたく、よく理解できるものと思われれます。この辺を先ほどの120点のところからマイナスをいたしますと、およそ60点。昔流に言いますと、とりあえず及第点ということで、これが日野市の市民の感覚ではないでしょうか。

市長は、これからは予算がないから行財政改革の一環ということなのか、今までは箱物行政で、箱はつくったけれど中は空っぽ、それはまずい。中身がぎゅっと詰まったキュービックのような行政方針を展開していきたい、というようなことを言っております。

した。

平成6年度決算関係の書類を見ますと、平成2年度には150億もあった基金が、毎年取り崩しの一途をたどり、減少をしております。財政調整基金は平成6年10月末まで7億6,600万になり、当初予算を組む際にも不用額を見込まなければ予算が組めない状況に至ることは必至であります。また、職員、退職手当基金等は平成7年度の退職者に支払う9億5,500万も基金で支払うことができない状況であります。このことは、我が民主クラブにより再三、指摘をしてきたところであるにもかかわらず、行政努力を怠り、行財政改革推進本部を形の上だけ設け、いまだに財政調査会メンバーも決定していない、まさに行政の怠慢であると指摘をせざるを得ません。

他の自治体では、91年から2000年までの計画総額を立て、財政計画の見直しや行革案をまとめているところもあると聞いております。予算がないからといって、場当たりの箱物行政にならないように、1,600名の日野市職員の英知と、そして市民に対する真心を箱物行政の中にぎゅっと詰め込んでいただいて、100点満点の市民サービスを目指していただきたいと思います。

例え話に挙げました森田家の場合は、決算説明をもとに創造の範疇、そして理想の市民サービスということで話させていただきました。日野市には6万5,000世帯、16万人、条件も組み合わせも多種多様だと思いますが、市長並びに関係各位には、全市民が理想の市民サービスを受けられるように、そして私が前に一般質問でお話をした「住みよいまち調査」の全国ワースト記録を、ぜひベストの方へ塗りかえていただきたいと思います。そして、ここはシティーですから、グロス・シティー・ハピネスを目指して、なお一層の御努力をよろしくお願いしたいと思います。

以上、委員会審議を通じて、我が会派を初め他の委員の皆様から多くの是正すべき課題に対し、指摘を受けた内容に対する今後の市長の責任は大変重大であります。議会の質疑には謙虚に耳を傾けていただき、当然のこととして幹部職員の意見を素直にくみ入れ、公正、公平な市政運営をしていただくことを強く期待し、一般会計決算に対し消極的認定の立場での意見とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君） 森田美津雄君。

〔8番議員 登壇〕

○8番（森田美津雄君） 護憲市民会議を代表して、1994年度一般会計決算に対し認定の立場から意見を申し上げます。

94年度日野市一般会計決算は、歳入総額447億9,090万円、前年度比1.2%の減、金額にしますと5億4,462万2,000円の減。歳出総額439億8,428万7,000円、前年度比では0.8%の減、金額にしますと3億3,895万1,000円の減であります。歳入歳出ともに前年度に引き続いてマイナスとなっております。

とりわけ歳入の約60%を占める市税決算額は264億4,968万3,000円で、前年度決算額と比較しますと20億792万1,000円、約7.1%の減少となっております。住民税等の特別減税による負担をそのままかぶったようなものとなっており、加えて、利子割交付金の増加が見られるものの、収益事業や、あるいは財産収入も長引く不況の影響を受けて大幅な減収となっており、財政状況はかつてないほどに市財政を厳しいものとしております。

このような財政状況の中で、市民の命と暮らしを守り、快適な都市生活を確保するために、行政サービスの質を落とすことなく経常経費の節減を徹底されたり、基金の活用などによって財源確保に努力された市当局や職員の皆様には、心から敬意を表するものであります。ぎりぎりの努力によって確保された財源により市民の切実な要求や、人間のまち日野にふさわしい施策は、1歩も2歩も前進を見たと思います。

健康と福祉の分野では、高齢化社会への対応として、地域福祉施策の体系化を目指し、ハード面だけでなく人的資源の活用などソフト面の拡充が図られ、今まで公的に進められてきた健康や医療、福祉にかかわるサービスを総合調整し、各機関の連携の中で、きめ細かいニーズに即応できるような体制づくりに先駆的な意味を持つ「高齢者福祉サービスチーム」の設置や、高齢者の生活を支援する生活相談員が同居する「高齢者公営住宅」の開設には、これから高齢者施策の展望と方向性を示す上でも、大きな意義があったと思うわけであります。

一方で、核家族化、少子化による社会問題の中で、子育てに悩む若い父母の育児相談や支援という、これまでは余り行政課題にはならなかったようなことも、安心して子育てのできる地域社会というテーマに沿って行政対応が求められ、子育て相談ネットワーク事業を実現しました。大変興味深い事業であります。536件の相談があり、成果を上げているということでもあります。

また、喉頭がん検診には100人が受診し、「日野市民健康のつどい」には約1,100名の参加があるなど、保健の見地から市民のニーズにきめ細かい施策の展開もされております。

また、早期建て替えが市民の悲願であります市立病院についてですが、建て替えまで

は施設環境の向上や、市民サービス、医療水準は向上させなければなりません。院長、事務長を中心に、管理、運営に全力を尽くされていることは、数字の上からもうかがい知ることができます。

教育と文化の面では、豊かな教育環境づくりのために、年次計画に基づいて校舎や屋内運動場の教育施設の整備が実施されており、着々と進んでいますが、先見性があると思いましたが、三沢中、平山中での公共下水道使用切りかえの実施で、既存の浄化槽を撤去しないで、将来的に雨水利用等の有効利用に役立てようとする配慮であります。水資源の活用という視点からも、また教育的視点からも、大変意義を感じたところであります。また、いじめ、不登校、体罰など、教育現場の荒廃が叫ばれる中、きめ細かい教育や指導の環境整備を目指して、教育相談室整備が今、進んでおりますが、この相談室が十分に機能をしてほしいと願うところでもあります。

ふるさと博物館の企画展、清流となりわい、この開催は、また改めて日野の伝統文化に関心を持つきっかけをつくるという意味でも、大きな成果を挙げたと思います。

まちづくりの面では、都市基盤整備事業として引き続き土地区画整理事業が進められ、水辺を生かすまちづくり計画で、個性あるまちづくりの方向づけが行われました。また、下水道事業も着々と進み、汚水の整備人口普及率も60％を超えるところまで、こぎつけたことになります。また、市民生活にとって欠かすことのできない自然の貴重な資産である緑や水環境の整備についても、日野緑地用地取得等の緑地の積極的確保、向島用水親水路整備（第三期）、平山用水ふれあい水辺整備など、緑あふれる水辺環境の整備は、これからの都市空間での自然と人間の調和という点でも、高く評価ができるものがあります。

今日のテーマとして最も難しいごみ、とりわけその減量について、94年度には資源回収事業のレベルアップ、一般廃棄物処理計画の策定、フロンガス回収などは、ごみ問題への市民の関心と協力の仕方について具体的に問うものであり、一人ひとりの市民がまちづくりに参加するという意味でも、市民自身も問われる課題にもなっておりました。

そのほかにも都市近郊型の農業振興、商工業の振興、勤労者施策についても、活気ある産業と豊かな消費のまちづくりに配慮した施策が展開されました。

とりわけ、長引く不況の中で苦闘しておられる中小企業に対する「中小企業事業者資金融資斡旋」は、大きな成果を上げました。

また、開発が進んでいた財務会計事務電算化は、事務改善と行政の近代化を押し進め

る上で評価されると同時に、すべてのオンラインの端末にOAソフトを供給したことで、今後の行政全般の事務の迅速な処理と情報の共有にも大きな期待がかかるところであります。

以上、触れました施策のほかにも、市民要望と行政課題を実現する数多くの施策が展開をされました。厳しい財政環境の中にあっても、地方自治は可能性の宝庫という森田市長の言葉を実証するような市民本位の施策も前進し、数多くその実証が見られたところであります。

時間も限られておりますので、決算審査の中で気がついたことについて指摘させていただきます。

一つは、歳入面ですが、長引く不況に伴う税収減、収益事業、財産収入の減に加えて、いわれなき財政圧迫を引き起こしている24億5,000万余りに及ぶ特別減税分の負担、7億3,000万円余りに及ぶ国庫支出金の削減、さらには1億3,000万円余りの国庫支出金の一般財源化に伴う負担、さらに消費税導入に伴う約6億円のマイナス影響などが試算をされております。これだけ見ても、財政力指数等の状況が悪化するには十分過ぎるわけで、政府がどんなに地方分権を声高に叫んでも、権限の地方への委譲を唱えても、中身は財政的裏づけのないものであり、地方自治体への負担の転嫁であることは明白であります。（「そのとおり」「もっと実態をよく見て謙虚に認めなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）特に日野市のような不交付団体においては、一般財源化された負担は、そのまま市財政を圧迫することになるわけでして、地方自治を守り、住民を守る意味からも、このようなことは認められるものではありません。あらゆる機会をとらえて、行政も議会も市民も、声を大にする必要があるというふうに思うわけであります。

2点目は、各所管の連携についてであります。多くの施策が市民要望に沿って効果を上げていることは評価されるところでありますが、今後の行政課題としては、各所管の連携を避けて通れないというふうに、委員会審議を通じて感じました。施設の管理、運営をめぐっても、生活課や体育課だけということではなくて、福祉や社会教育の知恵なども出し合って、施設利用計画等を策定すること、これは大変重要な時期に来ているのではないかというふうに感じたところであります。その際に、市民の声をできるだけたくさん聞くことも大切であります。地方自治を支えるのは市民ですから、行政はぎりぎりまで数多くの意見を聞く姿勢が大切であろうと思います。市民参加こそが、あすの地方自治のエネルギーの源ですので、あらゆる場面で広く市民の意見を聞くという決意こそ意味があるというふうに思います。

このことを申し上げて、護憲市民会議の意見といたします。

○議長（福島盛之助君） 田原 茂君。

〔12番議員 登壇〕

○12番（田原 茂君） それでは、公明を代表いたしまして、平成6年度日野市一般会計決算を認定する立場から、意見を申し述べたいと思います。

言うまでもなく議会での審査に先立ち、監査委員より計算間違いはないか、収入、支出が計画的になされているか、財政運営は妥当であったかどうか等々の、いわゆる会計技術的な決算審査が行われており、それによると、おおむね適正に執行されているということであります。そのような意味において認定はするわけでございますが、市民の立場から見ると、必ずしも満足のいく予算の執行とは言いがたいのであります。順を追って問題点を指摘することを通して、意見とさせていただきたいと思います。

第1番目に指摘せざるを得ないのは、疑念を抱かざるを得ない財政運営の実態であります。財政力指数、実質収支比率ともに前年度より後退しており、さらに財政的余裕度を計る経常収支比率は、何と93.1%にまではね上がっているのであります。経常収支比率は危険ラインが80%と言われておりますので、まさに破産寸前状態といっても過言ではありません。もちろん減税の実施や、そのための減収補てん債を一般財源に加えていない状態で93.1%ということをも十分考え合わせてみても、日野市の台所事情は平成3年度あたりから悪化の一途をたどっているものであります。まさに、大変硬直した財政状況と言わざるを得ません。また、基金の運用においても、場当たり的な運用であると指摘せざるを得ないのであります。つじつま合わせ、帳じり合わせのために基金を充てているとしか考えられない運用状況であり、何ら計画的な運用が感じられません。

このような状況であるからこそ、今こそ真剣な行財政改革が叫ばれるゆえんであります。平成7年3月1日に「日野市行財政改革推進本部設置要綱」が作成された旨、報告がありました。しかし、本部長を市長とする本部会議は、6月1日の1回しか開かれていない。さらに、本部のもとにある行政部会、財政部会、人事給与部会においては、全体会議を2回、行政部会を9月14日に開いたのみであります。これで一体どのような行財政改革をしようというのでありましょうか。

また、国の指導では、住民の代表者等からなる委員会を設け審議しなさい、となっております。国の指導を受けるまでもなく、学識者等による第三者機関たる行財政調査会のようなものが絶対に必要であります。しかし、市長は、具体的にいつごろ設置するかについては明言を避けたのであります。本当に設置するお気持ちがあるのかどうか、

疑わざるを得ません。どうか、早急に行財政調査会を設置し、日野市の抜本的な行財政改革を強く望むものであります。

また、昭和61年4月30日、かつて設置された日野市行財政調査会の最終答申において、限られた財源枠内で都市基盤整備や高齢化社会の対応と市民生活を充実させるためには、市財政の計画化とその効率的運用に努力を払うべきであると、常に指摘をされているにもかかわらず、いまだに財政計画は示されておりません。その理由として、市長は、時代の流れの中でその都度考えていった方がいい、そのように考える、このような旨の答弁をされたのであります。まさしくみずから場当たりの財政運営を披露されたのであります。甚だ遺憾なことと言わざるを得ません。

2番目に、市内連絡バスの問題でございます。昭和61年より開始をされ、ことしの4月3日には南平路線がスタートしたところであります。御存じのとおり、利用者は比較的高齢者の方が多く、通院に利用されている方も多いわけであります。南平路線においても、市立病院経由を一日も早く実現されることを望みます。また、この4路線をもって市内の路線整備は一応の整備がついた旨、説明がありました。しかし、市内には都市基盤整備のおくれのために狭隘道路が数多く残っている所以であります。そういう意味で、まだまだ交通不便地域が残っていると云わざるを得ません。また、マンションも随分建ち始めました。そこで、この4路線を基本にしながらも、一部、路線変更なども考えてもいいのではないかと思うわけであります。高幡不動駅から平山城址公園駅間の路線については、最寄りの駅に行きたくても迂回していくために時間がかかり過ぎるとの苦情も多く、かなり前から多数、苦情が寄せられているわけでございます。この路線については、2路線に分割するとか、抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。検討を促しておきたいと思えます。どうか、市民のこのような声に顕著に耳を傾け、今の現状の施策についても十分、改良及び是正を加えていく、このことが森田市政には最大、欠落している大きな欠点、これも指摘をしておきます。

3番目は、平和事業基金のあり方の問題でございます。申すまでもなく、この基金の果実としての利子で平和事業経費を賄っていこうということで発足したわけですが、平成6年度決算では、利子の約7倍の事業費をかけて平和事業が行われているわけであります。今、利率が低いので、余計そのような結果ともなっているわけですが、このような実態から、平和事業基金が10年近く1億のままで来ているわけですが、これでいいのかどうか。ここでもやはり、ただやっていたらいいという、このような先ほど申し上げたような市長の姿勢が伺えるわけであります。このよ

うな現状の中での、このような指摘に対して検討の行動をとっていただきたい、このことをお願いを申し上げたいと思います。

4 番目は、施設の有効利用という観点でございます。児童、生徒の減少に伴い、学校、保育園、幼稚園等の空き教室の利用ということであります。保育園や幼稚園では、まだ空き教室が出ている状況ではないにしても、近い将来、そのような事態も十分、予想されるところであります。そのようなときの施設の有効利用というものも、今からしっかり考えておく必要があろうかと思うわけでございます。ぜひデイホーム等の福祉サービスの提供という観点で、検討をお願いをしたいと思います。

5 番目は、高齢者サービス調整チームの設置の件でございます。平成6年度よりスタートした事業であります。決算審議の中でも質疑がなされたところでありますけれども、これも、いわゆる東京都の補助金がらみの、東京都の一つの指導のもとに設置されたことは言うまでもありませんが、これもただ表面的にやっているというような意味合いが強いように感じられます。せっかく保健や福祉や医療の方々が出られる、このような会議というものを、もっともっと保健、福祉、医療の連携という観点から、充実、発展、活用をさせることが望ましいと思うわけでございます。

6 番目は、理容券、美容券の件でございます。利用率が、それぞれ82.19%、67.32%と、特に美容件がかなり利用率が低いというのは、早急な原因究明が必要だろうと思うわけであります。

最後になりますが、7 番目として、図書館における古くなった図書の処分についてであります。平成6年度においては、4万7,230冊が廃棄処分されたのであります。もちろんその中には、破損したものも当然あるのでありましようが、まだ使える、読める本も多数残っているわけであります。それらをうまく市民に還元する方法はないのかと思うわけであります。幸い、検討チームを、今つくって議論しているという、このような報告もありました。平成7年度においては、図書の再利用ができますよう努めていただきたいことをお願いをしておきたいと思います。

以上、公明を代表いたしまして、意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福島盛之助君） 内田 勲君。

〔21番議員 登壇〕

○21番（内田 勲君） 市民クラブを代表いたしまして、平成6年度一般会計決算について意見を申し上げます。

私たち市民クラブは、これまでも限られた財源の効率的な運用を基本に、諸施策の推進を要望して、市民生活の改善及び向上等について、チェックをしてまいりました。平成6年度決算は、執行部側から主要な施策の成果についての報告、さらには、監査委員の意見書等により予算の執行が適正に処理され、諸事業が基本計画及び実施計画に沿って、おくれながらもほぼ執行されていることを確認したところでございます。

頑固な森田市長のもとで、我慢と精いっぱいの御努力をされてこられました部課長を初め職員の御苦労に対し、ねぎらいの意を表したいと存じます。

本決算は、昨年のように決算を認定できないほどの大きな問題はないと思っておりますが、審査の中でも多くの意見、要望が出されましたように、今後の課題として指摘された点が多くありました。個々に繰り返すことは避けますが、ややもすると見落とされている小さな出来事で重大な問題を含んでいる点について、若干申し上げます。

ますます厳しくなる予算の効率的な配分と運用は、従来よりさらに考えていかなければならないことは申すまでもございせん。そのためには、能力ある職員みずからの職場改善意識の高揚が不可欠であると考えます。幸い、職員による提案制度がございますが、さきの質疑の中の答弁では、年間の提案件数はわずか3件との報告でありました。民間会社の少集団活動の実績報告などによれば、年間の提案件数の目標を1人当たり100件以上とする企業も少なくありません。提案の内容は、日常行っている実務の改善から新製品の開発につながる提案など、その内容はさまざまであります。改善活動を通して、仕事に対するやる気と、やりがいを見出している場合も少なくありません。我が日野市においても、職員が自由にものが言え、職場改善運動が活発になるような職場づくりが必要ではないでしょうか。

委員会中に市長が不規則発言をして答弁する職員を威嚇するようなことが、私たち議員の前で堂々に行われ、小川委員長から注意をされるような森田市長の態度は、まず一番に改め、市長の独断的な発想だけが部下に聞こえるような上位下達だけではなく、部下の声が上司に、そして市長に届くような下位上達のパイプを太くすることが必要であると考えます。

以上のことを申し上げ、認定する立場での意見とさせていただきます。

○議長（福島盛之助君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第48号、平成6年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長 登壇〕

○特別会計決算特別委員長（沢田研二君） 平成6年度特別会計決算特別委員会に付託された7議案について、審査報告を申し上げます。

報告に入る前に、委員、また理事者の大変なる御協力でスムーズな議事運営ができましたことに、一言お礼を申し上げておきたいというふうに思います。

議案審議に先立ちまして委員長、副委員長の選出が行われ、委員長に私、沢田研二と、副委員長には天野輝男委員が選出されました。

次に、審査の方法を協議し、確認に沿って七つの特別会計決算について、順次、審査を行いましたので、それぞれ各会計審査に出されました質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

なお、各特別会計決算の決算額などの羅列は、前例によりまして報告を省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず初めに、議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算は、2名の委員より質疑が行われました。

質疑の内容は、一つに、診療報酬明細書点検等、委託料について。二つ目に、軽減税率適用に関する件、及び一般会計からの繰入金についてでございます。

特に意見はなく、採決の結果、議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算は全員一致で確認すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、6名の委

員より質疑が行われました。

主な質疑の内容は、一つに、審議会委員の先進市視察について、二つに、建物移転補償料の件、及び移転方法内訳について、三つ目に、モノレール事業の進捗状況について、4点目として、審議会委員への女性参加に関して、等であります。

意見としては、答弁方法に関する件、及び十分協議し建物移転を行ってほしい、との発言がございました。

採決の結果、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算は、1名の委員が質疑を行いました。

質疑の内容は、多摩平処理場の跡地利用についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算は、2名の委員より質疑が行われました。

質疑の主な内容は、一つに、建て替え基本計画の策定の件、及び待合場所に伴う声が聞こえるなどの患者のプライバシー対策について、二つ目に、人間ドックの利用者数と関連しての疾病の発見率についてでございます。

特に意見はなく、採決の結果、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算は、1名の委員より質疑が行われました。

質疑の内容は、次亜鉛素注入委託料に関係する件であります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算は、特段、質疑、意見等もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は、質疑、意見ともありませんでした。

採決の結果、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

以上、極めて簡潔ではございますが、7議案の特別会計決算の審査報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君）　委員長にお伺いします。

議案第51号の下水道事業に対する案件で、1点だけお伺いをしたいと思います。

307ページにあります公債費の件で、今後の公債費の元利償還金等に関する質問がなされたかどうか、お伺いをさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（沢田研二君）　ただいまの件は、特段、質疑応答はございませんでした。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　委員長の御了承をいただけたら、その件に関して質問をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、質問と確認をさせていただきます。

平成6年度の決算では、公債費の償還金が、支出額が14億八千数百万というふうに明記がされているところではありますが、将来的に、この償還金のピークは年次で何年ぐらいに、どのぐらいの金額が想定されているのか、まず一点、お伺いをします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　下水道債の件でございますけれども、現在の計画でまいりますと、ピークが16年、7年でございます。元金、それから利子、総額でございますけれども、約35億ということでございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　それでは、市長の方にお伺いをします。

市長は、先般の選挙で、二、三年で下水道100%にすると公約をうたっていました。今の状況で、下水道事業の決算の中で、下水道事業の資金計画が資料として出されました。この資料を見ると、11年には、これ、100%になってしまうのかというふうな、錯覚するような資料なんです。5年間計画を立てていると思うんですけれども、これは非常に不親切だと思います。

それと、左側の方には下水道事業の総事業費が明記されていなければ、それがどういうふうに関今後、分かれているのか。非常に、資料としては不親切な資料だと思いますので、改めて資料請求をさせていただきます。

それと、市長に対してお伺いをいたします。

毎回、こういうふうな一般財源から繰り入れて事業執行をしていかななくてはならない事業が、今たくさんあります。区画整理もそうだし、それに関連して土地開発公社もそうだし、この下水道事業もそうなんです。要するに、一般財源から補てんをしていかなければいけない事業が山積みをされていて、今の日野市の一般会計の方の投資的比率は14.5%になっている。今、この下水道事業の償還金は、下水道使用料を充てて償還をしていくということですね。そういうふうなことになると思うんです。今、この使用料がこれからどれぐらい上がっていくかというふうなことが出てくるわけですが、今のピーク時が35億円になる。今、面的整備はどんどん進んでいったって、幹線ができれば使用料なんか上がらないです。面的整備はどんどん進む。幹線は区画整理が事業が後退していく。幹線が入らなければ使用料は上がらないわけです。そのときになって、市長、どういうふうな形での財政計画をお持ちなんですか。

まず、1点、お聞きします。

○議長（福島盛之助君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 市長の答弁の前に、私からお答えをまずいたしたいと思います。

御承知のように、下水道の施設整備といいますのは、今、市が考えておりますのは、正確な数字はちょっと覚えていないんですが、将来の施設計画の目標人口を約20万前後に置いていると思います。そういう形で施設整備をするということですから、それに見合う管をいけていくということでございます。現在は16万の人口でございますから、その計画の差分が先行投資になるということでございます。したがって、それだけの投資をするわけでございますから、工事費がもちろん上がる。下水道の性格からいたしまして、今後、かなり長い期間、施設を使うということからいたしますと、起債に依存をした資金計画をもって当たるというのが、一応、原則になっております。

バブルの時代には、比較的財源も緩やかでございましたので、起債に仰がず一般財源を繰り入れて工事をできるだけやっていた。財政が厳しくなった時点では、本来の形の起債に依存をする以外ないだろうということをやっております。

今、区画整理の区域と、それから区画整理区域外の面的整備をやっております。区画整理の区域内につきましては、区画整理の進捗に合わせて管の埋設を行っていくということで、ある意味では若干、別枠になるわけでございます。要は、区画整理区域外の施設整備がいつできるかということになるわけでございますが、現在の予定では、平

成13年ぐらいまでには完了させたいということで進めております。財政的なことを考えますと、工事の水準からいたしますと、平成7年度ぐらいの工事量を今後もキープしていきたい、そのように考えております。

あと一言。いずれにいたしましても、この下水道の起債といたしますのは、後年度に幾らこれは使用料を上げましても、使用料は限界がございますので、一般会計からある程度の負担はしなきゃならないということで、かなり財政的には厳しいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 助役の今の答弁は、当たり前のことを話しているんですよ。私がここでなぜ指摘をするかという、今、財政状況が非常に厳しい状況の中で、しっかりとした将来に向けての財政計画を立て直さなくては、どうにもならない状況になってしまうんじゃないですかと思うから、指摘をしているんですよ。いいですか。

では、今、市立病院に一般財源からどれだけ繰り入れているんですか。一般会計からの繰出金がどのぐらいあるのか。土地開発公社に利子として幾ら払っているのか、一般会計からの繰出金。区画整理事業にも下水道事業にも、そして基金もなくなってきた。今、起債で処理をするといった。しかし、起債で処理ができないことだっていっぱいあるわけね。では、退職金を払うための起債ができるんですか。退職金を払うお金がないから、起債ができますか。いかがですか。

○議長（福島盛之助君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 起債を仰いで退職金を支払うということは、現時点では考えていませんけれども、私は、制度としてはあったんじゃないかというふうに思います。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） リストラをしたとすると、ある程度、財政運営上、非常に厳しい状況になった。ある程度、行政の方向において、そして退職金を払わなくちゃいけないというときは、起債できますよ。しかし正常の中で、要するに定年退職者に対する退職金を払うための起債なんかできませんよ。

それと、私が今あれしているのは、今、経常収支比率が上がった、何が上がったということは別段階として、行財政改革、そしてまた、こういうふうな事業の進捗状況に合わせて、要するに継続的な事業と単年度事業があるわけで、こういうふうな継続的事业に対しては一定の財政計画の見直しをして、一般会計と企業会計とのバランスをとりながら進めていかなかったら、もうどうにもならない状況に至るということは助役

なんか百も承知だと思うんです。それを、それは人口に20万人を想定して、下水道の使用収益を償還に充てていくなんて、これは聞ける話ですよ。しかし、現実的に、区画整理も事業が先送りになっていることも事実なわけだし、幹線が出てこなければ幾ら面的整備をしたって、使用料が上がらないことはもう百も承知だと思うんです。その辺で、こういうふうな事業に対して、下水道事業も含めて、要するに区画整理、合わせながら、ある程度一定の時期で財政計画の見直しの必要な時期に来ていると思うんです。その辺、市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 原則的には、御指摘のとおりだというふうに考えております。

したがいまして、特に特別会計は、特別会計のそれぞれの会計におきまして、一般会計になるべく依存をしないということもまた一つの原則でありますので、御指摘の、特に下水道事業等につきましては若干の料金の改定も時々実施しながら、全体のバランスをなるべく正確に取り扱っていくということが大切だと思っております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今は時期も悪いこともよくわかっているんです。区画整理事業のお金はどこでやるのか。保留地を売ってやるというんでしょう。その保留地がなかなか売れない。下水道事業は、下水道の使用料を充てて返還していくという。それもなかなか進んでいかないで返還できない。やっぱりそこで市長、ある程度英断を下して、どういうふうに事業を進めていくのか、財政運用をしていくのか、やっぱり一たんは見直す時期だと思うんです。その辺いかがですか、市長。

○議長（福島盛之助君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お答えしましたとおり、原則的には当然そうしなければならない、このように考えておりますので、具体的にもそういう姿勢を御理解をいただきながら取り組んでまいりたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 最後にしますけれども、先ほどの森田議員の決算に対する意見なんか聞いていると、着々と進んでいるみたいなことを平気で言うんです。市長は与党ですからしょうがないと思いますけれど、その辺のことはしっかりと市民に伝えるべきだと思います。

質問を終わります。

○議長（福島盛之助君） これをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は認定であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第49号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第50号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成6年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第52号、平成6年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第53号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第54号、平成6年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第55号、平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時19分 休憩

午後7時32分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第6-51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） それでは、御報告申し上げます。

請願第6-51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情につきましては、去る6月26日、都合により取り下げをしたい旨の書類が提出されました。9月19日の総務委員会におきまして、それを確認し承認した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6-51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情の件は取り下げることになりました。

これより請願第6-61号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（沢田研二君） 請願第6-61号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件でございます。

本請願は、平成6年12月7日に受け付けされた多摩平自治会会長、笹原武志様から提出された請願です。12月の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでございます。

請願事項として出された項目の一部に取り消し、訂正したい部分があるとの理由から、議長あてに取り下げ願いが提出されました。その意を受けて、当委員会は、この取り下げを承認することに決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6-61号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件は取り下げることになりました。

これより請願第6-12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第6-13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第7-7号、定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） 請願第6－12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第6－13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第7－7号、定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情の件でございます。

質疑、意見なく全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6－12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第6－13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第7－7号、定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第7－10号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） 請願第7－10号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件でございます。

主な質疑としては、各市の状況はどうか、というものでございました。

全会一致不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第7－10号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第7－15号、ＪＲ日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願、請願第7－17号、フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（田原 茂君） 請願第7－15号、ＪＲ日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願、請願第7－17号、フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情の件でございます。

主な質疑といたしましては、日野駅西側広場の現状でトイレが設置できるような用地はないのか、交番の南に小屋があるが、それは何か、等の質疑がなされました。

請願第7－15号につきましては、そのような質疑のもとに全会一致採択すべきものと決しました。

なお、請願第7－17号につきましては、質疑なく、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第7－15号、ＪＲ日野駅近辺に「公衆トイレ」の設置に関する請願、請願第7－17号、フランスと中国の核実験に抗議し、今後の核実験の中止を求める決議に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第7-12号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情、請願第7-14号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情、請願第7-16号、日野市に難聴教室の設置を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（竹ノ上武俊君） 文教委員会に付託されました請願についての審査結果を御報告いたします。

請願第7-12号につきましては、都教組日野地区協議会の遠田さんほか226名から提出をされたものでございます。同趣旨でございますので、あわせて申し上げます。請願第7-14号につきましては、東京都学校事務職員労働組合の藤井さんから提出をされたものでございます。

教育委員会の説明といたしまして、文部省も請願趣旨の方向で予算獲得のために動いているというお話がございました。

慎重な検討の結果、全会一致採択と決しましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、請願第7-16号でございます。日野市に難聴教室の設置を求める請願でございます。

日野市程久保にお住まいの田岡さんほか142名から請願がなされたものでございます。

教育委員会の説明といたしましては、過去、この種の教室については市民、議会等の要望を受け、百草台小に情緒障害を中心とした教室を設けた、もう一つ、そういう趣旨のものを日野市内につくりたい、言語障害、難聴障害についても設置すべく検討中である、こういう説明がございました。

質疑の中で、あわせまして難聴教室の設置には、設備、教室の改造、備品等で8,000万円から1億円の費用がかかる。これは、人件費を除いてでございます。この財源措置がかなえば、1997年、平成9年度に実現できる可能性はある、こういう説明でございました。

各委員から質疑、要望が出されましたが、慎重審議の結果、この請願についても全会一致採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第7-12号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情、請願第7-14号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情、請願第7-16号、日野市に難聴教室の設置を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

こりより請願第6-22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君） 請願第6-22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成6年6月17日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでございます。請願は、榎本昌子様ほか6,643名の方から、日野市内に重度知的障害者が主に入所できる厚生施設を建設してくださいという内容の請願でございます。

この重度知的障害者の入所施設の建設については、東京都に対して森田市長から積極的に働きかけをしていただくことを、厚生委員会としても強く要望をしておきます。

以上のとおり厚生委員会といたしまして慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。（「付帯意見を言わなきゃ」と呼ぶ者あり）

付帯意見として、重度知的障害者の入所施設の建設については、東京都に対して森田市長から積極的に働きかけをしていただくことという付帯意見を付して、全会一致採択すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。
本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6－22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君） 請願第6－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成6年9月6日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでございます。

請願は、レナーテ・ヘロルド様から出されたものです。内容は、犬の不妊・去勢手術の委託事業を市民に対する助成金制度にしていだきたいということと、猫についても助成金制度を確立していだきたいという内容の陳情です。

以上、厚生委員会としましては慎重審査の結果、挙手採決を行い、不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。
本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手多数であります。よって請願第6－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第6－44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情、

請願第6-63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願、請願第7-3号、トレーニング室設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君） それでは、請願第6-44号、請願第6-63号、請願第7-3号、この3件につきまして、一括して御報告を申し上げたいと思います。

まず、請願第6-44号は、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情についてでございます。

本請願は、平成6年9月14日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、請願は細田伊三様ほか4名の方から出されております。市町村の公衆衛生活動に必要な設備の充実、マンパワーの確保等、その財源確保を保障するよう政府に働きかけること、2点目といたしましては、東京都に対しても財源確保等を含めた支援策を講ずるよう働きかけること、3点目、住民の公衆衛生と福祉の向上、発展を目指すという自治体と保健所に共通の目標を実現するために尽力すること。以上、3項目を求める陳情であります。

なお、この3項目については、関係機関に意見書を提出するよう要請されております。

以上、厚生委員会としましては慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第6-63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成6年12月13日の定例会におきまして本委員会に付託されました。請願は、高橋伸子様ほか842名の方から出されております。谷戸沢処分場の污水漏れの状態を正確に把握するために、ゴムシートの下に配管されている地下集水管内の水質データを公開するよう、処分組合に働きかけをしていただきたいという内容の請願です。

以上、厚生委員会としましては慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第7-3号、トレーニング室設置に関する請願について、御報告申し上げます。

本請願は、平成7年3月14日の定例会で本委員会に付託されました。請願は、矢部

芳子様ほか110名の方から出されております。内容といたしましては、日野にも運動器具の備わったトレーニング室を設置していただきたいという内容の請願です。現在は、立川市立柴崎体育館のトレーニング室で日野市民が1日平均十五、六人ほどお世話になっているそうです。このことを踏まえ、厚生委員会としましては慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

以上、3件につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6-44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情、請願第6-63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願、請願第7-3号、トレーニング室設置に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6-34号、日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情、請願第7-9号、大震災発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本2件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6－46号、学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願、請願第7－18号、日野市立第二幼稚園のクラス編成と市立幼稚園の募集の改善に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本2件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6－54号、診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情、請願第7－1号、障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善と充実を求めている意見書提出等に関する陳情、請願第7－2号、お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願、請願第7－13号、中ホール建設に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本4件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6-15号、程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第6-47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願、請願第6-57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第6-58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第6-59号、3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当して下さいの陳情、請願第6-64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願、請願第7-11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本7件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第52、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第53、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第54、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第55、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第56、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後8時8分 休憩

午後11時54分 再開

○議長（福島盛之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際「会期の延長の件」を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

「会期の延長の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を9月30日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって会期は9月30日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。9月30日は休会の日であります。議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって9月30日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。9月30日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって9月30日の会議時間は午前零時に繰り上げることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前零時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分 延会

9 月 30 日 土曜日 (第 9 日)

平成 7 年 第 3 回定例会 日野市議会会議録 (第 26 号)

9 月 30 日 土曜日 (第 9 日)

出席議員 (29 名)

2 番	佐藤 洋二 君	3 番	菅原 直志 君
4 番	渡邊 馨鴻 君	5 番	吉富 正敏 君
6 番	小島 久 君	7 番	小川 友一 君
8 番	森田 美津雄 君	9 番	佐瀬 昭二郎 君
10 番	中谷 好幸 君	11 番	沢田 研二 君
12 番	田原 茂 君	13 番	宮沢 清子 君
14 番	執印 真智子 君	15 番	土方 尚功 君
16 番	天野 輝男 君	17 番	奥住 日出男 君
18 番	橋本文子 君	19 番	板垣 正男 君
20 番	鈴木 美奈子 君	21 番	内田 勲 君
22 番	馬場 繁夫 君	23 番	夏井 明男 君
24 番	黒川 重憲 君	25 番	福島 盛之助 君
26 番	旗野 行雄 君	27 番	小山 良悟 君
28 番	一ノ瀬 隆 君	29 番	竹ノ上 武俊 君
30 番	米沢 照男 君		

欠席議員 (1 名)

1 番 江口 和雄 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	前 田 雅 夫 君
助 役	坂 口 泰 雄 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
市 民 部 長	田 村 丕 子 君	生活文化部長	小 野 宗 市 君
環 境 部 長	山 口 正 夫 君	都市整備部長	鈴 木 栄 弘 君
建 設 部 長	桧 山 茂 君	福 祉 部 長	藤 本 享 一 君
病院事務長	高 野 英 男 君	教 育 長	園 田 匠 君
学校教育部長	谷 正 幸 君	社会教育部長	加 藤 侃一郎 君
業 務 課 長	山 田 政 男 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	小 俣 雅 義 君	副 主 幹	濃 沼 哲 夫 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次
 速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成7年9月30日(土)

午 前 0 時 開 議

(議案上程)

- | | | |
|-------|--------------|--------------------------|
| 日程第 1 | 議 案 第 67 号 | 日野市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 議 案 第 68 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 3 | 議員提出議案第 10 号 | 日の出町谷戸沢処分場に関する意見書 |
| 日程第 4 | 議員提出議案第 11 号 | 中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求める決議 |
| 日程第 5 | 議員提出議案第 12 号 | 定住外国人への地方参政権を求める意見書 |

- 日程第 6 議員提出議案第 13 号 真に国民のための公共事業推進を求める意見書
- 日程第 7 議員提出議案第 14 号 日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施設の建設を求める意見書
- 日程第 8 議員提出議案第 15 号 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める意見書
- 日程第 9 議員提出議案第 16 号 教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 9 まで

午前0時0分 開議

○議長（福島盛之助君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより議案第67号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第67号、日野市教育委員会委員の任命について。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが議案書、空欄の上段に、住所、東京都八王子市梶田町572番地の10、氏名、黒沢保雄さん、生年月日、大正14年12月4日。また下段に、住所、東京都日野市三沢三丁目37番地の13、氏名、中田俊子さん、生年月日、昭和7年6月7日と記入くださいますよう、お願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。

まず初めに、黒沢保雄氏について採決いたします。本件を同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手多数であります。よって黒沢保雄氏については同意することに決しました。

次に、中田俊子氏について採決いたします。本件を同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手多数であります。よって中田俊子氏については同意することに決しました。

これより議案第68号、人権擁護委員の推薦の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第68号、人権擁護委員の推薦について。

本議案は、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

経歴書に記載のとおり4名の方について、よろしく願いをいたします。

○議長（福島盛之助君） お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。

よって本件について採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議案第68号、人権擁護委員の推薦の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第10号、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書の件を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 日の出町谷戸沢処分場に関する意見書案であります。中身は、一つは、地下集水管データの開示、あわせて汚染の疑惑が解消されるまでは第二処分場建設工事の着工は強行すべきではないという、極めて当然の意見書の中身になっております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（福島盛之助君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第10号、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第11号、中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求める決議の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第11号、中国・フランスの核実験に抗議し、中止を求める決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第12号、定住外国人への地方参政権を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 定住外国人への地方参政権を求める意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付してございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第12号、定住外国人への地方参政権を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第13号、真に国民のための公共事業推進を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田原 茂君。

○12番（田原 茂君） 真に国民のための公共事業推進を求める意見書の案でございます。

案文につきましては、お手元に配付してございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、真に国民のための公共事業推進を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施設の

建設を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施設の建設を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付してございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、日野市に重度知的障害者が主に入所できる更生施設の建設を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付してございます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第16号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 16号議案につきましては、提案理由、お手元に配付してあります資料のとおりでございます。可決方、御協力をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君） 質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第16号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成7年度第3回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前0時12分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項及び日野市議会会議規則第 81 条の規定により署名する。

日野市議会議長	福	島	盛	之	助
---------	---	---	---	---	---

署 名 議 員	土	方	尚	功
---------	---	---	---	---

署 名 議 員	天	野	輝	男
---------	---	---	---	---

